

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                       | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |                         |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|--|---|--|------|-------|---|--|-------------------------|---|--------------------|
|    |             |            |  |   |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類                   | 対応の概要   |                    |
| 1  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 技術士(農業部門)及び技術士補(農業部門)登録者の(農業)普及指導員への任用について | <p>平成16年度まで普及職員の資格試験は「改良普及員」と「専門技術員」の2つが実施されていました。平成16年5月に改正された農業改良助成法に基づき、都道府県に置く普及員が「普及指導員」に一元化されたことに伴い、平成17年度からは、これら2つの資格試験を廃止し、新たに「普及指導員資格試験」を国が実施しております。</p> <p>一方、文部科学省令で定める技術士の部門ごとに、技術士試験を実施しております。</p> <p>互いに農業の普及指導や科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的としておりますが、互いに所管官庁、根拠法が異なるため、それぞれに資格を取得しなければなりません。</p> <p>特に技術士補は受験にかかる実務経験については問われていませんが、全くの実務経験では試験に合格することも難しいです。技術士については、技術士補取得後、受験のために7年を超える実務経験が必要など、筆記試験、口述試験の合格が必要です。</p> <p>普及指導員については、特定の機関に勤め、かつ実務経験を積まなければならない、そもそも受験資格が得られないことから、技術士及び技術士補を取得していても改めて実務経験を積まなければならない、経験年数の無駄が発生してしまいます。</p> | <p>普及指導員は高度な普及事業を担当する即戦力の技術者として任用されることから「普及指導員資格試験」では、大学卒業見込みで受験できた従来の改良普及員試験とは異なり、大学院修了後2年間(大学卒では4年間)の実務経験が受験のために必要となります。また、この試験の受験資格等は「国、都道府県、農協等において、試験研究業務・教育・普及指導に従事した実務経験を有する者」である必要があります。</p> <p>一方、技術士は技術士法第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者としており、技術士補は、技術士となるのに必要な技能を修習するため、第32条第2項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、第32条第1項に規定する業務について技術士を補助する者としております。</p> <p>また、都道府県職員以外の方が普及指導員の資格試験を受験する際の要件として、大学を卒業した者は4年間の実務経験を求めています。農業部門の技術士補の実務経験は受験資格の実務経験として算入できることとなっております。</p> | 個人   | 農林水産省 | <p>農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条第2号及び「農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条第2号、農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件(以下「告示」という。))の四」の規定のとおり、技術士の資格を有する者を普及指導員として任用することは可能になっております。</p> <p>現行制度下で対応可能</p>   | <p>「農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条第2号」及び「農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件(以下「告示」という。))の四」の規定のとおり、技術士の資格を有する者を普及指導員として任用することは可能になっております。</p> <p>さらに、今回、規制改革ホットラインの提案を踏まえ、告示四の口に規定する「業務に従事した期間」を削除し、都道府県知事が技術士の資格を有する者を速やかに任用できるように改正します。</p> <p>なお、技術士補については、技術士の補助業務を行いながら技術士となるために必要な技能を修習するための資格であることから、技術士普及指導員の資格試験の合格者と同等に扱っているところですが、</p> |                         |   |                    |
| 2  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 法務局の登記簿原本と公図のデジタル化                         | <p>現在、不動産の登記簿原本や商業簿本(会社簿本)は紙データ(PDFデータ)で法務局から受け取らなければならないが、これをわざわざ紙で出力しているのは無駄以外の何者でもありません。もともとデジタルでほしい情報が整理されている状態で、法務局から受け渡しができると、無駄な業務を省くことができます。また、公図も依然として紙データになっていて、その紙データをデジタルデータに直す仕事をしている業者も誕生しているぐらいで、それを不動産会社や金融会社は買っています。もともと公図をデジタルで作成しているのですから、そのままデジタルで共有すればいいだけの話なのです。</p>  | <p>現在、不動産の登記簿原本や商業簿本(会社簿本)は紙データ(PDFデータ)で法務局から受け取らなければならないが、これを不動産業界、金融業界他関連業界は、PDFのデータを自らテキストデータに文字起こしをして分析・加工等をしなければなりません。本来法務局はデジタルでデータを管理しているの、これをわざわざ紙で出力しているのは無駄以外の何者でもありません。もともとデジタルでほしい情報が整理されている状態で、法務局から受け渡しができると、無駄な業務を省くことができます。また、公図も依然として紙データになっていて、その紙データをデジタルデータに直す仕事をしている業者も誕生しているぐらいで、それを不動産会社や金融会社は買っています。もともと公図をデジタルで作成しているのですから、そのままデジタルで共有すればいいだけの話なのです。もともとセンシブルのような住宅地図を作成しているような会社に公図の管理を委託し、地図情報システム(GIS)で閲覧・管理できるようにすれば、不動産取引や各種分析が飛躍的に高まります。どうぞご検討ください。</p>   | 個人   | 法務省   | <p>不動産登記手続及び商業・法人登記手続においては、登記事項証明書、地図、建物所在図、地図に準ずる図面等の交付請求を行うことができます。</p> <p>また、登記情報提供サービスでは、オンライン上で登記情報、地図・図面情報等をPDF形式で閲覧することができます。</p>  | <p>不動産登記法第119条及び120条、商業登記法第10条、電子通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条</p>   | <p>対応不可</p>             | <p>登記制度は、登記記録に記載された内容を公示することにより、国民の権利の保全や商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としているところ。登記官が証明をしたデータの不正な編集をデータ取得者が行うことにより、登記制度の目的を果たすことができなくなるおそれがあることから、御提案のようなテキストデータ等の編集可能な電子データにより登記記録に記載された内容を提供することは困難です。</p> <p>なお、地図情報については、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)等において、令和3年度までに登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面の電子データの提供を開始することとされているため、現在、その検討や必要な対応を行っているところです。</p> |                    |
| 3  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 保険について                                     | <p>コロナ禍の中ご苦勞様です。私茅ヶ崎市在住の者ですが、社会保険加入と国民健康保険の切り替えが自動的に伝わらないかと提案させていただきます。わざわざ市役所に出向いて切り替えしないと二度に支払いが発生してしまう点です。</p>   | <p>今後のデジタル化に伴いマイナンバーカードの利点をアナログからデジタル化活用し無駄な動きが無い様出来ないかと思っております。簡便化出来たらよりマイナンバーカードの普及も進むかと思うので検討よろしくお願いします。</p>  | 個人   | 厚生労働省 | <p>社会保険加入について、国民健康保険者に自動的に伝える仕組みについては、現時点では、社会保険の保険者では被保険者の国民健康保険者の情報を有しておらず、また各保険者間において確実に伝達する仕組みを構築していないため、困難です。</p> <p>仮に保険者間において情報の伝達が可能である場合であっても、国民健康保険において、被保険者の加入状況を本人に確認することなく、一律に資格を喪失させることは、被保険者の状況によっては(社保加入後即退職した場合など)無保険状態を発生させるおそれがあり、被保険者の不利益を生むため、原則届出に基づき処理を行う必要があることとしています。</p> <p>現在、令和3年3月稼働予定のオンライン資格確認システムに連携される資格情報を活用し、資格喪失状態にある人の一覧を保険者に提供する仕組みを構築中です。現時点では、保険者からの資格喪失動向は速行する事となりますが、この一覧を用いて被保険者から届出が無い場合の国民健康保険を喪失する運用についても、登録される資格情報の実態を踏まえて判断したいと考えています。</p> <p>なお、現行の国民健康保険の取組としては、明らかに他保険に加入している事実を確認できた場合にのみ、一定期間の動向ののち、関係諸機関において職権での資格喪失をすることは可能です。</p> | <p>対応不可</p>  | <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> |   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                  | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案<br>主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |   |                              |  | ワーキング<br>グループに<br>おける処<br>理方針 |
|----|-----------------|-----------|-----------------------|--|--|----------|------------|---|---|------------------------------|--|-------------------------------|
|    |                 |           |                       |  |  |          |            | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分<br>類                    | 対応の概要  |                               |
| 4  | 令和2年10月19日      | 令和2年11月9日 | 一般ゴミ規制について            | 一般ゴミ回収は許可が必要ですが申請も一切受け付けてくれない。遺品整理が増えているのに全て処理する事が出来ません。遺品整理時のみの限定した許可をお願いします。 | 現在、廃墟になっている家が多くなる。これから高齢者が多くなり処分ができない状態が考えられるので回収業者が増えれば金額も下がり早めの対応となる。  | 個人       | 環境省        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可については、市町村において、同条第5項の規定により、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等の基準に適合すると認める場合に、許可を行えることとなっている。   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第5項                                     | 現行制度下<br>で対応可能               | 今回御提案いただきました「遺品整理時のみの限定した許可」については、現行制度下でも、市町村において、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等の一般廃棄物収集運搬業の許可基準に適合するとともに、当該限定許可の必要性があると判断するならば、対応可能であると認識しています。また、遺品整理に伴って発生する廃棄物の処理に当たっては、既存の一般廃棄物処理業者を活用することも考えられます。   |                               |
| 5  | 令和2年10月19日      | 令和2年11月9日 | 成人向け作品におけるモザイクや消しについて | 成人向けの性的な描写におけるモザイク等の修正が必要とされている現状の無意味な規制を撤廃すべきではないかと考えています                     | 現在成人向けコンテンツにおける性器に対して掛けられている修正は世界的に見てもその必要性が疑問で、規制自体の蓋然性が薄く何のために誰のために行われているか甚だ疑問です。また消しの基準となる物が存在せず警察、検察の胸先三寸で決まる極めて不透明な判断で逮捕される可能性が高いものであります。さらに各省庁に問い合わせても、たらいまわしにされた上で規制の責任の所在が明らかにされず、前例と事なかれ主義によってのみ継続されている悪しき習慣だと考えています。成人向けコンテンツに於いて性器を隠すことで誰を隠すのでしょうか？風紀の乱れを防げるのでしょうか？ネットで検索すれば海外コンテンツでいくらでも無修正の物が出てくる時代に、このような無意味な規制は全く意味がありません。早急に撤廃すべきです。国産の成人向けコンテンツの競争力を高める意味合いでも何卒ご一考頂けませんか？ | 個人       | 警察庁<br>法務省 | 刑法第175条は、「成人向けの性的な描写におけるモザイク等の修正が必要」という規制を規定しているものではありません。  | なし  | 事実確認                         | 制度の現状欄に記載のとおり「規制」についての事実確認があります。なお、捜査機関においては、刑法第175条のわいせつ文書等に当たるか否かについて個別具体的な事実関係に即して適切に判断しております。  |                               |
| 6  | 令和2年10月19日      | 令和2年11月9日 | 免許更新手続き               | 1 更新手続きにかかる無駄な費用の削減<br>2 更新手続きのデジタル化   | (1) 更新手続きにかかる無駄な費用の削減<br>教本類のデジタル化<br>最も必要のないものが手続き時に受領しなければならぬ教本類。高額な上に、この時代に、本となっている。WEB上で閲覧出来れば、要は足りる。家族で免許更新時期が近いと、同じものが家に2部、3部あることになる教本類は、検討して頂きたい。<br>イ 更新時に見るビデオ等も、担当者や各課が必要はなく、人件費の無駄。教本類で時給収入で、支払っているのではないかと。ビデオが終わったところで、2～3分話だけの担当者は、無駄ではないかと思う。<br>(2) 更新手続きのデジタル化<br>免許のデジタル化を考えると、免許更新手続きのデジタル化も合わせて検討して貰いたい。  | 個人       | 警察庁        | 1 教本について<br>更新時講習の実施方法については、道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表第3欄に「教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。」と規定されており、講習中、必要に応じ教本を参照しながら説明を行うことで講習効果を高めるため、教本を活用しています。<br>2 指導員について<br>通達において、講習には指導員1人を配置することとしており、当該指導員が教本、視聴覚教材等を活用した講義を行い、また、視聴覚教材の操作や受講者の受講態度に注意を払うなどしています。<br>3 更新手続のデジタル化について<br>運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。 | 道路交通法施行規則第38条第11項第1号<br>道路交通法第101条第1項、第5項及び第6項<br>道路交通法施行規則第29条 | 1 検討を予定<br>2 対応不可<br>3 検討を予定 | 1 教本について<br>教本を有効活用することは、安全な運転の継続に資するものと考えておりますが、教本の媒体の在り方については、利用者の利便性、幅広い層からの御要望、必要経費等を踏まえ、検討してまいります。<br>2 指導員について<br>更新時講習における指導員は、講義や講習ビデオ教材等の操作を行う必要があるほか、受講者の体調に配慮したり、受講者からの質疑に回答する場合等があることから必要であるとと考えております。<br>3 更新手続のデジタル化について<br>運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化等について、今後、検討を進める予定です。 |                               |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                           |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|--------------------|--|---|------|-------|--|---------------------------|------------|--|-------------------|
|    |             |            |                    |  |   |      |       | 制度の現状  | 該当法令等                     | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 7  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 戸籍謄本の海外からの取り寄せについて | 現在海外で、日本のパスポートの期限が切れてしまった時、戸籍謄本の取り寄せが必要になります。書類のダウンロードはネットでできますが、申込みは郵送で、手数料等の支払いも日本の協力者が必要になります。  | 戸籍謄本の取り寄せをネットで書類の記入、本人確認が出来て、手数料の支払いもクレジットカードが手数料など役所側へ負担がかかるようであれば、ペイパルや電子送金など海外からでも出来るようにしてほしいです。   | 個人   | 法務省   | 戸籍謄抄本等の交付請求については、戸籍法施行規則79条の2において、市町村長の使用に係る電子計算機と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、電子申請を行うことができるとされており。ただし、電子申請を導入するかどうかは、戸籍事務を営営する各市町村の判断によることとされています。なお、戸籍謄抄本等の手数料の支払方法については、戸籍法等で定めておらず、各市町村の運用によることとなります。   | 戸籍法施行規則79条の2              | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 8  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | マイナンバーの使い方         | 遺産相続した土地や建物や自分が所有している土地があります。その間に、転勤で住所が変わっています。税金は住所変更しているの、払っています。法務局で、住所変更の仕方が分かりませんから、放置したままです。書類揃えるに、多額のお金が必要です。簡単にマイナンバーカードを法務局に持って行って、数分で土地、建物の住所変更が出来るようにして下さい。複雑過ぎてわかりません。簡単に住所変更が出来るようにお願いします。 | 土地や建物が、使用者不明が多い事、法律の専門家は、わかるけど、国民には、理解できない、書類を沢山揃えないといけない。ので、マイナンバーカード一枚で住所変更が出来れば、費用の削減になる、時間がからからない、コストの削減になる。簡単にマイナンバーカードの利便性が出る。          | 個人   | 法務省   | 不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請は、申請情報と併せて当該登記名義人の住所について変更があったことを証する市町村長が作成した情報(住民票の写し)を提供する必要があります。また、住民票コードを申請情報の内容とすれば、住民票の写しの提供を省略することができます。  | 不動産登記令第7条第1項第6号(同令別表第23項) | 対応不可       | 不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請に要する添付情報は、当該登記名義人の住所について変更があったことを証する市町村長が作成した情報であるところ、マイナンバーカードは現在の住所を証するのみであることから、住所について変更があったことを証する情報として取り扱うことは困難です。なお、制度の現状に記載したとおり、不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請に要する添付情報は原則として住民票の写しで足り、また、住民票コードを申請情報とした場合には、住民票の写しの提供を省略することができます。  |                   |
| 9  | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 健康保険証のデジタル化        | 保険証(家族分含む)をデジタル化して、スマートフォンで提示できるようにしてほしい。  | 病院や薬局へ行ったら紙の保険証を出して渡す必要なく、マイ保険証のバーコード(QR)をスマートフォンで表示して病院側の端末でスキャンすれば良いだけになるように。紙の発行手続きにかかる人件費や紙・インク代、病院薬局の手入力による事務費用の削減に繋がり、国民の利便性も上がる        | 個人   | 厚生労働省 | 保険証については、医療機関や薬局における資格確認のために用いるものであり、全ての医療機関や薬局において共通して確認出来るよう、実物による保険証を医療機関や薬局で提出していただいているところです。電子的な手段を活用した資格確認手続きの簡素化は重要であることから、令和3年3月以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにし、医療機関や薬局で専用の端末に提示することで資格確認を行うことが出来るオンライン資格確認の仕組みを開始することとしており、まずはこの円滑な導入及び運用に努めていきたいと考えています。  | 健康保険法(大正11年法律第70号)等       | 対応不可       | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 10 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 定期借家契約の電子契約の承認     | 現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を承認してほしい。現状で定期借家契約を結ぶたびに、対面での作業が必要となり、お客様が望む時間に契約業務がしたい。いちいち事務所までご足労いただければならず、コロナの状況下でもその業務は行わなければならない  | 現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を承認してほしい。現状で定期借家契約を結ぶたびに、対面での作業が必要となり、お客様が望む時間に契約業務がしたい。いちいち事務所までご足労いただければならず、コロナの状況下でもその業務は行わなければならない | 個人   | 法務省   | 借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期間の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合には、公正証書による等書面によって契約をしなければならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書とは別個の書面であることを要する。こととした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所長事判例集66巻9号3263頁)。 | 借地借家法第38条第1項、第2項          | 検討を予定      | 借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により強制的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書の書面による契約を義務づけることとし、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。契約の電子化の必要性が高まっていることを受けて、定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えていますが、この定期建物賃貸借契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合や、事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識することを目的とする法の趣旨が損なわれないか等の、必要な検討を進める予定です。 |                   |

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                 | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|--------------------------------------|---|---|------|--------------|---|---|------------|--|-------------------|
|    |             |            |                                      |   |   |      |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 11 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 美容師と理容師                              | 美容師法と理容師法を統一して美容師法としてほしい。   | 美容室に男性もカットに行く時代です。また理容室に女性もカットに行く時代です。殆んどやることも一緒ですし、美容師、理容師を分ける意味がないと思います。<br>古い法律で女性と男性を分ける意味があると聞いたことがありますが、あまりにも時代錯誤だと思います。<br>また美容師と理容師は出会いが多く結婚する人も多いと思いますが一緒にやることによりメニューなどの多様化や講習などの一本化また技術力の向上なども見込めると思います。これ等により売り上げがアップし益々々の社会貢献が望めると思います。   | 個人   | 厚生労働省        | 理容師と美容師の区別を利用者の男女の別で分けているものではありません。理容師法第1条の2において、「理容とは、頭髪の前髪、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう」とされ、同法第6条において、「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。」とされ、また、美容師法第2条第1項において、「美容」とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。」とされ、同法第6条において、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」とされているとおり、美容室、理容室で行われる施術内容は同一ではありません。また、一定の条件の下、理容所・美容所の重複開設が認められています。   | 理容師法第1条の2及び同法第6条美容師法第2条第1項及び同法第6条   | 事実確認       | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 12 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 児童手当の受給手続き                           | 毎度児童手当受給のため、課税証明、住民票を提出しているが、やめていただきたい  | 時間、コストの無駄   | 個人   | 内閣府          | 実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。  | 児童手当法施行規則第11条第1項  | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 13 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 地方自治法244条の2の改正をお願いしたい点。              | ■地方自治法第244条の2第3項・第4項による条例の制定<br>公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。<br>※公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項<br>-指定の手段(申請、選定、事業計画の提出等)<br>-管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件)<br>-業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、使用許可)<br>-この条例で定めるべき事項の内、管理の基準、業務の具体的内容を撤廃又は「協定書に定める」等の表記に変更希望。 | 現在、山村の小学校廃校跡(明治時代から続く木造校舎)の指定管理者をしており、学生等の合宿が主な収入なのですが、本年度のコロナ禍、ネット予約による宿泊料金の変動等に対応したいのですが、条例の定めにより、料金や休館日等の変更も出来ず、共倒れしそうな経営状況になってまいりました。一度作った条例を改正・撤廃するには大変な作業を伴うため、自治体の担当者も嫌がり、平成17年以降、料金も内容も改正しないまま今に至っております。その間、地域の過疎化が進み(高齢化率70%)、指定管理者の引き受け手もおらず、私も引くに引けない状況に陥っております。民間資本を誘致しようとしても、この法律により、時流にあった営業形態、資本投資が出来ず(協定期間後の原状回復義務のため)、このままではいずれ廃墟となってしまうとす。どうか、規制の緩和と、民間資本を入れやすい環境を整備して頂きたいと思っております。   | 個人   | 総務省          | 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下、「指定管理者」といいます。))に、当該公の施設の管理を行わせることができます。<br>指定管理者に公の施設の管理を行わせるために定める条例には、指定管理者の指定の手段(申請の方法や選定基準等)、指定管理者が行う管理の基準(休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等)及び業務の範囲(公の施設の使用の許可、施設の維持管理等)その他必要な事項を定めることとされています。<br>また、指定管理者が収容することができる公の施設の利用料金については、条例の定めるところにより、あらかじめ当該地方公共団体の承認を受けた上で、指定管理者が定めることができるものとされています。  | 地方自治法第244条の2第3項、第4項、第8項、第9項   | 対応不可       | 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として導入された制度であり、法律による規制は最小限度とし、地方公共団体が地域の实情に応じた制度設計を行うことを可能とするものです。<br>一方で、指定管理者に公の施設の管理権限を委任した場合においても、使用許可の基準や施設を利用できる日時、使用料の額といった施設の基本的な利用条件の設定や、行政処分に当たる使用の許可を含む業務の範囲については、当該公の施設の設置の責任と密接不可分であること、さらに住民の福祉の増進にも関わり、公的なチェック機能が求められることから、地方公共団体が条例で定めるものとしています。<br>以上を踏まえ、条例で定めることとされている事項については、各地方公共団体に於いて、条例の改正等を検討する必要があるものと考えられますが、指定管理者に支出する委託費の額や、リスク分担等については、地方公共団体と指定管理者との間で継続されている協定等に基づいて対応する余地がないか、施設の設置者である地方公共団体に十分に相談していただく必要があると考えられます。 |                   |
| 14 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利便性向上案について | 引越に伴う自動車番号の変更手続きにおいて、ネット上でのOSSへの登録と、陸運局への一度の出頭で手続きを完了させたい。  | 実際に経験した手続きでは、次のようになります。<br>1. OSSへの登録(マイナンバーカードでの認証)<br>2. 住民票の取得(マイナンバーカードを使用してコンビニで発行)<br>3. 陸運局へ出頭、住民票を提出<br>4. メールで、陸運局への手数料振込指示<br>5. 陸運局へ振込<br>6. メールで、警察へ手数料振込指示(2回)<br>7. 警察へ振込(2回)<br>8. 警察へ出頭、車庫証明を取得<br>9. 陸運局へ出頭、車庫証明を提出し、新たな自動車番号が発行される<br>改善1<br>OSSへの登録にマイナンバーカードでの認証を行っているにもかかわらず、別途、住民票を取得する必要はないのでは?<br>改善2<br>改善1が達成できた場合には、陸運局への出頭回数を1回減らすことが可能<br>改善3<br>陸運局、警察への交互の出頭ではなく、窓口は陸運局に統一して頂きたい。<br>改善4<br>ワンストップサービスと銘打っているわけだから、警察と国土交通省/陸運局の役所間の調整を行って頂きたい。<br>改善5<br>手数料振込をまとめて欲しい。<br>手数料はあらかじめ決まっているわけだから、陸運局分、警察分、最初にまとめて振り込むようにしてほしい。 | 個人   | 警察庁<br>国土交通省 | ○ マイナンバーカードと住民票について<br>マイナンバーカードでの認証は、申請者の本人確認と、申請内容の担保のためにしているものです。<br>一方で、住民票は、自動車登録令第14条に基づき、登録の原因を証する書面として、旧車検証に記載の住所から新住所までの疑いを証明していただくために必要です。これは、マイナンバーカードで確認できる現住所の確認だけではなく、旧車検証に記載されている住所と住民票に記載された住所の異動履歴を確認する必要があります。なお、当該手続をOSSにより申請する場合には、住民票コードを入力することで住民票の提出を省略することが可能となっています(ただし、過去に自動車登録の住所変更を怠っていた等により住所の業がりが確認できない場合には、住民票等の提出が必要となる場合があります。)。<br>○ 窓口の統一について<br>運輸支局における車検証の交付及び警察署における保管場所標章の受領については、自動車登録申請及び自動車保管場所証明申請の審査を行う機関が異なることから、受け取りにはそれぞれの窓口への来訪をお願いしている状況です。<br>○ 手数料の一括支払いについて<br>手数料は、特定の者に提供する審査等の役務に対し、その費用を償うために徴収する料金であり、審査前に支払うものであるため、それぞれの処理に応じて納付をいただいている状況です。 | 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第2項、第4項<br>自動車登録令第14条<br>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項 | 検討を予定      | 御指摘いただいている改善点につきましては、引き続き関係省庁間での調整を行い、システムの対応を含め、利便性を向上できるように努めていきたいと考えております。  |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                            | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|---------------------------------|--|--|------|---------------------|--|---|-------|---|-------------------|
|    |             |            |                                 |  |  |      |                     | 制度の現状  | 該当法令等                                   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 15 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 厚労省管轄の養成所の単位認定によって、看護の質を向上させたい。 | 学位授与機構の利用や大学編入を、厚労省管轄の養成所(各種学校)卒業生にも認めてほしい。                      | 養成所卒の看護師が学士取得したい場合、文科省管轄の養成所卒の場合は学位授与機構の利用または大学編入が可能ですが、一方で厚労省管轄の養成所卒の場合はそれが認められず、改めて大学に4年間通う必要があります。実際、私は看護師として10年以上勤務しましたが、現在は千葉大学看護学部で1年次から通常の学部生と同様に学んでいます。看護師経験者としては、既習得事項である技術や実習は学ぶ意義を覚悟いたしません。もし、厚労省管轄の養成所卒の看護師が大学編入や学位授与機構が認められず、学び直しが可能になり、看護職の質の向上につながります。モチベーションが高まり、離職率低下につながるでしょう。現場で働くことに疲れ、改めて学びたいという学生が多いように、大学に編入できる人が増えれば、潜在看護師が減少することも考えられます。確かに、文科省管轄の養成所と比べ厚労省管轄の養成所の偏差値は低いです。しかし、一生当時の偏差値を背負わなければならないのはおかしいです。看護師免許を持った後の方が、看護学校に入るまでよりも看護を学ぶ期間は長いはずなのに、この縦割りシステムは学びを深める機会を奪ってしまいます。大学のレベルに見合うかそうでないかは大学が決めることで、縦割りシステムが介入すべきことではないのではないのでしょうか。 | 個人   | 文部科学省<br>厚生労働省      | 編入学は、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要であり、現在、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)④修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科、を卒業した者のみに認められています。編入学においては、編入前の学修が、編入先の大学において単位認定を受けられることが前提となります。そのため、編入前の学修が、①制度として、大学相当の教育を行うものとして位置づけられている機関で行われていること、②実際に照らして、大学相当の教育であると認められる内容の学修が行われていること、のいずれかの担保が必要です。  | ○学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第9項、第122条、第132条 | 対応不可  | 編入学について学校教育法で認められた学校等からの編入であれば管轄に限らず可能です。各種学校は、大学への編入が認められている学校や専修学校の専門課程と比べ教育内容や施設等の面において、極めて自由度が高く、現行の学校教育体系においては、各種学校の卒業生について大学への編入学を認めることは適当でないと考えます。なお、大学改革支援・学位授与機構の利用においても、編入学と同様、現行の学校教育法体系の中においては、一定の年限にわたった「まとまりのある学修」を基礎として、さらに大学等において新たな学修を組み上げることが求められているため、利用を認めることは適当でないと考えます。 |                   |
| 16 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 契約書類の捺印廃止及び完全電子化                | 紙媒体のある企業間で締結されて保管中の原本は法務省等で電子承認があればPDFを正とできるとするシステム構築を(その場合紙は廃棄) | 現在コロナ禍の中、ハンコの為に会社、ハンコの為にPDFがあるうとも原本を確認しなければならない状況です。契約書類の完全電子化を推進していただくと諸々のデジタル化が進むのではないのでしょうか。ただ、今まで締結された書類もあるのてこれの無効も含めた法改正をお願いしたいところです。これが実現すると、印刷物保管庫等のスペースも空き、印刷にかかるコストの削減もできます。何卒ご検討を。   | 個人   | 内閣府<br>法務省<br>経済産業省 | 民法上は契約書等への押印が契約の成立要件とされているわけではなく、法令上で個別に規制がない契約については、契約主体間において、原本を電子にするか紙にするか判断いただくことが可能です。  | なし                                      | 事実裏認  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 17 | 令和2年10月19日  | 令和4年12月14日 | 働き方改革について                       | 2019年4月から行われている「有給休暇強制取得」の罰則を緩和してほしい。                            | 労働者側の意見として、強制的に有給を取らなければならないというのはとても苦痛なので「取りたい人だけ取りやすい」制度に変えて欲しい。「有給を取らない人がいるから罰金」という事が会社への負担にもなっているように、取得についてとらうるさく言われ、いらない有給を無理無理取られるのは苦痛そのものである。また、有給を取らない人やどうしても有給が取れない人もいます。その人達のために会社や企業がその人の有給を買い取るという制度を作り有給取得の強制化を緩和させる制度があった方がいいと思う。なお、サービス業においてスーパーフライデーなどは全く意味がない国民全体で見れば不公平が生じる為やめた方がいい。  | 個人   | 厚生労働省               | 2019年4月から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。   | 労働基準法第39条                               | その他   | 年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされているところです。しかしながら、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状を踏まえ、労使が参加する労働政策審議会でも議論いただいた上で、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることとしております。引き続き、年次有給休暇を取得する時季などについて、労使間で十分に話し合った上で、取得していただけるよう、働き方改革関連法の着実な施行を進めてまいります。                      | ◎                 |
| 18 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 金融改革                            | 金融改革   | 住宅ローンの借換え時、親子ローンを認めて欲しい。   |      | 金融庁                 | 住宅ローンにおいて、債務者変更を認めるか否かといった融資審査の考え方については、金融庁が「規制」として定めているものではなく、各金融機関が経営判断に基づき定めているものです。なお、金融庁の「金融サービス利用者相談室」においては、金融機関の対応に関するご相談等について、お話を伺った上で、論点の整理などのアドバイスを行っておりますので、同相談室にご相談いただくことも可能です。(あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。)   | なし                                      | 事実裏認  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 19 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 商品の価格表示の統一について                  | 商品の価格表示の統一について   | 消費税の値上げ以降、税抜き価格表示が普通になってきました。税抜き価格のみの表示店が増えています。一方少数ですが税込み表示の店もあります。このようにお店によって表示価格がバラバラでは消費者にとって願に不親切です。「特価998円」という表示がされていても、税抜きであれば実際にかう価格は197円となります。消費者にとっては、その商品を購入するのに支払う価格が一目でわからなければ価格表示の意味がありません。購入者がいちいち計算しないといけない税抜き価格表示は、消費者を欺いています。これは国が税抜き価格のみの表示を求めさせる指導をしない限り変わりません。是非とも早急な検討をお願いします。   |      | 財務省                 | 消費税に関する価格表示については、消費者の利便性を確保する観点から、「消費税額を含めた支払総額が一目で分かるよう、事業者が消費者に対して商品の販売、サービスの提供等を行う場合を対して、平成16年4月から総額(税込価格)表示義務が導入されています。他方で、二度にわたる消費税の引上げに際し事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する等の観点から、消費税軽減対策特別措置法において総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。消費者の利便性に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。 | 消費税法<br>消費税軽減対策特別措置法                    | 対応    | 消費税軽減対策特別措置法の期限は令和3年3月31日までとなっています。同法効果は、消費税法に基づき、事業者が消費者に対して商品の販売、サービスの提供等を行う場合を対して、従来より適用されていた総額表示義務(税込価格の表示)が適用されることとなります。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|-----------|--|--|---|------|-------|--|---|-------|---|-------------------|
|    |             |           |  |  |   |      |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 20 | 令和2年10月19日  | 令和3年5月24日 | 按摩マッサージ指圧法違反者取り締まりに関する件                            | 按摩マッサージ指圧師は厚生労働省所管の国家資格であり、法律により業を行う者は有資格者に限ると罰則規定が有るにも関わらず、エステ、リラクゼーション、ボディケア、整体等、自称無資格業者に職分を侵害されており、取り締まりをお願いしても警察、は告発されたら動きま、保健所は逮捕する権限はないのでなにもできません等積極的対応頂けません。他の国家資格と異なり不当に不利益を被っていると思います。罰則の強化取り締まりの強化それに伴う法改正をお願い申し上げます。  | 按摩マッサージ指圧師鍼灸師法が制定された経緯は民間療法や加持祈禱等により正当な医療行為を受ける機会の遅延や喪失を防ぐ為とあったと思いますが、インターネットの普及により宣伝したものの勝ちの野放し状態。資格制定の意義は失われ、無資格施術者による猥褻、傷害、死亡事故が年々増加していると思われます。法改正取り締まりの強化罰則化により健康被害の削減(医療費の削減)にもなると思われます。根拠事案の経緯が見込まれます。  | 個人   | 厚生労働省 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下、「あはき師法」という。)第一条の規定に基づき、あん摩、マッサージ若しくは指圧を業としようとする者は、国家試験に合格したうえで、あん摩マッサージ指圧師免許を受ける必要があり、違反者には五十万円以下の罰金刑が科されます。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧については、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医療行為ではないが、一定の資格を有する者が行わなければならない」とある「医療類似行為」に含まれ、医師又はあん摩マッサージ指圧師以外が業とすることはあはき師法第十二条で禁止されており、違反者には五十万円以下の罰金刑が科されます。ただし、昭和35年1月27日の最高裁判決において、憲法第22条(職業選択の自由)の観点から、あはき師法で業とすることを禁止される「医療類似行為」は、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為のみに限局しなければならないということが明らかにされているため、リラクゼーション業やカイロプラティックなどは、「人の健康に害を及ぼすおそれのある場合」に医療類似行為としてあはき師法上禁止されるのであって、そうしたおそれのない行為は、あはき師法上で禁止される「医療類似行為」には当たらず、憲法上の職業選択の自由の観点から当然許容されています。なお、あん摩業、マッサージ業及び指圧業の施術所が広告可能な事項は、あはき師法第七条に規定される事項のみ制限されており、違反者には三十万円以下の罰金刑が科されます。 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第一条、第七条、第十二条、第十三条の七、第十三条の八 | 対応    | 無資格者による医療類似行為については、都道府県に指導の徹底を依頼(平成26年2月7日医政医発0207第1号、平成28年2月9日医政医発0209第2号、平成29年7月11日医政医発0711第1号)しているほか、毎年開催している全国医療関係主管課長会議において、無資格者の指導の徹底を都道府県の担当者に依頼しております。併せて、消費庁に対し、無資格者による医療類似行為の指導に係る連携について協力を依頼しておりますが(平成29年7月11日医政医発0711第2号)、消費庁等においても無資格者による医療類似行為について注意喚起を行っているものと承知しております。また、あん摩マッサージ指圧の広告については、社会保障審議会医療保険部会における適正への指摘等を踏まえ、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」において、ウェブサイトも含めたあはき業整等の広告のあり方及び規制について検討を行っております。  |                   |
| 21 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 現在「無償独占」とされている厳しい「税理士業務」の独占緩和(有償独占)を適度において明示してほしい。 | 国民の義務である納税がこの提案によってより身近なものになることを確信して、行き過ぎた「税理士業務」の「独占」に関わる「解釈」の実態を調査の上その是正をお願いいたします。具体的には税理士法の「税理士業務」に係る国税庁の旧通達(昭和27年)と新通達(平成14年)の相違を明確にして頂き、その「無償独占」を「有償独占」に改めそれを明示することを提案致します。国税庁(税理士法の基本通達の一部見直し)(平成14年4月)のは良かったのだけれどもそれらいつの間にか元の木阿弥になってしまった。つまり、元の木阿弥とは「税理士業務」の「無償独占」(「税理士でない者」は無償でも「税理士業務」を行ってはいけません)である。 | すべての国民が納税の義務を負う税金の問題を一握りの「職業」専門家の独占に任せておいてはいけません。多くの納税者は納税者として税の問題を身近なところで解決したいと願っている。税法学者の北野弘久氏も「税理士業務」は「有償業務独占」であると提言されている。現行税理士法二条の税理士の業務は継続的に行う場合には、無償のままも税理士法五二条違反になるものと解されている。この税理士法違反には罰則が適用される(税理士法五九条一項二号)。筆者は、申告納税制度などの趣旨をふまえ、かつ法学家としての税理士の法的地位を客観的に高めるためにも、たとえば弁護士法七二条(非弁護士)の法律事務取り扱いの禁止)のように、「報酬を得る目的」を要件として非税理士の活動を規制することに改めるべきであると考えている。つまり、有償の場合のみを税理士の独占業務とするのである。『税法学原論』青林書院 第六版 2014 税理士制度 税理士制度47号)ところが現実には税理士団体自ら「税理士業務」独占の急先鋒に立っている。「職域」を守るためとはいえ憲法で保障された納税者・国民の「自由」を犠牲にしてそれを行うことは許されない。新税理士法 四訂版・・・日本税理士会連合会編 税務経理協会 がそれである。また、『法医学と医事刑法 田中圭二 成文堂 2012 p192 「業務」の概念」によればこのような反復継続して行うことのみを要件とする業務の厳しい独占は医療業務に限られている。医師などの医療従事者の行為は人の生命、身体に対して危険を伴うものであるからである。「税理士業務」にこの概念を割適用すべきではない。 | 個人   | 財務省   | 税理士法第2条に定められている税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)については、無償であっても税理士法による規制の対象となるいわゆる無償独占業務とされています。  | 税理士法第2条、第52条  | 対応不可  | 租税に関する法令に基づく申請、届出の手続等は専門性が高く、かつ、多岐にわたります。このため、能率的担が無く、行政庁や税理士会からの監督も及ばない者に税理士業務を行うことを認めてしまうと、国民(納税者)に不利の損害を与えかねず、納税義務の適正な実現を図ることを困難とする恐れがあります。このため、税理士業務については、無償であっても税務の専門家以外は行えないことを担保する必要があり、ご提案の有償独占業務とすることは困難と考えております。  |                   |
| 22 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | インターネット回線の縛り契約緩和                                   | インターネット回線を申し込むと回線開通に掛かる工事代金は、殆どが36か月の分割払いです。回線使用料金は2年契約です。2年後乗り換えしたとしても工事代金が足かせとなり乗り換えができずキャリアの縛りそのものです。   | 携帯電話の適切な競争を促すため、縛りや料金下げが話題となり議論されてます。然し、インターネット回線契約は、以前の携帯電話のように縛り契約が存在します。一見料金を安くみせてますが、工事代金を回線契約期間より長期割賦で支払う契約が殆どです。よって回線契約期間満期でキャリアを乗り換えたとしても足かせません。インターネット回線契約についても携帯電話契約と同様に縛りの撤廃が工事代金を回線契約期間で分割払いあるいは一括払いの方式を選択できる様にして下さい。  | 個人   | 総務省   | 現状、固定通信サービスの工事費の支払い回数については、事業者が自らの判断により定めるものであり、法令等によりその回数制限されているものではありません。ただし、一般論として、電気通信サービスの料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こし、利用者の利益を阻害していると認められる場合には、電気通信事業法第29条第1項第5号の規定に基づき、業務改善命令の対象となる可能性があります。  | 電気通信事業法第29条第1項第5号                                     | 検討に着手 | 2020年4月から開催している「競争ルールの検証に関するWG」におきまして、固定通信市場に係る課題について議論を行い、その論点の一つとして、工事費の分割支払いに係る課題が挙げられております。同年10月27日には、前WGでの議論を取りまとめた結果が「競争ルールの検証に関する報告書 2020」として公表され、工事費の分割支払い期間が期間拘束契約の期間を上回るものか(か)か用意できないなど、期間拘束契約満了時に工事費残債の支払い等の負担が契約を解除できない場合には、工事費が実質的に利用者の過度な囲い込みの手段として機能していると考えられることから、利用者の利益の保護の観点から、事業者において改善に取り組みすべきであり、必要に応じ、ガイドライン等により一定の考え方を示すことが求められるという提言をいただいております。総務省においては、上記の提言を踏まえ、期間拘束契約の満了時に工事費残債の支払いが解除できる分割支払い回数を利用者が選択できるよう、事業者に改善を求め、具体的な対応策の検討を進めているところでです。 |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                       | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                  | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                       |                    |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|-----------|--|--|--|-----------------------|-------|---|---------------------------------------|--------------------|--|-------------------|
|    |             |           |  |  |  |                       |       | 制度の現状   | 該当法令等                                 | 対応の分類              | 対応の概要  |                   |
| 23 | 令和2年10月19日  | 令和3年3月9日  | 建設業の財務報告(変更届)の申請方法の提言                      | 毎年、建設業(県への)の申請は書類は、PDFやダウンロードでコピーが可能になったのに、申請に関しては、会社の法人会社印を捺印してから数部分作成し監督官庁(合同庁舎)へ提出しなくてはなりません。今時、書類の在庫を増やしたくないかと、書類のデジタル化を推進しておいて、利用者が、いざ申請するとなると書類の持ち込みです。これこそ無駄だと思います。税務の申告は推進されて、定着しつつ有るのに対して、建設業の旧態依然の申告システムは改革を要すると思います。是非、行政区分の違いがあるにせよ、地方自治体と建設国土交通省?との検討をお願いします。   | 書類は、PDFやダウンロードでコピーが可能になったのに、申請に関しては、会社の法人会社印を捺印してから数部分作成し監督官庁(合同庁舎)へ提出しなくてはなりません。今時、書類の在庫を増やしたくないかと、書類のデジタル化を推進しておいて、利用者が、いざ申請するとなると書類の持ち込みです。これこそ無駄だと思います。税務の申告は推進されて、定着しつつ有るのに対して、建設業の旧態依然の申告システムは改革を要すると思います。是非、行政区分の違いがあるにせよ、地方自治体と建設国土交通省?との検討をお願いします。  | 個人                    | 国土交通省 | 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、一般建設業又は特定建設業の許可をうけようとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、許可申請書及び指定された添付書類を提出することとされており。また、許可申請時の事項に変更が生じた際には、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出することとされており。  | 建設業法第5条、6条、11条、17条                    | 対応                 | 建設業許可等の申請手続については、令和4年年度での電子申請システムの運用開始を目指し、システムの検討及び構築を進めているところであり、建設業法施行規則に規定する貸借対照表等の提出についても、本システムにて提出できるよう、検討しているところ。本システムは、国に対する申請だけでなく、都道府県あての申請においても利用できるよう検討を進めているところであり、今後、各許可行政庁と協議の上、活用を求めていく予定です。 |                   |
| 24 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 著作権侵害事件についての刑法の見解                          | 当社の効果画像を他社商品の効果だと偽るフェイク広告に4年以上悩まされ、最寄りの警察署に刑事告訴しても受理のまま不履行で4年経過した事件もあり、京都府別に別の著作権侵害事件を告訴するが、検察事務官に民法で著作権と認められなくても刑法では認められないので受理出来ない。もし受理しても捜査なしで不起訴処分にするとも出ると言われ、対策はないのか聞いてほしい。刑事にも問題になっている今の著作権法の検察官の見解を、再度見直ししてください。そうしたら、新たな著作権侵害事件も激減します。年々犯罪統計では著作権事件数が減少しているのは、泣き寝入りが多いからだとも考えられます。私も検察事務官に泣き寝入りするよう言われ、失礼かと思いますが認められません。行政側として新たにデジタル庁も発足し、河野大臣も自安箱を設置されました。この時期だからこそ、今の検察官の法解釈を改めてほしいです。見直すことによって莫大な支持率も上がる事でしょう。今の情勢に応じた法解釈を心よりお願い申し上げます。 | 刑法の著作権とは何か再度見直していただきたい。今のネット情勢に対し、検察官が著作権と認めないために刑事告訴しても不起訴処分が大半で何も解決出来ていません。過去の判例を見ても、漫画やわいせつだけで写真に対してはほぼ不起訴です。文化庁にも問い合わせましたところ、検察官の心証ではないとも言われたが、どうして民法で認められても刑法で認められないのか、この影響で新たな犯罪を生んでいるので。健全なネット社会にするには、先ず著作権(写真)に対し、刑民法と同じ扱いであり、警察署も地検も同じ法の下で行政サービスを行っていただきたいです。ネットではAI導入やアルゴリズム等日に日に進化しているが、ネット広告に対しては全く4年前と変わらず、今もフェイク広告が出回っています。当社は何十件もこの被害に遭い、弁護士代も馬鹿にならないで告発発生後作成し審判しています。経済側にも社会的にも問題になっている今の著作権法の検察官の見解を、再度見直ししてください。そうしたら、新たな著作権侵害事件も激減します。年々犯罪統計では著作権事件数が減少しているのは、泣き寝入りが多いからだとも考えられます。私も検察事務官に泣き寝入りするよう言われ、失礼かと思いますが認められません。行政側として新たにデジタル庁も発足し、河野大臣も自安箱を設置されました。この時期だからこそ、今の検察官の法解釈を改めてほしいです。見直すことによって莫大な支持率も上がる事でしょう。今の情勢に応じた法解釈を心よりお願い申し上げます。 | 株式会社<br>ラフイーネ         | 法務省   | 犯罪の成否は、個別事案ごとに、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄ですので、お答えすることは困難です。なお、一般論として申し上げれば、検察当局においては、告訴状が提出された後、告訴としての要件の有無を検討し、その要件を備えている場合にはこれを受理し、必要な捜査を遂げた上で適正に処分しているものと承知しています。  | 刑事訴訟法247条等                            | その他                | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 25 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 市街地調整区域内における「農家分家住宅等」に係る所有権売却規制の「実質廃止」について | 市街地調整区域内の「農家分家住宅等」については、都市計画法第34条第14号により、普通の会社員等に対する売却が厳しく制限されてきたが、2000年の都市計画法改正における「10年間適正利用が行われた場合」のルール変更を踏まえ、普通の会社員等に対する売却制限を、即刻「実質上の廃止」にすべきである。  | 2000年の都市計画法改正により、「10年間適正に利用された」上記の「農家分家住宅等」については、以後、「他者への売却規制」を「事実上の廃止」とすることが出来るようになった。大阪府堺市等では既にそれが実施されている。一方実知事等では、以上の改正にも拘らず、引き続き「厳格な売却規制」に拘固しているため、このことを理由として「農家分家住宅等」に対する「土地固定資産税の減免」をせざるを得ない状況が、数十年以上に亘って続いている。その要諦は、愛知県豊田市クラスで年間2000万円前後と推計されるが、これに加え「固定資産税負担の公平性阻害」「土地利用の阻害」「開発許可及び課税行政に係る行政コストの高止まり」という、大きな社会的な不利益を発生させるに、貴重な税を支出し続けるという、「本末転倒の行政」が行われていることを意味するものであり、即刻「大阪府堺市の方法」で全国統一の規制改革を実施すべきである。なお以上主張の詳細は、一般財団法人資産評価システム研究センター刊「固定資産評価情報」の2017年3月号(217号)を参照されたい。   | 不動産鑑定士<br>桜井誠三<br>事務所 | 国土交通省 | 市街地以外における農林漁業を営む者の住宅(いわゆる農家住宅)の建築の用に供する目的で行う開発行為については、都市計画法第29条第1項第2号により開発許可不要とされています。また、農家世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅(いわゆる分家住宅)の建築の用に供する目的で行う開発行為については開発許可が原則であるものの、市街地調整区域内に立地する場合、都市計画法第34条第14号により開発許可して支えられない旨、昭和44年度より国から開発許可権者に對し、技術的助言を行っているところ。また、相当期間適法に利用された建築物については、10年程度以上の相当期間にわたり適正に利用されていること、地域再生等の喫緊の政策課題に対応して、既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等として既存建築物を活用する必要性が認められること、死亡、転居等、従前の用途に供しないこととやむを得ない事情があること等が認められる場合には、用途変更を許可して支えられない旨、平成28年度より国から全国の開発許可権者に對し、技術的助言を行っているところ。なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。 | 都市計画法第34条第14号、第42条第1項、第43条第1項         | 現行制度下で対応可能<br>事実確認 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 26 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 善良な外国人の帰化を簡単に                              | 私の婚約者は日本に20年以上暮らし、介護関係の資格を取得して3人の子供を育てています。前夫とは2年前に死別し単身で暮らしていますが、日本人であるかと結婚して20年ごとに永住ビザを更新しなければなりません。帰化申請に関して問い合わせたところ出生から家族関係など細かい資料を祖国である中国に発行してもらわなくてはなりません。現状ではコロナの影響で中国に渡ることができません。犯罪などに関与すること無く、高い学歴を持ち、ちゃんと納税している彼女が今後日本で暮らすには日本国籍を取得したほうが良いことは自明であり、日本の国益に叶うものだと思います。どうか善良な外国人の帰化をもっと簡素化していただければ大変ありがたいです。  | 善良な外国人なのに日本に帰化するにはたくさんの資料の提出を要求されます。少子高齢化が進む日本にとって勤働で善良と証明できれば簡単に帰化を認めるシステムが必要だと思います。  | 個人                    | 法務省   | 帰化許可申請においては、その審査において、身分関係や収入等の様々な事項を確認することから、それらの確認に必要な資料を提出する必要があります。なお、「永住者」の在留資格は、在留期間が無期限とされており、永住許可を受けた後は、在留期間更新許可申請を行う必要はありません。   | 国籍法施行規則第2条第3項、同第5条入管法第2条の2入管法施行規則別表第2 | 対応不可               | 帰化許可申請における提出資料は、いずれもその審査において必要なものであり、提出を省略することは困難です。とりわけ、身分関係に関する資料については、申請者の本国において取得する場合もあることは承知していますが、帰化許可者に対して編成される戸籍は、その性質上、真実の身分関係に合致している必要があり、その正確性を担保するために、必要不可欠な資料となります。                             |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                 | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果   |  |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|--------------------------------------|--|---|------|----------------|---|--|------------|--|-------------------|
|    |             |            |                                      |  |   |      |                | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 27 | 令和2年10月19日  | 令和3年1月14日  | 年金について                               | この状況では今まで年金支払いをしていた意味がないと思います。年金は一部政府機関が運用しています。途中で使い込みなど国民の不満が出ている中で支払いする(ある)がこれでは国民はより一層納得できないと思います。デジタル化にし書類内容も簡素化してほしいです。  | 私は最近障害年金を申請しています。正直なところこんなに手間と時間がかかり場合によっては社会労務士に頼まなくてはならずその分費用もかかります。ただでさえ障害を抱えていて働くのも一苦労ですが何年度も病院などの書類提出(有料)を求められます。病院によっては年度も業務所が求めているものが医師が提出できず支給不可になるケースもみえています。  | 個人   | 厚生労働省          | 障害年金では、障害の原因となる傷病が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していること等を支給要件としているため、傷病の初診日を特定するために、初診日証明書類の提出を求めています。<br>初診日の確認は、通常、初診時の医療機関の証明により行いますが、過去に遡及して障害年金を請求する場合は、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合があります。そのため、初診日証明に係る運用の柔軟化を図っています。<br>具体的には、第三者証明書と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしています。また、初診日が20歳前にある障害者障害年金の請求においては、2番目以降(受診した医療機関の証明により障害認定日(初診日から1年6か月後の日)が20歳前であることが確認できれば、初診日認定を行えることとしているほか、証明書類が第三者証明のみの場合であっても、その内容を総合的に勘案して初診日認定を行えることとしています。<br>あわせて、障害年金の請求は、e-GOVより電子申請をしていただくことが可能となっています。 | 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第31条、厚生年金保険法施行規則(昭和28年厚生省令第37号)第44条            | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 28 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 大口徑ライフルの10年経歴について                    | 麻生太郎氏もやっていた射撃競技の一種である、大口徑ライフル銃の所持には、推薦等を用いない場合は銃撃銃等の装薬銃を10年所持する事が条件ですが、この10年決まりを撤廃もしくは、3年程度まで引き下げて頂きたいです。  | 単純に、懲罰でもないのに10年間待つ必要はないと思う。<br>既に銃砲の許可は受けており、所持するチャンスが十分にあるのに、やる気にならずにすぐできないのが悔しい。  | 個人   | 警察庁            | ライフル銃の所持許可を受けることができる者は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)第5条の2第4項の規定により<br>○ 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次のいずれかの者<br>・ ライフル銃による銃撃の捕獲を職業とする者<br>・ 事業に対する銃撃を防止するためライフル銃による銃撃の捕獲を必要とする者<br>・ 継続して10年以上第4条第1項第1号の規定による銃銃の所持の許可を受けている者<br>○ 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次の者<br>・ 日本スポーツ協会又はその加盟競技団体が主催して行う運動 競技会のライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして日本スポーツ協会から推薦された者<br>とされています。   | 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項  | 対応不可       | ライフル銃の所持許可の基準の1つとして、「継続して10年以上の銃銃の所持許可を受けていること」とされているのは、過去に乗客を人質に客船を乗っ取り、ライフル銃を乱射するという事件等が発生したこと等を背景として、凶器として犯罪に使われた場合に、より危険性の高いライフル銃については、社会生活上ライフル銃を必要とし、かつ、所持を認めても安全性を期待され得る者に限り許可を与えることとするためです。<br>銃砲による事件・事故は人命に関わるものであり、これを防止する観点からは、ライフル銃の所持許可の要件を一律に緩和することは適切でないと考えております。<br>なお、ライフル銃を所持しようとする場合は、制度の現状欄に記載のとおり、継続して10年以上銃刀法第4条第1項第1号の規定による銃銃の所持の許可を受けている者以外も、その許可を受けることができます。 |                   |
| 29 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 厚生労働省所轄の職業能力開発大学校・短期大学校の学生に大学編入学を可能に | 全国各地にある職業能力開発大学校・短期大学校での学修については、教育再生実行会議第5次提言(平成26年7月)の答申が同年9月に当たって、よく(厚生労働省)文部科学省の省庁の壁を越えて単位認定が可能になりました。これにより職業能力開発大学校から大学への編入学に一步前進しましたが、各大学は学校教育法が職業能力開発大学校・短期大学校の編入学を認めていないという理由で三年編入はできません。また単位認定も私大に修了生が一年から入学し単位認定申請をして短期大学校取得158単位のうち認定は36単位だけで不平等です。学校教育法の一部改正を職業大・短期大学校に大学編入学を許可し、学位授与機構とも連携すべきです。 | 現在の労働市場では一般的に求人人は「大学卒」が応募条件になっている。しかし職業能力開発大学校・短期大学校の修了生は一旦就職ができて、その後の転職が必要ときに「大学卒」ではないため、技術力を持ちながら求人市場から排除されてしまう。厚生労働省所轄の職業能力開発大学校は全国に10校あり(学士号のとれる職業能力開発総合大学校を除く)、附属短期大学校も各地にあるがその修了生は豊富な訓練・研究を経て現在仕事についても、再就職のとき、専門学校級といわれ、その専門能力や技術を生かすことができないのは社会の大きな損失になる。また、現在新型コロナウイルスの影響で航空業界が採用を中止している会社が多いが、千葉職業能力開発短期大学校には航空学科があり、高い偏差値で入学し、真剣に訓練を受けている学生たちが行き場をなしている。彼らだけでなく全国各地の職業能力開発大学校附属短期大学校の修了生、修了予定者が、それまでの学修をもとに学士号取得を目指すよう、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 において学士号の基礎資格がとれる学校リストに加えるべきで、社会の変革があっても同校修了者が安心して働けるように制度を整えるべきである。さらに、この履修が認められた場合の経済効果として考えられるのは、まず地方の大学進学で学費の安い良い進学先が増えるということ。若者が地方にとどまる。また入試やオープンキャンパスで全国から学生が集まり、周辺地域の経済効果が見込めるため、地域創生に役立ち、大学校や短期大学校のある地元へ、若者が大学校修了後も戻ってくるという可能性がある。 | 個人   | 文部科学省<br>厚生労働省 | 職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校等(以下、「職能大等」という。))における学修については、平成26年9月の告示改正により、大学における単位認定の対象となるが既に可能となっております。<br>ただし、実際に単位認定を行うかは、大学間の単位互換と同様、各大学において判断が行われることとなります。<br>当該告示改正により、中央教育審議会において審議が行われましたが、同審議会の議論においては、職能大等から大学への編入学を可能にするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされました。   | ○学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第9項、第122条、第132条<br>○大学設置基準(昭和三十一年文部省令第28号)第29条 | 検討に着手      | 文部科学省において、全大学を対象として、職能大等における学修を単位認定した実績について調査を行ったところ、平成26年9月の告示改正後、現状では、十分な単位認定の実績が認められないことから、現段階では編入学を可能とする状況にないものと考えられます。<br>文部科学省としては、今後も全大学に対し職能大等との単位認定等について周知するとともに、各大学における単位認定の実績の把握に努め、引き続き職能大等からの編入学について検討し、大学改革支援・学位授与機構とも連携してまいります。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項         | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体     | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |            |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|--------------|---|---|----------|-------|---|--|------------|--|--------------------|
|    |             |            |              |   |   |          |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                    |
| 30 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 日本茶ドリンク販売    | 現在ある日本茶を販売する茶店において、試飲販売をしながら茶葉の販売を行っています。1杯1杯のドリンク販売は出来ませんが、ドリンク販売をしようとすると飲食店営業許可が必要になります。ただ緑茶専門店が急須で淹れたお茶ドリンク(お茶ドリンクのみ)が販売出来るようにならないでしょうか。 | 現在、日本茶の茶葉(リーフ)需要は日本人のライフスタイルの変化により、かなり落ち込んでいます。しかしながらペットボトルを中心に日本茶のドリンクはスーパーや自販機で売られていますし年々伸びています。家庭内で急須で飲む日本茶の需要が激減しております。現在、日本国内での茶葉需要は、急須で飲むため急須で淹れて飲むのに適した製造をしています。これにより日本中の茶農家(緑茶)の業績が悪化しています。これを改善するためには茶葉を使って日本茶を淹れて飲んでいただくのが一番の解決策であり、日本茶専門店でも茶葉(リーフ)の販売に苦戦しています。ここでお願いしたいのが、日本茶の茶葉を販売する茶店において、日本茶のドリンクのみ(軽食などお茶以外は無し)の販売に関して、飲食店営業の許可無くして販売出来るようにできないでしょうか。衛生管理者の許可は必要だと思います。日本茶を販売する現状で多くの日本茶専門店での茶葉販売は、街中にある自販機の日本茶ドリンクに負けるということになっています。日本茶の生産農家が安定して日本茶を生産できるのは、茶葉を販売していただけた日本茶専門店があつてのおかげです。日本の文化でもある日本茶の将来展望を考えると、全国にある日本茶専門店でお店自慢のお茶を専門店自らが淹れて販売できれば、美味しい日本茶を味わっていただけるのではないのでしょうか。ぜひ、飲食店営業許可において日本茶ドリンクの規制緩和をよろしく願います。 | 株式会社 椿茶園 | 厚生労働省 | 平成30年の食品衛生法改正を踏まえた省令改正により、既製品(清涼飲料水、アルコール飲料等)及び既製品以外の自家製ジュース、コーヒー、お茶等の飲料を提供する行為については、新設した「簡易な飲食店営業」の類型に該当するものとし、通常の飲食店営業の許可要件(施設基準)を一部緩和しています(令和3年6月施行)。  | ○令和3年5月31日まで<br>食品衛生法第51条及び第52条<br>食品衛生法施行令第35条<br>○令和3年6月1日以降<br>食品衛生法第54条及び第55条<br>食品衛生法施行令第35条<br>食品衛生法施行規則別表第19第5号 | 対応         | 御指摘の営業形態については、新設した「簡易な飲食店営業」を活用していただくことが考えられます。  |                    |
| 31 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 職安での3密       | 職安の人が多すぎて、コロナにならないか?心配です。ネットで雇用保険手続きや相談、職業訓練申し込みできるようにしてください。   | 職安<br>あまりに3密です。   | 個人       | 厚生労働省 | 提案の具体的内容でいただいた、ハローワークで行う雇用保険手続、職業相談、職業訓練の申し込みの3つについて、以下の通り回答します。<br><br>雇用保険の基本手当を受給する場合、ハローワークにおいて失業している日についての認定を受ける必要があり、当該失業の認定はハローワークに出頭して行わなければなりません。<br><br>職業相談について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、対面による職業相談を原則としていましたが、感染拡大防止のため来所が困難な事情があるなど、来所を希望しない求職者の方については、電話による職業相談を実施するなど柔軟に対応しています。<br><br>職業訓練の申し込みについて、ハローワークでは、高齢者や基礎疾患のある方など新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い方から、来所を控えたいとの申し出があつた場合、訓練関係の手続を郵送で行うなど、利用者の感染防止に努めています。 | (雇用保険手続)<br>雇用保険法第15条<br>第2項、第3項<br>雇用保険法施行規則第22条第1項<br><br>(職業相談・職業訓練の申し込み)<br>なし                                     | 対応         | 提案の具体的内容でいただいた、ハローワークで行う雇用保険手続、職業相談、職業訓練の申し込みの3つについて、以下の通り回答します。<br><br>雇用保険手続に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方、妊娠中の方は、法令上、ハローワークに出頭しなければならない雇用保険手続の一部について、特例的に郵送による手続を可能としています。<br><br>職業相談について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため来所が困難な事情があるなど、来所を希望しない求職者の方については、引き続き、電話による職業相談を実施するなど柔軟な対応を徹底してまいります。<br><br>職業訓練の申し込みについて、高齢者や基礎疾患のある方など新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い方から、来所を控えたいとの申し出があつた場合は、引き続き、訓練関係の手続を郵送で行うなど、利用者の感染防止に努めてまいります。 |                    |
| 32 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 障害者手帳のICカード化 | 障害者手帳をICカード化して下さい。赤い手帳は、提示することで、各機遇を受けられますが、障害者であることを衆人にさらすこととなります。   | 内容の確認も同時であれば、PCとリーダーで読み取りでき、関連データの書き込みも健康保険や障害者年金の受給等にも、利用出来る。もちろん、マイナンバーとひとみづけすることで、不正受給も防げると思う。セキュリティについては、リードオンリーとして、紛失や悪用出来ない内容に固定する。書き換えは、役所等特定機関に固定する(現在の手帳と同じ運用)。  | 個人       | 厚生労働省 | 障害者手帳については、平成31年4月からプラスチックカード型の手帳の交付が可能となるよう所要の改正を行っております。また、交付主体である自治体の判断において、ICチップや磁気ストライプを登録することは差し支えない旨を周知しております。   | 精神障害者保健福祉手帳実施要領において<br>身体障害者手帳の様式等について   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                              | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                   | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果  |   |   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|----|-------------|---|-----------------------------------|--|--|------------------------|------------------------------|--|---|---|---|-------------------|
|    |             |   |                                   |  |  |                        |                              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要   |                   |
| 33 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日                                       | 介護支援専門員更新研修について                   | 現在でプランクがなく基礎資格医療系についての5年毎の更新研修廃止   | 1. コロナ禍において研修が受けられない状況があること<br>今後このような状況が起きることがあることが提案のきっかけになった。<br>2. 医療系、特に看護師の基礎資格の介護支援専門員が減っている。在宅での看取りや認知症の問題など看護師の基礎資格の介護支援専門員が不足している。<br>3. 訪問看護などと兼務して勤務しているため研修日数が多く研修の日程短縮が難しい。<br>4. 更新研修の内容は医療系の内容が多い。<br>4. そもそも更新研修が義務となっているが果たして現任でプランクがない基礎資格医療系も本当に更新研修が必要なのか、受講せざるを得ないため受講しているが内容は実際に役に立っているかという点その実態は全くない。研修日数の多さと資料作成など必要ないと思われる研修が繰り返されている。作成し準備しなければならない資料は多く研修終了後にすべて持ち帰り処分しなければならない資源や時間の無駄が問題。<br>5. 研修費用も高く、研修日の日給、交通費など全てが事業所負担であり費用に見合った研修でない研修が繰り返されている。  | 民間企業                   | 厚生労働省                        | 介護支援専門員の研修の実施については、各都道府県が策定する介護保険事業支計画を踏まえ、ケアマネジャーの資質向上を図る観点から各都道府県において取り組まれているところであり、平成24年度に開催された「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」において、<br>・ ケアマネジャーの専門性を高め、資質を向上させていく手段として、研修は重要な役割を持つもの<br>・ ケアマネジャーに必要な知識や技術を身につけていくことが可能となるよう研修制度の見直しが必要<br>等の提言がなされたことを踏まえ、平成28年度に、新たな科目の追加や内容の充実に伴う研修時間数の拡充を行ったところである。<br>また、介護支援専門員証の有効期限は5年となっており、更新を受けようとする場合は、更新研修を受けなければならないとしております。  | 介護保険法第69条の2、69条の7、69条の8<br>介護保険法施行規則第113条の18 等  | 検討に着手   | <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者における受講負担の軽減を図ることも重要であると認識しており、厚生労働省では、介護支援専門員の方々が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減（会場借料や講師謝金の補助など）や</li> <li>事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば土日や夜の開講やオンラインによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しています。</li> </ul> </li> <li>また、令和2年度補正予算において、新型コロナウイルスの影響による、事業活動の縮小や雇用への対応の一環として、研修の受講促進を図ることを目的として、「介護支援専門員研修等オンライン化等事業」を実施することとしております。</li> <li>平成28年度から現行カリキュラムに基づく研修が実施されているが、この間の制度改正や介護報酬改定等の反映や、介護支援専門員に求められる能力や役割の変化を踏まえ、今後現行カリキュラムにおける課題や必要な見直しについて整理することとしております。</li> <li>なお、更新研修については、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的として導入しているところですが、今後医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症の利用者が増加するなど、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められていることから、必要な知識や技術を適時適切に身につけていくために、更新時の研修を実施することとしており、廃止することは難しいもの、ご指摘を踏まえ、受講しやすい環境の整備について引き続き検討してまいります。</li> </ul> |                   |
| 34 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日                                       | 日本農林規格等に関する法律に基づく有機の日本農林規格の改正について | 日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく規格の中に、有機食品の日本農林規格があります。この規格に沿って生産され、認証を受けた食品は有機食品と名乗ることができ、手間と時間をかけた対価として大きな付加価値を得ることができます。そして、日本のこの規格は世界の多くの国と同等性を結んでおり、輸出してもその国の有機食品と同等に扱われます。この規格の食品はアメリカだけでなく5か国の市場規模があり、農水省も輸出促進に力を入れているようです。ただし、縦割り行政の影響が、残念なことにも市場の要望は大きいのにこの規格にないものがあります。それが有機酒類です。有機酒類の規格は国税庁にあります。が、世界のどこでも同等性を結んでおらず、わざわざ作り認証を取り輸出しても相手にされません。私の住む取田県は全国有数の酒所ですが、平成28年に酒類にアンケートを取ったところ割別ごとの酒類が同等性のある有機酒類の規格に関心がありません。有機食品の日本農林規格はすでに世界の国々(マーケット)と同等性があるので、縦割りを排し、有機酒類を有機食品の日本農林規格に組み込み、日本産の酒の輸出促進に一歩を打っていただけたいでしょうか。 | 私は農業と食品の関する仕事をしています。私の仕事の1つに有機JASの認証活動があります。日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく規格の中に、有機食品の日本農林規格があります。この規格に沿って生産され、認証を受けた食品は有機食品と名乗ることができ、手間と時間をかけた対価として大きな付加価値を得ることができます。そして、日本のこの規格は世界の多くの国と同等性を結んでおり、輸出してもその国の有機食品と同等に扱われます。この規格の食品はアメリカだけでなく5か国の市場規模があり、農水省も輸出促進に力を入れているようです。ただし、縦割り行政の影響が、残念なことにも市場の要望は大きいのにこの規格にないものがあります。それが有機酒類です。有機酒類の規格は国税庁にあります。が、世界のどこでも同等性を結んでおらず、わざわざ作り認証を取り輸出しても相手にされません。私の住む取田県は全国有数の酒所ですが、平成28年に酒類にアンケートを取ったところ割別ごとの酒類が同等性のある有機酒類の規格に関心がありません。有機食品の日本農林規格はすでに世界の国々(マーケット)と同等性があるので、縦割りを排し、有機酒類を有機食品の日本農林規格に組み込み、日本産の酒の輸出促進に一歩を打っていただけたいでしょうか。 | 公益社団法人<br>秋田県農業<br>業公社 | 財務省<br>農林水産省                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒類は「日本農林規格等に関する法律」(以下「JAS法」という。)の対象外であるため、JAS法に基づく酒類の日本農林規格は制定できない状況です。</li> <li>諸外国の多くは、「有機」の認証制度を有し、認証が「有機」の名称表示の要件となっており、輸出先において「有機」の名称表示を行うためには、輸出先国の認証を受けることが必要です。</li> <li>日本においても有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、JAS認証が「有機」の名称表示の要件となっており、国家間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、一方の国の有機認証を他方の国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となっています。</li> <li>他方、「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき定められている「酒類における有機の表示基準」(告示)に合致した有機畜産物加工酒類については、容認又は包裏に、「有機」等の表示をすることができます。</li> <li>そのため、酒類以外の農産物加工食品と異なり、これらの表示を行うに当たって第三者による認証は必要としておらず、その結果として、輸出先国との間で有機認証制度の同等性の承認が得られないことから、日本国外に輸出する酒類について輸出先国で有機等と表示する場合には、輸出先国における有機認証機関の認証を受ける必要があります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第17号)第22条及び第23条の有機加工食品の日本農林規格(平成17年日本農林規格(平成17年日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1004号))</li> <li>有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1009号)</li> <li>酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第4号)</li> <li>酒類における有機の表示基準(平成12年12月農林水産省告示第7号)</li> </ul> | 対応  | <ul style="list-style-type: none"> <li>有機酒類の輸出拡大のため、輸出先国の認証を取得せず、輸出先国で「有機」として流通できるような環境を両省庁で連携して整備していきます。</li> <li>また、現行の酒類における有機の表示基準が、輸出先国との間で有機認証制度の同等性の承認が得られるよう、第三者による認証制度の導入に向けて業界等と調整を開始しています。</li> </ul>  |                   |
| 35 | 令和2年10月19日  | 【総務省・厚生労働省】<br>令和5年4月26日<br>【警察庁】<br>令和3年10月15日 | マイナンバーカードについて                     | 現状ではインターネットで申請しても、本人確認のため役所に受け取りに行かないとならず、平日の日中に仕事をしている者にとって非常にハードルが高いです。<br>つきましては、運転免許証や保険証と合体させて同時に申請や更新が出来る様にしては如何でしょうか。   | (1)運転免許証を持つ者、もしくはこれから取得する者は確実にマイナンバーカードを所持できるため、現状より運がストレスが少なくマイナンバーカードの所持率が増加する。<br>(2)身分証がまとめられる事により、行政上の手続きが簡略化され、それによるコストも大幅に削減される。  | 個人                     | 警察庁<br>総務省<br>厚生労働省<br>デジタル庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>【警察庁】<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条等<br/>道路交通法第92条等</li> <li>【総務省】<br/>マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土・日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出席して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。</li> <li>【厚生労働省】<br/>現在、既に健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することが可能であり、これにより、国民にとっては、転職・転居等による保険証の切替えや更新が不要になる等の様々なメリットがあります。</li> <li>【厚生労働省】<br/>健康保険法第3条第13項、第63条第3項 等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>【警察庁】<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条等</li> <li>【総務省】<br/>対応</li> <li>【警察庁】<br/>対応</li> <li>【厚生労働省】<br/>対応済み</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【警察庁】<br/>現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、手続のワンストップ化等をしたと考えております。一体化に向けた工程表の具体的な内容については、関係機関とも連携しながら、年内にまとめることとしております。</li> <li>【総務省】<br/>マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施、拡大について自治体に要請するとともに、実施に必要な経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。</li> <li>【厚生労働省】<br/>制度の現状のとおりです。</li> </ul> |   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的な内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果   |   |   |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|-----------------------------|--|---|------|------|---|---|---|---|-------------------|
|    |             |            |                             |  |   |      |      | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                                       | 対応の概要   |                   |
| 36 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | デジタル化推進の歩は「捺印廃止」から          | 捺印する人が本人である確証もないのに求める書類が多すぎます。学校へ提出する「伝達書等の伝達証明書」や「アレルギー管理表」など捺印は全く不要です。これらは教育委員会からの通達一本でなくなくとも、まずは身近なこういふところから「捺印廃止」をぜひ行っていただき、市の自治会が提出する書類にも捺印を厳しく求めてきます。総務省からは6月に「廃止」の通達が出ていたと思います。なんの予算も入らずにできるこの「通達徹底」をぜひともお願いします。自治体ではこれについてまだ何も考えていないところが多く、まずは中央政府から率先して始めてはいかがでしょうか？成果を楽しみにしています。 | 「捺印」はほとんどがこれまでの慣習だけで押しているのが明らか。「登録証明書」にも必要とは！総務省の通達では契約書に判がなくても内容が双方に理解されていれば問題ない、ハンコがなくても裁判では契約と見なされると言っていたと思います。ハンコをおす手間、時間の節約になり、このコロナの時代に捺印もらうために出社しているという話を聞いて驚かされました。デジタル化！と叫ぶのならまずここからやってみるのほわたりやすイハンコもあると思います。困る人、反対する人はいないと思います(印鑑店は別)   | 個人   | 総務省  | 【内閣府】<br>規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して捺印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。<br>【文部科学省】<br>各学校において、これまでの慣例に倣って、保護者等の確認を得ること等を目的に、多岐に渡って学校が保護者等に対して書面による捺印等を伴う手続きを求めている実態があることと承知しています。<br>【総務省】<br>地方自治法第260条の2第2項、第11項<br>地方自治法第260条の3第2項<br>地方自治法第260条の3第1項、第2項<br>地方自治法施行規則第4条   | 【内閣府】<br>なし<br>【文部科学省】<br>なし<br>【総務省】<br>地方自治法第260条の2第2項、第11項<br>地方自治法第260条の3第2項<br>地方自治法第260条の3第1項、第2項<br>地方自治法施行規則第4条 | 【内閣府】<br>対応<br>【文部科学省】<br>対応<br>【総務省】<br>対応 | 【内閣府】<br>内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に捺印を求めている行政手続の9%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています。<br>【文部科学省】<br>令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める捺印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ発出しました。<br>通知では、学校における保護者等に求める捺印の取扱い等について整理するとともに留意事項をまとめ、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、捺印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。<br>【総務省】<br>左記様式について、捺印を不要とする見直しを行っており、現在、関係省令案について、パブリックコメントの手続き(11月3日(火)から12月8日(火)までの間、意見を募集)を行っています。 |                   |
| 37 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 都市計画法の市街化調整区域について           | 都市計画法の市街化調整区域での建築許可の要件が厳しすぎて、なかなか地域外の人が住宅を建てられず、人口流出により地域の人口が減っているのが、都市化を抑制する市街化調整区域を、市街化調整区域(市街化区域に近郊する市街化を抑制する地区及び農地等)と小規模既存集落区域(中心市街地から一定距離の離れた人口を維持すべき既存集落地区)に分けて、地域コミュニティが維持できる人口を確保できるようにしてください。   | 地方では人口が減少しています。その一端として都市計画法の市街化調整区域があります。<br>例えば愛知県の田原市では田原町と赤羽根町と遅美町が合併して田原市になりましたが、昔は田原町と遅美町は同じくらい人口でしたが、都市計画法の緩和で市街化区域・市街化調整区域に分かれ、市街化区域の大部分は旧田原町にあり、人口が旧田原町では多くなり、旧遅美町・旧赤羽根町は人口が少くなりました。<br>市街化調整区域では住宅が建てられる許認可の要件が厳しく、要件に合う土地も少なく、許認可に時間とコストが掛かります。<br>小規模既存集落区域があるは、許認可の費用や時間の削減、住宅用地の選択的拡大により土地取得コストの削減、地域コミュニティの維持のための人口確保が出来ます。<br>区域を指定することにより不必要に集落が拡大しません。<br>指定想定範囲は、愛知県田原市で考えますと、田原市中心市街地から10kmくらい、豊橋市の市街化区域の線から20kmくらい離れていてこの範囲は市街地が拡大するの、旧遅美町と旧赤羽根町(赤羽根連道以西)の既存集落内の土地を想定しています。<br>逆線引きという都市計画法区域を区域外にする方法もありますが、都市計画法で整備した下水道等があり、都道府県や地方自治体も乗り気ではありません。<br>またコンパクトシティを自治体が推進しており、市街地に人口を誘導していますが、誘導すべき地区は市街地以外の新興住宅地であり、既存集落は元々コンパクトに形成していたので人口を維持を図ってください。 | 個人   |      | 市街化調整区域において土地の区画形質の変更を伴う建築(開発行為)を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められています。<br>また、土地の区画形質の変更を伴わない場合であっても、市街化調整区域において建築物の新築、改築又は用途変更を行う場合は、同法第43条に基づき開発許可権者の許可(建築の許可)を受ける必要があり、建築の許可に当たっては、開発行為の場合と同様、同法第34条の基準への適合が求められます。<br>許可される開発行為又は建築については、周辺の市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合に限り、市街化調整区域内の住宅についてもこの考え方に則り開発許可や建築の許可を行っております。<br>このよう中で、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、市街化区域における建築物の連れたん状況とほぼ同程度にある集落において建築することがやむを得ないものと認められる住宅等については、原則許可しても差し支えない旨、既に国から全面的開発許可権者である地方公共団体に対し、技術的助言を行っているところです。<br>また、地区計画制度を活用することで、既存集落とその周辺や沿道地域で既に住宅が点在しているような地区において、良好な環境の確保を図るため、住宅や居住者のための利便施設等の建設を認めていくことも考えられます。<br>なお、都市計画・開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するかどうかの判断は、都市計画決定権者・開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。 | 都市計画法第12条の5、第34条第10号、第34条第14号、第43条第1項   | 現行制度下で対応可能                                  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 38 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | リコール署名のデジタル化による縦覧問題の解決策について | 有権者による直接請求権の行使で、個人情報に基いて、電子化が未熟で、個人情報におおからであった過去の遺産です。縦覧の対象を本人に限定するか、選挙による有無及び撤回の有無を確認する方式を提案します。またこれに伴って、マイナンバーカードを用いた電子的な署名手続きの導入を合わせて提案いたします。   | 現在の法律による課題は、縦覧による不特定多数への情報公開、手書きの署名による人の目による判定、記載ミスによる無効署名の発生、複数人併記による個人情報漏洩の危険性や忌避感、紙管理による紛失の危険性、用紙の代金や配布等に伴う多額なリコール実施費を住民が用意する必要がある等々の多くの課題があります。<br>この解決のため、マイナンバーカードを用いた署名の電子化を推進することとして、記の問題の多量解決、緩和と出来ず。<br>提案ですが、各行政区の役所において、投票のごとく、署名用パスにおける住民署名が可能なブース端末を設置します。<br>カードの保有及びパスワートにより本人確認はすでに行われると見なされれば、役所の時間外窓口での署名も可能です。<br>このように集められたデータはすでにデジタル化されているため容易に照会と集計が可能となります。<br>照記による縦覧希望への対応も、検索機能により実際の署名を直接目視する必要がなくなるため、本人のみへへの有無を示すことが可能です。<br>埼玉県川島町で起きたような最大の課題である、リコールされる側による縦覧を盾にした脅迫ともれる直接請求権の侵害も回避することが可能です。<br>国勢調査のデジタル化により、その効果は既に承知のことと思います。<br>また、マイナンバーカードの有効活用にもつながると思います。<br>来所できない有権者向けに、紙による署名の併用は不可避と思われませんが、現代の情報管理状況に即した運用が可能になると考えられます。      | 個人   | 総務省  | 直接請求に係る署名簿への署名については、氏名、住所及び生年月日を記入していただく必要があります。また、署名の効力の確定のため、地方自治法第74条の2第2項の規定に基づき選挙管理委員会による署名の審査の後、署名簿は関係人の縦覧に供されることとなります。   | 地方自治法第74条の2第2項等   | 検討を予定                                       | 個人情報保護の観点から、縦覧制度を見直す必要があるか否かについて、実務に携わる関係者の御意見も聴きながら、検討を行ってまいります。   |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                   | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                        | 所管省庁の検討結果   |   |  | ワーキンググループにおける取組方針  |
|----|-------------|-----------|------------------------|---|---|------|-----------------------------|---|---|--|--|
|    |             |           |                        |   |   |      |                             | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類  |  |
| 39 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 管理者要件及び主任介護専門員更新研修について | 管理者要件の主任介護専門員廃止または管理者の主任介護専門員の更新研修廃止  | 1. 居宅介護支援事業所の管理者要件に主任介護専門員でなければならぬとありますがそもそも管理者が主任介護支援専門員でなければならぬのか。<br>2. 管理者要件は国の決めたことであるにもかかわらず、主任介護支援専門員になるための研修及び更新研修を受講するにあたって東京都や勤務地の自治体の推薦要件を満たさなければ受講ができないことになっている。国が決めた管理者要件であるので管理者は必然的に研修を受けなければならないべきである。管理者でない主任介護支援専門員と管理者が同じ推薦要件というのはおかしい。<br>3. 管理者は管理業務だけでなく大変であり事業所の介護支援専門員の指導などもあり自治体の会議などのファシリテーターなど協力しなければ受講できないようになっているのはおかしい。<br>4. 高い受講料と研修日も多くその日給、交通費など全てが事業所負担にもかかわらず自治体の会議などのファシリテーターなど協力しなければ受講できないようになっているのはおかしい。費用負担が大きすぎる。<br>5. 研修日が多いため管理者不在の日が多いのも問題。<br>6. 研修事前の資料作成や準備にはかなりの時間を要し時間外もそのために多くなっている。準備した多くの資料も研修後は持ち帰り廃棄することになり資源の無駄である。<br>7. 医療系の研修内容が多く医療系の基礎資格の主任介護支援専門員の更新研修は不要。 | 民間企業 | デジタル庁                       | ○居宅介護支援事業所における管理者要件について<br>管理者要件の見直しは、平成30年度報酬改定で行ったものですが、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものです。<br>また、この見直しについては、令和元年の介護給付費分科会の議論を踏まえ、経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該者が管理者である限り、当該者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとされています。<br>なお、これにより、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であって主任ケアマネジャーであることが求められることとなります。<br>○主任介護支援専門員の研修について<br>介護支援専門員の研修の実態については、各都道府県が策定する介護保険事業支援計画を踏まえ、ケアマネジャーの資質向上を図る観点から各都道府県において取り組んでいるところであり、平成24年度に開催された「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」において、<br>・ケアマネジャーの専門性と高め、資質を向上させていく手段として、研修は重要な役割を持つもの<br>・ケアマネジメントに必要な知識や技術を身につけていくことが可能となるよう研修制度の「質」が必要等の提言がなされたことを踏まえ、平成28年度に、新たな科目の追加や内容の充実に伴う研修時間数の拡充を行ったところであります。  | 介護保険法施行規則第140条の86、140条の68<br>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条 等 | 検討に着手  | ・人材育成の取組の推進による質の高いケアマネジメントを推進を図るため、居宅介護支援事業所の管理者要件を主任介護支援専門員としております。<br>・受講者における受講負担の軽減を図ることも重要であると認識しており、厚生労働省では、介護支援専門員の方々が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に押し、<br>・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減（会場費や講師謝金の補助など）や<br>・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば土日や夜の開講やeラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しています。<br>・なお、医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症の利用者が増加するなど、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められていることから、必要な知識や技術を随時適切に身につけていくために、更新型の研修を実施することとされており、廃止することは難しいものも、ご指摘を踏まえ、受講しやすい環境の整備について引き続き検討してまいります。 |
| 40 | 令和2年10月19日  | 令和3年5月24日 | 歯科技工士の規制緩和             | 歯科技工士法では第十七条により「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行うことはならない。」と定められています。これを、業務を行う者は歯科技工士としての国家資格を持つ者でなくとも、同一の事業所である場合には無資格者であっても、資格を有する歯科技工士の監督責任において業務を行うことができるようにして頂きたい。   | 確かな事業として、歯科技工業界は近年圧倒的な人手不足です。歯科技工業は大きく分けて詰めや物被せ物を作る技工所と入れ歯を作る技工所に分かれますが、特に入れ歯を作る技工所は人材の確保が非常に難しいのが現状です。<br>社会の高齢化に伴って入れ歯の需要は高まる一方の1)、歯科技工士の数は右肩下がり、製作効率を上げる技術が生まれていくわけでもありません。<br>全国の歯科技工士学校を卒業して国家資格を得る者が毎年1000人を超え、かつ3年以内の離職率が80%という業界統計を知るだけでも、有資格者的人材確保の難しさは想像に難くないと思います。<br>しかしながら、2017年には大阪の技工所でセハト従業員に歯科技工の補助業務をさせていた、社長や従業員が歯科技工士法違反となり書類送検される事件がありました。<br>このようなことがあっては、経営者は何が何でも有資格者に作業をさせる必要があり、結果として技工士は長時間労働を強いられることとなります。そして最後は離職の道を選びます。この過酷さや実態が広く広まることになれば専門学校への入学者も減るわけですから、これからの将来有資格者が増加することは全く期待できません。<br>食品衛生責任者がいればアルバイトが調理に携われるように、歯科技工士についても規制緩和をお願いします。  | 民間企業 | 厚生労働省                       | 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第17条の規定により、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行うてはならないとされています。   | 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第17条  | 対応不可   | 歯科技工の業務が適正に運用されるよう、歯科技工士の資格を定めているところであり、歯科医師又は歯科技工士の資格を有する者が歯科技工を行う必要があります。なお、歯科技工の製品は何ら影響を及ぼさないような単純軽微な行為を無資格者が行うことは規制されています。   |
| 41 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日 | 不当な金額での転売から消費者を守る方策    | 1.日本国内で、インターネットサイト(Amazon、メルカリ)で新古品、中古品を販売する際の新古品、中古品を販売する際の新古品、中古品販売に対して確定申告を義務付ける。<br>2.納税対策として対策チームを税務署内に創設し、インターネットサイトでの新古品、中古品販売に対して確定申告を義務付ける。<br>3.キャンセル不可条件での販売を禁止し、クーリングオフの徹底を義務づけ、返品を拒否した販売者を刑事罰の対象とする。 | 明らかに常軌を逸した価格での販売、無責任な販売姿勢ゆえのトラブルが多い。<br>確定申告対象者が脱税している可能性がある。   | 個人   | 警察庁<br>消費省庁<br>財務省<br>経済産業省 | 【1】について【警察庁】<br>古物営業法(以下「法」という。)では、古物商は、取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段により受ける方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員長の名称及び許可可能な事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないとされています。<br>【2】について【財務省】<br>インターネット販売等を事業として行っているケース(事業者)や年末調整済みの給与所得があるサラリーマン等が副業として行っているケース(給与所得者)について、それぞれ次のような方は確定申告が必要となります。<br>①事業者所得者<br>事業者所得を含む各種所得の合計額から所得控除を差し引いた課税される所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から配当控除を差し引いてもお残額が生じる方は確定申告が必要となります。<br>②給与所得者<br>年末調整済みの給与所得に加え、インターネット販売等で副収入などがある方のうち、そこで得た所得を給与所得以外の所得が20万円を超える方は、確定申告が必要となります。<br>ただし、生活に通常必要な勘定の売却によって得た所得は非課税となります。<br>【3】について【消費者庁・経済産省】<br>特定取引法では、販売業者又は投資提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をする際のルールを定めています。このうち、特定取引法第15条の3において、返品特約(「返品の可否」「返品の条件」「送料負担の有無」)が広告に明示されていない場合は、商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から5日以内であれば、消費者側が送料等を負担することで返品が可能である旨が規定されています。つまり通信販売では事業者が定めた返品特約が広告に明示されている場合、返品に関する事項は当該特約に従うこととなります。<br>また、通信販売についてはクーリング・オフの適用はありません。 | 1 古物営業法第12条第2項、第5条第1項第6号<br>2 古物営業法施行規則第2条の2<br>1 現行制度下で対応可能<br>2 現行制度化で対応可能<br>3 検討に着手   | 1 (警察庁)<br>【警察法第22項の規定により、古物商に対し、許可公安委員長の名称、許可証の番号等を表示することが義務付けられています。<br>なお、古物営業とは、古物を買売し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、古物を買取るとは古物を買取した時点で当該古物の権利が買手側に移転することのみを行うもの以外のものをいうことから、インターネットを利用して古物を買却するのみを行う行為については、古物営業に当たらず、当該行為を行う者については、古物営業の許可を受ける必要はありません。<br>2 (財務省)<br>【現行制度下では、インターネット販売などで得た所得について、適正に申告義務が履行されるための環境づくりとして、<br>①販売者ホームページを適した申告者の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報の発信、<br>②中小企業者や事業者等を主な申告者の申告の呼びかけ、<br>③スマートフォンからでも申告しやすい専用画面の提供やQRコードを利用したコンビニ納付の導入なども、申告手続の利便性の向上に取り組みしています。<br>また、インターネット等新たなデジタル・エコノミー等の新分野の経済活動に適切に対応するため、全国の間接税(所)にデジタル・プラットフォームを把握し、国税(所)間や関係部署間で連携・協議を図り、情報収集・分析等の充実を図っているところです。<br>その上で、収集した情報を的確に分析することにより、課税上問題があると思われる納税者を把握し、行政指導や税務調査を実施して、適正課税の確保に努めているところです。<br>3 (消費者庁)<br>特定取引法は、不当な金額での転売を規制する法律ではありませんが、「詐欺的な定期購入法」で意図して申込みを行わせる悪質事業者等の対策について法改正等を急進的に検討しています。<br>なお、通信販売には、訪問販売等と異なり、消費者の自主性が保たれる程度が高いことから、クーリング・オフを定めることは適切でないと考えられるため、広告において返品特約に関する記載を適正に行った場合には、当該特約に従うこととして、消費者利益と事業者の負担とのバランスを図っています。両当事者のバランスを図ることは重要な観点であることから、慎重な検討が必要となります。 |  |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                           | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果   |   |   | ワーキング・グループにおける取組方針   |       |
|----|-------------|------------|--------------------------------|--|---|------|------|---|---|---|--|-------|
|    |             |            |                                |  |   |      |      | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類   |  | 対応の概要 |
| 42 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 保育園の受け入れ基準が曖昧                  | 我々保育園と保護者の揉める原因の一つがこれ。緊急事態の際、「社会的な不可欠な仕事」の場合は受け入れられる関係者とか、警察消防関係者を指すと思うが、保護者でも、保育園側は受け入れ断ることが事実上できない。行政側に、具体的に例示するよう依頼しても「上手く対応するよう」との回答   | 現場の保育士から基準が曖昧だとトラブルが多く疲労感が増える。<br>行政は、利用者である保護者より回答ばかりで我々保育士の健康安全は考えてくれないように感ずる。との意見があります。  | 民間企業 |      | なし  | 現行制度下で対応可能  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |  |       |
| 43 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 申請書類デジタル化                      | 自治体、税金へ申請する時、紙で記入していますがそれをデジタル化して欲しい。後、印鑑もデジタル化もして欲しい。<br>公証人撤退<br>会社設立申請の時に公証人手数料高すぎるのとそもそも公証人いらぬいで撤退して欲しい。   | コスト削減、待合時間減らす。手続きが複雑で時間がかかる。一面所集申申請して欲しい。複数の課や部署で進んで人によるおちちの方に申請して欲しいとか、まばらなので公証人が普段の仕事していないので要らないです。手数料も高すぎる。  | 個人   | (後段) | (前段)<br>【IT策、総務省、財務省】<br>デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体は情報通信技術を利用した行政の推進に係る情報システムの整備及び情報通信技術を活用した行政の推進を図るための必要な施策を講じることが努力義務となつています。<br>なお、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備しています。<br>【規制改革推進室】<br>規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に、各府省は所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの・押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正をオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。なお、税金の申請に関しては国税関係手続については、すでにほとんどの手続において電子申請が可能になり、地方税関係手続については、主として法人向けの税目について、電子申請が可能になっていきます。<br>(後段)<br>【法務省】<br>株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 | (前段)<br>【IT策、総務省、財務省】<br>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法、平成14年法律第151号)第5条4項<br>【規制改革推進室】<br>なし<br>(後段)<br>【法務省】<br>会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条 | (前段)<br>【IT策】<br>検討し善手<br>【規制改革推進室】<br>対応<br>(後段)<br>【法務省】<br>対応不可  | (前段)<br>○地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務をエンドユーザーが、デジタルで処理することが必要です。<br>○そのため、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)等に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の機軸を前提に、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化やオンライン化の推進等に取り組んでいます。<br>【規制改革推進室】<br>・押印については、内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています。<br>(後段)<br>【法務省】<br>公証人は、定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうか、記載内容の会社法等への適合性を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしており、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与しているほか、定款認証の際に、マネーロンダリングやテロ資金対策の国際基準を策定している政府間委員会であるFATF(金融活動作業部会)の勧告を踏まえて、平成30年11月から、株式会社等の実質的支配者となるべき者を申告させる制度を導入するなど、現代的な課題にも対応する取組を行っており、重要な制度であると考えられます。 |       |
| 44 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 建築基準法の同一敷地内への親世帯住宅の敷地に子世帯住宅の建設 | 地方の広い土地を所有している家では、親世帯の母屋と子世帯の離れがある家が多いのですが、子世帯の離れにはキッチン・浴室・便所の水廻りの3点のうち一つを除外しないと建てられないので除外して建てているのですが、後に除外している部分を追加工事する場合があります。最初から水廻り3点セットで工事出来れば、工事期間が短くなり、追加工事が無くなりコストが安くなり、また水廻り3点セットを付けようと思う世帯が増えれば消費効果が高まります。敷地分割すれば問題ないのですが、不必要に土地を分筆することで土地が細分化したり、分筆に伴う登記・測量コストや、分筆により建築許可等を取直し直したりすることによる余分なコストがかかります。あとから分割して売買され購入者に不利益が被らないように、新たな規定や制限(離れの要件、市街化調整区域内、敷地300m2以上、前確認申請書との親子関係の戸籍簿本、平屋、面積制限、売買制限の誓約書など)が必要ですが、規制を緩和してください。 | 建築基準法施行令で「敷地の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。」という規定あることにより、親世帯の母屋のある土地に子世帯の離れを建設する時に水廻り(キッチン・浴室・便所)の3点のうち一つを除外しないと建てられないので除外して建てているのですが、後に除外している部分を追加工事する場合があります。最初から水廻り3点セットで建設出来るようにしてください。 | 個人   | 総務省  | 建築基準法施行令第1条   | 現行制度下で対応可能  | 建築基準法における規制の多くは、建築基準法施行令第1条に定められる「敷地」を単位としており、これを前提として建築基準法令が体系づけられていることを踏まえれば、敷地の定義を見直すことはできません。このため、同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、原則建築物単位で違法なものとする必要があります。なお、既存建築物に増築して一の建築物として建築することが考えられます。 |  |       |
| 45 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | パスポートの再発行                      | 渡航先でパスポートを再発行してもらう際、写真もない戸籍簿本が良く、写真のある自動車免許がダメなのはおかしいと思えます。マイナンバーカードでも良いかも知れませんが、少し危険ですかね。   | 道理にあわない。  | 個人   | 警察庁  | 旅券法第3条  | 対応不可  | 旅券の発給に当たり、申請する方の日本国籍を確認する必要がありますが、運転免許証やマイナンバーカードだけでは日本国籍が確認できないとの問題点があるため、対応が困難です。   |  |       |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                     | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |  |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|------------------------|--|---|--------------------------|-------|--|---|--|--|--------------------|
|    |             |            |                        |  |   |                          |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要  |                    |
| 46 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 外国人保育士の働き方について         | 外国人であり、母国の保育士資格を有する方を、日本の保育園・幼稚園、認定こども園等で「保育士」として働けるような制度が出来ぬものか？  | グローバル時代にあり、外国の方の存在感は日本でも増している。そんな中「英語教師」という位置づけだけでなく、外国の方で保育現場に入り「日常的な文化的影響力強化」と「国際交流」がより日常レベルで推進できる。現在、例えばドイツでドイツの保育士資格を有する方は日本の保育士として認められず、保育の考え方や、国際交流の伸長を考えると、一定数程度の経験／キャリアと一定程度の日本語能力のある外国人が保育の現場に「保育士」として入ることは、現場のあり方を見つめ直せると共に、今後の国際社会を考えるととても有益なことと思える。   | 個人                       | 厚生労働省 | 児童福祉法第十八条の四  | 対応不可  | 外国における保育士資格の取得過程において求められる専門的知識及び技術の内容は日本における保育士資格の取得過程において求められるものと必ずしも同程度とはいえないことから、外国における保育士資格を有することをもって、直ちに日本においても保育士として登録を受けたとみなすことは困難である。  | △  |                    |
| 47 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 運転免許証更新について            | 住民票のあるところ以外で手続きするには、優良運転者のみ煩雑な経由申請し、かつ手数料もかかります。全国どこでも一律に更新できないものでしょうか？また、2ヶ月間しか手続き期間がないのも短すぎます。更新の際の講習もオンラインでできないでしょうか？その際買われる教習本もムダです。オンラインでダウンロードできませんか？手数料も収入印紙ではなく電子決済にできませんか？教習場で収入印紙売ってるオバちゃん、ムダです。 | 1 全国一律での更新について<br>運転免許証の更新については、道路交通法の規定により、住所地を管轄する都道府県公安委員会により行うこととされているところ、免許保有者の利便の向上を図るため、優良運転者については、經由地公安委員会により行うことができます。<br>2 更新期間について<br>運転免許証の更新期間については、道路交通法の規定により、直前の誕生日の1月前から有効期間が満了する日までの間とされているところ、免許保有者の利便の向上を図るため、やむを得ない理由がある者については、更新期間前に更新手続を行うことができますほか、失効後に免許を再取得する場合には、技能試験及び学科試験が免除されます。<br>3 講習のオンライン化について<br>更新講習の実施方法については、適宜において、「定時集合方式で実施すること」とされており、講師による対面式で行われています。<br>4 教本について<br>道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表第3欄に「教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと」と規定されており、講習中、必要に応じ教本を参照しながら説明を行うことで講習効果を高めるため、教本を活用しています。<br>5 手数料の電子決済について<br>地方公共団体による手数料の徴収については、地方自治法の規定に基づき、条例の定めるところにより行うこととされています。 | 個人                       | 警察庁   | 道路交通法第101条第1項<br>道路交通法第101条の2第1項第3号<br>道路交通法第101条の2第1項<br>道路交通法第97条の2第1項第3号<br>道路交通法施行規則第38条第11項第1号<br>地方自治法第228条第1項、第231条の2第1項  | 1 検討を予定<br>2 現行制度下で対応可能<br>3 検討に着手<br>4 検討を予定<br>5 対応不可 | 1 全国一律での更新について<br>運転免許証の更新については、運転免許保有者の利便性向上のため、更新手続のオンライン化等の観点も踏まえ、その運用について今後検討してまいりたいと考えております。<br>2 更新期間について<br>制度の現状欄に記載のとおり、やむを得ない事情がある者については更新期間前の手続や失効後の再取得の手続が設けられていることから、現行の更新期間を変更する必要性は低いものと考えております。<br>3 講習のオンライン化について<br>運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新講習のオンライン化等について、検討を進めています。<br>4 教本について<br>教本を有効活用することは、安全な運転の継続に資するものであると考えておりますが、教本の媒体の在り方については、利用者の利便性、幅広い層からの御要望、必要経費等を踏まえ、検討してまいります。<br>5 手数料の電子決済について<br>制度の現状欄に記載のとおり、更新の際の手数料の徴収については、各都道府県の条例により定められていることから、警察庁において具体的な対応をお示しすることは困難です。 |  |                    |
| 48 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 居住地変更に伴う自動車番号の変更を不要とする | 引越等で居住地が変更される場合には、自家用車の自動車番号を変更する必要があります。しかしながら、ユーザーにとって何のメリットもなく、変更手続きに係る手数料や、ETCなど自動車関連の他の手続きに手数料が必要となるなど、デメリットのみ。日本国内での居住地変更に関しては、自動車番号を変更する必要が無いように改めて頂きたい。  | 自動車番号の変更は、自動車税という地方税・県税に関連するため、自治体にとっては当たり前の制度なのかもしれないが、ユーザーのメリットがない。<br>自動車税については、自動車番号取得時所有者・使用者のマイナンバーと紐付けなければ良いのではないかと、引越し先の自治体に住民登録することで、自動車税の課税先住所も随時更新されるため、都道府県の徴税活動にも支障を来さないのではないかと。<br>自動車番号の変更手続き自体が必要なくなるのではないかと。   | 個人                       | 国土交通省 | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車(軽自動車等を除く)は、所有権の公証及び使用実態等の把握のため、「登録」を受けるとともに、定められた「自動車登録番号」が記載された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示しなければ、運行してはならないこととされており、さらに、登録された事項の正確性を保持するため、既に登録されている自動車に係る型式、車台番号、原動機の種類、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があった時には、「変更登録」を行うことが定められています。加えて、変更登録等に伴い、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字等の自動車登録番号が変わる場合には、「自動車登録番号の変更」を行うこととされています。 | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条、第9条、第12条、第14条、第19条             | 対応不可   | 「変更登録」及び「自動車登録番号の変更」については、本来、ご指摘のような自動車関連税の納付のための制度ではなく、自動車登録ファイルに記載されている事項及びそれに基づき定められる自動車登録番号の正確性を保持するための、道路運送車両法に基づく制度となっております。自動車登録に際しては、同法の規定により、所定の手続きや手数料が必要となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。 |                    |
| 49 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 市街化調整区域での製品の販売に関して     | 市街化調整区域での製品販売が可能なよう規制緩和してほしい。営利目的に関しては除外しても構わないが、福祉事業所に関しての規制を緩められないか。   | 障害福祉サービス事業所を運営しております。障害当事者へ支払う工賃の向上に関して、行政からの働きかけが強く、利用者の障害程度の差やコロナ禍もあり中小企業からの受注も途絶え、収入を得るための自主生産を中心に進めています。しかし、ご存知のように障害者の事業所は、中心部からは遠くに外れた山間部にその所在が多く、当法人も同様です。水道が来ていない場所ということもあって、地下水を汲み上げて利用していますが、その水を活かしてお豆腐製造・椎茸製・鉢花製造等を行っています。当学園のさらに上部には、公設の野外活動センターがあるため、市道ですが車道の往来も増えてきました。時に一般客が立ち寄り、販売はしてないのかわからないという問い合わせをいただきます。ある程度の店舗をすれば客室はあり、売り上げにもつながりますが、現行法ではできません。是非ご検討ください。   | 社会福祉法人<br>かしの木<br>会くず業学園 | 国土交通省 | 都市計画法第42条第1項、第43条第1項   | 現行制度下で対応可能  | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |  |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|---------------------|---|--|------|--------------|---|--|-------|--|-------------------|
|    |             |            |                     |   |  |      |              | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 50 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 原付バイク廃止             | 50?未満の原付バイク特有の道路交通法上の規制は廃止してほしい。<br>30キロ未満の走行や2段階右折は逆に危険である<br>50?でも通常の速度で走れるようにするかそもそも50?バイク市場は不必要である  | 50?未満の原付バイク特有の道路交通法上の規制は廃止してほしい。<br>30キロ未満の走行や2段階右折は逆に危険である<br>50?でも通常の速度で走れるようにするかそもそも50?バイク市場は不必要である   | 個人   | 警察庁          | 原動機付自転車の法定最高速度は30キロメートル毎時となっています。また、原動機付自転車は、道路交通法第34条第9項に規定された「多通行帯道路」において右折する場合には、原則として、同項に規定された方法、すなわち、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。   | 道路交通法第22条第1項<br>道路交通法施行令第11条<br>道路交通法第34条第9項   | 対応不可  | 原動機付自転車は、自動車に比して最高速度が低く定められている乗り物として、国民の生活に身近なものとなっている実態があるものと承知しており、このことを前提とした交通ルールとなっています。<br>例えば、道路交通法第34条第9項に規定された、いわゆる「二段階右折」は、自動車に比して最高速度が低く定められている原動機付自転車が、右折のため道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を徐行する方法、すなわち、いわゆる「小回り右折」をしようすれば、他の交通と交錯するおそれがあることを踏まえて定められているものです。他方、いわゆる「二段階右折」を行うことにより、むしろ運転者に危険が生じるような差点においては、道路隣接等により、いわゆる「小回り右折」をすべきことを指定することとしており、個々の道路における交通の流れ等を踏まえた上で、原動機付自転車の右折の方法を含む交通規制について判断をしています。<br>以上のことから、現在、国民の生活に身近な乗り物となっている原動機付自転車について、法定最高速度や交通ルールを変更することは適当でないと考えております。 |                   |
| 51 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 入園に係る勤務証明書について      | 保育園入園、延長等の勤務証明書を、全国統一のフォーマット且つ同一の項目としていただきたい。(現在は、市区町村により異なる)   | 効果<br>業務効率UP<br>人件費削減<br>労働担当者の負担軽減<br>人的コスト削減による正確性UP<br>作成期間短縮<br>リモートワーク対応可能  | 個人   | 内閣府<br>厚生労働省 | 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。法令上で書類の指定等はしていないものの、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準の様式、令和元年に大都市向け標準の様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。  | 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号  | 検討に着手 | 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。就労証明書については、令和元年8月に公表した大都市向け標準の様式のより一層の活用を市町村に働きかけていとも、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。  |                   |
| 52 | 令和2年10月19日  | 令和2年12月16日 | 無資格者によるマッサージ類似店の無許可 | 現在、街の至るところに『60分/2,980円』などと堂々と謳っている『もみほぐし店』などがあります。しかし、『あはき法』ではこのような広告が認められていません。有資格者が値段などを謳えないのに無資格者が値段などを謳っている。この矛盾を抱えながら施術している鍼灸マッサージ師は多いと思います。 | マッサージと同じことをしていても、『もみほぐし』や『こりとり』などと似通った言い方をして、いかにも有資格者が施術しているかのように見せかけている。結果、来店者が不利益を被るケースが相次いでいる状況に陥っている。<br>また来店者のみならず、あはき師にも多大な需要の低下・損失という最悪の状態にまで追い込まれています。<br>国家資格取得者と無資格の間にあるグレーゾーンを撤廃し、有資格者と来院者が不利益を被らない業種に改革願いたい。<br>有資格者が、しっかり施術することで必ず健康保険料をはじめ、医療費の前減に繋がると確信しております。<br>また同時に、並有院で蔓延っている所謂『部位回し』などによる健康保険の悪用に対する取り締まりも強化するべきだと思います。 | 個人   | 厚生労働省        | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下、「あはき師法」という。)第1条の規定に基づき、あん摩、マッサージ若しくは指圧を業としようとする者は、国家試験に合格したうえで、あん摩マッサージ指圧師免許を受けなければならず、違反者には五十万円以下の罰金刑が科されます。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧については、医師の医学的診断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医行為」ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある「医療類似行為」に含まれ、医師又はあん摩マッサージ指圧師以外が業とすることはあはき師法第十二条で禁止されており、違反者には五十万円以下の罰金刑が科されます。<br>ただし、昭和39年1月27日の最高裁判決において、憲法第22条(職業選択の自由)の観点から、あはき師法で業とすることを禁止している医療類似行為は、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為のみに限局しなければならぬということが明らかになっているため、リラクゼーション業やカラオケラウンジなどは、「人の健康に害を及ぼすおそれのある場合」に「医療類似行為」としてあはき師法上禁止されるのであって、そうしたおそれのない行為は、あはき師法で禁止される「医療類似行為」には当たらず、憲法上の職業選択の自由の観点から許されています。<br>なお、あん摩業、マッサージ業及び指圧業の施術所が広告可能な事項は、あはき師法第七条に規定される事項のみに制限されており、違反者には三十万円以下の罰金刑が科されます。常業制制度をめぐる様々な課題については、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会、中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われているところ。<br>また、柔道整復療養費の支給申請書の審査を行っている柔道整復療養費審査委員会の権限を強化するとともに、平成30年12月より、不正・不当な請求のおそれがある施術管理者を対象として確認する取組等を全国に示したところです。<br>問題のある事象が発生した場合は、事実関係の確認を行い、不正が確認されれば厳正に対処することとなります。 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律<br>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律<br>第一条、第七条、第十二条、第十三条の八<br>柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)<br>平成29年9月4日 保発0904第3号 | 対応    | 無資格者による医療類似行為については、都道府県に指導の徹底を依頼(平成26年2月7日医政医発0207第1号、平成28年2月9日医政医発0209第2号、平成29年7月11日医政医発0711第1号)しているほか、毎年開催している全国医政関係主管部長会議において、無資格者の指導の徹底を都道府県の担当者依頼してあります。併せて、消費庁に対し、無資格者による医療類似行為の指導に係る連携について協力を依頼してありますが(平成29年7月11日医政医発0711第2号)、消費庁等においても無資格者による医療類似行為について注意喚起を行っているものと承知しております。<br>また、あん摩マッサージ指圧の広告については、社会保障審議会医療保険部会における適正化への指針等を踏まえ、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」において、ウェブサイトも含めたあはき業全体の広告のあり方及び規制について検討が行ってあります。<br>なお、柔道整復療養費については、制度の現状欄のとおりです。                          |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項         | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                         |            |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|--------------|---|--|------|-------|--|-------------------------|------------|--|--------------------|
|    |             |            |              |   |  |      |       | 制度の現状  | 該当法令等                   | 対応の分類      | 対応の概要  |                    |
| 53 | 令和2年10月19日  | 令和5年4月26日  | 住所変更が煩雑      | 住所変更手続きで同じ住所を5回ほど記入しました。UXを最適化すれば1度の記入で済むはずです。  | 利便性の向上<br>待ち時間の緩和<br>記入ミスの減少   | 個人   | 総務省   | 住所を異動する場合には、住民基本台帳法に基づき、転出しようとする市町村に転出届を、転入しようとする市町村に転入届を提出する必要があります。この点、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第7号）による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月6日から、オンラインによる転出届・転入予定の連絡が行えるようになりました。これにより、マイナンバー等を記したオンラインでの転出届が可能となり転入届の提出も必要なくなることに、転入届の提出から転入届の提出までの間に、新たな住所等の情報が事前通知されること、地方公共団体の状況に応じて転入届の事前準備が行われることとなりました。   | 住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2 | 現行制度で対応可能  | 令和5年2月6日に開始したオンラインによる転出届・転入予定の連絡（転入予約）の取組を推進することで、住民の利便性向上に取り組んでまいります。   |                    |
| 54 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 高額転売に関して     | 高額転売を抑制するためにECサイトで転売の通報があった場合事例に応じてECサイト等の特定取引法に基づき住所の表記を撤しするよう指導してほしい（マイナンバー等を登録する、古物許可証の写しの提出をさせると）<br>または通報があったアカウントは事例に応じてアカウントを短期間に凍結作成するのを規制するよう指導してほしい | 偽造やプレミア価格と言われるような希少性から価値が上がる物と、昨今の買い占めで不当に希少性を吊り上げようとする高額転売の横行を明らかにするためには、古物取引許可証の写しを提出させるよう指導する方がよいと思いました。古物取引許可証の写しの提出に関しては警察で身分証を提出して作成しなければならないため虚偽の住所での登録ができないので、不当に買い占めを行う人間は登録しづらい上に複数回通報され同じ許可証を提出されればECサイト側も規制しやすくなったからです。<br>また事例に応じて書いたのはいたずら等で通報された人がECサイト側に無実を表明できるようにする事で手順の簡略化ができると思ったからです。 | 個人   | 消費者庁  | 特定商取引法では、販売業者又は役務提供者事業者が、通信販売する場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をする際のルール等を定めています。このうち、特定商取引法第11条第5号に基づく特定商取引法施行規則第8条第1号において、当該広告には「販売業者又は役務提供者事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」を表示しなければならないと規定されています。   | 特定商取引法第11条              | 対応         | 特定商取引法では、住所については、現に活動している住所を正確に表示する必要があります。現に活動している住所を正確に表示していない場合は、法令に基づき厳正に対応しております。また、オンラインショッピングモールにおける販売業者等の特定商取引法の表示義務の履行確保及び販売業者等に対する追跡可能性の確保のために所要の方策を検討しています。<br>なお、デジタルプラットフォームにおける消費者取引について、消費者の安全・安心を確保するための取組については、消費者庁において開催している検討会の議論も踏まえ、方向性を検討してまいります。  |                    |
| 55 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | ひとり親家庭の現行届   | 毎年役所に赴き書類の記載。しかも、児童扶養手当該当しなくても毎年手続きを行かなければならない。該当しないことが分かった時点で翌年から手続きを省いてくれれば良いのに、手間、あれこれの書類、ネット上でも申請できます。  | まず、役所の手間が省けます。<br>児童扶養手当該当しない人は登録され、該当するようなことがあれば申告する方法にすれば良い。<br>ひとり親家庭とわかったら、それに関連するサービスや手続きなど全部届付けすれば良いのに、一つ申請するたびにその都度出向き同じ仕事を重ねられる。   | 個人   | 厚生労働省 | ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担い、様々な困難を抱えている方が多く、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、地方自治体では、児童扶養手当法第28条の2の規定に基づき、児童扶養手当を支給する方からの届出の機会を活用して、相談に応じた上で、必要な情報提供や助言を行っているところであり、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間と設定し、子育て、生活、教育、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な課題について、まとめて相談に応じる体制を構築しています。<br>また、収入が所得制限限度額を超える水準となったことで、児童扶養手当の全部が支給停止となる方であって、既に十分な支援を受けられていると地方自治体が判断した方の場合には、対面によらず、郵送等による届出を行うことも可能としています。 | 児童扶養手当法第28条の2           | 現行制度下で対応可能 | 収入が所得制限限度額を超える水準となったことで、児童扶養手当の全部が支給停止となる方であって、既に十分な支援を受けられていると地方自治体が判断した方の場合には、対面によらず、郵送等による届出を行うことも可能としています。   |                    |
| 56 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 農業委員会の廃止について | 農業従事者が極端に少なくなる中特定の人のだけ権限を与えられ、新規参入の障壁や規模拡大の阻害要因となっている。<br>廃止または制度自体を見直す。  | 人間関係いかんによっては、農業の貸し借りや購入の際に、嫌がらせや妬みなどが発生しているためJAがアドバイザーになるなど制度改変が起きた事で新規就農者の自由な販路選択が阻害され、JAに出荷前提で無ければ農地の借地許可に議決が入るなど事例が出ている。<br>地域による差が強く、農協の強い地域では制度が悪用されている   | 個人   | 農林水産省 | 農業委員については、公募により募集し、市町村長が農業委員会の職務を適切に行うことができる者の議会の同意を得て任命することとされており、<br>なお、委員には農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者（中立委員）を必ず任命することとされており、<br>また、農業委員会の意思決定は、農業委員の過半数の出席により成立する総会において、出席した農業委員の過半数による多数決をもって行われ、議事録は公表することとされており、<br>農地の借地許可の基準は法令に定められており、JAへの出荷は許可できない要件とはなっておりません。  | 農業委員会等に関する法律            | 現行制度下で対応可能 | 農林水産省では、担い手への農地の持続、農地農家の発生防止・解消及び新規参入の促進をより一層推進するため、平成27年に「農業委員会等に関する法律」の見直しを行いました。<br>その際、これらの業務に効率的かつ公正に取り組むことができる委員を選出するため、委員の選出に当たっては、<br>・従来の公選制から、公募をし、応募者のなかから、市町村長が議会の同意を得て任命する方式に見直しとともに、<br>・利害関係を有しない者（中立委員）の任命の義務化を行いました。<br>また、農地の借地許可の判断が行われる農業委員会の総会については左記のとおり、公平かつ公正に運営が行われるよう規定されており、<br>このように、制度上、特定の人のみにだけ権限を与えられているものではありません。<br>今後とも適正な業務運営が行われるよう指導に努めてまいります。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項          | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |       | ワーキング・グループにおける取組方針   |       |
|----|-------------|------------|---------------|--|---|------|-------|--|--|-------|--|-------|
|    |             |            |               |  |   |      |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 |  | 対応の概要 |
| 57 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 無期転換ルール撤廃     | 継続勤務5年以降は無期転換できるというルールではなく、最初から無期雇用を望むもしくは契約期間の定めを設けるという元の形に戻したい。                                    | 私は無期雇用という条件で以前の会社に入社しましたが、5年転換ルールが増えたことで途中から契約内容が変更されました。その会社での給与ランクがある一定に行かなかった場合、無期雇用にはできません。5年の契約期間満了をもって退職というものでした。私は給与査定とのタイミングで上司の体調不良による退職が原因で、次期上司の査定を受け、これまでの評価がしっかりとされず、会社の無期転換ルールに該当しないという評価になりました。これは会社の体制が悪いのはもちろんあります。ただ同時に国が無期雇用を求めたルール制度をつけたことで起こった出来事だと感じます。雇用安定を求めたルールである一方、また浸透していない会社は長期雇用する人材とそうでないものを振るいにかけるように手段を作り法からの抜け道として規約を作ります。今回は規約内であるため、柔軟な対応がされないという判断。私から見れば、無期雇用してもらえないという条件で入ったのに、5年で職を奪われた形です。これは政策意図と異なるものではないでしょうか。安定した雇用を掲げるなら、爪の甘いルールにするのではなく、企業にも制限を設けるべきです。契約社員は契約を更新しなければ職を失いますので企業と対等に納めなくてはならず更新せざるを得ません。無期雇用への選択が増えることにより、契約内容が変わることなく初期の情報で安定して働けることが1番です。必要であれば、雇用延長の声をかけられる訳です。雇用止めを食らっても失業保険の受給まで期間1ヶ月以上と長いですが、とても安定した収入を得られません。あわせて受給開始時期も早期にあらためるのはいかがでしょうか。 | 個人   | 厚生労働省 | (無期転換ルールについて)<br>労働契約法第18条において、同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約の連続期間が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現在締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労働者が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。<br><br>(雇用保険部分について)<br>雇用保険の基本手当は受給資格を有する者が失業している日について支給することとされており、失業している日についての認定を受けなければなりません。当該失業の認定は、受給資格者が最初にハローワークに出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行うこととなります。   | (無期転換ルールについて)<br>労働契約法第18条<br>労働契約法第18条<br>(雇用保険部分について)<br>雇用保険法第15条第1項～3項 | 対応不可  | (無期転換ルールについて)<br>無期転換ルールにおいては、有期労働契約が反復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い実態となっている労働者が多い等の指摘があったことをふまえ、こうした有期労働契約の濫用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。<br>これまでも、無期転換ルール等の情報を発信する専用のサイトの開設やセミナーの開催に加え、都道府県労働局に「無期転換ルール特別相談窓口」を設置する等、制度の周知、導入支援等を行ってまいりました。<br>厚生労働省としては、無期転換ルールを意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えております。<br>このため、このような実態を把握した場合には、引き続き都道府県労働局において必要な発着指導を行う等、適切に対応してまいります。<br>なお、労働契約法では、労働条件を労働者の不利益に変更する場合には、原則として労働者の合意が必要と規定されています。<br><br>(雇用保険部分について)<br>法律上、失業の認定は最初にハローワークに出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行うこととされており、当該期間について就労の有無、求職活動の実績等を確認して失業の認定を行うことから、最初にハローワークに出頭した日から初回の支給まで1ヶ月程度の期間を要することとなります。   |       |
| 58 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月24日 | 国民健康保険証の返却の廃止 | 国民健康保険証は新しい物が交付されたら、古い物を返却するものになっています。新しい保険証が届いたら、銀行のカードと同様に各自ハサミで切ったから捨てるようにしたら良いと思います。             | 区役所の手間も、国民の手間も省けます。   | 個人   | 厚生労働省 | 国民健康保険証更新時の取扱いについては、不正受給の防止等による保険給付の適性を確保するために、返還を定めています。今後とも、国民健康保険の適正な運用にむけて取り組んで参りたい。   |  | 対応不可  | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |       |
| 59 | 令和2年10月19日  | 令和2年11月9日  | 情報公開制度について    | 情報公開請求者に個人性は無いのだから、一度公開された文書及び、横並びの文書などは、次回からは、即時公開で問題ないはず。何度も役所に通って1週間以上までされて、手数料とられて、経済活動の足を引っ張るな。 | 情報公開請求者に個人性は無いのだから、一度公開された文書及び、横並びの文書などは、次回からは、即時公開で問題ないはず。何度も役所に通って1週間以上までされて、手数料とられて、経済活動の足を引っ張るな。  | 個人   | 総務省   | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)は、行政文書の開示請求権を定めることにより行政機関の保有する情報の公開を図ることを目的としており、行政機関の長は、開示請求者に対しては、同法第5条各号に掲げる情報(不開示情報)のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求に係る行政文書を開示しなければならぬ旨を規定しています。<br>不開示情報に該当するかどうかについては「時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化することであり、開示請求があった都度判断しなければならない。」「(警察 情報公開法)」とされており、不開示情報該当性の判断(開示可能な情報の判断)は開示請求があった都度行う必要があります。また、開示請求があった時点において、新たに作成・取得された文書がある場合には、当該文書を含めて開示対象文書として特定する必要があります。 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条、第二十四条                                | 対応不可  | ○ 政府としては、提供が可能な情報については、積極的な提供に努めることは必要であると考えており、具体的施策として、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」(平成27年3月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、各行政機関は、「情報公開法に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同様の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるもの」について、原則としてWebサイトによる提供を行うこととしているなど、情報提供に力を入れていることである。<br>○ 過去に同一の行政文書について同一内容の開示請求が行われ、開示・不開示の判断が比較的容易な場合等において、迅速に開示決定等を行うことは、一般論としては、開示請求者の利便性向上の観点からは望ましいと考えられます。一方で、情報公開法に規定する開示請求については、同一内容の請求であっても、<br>・ 時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務、事業の進行の状況等事情の変化によって開示・不開示の判断が変わり得ることに加え、<br>・ 開示請求の都度、新たに作成・取得された文書も含めて対象となる行政文書を特定する必要があることから、開示請求があった時点において、開示・不開示の決定を適切に行うことが、情報公開制度の趣旨、国民の権利利益の保護の観点からは必要であると考えられます。<br>○ なお、ご提案の同じ文書を公開請求の度に、審査会を開くのは、時間も労力も税金も無駄。につきましては、国の情報公開制度においては、情報公開・個人情報保護審査会が審議・答申を行うのは、各行政機関が行った開示・不開示の決定に対し、開示請求者等が審査請求を行い、同審査会に諮問された場合に限られますので、開示請求の度に同審査会が審議・答申を行うわけではありません。 |       |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                       | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                       | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|----------------------------|---|--|------|----------------------------|---|---|------------|---|--------------------|
|    |             |            |                            |   |  |      |                            | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                    |
| 60 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 引越し手続きの「オンライン・ワンストップ・サービス」 | 引越しに伴う生活インフラの住所変更手続きをスマホ、タブレット、PCからオンライン・ワンストップ・サービスで出来る様にする。その為に書類押印制度をデジタル化する対象例：市役所、電気、ガス、上下水道、電話、郵便局、インターネット、銀行   | 多くの人が引越し時の各種生活インフラの契約解除と引越し先での新契約締結、住所変更手続き等で煩わしさを感じている。その契約変更にかかる時間と負担は大きい。   | 個人   | 内閣官房<br>内閣府<br>総務省         | 「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「引越しワンストップサービス」の推進に向けて、2019年度(令和元年)に実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で順次サービスを開始しております。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることになっております。なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に向向していただく必要があります。 | 住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項  | 対応         | 現在、内閣官房において、関係府省、地方公共団体、民間事業者の協力の下、引越し時の様々な場面で必要であった住所変更手続の回数を最少化できるよう、引越しに伴う電気・ガス・水道等の民間手続及び地方公共団体への転出・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」の推進に取り組みしております。<br><br>2019年度、2020年度と実サービス検証を通じて効果検証、課題把握等を行っておりまして、この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。 |                    |
| 61 | 令和2年10月29日  | 令和5年4月26日  | 長期海外駐在員(住民票転出者)のマイナンバーについて | 主人を海外で亡くし、遺族年金の手続きに於いて、住民票の取得にあまり非常に苦労しました。海外駐在員もマイナンバーで管理、一元化出来ればと提案します。   | 私は昨年タイで20年駐在していた夫を、くも膜下出血により現地で亡くしました。遺族年金の手続きで夫の住民票が必要ですが、海外転出者には現地の住民票を提出するよう指示されました。タイには住民票と言うものがないと聞き、バンコクの領事館に申請すると、外務省の方針で、死亡したものに対して証明する事が出来ないと言う事でした。年金事務所にもその旨を報告すると、現地の生活状況を証明する為、現地の死亡証明書と併せて、火葬証明、現地の会社の雇用契約書、アパートの契約書、光熱費の明細の提出等で大変苦労しました。◎日本の住基台帳・総務省と、領事館・外務省、年金事務所・厚生労働省の全てがマイナンバーで管理、一元化する事により、煩雑な手続きが省略されると思います。また各国の日本領事館に於いても、マイナンバーの取得が可能となる様お願い致します。マイナンバー制度ができる前に海外に転出した者には、マイナンバーの取得が出来ないと亡夫が嘆いていました。今後、海外での不慮の事故や急病で家族を亡くされた方に、私の様な事で悩まれる方もいらっしゃると思います。具現化される事を希望し、お願い致します。 | 個人   | 総務省<br>外務省<br>デジタル庁        | 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年5月までに開始することとしております。   | 改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第6項  | 対応         | 制度の現状のとおりです。  |                    |
| 63 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 身分証明やマイナンバーの義務化            | 仕事で米國と現在中国に駐在経験あります。高國とも身分証明が義務化されています。無ければ、銀行口座開設・クレジットカード・携帯電話購入、など何もできません。それができてしまう日本はセキュリティが担保できないと思います。だから架空・他人名義での銀行口座や携帯電話でのオレオレ詐欺やドコモ口座事件などの引き金になっていなど身分証明を義務化して安全安心な日本として下さい。税金の公平化もう願えます。 | 安心して暮らせる社会の実現。公平な税金の徴収。  | 個人   | 警察庁<br>金融庁<br>総務省<br>経済産業省 | 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、事業者に対し、顧客等の氏名、住所、生年月日について、マイナンバーカードをはじめとする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。  | 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第6条、第7条、携帯音声通信事業者による契約等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年法律第21号)第3条、携帯音声通信事業者による契約等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第167号)第3条、第5条 | 現行制度下で対応可能 | 左記のとおり、現行制度においても、銀行口座の開設や携帯電話契約の場面において、事業者は氏名、住所、生年月日を確認することを義務付けられております。なお、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法においてマイナンバーカードのみを本人確認書類とすることの是非の検討に当たっては、マイナンバーカードの普及・利便性の向上等マイナンバーカードを取り巻く環境の整備が一時的に必要です。  |                    |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                   | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                      | 所管省庁の検討結果   |   |                   |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|------------------------|---|--|------|---------------------------|---|---|-------------------|--|--------------------|
|    |             |            |                        |   |  |      |                           | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類             | 対応の概要  |                    |
| 64 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 行政のデジタル化について           | フランス政府の引越し用サイトですが、引越しの日程・旧住所・新住所を入力すると、年金、自動車登録、電力会社、社会保険、社会保険、税務署、ハローワーク、ガス会社、保険会社などにも一括住所変更をしてくれるので、めっちゃ便利です。日本だと個別に郵送や電話や窓口に行かなきゃいけなかったりするんで、確定申告はID/パスワードで認証して、給与収入や個人事業の売り上げや家族の人数や不動産を入力すると、自動的に税金を計算してくれて、クレジットカードで払えるようになっていきます。わざわざ確定申告用のソフトを買ったりしなくても、フォーム入力するだけで確定申告が終わります。  | デジタル相の平井大臣と密に連携して伺いましたのでデジタル行政について提案させていただきます。今回はデジタル系に強い有名な人(ひろゆき・2ちゃんねる創設者・ご本人Twitterアカウント→@hirokyuki.ni)の案ですが推薦という形で投稿させて頂きます。原文 <a href="https://getnews.jp/archives/2728750">https://getnews.jp/archives/2728750</a> 「手続きをデジタル化すると共に、郵送や窓口よりも圧倒的に便利というのを実現させると、デジタルに疎い人でも「デジタルでやってみるかー」となるので、便利な機能をバンバン作ると思います。また、カードリーダーを買って、パソコンに接続して、ドライバーをインストールして、マイナンバーカードで個人認証して、、、というのは難易度が高すぎて不便なので、携帯電話のショートメール認証にしたほうが良いと思います。…」<br>マイナンバー普及率 約20%(8月)<br>スマホ普及率 約85%(2019)<br>既に普及してて国民が慣れてるスマホからできるデジタル手続きをどんどんやしてほしいです。<br>既に勝手にながら、詳細はご本人と意見交換して頂ければと思います。彼はすごく賢い方なので素晴らしいアイデアをお持ちのはずです。よろしく願います。  | 個人   | 内閣官房<br>内閣府<br>総務省<br>財務省 | ①引越し<br>「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「引越しワンストップサービス」の推進に向けて、2019年度(令和元年度)に実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で順次サービスを開始しております。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本邦展開を進めることとなります。<br>なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に出向いただく必要があります。<br>②確定申告<br>国税庁ホームページにある「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書を作成することができます。<br>給与・雑所得のみの方は、スマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができます。<br>なお、作成したデータはそのままe-Tax(電子申告)を利用して送信することで申告手続が完了します。また、確定申告書作成コーナーで作成した申告書を画面で出力して申告することも可能です。<br>これらのサービスは、どなたでも無料でご利用いただけます。<br>令和3年1月からは、マイナンバーカードをお持ちであれば、マイポータルを通じて確定申告に必要な生命保険料の控除証明書等の情報を取得し、申告書に自動入力する機能にも対応予定です。関係省庁や外部機関と連携して当該機能の対象となる情報を順次拡大していく予定です。<br>なお、納付手続に関しては、従前より口座入金から直接引き落としと兼納税他、QRコードを利用してコンビニエンスストアで納付する方法、クレジットカードによる納付等の多様な納付手段に対応しており、どの方法で納付するかについては、確定申告書作成コーナーを利用する一連の流れの中で選択していただくことが可能です。 | ①住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項、住民基本台帳法施行第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項<br>②確定申告<br>・国税通則法<br>・所得税法(関係法令含む)<br>・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<br>・国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 | ①引越し対応<br>②確定申告対応 | ①現在、内閣官房において、関係府省、地方公共団体、民間事業者の協力の下、引越し時の様々な場面で必要であった住所変更手続の回数を最少化できるよう、引越しに伴う電気・ガス・水道等の民間手続及び地方公共団体への転出・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」の推進に取り組んでおります。<br>2019年度、2020年度と実サービス検証を通して効果検証、課題把握等を行っておりまして、この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。<br>②確定申告制度の現状欄に記載のとおりです。 |                    |
| 65 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 医療情報プラットフォームとしてのVNAの活用 | 日本において、医療情報の共通化は、医療画像である(DICOM)においてできているが、それ以外の情報の共通化はできていない。そのため、ビッグデータの取集が難しい。DICOMおよび、DICOM以外のword,excel,pdf,jpeg,mppegなどの情報を、ベンダーによらず、一元的に管理、公開、アクセスなどできる Vendor Neutral Archive(VNA)という規格があるが、広まっていない。これを勧める必要がある。   | Vendor Neutral Archive(VNA)は、ほかのシステムによってベンダーの中立的な方法でアクセスできるように、標準インターフェイスを備えた標準フォーマットで医用画像を格納する医療規格ということになる。欧米での採用は、増えているが、日本では、ベンダーの競争が激化することを恐れて、ベンダーから提案されることがなく、採用も少ない。<br>これを医療情報の規格として採用することにより、医療データをUSBでハードディスクをつなぐように、簡単に利用できるようになる。これにより、ベンダーに依存しないため、コストが下がる。また、画像以外のデータもクラウドなどで、共通のフォーマットで、取納されるため、取集も容易である。例えば、スマホにアプリを入れれば、皮膚病医の写真をそのままアップすることができ、動画も可能である。つまり、クラウドやネット連携による医療連携、病診連携も容易である。医療連携の規格として、国が推奨すべきである。<br>この規格を多くの医療ベンダーが採用することにより、他社のサーバーと、USBをつなぐ様に、ネットワークで連携も非常に容易である。そして、そのデータは、MSエクスプローラーやgoogleクロムの様に、違うベンダーからも、見たり、検索したりできる。<br>しかも、この規格は、電子カルテに準拠しているため、ログ管理が行われているため、改竄したかどうか管理できる。個人情報、履歴、画像、動画などを、決まった形で、取納しているため、別のベンダーのシステムでも使用でき、医療以外の情報管理方法としてもすぐれている。しかも、ベンダー間の競争により、価格が下がりがやすい。 | 個人   | 厚生労働省                     | VNA(Vendor Neutral Archive)について、厚生労働省では、医用画像に関する厚生労働省標準規格である「HS011 医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)」や「HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様」などによって、異なるベンダーシステム間でも医用画像や文書を一元的に管理・閲覧できるようにシステム開発をベンダーに促しているところである。   | なし  | 現行制度下で対応可能        | 厚生労働省としては、引き続き標準規格の策定を進め、普及促進に努めます。  |                    |
| 66 | 令和2年10月29日  | 令和4年8月19日  | 薬剤師(現在失職中)からの要望        | 医療情報(疾病・既往歴・服薬履歴・アレルギー歴・副作用歴等)をマイナンバーカードや保険証に一元化し、受診時や薬局求薬時にその情報をもちて診察や投薬することができれば薬の禁忌疾患や併用禁忌のチェック、加えて診察報酬の請求などもできれば、オンライン診療やオンライン服薬管理・指導など可能ではないか。人員削減も可能なのではないかと考えます。対面診療も医師の業務ですし、そこを奪うようには思いません。効率的にかつ安全に薬を提供するにはどうしたらよいか、と考えると、デジタル化が進んだこの世の中、データ一元化、そんな考えが浮かんでしまいます。地震など自然災害があった場合も力を発揮するのではないかと、薄をしたいと思います。(もちろん情報収集能力にたけた薬剤師であれば現状でもしっかりされていると思います) | 薬剤師として仕事をしていると、病院ではデータを取りに行こうと思えばカルテを確認し、その背景をもつてその薬の妥当性や禁忌薬のチェック等できるのですが、薬局ですと、個人情報保護の点からすべてのデータを初対面の時に完全にチェックするのは困難です。なんとか情報を取り出し、急いでいる患者さんには処方費用をいただくことになりま(その点、門前薬局など、自らからの医療機関との信頼関係などの点から電話での疑義照会をしやすいため、門前薬局の安心感にもつながっています)<br>患者からの自己申告と薬の適応症や用量によって疾患を推測し、禁忌薬のチェック等を行いません。もちろん医師への疑義照会は薬剤師の業務ですし、そこを奪うようには思いません。効率的にかつ安全に薬を提供するにはどうしたらよいか、と考えると、デジタル化が進んだこの世の中、データ一元化、そんな考えが浮かんでしまいます。地震など自然災害があった場合も力を発揮するのではないかと、薄をしたいと思います。(もちろん情報収集能力にたけた薬剤師であれば現状でもしっかりされていると思います)   | 個人   | 厚生労働省                     | 患者の医療情報を患者自身や医療機関・薬局が確認することは重要であると考えており、現在、デジタル改革の一環として、マイポータルを通じて、薬剤師・特定健診等情報を患者本人が自身の端末等で確認すること及びその情報を患者から医療機関等に対し提示することは可能となっています。また、オンライン資格確認等システムを活用し、薬剤師・特定健診等情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関等で確認することも可能となっています。   | なし  | 対応                | 薬剤師・特定健診等情報について、令和3年10月に医療機関等で確認出来る仕組みを稼働したところであり、選析情報など一部の情報についても、令和4年9月を目途に同様の仕組みを稼働させることを目指しています。今後も医療機関等で確認できる情報を拡大するなど、デジタルヘルス改革工程表に基づき、医療等分野におけるデータ利活用の促進を図ってまいります。  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                          | 提案事項                      | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                      | 所管省庁の検討結果  |  |                            |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|----|-------------|-----------------------------------|---------------------------|--|---|------|---------------------------|--|--|----------------------------|---|--------------------|
|    |             |                                   |                           |  |   |      |                           | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類                      | 対応の概要   |                    |
| 67 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日                        | Uber解禁                    | Uber解禁を希望します。日本のタクシー業界の既得権益によって競争原理が働かないようにUber解禁がされています。Uber解禁することによりタクシー業界にとっては大打撃になります。利用者はより安く乗れて、街中の一般の運転手は移動コストを下げることであります。よろしく願います。   | タクシー業界の既得権益を打破してほしいから。客と運転手がWIN-WINの関係になるから。  | 個人   | 国土交通省                     | 道路運送法第2条において、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を「旅客自動車運送事業」と定義され、当該旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、道路運送法第4条又は第43条により国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされています。道路運送法第78条において、自家用自動車は、原則として有償で運送の用に供してはならないこととされています。   | 道路運送法第2条、第4条、第43条、第78条   | 対応不可                       | 国土交通省としては、自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が最重要の課題と認識しています。自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア(※)」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。国土交通省としては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるため、認めるわけにはいかないと考えております。<br>※ 自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの   |                    |
| 68 | 令和2年10月29日  | 【総務省】令和5年4月26日<br>【法務省】令和2年12月16日 | マイナンバーカードによる戸籍謄本取得        | コンビニ等で住民票の取得が大変簡素化されたと感じますが、戸籍謄本は相変わらず、本籍地の役所へ郵送する方法しか取得の手段がありません。住民票同様電子申請等で取得できる方法をご検討願います。  | 上記に述べた事項と同様。  | 個人   | 総務省<br>法務省                | 【総務省】マイナンバーカードを取得済みの者であって、本籍地の市町村がコンビニエンスストア等における戸籍証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において戸籍証明書を取得することができます。<br>【法務省】戸籍謄抄本等の交付請求については、住民票と同様コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村の判断によることとされており、現在では639の市区町村で対応しています(令和2年11月現在)。  | 【総務省】なし<br>【法務省】戸籍法施行規則79条の2   | 【総務省】対応<br>【法務省】事実確認       | 【総務省】コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。<br>【法務省】制度の現状欄に記載のとおりです。  |                    |
| 69 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日                        | 幼稚園教諭資格を廃止し、保育士資格に一本化する提案 | こども園で働くなら、幼稚園教諭資格と保育士資格が2つ必要なのは取得も大変です。また、保育士は幼稚園で働けないし、幼稚園教諭は保育園で働けないのも不便です。そこで、保育士資格のみでこども園、幼稚園、保育園で働けるようにします。幼稚園教諭資格は非保育士資格に切り替え、こども園、幼稚園、保育園の乳児以外の子供の担当出来るようになります。幼稚園教諭資格は新たに取得出来ない様にして廃止し、免許の更新もしくずく済むようにすれば、楽です。人材の弾力的活用が見込め、人材不足を補えるかと思えます。 | こども園で働くのに幼稚園教諭と保育士資格が2つ必要なのは取得も大変です。また、保育士は幼稚園で働けないし、幼稚園教諭は保育園で働けないのも不便です。そこで、保育士資格のみでこども園、幼稚園、保育園で働けるようにします。幼稚園教諭資格は非保育士資格に切り替え、こども園、幼稚園、保育園の乳児以外の子供の担当出来るようになります。幼稚園教諭資格は新たに取得出来ない様にして廃止し、免許の更新もしくずく済むようにすれば、楽です。人材の弾力的活用が見込め、人材不足を補えるかと思えます。 | 個人   | 内閣府<br>文部科学省<br>厚生労働省     | 現行制度においては、幼稚園、保育所において勤務するための免許・資格を各々設けているところです。一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、両免許・資格の併有を求めています。なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出国については、現在もオンラインで登録することが可能です。一方、転入届については、対面の厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に出向いていただく必要があります。(法人の本店移転登記について)法人が登記所の管轄区域外に本店を移転した場合には、本店の新所在地及び旧所在地において、本店移転の登記をする必要があり、申請の際には、旧所在地における登記の申請書と新所在地における登記の申請書とを、同時に旧所在地を管轄する登記所に提出する必要があります。  | 教育職員免許法<br>児童福祉法<br>就学前教育法<br>児童福祉法施行規則<br>第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律                      | 対応不可                       | 学校教育の始まりとしての幼稚園(満3歳から入園可能)においては、幼児教育の専門家である幼稚園教諭が教育課程に基づき教育を提供する役割を果たしています。一方、乳児から受け入れ、子供が生活の大半を過ごす場である保育所においては、保育の専門的知見を有する保育士が保育計画に基づき保育を提供する役割を果たしています。こいつら両者の特徴を踏まえ、幼稚園教諭免許と保育士資格は別のものとなっている。一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、左記「制度の現状」とおり、両免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育所等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有がしやすくなるよう、地方の免許・資格の取得に必要な単位数を減らす特例措置を講じております。なお、幼稚園又は保育所のいずれかに勤務する場合は免許・資格の併有の必要はなく、これまで通り幼稚園又は保育所に必要な免許又は資格のみで差支えありません。 |                    |
| 70 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日                        | 転居情報の一元化                  | 転居時の転居データを各自自治体で一元管理して、転居手続きを一回で済ませるようには欲しい。   | 現在、個人法人含めて転居する際には、転出元と転出先のそれぞれの自治体で別々に手続きする必要があります。しかしながら、各自自治体でデータを一元化すれば済む話だと思います。最低でも二回手続きするのが、一回で済めば、住民の手続き時間・移動時間・手続きのために仕事を休まなければならないビジネスの機会損失・三密回避・ストレス低減などの効果があるかと思えます。自治体側も窓口対応する時間が減るなどメリットは十分にあるかと思えます。ご検討よろしく願います。                  | 個人   | 内閣官房<br>内閣府<br>総務省<br>法務省 | 「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「引越しワンストップサービス」の推進に向けて、2019年度(令和元年度)に実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で順次サービスを開始しております。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることとなっております。なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出国については、現在もオンラインで登録することが可能です。一方、転入届については、対面の厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に出向いていただく必要があります。(法人の本店移転登記について)法人が登記所の管轄区域外に本店を移転した場合には、本店の新所在地及び旧所在地において、本店移転の登記をする必要があり、申請の際には、旧所在地における登記の申請書と新所在地における登記の申請書とを、同時に旧所在地を管轄する登記所に提出する必要があります。 | 住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項 | 対応<br>法人の本店移転登記について<br>その他 | 現在、内閣官房において、関係府省、地方公共団体、民間事業者の協力の下、引越し時の様々な場面で必要であった住所変更手続の回数を最少化できるよう、引越しに伴う電気・ガス・水道等の民間手続及び地方公共団体への転出・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」の推進に取り組んでおります。2019年度、2020年度と実サービス検証を通じて効果検証、課題把握等を行っておりまして、この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。(法人の本店移転登記について)登記所の管轄区域外への本店移転登記を行う場合には、新所在地における登記の申請書も、旧所在地を管轄する登記所に提出すれば足りるため、一度の手続きで登記が完了することになります。  |                    |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |  |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|--------------------|---|---|------|-------|---|--|--|---|-------------------|
|    |             |            |                    |   |   |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類  | 対応の概要   |                   |
| 71 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 自立支援医療費申請の簡素化      | 毎年ほぼ同じ内容の「紙」の書類提出のために、速い市役所本庁まで申請者に書類を取りに来させ、更にそれを家で記載させて、再度市役所本庁に来させ提出させるのハードル等による電子申請による、添付書類の医師の診断書の提出頻度も3年に一度にこれを電子申請できるようにする。  | 国の縦割りでなく、東京都と市役所との書類の問題です。自立支援の書類を毎年市役所に取りに行かなくてはなりません。市役所は郵送してはくれません。また市役所の出張所でも交付していません。「本庁に取りに来い。」です。片道車で20分弱です。これを家に持ち帰り記載し、同じ市役所に提出に行きます。更に2年に一度、医師の診断書(非常に費用がかかる)を添付します。申請書類の記載内容は毎年ほぼ同じですので、あるとき市役所の職員「一度(そちらからこちらで)内容を入力すれば、毎年記入する必要は無いのではないですか?」と質問したところ、「東京都が決めていることですから」で終わりました。   | 個人   | 厚生労働省 | 自立支援医療費の申請については、障害者総合支援法施行規則第35条により申請書とともに診断書の提出が必要となっております。ただし、郵送の可否については規定がなく、対応の可否は自治体ごとの運用となっております。<br>医師の診断書等については、精神通院医療は障害者総合支援法施行規則第35条第4項により病状の変化及び治療方針の変更がないときであって、直近の支給認定に係る申請において医師の診断書を添付しているときは、診断書の提出を不要としています。また、更生医療・育成医療は「自立支援医療の支給認定における再認定の取り扱いについて」(平成28年6月19日障発0619第2号障害保健福祉部長通知)により病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合には意見書の提出を省略して差し支えないこととしています。 | 障害者総合支援法施行規則第35条<br>障害者総合支援法施行規則第35条第4項<br>自立支援医療の支給認定における再認定の取り扱いについて | 検討を予定  | 現在、「規制改革実施計画」に基づき、自立支援医療費の申請も含め、見直し対象手続き(※)について、押印廃止や電子申請等について検討を進めているところであり、今年度末までに調った措置や対応方針等について公表する予定となっております。<br>※国民や事業者等に對して紙の書類の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの<br>医師の診断書等については、申請者や自治体の負担軽減のために、制度の現状欄のとおり省略を可能としているところですが、診断書等の提出頻度のさらなる軽減については、適切な支給認定の観点から慎重な検討が必要であると考えております。 |                   |
| 72 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 運転免許更新について         | 運転免許更新の手続き、講習をオンライン、交付のみオフラインで行う。   | 門真試験場での出来事です。緊急事態宣言発令中の5月に更新期限が到来する為、期限を延期しております。私と同時期に更新時期が到来する方、もともと9月が更新時期の方と被るので、混雑は予想していました。混雑の中、感染拡大対策の為、事前予約制にしたり体温測定、アルコール消毒等、工夫は感じられましたが、それでも長者の列をなしてソーシャルディスタンスも何もありませんでした。すれ違う方々とは非常に近い距離でしかも咳をしている方さえいました。前置きが長くなりましたが、そもそも運転免許更新の手続きに疑問を感じます。手続き、講習はオンラインで行い、交付のみ行けばいいようにできませんか? コロナウイルス感染の心配もありますが、受付から交付まで合計3時間かかりました。(講習まで1時間空いて待機していた時間も含みます)家には0歳の息子もおり、休みの日の3時間はふれあいの貴重な時間です。コロナの影響をなしにして、あの状況が毎日繰り返されていることを役所の職員のだれもおかしいという人がいないことに疑問を感じます。これこそ縦割りの弊害であり、悪しき前例であると思います。役所職員の人員削減ができます。お忙しい中大変恐縮ですが、是非ご一考願います。 | 個人   | 警察庁   | 現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。  | 道路交通法第101条第1項、第5項及び第7項<br>道路交通法施行規則第29条                                | 検討に着手  | 運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新講習のオンライン化等について、検討を進めています。   | ◎                 |
| 73 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | NHK料金の見直し          | NHKの強制契約・料金徴収は廃止し、WOWOWなど既存の技術を活用し必要な人(観たい人からのみ)料金を徴収すべき。<br>国民放送の側面からそれが不可ならNHK職員の報酬を公務員並みにすべきだし、そのためにはドラマや歌番組などバラエティ番組は廃止すべきと考える。 | 民主主義国家、民法の考え方からしてNHKの強制的な契約や料金徴収は民意にそぐわない。<br>まさに前例主義、既得権益、権威主義の最たるものだ。<br>なぜ日々の生活に陥るような国民まで「ただテレビを置いている」といふ理由だけで、NHK職員の高額な報酬を支えるために法外な料金を支払わなければならないのか?<br>公共放送としての災害等の非常時の役割は民法でカバーできている。逆に公共放送が民法のようにドラマや歌番組に注力している現状は異様だ。<br>携帯料金は高くても合意で契約している。<br>NHK料金は歩合制の無い営業マンに脅され仕方なく支払っている。<br>菅さんや河野さんが本気のなか「フォー・マンズ」なのが国民は注視していますので、よろしく願います。   | 個人   | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。<br>NHKの職員給与は、放送法第70条第1項及び第2項の規定に基づき、NHKが作成し、国会の承認を受けたNHKの収支予算、事業計画等に基づき定められています。<br>放送番組は、法律に定める権限に基づき場合でなければ、何人からも干渉されたり、規律されることはありません。  | 放送法第64条第1項<br>放送法第70条第1項及び第2項<br>放送法第3条                                | 対応不可<br>その他<br>対応不可  | 料金を支払う方のみが公共放送を視聴できることとするのは、公共の福祉のためあまく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にふさわしいものであると考えます。<br>制度の現状欄に記載のとおりです。<br>なお、NHKには、国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に踏まえ、業務の合理化・効率化に不断に取り組むことが求められます。<br>制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 74 | 令和2年10月29日  | 令和4年12月14日 | 保険証をはじめとする各証書等について | 医療保険証、限度額適用認定証、特定疾患医療費支給証、自立支援医療費支給者証、介護保険証、介護保険負担割合証、介護保険限度額認定証、障害者手帳、重度心身障害者医療費支給者証。これらデジタル化でまとめられませんか。医療保険に一本化が良いと思います。          | 申請の手間や管理がしやすくなります。無駄な人員費も抑えられるでしょう。   | 個人   | 厚生労働省 | 健康保険法(大正11年法律第70号)<br>介護保険法(平成9年法律第123号)<br>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)<br>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)<br>等  | 対応不可   | 電子的な手段を活用した資格確認手続きの集約化・簡素化は重要であることから、医療保険制度では、令和9年10月からオンライン資格確認の本格運用を開始し、マイナンバーカードを医療機関や薬局で専用の端末に提示することで被保険者の資格や療養の限度額の確認を行うことが可能です。引き続き、医療現場での円滑な導入に向けた必要な支援を行ってまいります。<br>介護保険制度においては、被保険者証そのものの在り方について検討を行っているところであり、保険者等の関係者の意見を聞きながら、引き続き検討してまいります。<br>障害者手帳については、現況に障害をお持ちの方が触ってわかるようカードの縦に切り欠きを入れる、障害者などの情報を外から見えないようにするなどの配慮が必要という点から、マイナンバーカード等の一体化については困難と整理しておりますが、マイナンバーカードAPI連携等を活用し、障害者手帳の提示を要さない場面が増えるよう、取組を進めてまいります。 | ○   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                       | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |   |            |  | ワーキング・グループにおける取扱い方針 |
|----|-------------|------------|--|--|---|------|------------|---|---|------------|--|---------------------|
|    |             |            |  |  |   |      |            | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要  |                     |
| 75 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 免許証更新手続きのシステム化                             | 東京小金井警察署での運転免許証更新<br>1. 判を押すだけなどの事務処理を一か所でもっと集中的にやるべき。<br>2. 受付人員の削減<br>3. システム導入による一元管理   | 東京小金井警察署での運転免許証更新に2020年5月に訪れたが、その事務手続きは、おそらく昭和のころから変わらないやり方ではないかと、思うほど、極めて非効率であると感じた。判を押すだけなどの事務処理を一か所でもっと集中的にやるべき。順番に待ち、また別の受付窓口の前で同じように並ぶという旧態依然とした対応であり、これが日本かと残念に思った。入海戦術による費用経費の削減も重要だが、毎日 免許更新に人連の時間ももっと効率化できると感じた。   | 個人   | 警察庁        | 運転免許証の更新手続は、各都道府県の運転免許センターや警察署等において行われており、免許証の更新を希望される方には、更新申請書の記入・提出、手数料の納付、適性検査(視力等)の受検、運転経歴に応じた講習の受講等の手続を経て、新しい免許証が交付されます。   | 道路交通法第101条、第108条の2                            | 検討を予定      | 警察庁では、これまでも、都道府県警察に対して、運転免許証の即日交付、日曜日窓口の開設等を指導してまいりました。運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様のご意見・御要望等も踏まえつつ、手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。   | ◎                   |
| 76 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 金融機関で法定代理人が手続きする際、本人の写実付き本人確認書類を要求しないでください | 1. 現状<br>金融機関での預金口座開設、保険会社への保険金請求などの場面では、原則として顔写実付き本人確認書類による本人確認が要求されます。これができない場合は、本人の住所宛に転送不要の書留郵便を送って本人確認する必要があります。<br>2. 提案内容<br>成年後見人や親権者など、法定代理人が手続きする場合は、本人(被後見人や子)の顔写実付き本人確認書類による本人確認を不要とし、住民票の写し等の提出などで可とするよう、省令を改正してください。 | 1. 提案の背景(改正の必要性)<br>私は非親土であり、成年後見人として預金口座開設や保険金請求などの手続をする機会が多くなります。しかし、成年被後見人は顔写実付き本人確認書類をお持ちでないことも多く、仮にお持ちでも、成年後見人がその手続のために持ち出すには手間がかかることが多い状況です。また、代替措置として、本人の住所宛宛に手続の確認書類が郵送される場合があります。しかし、私のような専門職後見人は、通常本人とは一緒に住んでいませんから、その書類を確認するには、自ら本人自宅に向かひ、同居または近居の親族が後見事務に協力的である場合、その書類が送られることで、種々の妨害にあう恐れもあります。そのため、本人の本人確認は、後見登記事項証明書や住民票の写しの提出で足りることを取り扱っていただく必要があります。<br>2. 本人の顔写真による本人確認が無意味なこと(改正の許容性)<br>そもそも、顔写実付き本人確認書類が必要なのは、手続を行っている人物がその本人確認書類に記載された人物なのかを、厳格に確認する趣旨と思考します。そうすると、法定代理人が手続きする場合、その意思決定は法定代理人によるのですから、手続きしているのが本人自身なのか、あるいは本人の意思に基づいたのかは、確認する意味がありません。本人の実情と本人特定事項を確認するため、住民票の写し等の本人確認書類を提出すれば足りるはずですが、国際条約との関係は検討していませんが、条約上、本当に上記のような本人確認が必要なのでしょうか、合理的な本人確認制度にするよう求めます。 | 個人   | 警察庁<br>金融庁 | 成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合、銀行は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければならないこととされています。当該確認に用いることのできる本人確認書類は、写実付きのものに限定されておらず、御提案の住民票の写し又は成年後見に係る登記事項証明書等を、健康保険証等の書類と共に提示するなどにより、取引時確認を行うことができます。なお、FATF動向(マネー・ロンダリング及びテロ資金対策のための国際基準)は、代理人と顧客本人の両者について顧客管理措置を行うことを求めているほか、FATFの第三次対日相互審査においては、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補充措置をとること」の指摘を受けたところでした。 | 犯罪収益移転防止法第4条第1項・第4項<br>犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                     |
| 77 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 大分県に改革されかけられた案件ですが                         | 自動車の車検について、先進国では日本位でこれは既得権益です  | 菅総理の既得権益打破に最も最優先議題ではないでしょうか？大分県に国会で議論されて潰された物ですが、先進国時に自動車の性能は世界一と思うのに、なぜか車検制度・・・これは国民の財布にとても大打撃です。自動車に掛かる税金は税ですの仕方ありませんが、車検は要らないと思います。もういっ加減、無してしまえませんか？  | 個人   | 国土交通省      | 自動車検査(車検)制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認するとともに、不正改造の防止やリコールの未対策車両の改修を促進するために設けられているものです。また、英国は1年おき、ドイツは2年おき(いずれも乗用車の場合)に検査を義務付けているなど、諸外国と比較して日本のみが特殊な車検制度を設けている状況ではありません。   | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条                     | 対応不可       | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                     |
| 78 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 運転免許書き換え                                   | 運転免許書き換えを市役所で出来るように出来ないですか。  | 長崎県松浦市に住んでいます、大村市試験場まで遠すぎます、少しでも遠反があると大村市試験場まで行かなければなりません。佐世保市に出来ないですか。   | 個人   | 警察庁        | 現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。  | 道路交通法第101条第1項、第5項及び第6項<br>道路交通法施行規則第29条       | 対応不可       | 運転免許証の更新を受けようとする方は、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があることから、そのための設備等が整った運転免許センター等にお越しいただく必要があると考えしております。運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様のご意見・御要望等も踏まえつつ、手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。 |                     |
| 79 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | NHKスクランブル化の提案                              | 放送法を改正し、NHKと契約する義務を廃止し、契約しない人に関してはNHKを閲覧できない措置をとる。   | 年30000程度の国民負担減、既得権益の撤廃、受信料制度の透明化  | 個人   | 総務省        | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。   | 放送法第64条第1項                                    | 対応不可       | 料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまなく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。  |                     |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                    | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |  |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|----|-------------|------------|-------------------------|---|---|------|--------------|--|---|--|--|--------------------|
|    |             |            |                         |   |   |      |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要  |                    |
| 80 | 令和2年10月29日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーカードについて           | マイナンバーカードの取得の手続きを簡略化するために、クレジットカードなどと同じ郵送方法を取っただけだと思えます。マイナンバーカードを作る際は役所へ足を運び写真を役所で取って貰い、その際に本人確認等をし、もう一度足を運ばせる事が無いように、また少しでも普及率が上がるようにするべきだとも思っています。                               | 提案理由としては多々ありますが、現状のマイナンバーカードの取得方法は主に仕事や育児、また学業に専念している人々に対してあまりにも煩雑過ぎると思えます。私自身今現在1歳の子を育てていますが、わざわざマイナンバーカードの為だけに役所へ行く等とは思えません。なぜなら泣き叫ぶ子供を連れてわざわざマイナンバーカードの取得へ行かなくてもいいや、としか思えない程周りが親族内ですら普及していないからです。夫は職人として現場へお仕事に行きますが、9時から5時で終わるようなお仕事でもなく、土曜日もお仕事なのでわざわざマイナンバーカードの為に休めるわけがありません。私の妹は20歳で夜勤の飲食店勤務です。わざわざ夜勤明けに眠い目をさすり、マイナンバーカードの為に役所へ行くのでしょうか？日本で働いている、子育てをしている、学生として勉勵に励むような方々に向けてマイナンバーカードを普及させたいのであれば、いかに手順やインセンティブなお役所の時間外でも作成または受け取りが出来るようになるかを考えるべきだと思います。河野さんは若い世代にとっても人気です。何故ならば今まで若い人の声を聞こうとしてくれる政治家さん方があまりにも少なかったのです。若い世代にマイナンバーカードを、ということであれば河野さんのお声なら必ず届いてくれると思えます。私も含め、忙しい方達にもマイナンバーカードが作りやすい環境をどうかよろしくお願い致します。長々としていたらすみません。 | 個人   | 総務省          | マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しております。   | 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等 | 対応   | マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供するなど、自治体の取組を後押ししております。 |                    |
| 81 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 免許更新手続き3年延長の法整備をお願いします。 | 3密を避けて免許更新手続きを3か月ごとに繰り返していますがコロナは長期戦でたった3か月間の延長は不合理です。またもなワケナシが出来るのは3年は必要ですので、せめて3年間の延長が可能になる法整備を早期に決定されることを希望しています。これは高齢者と同居する全国民の願いです。生活し車の運転は必要で免許も必要です。免許更新のためコロナに感染するのは避けたいです。 | 3密を避けるため「3か月間の免許更新手続き」を繰り返す手間と費用を思うと、1回の手続きで国民が安心して運転できるように「免許更新手続き3年延長」を法整備すべきだと思います。免許センターも3か月ごとに法整備を早期に決定されることを希望しています。これは高齢者と同居する全国民の願いです。生活し車の運転は必要で免許も必要です。免許更新のためコロナに感染するのは避けたいです。   | 個人   | 警察庁          | 運転免許証の有効期間は、その更新を受けた者等の運状況等にに応じて3年から5年とされています。新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、一定の場合において、必要な法的措置を経て、国の行政機関の長は、運転免許証の有効期間等の行政上の権利利益に係る満了日の延長措置をとることが可能になります。   | 道路交通法第92条の2<br>新型コロナウイルス等対策特別措置法第71条  | その他  | 新型コロナウイルス感染症の影響下における運転免許証の有効期間の延長等については、新型コロナウイルス等対策特別措置法の運用状況等を踏まえ、適切に対応すべきものと考えております。  |                    |
| 82 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | コロナ禍に於ける空港での入国書類の簡素化    | 入国時に検疫と入管にそれぞれ質問表や健康カードを記入するが、検疫や入管の書式は違っているものの、内容は大方似ている。これを共通書式にして検疫と入管が共有する。   | 長時間のフライトで疲れた乗客の負担軽減と、コロナ禍の入国手続きの時間短縮を図る。  | 個人   | 法務省<br>厚生労働省 | 【法務省】<br>現在、法務省では、当前の間、上陸の申請日前14日以内に152の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています。上陸拒否対象地域から入国される方については、その滞在歴を正確に把握するために、質問票を記載していただいております。<br>【厚生労働省】<br>検疫所にて記入いただく質問票は、検疫法第12条に基づくもので、入国者の健康状態を把握するために必要不可欠な書類です。また、健康カードにつきましても、入国者の国内における過ごし方について、感染拡大防止の観点から周知するものです。 | 【法務省】<br>法第5条第1項第14【厚生労働省】<br>検疫法   | 【法務省】<br>検疫所と入管庁が提出を求めるとは、検疫所が防疫措置に関する判断のため、入管庁が入国可否に関する判断のためと目的が異なることに加え、それぞれの行政目的を達成するのに必要な範囲でしか情報を保有することにはしない。両機関は、上陸拒否方針の変更に応じて直ちに書式などの変更を行う必要がそれぞれあり、時間的制約の観点からも、共通の書式とするのは困難です。<br>他方、11月1日から、中国、韓国等の国・地域について上陸拒否の対象から除外されたため、今後、上陸拒否の対象地域でない国・地域からの入国者が増加することが予想されますので、これまでどおり厳格な入国審査は継続しつつ、一方で円滑な上陸の取組も同時に取り組みべき課題だと認識しております。その点を踏まえて、質問票の取り扱いを含めた手続の簡素化について、検討していきたいと考えます。<br>現在、質問票の電子化について検討中です。これにより、入国者自身のスマートフォンを使用した申告を可能とし、入国者の負担軽減や検疫手続の効率化を図ります。 | ◎  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                          | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |   |                            |  | ワーキング・グループにおける取組方針   |   |
|----|-------------|------------|-------------------------------|--|---|------|------------|---|---|----------------------------|--|--|---|
|    |             |            |                               |  |   |      |            | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                      | 対応の概要  |  |   |
| 83 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 「農地法」「農業委員会」の規制改革について         | 農地法における、「非農地」化の理由に「造林」への転用に加え、荒地、雑木林化するのを防ぎ、集落における土地の有効活用、農家の遺産形成の補助・推進をしてほしい。土地の有効活用と集落の過疎化を防ぐため、農家参入の条件も見直し。 | 農業委員や法務局に「非農地」と認められるために、人が足を踏み入れられないような荒地になる必要があるのは、労力、時間経費の無駄。非農地化に時間(年月)がかかるため、疎遠の親族に連絡をとり、経費・労力をかけて相続登記しても、農家の担い手がおらず転用もできないため、林業者に売却できます。非産価値がなく、納税をしながら放置することになる(相続人が高齢者の場合、再度相続カオスの連鎖に繋がる)。相続人が遠隔地の場合、売買ができない間に、土地の住民が勝手に利用して時効取得を主張するなど、トラブルを抱えることにも繋がる。相続人も高齢者が多く、相続のカオスにつながる。国土交通省や法務省は、土地所有者不明の問題を解決するために相続登記を推進するようだが、土地を離れた者は自分のことで精一杯なのに、経費や時間が取られ、デメリットしかない今の状態で相続したい者はいない。過疎地集落も、土地を活かせないで人が減るばかりだし、荒地地が増えるので畜産も増え、ますます農業がしにくくなっている。農業をしたい若者もいるのに、農家参入のハードルが高く、農家になれないという、一刻も早く手を行たないと、地方の農村は消えるしかない。  | 個人   | 農林水産省      | 制度の現状   | 1 農地は、食料を安定供給するための基盤であり、地域の貴重な資源でもあることから、優良農地は原則として転用を認めないこととしておりますが、農業上の利用に支障が少ない農地については、原則転用可能としています。<br>また、地域振興等を図る上で、優良農地であっても転用が必要な場合もあることを踏まえ、例外的に転用が認められる場合があります。<br>2 農地の所有権を移転等しようとする場合、権利を取得しようとする者が農地の全てを効率的に利用して耕作を行う等の要件を満たすと認められれば、許可を受けることができます。 | 1 農地法第4条及び第5条<br>2 農地法第3条  | 現行制度下で対応可能   | 1 御提案のような富農条件の悪い農地については、転用可能な農地として区分される可能性が高いことから、まずは、市町村の農業委員会に御相談ください。<br>2 御提案の農家参入についてですが、農地の全てを効率的に利用すること、下限面積以上を経営する等の場合であれば、農地の所有権や利用権を取得することができます。<br>この下限面積についても、地域の実情に応じ、農業委員会の判断で、法定面積を下回る任意の面積を設定することができます。また、野菜・花き等の栽培で経営が集約的に行われる場合には、この下限面積の要件は適用されません。 | ◎ |
| 84 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 証明書取得の利便性向上                   | 住民税、所得税、個人事業税などの納税証明書や市役所又はコンビニで受け取れるようにする。市役所ではマイナンバーカードと暗証番号を入力すれば、すぐに受け取れるようにする。かつ料金は安くする。                  | 現状は税金の種別により受け取り場所が3カ所に分かれている。車で30分かけてやっと辿り着いたと思えば、昼休み中で1時間待ちされる。さらに申請書を記入してから40分待つようや受け取れる。書類枚の発行にスタートと時間10分、料金は2400円、コンビニなら1分で受け取れ、印刷代で30円ということ。せっかくマイナンバーがあるのだから、こういったシステムを改善してほしい。   | 個人   | 総務省<br>財務省 | 【総務省】<br>現在、課税主体の窓口ですべて取得できるものであることに加え、自治体の判断によりコンビニ交付サービスの対象とすることもでき、国としては、導入を促すために特別交付税措置を講じています。また、庁舎内に交付用端末を設置している団体もあります。<br>【財務省】<br>マイナンバーカードをお持ちであれば、国税の納税証明書を自宅等からオンラインで請求していただくことができます。<br>この場合、電子ファイル(XML形式)で受け取ることができるほか、書面により郵送で受け取ることもできます。<br>手数料についても370円と書面での請求と比べて30円安価です(郵送の場合、別途郵送料が必要となります。) | 【総務省】<br>地方税法<br>【財務省】<br>国税通則法   | 【総務省】<br>対応<br>【財務省】<br>対応 | 【総務省】<br>各種証明書に係るコンビニ交付サービスの導入については、納税者を含めた住民の利便性向上に役立つことから、引き続き地方財政措置も講じることで、地方団体の導入を促し、さらなる普及を図ってまいりたいと考えております。<br>【財務省】<br>制度の現状欄に記載したオンライン請求をさらに便利にするため、令和3年7月から、納税証明書を電子ファイル(PDF形式)で受け取ることを可能とする予定です。<br>この納税証明書は、コンビニに行くことなく申請者の自宅等で印刷して使用することが可能となります。<br>これは、この納税証明書には記載すべき事項が記録された「QRコード」が付されており、「QRコード」を読み取ることによって記載内容の真正性を確認することができるためです。 |  |   |
| 85 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 親元から離れて生活している大学生のNHK受信料徴収について | 親元から離れて一人暮らしをしている学生からのNHK受信料の徴収をやめてほしい。  | 現在日本では、特に大学・専門学校・短期大学において教育環境の地域格差が顕しい状況です。地方の高校生が進学する場合、地元へ学校数がないため、都心の大学に進学するケースが多くみられます。そうなると、親元から通うことはできず、アパートなどで一人暮らしすることになります。また、同じ県内でも県庁所在地に学校は集中しているため、県内僻地に実家がなければ一人暮らしすることになります。子供を進学させるために、学費以外の住居費や生活費で地方の保護者の経済的負担はとて大変です。そのような状況で、NHK受信料を学生から徴収することは、とてもおかしいと思います。<br>通学圏内に子供の学校がある家庭は、一家に同テレビがあっても受信料は一律分だけ。<br>進学ですべて一人暮らししないといけない子供を持つ家庭は何件分も受信料を払わないといけない。(2、3人の子供を進学のため一人暮らしさせている家庭は多い)<br>放送法は昭和25年に制定されていますが、その時とテレビの保有状況は全く異なります。<br>さらに、テレビだけでなく受信機を所有することでNHK料が発生するとしたら、現在のスマホはほとんど受信できるため、テレビを持っていないでも、払わないといけない。<br>しかし、現在は公衆電話がほとんどなくなったので、スマホがあれば通信手段がなくなる。<br>放送法の規定は、現在社会と大きく乖離しています。<br>昔は進学する学生が少数で、さらに学生がテレビを持つことなど考えもできなかったでしょう。<br>放送法64条を改正し、一人暮らしの学生から、受信料を徴収することはやめてください。<br>多くの保護者の経済的負担が軽くなります。 | 個人   | 総務省        | 放送法第64条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けたNHK受信規約では、親元から離れて生活している大学生を含め、受信契約者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機についてNHKと締結する受信契約は、受信料半額割引の対象とされています。<br>また、同条第2項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた放送受信料の免除基準では、奨学金受給対象等の学生がNHKとの間で締結する放送受信契約は、受信料全額免除の対象とされています。  | 放送法第64条第2項及び第3項その他  | 現行制度下で対応可能                 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |  |   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                    | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |  |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|-------------------------|--|--|------|------------|---|--|------------|--|-------------------|
|    |             |            |                         |  |  |      |            | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 86 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | パスポートの簡略化               | マイナンバーカードに個人情報をひも付けたり申請を機械化するなどとして、パスポート申請の手続きを簡略化していただきたいです。  | パスポートを取得する際、待ち時間が長かったから、デジタル化による人件費削減、(このことにより他の部門の働き手不足も解消される)、マイナンバーカードと個人情報をひも付けることにより、将来的には引越しの手続きや源泉徴収なども効率的に行うことが期待される。  | 個人   | 外務省<br>総務省 | 一般旅券の発給申請に当たっては、申請者又は代理人が、国内においては旅券事務所に、国外においては領事館に出頭の上、必要書類を提出していただきます。受付窓口にて、担当者は書類をチェックし、申請者と共に申請書の記載に間違いがないか確認し、受領証を交付しております。   | 旅券法第3条   | 対応         | デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改定)等を踏まえつつ、一般旅券の発給申請について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入を目指しています。オンライン申請等により、申請者の利便性向上を図って参る所存です。                           | ◎                 |
| 87 | 令和2年10月29日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーカード普及について         | マイナンバーカード引き取り土日窓口開設あるいはオンライン認証   | マイナンバーカードですが、申請して引き取り用書を受け取りましたが、平日に役所に行くことが出来ず、取得出来ていません。普及しづらい原因のひとつと考えます。カードを郵送しオンラインでアクティベートすることも検討すべきと考えます。   | 個人   | 総務省        | マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条第4項等 | 対応         | マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供するなど、自治体の取組を後押ししております。 |                   |
| 88 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 鉄道に関する認定事業者制度のデジタル化について | 鉄道局への届出、鉄道局が実施する検査等については未だに紙媒体で実施しており、民間の鉄道会社が実施する3次元データを活用した生産性の高い業務の学習となっている。海外では主流となり、日本でも一般的になりつつあるBIM/CIM、点群データを活用できる仕組み作りを官民一体で実現することを提案する。  | 現在の鉄道業界のBIM/CIMについては鉄道局の二次元業務に対応するため、三次元データと平行し二次元データを用いることでダブルスタンダードとなっている。これを解消すれば二次元化の業務がなくなることで、全鉄道業界の年間数兆円程度に及ぶ設備投資費、維持管理費、建設費のうち少なくとも1割程度の削減、書類作成費のコストダウン、生産性向上が望まれる。また、これらのデータは国土交通省の推し進める国土プラットフォーム構想や国土のデジタルソルに活用できることから、国の推し進めるMaasなどの社会課題解決を図る有効な基盤となる。 | 個人   | 国土交通省      | 鉄道事業法に基づく工事施工認可や鉄道施設の変更認可等に係る申請及び届出(図面を含む)につきましては、紙媒体による提出のほか、メール等による三次元データの提出も可能としています。  | 鉄道事業法第8条、第9条、第12条  | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 89 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 国立(大学附属)幼稚園の校区撤廃について    | 去年、子の幼稚園受験で、国立(大学附属)幼稚園を受験しましたが、住所が校区外ということで、校区内に転居しないと入園資格がないと言われました。子どもだけで通わせることはなく、教室まで送り迎えが必須なので、親はしっかり付き添って通園させるとしています。対象校区制度を撤廃し、希望者が校区外の住居でも合格させていただけると、お願いいたします。生まれ育った場所から好きな幼稚園に通わせることができるようになりますように。 | 就園前の小さな子どもを連れての転居にメリット感じませんし、子どもが行きたいという幼稚園に現住所から通わせたいので、どうぞよろしくおねがいします。   | 個人   | 文部科学省      | 国立大学附属学校の通学区域については文部科学省が定めるものではなく、幼児児童生徒の通学の負担や地域における事情などを総合的に勘案し、当該附属学校や国立大学法人の判断で定めています。  | なし   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                      | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果   |       |  |       | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|---|---|--|------|-----------------------|---|-------|--|-------|--------------------|
|    |             |            |   |   |  |      |                       | 制度の現状   | 該当法令等 | 対応の分類  | 対応の概要 |                    |
| 90 | 令和2年10月29日  | 令和3年5月24日  | 診療報酬の審査を標準化して、支払いのタイムラグをなくし格差のない厚生行政の実現を! | <p>コロナ時代の診療報酬支払いの仕組みを抜本的に見直す。そもそも、診療報酬が、債務発生月の当月ではなく、翌月10日のレセプト締切日でもなく、翌々月の月末まで、支払われないという仕組みを作り直さねば社会保障が立ち行かなくなるだろう。</p> <p>診療報酬支払い額を決定するための、レセプト審査を自動化すれば、診療と会計、請求、支払が同時に終わる。</p> <p>小規模の紙カルテ診療所であっても、携帯端末で動くオダリングアプリとレセプト作成アプリなら開発導入は可能である。e-MISなど厚労独自のアプリにはないが、eGovなどに使われている電子認証システムを用いれば、審査システムに直接請求データを送信することができる。</p> | <p>入力された請求書に基づき、数日後に医療機関に支払われる仕組みを作れば、業務提供と対価支払いが同時に行われ、時間コストは最小化され、将来の医療費は減額されるだろう。</p> <p>各県の医師会の常任理事、あるいは、医師会から推薦された個人開業医らが、県内の医療機関から提出された、いわゆるレセプト「診療報酬請求書」を審査するのを、今後は禁止するべきである。</p> <p>現状では、各都道府県の国保連合会や支払基金などの保険者においては、都道府県医師会から選出された医師を審査委員とし、個別のレセプトに対する評価や、減点事由の決定、再審査請求への対応、返戻レセプトの審査する権利を行使するために、公平性や正当性を欠くことがあり、また、高齢の個人開業医や勤務医が任命され、長年務めるのが慣例となっている。</p> <p>このため、審査委員の個人的見解がそのまま「審査のローカルルール」となり、保険者と医師会の馴れ合い、あるいは、医師会内部での新陳代謝入替りしめの温床ともなっている。</p> <p>また、電子カルテやオンライン請求が進展する一方で、審査を自動化して、審査を標準化する取組は、全くなされていない現状である。</p> <p>レセプト審査は、自動化するべきで、付度の付け入る隙のない、全国一律の基準で行うべきである。</p> | 個人   | 厚生労働省                 | <p>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年省令第36号)第2条</p> | 検討を予定 | <p>レセプト審査の標準化・効率化は重要な課題と認識しており、審査においてA症活用するとともに、コンピュータチェックルートを構築する等の取組を進め、2023年9月までレセプト全体の制程度をコンピュータによるチェックのみで完結することを目指しています。</p> <p>一方で、新しい診療(医療)行為等、あるいは過去に請求された事例の少ない診療(医療)行為等の請求など、医学的判断が定着していないレセプトの一部には存在するため、これにかかる審査をAIで代替することは困難であり、これらについては今後も引き続き人の手による審査が必要となります。これらの審査における公平性を確保するため、支部間、審査支払機関間の審査基準の統一化を図るなどの取組を進めていきます。</p> <p>また、支払スケジュールの柔軟化については、審査支払機関の業務や保険者の支払スケジュールの見直しが必要となるため、関係者の意見を聞きながら課題整理、対応方針等を検討していきます。</p> <p>なお、上記のような事項を含めた審査支払機関改革の今後の取組については、令和2年3月に「審査支払機関改革における今後の取組」をとりまとめたところであり、審査支払システムや業務を統合かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進めていきます。</p>  |       |                    |
| 91 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 幼児教育の1本化と簡素化                              | <p>保育士資格と幼稚園教員免許は幼児教育としてまとめるべきである。資格取得は幼児教育として文部科学省にまとめる幼稚園も保育園にも使用できる免許にすることで現実的になる。学生の負担軽減にもなる。その際、形態化している介護等体験も廃止し、児童虐待対策等に特化した研修を課すべきである</p>  | <p>私は、小学校教員を経験し、その後大学教員として働いている。保育士は厚労省、幼稚園教育、初等、中等教育は文科省と煩雑である。現在の社会環境は保育、幼稚園共に同じような教育内容を求めている。現行制度においては、幼稚園、保育所において勤務するための免許・資格を各々設けているところですが、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、両免許・資格の併有を求めています。幼稚園や保育園等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有がしやすくなるよう、他方の免許・資格の取得に必要な単位数を減じる特例措置を講じております。また、介護等体験は個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深める重要な機会として、小学校及び中学校の教諭の免許状を取得する際に、特別支援学校及び社会福祉施設等にて7日間体験を行うこととなっています。</p>   | 個人   | 内閣府<br>厚生労働省<br>文部科学省 | <p>教育職員免許法<br/>児童福祉法<br/>遊学期の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>                    | 対応不可  | <p>学校教育の始まりとしての幼稚園(満3歳から入園可能)においては、幼児教育の専門家である幼稚園教諭が教育課程に基づき教育を提供する役割を果たしています。一方、乳児から受け入れ、子供が生活の大半を過ごす場である保育所においては、保育の専門的知見を有する保育士が保育計画に基づき保育を提供する役割を果たしています。こういった両者の特徴を踏まえ、幼稚園教諭免許と保育士資格は別のものとなっています。</p> <p>一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、左記「制度の現状」とおり、両免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育園等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有がしやすくなるよう、他方の免許・資格の取得に必要な単位数を減じる特例措置を講じております。なお、幼稚園又は保育所のいずれかに勤務する場合は両免許・資格の併有の必要はなく、これまで通り幼稚園又は保育所に必要な免許又は資格のみで差支えありません。</p> <p>また、介護等体験については、小学校及び中学校の教諭の免許状を取得する際に必要な体験として法律(議員立法)において定められているものです。義務教育段階の教育を担う教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるための重要な機会であり、より効果的な体験となるよう内容の改善を図りつつ、引き続き実施していきます。</p> <p>児童虐待に関しては、教員養成課程や初任者研修において取り扱われているところであります。</p> |       |                    |
| 92 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 身体障害者手帳のマイナンバーカードへの統一。                    | <p>写真を、記載して使うのはマイナンバーカードと同じなのでマイナンバーカードへの統一を、お願い致します。</p> <p>手帳のサイズが自治体によって異なる為使用しづらいのでこの際マイナンバーカードに統一してほしいです。</p> <p>今の身体障害者手帳は、紙なので使用していると破れたり折れたりするので何回か使用していると再発行を、しないと使用出来なくなりますので困ります。</p>  | <p>マイナンバーカードと同じ大きさにすると使用するのに便利です。マイナンバーカードの普及にもなります。</p>   | 個人   | 身体障害者                 | 番号112の回答をご参照ください  |       |  |       |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項             | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果  |  |  |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|------------------|---|---|------|------------------------------|--|--|--|---|-------------------|
|    |             |            |                  |   |   |      |                              | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類  | 対応の概要   |                   |
| 93 | 令和2年10月29日  | 令和3年7月20日  | 労働契約法を元に戻して欲しい   | 2013年に施行された改正労働契約法により、5年を超えて雇用されている有期雇用の契約社員等の被雇用者は、申請すれば無期雇用に転換できるというルールになりました。これにより、有期雇用の求人について、「満期5年」を条件とするいわゆる雇止めが発生しています。例えば、被雇用者側として、職場環境も良く、勤務を続けたいという意思があったとしても、こういったルールにより、5年以上働けないという矛盾が発生しています。労働契約法を元に戻して、5年ルールを撤廃して頂きたいです。   | https://employment-en-japan.com/desc_1031285/?utm_campaign=google_jobs_apply&utm_source=google_jobs_apply&utm_medium=organic<br>上記はen転職で、神戸市がデジタル担当者を求めている案件ですが、5年ルールのせいでは5年満期と定めています。<br>https://imgur.com/a/0JWpPe<br>行政による、中途採用への差別意識から分かりませんが、こういった募集は必ずと言っていいほど正社員ではなく、有期雇用です。私自身、朝日新聞社にて、IT系職種で就業しましたが、そこでも5年満期でした。<br>改正労働契約法は民主党政権に決まった事ですが、こういった5年満期期間が広く知られているにも関わらず、何もせず放置し続けている自民党政権にもがっかりしているという現状です。<br>国として、行政としてデジタル化を推し進めているという言政権に期待していますが、政府が何もしない限り、行政でデジタル担当者のような中途採用を正社員、または無期雇用等と言った事は起こらず、日本での中途採用に対する無意味な差別は無くならないのだからと残念でなりません。   | 個人   | 厚生労働省                        | 労働契約法第18条において、同一の利用者との間で締結された二以上の有期労働契約の適当な期間が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、既に締結している有期労働契約の契約期間が満了する旨を通知し、当該満了する日の翌日から労働者が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。  | 労働契約法第18条  | 対応不可   | 無期転換ルールにおいては、有期労働契約が反復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い実態となっている労働者が多い等の指摘があったことをふまえて、こうした有期労働契約の差別的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。これまでも、無期転換ルール等の情報を発信する専用のサイトの開設やセミナーの開催に加え、都道府県労働局に「無期転換ルール特別相談窓口」を設置する等、制度の概要の周知、導入支援等を行ってまいりました。厚生労働省としては、無期転換ルールを意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えております。このため、このような実態を把握した場合には、引き続き都道府県労働局において必要な啓発指導を行う等、適切に対応してまいります。 |                   |
| 94 | 令和2年10月29日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーについて       | 運転免許・保険証・年金等の官制にある制度の番号はマイナンバーに統一する。  | 国の官制のいろいろな制度の番号がそれぞれ違うためそれぞれを管理しなくてはならないし、手続きについても各部署で毎回待たせられそれぞれの手続きをしなくてはならないという手間がかなり面倒、時間がかかります。会社を何回も休まなくてはならない場合もあります。マイナンバーは、個人のナンバーで一人一人の間隔がナンバーですよね。マイナンバー一つで納税などの処理や役所への手続きが出来るともありません。それに任せる(丸投げ)は絶対しないで下さい。省庁間や自治体間で統一も必要だと思います。縦割り除去打破、デジタル(システム)庁の存在意義が見えると思います。  | 個人   | 総務省<br>警察庁<br>厚生労働省<br>デジタル庁 | 番号35の回答をご参照ください。   |  |  |   |                   |
| 95 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 民泊制度の改革について      | 現在の民泊制度は、稼働日数180日以下、家主が常駐していることが条件になっています。これは、旅館経営の圧力、既得権益を守るための規制と解釈しています。稼働日数365日、家主が常駐しなくても良い。そういうと、民泊経営は成り立ちません。私には、回廊88ヶ所歩き道路をしたフランスの友人と交流しています。彼らは美しい田舎道を歩くことに、大変な満足感を得ているようです。ヨーロッパには、こんな景色は無いからです。日本の田舎には、こんな財産がふんだんにあります。田舎に在る沢山の空き家を利用した、安い民泊があれば、外人観光客は喜びます。また、少々の利益が見込めれば、退職後の高齢者の働く場所、交流の場になります。地方創生と言う言葉が叫ばれていますが、こんな視点で考え直すことも、一考かと思いますが、田舎への交通手段を気にされると思いますが、彼らは日本人のようにセリカしませんから、電車待ち、バス待ちの時間や2時間待ちは平気です。日本人、中国人、韓国人の旅スタイルとは全く違うのが、ヨーロッパの人々の旅スタイルだと驚きました。ヨーロッパの人々の旅スタイルを研究されて、それに合う、受け入れスタイルが必要だと思います。重ねて申し上げますが、そのためには、現在の民泊制度の規制を大幅に変える必要があります。抜本的な改革を望みます。 | ヨーロッパの国々は、多くの国々の人々が、若者男女を問わず、入り乱れて、旅を楽しんでいます。その要因の重要な要素が、安く泊まれる宿が、身近にあることでしょう。我が国のように安全で、清潔な国が、ヨーロッパの民泊制度を取り入れれば、インバウンドの人数は飛躍的に伸びると確信します。また、ヨーロッパの国々には、どこにも新緑や紅葉の美しさと清らかな清流はありません。私は3ヶ月間の一人旅でおおくの外国人と話す機会を得ました。彼らは、日本の自然の美しさを褒めたたえ、憧れていきます。私は、回廊88ヶ所歩き道路をしたフランスの友人と交流しています。彼らは美しい田舎道を歩くことに、大変な満足感を得ているようです。ヨーロッパには、こんな景色は無いからです。日本の田舎には、こんな財産がふんだんにあります。田舎に在る沢山の空き家を利用した、安い民泊があれば、外人観光客は喜びます。また、少々の利益が見込めれば、退職後の高齢者の働く場所、交流の場になります。地方創生と言う言葉が叫ばれていますが、こんな視点で考え直すことも、一考かと思いますが、田舎への交通手段を気にされると思いますが、彼らは日本人のようにセリカしませんから、電車待ち、バス待ちの時間や2時間待ちは平気です。日本人、中国人、韓国人の旅スタイルとは全く違うのが、ヨーロッパの人々の旅スタイルだと驚きました。ヨーロッパの人々の旅スタイルを研究されて、それに合う、受け入れスタイルが必要だと思います。重ねて申し上げますが、そのためには、現在の民泊制度の規制を大幅に変える必要があります。抜本的な改革を望みます。 | 個人   | 厚生労働省<br>国土交通省               | 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づき、都道府県知事等に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、住宅宿泊事業を営むことができる。ただし、同法第2条第3項の規定により、人を宿泊させる日数として1年間で180日を超えないことと定められています。<br>また、同法第11条第1項第2号に基づき、届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在となる場合の住宅宿泊事業者が定められており、同法施行規則第7条第1項柱書に規定する「宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置」として、宿泊行為の開始までに、宿泊者それぞれについて本人確認を行う必要があります。<br>当該本人確認は、同法施行要領(ガイドライン)2-2(4)①に基づき、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれも満たすICT(情報通信技術)を活用した方法等により行われる必要があります。<br>A 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。<br>B 当該画像が住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理者の営業所等、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。<br>なお、当該方法の例としては、届出住宅等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられます。 | 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項、第11条第1項第2号<br>住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省令第2号)第7条第1項<br>住宅宿泊事業法施行要領(厚生労働省令第2号)第7条第1項 | ①「稼働日数365日」については、対応不可。<br>左記①について<br>②「家主が常駐しなくても良い」及び「ドアロックシステムが発着であれば、無人のチェックアウトも可能な仕組みについては、現行制度下で対応可能。 |   |                   |
| 96 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 車の車検を3年周期にしたらどうか | 日本車は優秀で壊れないので、新車から10年までは、3年車検制にしたらどうか、そうすれば、今の制度だと3年、2年、2年、2年で10年まで4回だが、3年車検だと3年、3年、3年で3回で済むので、コストが1回分減る、10年を超えれば、2年車検にすれば、車購入も10年周期になり、経済循環にもなると思う、日本車は壊れないので、替えてほしいです<br>今回の政權には期待しています   | 日本車は優秀で壊れないので、新車から10年までは、3年車検制にしたらどうか、そうすれば、今の制度だと3年、2年、2年、2年で10年まで4回だが、3年車検だと3年、3年、3年で3回で済むので、コストが1回分減る、10年を超えれば、2年車検にすれば、車購入も10年周期になり、経済循環にもなると思う、日本車は壊れないので、替えてほしいです<br>今回の政權には期待しています   | 個人   | 国土交通省                        | 自動車検査(車検)制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認するとともに、不正改裝の防止やリコールの未対策車両の改修を促進するために設けられているものです。<br>自動車検査証の有効期間(車検の周期)は、自動車の種別や用途によって定められているほか、日本において外国製の自動車も走行しております。このため、日本製の自動車であることと車検の周期を最適化することはできず、ご理解願います。<br>また、英国は1年おき、ドイツは2年おき(いずれも乗用車の場合)に検査を義務付けているなど、諸外国と比較して日本のみが特殊な車検制度を設けている状況ではありません。  | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第61条  | 対応不可   | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号 | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項   | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|----|-------------|------------|--|--|--|------|-------|---|---|-------|--|-------------------|
|    |             |            |  |  |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 97 | 令和2年10月29日  | 令和3年5月24日  | 看護師免許証のカード化又はデジタル化について                         | 現在A3判の免許証を携帯可能なカード化かデジタル化をしていただきたい。  | 【理由】<br>施設での管理者をしていた際に、<br>(1)就職面接に免許証偽造の疑いがある人が来たこと。<br>(2)実物がA3頁形式のため、持ち運びが不便。<br>(3)コピーなどでの提出では、簡単に偽造されてしまう。<br>【効果】<br>(1)免許偽造などの犯罪抑制<br>(2)必要な時面で、応急処置などの即応可能   | 個人   | 厚生労働省 | 番号327の回答をご確認ください。   |   |       |  |                   |
| 98 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 農地売却&農地地目変更                                    | 実家と付随する農地を相続しましたが、遠隔地の為売却を検討しています。農地に関しては、売却の場合、3000m2以上の農業従事者、地主変更の場合、将来も農地に転用不可等々の条件があり、実家と隣接する農地(1000m2程度)の売却&地目変更が不可能な状態です。  | 山口県光市光井3丁目2178&2183番地の農地の件で、半年前に、農林水産省へお問い合わせをしたところ、担当者より、中国&山口県農業委員会へ連絡の上対処するとの返事がありました。その後、なしのままでした。<br>3か月前に再度、山林化と雑種地化しているため、1000m2のうち130m2程度しか農耕地として利用出来ないの一度現地確認願う。とのお問い合わせをしましたが、なしのままでした。<br>補かに、山林化している所も、耕運機で耕せば、将来農耕として活用は可能と書かれるは、それまでですか？<br>そのままでは、小規模な農耕地を守る必要があるのでしょうか？<br>このままだと、私の次の世代のころには、荒地化しているでしょう。それよりも、購入希望者がいれば、実家(古民家)と一緒に農耕地も、農耕従事者以外に売却して、趣味程度に、作物・果物等を栽培してもらった方が、土地の有効活用になると思います。<br>…ちなみに、法務局は現状を写真で把握され、農業委員会の非農耕地に該当の書面があれば、農地から雑種地へ変更可能である、との見解を得ています。   | 個人   | 農林水産省 | 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基礎整備事業の実施等)が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとするものとして国から各都道府県等へ技術的助言を行っているところである。<br>ア その土地が森林の採相を呈しているなど農地に還元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合<br>イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 | 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経第4530号・21農振第1668号)経営局長・農村振興局長通知 | 対応    | 今回御相談のありました土地については、本年3月に御相談をいただいた際に、光市農業委員会に対し、御相談内容を踏まえて適切に御対応いただくよう依頼するとともに、その旨相談者様にお伝えしたところであり、以降、光市農業委員会において、地主変更の可否等について検討がなされてきたと承知しています。<br>また、本年9月には、今回のホットラインへの御提案と同様の内容の御相談を別途、当省に直接いただいたことから、改めて光市農業委員会に御対応いただくようお伝えしたところであり、光市農業委員会からは、相談者様との話し合いが行われていることを確認したところであります。<br>その後、光市農業委員会において非農地として判断する方針であることを確認したところであり、現在、同農業委員会において非農地証明の発行手続を進めているものと承知しております。<br>したがって、この非農地証明の交付をもって、地主変更が可能となる見込みです。 | ◎                 |
| 99 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 自治体が許認可権を有している農地の宅地転用許可に対して、ルールを明文化を義務付けて欲しいです | 自治体が住民の権利を縛るものに対しては、暗黙的なルールを運用をせず以下のように改めるように、出てくることをお願いしたいです。<br>? 転用許可にかかるルールを明文化すること<br>「3年3作」ルール及び「やむを得ない事情」の具体的な内容について、明文化すること。<br>? 当該ルールの公開並びに農地取得時に文書にて示すこと<br>上記?を記載した文書を、農地取得にかかる許可申請受理にあたり、事前に交付すること。<br>また、いつでも誰でも当該ルールの内容を見られるよう、市農業委員会のホームページの分かりやすい場所に掲載すること。<br>? 特例を認める場合も、基準を定めること及び理由を記録・保管すること | 出雲市に移住しゼロから農業を始めて7年目の専業農家です。地域の人の協力を得ながら苦労の末に数年がかりで取得した農地に対して、農業を継続する上でやむを得ない事情により早期に住宅を建てる必要性が出来たことから、昨年、出雲市に転用申請しようとした際に、「農地は原則3年3作しなければ宅地転用は認めない」という暗黙の慣例的なルールが存在することがわかり、許可を認めませんでした。今回、出雲市にはこちらの事情は一切無視され、農地取得から3年間は転用を認めないの一点張りです。そのため、私は同じような事例が他にもないか農家仲間を通じて調べたところ、同じ出雲市内に同様のケースで断れた事例が平成28年頃に存在していることがわかりました。一方で、出雲市に対して、過去10年の間に農地取得から3年以内に宅地転用を認めた事例がないか、情報公開請求をして調べたところ、4件の事例が存在していることがわかりました。うち2件は平成28年頃だったことから、この事例がどのような基準で認められたのか出雲市に対して質問しましたが、「特例を認める明確な基準はなく、当時の詳細な記録も残っていません。いつまでも誰でも当該ルールの内容を見られるよう、市農業委員会ホームページの分かりやすい場所に掲載すること。」との回答が返ってきました。このままでは人によって特例が認められ、認められなかったりする不公平感があり、不透明感を払しょくするためにも、また自治体とのやり取りにおける負担を軽減しトラブルを避ける意味でもルールの明文化が必要です。なお、この問題は地方の移住政策にも関わる問題です。出雲市が定めるルールの内容については理解をしますが、その運用方法は見直しが必要だと思います。 | 個人   | 農林水産省 | 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定められており、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定められているところである。<br>また、農地転用許可権者は、国が定めた農地転用許可基準に加え、転用許可の判断に必要なより詳細な基準を自ら設置することができる。<br>なお、行政手続法上、許認可等の処分を行う行政は、審査基準を定めるものとして、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないこととされています(同法第5条第1項及び第3項)。                    | 農地法第4条及び第5条<br>行政手続法第5条   | 対応    | 行政手続法上、許認可等の処分を行う行政は、審査基準を定めるものとされ、かつ、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないこととされています(同法第5条第1項及び第3項)。<br>このため、出雲市において、農地転用許可制度について、御提案にあるような運用が行われているのであれば、行政手続法に則り適切な審査基準を定め、適当な方法により公表する等、適切な事務処理を行うよう助言を行うこととします。   | ◎                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                             | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果   |  |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|----------------------------------|--|--|------|-----------------------|---|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                                  |  |  |      |                       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 100 | 令和2年10月29日  | 令和3年7月20日  | 労基法 特例措置対象事業場について                | 雇用時の説明義務、もしくは廃止  | 自身がコロナの影響で月の労働時間が増やされていることに気づき、調べてみると、をこの特例措置対象事業場に該当する労働時間数になっていました。<br>おおよそ20時間の残業はせず、サービス残業になる事を知り、雇用時にこのような説明を受けていたら、基本給の交渉なども考えたい、安い基本給で、労働時間も普通より増え、給料は安いままという現実。ならば、説明義務にするか、少数数の職場だからといって40時間より4時間ほど多く働く差別を廃止していただきたいというのが理由です。  | 個人   | 厚生労働省                 | 使用者は、労働契約の締結に際し、労働時間等を含む労働条件を明示することが義務づけられています。<br>また、商業、映画・演劇業（映画の制作の事業を除く。）、保健衛生業及び接客娯楽業の事業のうち常時10人未満の労働者を使用するものについては、その業種の特性や規模に鑑み、例外的に週の法定労働時間が44時間とされています。   | 労働基準法第15条<br>労働基準法第40条                                   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 101 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 保育士と幼稚園教諭の制度的欠陥について              | 幼保連携の流れを受けて、保育教諭という職名が生まれたが、これは幼稚園教諭免許と保育士資格を有することが前提となっている。<br>幼稚園教諭免許所持者が隣接校種や特別支援の免許を取得する際に、幼稚園及びこども園の経験年数は認められるが、保育士としての経験年数は認められていない現状がある。この先統一するのではあれば、早めに制度の溝を埋めてほしい。 | 近年、インクループ教育や特別支援への意識改革が進み、幼稚園、小中学校の教諭が特別支援の免許を取ろうと大学で学ぶことがある。<br>一方で保育士に関しては障害児保育に関する一定の功力を持つものは「キャリアアップ研修」の1分野「障害児保育」のみだと思います。保幼小連携をする上で、保育士や幼稚園教諭が特別支援教育の窓口、スタートになることもあり、保護者との信頼関係を築く上で、より専門的知識が必要になります。また保育士の経験年数を持って隣接校種の免許が取得しやすくなれば、人事交流もより推進され、小1小2の解決に向けて効果があると思えます。<br>幼稚園教諭や保育教諭の経験年数を持って、隣接校種や特支免許はとれるが、保育士資格ではとれない現状では、幼保連携の理念、制度に反して、制度の溝として存在しています。<br>指針、要領、施設型給付金等の整合性のみではなく、児童福祉法や教職免許法の整合性もとるようお願いします。<br>特支の単位は取り、障害児保育の経験もあるが厚労省と文科省で管轄違いのために、免許が阻まれるというのは、キャリア形成の視点からも好ましくないとします。 | 個人   | 内閣府<br>文部科学省<br>厚生労働省 | 現行制度においては、幼稚園、保育所において勤務するための免許・資格を各々設けているところです。<br>一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、高免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育所等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有がしやすくなるよう、他方の免許・資格の取得に必要な単位数を減じる特例措置を講じております。<br>また、幼稚園教諭免許を有していれば、教諭等としての勤務経験を踏まえて、小学校教諭の二種免許状の場合は最大5年の勤務経験で7単位の修得まで軽減することができます。また特別支援学校教諭免許状の場合は3年の勤務経験で6単位の修得まで軽減できる制度を設けています。 | ・教育職員免許法<br>・児童福祉法<br>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 対応不可       | 学校教育の始まりとしての幼稚園（満3歳から入園可能）においては、幼児教育の専門家である幼稚園教諭が教育課程に基づき教育を提供する役割を果たしています。一方、乳児から受け入れ、子供が生活の大半を過ごす場である保育所においては、保育の専門的知見を有する保育士が保育計画に基づき保育を提供する役割を果たしています。こういった両者の特徴を踏まえ、幼稚園教諭免許と保育士資格は別のものとなっています。<br>一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、左記「制度の現状」とおり、高免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育所等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有がしやすくなるよう、他方の免許・資格の取得に必要な単位数を減じる特例措置を講じております。なお、幼稚園又は保育所のいずれかに勤務する場合は高免許・資格の併有の必要はなく、これまで通り幼稚園又は保育所に必要な免許又は資格のみで差支えありません。<br>また、上述のように、幼稚園教諭免許と保育士資格は異なるため、教諭ではない保育士資格を有する者の勤務経験を踏まえて、小学校教諭や特別支援学校教諭の免許を取得することは出来ません。 |                   |
| 102 | 令和2年9月21日   | 令和3年7月7日   | 職業安定所及び労働局(労基署)における各種手続きの各種書類の統一 | 労働保険と雇用保険の各手続きについて、ハローワークや労基署、労働局によって必要な添付書類に相違がある。あるハローワークでは必要ない書類が、別のハローワークでは必要だったりする。全国で統一してほしい。  | 大手企業人事部門、社会保険労務士事務所勤務し手続き業務に従事しているが、手続きが発生した際に各都道府県のハローワークや労働局、労基署に必要な添付書類を確認する時間が発生している。担当者によっては把握できておらずすぐ回答がもらえないため、さらに時間がかかる。<br>また、担当者に確認をして添付した書類が別の担当者や認識の相違が、あり再提出になったり、手続き自体が不受理になることもある。<br>こうした時間のロスは、積み重なれば膨大な時間になり通常業務の妨げになっている。<br>全国で統一されれば、どの都道府県の手続きであっても確認の必要がなく、すぐに手続きが進められる。さらに、担当者ごとで認識の相違もなく、行政側も業務の効率化に繋がる。<br>特に、個人で手続きを行う個人事業主などはこういった細かい事に忙殺され無駄な時間を使うなら、社会保険労務士事務所へ手続きを依頼するなど、本来必要ない経費が発生しており、手続きが統一されればその出費も抑えられる。  | 個人   | 厚生労働省                 | 雇用保険を含む労働保険の各手続きについては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律や雇用保険法に基づき、労働保険適用関係事務処理手引や徴収関係事務取扱手引、雇用保険業務取扱要領等の各種手引及び実施要領を策定し、全ての労働局、労働基準監督署、公共職業安定所において、職員がこれらの手引、実施要領に則った事務処理を齊一的に行っております。  | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律<br>雇用保険法                              | その他        | 雇用保険を含む労働保険の各手続きについては、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所において、各種手引及び実施要領に則り、全国齊一的に各労働保険適用関係申請書の審査、労働保険料等の徴収における事務処理等を行っており、今後も各種手引及び実施要領に則った事務処理を徹底いたします。<br>なお、実際にご提出いただいた届出書等を審査させていただきます(過程において、個別の事案に応じた追加で資料の提出等をお願いする場合がございますので、ご理解・ご協力の日ほどよろしくお願いいたします。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                        | 提案事項                | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果   |   |   |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|---------------------------------|---------------------|--|---|------|------------------------------|---|---|---|---|-------------------|
|     |             |                                 |                     |  |   |      |                              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要   |                   |
| 103 | 令和2年10月29日  | 令和5年4月26日<br>【警察庁】<br>令和3年11月4日 | マイナンバーカードの利用価値について  | 現在のマイナンバーカードには利用価値が身分証明程度しか価値が感じられません。そこで、マイナンバーカード一放あれば保険証、免許証、住民基本台帳などの代わりとなれば良いと思う。   | マイナンバーカードを保険証として活用する事で、受診者がどのような病歴、アレルギー、薬の服用などの一元管理が可能ではないか。そのためにはすべての病院が患者のデータを提供する必要がある。個人情報観点から見れば難しいかもしれませんが、病院によっては本人が把握していない事、過去に薬等も含むデータがあつたとしても覚えていないことが多々あります。受診先が変われば問診されスタッフとのやり取りの時間や、不要な薬の重複などを防げると思います。初期のシステム作りや導入などコストはかかりますが、健康管理などが行える点、無駄な薬の投与などの管理ができ全体で医療費減につながります。免許証も携帯するだけ、身分証明くらいにしか利用価値がないためマイナンバーカードに統一してもらえれば、マイナンバーカード取得の増加、カードの枚数も減り助かります。 | 個人   | 警察庁<br>総務省<br>厚生労働省<br>デジタル庁 | 【警察庁】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条等<br>道路交通法第92条等<br>【総務省】<br>マイナンバーカードはこれまで、健康保険証としての利用など、カードの利活用シーンを順次拡大しております。<br>【厚生労働省】<br>現在、既に健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することが可能であり、これにより、国民にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）などの様々なメリットがあります。 | 【警察庁】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条の2等<br>【厚生労働省】<br>健康保険法第3条第13項、第6条第3項等 | 【警察庁】<br>検討に着手<br>【総務省】<br>検討に着手<br>【厚生労働省】<br>対応済み | 【警察庁】<br>現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、一体化する方向で検討を進めており、一体化したカードを活用して、手帳のワンストップ化等をしたいと考えております。一体化に向けた工程表の具体的内容については、関係機関とも連携しながら、年内にまとめることとしております。<br>【総務省】<br>今後、運転免許証との一体化等、更なる利便性向上・利活用シーンの拡大に向けて検討を進めているところです。<br>【厚生労働省】<br>制度の現状のとおりです。 |                   |
| 104 | 令和2年10月29日  | 令和3年5月24日                       | 医療に関すること            | 昨今、新型コロナウイルス感染症が蔓延しています。新型コロナウイルスの前から、地元選出の議員さんにも話したことありましたが、マイナンバーを活用し、病院が変わる時の紹介状や、お薬手帳の情報、病歴、治療歴をマイナンバーで全国のお医者さんがマイナンバー一つで身れる様なシステムが有れば便利だと思えました。未だに紹介状の紙でのやり取りは、昨今の時代にはそぐわないような気がします。出来ればマイナンバーで、医療情報の一元化を実現して欲しいです。 | 自分の場合は、合併症がどうしても複数の医療機関にまたがる為、引越をする度に紹介状の山になってしまいます。紹介状やお薬手帳の情報も、マイナンバーでデジタル化にして欲しいと思ったからです。  | 個人   | 厚生労働省                        | 厚生労働省では、オンライン資格確認等システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。   | なし  | 対応  | 特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させる予定です。さらに、確認出来る情報も拡大し、レセプトに基づく手術等の情報を確認出来る仕組みを、令和4年夏を目途に稼働させることを目指しています。  |                   |
| 105 | 令和2年10月29日  | 令和3年5月24日                       | 医療機関における患者情報の扱いについて | 私は医療従事者(事務員)として勤務しています。病院間で患者の移動や、救急における患者の診療情報提供書を作成し病院間でやりとりするのですが、電子カルテ化されているのですが、電子カルテ化されているお医者さんがマイナンバー一つで身れる様なシステムが有れば便利だと思えました。未だに紹介状の紙でのやり取りは、昨今の時代にはそぐわないような気がします。出来ればマイナンバーで、医療情報の一元化を実現して欲しいです。               | 診療情報を夜間救急などで必要な際、紙(fax)ですと画像データなどはほとんど意味を持たず、例えば直近で撮影された画像データがあつたとして、紙ですと画像といえるようなモノではなく、結果、再度転院先の病院で取り直したりしている状況です。電子メールで解像度の良い画像データのやり取りができれば、再度撮り直す必要も送られてきたFaxをスキャナーで電子カルテに取り込む作業も無くなり、無駄な検査が少なく事務作業も効率的になると思います。   | 個人   | 厚生労働省                        | 厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」において、医療機関が医療情報システムを取り扱う場合において遵守すべき事項等について定めており、適切なセキュリティ対策を講じた上で、電子メールでの診療情報のやり取りを行うことは現時点でも可能です。   | 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版  | 現行制度下で対応可能  | 制度の現状欄に記載のとおりです。なお、厚生労働省では、オンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年夏を目途に稼働させることとしています。                                |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体                       | 所管省庁              | 所管省庁の検討結果   |   |                    |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|---|--|----------------------------|-------------------|---|---|--------------------|---|-------------------|
|     |             |            |                                   |   |  |                            |                   | 制度の現状   | 該当法令等                                       | 対応の分類              | 対応の概要   |                   |
| 106 | 令和2年10月29日  | 令和3年5月24日  | 薬剤師の疑義照会<br>のデジタル・プラットフォーム        | <p>薬剤師の疑義照会は電話によるものが一般的であります。</p> <p>1) 医師の呼び出しに時間がかかる<br/>2) 履歴が記録されて体系的な分析に活かされていない<br/>これが実態であると思います。</p> <p>1) 医師・薬剤師業務の効率化、患者サポートの充実<br/>2) 記録の蓄積による活用<br/>これを目的とした電子化した疑義照会プラットフォームの設立を要望します。</p>   | <p>師の疑義照会は電話によるものが一般的であります。</p> <p>1) 医師の呼び出しに時間がかかる<br/>2) 履歴が記録されて体系的な分析に活かされていない<br/>これが実態であると思います。</p> <p>1) 医師・薬剤師業務の効率化、患者サポートの充実<br/>2) 記録の蓄積による活用<br/>これを目的とした電子化した疑義照会プラットフォームの設立を要望します。</p>  | 個人                         | 厚生労働省             | <p>薬剤師の疑義照会については、薬剤師法第24条において、薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は製薬師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、調剤してはならないとされています。一方、疑義照会の方法については、現状の制度で特段の規定はありません。</p>  | 薬剤師法第二十四条                                   | 対応                 | <p>ご提案の詳細が明らかではありませんが、制度の現状欄に記載のとおり、疑義照会の方法については特段の規定がないため、地域の関係機関においてご指摘を踏まえた疑義照会を円滑に進める対応を行うこと自体は差し支えありません。</p>   |                   |
| 107 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 農地法と開発行為、用途廃止                     | <p>農地法の申請、特に非農地証明、開発行為、赤道と水路の払い下げ申請、用途廃止申請<br/>これらの申請には、図面添付が必要ですが、</p> <p>多くの箇所では 行政書士でないこれらの手続きの申請代理人になれないようです。<br/>農地法のどこにも行政書士でないといけないとは書かれていませんし、</p> <p>行政書士以外の士業例えば建築士や土地家屋調査士にも手続きの申請代理人になることを認めるようにするべきではないでしょうか？</p>  | <p>農地法の手続きに既に行政書士が納期までの農地法の手続き完了を申し送り、開発行為や用途廃止では実質土地家屋調査士が図面を描いて、関係書類をまとめているのに、行政書士の委任状だけ手続きに必要なことで行政書士に料金を払って、手続きをする。<br/>なほ、行政書士、行政士ばかりに拘束されるのは困ると思ったりからです。<br/>建築士や土地家屋調査士が農地法や開発行為の研修をしっかりとって、修了した方が手続きの代理人になる仕組みを作るのも国民の利益に合うと思ったりからです。</p>  | 個人                         | 総務省               | <p>行政書士法第1条の2第1項において、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするものとされ、同法第19条において、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、これらの業務を行うことができないものとされています。</p>  | 行政書士法                                       | 対応不可               | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政書士法においては、有資格者のみに官公署へ提出する書類の作成を認め、もって国民の利便に資することを目的として規定されています。</li> <li>農業委員会は地方自治法第180条の5第3項及び農業委員会に関する法律第3条により、執行機関として市町村に置かれる委員会であり、「官公署」に当たりますので、他の法令に別段の定めがない限り、農業委員会に提出する書類を作成する業務は行政書士又は行政書士法人でない者は行うことができないとされています。</li> <li>現行法令上、官公署へ提出する書類作成全般を行う得る資格を有することが制度上担保されている行政書士とは異なり、ご提案の手法を行う資質があるとして制度上担保されていない他の士業にこれを行うこととするは適当ではないと考えています。</li> </ul> |                   |
| 108 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 外国人技能実習生受入制度について                  | <p>私は外国人実習生の受入組合と縫製工場を47年経営しています。外国人実習生の受け入れについては、入国出来ない職種と1社毎の受入人数を制限するのみとし、職種制限は撤廃されれば我々中小零細企業が自由な発想で時代に合った新しい商品を開発したり、社会が必要とする製品を全社員一丸となってスピーディーに市場に供給できるようになります。日本に5年間在留するための試験を行うのなら外国人が働いたときに必要のない技能検定試験ではなく、日本語検定試験を行うことで5年間労働者として働けるような制度にしたいけれど、会社と外国人の意思疎通もスムーズになり、帰国後産業の担い手となる日本語を習得した20万人以上いる外国人実習生は必ずや日本との架け橋として活躍してくれることでしょう。世界中で日本語を話せる人が増えるということは、コミュニケーションツールとしての日本語の価値が高まる大変意義のあることだと思います。外国人受入制度は批判が多く職種制限という差別をしていると思っています。</p> | <p>工場の主力は婦人子供服と車両シートの縫製資格で入国した実習生が担っていますが、コロナの影響で仕事が極端に減りました。マスク、アイロン・シロンガン、飛沫感染BOX等の仕事は沢山あるので、国民が必要とする物を作り会社を維持していきたいのですが、違う職種資格で入国した実習生を使うことが出来ず難しい思いをしています。職種制限が撤廃されれば我々中小零細企業が自由な発想で時代に合った新しい商品を開発したり、社会が必要とする製品を全社員一丸となってスピーディーに市場に供給できるようになります。日本に5年間在留するための試験を行うのなら外国人が働いたときに必要のない技能検定試験ではなく、日本語検定試験を行うことで5年間労働者として働けるような制度にしたいけれど、会社と外国人の意思疎通もスムーズになり、帰国後産業の担い手となる日本語を習得した20万人以上いる外国人実習生は必ずや日本との架け橋として活躍してくれることでしょう。世界中で日本語を話せる人が増えるということは、コミュニケーションツールとしての日本語の価値が高まる大変意義のあることだと思います。外国人受入制度は批判が多く職種制限という差別をしていると思っています。</p> | 株式会社<br>カンノ協同組合<br>ユーラシア山陰 | 法務省<br>厚生労働省      | <p>技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。そのため、技能等の修得等に向けて職種・作業に係る技能実習を行うことが必要ですが、多能工の養成等を目的として、関連する複数の職種及び作業を組み合わせた技能実習を行うことも、一定の要件の下で認められています。</p> <p>また、技能実習修了時に到達すべき技能等の水準として、技能検定又は技能実習評価試験への合格等を目標を定め、技能検定等の実施により、技能等の修得の達成度を確認していますが、座席シート縫製職種に係る試験を含む技能実習評価試験の受験料については、実費相当としています。</p> <p>なお、監理団体の許可申請や技能実習計画の認定申請等に際して、外国人技能実習機構等に対し手数料を納付する必要がありますが、その他の費用を当該機構へ支払う必要はなく、国際人材協力機構(JITCO)への入会を求めています。</p> | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第99号) | 現行制度下で対応可能(一部事実承認) | <p>御提案の職種制限撤廃については、制度の現状欄に記載のとおりです。技能検定等の実施は、日本に在留するための試験ではなく、実習生が技能等を修得したことを確認するためのものです。なお、技能実習評価試験の受験料は、毎年度、収支の状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととしています。</p>   |                   |
| 109 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 新日本国旅券を全国金融協会所属団体の本人確認書類として対応すること | <p>全国金融協会に加盟する団体の一団で、令和二年二月以降発行された新日本国旅券について口座開設に併せて本人確認書類として認められていないこと、新規口座開設など本人確認が必要な場面においてこれに替わる複数書類の提示が必要となり、そのために外務省が広告するよう「世界で通用する身分証明書」という日本国旅券の本来の用途を果たしていない状態にある。</p> <p>これについて、関係省庁及び業界団体に取り計らい、新日本国旅券を一般的に使える本人確認書類として取り扱うよう改善してほしい。</p>  | <p>全国金融協会の一団加盟団体で新日本国旅券が本人確認書類として認められていないこと、新規口座開設など本人確認が必要な場面においてこれに替わる複数書類の提示が必要となり、そのために外務省が広告するよう「世界で通用する身分証明書」という日本国旅券の本来の用途を果たしていない状態にある。</p> <p>これについて、関係省庁や団体に取り計らい、日本国旅券を国内でも運転免許証に並ぶ本人確認書類と扱うことで、相当な諸手続きの簡略化や公的サービス利用の促進が見込まれるため、改善を提案する。</p>  | 個人                         | 金融庁<br>警察庁<br>外務省 | <p>令和2年2月4日以降の申請に基づき発給される日本国旅券については、従来の日本国旅券と同様に、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第6条第1項第2号に規定する「旅券等」に該当し、特定事業者が顧客等の本人特定事項の確認に使用する本人確認書類として認められています。</p>   | 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第2号、第7条第1号イ              | 現行制度下で対応可能         | <p>令和2年2月4日以降の申請に基づき発給される日本国旅券が、従来の日本国旅券と同様に犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として活用可能である旨について、金融機関等に周知を行いました。</p>  |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                    | 所管省庁の検討結果   |  |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|--|--|------|-------------------------|---|--|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                                   |  |  |      |                         | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 110 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 荒廃農地対策として農地法の見直しを                 | 高齢化に伴い中山間農地の耕作放棄が増え、荒廃が進んでいます。先たくも買手が付かない、買いたくても簡単に買えない、と言っている農地は規制が厳しい面があります。農地取引の活性化を促すよう規制を緩めて欲しい。  | 都倉人が田舎で晴耕雨読の生活をしたいと思っても、農家住宅は買えますが、それに付随する農地は買えません。一定規模以上の耕作を何年か続ける必要があるからです。一方で高齢農家は農地を売って、少しでも老後の生活費に充てたいと思っても、規制の高になかなか売ることが出来ません。その結果、耕作放棄地が増えてしまいます。無闇に農地を取得させる事により、農地を荒廃させないようにいう規制が、却って荒廃を招いています。個人が耕作目的で小規模農地を取得する場合は、日本国民なら自由に取得出来るよう規制を無くして貰いたい。転用許可審査を厳格にすれば良いだけの事です。   | 個人   | 農林水産省                   | 空き家の有無にかかわらず、下限面積については、地域の実情に応じ、市町村又は農業委員会の判断で、法定面積(北海道では2ヘクタール、都府県では50アール)を下回る任意の面積を設定することができます。   | 地域再生法第17条の54、法第17条の56、農地法第3条、農地法施行令第2条、農地法施行規則第17条 | 現行制度下で対応可能 | 令和元年12月に改正された地域再生法により、移住して就農する者による農地取得をより円滑に行えるようにすることなどを目的として、市町村の判断で、農地法の下限面積を下回る任意の面積を設定することができます(令和2年1月9日から施行)。なお、農地法においても、地域の実情に応じ、農業委員会の判断で、法定面積を下回る任意の面積を設定することができます。また、野菜・花き等の栽培で経営が集約的に行われる場合には、この下限面積の要件は適用されません。   | ◎                 |
| 111 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 検査対象軽自動車の納税証明書の提示の省略について          | 検査対象軽自動車の継続検査(いわゆる車検)受検時には、軽自動車検査協会が軽自動車税の納税証明書の提示を求められる。登録車の継続検査時には、数年前から運輸支局での自動車税の納税証明書の提示を省略できるようになっている。自動車税は都道府県税、軽自動車税は市区町村税との違いはあるが、検査対象軽自動車の継続検査時にも納税証明書の提示を省略できないか。   | 検査対象軽自動車の軽自動車税の納税証明書を紛失した場合、使用の本拠地がある市区町村役場で納税証明書を発行してもらえらるが、遠方の場合は取得するのに手間と時間がかかる。  | 個人   | 総務省<br>国土交通省            | 軽自動車税の納税確認の電子化は現状対応しておりますが、現在、実現に向けて検討しております。   | 道路運送車両法第97条の2                                      | 検討に着手      | 軽自動車税の納付確認の電子化の実現に向けて、引き続き関係者と検討を進めてまいります。  | ◎                 |
| 112 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | マイナンバーカード                         | マイナンバーカードに、障害者手帳の機能も入れていただきたい。   | 今は、免許、保険証や銀行カードなど様々なものが財布に入っているが、障害者手帳は大きく財布にも入らない。マイナンバーカードに、運転免許や保険証の機能を入れたら話は聞か、障害者手帳の話はなし。各都道府県によってサイズも違えば、素材も違う。人前でするときは目立つ。去年、カード化が承認されたが、ほとんどの自治体では対応できていない。精神障害手帳も、更新を忘れる方もいる。なんとか一元化していただければと思います。  | 個人   | 内閣府大臣官房<br>厚生労働省<br>総務省 | 障害者手帳については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所業の改正を行いました。一方、番号法において、障害者手帳関係情報は情報連携の対象とされており、行政機関の手続で障害者手帳の提示は不要となる場面が増えています。また、マイナンバーAPI連携を活用して、民間事業者が提供する障害者割引等の手続において、障害者手帳の提示を不要とするような取組が進められています。  | ・身体障害者手帳の様式等について<br>・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について         | 対応不可       | 障害者手帳は、視覚に障害をお持ちの方が触ってわかるような仕様とするためにカードの縁に切り欠きを入れるなどの配慮が必要です。また、障害名や等級などの記載内容を外から見えにくくする配慮が必要な方もいらっしゃるため、一律カード型の交付とせず、障害者手帳をお持ちの方が紙(手帳)型、カード型どちらの交付とするか選択できるように運用しております。上記の配慮が必要という点から、障害者手帳とマイナンバーカードの一体化については困難と整理しておりますが、マイナンバーAPI連携等を活用し、障害者手帳の提示を要さない場面が増えるよう、取組を進めてまいります。 |                   |
| 113 | 令和2年10月29日  | 令和3年6月16日  | 国民健康保険及び後期高齢者制度の海外での適用を日本と同条件にしたい | 現状は、海外の医療機関で国民健康保険等を利用するにはいったん医療費を全額、自分で支払いをして、その領収書・診断書を日本国に翻訳し、日本に帰国の際、市役所等に出向いて申請し、その数か月後に許可が出た分のみ戻ってくる。これを、日本の医療機関同様、保険者負担分のみ支払うか？海外からのオンライン申請を認めてほしい。※海外での公的医療保険の不正使用を懸念するなら、日本の医療機関との提携ならOKにすれば良いしオンライン診療とも親和性が出る。 | 河野太郎さんがこちらに書けと言ったので書きます、以前も厚生労働省の方に話した内容です(何もしないをしようといった感じでしたが)、今回は菅首相の下、期待します。<br>タイのチェンマイで日本人高齢者向けに日本同様のターミナルケアを提供できないか画策しているものです。(2000年代初めのロングステイブームで多くの日本人高齢者が住んでいるので)<br>現状は、海外で病気になり国民健康保険を使いたくても、国民健康保険加入者でも、原則、日本に戻ってからしか申請できず(ターミナルケアの場合幸さざる)、結局、2拠点居住者及びタイの方が長い方を含む、仲間と別れ、最後は日本に戻ってターミナルケアを受ける方が多い。これでは、若い世代だけでなく、医療費だけでなく、生活保護を受ける方も見られるのでコスト的には本来転倒になってしまう。最後までタイのチェンマイで見えれば、先進国より人件費の安い国なので、コストも下がる(将来この選択が広がれば、医療費介護費削減にもなる)、もし医療費の不正受給が問題ならば、日本の医療機関と提携できれば良い問題だと思ふ。(オンライン診療とも親和性があるし)<br>上記を達成することにより、日本に海外人材を連れてくることのみでターミナルケア領域(結局日本人と同等の給料を払えばコストは高いままである)を日本人が海外でターミナルケアを受けられる環境を作る(医療介護はコストに占める人件費が半分以上なので、医療費介護費削減につながる) | 個人   | 厚生労働省                   | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度(以下「国民健康保険等」という。)の被保険者が急病等により海外で療養を受けた場合、市町村及び後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、国民健康保険法第54条又は高齢者の医療の確保に関する法律第77条に規定する療養費(以下「海外療養費」という。)が支給されます。一方で、国民健康保険等は、都道府県の区域内に住所を有する者を被保険者としてとされています。ご提案のように、海外に長期間滞在し、海外に生活の本拠を有する者について、国民健康保険等の被保険者として海外療養費の支給を行うことは、住民の相互扶助である国民健康保険等の趣旨にそぐわないものであり、海外療養費の支給にあたっては、その者が国民健康保険等の被保険者資格を有するが適切な審査を行う必要があります。 | 国民健康保険法第5条、第54条<br>高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第77条        | 対応不可       | 制度の現状欄に記載のとおりです。  | △                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                   | 提案の具体的な内容  | 提案理由  | 提案主体               | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|------------------------|--|---|--------------------|-------|---|---|-------|---|-------------------|
|     |             |            |                        |  |   |                    |       | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 114 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 運転免許証を海外でも使えるようにしてほしい。 | まもなくマイナンバーカードと運転免許証が合体することですが、その際にはアルファベット表記を併記していただくようお願い。併せて、国際免許証と一体化していただければ助かります。   | 恥ずかしい話ですが、数年前に海外の国内線を利用した際に、日本のつもりでパスポートを持参せずに搭乗手続きしようとしたら、身分証明書の提示を求められた。日本にこのつもりで運転免許証を提示したら冷笑された。「日本語は読めない」と、パスポートをホテルのセキュリティボックスに預ける旅行者も多いと思われるので、パスポートの代替として利用できるように運転免許証にアルファベット表記を併記していただきたい。  | 個人                 | 警察庁   | 国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式については、道路交通法及び道路交通法施行規則において定められております。<br>また、国際運転免許証は、道路交通に関する条約に様式が定められているため、国内運転免許証とは別に作成・発給しております。   | 道路交通法第93条<br>道路交通法施行規則第19条及び別記様式第14<br>道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)附属書10 | 検討を予定 | 国民の皆様は様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。<br>また、国際運転免許証は、道路交通に関する条約に様式が定められており、国内運転免許証の規格とは大きく異なることから、我が国における国内運転免許証の活用実態等に鑑み、一体化には慎重な検討を要すると考えております。  |                   |
| 115 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 自動共助の推進のために白タク全面解禁を。   | 現在、安全確保の名目で、厳しい規制が微に入り細に入り設定されています。例えば、無償運送についてはガソリン代相当の有償なら実施できますが、ガソリン代相当の意味合いまで運送で「罪」に示されています。ところが、地方自治体や白ナンバー車両で有償運送を実施することは事実上無制限で認められていますし、代行運転に至っては、警察機関への届け出だけでタクシー料金とほぼ同額の料金で営業されています。政策が縦割りでではなくある典型例だと考えています。<br>先日、佐賀県等九州全県は伊勢湾台風並みの台風10号の脅威におおえ、佐賀市でも初めての福祉避難所が開設しましたが、障害者や高齢者の一人暮らしが増え「避難したてても避難できなかった」という声が多く出ています。<br>白ナンバー車両による有償運送業について、規制緩和を断行して「移動困難者」の災害発生時等の自動・共助による避難、買い物、通院、通所、通勤支援など地域でスムーズな移動を確保できるようにしてほしい。ウーバーを活用して、自動・共助の強化を検討してください。 | 現在、安全確保の名目で、厳しい規制が微に入り細に入り設定されています。例えば、無償運送についてはガソリン代相当の有償なら実施できますが、ガソリン代相当の意味合いまで運送で「罪」に示されています。ところが、地方自治体や白ナンバー車両で有償運送を実施することは事実上無制限で認められていますし、代行運転に至っては、警察機関への届け出だけでタクシー料金とほぼ同額の料金で営業されています。政策が縦割りでではなくある典型例だと考えています。<br>先日、佐賀県等九州全県は伊勢湾台風並みの台風10号の脅威におおえ、佐賀市でも初めての福祉避難所が開設しましたが、障害者や高齢者の一人暮らしが増え「避難したてても避難できなかった」という声が多く出ています。<br>白ナンバー車両による有償運送業について、規制緩和を断行して「移動困難者」の移動を支援しておくことで、災害発生時等の自動・共助による避難がしやすくなる考えです。どこにどのような移動困難者がすんでいるのか一番よく知っている「ご近所のおじいさん、おとなりのおばあちゃん」に声をかけ、福祉避難所に一緒に避難するという共助が自然に生まれるものと考えます。<br>タクシーを毎日使うことができない国民は少なく、買い物、通院、通所、通勤支援など地域でスムーズな移動を確保できるようにすることで、失わなくてもいい命を救うことができ、移動困難者が移動することで、経済が動き、退職した高齢者でもゴールド免許に誇りを持つ人たちがひとり親世帯の人たちが雇用を確保することができます。<br>海外で当たり前に行っているウーバーを活用して自動、共助できるようにしてください。 | NPO佐賀県地域生活支援ネットワーク | 国土交通省 | ・道路運送法第2条において、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を「旅客自動車運送事業」と定義され、当該旅客自動車運送事業を営むようとする者は、道路運送法第4条又は第43条により国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされています。<br>・道路運送法第78条において、自家用自動車は、原則として有償で運送の用に供してはならないこととされています。 | 道路運送法第2条、第4条、第43条、第78条  | 対応不可  | 国土交通省としては、自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が重要な課題と認識しています。<br>自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア(※)」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。<br>国土交通省としては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるため、認めるわけにはいかないと考えております。<br>なお、天災等の突発的、予測不能な事態に際して人命にかかわるなど緊急を要するときは、道路運送法第78条第1号による例外として、自家用車による有償での運送が認められているところです。<br>※ 自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの |                   |
| 116 | 令和2年10月29日  | 令和2年12月16日 | 国で電子カルテシステムの新規開発を      | 病院間で異なる電子カルテのシステムを統一できるように、国で新規システムを開発してほしい。管理するシステムエンジニアを病院が常勤として雇い続けることで運用の効率化を促せるような支援が欲しい。   | NHOで看護師として勤務しています。最近ほとんどどの病院が電子カルテを採用していますが、どのプログラム、どの業者と契約するかはそれぞれ病院で異なります。同じ医療圏で連携が強く必要な病院でも一度紙面に印刷して提供し、それを再び受け手の病院で再び手打ちで入力しています。最新のデータがどちらにあるのか、常にわからない状態です。<br>電子カルテの業者は小ささまざまですが、自前で構築できているような病院は無いと思われます。導入には多額の費用が必要であり、常に業者委託のシステムエンジニアが介入していますが、彼らはシステムエンジニアとして優秀ですが医療業務の理解まで求めるのは難しい。電子カルテを使用する職員は大多数は看護師ですが、看護師にITスキルを求めるのは現在の医療体制の状況からこれも困難です。いかに非効率なシステムを運用されているかもう気づかないまま仕事をしています。私の勤務する病院での看護師の残業理由の大半は記録業務です。これは病院経営に大きな負担を強いています。<br>システム維持だけでも病院は苦しい。より効果的な改善を行うことは人的、経済的にも苦しい状態です。国が主体となって電子カルテシステムを開発、病院に安価で提供することができればより良いものを作ることができるのではと考えます。病院間の情報共有が進めば医療の効率化は確実に進むと思われます。病院間のシステムの違いが少なければ、職員の雇用も柔軟になります。個々の病院の特性に合わせたカスタマイズを常勤のシステムエンジニアが担当することで現場での作業効率は進み、またシステムエンジニアの雇用改善、業種としての発展にも繋がります。   | 個人                 | 厚生労働省 | 電子カルテシステムについては、現在国内外様々なベンダが開発していることは承知しております。厚生労働省としては、医療機関間の情報連携を円滑に行えるようにするため、病名や医薬品等の厚生労働省標準規格を制定し、その採用を促しているところです。  | なし  | 対応    | 電子カルテシステムについては、医療情報化支援基金を活用して、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入支援を行うこととしております。補助対象となる「国の指定する標準規格」については、「標準的医療情報システムに関する検討会」で取りまとめられた報告書(令和元年11月29日)を踏まえ、有識者の意見を伺いつつ検討しており、今年中を目途に工程を具体化し、今年度中に標準化のための具体的な方策について結論を得ることとしております。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果  |  |  |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|---|------|-----------------------|--|--|--|--|-------------------|
|     |             |            |                    |   |   |      |                       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類  | 対応の概要  |                   |
| 117 | 令和2年10月29日  | 令和3年1月14日  | 郵送での手続きをなくす        | 改姓による銀行口座やクレジットカードの氏名変更、保険などの登録口座の変更の郵送での手続きをなくし、オンラインで手続きできるようにしてほしい。                      | 先日、結婚による氏名変更の際に、銀行口座やクレジットカード、保険などの氏名や住所変更を行ったが、どの会社も郵送での手続きが必要で、時間と手間がかかり大変だったので、オンライン化してほしい。氏名変更ではなく、引き落とし口座の変更だけでも郵送での手続きが必要ことが多い。繋がりにくいお問い合わせの電話窓口から書類の請求をしなければならなかったり、オンラインのマイページから更に書類請求が必要で、とても現代とは思えないような手続き方法だった。  | 個人   | 金融庁<br>経済産業省          | なし   | なし   | 現行制度下で対応可能   | ①②について<br>氏名の変更手続きに係る電子化については、一部の銀行や生命保険会社で電子的に行うことが可能になっているように、「制度の現状」欄の通り、法令等の規制によるものではなく、各金融機関の経営判断によるものとなっている。一方で、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、例えば、全国銀行協会があらゆる取引の電子化を進める旨を発表しているところ、金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。<br>③について<br>カード会社の実務上の実態や、利用者の利便性等を踏まえ、必要に応じて検討します。  |                   |
| 118 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | マイナンバー             | マイナンバー制度の海外の在留者も利用可能にする件  | 在留邦人は国民一律10万円支給は除外されました。それは外務省が義務化している在留届が過去何十年にもわたり整理確認を怠って来たために現在でも正確な人数把握すら出来ていない現状です。外務省の在留届は窓口提出とオンライン申請と2通りあり、窓口提出ぶんをオンライン移行していません。解決するには総務省(市町村)とデータをやり取りすれば出来るのです。既に総務省のマイナンバーの研究がなされて番号がされています。これで海外転出届付と在留届を連動させる事により正確な人数把握も出来て、邦人数出出来るのです。今まで出来なかったのは縦割行政そのものです。現在もマイナンバーは在留邦人は利用出来ず、マイナンバーカードは返却なんです。おかしいですよね？国内のマイナンバー保有者に銀行を紐付けもよろしいが、その前に在留邦人にもマイナンバーが使えようにしていただきたい。そして国民全てに給付する際は在留邦人を除外しないでほしい。 | 個人   | 内閣府大臣官房<br>総務省<br>外務省 | 旅券法第16条<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行日(平成27年10月5日)以降、現に住民基本台帳に記録されている者に付番されていますが、昨年、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付番されたことがある者については、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、国外転出後もマイナンバーカードが利用できることとなります。<br>なお、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することが義務付けられており、外務省では緊急事態発生時の安否確認等迅速な在留邦人の把握のために整備してきました。   | 旅券法第16条<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第17条 | 対応   | 国外転出による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用については、「制度の現状」に記したとおり、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から可能となります。外務省では、今後、マイナンバーカードの国外継続利用が円滑に行われるよう協力していくこととしています。<br>なお、海外に3ヶ月以上滞在するにもかかわらず在留届を提出しない方、帰国・転出したにもかかわらず転出・帰国届を提出しない方がいると、在留邦人の実態把握ができません。緊急時の安否・所在確認作業に支障を来すため、在留届及び帰国・変更届の提出を積極的に呼びかけるとともに、定期的に在留届提出者の所在の確認を行う等、在留届の整理に努めているところであります。また、現在、在留届の更なる精緻化に向けた検討も進めております。なお、書面によって提出された在留届は、在外公館でシステムにデータ入力し、電子化された情報を管理しています。   |                   |
| 119 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 株主に関する郵送が必要な事項の電子化 | (1)議決権行使書の電子化<br>(2)配当金の銀行口座への振り込みの必須化(郵送の廃止)<br>(3)株主優待券の電子化<br>(4)事業報告を記載した株主総会招集通知などの電子化 | (1)議決権行使書の電子化により、最近に発覚した不適切な事務取扱を防止するとともに、印刷・郵送・集計作業といった事務処理コストの削減が期待できます。<br>(2)配当金を通知・換金するための印刷・郵送・事務処理コストの削減が可能です。金融機関の窓口を維持するための理由の一つもなくなっていますから、無駄なコストが発生する原因になっています。<br>(3)株主優待券の印刷・郵送といった事務処理コストの削減が期待できます。<br>(4)事業報告を記載した株主総会招集通知などの電子化を行うことで、印刷・郵送といった事務処理コストの削減が期待できます。  | 個人   | 法務省<br>経済産業省          | (1)株主総会の招集に際して、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることを定めたときは(会社法第298条第1項第3号)、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し議決権行使書面を交付しなければなりません(同法第301条第1項)、株主総会の招集の通知を電磁的方法により発することについて承諾をした株主に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます(同法第2項)。また、株主総会の招集に際して、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めることもでき(同法第298条第1項第4号)、この場合には、株主に対して議決権行使書面を交付することは要しません(同法第302条参照)。<br>(2)会社法には剰余金の配当を実施する方法について定める規定はなく、適宜の方法によることができます。<br>(3)株主優待は、各株式会社が任意に行っているものであり、会社法には株主優待について定める規定はありません。<br>(4)会社法上、取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、事業報告を提供しなければならないとされています(会社法第437条)。株主総会の招集の通知を書面によってする場合には事業報告も書面で交付することとなり、招集の通知を電磁的方法によってする場合には事業報告も電磁的方法により提供することとなります(会社法施行規則第133条第2項)。 | 会社法第298条第1項第3号、第4号、第301条、第302条、第437条、会社法施行規則第133条第2項 | (1)現行制度下で対応可能<br>(2)対応不可<br>(3)事実銀行規則第133条第2項<br>(4)現行制度下で対応可能 | ①(1)制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においても、株主の個別の承諾を得ることによって議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メールによって送付する方法など)によって株主に提供することができ、また、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができるようにすることもできます。さらに、令和元年に成立した会社法の一部を改正する法律により、株主総会資料の電子提供制度が創設され、当該制度を利用する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項をホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのアドレス等を株主に通知すれば、議決権行使書面を株主に交付することを要しないこととしています。同制度は、同法公布の日(令和元年12月11日)から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。<br>②(2)制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においては、株式会社が剰余金の配当をする場合において、どのような方法によるべきかについての規定は設けておらず、御指摘のような口座振込の方法によることもできます。剰余金の配当をどのような方法によってするかは、各株式会社において、株主の取付方法の現実性、効率性等も勘案して個別に判断されるべき事柄であると考えられますので、会社法において一律に特定の方法を義務付けることは考えておりません。<br>③(3)制度の現状欄に記載のとおり、いわゆる株主優待制度は、会社法に定めのない任意の制度です。そのため、株主優待の実施方法についても各株式会社において個別に判断されるべき事柄であると考えられます。<br>④(4)制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においても、株主の個別の承諾を得て株主総会の招集の通知を電磁的方法によつてするときは、事業報告も電磁的方法により提供することができます。また、(1)で述べた株主総会資料の電子提供制度においては、事業報告についても、事業報告をホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのアドレス等を株主に通知すれば、事業報告を株主に対して書面で交付することは要しないこととしています。 | ◎                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                             | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁               | 所管省庁の検討結果   |  |  |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|----------------------------------|---|---|------|--------------------|---|--|--|--|--------------------|
|     |             |            |                                  |   |   |      |                    | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類  | 対応の概要  |                    |
| 120 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 道路使用、占用届出の各種省路                   | 現在、所管の警察署に道路使用、道路占用の届出において、届け出者の押印(社長印や支店長印など)が必要となっている。<br>また、許可証の受け取りは警察署に回らなければならない。<br>インターネットでの申請、受領ができ、警察や役所の窓口負担も不要となる。<br>届け出者の押印   | また、ハンコレスが可能。<br>また、申請時、受領時の待機や移動が必要となる。<br>紙を使用しないので、省エネ、コスト削減でもある。<br>許可までの日数などはいいとしても、受領に時間がかかるなども削減でき、警察や役所の窓口負担も不要となる。  | 個人   | 警察庁<br>国土交通省       | 道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、警察署長が許可をすることになっており、道路使用許可申請書に記名する場合には押印が必要となっております。<br>なお、都道府県の警察機関に係る申請等のオンライン化については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用し行われることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。<br>道路占用許可は、道路に物件等を設け、継続して使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。書面道路占用許可申請書を提出する場合は押印が必要となっております。また、直轄国道の道路占用手続については、道路占用システムにて電子手続きを行うことも可能となっております。 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第76条第1項、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第10条<br>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条<br>道路法ならびに道路法施行規則 | 【道路使用許可】<br>検討し着手<br>【道路占用許可】<br>対応  | 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、警察庁においては、道路使用許可申請の手続における押印は廃止する方向で検討しております。<br>道路使用許可の申請を含め、警察が所管する行政手続のオンライン化に向けて、本格的な検討を進めていく予定であり、許可証の交付手続の電子化についても今後検討していく必要があると考えております。<br>また、一部の手続については、まずは、メールでオンライン申請を受け付ける試行的なポータルサイトを構築する予定です。<br>道路占用許可申請書の押印欄については、現在削除する方向で検討しているところです。また、直轄国道に関しては、道路占用システムにて道路占用許可申請を行うことも可能となっております。許可証の受領に関しては、郵送での対応を行うこともあります。 | ◎                  |
| 121 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 新規法人設立時の行政手続きワンストップ化及びオンライン化について | 新規法人設立時に下記手続きが必要となりますが、それぞれ場所がバラバラな上、窓口で手続きが必要なため、かなりの労力を要します。東京都などの特区においてワンストップ化が図られるなどの取り組みを推進していかないと記憶しておりますが、全国的にワンストップ化及びオンライン化に対応していただきたい。  | 法人もマイナンバーが付与されるため、法人マイナンバー発行手続きを行えば、自動的に関係各所に必要な手続きが自動的に行われるようにしていただきたい。<br>ご承知のことと思いますが、新規法人設立手続きに下記担当窓口に行き、必要書類に記入し、手続きを行わなければならない。<br>【設立時に必要な手続き及び対応窓口】※計8箇所<br>① 定款認証(公証役場)→AI技術を用いてチェックを簡略化した方がいい<br>② 労働保険加入(労働基準監督署)<br>③ 雇用保険加入(ハローワーク)<br>④ 社会保険加入(年金事務所)<br>⑤ 税金に関する届出(税務署+県税事務所+市役所等)<br>これら手続きに国民が経済活動を休止し、過度なコストを掛けて手続きをしている現状は一刻も早く、改善すべきだと思います。<br>何より最初から全面的行政システムを連携させる必要はなく、インプット側(国民側)だけオンラインで入力できるフォーマットを用意し、手続きが必要な関係各所にデータ送信される仕組みを取り急ぎ、作るだけでもいいと思います。<br>裏側(行政側)は従来通り、当面アナログで作業してもいいと思います。ただ、申請がデジタルデータで行われれば、裏側の作業効率化も一定程度はすぐにはできると思います。<br>大いに期待しますので、ぜひ宜しくお願いします！  | 個人   | 内閣官房<br>内閣府<br>法務省 | 新規法人設立時には、ご指摘の通り定款認証、設立登記のほか、国税、地方税、年金、労働保険、健康保険に係る必要な届出等をそれぞれ行うこととされています。<br>ご提案いただいた法人設立のオンライン化・ワンストップ化については、「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」を平成29年9月から計8回開催し、法人設立のオンライン化・ワンストップ化に向けて関係省庁で連携し検討を進めてきたところです。<br>これらを踏まえ、2020年1月から「法人設立ワンストップサービス」を開始し、現在は設立登記後の各種届出について、マイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。<br>＜参考＞法人設立ワンストップサービス<br><a href="https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/">https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/</a>                      | 対応   | 定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップでできるように現在準備を進めています。<br>2021年2月以降は、マイナポータルから法人設立の全手続をマイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことができるようになりますので、ぜひご活用ください。 |  |                    |
| 122 | 令和2年10月29日  | 令和3年4月16日  | 社会保険制度の一元化                       | 現在国民健康保険とその他にわかれている健康保険制度(社会保険)を一元化してほしい。<br>(切り替え手続案)<br>1.社会保険から、会社負担分などをなくし、負担金を国民11に変更する。(法人税減税などよりも減税効果は高い)<br>2.社会保険にしかない傷病手当金などの制度を外だし、国民健康保険でもオプションでつけられるようにする。<br>3.国民健康保険と社会保険を一元化する<br>同時に、会社の社会保険システムを国民健康保険に振り込める形に切り替える。(IT特需の発生) | 労働者が減少し、また、非正規雇用が5割を占めるなど、雇用の流動性も増している。<br>会社を養える度に、また、雇用形態を変更する度に、「社会保険、年金」の切り替えが発生している。<br>1.受益者にとって<br>社会保険の切り替え時には、2週間から1ヶ月の「保険証が手元がない期間」=保険診療が受けられない期間が発生。持病を持っている人間などは仕事を養える度に辛らくなる。<br>また、国民健康保険加入手続きには、役所に出向かないといけない手間ひまがかかり、病気退職の人間などには負担が非常に重い。<br>2.加入脱退手続きをする人たちにとって<br>社会保険が一元化されれば、国民健康保険と社会保険の切り替え手続きが不要になり、彼らの作業時間をより「社会福祉や会社の利益」に沿った作業に回すことができる。<br>3.医療関係者にとって<br>医療事務担当者は、患者の保険制度によって、医療記録を提出する先が異なっている。そのため、医療手続きが煩雑になる。<br>申告ミスなどをなすためにも、一元化は必要である。<br>4.税務署や医療統計をとる部署にとって<br>医療保険や国民の権息統計が把握しやすくなる。<br>5.マイナンバーカードについて<br>マイナンバーカードを保険証の代用とするならば、保険証は一種類であるのが理想である。<br>*****<br>今までのシステムを変えるには大変な手間がかかる。しかし、複雑なシステムを単純にしてあげれば、あとでいくらでも応用がきく。<br>今後の公共事業は「今後の社会にとってプラスになる」方向の費用を支出すべきだ。少子化は待たない。ルーティンワークはできるだけなくして、人の作業価値を高めることは急務である。 | 個人   | 厚生労働省              | 被用者保険を含めた公的医療保険制度を完全に一本化することにつきましては、<br>・所得補償の状況に違いがあり、公平な保険料の賦課が困難であること<br>・保険者と被保険者との関係が複雑になり、保険料の徴収や保険事業、医療費適正化に向けた取組などの保険者機能が発揮しづらくなる<br>といった課題があるものと考えられ、慎重な検討が必要と考えております。   | 対応不可   | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                           | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体    | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                              |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------------|--|---|---------|-------|---|------------------------------|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                                |  |   |         |       | 制度の現状   | 該当法令等                        | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 123 | 令和2年11月6日   | 令和5年4月14日  | 特別養護老人ホームにおける1人当たりの居室面積の緩和について | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条等に規定する、人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に位置付けてほしいと考えております。今後の効率的な医療提供体制の構築に向けて、病院を特別養護老人ホーム等に改築して利用する事例が増加することが見込まれる中、こうした場合には1人当たりの居室面積の基準を緩和するよう、特段の御高配をお願いいたします。  | 特別養護老人ホームにおける1人当たりの居室面積の緩和について要望いたします。<br>北海道厚生農業協同組合連合会において、平成29年9月に旧札幌厚生病院(平成17年度建築)の施設を利用して「まるせつ厚生クリニック(無床診療所)」を開院したところであり、この施設と併せているクリニックの2階病棟等を改築して特別養護老人ホームを移転整備することとしています。<br>この整備に当たっては、病室を特別養護老人ホームの多床室に改修しようとしていますが、特別養護老人ホーム1人当たり居室面積10.65平方メートルが必要となる現状では、78平方メートルしかなく、基準面積を満たさない状態(病室1人当たり居室面積基準は6.4平方メートル)にあります。特別養護老人ホーム1人当たりの居室面積については、平成12年4月1日時点において10平方メートルでも可としているところであります。<br>基準を満たすためには、建築から15年経過の建築物に大規模な改修をすることとなり費用がかさむことから、現在の居室面積のまま移転できれば、法人としても助成するに大きな費用対効果を得られます。<br>現状は、移転する予定の特別養護老人ホーム札幌市カムフラッシュハイズ(定員6人・短期入所6人)が昭和60年開設以来34年を経過し、老朽化による大規模な修繕が必要となっており、サービス継続のためにも施設の整備が早急に必要なとされており、移転する社会福祉法人の計画では、本年度基本設計、令和3年度実施設計、令和4年度改修工事、令和5年度移転運営を計画しております。   | 北海道道 経野 | 厚生労働省 | 介護老人福祉施設が運営にあたり遵守すべき施設基準については、厚生労働省令において定める基準を参酌基準として、指定権者である都道府県等が条例において定めるものとされています。<br>○ 一方、介護サービスの質の確保等のため、居室の床面積を含む一部の基準については、介護保険法において、条例を定める際に「従うべき基準」として位置付けられています。<br><br>(参照条文)<br>介護保険法(平成9年法律第123号)<br>第88条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。<br>2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。<br>3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。<br>一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数<br>二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積<br>三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの<br>4～6 (略) | 介護保険法第88条                    | 対応不可       | ○ 介護保険は公的な制度であるため、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、地域性を問わず、全ての事業者が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で「従うべき基準」として位置付けております。<br>○ 特別養護老人ホームの居室の床面積については、「従うべき基準」として介護保険法に位置付けられており、全国一律で最低基準が設けられているため、病院等既存施設からの改築の場合にも、最低基準を満たしていただく必要があります。  |                   |
| 124 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 国民年金における学生納付特例の免除申請却下の基準について   | 国民年金における学生納付特例の基準の見直しについては、学生の国民年金(加えて国民健康保険)の支払いに関して、その制定期間からの全面的見直しを要求する。学業に当てることができるはずの時間を、経済的な理由や学費などの理由から、労働に割いている事実を考慮できていない。そうした個別具体的な問題をさしおいて、一律で118万円の基準を設けて審査するのであれば、実家が太い学生や学費のある学生が有利となり、結果として家柄や経済状況から修学を促してしまふような、社会問題の根幹に関わる事情を見落としていることになる。今一度年金制度として、現在の期間を犠牲にしなくてはならない合理的制度の全面的見直しを要求する。 | 国民年金は現状118万円以上の収入がある場合には一律で学生納付特例の免除申請を却下していますが、これでは例えば家族から支援を受けずに学費を払っている学生や生活上の経済的困窮からやむを得ず118万円以上を稼いでいる学生の個別具体的な生活事情を考慮できていないと考えます。<br>そもそも学生が年金を納めるようになった過程についても疑問が残ります。部活動等で修業する学生の保険料の保証ができないという理由で学生も国民年金に加入することとした、という経緯をお聞きしましたが、すべての学生が部活動をやっているわけでもなく、そうした個人的事情の範囲内での怪我や病気の保証を、年金の制約と換える必然性についても議論ができません。それならば、その怪我や病気を保証する別の制度を作る方が合理的であると考えます。<br>そもそも学生は勉学・学問に励むことが第一の優先事項とされる中で、生活や学費あるいは社会経験とのバランスを考えながら学業の時間を労働に当てているわけです。その貴重な時間を割いておこなった労働による収入を上記のような非合理的理由から国民年金の支払いに充てるのが義務付けられていることは、たとえ将来受給できる年金のことを考慮したとしても、現在の犠牲が大きすぎるわけですし、同様のことは国民健康保険についても言えるわけですが、118万円という、時給や労働条件によっては容易に超えてしまう基準をベースにこのような制度を設けてしまうと、こうした個別具体的な問題を見落とし、結果として生活上の困窮だけでなく、学生労働者の減少、学生ローンや貸与の奨学金を積極的に背負わなくてはならないなど、付随的な問題を引き起こします。 | 個人      | 厚生労働省 | 国民年金制度は、原則として、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方を強制加入の被保険者としております。<br>学生については、かつては任意加入とされていましたが、平成元年の制度改正において、障害無年金の発生の防止等の観点から、国民年金に強制加入することとされました。<br>しかしながら、学生は一般に所得がないことから、配偶者及び世帯主の所得に關係なく、学生本人のみの所得をみて、一定の所得以下である場合に保険料納付を要しないものとする学生納付特例を設けているところです。<br>この学生納付特例の所得基準※は、単身の場合は、118万円以下とされております。<br>※同世代の一般の被保険者との均衡を図る観点から、保険料免除制度における半額免除基準と同じ基準に設定。   | 国民年金法第90条の3<br>国民年金法施行令第6条の9 | 対応不可       | 学生納付特例の所得基準118万円について、対象が学生であることを踏まえ、この所得がアルバイトによるものと仮定して、収入に換算した場合には、約194万円程度となりますが、独立行政法人日本学生支援機構の平成30年度学生生活調査によれば、大学生のアルバイト収入は、<br>・ 学部生で平均約40万円、<br>・ 博士課程の大学生でも平均約78万円と、この所得基準よりもかなり低い状況となっております。<br>このため、多くの学生が対象となるよう設定されているものと承知しております。その上で、学生納付特例基準以上の所得と見込まれる方は、一定水準以上の収入がある者でありますが、<br>・ 国民年金制度が、支え合いの仕組みであり、<br>・ 一定の所得がある方には、できる限り納付いただき、より手厚くご自身の老齢給付にも反映していただくことが基本であることなどにかんがみると、保険料を納付いただくことが適切と考えております。 |                   |
| 125 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 建築基準法の接道義務、例外規定の規制緩和           | 建築基準法の接道義務についての例外規定ですが、許可申請が必要となっております。この規制の緩和をお願いいたします。<br>下記に列挙するような現況道路に接しているのに、接道義務を果たしていないとみなされ、やむなく新築を諦める場合があります。規制を緩和することにより新築促進化が期待されます。もしくは公道化すべきです。<br>・公園に接続する道(学校用地)<br>・学校に接続する道<br>・農道や港湾区域内の道路など。   | 区画整理がされていない土地には、接道がない為に新築できない土地が多々見受けられます。その為、建て替えができずにはやむなく、別の場所に移し替えるを得ざるを得なくなります。<br>私の実家もまさにそれに該当します。隣の家も同様です。<br>両家とも、学校のグラウンドにつながる幅4mくらいの舗装され、消防車も通ることが可能な現況道路があるにも関わらず、<br>学校用地の為に、接道義務が果たせておりません。さらに、残念なことでは、その道路は半分私道、貸主も商家なので、現況道路として市に貸しているにも関わらず、接道義務を果たしていないのです。何度も寄付した場合は公道になる市の職員に問い合わせたことありますが、<br>小学校のグラウンドにつながる道は奥まっているため、公道にならないという返事でした。<br>過疎化がすすむ地域なのに、このような姿勢はいかがなものかと思えます。<br>おそらく、過疎化がすすむ地域において、このようなことが多々、起きていくことが想定されます。土地の有効活用という観点からも改革が必要だと思います。<br>なお、実現した場合の効果は、新築の促進や過疎化の防止となります。  | 個人      | 国土交通省 | 市街地における道路は、単に通行の場というにとどまらず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物等の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たしており、建築基準法上の道路については、同条第1項第5号に規定する道路位置の指定をうけることで、建築基準法上の道路とすることが可能です。  | 建築基準法第42条                    | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                     |            |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|--|---|------|-------|---|-------------------------------------|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |  |   |      |       | 制度の現状   | 該当法令等                               | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 126 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 建築基準法の天空率の計算領域に関する改善のお願い | 2本以上の道路に面する土地に建築物を構築する場合、幅員の狭い側に面する道路から計算する天空率が、2領域に渡っており、(法56条6項、令132条)これら2領域を1領域にまとめて、天空率の計算をして規制緩和をして頂きたいです。この規制緩和により、より自然で自由度の高い建築物の形状をデザイン出来るようになります。 | 丁字路の角地に建築物を建てるケースで、細い道路面からの天空率の制限は、道路に沿ってこの2領域に分割して天空率を計算することになっております。しかし、丁字路に近い側の領域での天空率制限は大変厳しく、斜線制限の時代とほとんど変わらない条件になっております。そもそも斜線規制による建物形状の制限を緩和する目的で天空率制限が設けられた訳であり、斜線制限を一部はみ出した部分があっても、他の部分で斜線規制よりも空を遮蔽しない部分があれば、それらを相殺して、建物全体としては斜線規制の立体よりも、上空が見える建物になっていければ良いと言う法律のほすです。しかし、2つの領域に分けたことで、この領域間の斜線規制を上回る部分と下回る部分のトレードが出来ます。特に丁字路に近い側の領域が小さいことでやりくりする自由度が低くなる事と、この領域は建物を取り囲むような形状をする事はまずないため、天空率を稼ぐ形状としては建築物上部を下げる手段しかないのが問題です。ちなみに、他の領域ですと、建物の側面部分を使った天空率を上げるデザインを考案することが出来ます。私は最近ビルを建てる計画をしていて、この問題に突き当たり、さいたま市南部の建築事務所と掛け合い、法令の解釈の自由度の中で何とかして欲しい旨を再三頼みましたが、前例踏襲に阻まれました。私のケースはもう間に合いませんが、後免の地主には喜ばれると思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。  | 個人   | 国土交通省 | 建築基準法第56条第1項第1号による道路高さ制限は、市街地において重要な開放空間である道路および沿道の建築物の採光、通風等の環境を確保することを目的とする制度です。個別の建築計画によっては、市街地環境が悪化しないことを定型的に判断できる場合もあるため、当該規定の適用を外する制度として天空率制度を設けているところです。また、建築物の前面道路が2以上ある場合における天空率の算定にあたっては、建築基準法施行令第132条又は同第134条第2項の規定により区分される敷地の区域ごとに天空率の検討を行うこととしております。   | 建築基準法第56条第7項 建築基準法施行令第132条、同第135条の6 | 対応不可       | 同一敷地内に異なる内容の高さ制限が適用されている場合、それぞれの規制内容に応じた天空率算定による高さ制限を適用することにより、市街地環境が悪化しないことを判断するものであり、ご提案に対応することは困難です。   |                   |
| 127 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 入札参加資格審査の統一              | 国、都道府県、市町村毎に異なる申請書類や申請期間について、国の資格申請で全国どこの都道府県、市町村に入札参加資格を得られるように制度を見直す。  | 提案理由としては、申請期間も2年毎や3年毎と自治体により、まちまちであり管理が煩雑であること。また、各自治体で異なる申請書類や申請期間について、国の資格申請で全国どこの都道府県、市町村に入札参加資格を得られるように制度を見直す。  | 個人   | 総務省   | 地方公共団体における入札参加資格審査については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。   | 地方公共団体の規則等                          | 対応         | 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成することとしています。  |                   |
| 128 | 令和2年11月6日   | 令和5年2月16日  | と畜場法の改正について              | 1.簡易と畜場に於いても一部家畜(特に山羊、めん羊)の解体を可能とした。2.安全性の担保としてと畜場等での研修等を受講するようにして簡易と畜場の全体的レベルを底上げする。3.更新認可制にすることで地方へ印刷代等で徴収を滞らすようにする。                                     | 現状：<br>現行の法律においては牛、馬、豚、めん羊及び山羊を当該施設以外でと畜することを禁じている。<br>国内のほとんどのと畜場は経済連の管理下に置かれているが、実際のところこれらのと畜場においては山羊、めん羊(以降山羊等とする)の受入れは行われておらず、やんわりとお断りされるのが現状である。<br>理由として、山羊等はBSE検査の対象であり、ごく少数の山羊等を受け入れたとしてBSE陽性が出た場合でも隔離処置等の対応が必要となることから、面倒ごとが起きる前に受け入れない、という対応が取られている。従って山羊等を飼育している生産者は株式会社等の経営する極少数のと畜場に頼らざるを得ない状況であり、隣県又はその先の県まで山羊等を運んでいる。<br>提案後：<br>1. 遠方まで山羊等を運ぶ必要が無くなり、コスト、時間共に節約できる。<br>2. 中山間地での新たな産業としてジビエ肉と共に顧客への提供が可能となり、現状は簡易と畜場で解体可能な鹿、猪に加えて山羊等を受け入れることで解体業者は収入増が見込まれ、簡易と畜場の経営基盤も盤石となる。<br>3. 産業の限られる中山間地で観光客を呼び込むアイテムとして活用が可能となる。牛は巨大な生物なので熟練が求められるが山羊等の中小家畜であれば高齢の農家さんでも取り扱いが可能であり、収益化が可能である。<br>4. 更新認可制とすることで地方行政に更新料が収入として増える。また産業が活性化することで雇用等も見込まれるので全体的にはプラスの影響が強いと思われる。<br>5. 経済連は本音では受け入れたくない山羊等を簡易と畜場で受け入れて貰えることは特に問題ないと思われる。 | 個人   | 厚生労働省 | 1. と畜場法第3条における以下の定義により、簡易と畜場でも山羊、めん羊のとさつ・解体は可能となっております。<br>第1項 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。<br>第3項 この法律で「一般と畜場」とは、通常として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場をいう。<br>第4項 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。<br>2. と畜場に対する衛生指導はと畜場法第19条第2項に基づいて、各自治体が計画に基づき、適切に実施しているものと承知しております。また、同法第7条第1項及び第10条第1項に基づき、と畜場は当該施設及びとさつ・解体作業を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を置かなければならないこととなっております。さらに、令和2年6月1日に施行された改正と畜場法第6条及び第9条により、と畜場にはHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理の実施が義務づけられ、その実施状況について、各自治体のと畜検査員が検証を行うこととなっております(改正後のと畜場法施行規則第3条第6項及び第7条第5項、これらの規定は令和3年6月1日より本格施行)。<br>3. 現行制度では、と畜場は設置時にと畜場法第4条第1項に基づく都道府県知事等の許可を受けなければ操業することが可能であり、許可更新手続はございません。 | と畜場法                                | 現行制度下で対応可能 | 現行のと畜場法においても、簡易と畜場において山羊、めん羊のとさつ・解体を行うことは可能です。と畜場については、各自治体による衛生指導が行われ、設置義務のある衛生管理責任者及び作業衛生責任者が衛生管理を実施する体制となっております。さらに、令和3年6月1日より、と畜場にはHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理が義務づけられており、その実施状況については各自治体のと畜検査員が検証を行っています。また、更新認可制にすることは、実質的な規制強化につながりますが、現行のシステムでも公衆衛生上特段の問題が生じていないこと及び地方自治体から更新許可制にする要望が来ていないことから、現行のシステムのままで大きな問題はないものと考えております。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体              | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |            |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|---|--|-------------------|-------|---|--|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                                   |   |  |                   |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 129 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日  | 医療機器の品質マネジメントシステム(QMS)に関する省令の実現方法 | 医療機器QMSの国際規格はISO 13485で、「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(QMS省令)の第二章がこれに相当するとされている。<br>しかし、実態は次のURLに示すように、国際規格と同等のJIS Q 13485は当然対応している。<br>QMS省令の第二章はJIS参照を基本とすればよいのではないかと、<br><a href="https://ecompliance.co.jp/MedicalDevice/QMS/QMSvs13485.pdf">https://ecompliance.co.jp/MedicalDevice/QMS/QMSvs13485.pdf</a> | 国際規格ISO 13485が改定されたのは2016年3月で既に移行期間(3年間)を越えているのに未だにQMS省令が発行されない。国際規格に対するJIS規格(JIS Q 13485:2018)は2年後に発行されている。他国に比べて、医療機器規制の根幹をなす省令の改定があまりにも遅い。<br>欧州:EN ISO 13485:2016<br>中国:YY/T0287-2017<br>素直に国際規格の番号に対応した法文とすればよいはずである。<br>日本の医療機器の製造業者は、世界各国の医療機器品質マネジメントシステムに対応するが、それらとはみな素直にISO 13485に準拠したその国の規格に従うことが多い。  | 個人                | 厚生労働省 | -国際標準化機構(ISO)において、医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)に関する品質確保に向けた組織の管理活動の仕組み(品質マネジメントシステム)に係る国際規格(ISO 13485)を制定しています。<br>-我が国においては、ISO13485:2003に基づき、医療機器等の品質マネジメントシステムに関して、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)を制定しています。               | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) | 対応         | -ISO13485:2016の内容を反映させるため、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令について、令和3年3月26日に公布・施行しております。 |                   |
| 130 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 全省庁入札参加資格の緩和により、中小企業の参加を認めてほしい。   | 厚生労働省発注の物品役務に関する入札参加資格において、A.B.C.Dの区分があります。令和2年度中小企業働き方改革推進支援事業の入札参加に際して、委託事業の遂行に際して、有用なアイデア、能力があっても中小企業のランクとして門前払いとされたことがある。政府は発注委託を中小企業への発注を増大させることとしているが、十分とは言えない。   | 中小企業働き方改革推進支援事業は、日本経済の8割近くを支えている中小企業に対して非常に有用な政策であり、地方の現場において協力を聞き、相談されたことを具体的解決していくためには、地元で中小企業で有用なアイデアを持ち、最大の効果を生み出す能力をもっているものを積極的に使っていただきたい。<br>しかしながら、遂行能力があっても、全省庁入札参加資格の区分により厚生労働省が地方労働局に区分を指示している現状から、Dランクの中小企業は門前払いとなっている。<br>特に、経済産業省発注の電通への700億円近くの丸投げ等は税金の無駄遣いの極まりであり、改めるべきである。<br>中小企業の受託は、具体的な実現可能性が高く、大企業等よりも低価格で実現できるものです。<br>Dランクであっても、自由に入札参加を出来るように変えていただければ、厚生労働省のみではなく、全省庁を通じて日本全国の中小企業のアイデア、能力発揮に刺激を与え、多大な活力を発揮するものと考えます。 | 一般社団法人愛知県労災協会の代表者 | 総務省   | 全省庁入札参加資格における等級は企業の規模に応じて全省庁統一の基準で等級を定めているものとございます。基準の策定にあたっては、全省庁で合意いただいたものをシステムに反映しているものとございます。よって、個々の入札案件に対し、どの等級の事業者を当該入札の対象にするのか等は各省庁会計課の判断に委ねられているものとなっております。   | なし   | 現行制度下で対応可能 | 入札資格審査において、ランク付けだけとらわれずグローバルな対応が図られ有能な中小規模の事業者が門前払いとされないことがないよう、本提案について各省庁へ周知してまいります。             |                   |
| 131 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 同性結婚を可能にしたい                       | 同性でも結婚を可能にしたい。今の異性同士の結婚と同じ婚姻制度を作りたい。  | 同性結婚ができるようになれば周りに理解が得られやすくなる。自殺者が減る。異性と結婚して人生を諦めざるを得ない人が居なくなる。   | 個人                | 法務省   | 憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定しており、同性婚を認めることは憲法上想定されていません。<br>また、民法上、同性婚を禁止する明文規定は存在しませんが、婚姻適齢について定める民法731条が「男は、18歳に、女は、16歳に達しなければ、結婚をすることができない」と定めていること、民法750条以下が「夫婦」という表現を用いていることから、民法は、婚姻は男女間の結合関係であることを当然の前提としており、同性婚は民法上認められていないと解釈されています。 | 憲法、民法  | 対応不可       | 同性婚を認めるか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。   |                   |
| 132 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 選挙における電子投票の選択肢                    | 選挙の投票についてですが、今までの投票用紙による記名投票に加えて、タッチパネル一つで確実決められる電子投票も選択肢に加えて欲しいです。   | 投票したくても、字が書けないあるいは字の書き方が分からず投票できない障害者がいます。それと新型コロナウイルス問題で紙を敬遠する傾向も広まっています。そのような負担を解消するために是非必要だと思います。<br>電子投票により人員削減の効果も期待できるので社会実験的な意味合いで記名投票と併用してみたいかがでしょうか？  | 個人                | 総務省   | 地方選挙について、各地方公共団体において条例を定めることにより、電子投票を導入することができます。   | 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                         | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|------------------------------|---|--|------|-------|---|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                              |   |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 133 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日  | 体温計の複数輸入ができない、               | コロナウイルスから家族を守るため、Amazonで1000円ほどの非接触式体温計を2個注文した。よく知らなかったのだが中国からの輸入品となるため、医療機器の複数輸入は禁止されているようで、体温計を個買のをストップされるのは納得しがたい。国民あげてコロナ対策のため、日々の検温は必須であろう。ますます非接触式体温計の需要は増えることだろう。どここの国からでも個以上輸入できるようにしていただきたい。 | (1)安価な非接触式体温計の医療機器としての輸入制限撤廃<br>(2)家族の体温測定がより簡易になり、毎日、数度の検温が可能となる。(普通)の接触式体温計(腋下測定)では、家族間と使い回す時、いちいち消毒が必要となる。<br>(3)国をあげてコロナウイルス対策をしているため、検温の容易化は、対策に大いに利する。<br>(37.5℃の管理が簡単になる。)  | 個人   | 厚生労働省 | 未承認の医療機器の個人輸入に当たっては、販売等を目的としていないことが明らかなのみに限り認め、自己使用目的の場合は、輸入可能個数の上限を1個としています。<br>一方、企業が、自社の社員の新型コロナウイルス感染症の対策として、自社内で使用するなどを目的として医薬品、医療機器等(感染予防対策として一般人が自ら使用することが想定されるものに限る。)を輸入しようとする場合には、例外的に、複数個の医療機器を輸入することが可能です。   | 薬機法第56条の2  | 現行制度下で対応可能 | 国内において未承認の医療機器を個人で輸入する場合、自己使用目的であることから、輸入可能数値を一人1台としています。家族がそれぞれ使用するために未承認医療機器を海外から輸入する場合については、それぞれが輸入手続きをすることにより、人数分の医療機器を輸入することが可能です。  |                   |
| 134 | 令和2年11月6日   | 令和3年3月13日  | 睡眠時無呼吸症候群(SAS)におけるCPAP買取の自由化 | 日本の医療保険制度では、CPAP装置を医療機関からレンタルして使用することになっている。これには月1回の医師の診察(5診程度で終わる形式的なもの)と月額4千円程度(3割負担の場合)が必要である。これをアメリカのようにCPAPの買取を認めれば、患者の医療負担と手間は激減することが可能です。  | 1. 現状<br>睡眠時無呼吸症候群(SAS)の重症患者数は300万人と推定される。治療法としてCPAP療法を行っている人は40万人と推定される。CPAPはエアチューブを顔に、鼻に装着したマスクから気道へと空気が送り込まれます。<br>月1回の10診診察による患者負担は約4千円である。<br>1年間で4.8万円、10年使えば48万円である。30年使うことが平均的と思われるので、その場合は144万円になり、非常に高額である。ちなみに10診診察の内容は、「何もうまくないですね?」「はい」とおしまいでいる。<br>アメリカを調べてみると医師の処方箋があればCPAPを購入することが可能である。<br>相場的にはCPAPは5万円程度である。<br>このように医師が来しただけのような医療制度になっており、患者の負担もさることながら日本政府の財源を食い物にしており、社会保障費の高騰にも関係している。<br>2. 改善期待効果<br>CPAP買取を自由化すれば<br>初年度は初回診察料とCPAP買取で6万円程度発生し、現在よりもコスト負担はやや増えるが2年目以降の負担は、消耗品の購入程度であり、非常に大きな経済効果が見込まれる。<br>CPAPを10年間間で再購入し、数年おきに診察を受けることと仮定した場合、10年間で40万円程度の改善効果がある。<br>現在のCPAP利用者である30万人と@40万円程度で計算すると、10年間で1200億円のコスト削減になる。<br>国から見れば4000億円である。<br>潜在患者数である300万人で計算すると10年間で1.2兆円になる。<br>国から見れば4兆円である。<br>このように実現すればムダな医療費削減に大きく貢献できる。 | 個人   | 厚生労働省 | 健康保険法上の診療報酬における在宅医療での指導管理にかかる評価については、安全で適切な治療・管理を確保するため、医師が患者等に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、併せて必要かつ十分な衛生材料等を支給した場合には算定することとされています。また、「在宅療養指導管理材料加算」の算定においては、保険医療機関が装置等を提供することを前提としており、医療機関がこれらの保守・管理を十分に行うこととされています。<br>お尋ねの睡眠時無呼吸症候群に対するCPAPにつきましては、このような主旨から診療報酬においては、「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料」及び「在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算」として、上記と同様の取扱となっております。 | 診療報酬の算定方法(平成20年度厚生労働省告示第59号)、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和4年3月4日保医発0304第1号) | 対応不可       | 在宅医療の診療報酬上の評価においては、安全で適切な治療・管理を確保するため、医師が患者等に対して必要な指導等を行い、医学管理を十分に行うこととし、在宅医療に用いる装置等の提供や保守・管理を行う前提となっております。このため、保険診療においては、ご要望のCPAPの自主購入は馴染まないものと考えられ、ご要望の点に即して対応することは困難ですが、引き続き様々なご意見を参考にしながら取り組んでまいります。   |                   |
| 135 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 国民年金保険料の追納期間の撤廃と自由な分割納付      | 国民年金保険料を学生特例制度等の利用により支払を猶予した場合、それから10年の追納期間が設けられますが、その期間に支払われなければ追納の機会が失われます。また、追納しようとしても自由な分割納付が出来ます。月々高い金額を請求され、支払うことが難しいです。なので、追納期間の全面的撤廃と追納希望者には、いつでも追納可能な機会を設けて頂きたい。また、自由な分割納付による支払い機会を設けて頂きたい。  | 私は大学時代、国民年金保険料の学生特例制度を利用して免除としましたが、その後金銭的に余裕が生まれ、未来の年金額についても考え、追納しようと思いましたが、すでに10年が経過しており追納出来なくなっていました。そして、追納するにしても、自由な分割納付が出来ないことから、提案致しました。<br>もし、提案が実現すれば、金銭的に余裕が生まれ追納したいと思う国民からの追納が見込まれること、また、自由な分割納付を実現すれば、より納付実績が伸びると考えます。<br>私は、この制度があるために追納したくても出来ず、ついには追納期間が終わってしまい、納付したくても出来ない状況になりました。<br>国民年金の納付は、あらゆる法令等があるにせよ、個人個人が納付した期間から年金が貰えるものだと思います。個人が納付したいのに、国の法令等のせいで納付出来ないのは、矛盾しています。個人が自由に納付出来る制度づくりをお願い致します。   | 個人   | 厚生労働省 | 公的年金制度は月単位で運用されており、1月ごとに保険料の納付義務が発生することとされています。<br>学生納付特例は、「学生は一般に所得がないことを踏まえ、配偶者及び世帯主の所得に關係なく、学生本人のみの所得をみて、一定の所得以下である場合に保険料納付を要しないものとする制度です。<br>学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内に後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。なお、追納するに当たっては、年金積立金の運用収入が得られないという機会損失を補填するために追納加算額が課税されます。<br>この追納制度については、月単位で分割して行うことが可能とされており、納付できる期間であれば、10年分一括でも、1月分でも、お支払いいただける期間納付することができます。             | 国民年金法第90条の3及び第94条  | 対応不可       | 国民年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされております。追納期間を撤廃して、老齢年金を受給する確率が高くなった段階での保険料の追納を認めることとなり、いわゆる逆選択の問題が生じることとなります。また、国民年金制度は、現役世代が負担する保険料や税によって、高齢者世代を支えるという助け合いの仕組み、いわゆる「賦課方式」を基本としている以上、保険料については納付義務が生じたときから可能な限り早い時期にお支払いいただく必要があります。このため、10年以内の追納をお願いしております。<br>年金保険料については、月単位で徴収するものとされており、追納制度は、過去の保険料を納めることを要しないものとされた月について、保険料を追納することを認めるものなので、月単位での納付をお願いしております。 |                   |
| 136 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | ボーガンの規制                      | ボーガン保有、取得時の身分証の提示を義務化してください。  | 近所でネコがボーガンで打たれました。次は幼い子に危害が加えられる可能性が高くなると思います。そうなる前に素早い対応をお願いします。  | 個人   | 警察庁   | クロスボウ(ボーガン)の保有や取得については、法律による特段の規制はありません。  |  | 検討に着手      | 本年6月、兵庫県宝塚市において、クロスボウ(ボーガン)を使用して4人を死傷させる事件が発生したことなどを踏まえ、警察庁では、本年9月からクロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会を開催しています。有識者検討会においては、本年末までに報告書を取りまとめるとして、その結果も踏まえ、必要な対策を検討することとしています。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|---|--|------|-------|---|--|-------|--|-------------------|
|     |             |            |                             |   |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 137 | 令和2年11月6日   | 令和4年11月11日 | 個人等が所有の不要な土地の国への寄付に関する規制の撤廃 | 個人等が田舎の別荘地(分譲地)など土地を持ち、現在不要であるにも関わらず、売却はおろか、国や地方自治体もその土地の寄付を受け入れておらず困っている。<br>所有者は固定資産税はもとより除草等の費用ばかり無駄にかかっている状況であり、地元での土地の有効活用の見込みもない状況である。<br>国や自治体への寄付を認め、国や自治体の所有物として活用した方が国土の有効活用につながる。  | 個人等が田舎の別荘地(分譲地)など土地を持ち、現在不要であるにも関わらず、売却はおろか、国や地方自治体もその土地の寄付を受け入れておらず困っている。<br>この改革がなされることで、(1)土地所有者にとっては、固定資産税や相続税、除草費用の支出などのコストの削減につながり、(2)地元住民にとっては、管理されていない不法投棄されているような土地を安定的に管理して貰えることに繋がります。(3)国や地方公共団体にとっては、土地を、地方創生に有効に利用することが可能であり、個人が管理していないことによる火事や不法投棄等の迷惑行為対策などへの十分な対策も可能となる。また、相続者が現れず登記上死亡者が所有し続けているような不作為行為の改善にもつながる。<br>国有財産法第14条及び同法施行令第9条の規定の改正や公有地の拡大の推進に関する法律の改正により、国や地方自治体が無条件に土地の寄付を受け入れることを盛り込むことで実現できると思われる。   | 個人   | 財務省   | 寄付の申出があった場合、土地等については、国有財産法第14条及び同法施行令第9条の規定により、各省各庁が国の行政目的に供するために取得しようとする場合は、財務大臣と協議の上、取得手続をすることとなります。<br>なお、行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト(国民負担)が増大する可能性が考えられるため、これを受け入れていないものであり、国有財産法等の改正により、寄付を受け入れることが可能となるものではありません。  | 国有財産法第14条第1号、同法施行令第9条第1項(行政財産とする目的で土地又は建築物を取得しようとするとき) | 検討に着手 | 所有者不明の土地など引き取り手のない不動産に関する問題が顕在化している中、国有財産行政における対応としては、行政目的のない不動産について寄附を受けたいことが考えられます。<br>ただし、寄附を受けた不動産は、普通財産として売却などを行うべきものとなる点に留意する必要があり、国民全体の負担となる管理コストの増大防止や所有者が土地の適切な管理を怠るといったモラルハザードの防止といった点を考慮すれば、寄附を受けることが可能な財産については一定の要件を設ける必要があります。<br>こうした点を踏まえれば、国が普通財産として寄附を受ける財産としては、一定の資産価値があり、管理コストの増大防止の観点から売却等が容易な不動産であるとともに、モラルハザード防止の観点から適切な管理が行われているものである必要があります。<br>具体的には、<br>・相続税の物納の要件を満たすものであって、管理コストの増大が懸念される建物や、処分が容易でないと懸念される地区計画等による建築物の敷地面積の最低限度を下回る土地でないなど、売却等の容易性を確保するための追加条件を満たすもの<br>・樹木等の越境がないことや所有権に関する登記を了するなど適切な管理がなされていること<br>・崖上や崖下に所在する場合や事故などの事件により正常な取引が行われない不動産に隣接する場合など周辺環境に問題があるものでないこと<br>などの条件を満たすような土地を寄附の対象とすることが考えられます。<br>いずれにしても、引き取り手のない不動産に関する問題への国有財産行政としての対応については、政府全体の検討と歩調を合わせて検討を進めてまいります。 |                   |
| 138 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 選択的夫婦別姓について                 | 夫婦別姓を認めてほしいです。<br>日本は苗字を選択する際、男性が変えるのが当たり前という見方が強いです。近年女性の社会進出も進んでおり、結婚によって苗字が変わってしまうことによる弊害も大きいと感じています。<br>また先進国で夫婦同姓が義務化されているのは日本だけで、苗字の統一も家族という考えは古いと感じます。<br>柔軟に見直すべきです。<br>親に結婚により苗字が変わることに抵抗があり、結婚を躊躇するカップルがいるということを知っていただきたいです。<br>事実婚で我慢しなさい、というのはいりません、正直生きているんです。<br>同姓を望む人は同姓に、別姓を望む人は別姓に、それが認められる社会になってほしいです。 | 素人考えで恐縮ですが、生涯未婚率は改善されるのではないのでしょうか。<br>夫婦別姓が認められない事により事実婚を選択するカップルや、そもそも結婚を諦めるカップルも少なくないです。<br>また教壇では表しにくいですが、苗字が変わる事により喪失感を感じる女性も多いです。<br>結婚しやすい環境、制度変更を希望いたします。<br><a href="https://www.nippon.com/ja/japan-data/h00542/">https://www.nippon.com/ja/japan-data/h00542/</a><br><a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/871e0e29d4980cfcecd05d00da9755a08897e68">https://news.yahoo.co.jp/articles/871e0e29d4980cfcecd05d00da9755a08897e68</a><br>賛成もこれだけ多いという事にもっと目を向けてほしいです。 | 個人   | 法務省   | 民法第750条は、「夫婦は、結婚の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならない。   | 民法第750条  | その他   | 法務審議会が選択的夫婦別氏制度を導入することを内容とする「民法の一部を改正する法律案(草案)」を答申したことを受け、法務省は、平成28年及び平成29年(この答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。) いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。  |                   |
| 139 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 教員免許更新制度について                | 民主党政権時代から、更新のたびに5日間が休めない(そんなにも休めない)という考えで、正真正正に休むことも困難な職業も「教員」として更新の対象になっていきます。<br>幼稚園教諭の免許をこの対象から外していただくと、人員不足にあえぐ現状を打破でき、経験者を即戦力として採用できます。  | この制度が始まってから、更新のための5日間が休めない(そんなにも休めない)という考えで、正真正正に休むことも困難な職業も「教員」として更新の対象になっていきます。<br>幼稚園教諭の免許をこの対象から外していただくと、人員不足にあえぐ現状を打破でき、経験者を即戦力として採用できます。   | 個人   | 文部科学省 | 幼稚園教諭は、教育職員免許法第3条の規定により有効な状態の幼稚園教諭免許状を有する必要があります。<br>幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条の規定により、有効な状態の幼稚園教諭の普通免許状及び保育士資格を有する必要があります。(令和7年3月31日までの経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭になれます。)<br>教育職員免許状については、有効期間の満了する2年2か月前から2か月前の期間中に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ免許状の有効期間更新の申請を行う必要があります。 | 教育職員免許法第9条、第9条の2<br>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律第2条     | 対応不可  | 教員をめぐる状況は時代の進展に応じて常に変化し続けており、その時々で求められる教員として必要な資質能力も恒常的に変化しています。<br>教員免許更新制は、全ての教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにすることを目的として平成21年度から導入されたものであり、幼稚園教諭も含め全ての教員の方に、10年に一度、教師の資質能力を刷新する免許状更新講習を受講していただく必要があります。<br>なお、現在、中央教育審議会において、教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった課題も視野に入れつつ、教員免許更新制や研修の在り方に係る包括的な検証を進めることとしております。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|--|--|---------------------|-------|---|---|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |  |  |                     |       | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 140 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | テレビ局電波オークションの実施          | テレビやラジオなどの放送局は、国に対して「電波利用料」を支払っているが、電波の「仕入れコスト」は、営業収益のわずか0.1%しかない。また、12年度の電波利用料収入は約715億円の見通しで、内訳は携帯電話事業者が72.3%なのに対し、放送事業者はたったの7.2%である。つまり、電波利用料のほとんどは、携帯電話を使っている消費者が負担している。加えて、電波利用料は総務省の既得権益化しており、著しく公平性を欠いている。こうした状況を改善するために、テレビ局への電波オークションの実施を提案します。電波オークションの導入により、テレビ局の電波利用料は正当な額になり、総務省の利権も破壊できる。 | テレビやラジオなどの放送局は、国から周波数を割り当てられている許認可事業です。また国に「電波利用料」を支払っているが、実態はテレビ局がボロ儲けしている。テレビ局全体の電波利用料負担は34億4700万円にしかならないのに、営業収益は3兆1150億8200万円もある。電波の「仕入れコスト」は、営業収益のわずか0.1%となる。電波利用料は携帯電話会社も支払っている。12年度の電波利用料収入は約715億円の見通しで、内訳は携帯電話事業者が72.3%なのに対し、放送事業者はたったの7.2%である。つまり、電波利用料のほとんどは、携帯電話を使っている消費者が負担している。結果的に携帯電話利用者が支払っている電波利用料で、テレビ局を支える構図となっている。テレビ局の社員給料は高く、民法キーローの平均年収は軒並み1200万円以上である。NHKの平均年収も1185万円である。許認可事業のため事実上新規参入のないテレビ業界が濡れ手で糞というのには、違和感を感じる。現在は総務省の敷量で電波を割り当てて電波利用料を取っているが、すべての電波をオークションにかけると、30万円近くの価値がある。放送局にすれば、オークションが導入されると、高額な費用が必要になるため、なんとして阻止したいと考えはせずである。総務省にとって電波利用料は特定財源となっている。総務省の「隠れ特別会計」との指摘もある。「研究開発費」は天下り先である特殊法人へのばらまきとの指摘もある。電波オークションは世界の常識になりつつあり、欧米諸国はほぼすべての国で導入しており、アジアでも一般化しつつある。 | 個人                  | 総務省   | テレビ局の免許については、電波法第6条第9項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。   | 電波法第6条第8項                                     | その他        | オークションを導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。  |                   |
| 141 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 海上コンテナ利用し倉庫等の建築確認許可申請の緩和 | 私は果樹専業農家です。所有する海上コンテナ2個を利用して倉庫兼車庫の申請をしようとしたが海上コンテナの鉄骨構造物の構造計算の資料等がないので申請は無理との事。海上コンテナ自体は相当数の積み重ねで使用される種々な物ですから規制緩和することを要望します。農家の倉庫建てにも相当の安価で建てることが出来農業を継続するのに寄与し安く動かせるのです。建築用コンテナは許可はなっていますが、普通の海上コンテナは補強処置すれば良いにして欲しいですm(_ _)m  | ◆海上コンテナ自体が柱に代わるので建築コストが格段に下がる。<br>◆海上コンテナの4角は強健な骨格だが中間部の弱い部分はそれぞれH鋼材等で補う<br>◆農業は大変な実業の時代で、施設等なるべく安く倉庫等建てないといふ面でも設備投資を諦めるを得ないのです。<br>◆農業だけでなく他の産業への入前減も繋がるだろう新たな事業の起り越しに寄与するものと思います。<br>◆   | 個人                  | 国土交通省 | 建築基準法第2条第1項第1号において、建築物は「土地に定着する工物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものと定義されています。このため、海上コンテナに限らず、一般的に土地に定着し屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物として取り扱われ、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準を遵守する必要があります。   | 建築基準法第2条第1項第1号、第20条                           | 現行制度下で対応可能 | 建築物として使用するコンテナについては、他の建築物と同様に地震や火災に対する安全性も確保するため、建築基準法を遵守する必要があります。この取り扱いについては平成元年建設省指針第239号において、構造耐力上の安全性の確認にあたっての留意点等を既に示しております。なお、小規模なコンテナであれば、原則構造計算は不要となります。   |                   |
| 142 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日  | 管理医療機器販売申請の規制緩和について      | ①対象商品の規制緩和をご検討ください<br>②管理医療機器販売申請の簡易化をご検討ください<br>③届出フォーマット、提出先の統一化について<br>④チェーン本部としての申請について  | ①対象商品の規制緩和について<br>保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に「治療型絆創膏」や「非接触型体温計」、「入浴安定剤」が含まれているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない「一般医療機器」の指定していただきたい。少子高齢化、高齢女性の増加等、環境の変化が大きい中、過去、スキンや傷口洗浄液が規制緩和されたように、広く国民の健康に寄与する面が大きい医療機器として、規制緩和の対象として検討いただきたい。特に、「非接触型体温計」については、新型コロナウイルス禍において、体温計の需要が大きく伸び、市場でも品薄状態が続いている。在庫確保の問題をクリアしなくても、申請手続きで迅速な店頭販売につながる状況である。届出の見直しをご検討いただきたい。<br>②管理医療機器販売申請の簡易化について<br>申請時、保健所ごとフォーマットと提出先が異なり、手続きの負担が大きく、取扱店舗に限られている状況である。チェーンとしての申請が可能になることで、より多くの店舗において迅速に取扱いが拡大でき、国民の利便性向上が図られる。また、店舗移転や閉店・改装・オーナー交代等による一店一店の免許管理、確認負担を削減することも可能となる。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省 | ① 管理医療機器は、当該機器に何らかの不具合が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要であるものとして厚生労働大臣が指定しており、一般医療機器は不具合が生じた場合においても人の生命及び健康に影響を与えるおそれほどないものとして厚生労働大臣が指定しております。<br><br>管理医療機器については、その品目が有する効果、効能等を適切に評価し、当該製品の品質、有効性及び安全性を確保するために、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通じて、含有する成分の種類や規格の妥当性、安全性等を確認する必要があります。<br>一般医療機器の製造販売は届出制であり、このような有効性・安全性・品質管理にかかわる評価を受けることなく販売することが可能であることから、管理医療機器のリスクを考慮した場合に適切なプロセスではないと考えられます。<br><br>(参考)<br>治療型絆創膏：キズパッドに代表される家庭用創傷パッド(ハンドロロイドが創傷からの浸出液を吸収・保持することで創傷面の湿潤環境を維持し、より早い創傷治癒を期待するもの)を指しているものと思われます。<br>非接触型体温計：政府発表の体温計などを指しているものと思われます。<br>入浴安定剤(粘着型、密着型)薬用入浴安定剤貼付剤を指しているものと思われます。口腔粘膜に長時間接触するものです。<br><br>② ①に記載されている品目の製造販売と同様、販売先についてもクラスに応じて手続きが異なっており、管理医療機器については都道府県知事等に届出をすることで販売することが可能となります。また、管理医療機器のうち、特定管理医療機器については、営業所管理者として特定の条件を満たした者を置くことが定められています。なお、医療機器の販売先については都道府県等の所管となっております。 | ① 薬機法第2条第6項、第7項<br>薬機法第23条の2の23<br>② 薬機法39条の3 | 対応不可       | ① 法律上、「管理医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なもの、「一般医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合においても人の生命及び健康に影響を与えるおそれほどないもの、と定義されており、共に薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて指定することになっております。<br><br>管理医療機器については、当該医療機器のリスクが有用性を上回らないことを根拠データに基づき評価し、また必要に応じて適切な安全対策にかかる措置を行っています。またそのような評価のために、ほとんどの管理医療機器について認証基準が定められており、当該基準を満たす医療機器については製造販売の認証を得ることができます。<br><br>例示された医療機器についても認証基準において生物学的安全性や電気的安全性、添付文書記載等に関する要件が定められており、これらの要件及び製造管理・品質管理体制について認証機関が審査を行っています。<br><br>一般医療機器はこのような有効性・安全性・品質管理にかかわる評価を受けることなく届出により製造販売することが可能であることから、例示された医療機器の位置づけとしては適切ではないと考えます。<br><br>② 販売先の申請様式については施行規則163条に様式88として定められております。また、販売先は各都道府県等が所管している事務であり、各自自治ごとに定められた様式にご提出いただく必要があります。<br><br>管理医療機器は先述のとおり「不具合が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるもの」であり、営業所ごとの実態を把握する必要があることから、営業所の所在地の都道府県等が適切な管理をするよう定めております。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                  | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------------|---|---|---------------------|-------|---|--|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                                       |   |   |                     |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 143 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日 | オンラインシステムを活用した一般医薬品の管理・販売の実現について※別紙参照 | 消費者が必要な時に一般医薬品をすぐに入手できるように実店舗におけるオンライン・遠隔での医薬品管理・情報提供を認めたことと、安心・安全かつ適時に一般医薬品を購入できる場を増やし、セルフメディケーションの推進を加速していただきたい。                        | 一般医薬品の販売は、オンラインでの販売が既に認められており、メール等による遠隔での情報提供が可能だが、実店舗での販売は薬剤師・登録販売者（資格保有者）による対面での販売・情報提供となっている。また、医薬品を販売する店舗の管理についても、資格保有者が実地に管理することとされている。デジタル技術の活用による省人化や新型コロナウイルスの感染拡大防止のため対人接触機会の低減ニーズが高まる中、一般医薬品販売においてもデジタル技術の活用を推進すべきである。具体的には、遠隔システムを活用し、受付センターにいる資格保有者とコミュニケーションをとって一般医薬品を販売し、受渡し行為は別場所で行う。資格保有者による管理行為をデジタル技術により遠隔で行うことにより、資格保有者の店舗での実地管理業務を緩和するよう見直しをすべきである。デジタル技術により、資格保有者以外では操作できない形で医薬品管理を行うことで安全性も担保しつつ、即時性が求められるケースにも対応でき、消費者の利便性も高まると考える。また、資格保有者の居住地・勤務地に関わらず資格を活かせるため、労働力不足の解消により事業者の負担も改善されるとともに地域偏差の解消にもつながる。夜間に急な体調変化等があり手持ちの薬がない場合に、近隣の深夜営業小売店舗において、資格保有者に相談しながら安心して一般医薬品を購入したいとのニーズへの対応も可能となる。遠隔で即時販売できる体制の構築は災害発生時の住民のニーズにも対応できるとともに医療機関の負担軽減にもつながると考える。平時の便利を有事の安心につなげるべく、デジタルを前提とした販売方法を認めていただきたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省 | 一般医薬品のうち、第1類医薬品は薬剤師が、第2類医薬品及び第3類医薬品については、薬剤師又は登録販売者が販売することが規定されており、それぞれの医薬品を販売する営業時間内には、常時、店舗において医薬品の区分に応じた専門家(薬剤師又は登録販売者)が勤務していることが必要です。   | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条、第28条、第36条の9、第36条の10、第37条薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条                               | 検討に着手 | 一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があることから、店舗において専門家が常時、勤務していることが消費者の安全性を確保する上で必要です。<br><br>本件に関しては、規制改革推進会議における当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日)等を踏まえ、検討してまいります。          | ◎                 |
| 144 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日 | 一般医薬品販売業務を行う体制の省令の緩和について※別紙参照         | 一般医薬品販売時間の規制緩和(店舗営業時間の総和の2分の1以上)について  | 一般医薬品の店舗販売においては、店舗営業時間の総和2分の1以上の時間、一般医薬品を販売することが義務付けられているが、顧客の利便性や販売拠点の裾野を広げる観点から、店舗営業時間に関わらず一定時間以上販売している店舗については販売可能としていただきたい。<br>店舗営業時間が8時間の店においては、4時間の販売でも許可が下りる一方で、24時間営業店では10時間販売しても許可が下りないのは不合理である。店舗営業時間の総和2分の1以上とする根拠が不明瞭な中、消費者利便性のために24時間営業等、長時間営業店においては、12時間営業店と比べ多くの登録販売者確保が必要であり、資格者の柔軟な働き方を図り、新たな店舗開業の妨げとなり、資格者の業務を有効活用できない状況も発生している。結果的に一般のお客様が購入できる店が増えず、利便性向上の妨げになっている。買場の拡大により、セルフメディケーションの認知向上及び拡大につながるものと考えられる。<br>【例】店舗営業時間の総和2分の1以上の販売、又は1日8時間以上の販売への変更。登録販売者の働き方改善にもつながるものと考えられる。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省 | 店舗販売業については、要指導医薬品又は一般医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和が、当該店舗の開店時間の1週間分の総和の2分の1以上であることが必要です。   | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条   | 検討に着手 | 店舗販売業は、一般医薬品の提供等の役割を担っており、一般医薬品を必要とする消費者が来店した際に購入できる環境ができる限り確保されるよう、現行のとおり、当該店舗の開店時間のうち、一般医薬品を一定時間(2分の1以上)販売する時間を確保する必要があると考えています。<br><br>本件に関しては、規制改革推進会議における当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日)等を踏まえ、検討してまいります。 |                   |
| 145 | 令和2年11月6日   | 令和3年5月24日 | 一般医薬品におけるインターネット販売方法のルール変更について        | 一般医薬品の在庫管理作業のみを「業務を満たしていない登録販売者」でも擔うることを可能とし、ネット上で購入いただいた同一商品の店舗お渡しを可能としていただきたい。<br>一般医薬品の店舗において、販売と登録販売者が相談応需可能な場所における業務の分離を可能としていただきたい。 | インターネット販売受付で購入の一般医薬品と事前に店舗保管済の一般医薬品が同一であった場合、その同一の一般医薬品を店舗にお渡しできる体制構築を認めていただきたい。<br>一般医薬品の特定販売は既に認められているが、医薬品という商品の特性上、緊急性を要するニーズが高いことに対応すべく、インターネット上で販売の合意がなされた場合において、同一の一般医薬品の在庫を確保している最寄りの店舗でお渡しする対応を可能としていただきたい。<br>在庫を確保している該当店舗においては、販売(相談応需)業務は発生しないため、業務経験1,920時間/5年を満たしていない登録販売者でも在庫管理とお渡しに従事することを認めていただきたい。販売業務と在庫管理業務を分離することも可能とし、登録販売者の活躍の場を拡大させたいと考えている。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省 | 医薬品は、身体生命に直接作用を及ぼすものであり、また、使用方法を誤った場合には、保健衛生上支障が生じることがあるため、専門家の配置や構造設備の基準を満たした店舗販売業の店舗で取り扱う必要があります。<br><br>店舗において責任をもって医薬品の販売に対応するため、同一の店舗で、医薬品の販売に従事する専門家が情報提供から販売まで対応することが必要です。<br><br>また、登録販売者の実務経験については、登録販売者が店舗販売業の管理者になろうとする場合、過去5年間のうち、薬局、店舗販売業、配置販売業において専門家の管理及び指導の下に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して2年以上(合計1,920時間以上)必要です。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条、第28条、第36条の9、第36条の10、第37条薬品の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条、第140条、第147条の7、第159条の15、第159条の16 | 対応不可  | 一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があります。<br><br>店舗において責任をもって医薬品の販売に対応するため、同一の店舗で、医薬品の販売に従事する専門家が情報提供から販売まで対応することが必要であり、ご提案の方法では責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。       | ◎                 |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                   | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁      | 所管省庁の検討結果   |   |   | ワーキンググループにおける取組方針   |
|-----|-------------|------------|--|--|--|---------------------|-----------|---|---|---|---|
|     |             |            |  |  |  |                     |           | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                                     |   |
| 146 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 納品車両の路上作業取り締まり緩和について                   | ビルイン店舗等、駐車場が確保できない店舗に対する納品作業について、路上での配送車両の駐車・納品作業について取り締まり規制を緩和していただきたい。   | ビルイン店舗や駐車場を確保することが物理的に困難なエリアについては、路上での納品作業を避けることができないため、安定的に商品供給を行うためにも店舗への商品搬送に係る車両については規制を緩和していただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁       | 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができるとされています。駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。   | 道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項                              | 現行制度下で対応可能                                | 違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を生じさせるものであり、また、自転車の走行区間の確保を困難とするおそれがあるほか、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。一方で、物流業務は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、現在、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」の推進について(平成30年2月20日付け警察庁内規発第3号)を发出し、令和2年度末までを集中的実施期間として、安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲で貨物集配中の車両(商品搬送に係る車両を含みます。)の駐車を可能とする駐車規制の見直しを行うよう、都道府県警察に対し指示しています。   |
| 147 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 荷捌き車両に配慮した駐車規制の更なる緩和について               | 集配中のトラック等が路上駐車できるよう警察当局が規制緩和する動きが各地で広がっているが、まだ十分な数が少なく、重点取締地域にある店舗等が多いのが現状である(駅前・繁華街等)。積極的にコインパーキング等、駐車場事業者と連携し駐車場所の確保をコンビニエンスストアが担い、対応している店舗が、重点取締地域にある店舗周辺には利用可能な駐車場もないのが現状である。更なる荷捌場の増加及び集配トラックにおける駐車時間(20分程度)の荷捌し時間への延長も併せて検討していただきたい。   | 物流倉庫におけるセキュリティを含めたOTインフラ整備の国による補助・促進が必要である。具体的には、ドライバーはスマホ等のデバイスにて受付、スマホへ呼び出しを行うシステムを導入義務化をご検討いただきたい。併せて、スマホ等に入荷伝票情報があり、同様にQRコードを倉庫側が読み込み変換することで伝票レス化・帳目レス化も図られ、ドライバーの負担軽減と物流倉庫側のコスト削減が図られる。予約制になることで、待機待ちの緩和及び車両のシェアも可能となり、ドライバー不足の改善につながるかと考える。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁       | 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができるとされています。駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。また、道路交通法上、貨物の積卸しのための停止で5分を超えないものは、運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態であれば、駐車に該当しません。   | 道路交通法第2条第1項第18号、第4条第1項及び第2項、第45条第1項                   | 荷捌場の増加について：現行制度下で対応可能<br>駐車時間の延長について：対応不可 | 貨物の積卸しのための停止のうち20分程度のものを、一律に駐車から除くことについては、停止する場所の交通状況によっては、交通事故や渋滞を招くこともあることから、道路交通の安全や円滑の観点から適当でないと考えております。他方、物流業務は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、現在、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」の推進について(平成30年2月20日付け警察庁内規発第3号)を发出し、令和2年度末までを集中的実施期間として、安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲で貨物集配中の車両の駐車を可能とする駐車規制の見直しを行うよう、都道府県警察に対し指示しています。  |
| 148 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 国道車両乗入口許可短縮、乗入口幅・箇所との緩和について            | 現在、国土交通省管轄の国道で車両乗入口を申請すると約半年もかかるケースがあり、「申請～許可」までの期間を短縮していただきたい。乗入口箇所数も入口・出口でそれぞれ、また、大型車で利用されるお客車も最低でも8m以上許可していただきたい。   | 国土交通省管轄の国道の車両乗入口の協議～申請～許可までに数か月かかることから、店舗の開店に影響が出ている。「協議～申請～許可」まで、速くと、入口・出口が一線と、国道から店舗へスムーズに入れ、後続車の急ブレーキや事故等につながる可能性もある。乗入口の幅も大型車で利用されるお客車がいるため、最低でも8mは許可していただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省     | 道路法に基づく道路においては、車両乗入口の設置等道路管理者以外者が道路に関する工事を実施する場合は、道路法第24条に基づく道路管理者の承認が必要である。車両乗入口の設置等を行うものは、工事の設計を土まてその内容が道路の構造は交通の支障とならないものであることなどについて道路管理者の審査を受けることにより、(「道路法第24条の承認及び第9条第1項の許可に係る審査基準」について)(平成6年9月30日建設省通政発第49号)「通知」という。)において標準的な審査基準(案)を定めていることとする。申請から許可までの期間については行政手続法に基づき道路管理者が標準処理期間を定めるよう努めなければならないとされており、直轄管理区間においては標準処理期間を定めています。個別の工事内容等により時間を要することがあります。  | 道路法第24条及び同法第9条第1項                                     | 現行制度下で対応可能                                | 通知において示した審査基準は、あくまで一般的な審査基準の「案」であり、各道路管理者が地方の特殊性、工事の態様等に応じて審査基準(案)と異なる基準を定めて差し支えないとしていることと、「道路法第24条の規定に基づく承認に係る審査の適切な運用について」(平成17年3月17日国土交通省関係課長補佐(道名事務連絡)において、乗入口の工事施工承認にあたっては「歩行者の安全性に留意しつつ、当該車両が安全に入入できるような乗入れ幅を確保する等、個別箇所に応じて適切に取り扱うこと」としており、現行制度においても8m以上の乗入幅の施工を承認することは可能です。これらの趣旨をあらためて各道路管理者に周知して参ります。なお、車両の乗入幅は道路構造、交通の状況等を勘案して進行車両が歩行空間に与える影響を必要最小限にすべであることと基本原則を踏まえ審査されることとなり、施行箇所の個別の交通状況を確認した上で8m以上の幅で設置することの可否を判断することとなります。また、申請から許可までの期間については、道路管理者が標準処理期間を定める際に参考とするよう示した通知の中で原則2～3週間としており、工事が典型的な内容であり、審査基準に適合するものであれば道路管理者の定める標準処理期間内に承認しているものと考えております。 |
| 149 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 災害発生時、国の機関から配送車両全数への「道路通行許可証」の事前発行について | 大手コンビニエンスストアは、指定公共機関として、災害発生時に被災地への迅速な物資供給を担うこと、国や自治体の行う応急災害対策への貢献を期待されている。しかしながら、物資緊急輸送用トラックの「緊急通行車両」の「標準」交付手続きは、災害発生後の混乱した状況で行われることになっており、対応に時間がかかることが予想され現実的ではない。したがって、災害発生時に社会インフラとして重視されているコンビニエンスストアの緊急に備え、配送車両用の緊急通行車両標準を事前に車両保管会社に保管させ、迅速に運用することで被災地に多くの商品をつとめて早く届ける必要がある。 | 本提案は、災害対策基本法において指定公共機関に指定された企業が都道府県警に対し「災害時における緊急通行車両等の申請手続」を行う場合の申請手続及び「標準」発行の簡素化を求めるものである。具体的には、都道府県警への申請届出にあり提出すべき書類を「届出書・車検証の写し・コンビニエンスストア本部と配送会社の契約書、コンビニエンスストア本部と指定行政機関との協定書」の4種類とし、申請後1か月以内に「標準」を各配送会社に事前交付するようにしていただきたい。配送会社は災害発生時以外は「標準」を確実に保管し、災害発生時に各県警に通知後、「標準」を使用するものとする。配送会社は「標準」の備蓄と保管及び使用に関し責任を負うものとする。これにより、大規模災害発生時に、迅速に被災地への物資供給の社会的責任を果たすことができ、国や自治体の行う応急災害対策に効果的に貢献することができると思う。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 内閣府警察庁総務部 | 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項の規定により、都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両については、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、同条第2項に基づき、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める様式の標準及び証明書を交付いたします。標準を掲示し証明書を備え付けている緊急通行車両は、都道府県公安委員会が災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第76条第1項の規定に基づく交通規制を実施している道路の区間を通行することができます。また、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問における標準及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めおり、事前届出を行った場合には、交付検問において標準の交付を行っております。 | 災害対策基本法第76条第1項<br>災害対策基本法施行令第33条第1項<br>災害対策基本法施行規則第6条 | 検討を予定                                     | 災害時の交通規制では、標準の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急道路交通の交通量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の拡大等の交通規制の見直しを行いました。仮に標準を事前交付した場合、標準が不正利用されるおそれがあることや、緊急道路交通の交通量等を踏まえた適切な交通規制を行うことが難しくなるといった課題等を踏まえて、関係機関と連携し、交付検問での時間短縮のための方策を検討してまいります。   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                      | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果  |   |  |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|---|--|--|---------------------|------|--|---|--|--|-------------------|
|     |             |            |   |  |  |                     |      | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要  |                   |
| 150 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 貨物車専用駐車スペースの更なる規制緩和及び駐車時間の緩和について          | 現在、東京23区を中心に貨物駐車スペースを指定しているが、更なる増設とともに、貨物車の作業時間を考慮し、貨物車は20分まで駐車時間を緩和いただきたい。  | 都内の多くのコンビニエンスストアは駐車場を有しておらず、コインパーキングも貨物車の駐車を前提としていないため、実際には使用できない状況である。23区については、貨物車の駐車スペースの設置を増やしていただき、一部改善でき感謝している。しかしながら、全ての店舗で利用できる訳ではなく、未だに路上駐車で長時間作業により違反となってしまうケースもある。貨物車間は、規定の5分以内での荷物の積み込み・荷下ろしができる車両ではなく、その必要性(社会インフラ)も考慮し、駐車時間の緩和をいただければ、よりサステナブルな業務遂行が図られると考える。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁  | 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。<br>駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができます。<br>また、道路交通法上、貨物の積卸しのための停止で5分を超えないものは、運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態であれば、駐車に該当しません。  | 道路交通法第2条第1項第18号、第4条第1項及び第2項、第45条第1項                 | 駐車スペースの増設について：現行制度下で対応可能<br>駐車時間の延長について：対応不可 | 貨物の積卸しのための停止のうち20分程度のものを、一律に駐車から除くことについては、停止する場所の交通状況によっては、交通事故や渋滞を招くこともあることから、道路交通の安全や円滑の観点から適当でないと考えております。<br>他方、物流業は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、現在、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」(平成30年2月20日付警察庁内規発第3号)を発出し、令和2年度末までを集中的な実施期間として、安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の配車車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲で貨物集配中の車両の駐車を可能とする駐車規制の見直しを行うよう、都道府県警察に対し指導しています。  |                   |
| 151 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 準中型免許での運転可能な車両の範囲について                     | 現状の専用納品車両の一部が「準中型免許」の範囲外(最大積載量8t未満)となっておりドライバー不足の一因となっているため、「準中型免許」で運転できる車両の範囲(車両総重量)を最大8t未満までとしていただきたい。<br>※現行の道路交通法、普通自動車運転免許:車両総重量3.5t未満、準中型免許:車両総重量7.5t未満、中型免許:車両総重量11t未満、大型免許:車両総重量11t以上とされている。 | 昨年度も同様の要望を提出したが、安全性の観点から対応不可との回答であった。但し、7.5tと8.0tを比べた場合、安全性の観点での差が定量的に明示されておらず、今年度も改めて要望を行う。<br>なお、7.5t未満に至った経緯は、<br>① EUの免許制度を参考<br>② 7.5t以上の死亡事故の増加<br>③ トラックメーカーのティンアップからも7.5tは車格が変わる分岐点とあるが、そもそもEUと日本では道路環境、安全基準、車両整備環境が大きく異なること、7.5tと8.0tの死亡率の比較が不明であること、7.5tと8.0tの車格はほぼ変わらない等を勘案すると車両総重量8.0t未満に規制緩和することは公共の便益に資すると考える。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁  | 現行の道路交通法においては、車両総重量3.5t未満かつ最大積載量2t未満の自動車を運転する場合には普通免許、車両総重量7.5t未満かつ最大積載量4.5t未満の自動車を運転する場合には準中型免許、車両総重量11t未満かつ最大積載量6.5t未満の自動車を運転する場合には中型免許、車両総重量等がそれより重い自動車を運転する場合には大型免許が必要とされています。<br>また、普通免許及び準中型免許については18歳以上で取得可能とされている一方、中型免許については20歳以上で普通免許等を2年以上保有していることが取得の要件とされています。  | 道路交通法第84条、第85条第1項及び第2項、第88条第1項、第96条<br>道路交通法施行規則第2条 | 対応不可   | 平成29年3月12日に道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が施行され、新たな運転免許の区分として、準中型免許が新設されました。<br>準中型免許で運転可能な準中型自動車の範囲について、車両総重量は3.5t以上7.5t未満とされましたが、上限が7.5t未満となった理由は、車両総重量1万1台あたり死亡事故件数(平成20年～23年の平均)をみると、7～7.5tが約0.8件となっているのに対し、7.5～8tは約1.0件と高い値になっており、交通安全対策上、7.5t以上の車両を準中型免許の範囲に指定することは困難であると考へてまいりました。<br>そもそも、同免許が新設されるまで、6t以上7.5t未満の自動車を運転するためには中型免許が必要でした。これに対し、物流業界、教育界等から、「高校を卒業しても同い年齢者が貨物自動車を運転できる」、若年者の就職に障害を及ぼしている、旨の指摘があり、貨物自動車に免許制度の見直しについて要望が寄せられていたこと、上記の要望等を受け、様々な分野の有識者を集めた検討会を開催し、車両総重量7.5t以上8t未満の自動車を含む各種自動車の事故実態等を踏まえた多角的な検討を行うこととし、全日本トラック協会、全国高等学校長協会及び交通安全事故被害者連帯の方へのヒアリングを行ったほか、その検討結果を記載した報告書を警察庁ホームページに掲載して広く意見を募集すると、多くの方の御意見を頂いた結果、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の運転が可能となる準中型免許が創設されることになりました。<br>このように、貨物自動車の交通事故防止対策と物流業界における人手不足解消の双方の観点から法改正がなされた経緯に照らすと、準中型免許で運転可能な自動車の範囲を広げることが困難であると考へてまいりました。<br>なお、準中型免許は、18歳以上で普通免許を保有していない方も取得可能であり、普通免許を取得している方が準中型免許を取得する場合は、普通免許を有しない方よりも短い教育時間数で取得することが可能です。また、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、一定の教育を修了した者については、大型免許、中型免許の免許試験を、19歳以上であり、かつ、受けようとする免許種別ごとに必要とされる免許のいずれかを受けていた期間が通算1年以上であれば受験できることとなりました(令和4年6月までに施行)。 |                   |
| 152 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 自動車運転免許取得だけで、2tの専用配送車は運転できるよう法改正していただきたい。 | 中型免許の取得は緩和されたが、現状の普通自動車運転免許で専用車の運転ができるようになれば、人手不足の中、人件費抑制につながるから、ご検討いただきたい。  | 現行の道路交通法においては、車両総重量3.5t未満かつ最大積載量2t未満の自動車を運転する場合には普通免許、車両総重量7.5t未満かつ最大積載量4.5t未満の自動車を運転する場合には準中型免許、車両総重量11t未満かつ最大積載量6.5t未満の自動車を運転する場合には中型免許、車両総重量等がそれより重い自動車を運転する場合には大型免許が必要とされています。<br>また、普通免許及び準中型免許については18歳以上で取得可能とされている一方、中型免許については20歳以上で普通免許等を2年以上保有していることが取得の要件とされています。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁  | 提案の具体的内容における「2tの専用配送車」とは、運転するのに準中型免許が必要な自動車を指していると思われる。準中型免許は、平成29年3月12日に施行された道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)によって、新たな運転免許の区分として新設されました。<br>準中型免許で運転可能な準中型自動車の範囲について、車両総重量は3.5t以上7.5t未満とされましたが、下限が3.5tとなった理由は、車両総重量3.5t以上の大半はセダン型乗用車と運転特性が異なる貨物自動車であること、交通安全実態から車両総重量3.5tから6tの範囲の貨物自動車に係る対策が必要であったこと及びEJにおいて普通免許種別の免許・運転可能な自動車の範囲が車両総重量3.5t未満とされていること等を考慮したためです。<br>このように、貨物自動車の交通事故防止対策の観点から踏まえて法改正がなされた経緯に照らすと、普通免許で運転可能な自動車の範囲を広げることが困難であることを御理解ください。<br>なお、準中型免許は、18歳以上で普通免許を保有していない方も取得可能であり、普通免許を取得している方が準中型免許を取得する場合は、普通免許を有しない方よりも短い教育時間数で取得することが可能です。また、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、一定の教育を修了した者については、大型免許、中型免許の免許試験を、19歳以上であり、かつ、受けようとする免許種別ごとに必要とされる免許のいずれかを受けていた期間が通算1年以上であれば受験できることとなりました(令和4年6月までに施行)。 | 道路交通法第84条、第85条第1項及び第2項、第88条第1項、第96条<br>道路交通法施行規則第2条 | 対応不可   |  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|---|---------------------|-------|---|--------------------------------|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                    |   |   |                     |       | 制度の現状   | 該当法令等                          | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 153 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 自動車運送業の生産性向上化について  | 都心においても、タクシー等を利用した貨客混載の規制緩和を進めていただきたい。  | タクシーやトラック等の貨客混載の規制緩和と連帯がとれることであるが、過疎地においてはのみ認められているのが現状であり、都心部においても規制緩和が進めば、事業の拡大等につながるのではないかと考える。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | <p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保や利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得等を行っていただくとともに、原則として貨物事業用の自動車をいって事業を行っていただく必要があります。</p> <p>一方で平成29年からは、物流サービスの持続可能性の確保を目的として、乗合バスについては全国において、また、タクシー等については過疎地域では、貨物自動車運送事業法の許可の取得等により貨客混載を行うことができるよう措置を講じています。</p> <p>加えて本年9月には、ウィズ・コロナ時代の新しいビジネスモデルとして、タクシー事業者が貨物自動車運送事業法の許可の取得等により有償で食料・飲料を運送できるよう措置したところです。</p>  | 貨物自動車運送事業法第3条等                 | 現行制度下で対応可能 | 乗合バスについては、平成29年より全国において貨物自動車運送事業法の許可の取得等を前提に貨客混載を行うことが可能となっております。また、タクシーについては、平成29年より過疎地域で貨客混載を行うことが可能となっていることに加えて、本年9月には、全国において貨物自動車運送事業法に基づき食料・飲料の有償運送ができるよう措置を講じたところです。今後は、本年9月に措置した新制度の運用状況について、安全性の観点等から検証を行っていく予定です。 |                   |
| 154 | 令和2年11月6日   | 令和4年10月12日 | 市街化調整区域内1号店舗について   | 店舗面積、敷地面積の制限緩和や道路幅員等の緩和、また、店舗面積が小さい生活必需品を、十分な品揃えができていない地区により国道、県道、道路幅指定の格差要件があり、緩和していただきたい。また、連たん距離や円内(例:半径500m)住居数を緩和していただきたい。 | 店舗面積制限の緩和、敷地面積の制限廃止について、地区により店舗面積170㎡以内、敷地面積500㎡以内等の制限があり、駐車場優先の店舗であるにも関わらず、十分な駐車場が確保できない。また、店舗面積が小さい生活必需品を、十分な品揃えができていない。地区により国道、県道、道路幅指定の格差要件があり、緩和していただきたい。また、連たん距離や円内(例:半径500m)住居数を緩和していただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | <p>市街化調整区域において土地の区画形質の変更を伴う建築(開発行為)を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められております。</p> <p>このうち、同条第1号は開発区域の周辺に居住する者の日常生活のために必要な店舗の立地を認めるものです。</p> <p>国土交通省としては、開発許可の判断の基準については行政手続法第5条を踏まえて審査基準として定めらるること。また、都市計画法第34条第1号に関しては敷地面積、建築物の規模制限、同業種間の距離等を一律に定め運用しているものについて、法の趣旨に照らして行き過ぎた運用とならないよう検討することを助言しております。</p> <p>なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するかどうかの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。</p>  | 都市計画法第34条第1号                   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 155 | 令和2年11月6日   | 令和4年10月12日 | 市街化調整区域内9号店舗について   | 全都道府県、市町村において、コンビニエンスストアの9号店舗を許可していただきたい。   | 地区によりコンビニエンスストアの9号出店ができないため、全都道府県、市町村で許可していただきたい。店舗面積制限緩和・敷地面積の制限を廃止していただきたい。地区により店舗面積200㎡以内、敷地面積2,000㎡以内等の制限があり、駐車場優先の店舗であるにも関わらず十分な駐車場が確保できない。また、店舗面積が小さいイートイン確保と生活必需品を含め十分な品揃えができていない。ある地区では、イートイン20席以上、店舗面積のイートイン面積が1/2以上確保と、広過ぎる指導もある。広過ぎると店舗管理が難しく、衛生面のリスクが生じるため、座席数とイートイン面積の指定制限を廃止していただきたい。店舗とイートインの出入口の共有化をしていただきたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | <p>市街化調整区域において土地の区画形質の変更を伴う建築(開発行為)を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められております。</p> <p>このうち、同条第9号は市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当とされる一定の用途の建築物等の立地を認めるものです。その具体的な内容は同法施行令第29条の8に示されており、道路の内沿な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所等は給油所等である建築物又は第1種特定建築物と火災類取締法第2条第1項の火災類の製造所である建築物がこれに該当します。</p> <p>国土交通省としては、開発許可の判断の基準については行政手続法第5条を踏まえて審査基準として定めらるること。また、都市計画法第34条第9号に関しては同法施行令第29条の8に定められるものが同号に該当するものであることを助言しております。</p> <p>なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するかどうかの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。</p> | 都市計画法第34条第9号、都市計画法施行令第29条の8第1号 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 156 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 第一種低層住居専用地域内出店について | 店舗面積50㎡以内の面積緩和や建築指導課事前審判・建築審査会・48条申請流れのルール化について   | 店舗面積が50㎡以内では品揃えが全くできず、利用していただくお客様のニーズに応えられないため、面積緩和していただきたい。各都道府県市町村により対応に温度差があり、建築指導課事前審判、建築審査会、48条申請、流れのルール化して、許可の可否は別として申請まで進められるようルール化していただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | <p>建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等を定めています。第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であり、日用品の販売を主たる目的とする店舗については、延べ面積の過半を住宅とする兼用住宅の一部として、床面積50㎡以内のもののみ建築することができます。</p> <p>また、第一種低層住居専用地域内の日用品の販売を主たる目的とする店舗については、特定行政庁による建築基準法第48条のただし書許可(以下「特例許可」という。)により建築することが可能です。なお、平成30年の建築基準法改正において、第一種低層住居専用地域等内の日用品の販売を主たる目的とする店舗で、国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築については、特例許可にあたり、建築審査会の同意が不要となるよう措置したところです。</p> <p>また、特例許可の申請は、許可の可否に関わらず可能です。</p>   | 建築基準法第48条第1項                   | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                     |       |                  | ワーキング・グループにおける処理方針 |  |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|---|---------------------|-------|--|---------------------|-------|------------------|--------------------|--|
|     |             |            |                    |   |   |                     |       | 制度の現状  | 該当法令等               | 対応の分類 | 対応の概要            |                    |  |
| 157 | 令和2年11月6日   | 令和4年10月12日 | 第二種低層住居専用地域内出店について | 店舗面積150㎡制限を緩和していただきたい。  | 店舗面積が150㎡以内では品揃えができません。利用するお客様のニーズに応えられないため、面積を緩和していただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | 番号156の回答をご参照ください。  |                     |       |                  |                    |  |
| 158 | 令和2年11月6日   | 令和4年10月12日 | 工業専用地域内出店について      | 工業専用地域で働く従業員は、買い物難民になっているため、生活必需品をいつでも提供できるよう出店基準を緩和していただきたい。 | 各都道府県市町村により対応に温度差があり、建築指導課事前審判、建築審査会、48条申請、流れのルール化して、許可の可否は別として申請まで進められるようルール化するとともに、出店基準の緩和も併せて行っていただきたい。                        | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | 番号156の回答をご参照ください。  |                     |       |                  |                    |  |
| 159 | 令和2年11月6日   | 令和4年10月12日 | 緑化指導の緩和について        | 各都道府県市町村の条例等では緑化指導があるが、コンビニエンスストアの規模では緑化指導を免除していただきたい         | 市町村の条例においては、緑化を敷地面積に対し50%設置する必要がある等、厳し過ぎる地区もある。緑化することで駐車場面積が減り、収益にも影響しメンテナンスも大きな負担となる。敷地面積3,000㎡以上等、敷地面積が広い物件に関してのみ緑化設置としていただきたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 国土交通省 | 都市緑地法における一定規模以上の建築物の敷地面積に対する緑化率に係る規制には、緑化地域制度と地区計画等緑化率条例制度があります。緑化地域制度は、都市計画において定められた緑化地域において、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等に係る緑化率を最低限度以上としなければならないこととする制度です。地区計画等緑化率条例制度は、地区計画等において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、定めることができる制度です。都市緑地法の制度においては緑化率の最低限度を25%を上限としており、提案記載内容にある緑化率50%が設定されることはありません。なお、提案記載内容については、自治体が上記以外の独自の取組として措置していることは考えられます。 | 都市緑地法第34条、第35条、第39条 | その他   | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |                    |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|---|---|---------------------|-------|--|---|-------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |   |   |                     |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 160 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 借地借家法における電子化不可書面の電子化について | 「借地借家法」では電子化が認められていない書面、契約書において、電子化可能に向け、ご検討いただきたい。                                 | 借地借家法により、定期借地契約、定期建物賃貸借契約は「公正証書による等書面」によってしなければならないと定義されているが、電子化により書面コストの軽減や押印の必要性による人の動きの軽減も図ることができる。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省   | 借地借家法第22条は、存続期間を50年以上として、契約の更新、建物の再築による存続期間の延長及び建物買取請求権を排除した借地権(定期借地権)を設定する場合には、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、上記と同様に公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。 | 借地借家法第22条、第38条第1項、第2項   | 検討を予定 | 借地借家法第22条の規定が設けられたのは、定期借地契約において、期間満了により確定的に契約関係が終了し、かつ建物が取り壊されるといふ重大な結果を借地権者が十分に理解しないまま契約を締結すると、借地権者が不測の損害を被るることになりかねないため、定期借地権者が借地権の設定であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われなければならないとされる公正証書等の書面による契約を義務づけることで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。同法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被るることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われなければならないとされる公正証書等の書面による契約を義務づけることにより、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。契約の電子化の必要性が高まっていることを受けて、定期借地権の設定契約や定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えますが、これらの契約の締結について、書面に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合や、定期建物賃貸借契約の事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、借地権者又は賃借人が定期借地契約又は定期建物賃貸借であることを十分認識することを目的とする法の趣旨が損なわれかねない等、必要な検討を進める予定です。 | ◎                 |
| 161 | 令和2年11月6日   | 令和3年3月9日   | 農地転用申請のオンライン化について        | 店舗の建設・出店にあたり申請を行うが、これらをオンラインで申請できるように、この書類への押印を不要にしていきたい。                           | ①毎年1,000店程度の出店を行っているコンビニエンスストアでは、左記の申請書類へ社名・代表者氏名とともに印鑑を押印すべき書類が多数存在する。この書類の押印のために、複数人の専用的人员を整えて対応しているのが現状である。<br>②申請をオンライン化し、押印を不要とできれば、これらの人員をより有効な活用を進めることが可能となり、より効率化を図ることができる。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 農林水産省 | 農地転用許可申請書への押印は、法令上の規定を根拠に求めているものではなく、国が発出している通知中の様式例を参考に、各自自治体において申請書様式で押印を求めていることとして運用しているものと考えております。<br>②デジタル手続法において、国の行政手続についてはオンライン化が原則とされているものの、現状では農地転用許可申請にかかるオンライン申請システムは構築されていない状況です。   | 農地法第4条、5条   | 検討に着手 | 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、デジタルガバメント分野の重点事項として、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し、オンライン利用率の大幅な引上げ等を明記していることとする。この取組の一環として、農地転用許可申請に係る押印についても通知中の様式例を改正し廃止する方針です。また、農林水産省では農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報推進委員会決定)において、令和4年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地転用許可申請手続についてもオンライン化に向けて、システムを構築し対応していきたいと考えております。   |                   |
| 162 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 留学生28時間の制限緩和(期間的)について    | 猶予期間を設けて既に在留している留学生の就労時間を28→33時間(今より1日1時間増程度)等、規制緩和ができると多少円滑、安全に特定技能へ移行しやすくなると思われる。 | 留学生の入学人数の減少が進み、その数が減少してくると、留学生の構成比率の高い工場は、特定技能への切替え・置換がすぐにはできない状況となるため、留学生28時間の規制緩和をご検討いただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省   | 留学生の資格外活動については、原則として、1週について28時間以内(教育機関の学期で定める長期休業期間中においては1日8時間以内)の範囲で認められています。   | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条第2項<br>出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第19条第5項 | 対応不可  | 資格外活動許可は、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されているものであることから、一定の時間を定めて制限することは合理的であり、その緩和については慎重な検討が必要となります。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                          | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果  |   |            |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-------------------------------|---|---|---------------------|-----------------------|--|---|------------|--|--------------------|
|     |             |            |                               |   |   |                     |                       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要  |                    |
| 163 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 特定活動46号の日本語能力要件の変更(N1→N2)について | 特定活動46号は、技人国(高度人材)で就労が認められていない小売業や飲食業等の一般的なサービス業や製造業等の幅広い業務に従事できる活動を認めたもので、これにより、大学や大学院を卒業した外国人留学生の就職率拡大につなげることを目指して設けられた。この46号に必要な資格である日本語能力N1レベルをN2に引き下げることで外国人雇用の門戸を広げ、かつ、留学生の就職率向上につなげていただきたい。        | 留学生の就職支援に係る「特定活動(本邦大学卒業生)」についてのガイドラインでは、「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とあり、これに必要な日本語能力を日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上を有すると示している。しかしながら、いまやコンビニエンスストアにおいて、多勢を占める留学生従業員は、日々の業務において、接客(レジ業務)のみならず在庫管理や発注、販売企画・提案、クレーム処理、後輩教育等において、試験では測ることのできない業務上必要な高い日本語力を駆使し、業務に専事している。これは、日本語能力だけでなく、大学(或いは大学院)で習得した知識及びアルバイトで得た経験、応用力等を十分に生かしているからこそのことである。これらの実務経験を備えた留学生を一般的な日本語試験のみで振り分けるのはそもそも、留学生の就職支援という目的のために入管法を改正した意図に沿わないものと思料する。加えて、常に顧客とコミュニケーションをとる機会が多いコンビニエンスストアにおいて、卒業後、常勤での勤務になった際は、一層の日本語能力の向上は必然である。こうした状況を踏まえ、コンビニエンスストア業種においては、特定活動46号の日本語能力要件をN1からN2への引き下げを強く要望する。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省                   | 「特定活動」(告示46号)の要件の一つとして、法務省告示では、「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。」とされており、ガイドライン上、その日本語能力は、日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上を対象としています。   | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成22年法務省告示第131号)   | 対応不可       | 「特定活動」(告示46号)は、本邦大学卒業生が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した幅広い知識、応用力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであり、その制度趣旨を踏まえ、求める日本語能力要件を引き下げることとは適当ではないと考えています。また、本邦で留学の在留資格をもって大学に入学するためには、入学時にN2程度の日本語能力を求めているところ、本邦の大学卒業生に対し、N1程度の日本語能力を求めることは厳しい要件ではないと考えます。   | △                  |
| 164 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 特定技能の居住スペース面積について             | 現在、特定技能の受入れに当たり、居住スペースは75㎡以上の広さが求められている。技能実習生制度と同様に、寝室スペース4.5㎡以上で良いのではないかと考える。  | 特定技能として働きたい意志がある者は家賃を低く抑えたいという要望があるにも関わらず、当規制により割高な家賃を負担することになる。一方、企業側がその特定技能の負担を勘案し、家賃の一部補助を行った場合はその金額が大きくなりすぎる。更に、ルームシェアを検討した場合も充足する物件が少ないのが現状である。特定技能として働きたい者と受け入れたい企業があるにも関わらず、当規制により採用が進まない。そのため、外国人労働者の受入れが可能という特定技能制度が成立したものの、日本全体の人材不足が解消されないままとなる。また、賃貸物件の空きがあり、その物件に対するニーズがあるにも関わらず、当規制により賃貸できず、空き部屋のままという社会資源の活用が十分にされていないというデメリットも同時に発生している。特定技能の居室スペースの面積の下限を緩和していただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省                   | 1号特定技能外国人が住居を確保していない場合に、特定技能所属機関等が当該外国人に対して住居の確保に係る支援を行うに当たっては、外国人が安心して健康で快適な生活を営むことができるよう、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5平米以上であることを求めています。ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等あって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合には居室について1人当たり4.5平米以上であることを求めています。   | 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第9条第1項第1号ハ   | 対応不可       | 1号特定技能外国人が住居を確保していない場合、特定技能所属機関等が当該外国人に対して住居の確保に係る支援を行うに当たって、1人当たりの居室等の面積が7.5平米以上であることを求めることは、外国人が健康で快適な生活を営むことができることを確保するため、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮しても最低限必要なものと考えています。   |                    |
| 165 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 貨物運送業務における外国人「技能実習生」の活用について   | 現在は、貨物運送業務においては、外国人「技能実習生」の活用は認められていない。習得した技能を自国に帰って活かすことができると考え、貨物運送業務を「技能実習2号移行対象職種」にできないかをご検討いただきたい。   | 日本のトラック運送業には、車両点検、庫内業務、検品、荷物の積み下ろし等、車両の運転だけでなく、多岐にわたる業務があり、その技能を自国に帰って活かすことができる。企業としても技能実習生の活用により、安定的な配送、配送コスト抑昇期待も見込めると考える。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省<br>厚生労働省<br>国土交通省 | 技能実習制度では、1年を超えた技能実習を行うことできる職種及び作業を移行対象職種・作業として規定しております。<br>この移行対象職種・作業を追加するためには、職種追加を行うとする業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、<br>① 同一の作業の反復のみではないこと<br>② 送出国の実習ニーズに合致すること<br>③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること<br>という要件を満たすことについて、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からの専門家会議において説明し、了承を得ることとしております。<br>なお、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項において、技能実習を労働力の需給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)<br>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第3号)<br>技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(令和2年4月1日付開発0401第8号) | 現行制度下で対応可能 | 職種追加を行うとする業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、<br>① 同一の作業の反復のみではないこと<br>② 送出国の実習ニーズに合致すること<br>③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること<br>という要件を満たし、専門家会議での了承を得れば、移行対象職種・作業として追加することは可能です。<br>なお、今後トラック運送業界では、運転以外の様々な作業内容や輸送品目ごとの実情も踏まえ、外国人材の受入れについて業界内で議論を深めていくと聞いており、国土交通省では、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。  |                    |
| 166 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 外国人ドライバーの運転について               | 昨令、ドライバー不足の状況が運送している。労働人口減少・若年層の車離れ等の社会的傾向から止むを得ない状況ではあるが、この状況を打開する一策として外国人ドライバーを雇用したい。しかし、外国人の在留資格に規定される活動内容に「職業としての車両の運転がなく、永住・定住権取得等の方法もなく、外国人の雇用は不可能である。したがって、是非とも「在留資格」の活動内容に「営業用配送車両の運転」を加えていただきたい。 | 昨年度も同様の要望を提出し、次の回答をいただきたい。<br>(回答) 対応不可<br>(理由) ドライバーとして就労する外国人の受入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の超過改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えます。<br>(今回の要望) 単急に政府全体でご検討いただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省<br>国土交通省          | 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することであり、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。   | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)<br>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)   | 対応不可       | 貨物自動車運送事業分野における外国人の受入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受入れが与える経済的効果等の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は業界を含め国民的コンセンサスを踏まえつつ行わなければならないと考えています。<br>今後トラック運送業界では、運転以外の様々な作業内容や輸送品目ごとの実情も踏まえ、外国人材の受入れについて業界内で議論を深めていくと聞いており、国土交通省としても、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |  |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|---|---|---------------------|--------------|--|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                             |   |   |                     |              | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 167 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 就労に関するビザの対象業種の拡大について        | 様々な産業のサプライチェーンの根幹を担う運輸業は、母国の産業発展に活用できる技能である。中でもコンビニエンスストア業の物流は、システム化されておりノウハウの蓄積も深く、国際貢献が可能な業種と考える。<br>また、昨今大きな課題となっている物流業界での人材不足の解消にもつながると考える。在留資格には、物流は業種として含まれていないため、就労ビザの資格対象として、物流会社のセンター等での業務(物流会社のセンター等に働く外国人)についてご検討いただきたい。 | 昨年度も同様の要望を提出し、次の回答をいただいた。<br>(回答) 対応不可<br>(理由) 物流業界で就労する外国人の受け入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえて労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものとする。<br>(今回の要望) 早急に政府全体でご検討いただきたい  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省<br>国土交通省 | 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和28年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。<br>また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)において定められています。  | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)<br>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) | 対応不可       | 物流分野における外国人の受け入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受け入れが与える経済的効果等の検証はもちろんのこと、教育、社会保険等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受け入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受け入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は業界を含め、国民的コンセンサスを踏まえつつ行わなければならないと考えています。   |                   |
| 168 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 労働派遣法「雇い派遣原則禁止」の適用除外の緩和について | 現行:60歳以上の方、学生、年収500万以上の方、世帯収入が500万以下で主たる生計者でない方は適用除外。限定的な適用除外範囲を拡大していただきたい。   | 「派遣切り」等、雇用の不安定さを防ぐために雇い派遣を禁止した内容だが、現状の失業率の増加・有効求人倍率の低下、新型コロナウイルス禍も踏まえて考えた場合、雇用数が増加するといっても、繁閑の差がある食品製造メーカーにおいては、一時的な期間の派遣受け入れ等が必要なケースがある。現状は、適用除外となる留学生、60歳以上の派遣従業員の方で対応しているというのが現実かと思う。<br>現状は、新型コロナウイルスの影響で、「留学生は減少傾向」、「今後はどうなるか不安」、また、60歳以上の派遣従業員においては、労災等が増加している状況である。適用除外に該当しない方で、「すぐにも仕事がない」、「卒業の仕事がない」という場合も、雇い派遣の仕事がしにくい環境になっていると思う。働き方が多様化する中で、派遣についても柔軟に対応できるようになれば新型コロナウイルス禍に職を失った方の収入減少への救済対応になると思う。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省        | 雇い派遣(日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣(いわゆる日雇派遣)は、以下の例外を除き禁止されています。<br><br><禁止の例外><br>①専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務<br>②雇用機会確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合<br>(※)次のいずれかに該当する者<br>・60才以上の者<br>・雇用保険の適用を受けない学生<br>・副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。)<br>・主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。) | 労働者派遣法第3条の4<br>労働者派遣施行令第4条   | 対応不可       | 日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠けることから、原則禁止としているところ、年収が一定程度ある者については、「生活のためにやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」にある者であり、派遣労働者の保護が欠けるおそれがないため、原則禁止の例外としています。<br>以上で制度の趣旨を踏まえ、御指摘のような、コロナ禍において職を失った方に対して日雇派遣を認めることは、生活のためにやむを得ず日雇派遣の仕事を選び、かえって生活が不安定になる労働者が生じるおそれがあり対応は困難です。<br>また、御指摘のような短期の労働力の需給ニーズについては、日雇派遣ではなく、日雇紹介や直接雇用が可能とされており、それらによりニーズを満たすことが可能です。なお、労働者派遣法に関する議論の中間整理(令和2年7月14日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会)においては、日雇派遣については、派遣元事業主が実施すべき雇用管理の取組が適切に行われるよう、引き続き指導等を行っていくとともに、制度の在り方について、日雇紹介が可能となっている実態も踏まえ、労働者保護の観点から、短期の労働力需給調整に係る検証を行っていくこととしています。 |                   |
| 169 | 令和2年11月6日   | 令和3年6月16日  | 最低賃金の上昇抑制について               | 新型コロナウイルス禍の中、さらに厳しい経営状況が続いており、更なる賃金の上昇は安定的な経営を脅かし圧迫するため、最低賃金の上昇抑制をご検討いただきたい。  | 新型コロナウイルスの中、さらに厳しい経営状況が続いており、更なる賃金の上昇は安定的な経営を脅かし圧迫するため、最低賃金の上昇抑制をご検討いただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省        | 地域別最低賃金は、最低賃金法において、各地域における労働者の賃金や生計費、企業の賃金支払能力を考慮し、一定の地域ごとに決定されることとされています。   | 最低賃金法第9条   | 現行制度下で対応可能 | 最低賃金については、公労使からなる最低賃金協議会において、各種指標を参考にしながら、地域における労働者の賃金や生計費、企業の賃金支払能力の3要素やその時々事情を勘案し決定されています。企業の経営実態については、企業の賃金支払能力に該当するため、適切に考慮されています。<br>なお、令和2年度の最低賃金については、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえ、1円引上げの902円(全国加重平均)となりました。   |                   |
| 170 | 令和2年11月6日   | 令和3年6月16日  | 掛け持ち勤務についての法整備について          | 掛け持ち勤務(所謂ワーク)について、労働基準法他各労働関係法の整備を行っていただきたい   | ①現状<br>政府の働き方改革の推進の効果とともに、年々掛け持ち勤務が増加している。一方で、それに対する法整備は進んで進んでおらず、例えば、時間外割増賃金を掛け持ち先のどの企業が支払うのか等が法律上明示されていない。<br>②理由<br>掛け持ち勤務の労働者に対しても、労働実態を正しく把握することが必要である。また、掛け持ち先の複数企業は互いに労働者の情報を共有していないため、労働基準法を遵守することに多大な支障がある。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省        | 労働基準法第98条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については連算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合は事業主を異にする場合も含む(労働基準局長通達(昭和23年5月14日付)基発第769号)」とされています。   | 労働基準法第38条第1項   | 対応         | 厚生労働省では、副業・兼業の場合の労働時間管理及び健康管理について、令和2年9月1日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、<br>・労働者からの申告等による副業・兼業先での労働時間の把握<br>・労働基準法第38条第1項に基づく労働時間の連算が必要な場合、連算して適用される法定・慣習的連算の方法<br>・労使双方の手続上の負担を軽減し、労働基準法定める最低労働条件が遵守されやすくなる簡便な労働時間管理の方法(管理モデル)を示すなど、ルールを明確化をしたところです。<br>改定したガイドラインの内容については、丁寧に周知を行い、企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができる環境を整備してまいります。  |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項  | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体   | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |                      |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|---|---|--|--|-------|---|--|----------------------|--|-------------------|
|     |             |            |   |   |  |  |       | 制度の現状   | 該当法令等                                    | 対応の分類                | 対応の概要  |                   |
| 171 | 令和2年11月6日   | 令和3年3月9日   | 環境法令全般における各定期報告を事業所ナンバー制度による一元的な申請体制の構築について | ①各環境法令に関する定期報告の提出先において、廃掃法、地球温暖化法は各地方自治体への報告となっている。また、省エネ法、食品リサイクル法、改正フロン法は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類が違うのはもちろんであるが、環境の観点から、関連した内容である。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、報告先も国、地方自治体に分かれている。そのため、重複した手間と、勘違いを招くケースもある。<br>②環境法規に使用するデータはあくまで、一位データ(光熱使用量・産廃排出量等)である。各省庁に合わせた報告書ではなく、各事業所(者)がそのデータを記入でき、一元的に管理できる事業所単位のサイトを構築し、国、地方自治体の個別報告の一元化を図っていただきたい。<br>③報告書類のペーパーレス化、及び、統一データ管理によるドキュメント作成への重複作業削減と簡素化による効率化、なお、履歴管理が国民的・法的に可能となる。許す、どの事業者も、環境に関わる報告書が多岐にわたり、その整理、作成が省エネ活動以上に、労力を要している。その効率化を、本来の省エネ活動へ向けたいと考える。更には、そのサイトにて、不足の内容及び、改善指示、伝達を行っていただければ、法改正への対応、地方自治体からの個別内容も事業所(者)単位で把握できると考える。 | 【省エネ法】<br>エネルギーの使用の合理化に関する法律(「省エネ法」)においてはエネルギー使用量が一定以上の事業者についてエネルギーの使用状況や判断基準の遵守状況について省令で定めた様式により経済産業省及び事業所管省庁に定期報告を行うことを求めています。省エネ法に基づく定期報告の作成に当たっては、アプリケーションやエクセルによる作成が可能であり、不足の内容や論理エラー等の是正喚起する機能を提供しています。<br>なお、省エネ法上の定期報告において、温対法関連事項もまとめて記載することとしており、その報告は温対法の報告とみなされます。また、定期報告等については電子情報処理組織使用申請届出を行うことで省エネ法と温対法の共通窓口で、経済産業省・事業所管省庁に一元的にオンラインで提出可能です。<br>【地球温暖化対策法】<br>地球温暖化対策法は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。また、関連する制度として、地球環境条例等に基づき、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める制度を導入しています。<br>【食品リサイクル法】<br>食品リサイクル法においては、食品廃棄物等の発生量が一定以上の食品関連事業者に対して、毎年度、食品廃棄物等の発生量等の状況について、省令で定められた様式により主務大臣への報告を求めています。<br>当該報告においては、ペーパーレス化・簡素化に向けて、令和2年度より、電子申請システムによる運用を開始し、エクセルによる報告書の提出が可能となり、エクセルには記入エラーチェック機能が付与されています。また、当該システムは、複数の行政サービスで共通の「gBizID」による利用が可能となっております。 | 省エネ法第16条、省令第103条<br>地球温暖化対策の推進に関する法律第26条、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する省令第22条の2<br>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、同法施行令第7条 | 検討を予定 | 各法制度はそれぞれ異なる目的で、異なる報告等を求めており、環境に関係するということのみで全て一元化することは困難ですが、制度の現状に記載のとおり、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量は、省エネ法の報告を温対法の報告とみなす制度設計がされています。<br>食品リサイクル法の定期報告については、令和2年度より開始した電子申請システム上での提出を、現在はエクセルファイルの様式のアップロードとしているところ、今後はシステム上でデータの取り込みが可能となるよう、さらなる合理化に向けて取り組まれます。<br>廃掃法の産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、電子マネーを利用した場合の提出が不要となります。今後も、電子マネーの更なる普及に向けて取り組まれます。<br>また、定期報告の一元化に関連して取組として、省エネ法、温対法、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合意してまいります。<br>更なる報告等の負担の緩和を進めていくために、省エネ法と温対法に基づく報告について、報告の作成と提出を一元的に行うことができる電子報告システムを現在構築中であり、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるGBizIDも利用可能とする予定です。<br>なお、デジタルガバメント実行計画(令和元年12月20日)においては、法令に基づく国に対する申請等について、手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省は、速やかにオンライン化の実現に取り組むこととされています。また、行政手続のオンライン化に当たって、各府省は、利用者に對して同様のサービスの提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図ることとされていますので、ご提案の趣旨を踏まえ、検討してまいります。 |  |                      |  |                   |
| 172 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 廃プラスチックの中間処理に関する規制緩和について                    | ①廃プラスチックについて、組合あるいは組合企業(量)化施設等を導入し、サプライチェーンの企業が利用する場合は、サプライチェーン全体を一つの企業体とし、自社処理同様に収集運搬業の許可、中間処理の許可を不要とする。<br>②自社処分における処理施設の許可の基準に特例を設ける等。   | 環境課題の改善が世界中で進む中、食品製造工場においても、廃プラスチック削減を目指す。技術革新が進む中、工場内で廃プラスチックを処理する機能も充実されているが、廃棄物処理法第15条(施行令第7条)で規定された処理施設で処分する場合は、産業廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があるため、ハードルが高く、導入が難しくなっている。<br>また、自社処分の場合でも、<br>①廃プラスチック類の破砕施設は処理能力が5t/日を超えるもの、<br>②廃プラスチック類(PCO汚染及びPOC処理でもあるものを除く)焼却施設焼却能力が100kg/日を超えるもの、又は火格子面積が2㎡以上のものも許可が必要となり設置のハードルが高くなっている。<br>以上のような緩和がされれば、各工場での廃プラスチック処理だけでなく、サプライチェーンを横断した廃プラスチック処理施設の導入が進行すると思う。国内においても廃プラスチック処理施設が逼迫している中、ご検討いただきたい。   | (一社)日本フロンチャイムチェーン協会  | 環境省   | 事業者が排出する廃プラスチックについて、委託を受けて処理する場合には、通常産業廃棄物処理業の許可を要するところですが、サプライチェーン全体を一つの企業体とみなした業許可類似の制度として、広域認定制度があるほか、自社処理の特例として、平成29年の廃棄物処理法改正にて、2以上の事業者を一体とみなした認定制度を整備したところだ。<br>産業廃棄物処理施設については、処理能力が日量5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設や、処理能力が時間当たり100kgを超える又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設を設置する場合は、廃棄物処理法第15条の設置許可を要する。   | 産業廃棄物処理法第12条の7、第14条、第15条、第15条の2、第15条の4の3 | ①現行制度下で対応可能<br>②対応不可 | 業許可の特例については、場面に応じて、広域認定制度や2以上の事業者の認定制度が活用可能かご確認ください。<br>廃棄物処理施設の設置許可については、廃棄物の処理が自生活環境に影響を及ぼすおそれのある行為であることから、廃棄物処理施設は、その構造や維持管理の方法の如何によっては生活環境保全上の支障を生かかねないという特性を有しています。<br>このため、現行法では、産業廃棄物処理施設の設置を許可制としているところですが、前述の特性は、設置主体や処理目的によって変わるものではないため、自らの処理を処理することや再生が目的であること等によって、産業廃棄物処理施設の設置許可を不要とするところは困難です。<br>また、地域ごごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設が過度に集中すると大気環境の確保が困難となるおそれがあることから、そのような場合には、都道府県知事は、産業廃棄物処理法第15条の2第2項に基づき、産業廃棄物処理施設の設置を許可しないことができず、一部の産業廃棄物処理施設の設置を許可不要とした場合、都道府県知事が当該規定に基づき地域全体の大気環境を保全するための総合的調整を図ることが不可能になります。 |                   |
| 173 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 廃棄物処理法におけるペットボトルの専ら物への分類について                | ペットボトルは再生利用が進んできているため、廃ペットボトルを専ら物として分類していただきたい。   | 店頭にて回収された廃ペットボトルを専ら物として分類するかしないかは各自治体によって見解が異なっている状況である。ペットボトルはリサイクルの目的となる廃棄物という地位を獲得してきており、専ら物として分類することで、各自治体の見解を統一していただきたい。ペットボトルを専ら物とすれば収集運搬コストが削減でき、更なるペットボトルのリサイクル推進につながると思う。   | (一社)日本フロンチャイムチェーン協会  | 環境省   | 廃棄物処理法第7条第1項及び第14条第1項に基づき、専ら再生利用の目的となる廃棄物の許可を不要としており、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱については(令和2年3月30日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)において、専ら物は古紙・古びん類(古銅等を含む)、あきびん類、古磁器であることが明示されています。  | 産業廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項                   | 対応不可                 | 専ら物は通知の4品目に規定されており、現時点ではこれに廃ペットボトルを追加する予定はありません。廃ペットボトルの廃棄物処理法については、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について」(平成28年1月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長、廃棄物対策課長、産業廃棄物対策課長通知)において、店頭回収された廃ペットボトルであっても一定の要件を満たす場合に産業廃棄物と解釈することを示すなど判断の統一化を図っているほか、廃ペットボトル等の再生利用が広域適切に実施されているなどの実情があれば、再生利用指定(一般指定)を積極的に検討するよう求めています。その他、全国的な収集運搬の許可については、広域認定制度等の活用もご検討ください。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|--|---|---------------------|--------------|---|---|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                                   |  |   |                     |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 174 | 令和2年11月6日   | 令和4年1月13日  | 食品リサイクル推進のための規制緩和について             | 店舗から排出される食品廃棄物を運搬するには、廃棄物処理による規制により、市町村から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者・車両である必要がある。リサイクルを実施するための食品廃棄物を運搬する場合に、かかる許可を不要としていただきたい。  | 食品リサイクルを推進する上で最大の課題は、リサイクルをするために物流費がかさみ経済合理性がない点である。物流費を低減するには商品配込車面に各種みす等の手置が有効な一方で、リサイクルするため食品廃棄物運搬について廃棄物処理法上の許可を不要としていただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 環境省          | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村計による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等が認められなければならない。<br>食品循環資源の再生利用等に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)第19条において再生利用事業計画の認定制度が設けられており、同法第21条第2項において、認定事業計画である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物に限る)を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けず、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができることとされています。               | 廃棄物処理法第7条第1項、第5項<br>食品リサイクル法第19条、第21条第2項                                | 現行制度下で対応可能 | 左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、食品リサイクルを行うものであることのみをもつて、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可等について一律の緩和をすることはできません。<br>左記「制度の現状」欄に記載のとおり、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物に限る)を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けず、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。 |                   |
| 175 | 令和2年11月6日   | 令和3年3月26日  | 再生利用事業計画におけるリサイクル方法の拡大について        | 現在、再生利用事業計画の認定を受けるためには、食品残渣を肥料料へのリサイクルしか認定を受けられないが、その食品残渣自体を鶏糞肥料以外のものにリサイクルし、かつ、サプライチェーンの視点でそのリサイクル物を活用できていると認定していただきたい。また、それに伴い最終引取量の計算方法も見直しをいただきたい。   | 豚糞により、食品残渣由来の肥料の加熱基準が低くなる中、肥料へのリサイクルが難しくなるため、肥料化に類らざるを得ない状況になるが、肥料は使用に関しては上限があるため、肥料料へのリサイクルが難しくなる。リサイクル技術が向上し、肥料料以外へのリサイクル技術が確立している。<br>例えば、コーヒーかすは消臭剤の成分にリサイクルできるが、収集運搬コストがかかることが課題となるため、再生利用事業計画の認定をいただきたい。収集運搬コストの削減できれば、リサイクル推進につながると思う。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 環境省<br>農林水産省 | 再生利用事業計画は、食品関連事業者における事業活動を通じて排出される食品循環資源を基にして、再生利用事業者におけるリサイクルにより得られた製品が、農林漁業者における農畜水産物の生産に利用され、さらに、その農畜水産物が、食品関連事業者の事業活動で製品等として取り扱われる、三者の連携による資源循環の計画的な取組を認定する趣旨の制度です。<br>このように、本制度は、農林漁業者も含めた三者が連携したリサイクルの取組を支援するものであり、三者の間で安定的な取引関係が形成され、取組が継続できるようにすることが重要です。<br>このため、再生利用事業計画では、食品循環資源の排出元となる食品関連事業者が、その食品循環資源の利用を通じて生産された農畜水産物の販売等を行う必要があることとしており、食品関連事業者が排出する食品循環資源、リサイクルにより得られる肥料・飼料等、及びその利用を通じて生産される農畜水産物のそれぞれについて、その量や種類等を定めた計画を三者が共同で作成することとしています。 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令第4条 | 対応不可       | 再生利用事業計画は、三者の間で安定的な取引関係を形成することが重要との考えから、食品循環資源の排出元となる食品関連事業者が、その食品循環資源の利用を通じて生産された農畜水産物の販売等を行う必要があることとして、例示いただいた、コーヒーかすから消臭剤の成分へのリサイクルを含め、リサイクル製品が農畜水産物の生産に利用されない取組について当該制度の対象にすることは困難です。<br>なお、今般の食品残渣利用肥料の加熱処理基準引き上げ以降も、肥料への再生利用の取組が継続されるよう、肥料製造業者が新基準に整合した加熱処理を行うために必要な設備改修等への支援を行っているところです。   |                   |
| 176 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 食品衛生法の許可基準の地域差是正について              | 管轄保健所により菓子製造業許可の要否の見解が異なる。同じ商品群であれば、許可の要否を統一していただきたい。  | コンビニエンスストアにおいて、フรายドフーズ商品における菓子パンに類する商品(仕入れた時点で加熱調理済冷凍食品)を販売する際に、管轄保健所により菓子製造業許可の要否の見解が異なる。同じ商品群であり、許可の要否を統一していただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省        | 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業所等とする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事(保健所設置市においては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受けることが必要です。<br>営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っています。  | 食品衛生法   | 対応         | 令和3年6月1日に施行される改正食品衛生法において営業許可業種の見直しを行うと共に、原則、1施設1許可となるよう全国的に平準化を図ることとしています。   |                   |
| 177 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 製造たばこ小売販売許可手続の許可基準における距離基準の撤廃について | ①たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃していただきたい。<br>②たばこ事業法第22条において既設販売店との距離基準が定められている。零細事業者が大幅に減少している現状を考えると、その許可基準の一つである距離基準撤廃を検討していただきたい。たばこ小売販売業の許可制を当分の間としているのは、たばこ専売制度の廃止に伴う激変を回避することによって多数を占める零細事業者の保護を図る目的で採用されたものと認識している。 | ①社会的健康意識の高まりによる喫煙者の減少や度重なる増税による経済的負担の高まりによる販売数減少により、零細事業者の経営環境は悪化しているとともに経営者の高齢化及び後継者不在により営業時間の短縮、品揃えの不備により消費者の利便性を損なっている。<br>②コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等申請業態は、消費者の生活利便性向上を図る業態に限られ、懸念されるたばこ小売店の乱立にはつながらないと考える。                            | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省          | 製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最も近い営業所との距離については、財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となります。   | たばこ事業法第22条、第23条<br>たばこ事業法施行規則第20条<br>平成10年3月大蔵省告示第74号                   | 対応不可       | たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制することにより小売販売業の経営の安定を図ることに加えて、たばこの購入機会が過度に減少しないようすることで、未成年者喫煙防止の社会的要請やたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の趣旨等にも応えるという重要な役割を果たしています。したがって、引き続き必要な措置であると考えています。  |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|--|---|---------------------|------|---|---|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                             |  |   |                     |      | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 178 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 製造たばこ小売販売許可手続きの迅速化について①     | たばこ小売販売許可申請において、廃業跡地を予定営業所とする申請に限り、廃業店舗が5年以上営業していた場合、30日間の待機期間が廃止し先願主義として取り扱っていただきたい。                                | たばこ小売業5年未満の廃業の場合は、待機期間が発生せず、先願主義の運用となっているが、待機期間が発生する場合は処理期間が長くなり営業開始が遅れる。消費者利便の観点から、先願主義と供給区域における速やかな販売の開始が可能となるため先願としていただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省  | 製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、許可を受けて5年以上経過した小売販売業者が廃業した場合には、その営業所の跡地又はその周辺(以下、「廃業跡地及びその周辺」という。)を予定営業所とする許可申請で、廃業時に処分未済のもの及び廃業日の翌日から起算して30日以内に提出されたものについては、当該距離基準を緩和する特例(以下、「廃業跡地特例」という。)が設けられています。小売販売業の許可については、原則として、申請の受理年月日の早いものから順次許可の可否を判定することとしていますが、廃業跡地特例の許可基準を満たす申請が2以上該当する場合は、抽選により一の申請の許可を行うこととしています。                           | たばこ事業法第22条、第23条、たばこ事業法施行規則第20条<br>平成10年3月大蔵省告示第74号<br>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領                           | 対応不可       | 廃業跡地及びその周辺については、消費者利便の観点から新規出店を促す必要があるため、廃業跡地特例が設けられておりますが、その結果、営業所の立地が容易となることから、複数の許可申請を併立する可能性があります。許可申請について受理年月日の早いものから順次許可の可否を判定することとした場合には、廃業日に合わせて許可申請するなど、廃業に関する情報有する者のみが有利となるおそれがあるため、一定期間内の申請者については抽選により公平に取り扱う必要があると考えます。 |                   |
| 179 | 令和2年11月6日   | 令和2年12月16日 | 製造たばこ小売販売許可手続きの迅速化について②     | たばこ小売販売許可申請において、予定営業所の距離基準内に「無届」休業店がある場合、財務局より免許名義人に対し、廃業指導が行われており、廃業手続きが完了後に予定営業所の許可処分がされる。但し、標準処理期間に加え1〜2ヶ月期間を要する。 | 予定営業所の距離基準内にある「無届」休業店に関しては、消費者利便性向上の観点から、ただちに審査を行っていただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省  | 製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に処分をし、当該申請者に通知するように努めることとしています。予定営業所の付近に、1月を超えて引き続きその営業を休止していると思われる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判定するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。 | たばこ事業法第22条、第23条<br>たばこ事業法施行規則第20条<br>平成10年3月大蔵省告示第74号<br>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領<br>製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程 | 現行制度下で対応可能 | 最寄りの営業所が休業店(正当な理由がなく1月を超えてその営業を休止している営業所)に該当するか否かを判定するための調査は、小売販売業の許可申請の処分可否を判断する上で不可欠なものです。そのうえで、処分行政庁である財務局に対し、この調査を迅速に進めるとともに、当該調査により既設営業所が休業店と認められる場合においては、速やかに予定営業所の許可手続きを行い、既設店の廃業手続によって遅延することのないよう指導しており、引き続き徹底してまいります。      |                   |
| 180 | 令和2年11月6日   | 令和2年12月16日 | たばこ小売販売業における無届休止店舗の取り扱いについて | あきらかに正当な理由がないのに、1月を超えて引き続きその営業を休止している既設店舗に対しては、たばこ事業法第三十一条七に則り、許可を取り消し、近隣で申請されたたばこ小売販売申請者に対して、規程の期間内での処分決定をお願いしたい。   | 現行のたばこ事業法第三十一条七では、「正当な理由がないのに、1月を超えて引き続きその営業を休止した時は許可を取り消すことができ」とある。現状では、たばこ小売販売業の新規申請を行った際、申請地の近隣(距離基準内)に上記休止店舗が発覚した場合は、当該休止店舗の免許名義人に対して確認調査を行うため、免許名義人の所在が判別できない場合等は、処分が通常の審査期間を超えて数ヶ月間留保となる案件も発生している。したがって、上記休止店舗が存在する場合は、たばこ事業法第三十一条七に照らし合わせた措置を講じて、新規申請に対して、規程の期間内での処分決定をお願いしたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省  | 製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に処分をし、当該申請者に通知するように努めることとしています。予定営業所の付近に、1月を超えて引き続きその営業を休止していると思われる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判定するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。 | たばこ事業法第22条、第23条<br>たばこ事業法施行規則第20条<br>平成10年3月大蔵省告示第74号<br>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領<br>製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程 | 現行制度下で対応可能 | 最寄りの営業所が休業店(正当な理由がなく1月を超えてその営業を休止している営業所)に該当するか否かを判定するための調査は、小売販売業の許可申請の処分可否を判断する上で不可欠なものです。そのうえで、処分行政庁である財務局に対し、この調査を迅速に進めるとともに、当該調査により既設営業所が休業店と認められる場合においては、速やかに予定営業所の許可手続きを行い、既設店の廃業手続によって遅延することのないよう指導しており、引き続き徹底してまいります。      |                   |
| 181 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | たばこ小売販売業の申請・届出関連について        | たばこ小売販売業の申請・届出について、オンライン化についてご検討いただきたい。  | 現状は管轄都道府県のJTへ申請・届出を行うが、オンライン化により書面コストの削減となり、また、窓口提出時は、同業務の軽減により、新型コロナウイルスを患えた新しい生活様式の実践にも寄与すると考える。過去は平成15年に電子申請化がなされるも利用実績の低迷から平成22年に廃止となり、インターネット環境の普及もあるため、再検討をお願いしたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省  | 当該届出等の手続は、過去、「財務省電子申請システム」により、オンライン化をしていますが、運用開始以降、利用実績が著しく低く、将来においても大幅な利用の拡大が見込めないことから、行政刷新会議における事業仕分け(平成21年11月27日)等の指摘を踏まえ、平成22年3月19日をもって運用を停止しております。また、各種届出は、法令により押印を定める様式を定めており、現在は、当該手続の事務を委任する日本たばこ産業株式会社の子会社に持参又は郵送等により提出することとなっております。   | たばこ事業法第22条、たばこ事業法施行規則第18条等  | 検討に着手      | 当該届出等の手続のオンライン化については、政府全体における行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し方針を受け、順次、検討・対応していく考えです。なお、その一環として、まずは、年内に押印を廃止するため、申請書等の様式を変更する改正省令案のパブリックコメント実施など、公布・施行に向けた所案の手続を進めております。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                   | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果  |  |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--|---|---|---------------------|------------|--|--|-------|---|-------------------|
|     |             |            |  |   |   |                     |            | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 182 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 新型コロナウイルス禍における無人・省人店舗を促進する上でこの販売方法について | 「たばこ小売販売業の申請者の皆様へ(令和2年4月1日改正)」におけるたばこ自動販売機の設置許可基準については、「店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態」とある。しかしながら、許容の新型コロナウイルス感染で、政府としても非接触や無人化を推進する社会においては、本条件が、そのような社会の実装において、将来的に足かせになる可能性も考えられる。「店舗内の設置及び防犯カメラの設置が施されている場合」は、規則20条における十分な管理・監督がなされていると見做す等、人の配置を前提とした規制の見直しをご検討いただきたい。 | 「たばこ小売販売業の申請者の皆様へ(令和2年4月1日改正)」におけるたばこ自動販売機の設置許可基準については、「店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態」とあり、従業員がその場にいることを前提とした規制の見直しをご検討いただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省        | 製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、自動販売機を設置する場合には、その設置場所が「店舗に併設」されていることが許可の条件となります。この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいいます。 | たばこ事業法第22条、第23条<br>たばこ事業法施行規則第20条<br>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 | 対応不可  | 製造たばこの自動販売機の設置については、20歳未満の者の喫煙防止の観点から十分な管理、監督を行う必要があります。このため、店舗内の従業員がいる場所から自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に設置することを許可の条件としているものです。<br>また、自動販売機については、成人識別装置を装備したものとすることを許可の条件としておりますが、成人識別装置のみでは20歳未満の者による不正利用の防止が十分に確保されないおそれがあります。未成年者喫煙禁止法において定められている20歳未満の喫煙防止に万全を期す観点から、現時点では、設置場所に関する条件を緩和することは適当ではないと考えます。<br>なお、現在の取扱い、製造たばこ小売販売業の許可に際し、許可の条件を付し又はこれを変更する場合には、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の規定に基づいており、要領の改正時には行政手続法に基づき意見公募手続を実施しています。   |                   |
| 183 | 令和2年11月6日   | 令和2年12月16日 | 20歳未満者へのたばこ販売について                      | ①販売者がより厳格な年齢確認を実施できるよう購入希望者に対して、身分証明書等の年齢がわかる書類を提示することの義務化<br>②20歳未満の者の単純喫煙に対する実効性を持たせる内容への変更   | ①について<br>喫煙をする少年少女は、その行為自体が素行不良と考えられる。20歳未満であることを理由に販売を拒否しても、拒否されたことに腹を立て、店員に暴言や暴行を加えたりする被害も発生しており、半ば脅されて無理矢理販売させられた事例もある。加えて、接客時に成人が確認ボタンのタッチ作業を面倒くさがり、「顔を見れば判るだろ！」等と恠喝される被害を受けることがある。これに関し、「たばこの購入を希望する場合は年齢を問わず、身分証明書等の年齢がわかる書類を提示する」旨の義務化をご検討いただきたい。<br>②について<br>青少年の健全育成及びバタナリズムの観点から、第1条の罰則規定は設けられておらず、販売者に対する罰則規定のみになっている。法令に実効性を持たせるために何らかの罰則規定についてご検討いただきたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁<br>財務省 | ① 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第4条により、たばこ販売業者等は、20歳未満の喫煙の防止に資するために、年齢の確認その他の必要な措置を講ずる必要があるとされています。<br>② 同法第1条により、20歳未満の者による喫煙は禁止されていますが、実際にそれらの者が喫煙した場合の罰則は同法には設けられていません。   | 未成年者喫煙禁止法第1条、第4条                                       | 対応不可  | ① 未成年者喫煙禁止法第4条は、たばこ販売業者等が20歳未満の者に対してたばこを販売している実態がなくなる状況が踏まえ、20歳未満の者の喫煙の防止に一層資するため、たばこ販売業者等において年齢確認等の必要な措置を講ずることとされたものです。<br>このような年齢確認等の措置の趣旨や、国民の負担等を考慮すると、現時点では、購入者側に対して身分証明書等の提示義務を設けることは適切ではないと考えております。<br>なお、警察では、たばこ販売店に対する警察への通報等に関する要請の実施や、警察官による立ち寄りや努めであり、購入者からの暴行等のトラブルに対しては、引き続き厳正に対応してまいります。<br>② 未成年者喫煙禁止法については、20歳未満の者の健全育成を図り、その福祉を守ることを目的とし、喫煙したそれらの者に対する罰則ではなく、販売者に対する罰則や、親権者等に対する禁止義務等により、それらの者による喫煙の禁止措置の実効性を確保しようとするものであり、喫煙したそれらの者に対する罰則を設けることは適切ではないと考えております。 |                   |
| 184 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 20歳未満者への酒類販売について                       | ①販売者がより厳格な年齢確認を実施できるよう、購入希望者に対して身分証明書等の年齢がわかる書類を提示することの義務化<br>②20歳未満の者の単純飲酒に対する実効性を持たせる内容への変更   | ①について<br>飲酒をする少年少女は、その行為自体が素行不良と考えられる。20歳未満であることを理由に販売を拒否しても、拒否されたことに腹を立て、店員に暴言や暴行を加えたりする被害も発生しており、半ば脅されて無理矢理販売させられた事例もある。加えて、接客時に成人が確認ボタンのタッチ作業を面倒くさがり、「顔を見れば判るだろ！」等と恠喝される被害を受けることがある。これに関し、「酒類の購入を希望する場合は年齢を問わず、身分証明書等の年齢がわかる書類を提示する」旨の義務化をご検討いただきたい。<br>②について<br>青少年の健全育成及びバタナリズムの観点から、第1条の罰則規定は設けられておらず、販売者に対する罰則規定のみになっている。法令に実効性を持たせるために何らかの罰則規定についてご検討いただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁<br>財務省 | ① 未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)第1条第4項により、酒類販売業者等は、20歳未満の者の飲酒の防止に資するために、年齢の確認その他の必要な措置を講ずる必要があるとされています。<br>② 同法第1項により、20歳未満の者による飲酒は禁止されていますが、実際にそれらの者が飲酒した場合の罰則は同法には設けられていません。   | 未成年者飲酒禁止法第1条第1項、第4項                                    | 対応不可  | ① 未成年者飲酒禁止法第1条第4項は、酒類販売業者等が20歳未満の者に対して酒類を販売している実態がなくなる状況が踏まえ、20歳未満の者の飲酒の防止に一層資するため、酒類販売業者等において年齢確認等の必要な措置を講ずることとされたものです。<br>このような年齢確認等の措置の趣旨や、国民の負担等を考慮すると、現時点では、購入者側に対して身分証明書等の提示義務を設けることは適切ではないと考えております。<br>なお、警察では、酒類販売店に対する警察への通報等に関する要請の実施や、警察官による立ち寄りや努めであり、購入者からの暴行等のトラブルに対しては、引き続き厳正に対応してまいります。<br>② 未成年者飲酒禁止法については、20歳未満の者の健全育成を図り、その福祉を守ることを目的とし、飲酒したそれらの者に対する罰則ではなく、販売者等に対する罰則や、親権者等に対する禁止義務等により、それらの者による飲酒の禁止措置の実効性を確保しようとするものであり、飲酒したそれらの者に対する罰則を設けることは適切ではないと考えております。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                    | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |  |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---|--|---|---------------------|---------------------|---|--|-------|--|-------------------|
|     |             |            |   |  |   |                     |                     | 制度の現状   | 該当法令等                                  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 185 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 民法改正を踏まえた未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法について        | 「20歳未満喫煙・飲酒禁止法」において、「18歳成年年齢の引下げに伴い、18歳又は19歳の者による喫煙又は飲酒に対して制止義務を負う親権者及びこれに代わる監督者は存在しないこととなる」とあるが、成人年齢にある者による違法な行為については販売者同様の罰則規定を設けること、自己の行為について責任を負う意識の醸成に資するとともに本人による購入抑制効果も期待できることから、同法の改正をご検討いただきたい。 | 令和4年4月の民法改正施行に伴い、成人年齢の引下げが18歳未満とされ、18歳以上は自らの行為に責任を持ち契約行為も効力を生じえる年齢となる。一方、未成年者喫煙禁止法は、引き続き、20歳未満とすることの適宜がきているところ。「20歳未満喫煙・飲酒禁止法」において、18歳又は19歳の者による喫煙又は飲酒について「制止義務を負う親権者及びこれに代わる監督者は存在しないこととなる」とあるが、成人年齢にある者による違法な行為については販売者同様の罰則規定を設けること、自己の行為について責任を負う意識の醸成に資するとともに本人による購入抑制効果も期待できることから、同法の改正をご検討いただきたい。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 警察庁                 | 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第3条及び未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)第1条第2項では、20歳未満の者の親権者及びこれに代わる監督者に対して、それらの者による喫煙及び飲酒に係る制止義務が課されており、喫煙及び飲酒を知りながら制止しなかった親権者等に対しては罰則が課される場合があります。<br>民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)による改正後の民法(明治29年法律第89号)により成年年齢が18歳と became、商法律における喫煙及び飲酒を禁止する年齢は引き続き20歳未満のままですが、民法上成年となる18歳及び19歳の者による喫煙及び飲酒に対しては、制止義務を負う親権者等が存在しないこととなります。   | 未成年者喫煙禁止法第3条<br>未成年者飲酒禁止法第1条第2項、第3条第2項 | 対応不可  | 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法については、民法の成年年齢とは異なり、20歳未満の者の健全育成を図り、その福祉を図ることを目的としており、民法改正により成年年齢が18歳と became、喫煙や飲酒をした18歳及び19歳の者に対する罰則を設けることは適切ではないと考えられています。   |                   |
| 186 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 新型コロナウイルス禍における無人・省人店舗を促進する上で酒類の販売方法について | 酒類の自動販売機においては、「表示基準」という形で深夜帯の販売が規制されているが、免許証等によるデジタルでの年齢確認が可能となる場合には、深夜帯の販売を可能としていただきたい。   | 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(国税庁告示第9号)」において、酒類自動販売機は、「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨を表示することとなっている。他方、たばこの自動販売機については、平成20年6月のたばこ分科会での議論を踏まえ、自動販売機の成人識別装置が許可されたことで、深夜帯の販売規制が廃止となっている経緯がある。酒類自動販売機においても、たばこ同様、免許証等により年齢確認が可能となる場合には、深夜帯の販売を可能とした年齢確認について、所管省庁として定めた方法や仕様等があれば、公開いただきたい。<br>※新型コロナウイルス禍において、非接触や非対面、無人化を推進する社会において、無人販売・自動販売機等の利活用が一層求められると想定されることから、一定の条件を満たせば販売可能とすべきと考えられる。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 財務省                 | 国税庁においては、致酔性・依存性を有する酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、酒類業界に対して20歳未満の者の飲酒防止に配慮するよう要請するなど、所要の措置を講じてきたところである。<br>酒類の自動販売機(以下「酒類自販機」といいます。))については、20歳未満の者の飲酒を防止する観点から「徹底を原則としつつ、消費者の利便や零細な小売酒販店の省力化・経営合理化等を踏まえて、やむを得ない場合には、購入者の年齢が確認できるといった改良型酒類自販機(以下「改良型機」といいます。))に移行するよう指導するとともに、午後11時から翌日午前5時までの時間は稼働停止するよう指導してきたところです。<br>これらの酒類自販機の稼働時間に関する指導は、改良型機が開発され市販される以前から行っているものですが、改良型機であっても、その機能、取扱い等によっては20歳未満の者のアクセスを完全に防止することは困難であることから、改良型機を含め、午後11時から翌日午前5時までの時間は稼働停止させることとしています。 | 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準                   | 対応不可  | ご提案の内容については、アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画が平成28年5月に閣議決定されるなど、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の販売における社会的要請が高まっていること等を踏まえ、幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要するものと考えています。<br>改良型機であっても、20歳未満の者のアクセスを完全に防止することは困難であることから、現時点では、酒類自販機による深夜帯の販売を可能とすべきとは考えていません。            |                   |
| 187 | 令和2年11月6日   | 令和3年6月16日  | キャッシュレス支払い手段による給与支払いについて                | さらなるキャッシュレスの推進のために、現在、現金(例外的に口座振込)となっている給与振込に対して、新しい決済手段(電子マネーやプリペイドカード、バーコード等)への支払いを可能にしていきたい。  | 現金を前提とした給与支払いが前提の法制となっており、例外として銀行振込みも許容されているが、利便性や手数料コストの観点からキャッシュレス化推進の阻害要因になっている。<br>①キャッシュのデジタル化による決済範囲の拡大<br>②キャッシュレス化の推進による個人間送金の円滑化<br>③新しいFintechビジネスの可能性  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 内閣府<br>金融庁<br>厚生労働省 | 賃金の支払については、労働基準法第24条において通貨払の原則が定められています。<br>なお、労働基準法施行規則第7条の2において、通貨払原則の例外として、銀行口座と証券総合口座への振込が認められています。   | 労働基準法第24条<br>労働基準法施行規則第7条の2            | 検討に着手 | 成長戦略フォローアップにおいて、「賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護を図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図るとされており、2020/8/27の労働政策審議会労働条件分科会において、議論が開始されました。その後、2021/1/28、2/15、3/16、4/19の労働政策審議会においても、引き続き議論しています。 | ◎                 |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                   | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体                                | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |            | ワーキンググループにおける処理方針   |
|-----|-------------|-----------|--|---|--|-------------------------------------|--------------|---|---|------------|---|
|     |             |           |  |   |  |                                     |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      |   |
| 188 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日 | クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について                | ①無人ロッカーでの取次店開設の容認<br>②コンビニエンスストア等の店舗(店内・店外含む)へのロッカー設置簡略化(統一基準作成)<br>一部地区にて認可されている商品受け渡しロッカーによる受付型サービスの実施条件の緩和をご検討いただきたい。<br>③敷地の広さ制限、有人による受付、専用カウンターを設置、食品を扱う施設内での設置不可)<br>※無人ロッカーであっても法令で求められている衛生管理・保管管理等については、手袋を換えることにより適切に行うことが可能          | 宅配便再配達や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導し市中(主に駅中)に宅配便受取ロッカーの設置が推進されているが、同様にクリーニング品の受け渡しサービスについても許可いただきたい。クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下のクリーニング業法によって規制されているが、昨年インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すというクリーニング業法では違反である(平成29年3月の予算委員会でも当時塩崎大臣が、宅配便の車庫が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない)業態も広く散見される。上記の場合、受取ロッカーでクリーニングを受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している。クリーニングの受け渡しロッカーについては、これまで専体での設置許可が出たことはないが、管轄保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可がでない。過去、外口等が限られたことにはあるが、保健所に対しクリーニング業者から指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例はないのが実情である。また、コンビニエンスストア等の店舗(店内・店外含む)へのロッカー設置については、自治体毎に必要な対応が異なり、普及の妨げとなっている一方でマンション内に設置されたロッカーはクリーニング品受け渡しに特化したことではない。<br>昨今の状況を鑑みた場合、規制は現実的でないため、ロッカーを設置する場合のルール策定の上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また、宅配便でクリーニング品を送るという実情も法的解決が図られると考える。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会<br>厚生労働省        | 厚生労働省        | クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第4項において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設として、また、「ロッカー等による洗濯物の受取及び引渡しについて(昭和11年12月5日府令第227号厚生生活衛生局指導課長通知)において、ロッカー等の設置場所については、当該クリーニング所の主たる部分と一体となった状態で当該ロッカーが設置されることを要するものであり、衛生管理及び保管管理に支障をきたさない。当該クリーニング所の店頭等に併設されることを求めています。また、営業者の届出事項についてはクリーニング業法施行規則第1条の3において示されています。  | 国家戦略特別区域法第29条～第30条<br>クリーニング業法第2条<br>クリーニング業法施行規則第1条の3  | 検討に着手      | 左記の取り扱いについては、国家戦略特区ワーキンググループの議論を踏まえ、厚生労働省において検討を進めているところです。   |
| 189 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日 | インターネット受付、宅配便による店舗受取、お渡しクリーニングサービスについて | ①お客様がインターネット受付をして、加盟店が現行ネット宅配クリーニングと同様に洗濯物(仕上げ品を含む)が梱包された貨物を宅配物として取扱い、預かり/受け渡しを行いクリーニング代金を店舗売上とする場合、店舗は「営業者」に該当する。<br>②宅配物を宅配便事業者が、他の宅配便と同じ取扱いで運送した場合、同宅配便事業者は「営業者」に該当するが、それは洗濯物(仕上げ品)であることの認識が無により異なる。<br>③上記サービス提供時、店舗保管・物流上で実施すべき事項や留意点はあるか。 | 宅配便再配達や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導し市中(主に駅中)に宅配便受取ロッカーの設置が推進されているが、同様にクリーニング品の受け渡しサービスについても許可いただきたい。クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下のクリーニング業法によって規制されているが、昨年インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すというクリーニング業法では違反である(平成29年3月の予算委員会でも当時塩崎大臣が、宅配便の車庫が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない)業態も広く散見される。上記の場合、受取ロッカーでクリーニングを受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している。クリーニングの受け渡しロッカーについては、これまで専体での設置許可が出たことはないが、管轄保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可がでない。過去、外口等が限られたことにはあるが、保健所に対しクリーニング業者から指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例はないのが実情である。また、コンビニエンスストア等の店舗(店内・店外含む)へのロッカー設置については、自治体毎に必要な対応が異なり、普及の妨げとなっている一方でマンション内に設置されたロッカーはクリーニング品受け渡しに特化したことではない。<br>昨今の状況を鑑みた場合、規制は現実的でないため、ロッカーを設置する場合のルール策定の上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また、宅配便でクリーニング品を送るという実情も法的解決が図られると考える。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会<br>厚生労働省        | 厚生労働省        | クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第1項において、「クリーニング業」とは、洗剤又は洗剤を使用して、衣服その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)を営業とすることをいう。また、同条第2項において「営業者」とは、「クリーニング業を営む者(洗たくをしない洗たく物の受取及び引渡しをする者を営業者を含む。)」をいうとされています。<br>また、「クリーニング業法の運用について(平成20年2月14日健康発第0214001号)厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、宅配業者等の受付窓口において、顧客の荷物の内容物を特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識した上で、継続反復的に一般の荷物とは異なる取扱を行う場合等については、洗濯物の受取及び引渡しを行うための営業者の施設に該当するという見解を示しています。   | クリーニング業法第2条   | 事実確認       | 宅配業者等を通じて洗濯物の受取及び引渡しを行う場合においては、荷物の内容物が洗濯物として宅配業者に認識されている場合には、当該宅配事業者はクリーニング業の営業者に該当することを既に明確化しています。   |
| 190 | 令和2年11月27日  | 令和3年4月16日 | 宅配ロッカー設置時の建築確認について                     | 店内宅配ロッカー設置時の消防確認に関して、各管轄消防署の判断に委ねられている基準を統一した見解を出していただきたい。<br>例えば、自動ドアとは別に開口部を設ける必要がある等。  | 宅配ロッカーを窓面に設置するには、消防上の見地から、建築基準法第126条の「四 出入口は、外部から開放し、または、破壊して室内に進入できる構造とすること」の記載があるが、破壊できる構造・仕様等の基準について地域によって異なる。また、同第126条の6の「幅員四メートル以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部(直径メートル以上の円が内接することができるもの、又はその幅及び高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上及び二メートル以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないもの)に関する」を当該壁面の長さメートル以内のごとに設けている場合)についても所轄の消防署毎で基準が異なり、都度協議が必要になる。基準を統一することで、事前設置の可否を判断できるため、無駄な調査や協議が必要にならないこと、より迅速な設置が可能になると考える。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会<br>経済省<br>国土交通省 | 経済省<br>国土交通省 | ご指摘の建築基準法に係る各規定については、都道府県の建築部局である特定行政庁等において許可又は確認が行われるものになります。ただし、特定行政庁等が行う許可又は確認に際しては、建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意が必要となります。なお、消防が特定行政庁等に対して行う同意の手続とは別に、建物関係者から建築部局の所掌する事項(建築基準法の規定に関する判断基準等)について任意の相談等がなされた場合、消防から建築基準法上の規定について事業者に助言をすることはあり得ます。当該相談等において建築基準法上の規定に係る疑義等が生じた場合は、消防部署において建築部局に当該疑義等について確認した上で、助言を行うこととなります。<br>ご提案の「宅配ロッカーを窓面に設置」する際に消防法令上関連しうる内容としては、「無窓階」が考えられます。避難上又は消防活動上有効な窓その他の開口部を有しない階を消防法令上「無窓階」と規定しているもので、誘導灯等の消防用設備等の設置が求められる場合がありますが、統一的な判断基準として、消防庁から自治体に対し、「無窓階の判断基準について(昭和48年10月23日付け消防予第140号)」や「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(通知)(平成19年3月27日付け消防予第111号)等を通知しています。 | 建築基準法第93条<br>消防法施行規則第5条の3<br>「無窓階の判断基準について(昭和48年10月23日付け消防予第140号)」<br>「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(通知)(平成19年3月27日付け消防予第111号) | 現行制度下で対応可能 | ご指摘の建築基準法に係る各規定については、都道府県の建築部局である特定行政庁等において許可又は確認が行われるものになります。ただし、特定行政庁等が行う許可又は確認に際しては、建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意が必要となります。なお、消防が特定行政庁等に対して行う同意の手続とは別に、建物関係者から建築部局の所掌する事項(建築基準法の規定に関する判断基準等)について任意の相談等がなされた場合、消防から建築基準法上の規定について事業者に助言をすることはあり得ます。当該相談等において建築基準法上の規定に係る疑義等が生じた場合は、消防部署において建築部局に当該疑義等について確認した上で、助言を行うこととなります。<br>ご提案の「宅配ロッカーを窓面に設置」する際に消防法令上関連しうる内容としては、「無窓階」が考えられます。避難上又は消防活動上有効な窓その他の開口部を有しない階を消防法令上「無窓階」と規定しているもので、誘導灯等の消防用設備等の設置が求められる場合がありますが、統一的な判断基準として、消防庁から自治体に対し、「無窓階の判断基準について(昭和48年10月23日付け消防予第140号)」及び「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(通知)(平成19年3月27日付け消防予第111号)等を通知しており、引き続き各種会議や講習会等の機会を捉え、周知を図ってまいります。 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果  |  |                                     |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|--|--|---------------------|----------------|--|--|-------------------------------------|--|-------------------|
|     |             |            |                                   |  |  |                     |                | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類                               | 対応の概要  |                   |
| 191 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 電気主任技術者不足改善のための育英促進について           | 【具体的内容】<br>小型商業店舗における小型キュービクル設置が増加による実働電気主任技術者不足と高齢化が常態化している。法定保守保安業務の形骸化につながりかねない事態であり、早期に主任技術者育成が必要であると考え、そのための、外部委託承認制度の緩和や新卒採用等への支援をご検討いただきたい。 | 【提案理由】<br>①コンビニエンスストアは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し、高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数が少なく高齢化しており、保守管理人材の確保が急務となっている。<br>②高圧受電設備の保守保安業務において、人手不足による保守保安費用が高騰している。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 経済産業省          | 自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけています。<br>「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約9割で外部委託承認制度が利用されています(外部委託承認制度が適用可能な自家用電気工作物は受電電圧7,000V未満の需要設備又は出力2,000kW未満の発電所)。経済産業大臣による承認を得るためには、保安管理業務の受託者に対し、電気主任技術者の免状取得に加え、必要な能力を確認するため、一定の実務経験年数を求めています。<br>近年、需要設備や再生エネルギー設備の増加に伴い、外部委託承認制度を利用する設置者が増加する一方で、電気保安の要となる電気主任技術者(第9種)の試験合格者は毎年4,000人程度を推移しているものの、資格取得後に電気保安業界に就職する者は2%程度、免状取得者の約4割が60歳以上という状況です。 | 電気事業法第43条<br>電気事業法施行規則第52条<br>平成15年経済産業省告示第249号  | 検討に着手                               | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。電気主任技術者の高齢化等を踏まえ、外部委託承認制度における実務経験年数の短縮化など、電気保安業界への入職者の増加に向けた対応策について産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、令和2年度中に所要の改正を目指します。  |                   |
| 192 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 電気主任技術者不足による高圧受電設備の保守保安業務の見直しについて | 【具体的内容】<br>小型商業店舗における小型キュービクルの設置が増加による実働電気主任技術者不足と高齢化が常態化している。新型コロナウイルス禍において保守点検の日程延期等も発生しており、今後、with新型コロナウイルス禍の中で新たな点検方法を検討いただきたい。                | 【提案理由】<br>①コンビニエンスストアでは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数が少なく高齢化している。<br>②新型コロナウイルス禍において点検日の延期等が発生し、今後も点検予定等の見直しが発生する中で、遠隔点検等を行うことで、実施効率を上げることができないかと考えている。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 経済産業省          | 自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけています。<br>「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約9割で外部委託承認制度が利用されています(外部委託承認制度が適用可能な自家用電気工作物は受電電圧7,000V未満の需要設備又は出力2,000kW未満の発電所)。<br>電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっております。   | 電気事業法第43条<br>電気事業法施行規則第52条<br>平成15年経済産業省告示第249号<br>主任技術者制度の解釈及び運用(内規)                    | 検討に着手                               | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。自家用電気工作物における遠隔監視技術等の活用による定期点検のあり方については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、遠隔監視システムによる現場点検の代替について令和2年度中に所要の改正を目指します。  |                   |
| 193 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 中小小売商業振興法に基づく情報開示書の電子化について        | 中小小売商業振興法に基づき、フランチャイズ本部は加盟希望者に対していわゆる「法定開示書面」を交付し法定開示事項を説明しているところ、「法定開示書面」を紙の書面を交付するのではなく、PDF等の電子的方法による法定事項の情報提供ができるようご検討いただきたい。                   | ①「法定開示書面」は中小小売商業振興法第11条第1項において、「書面を交付」することが義務付けられている。しかしながら、ネットの拡大や、スマートフォンタブレット等の情報端末の普及により、これらを選んでいるだけでも書面を閲覧できるようになっている。「法定開示書面」も電磁的な方法での受け渡しができるようになれば、利便性が向上する。<br>②フランチャイズ本部は、「法定開示書面」を多額のコストをかけて製作し、紙資源も消費し、保管も行っている。電磁的記録での受け渡しができるれば、これらのコスト・資源の消費が大幅に削減できる。<br>③法の趣旨からして、加盟候補者に対して必要な事項の説明を十分に行えばよく、昨今の情勢に鑑みれば、手段を書面に限定する理由はないように考える。<br>以上の理由から、中小小売商業振興法第11条第1項の説明の手段を「書面交付」に限定しないようにいただきたい。 | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 経済産業省          | ・中小小売商業振興法第11条第1項に基づき、特定連鎖化事業を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするとき、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならないこととされている。<br>・このとき「書面を交付」とは、通常、紙媒体によって行われることが想定される。   | 中小小売商業振興法第11条第1項   | その他                                 | ・書面交付の部分については、政府全体の書面・対面規制の見直しの中で、中小小売商業振興法第11条第1項に基づく義務についても、電子化を可能とする方向で検討を予定している。<br>・具体的な検討時期や措置の時期については、政府全体の見直し作業の中で、検討していただきたい。<br>・なお、中小小売商業振興法第11条第1項に基づき、特定連鎖化事業を行う者が負う義務は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対する書面交付の義務のほか、その記載事項に関する説明の義務を負うことに留意が必要。 | △                 |
| 194 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 上下水道の使用開始に伴う申請・届出のオンライン化について      | 店舗の建設・出店にあたり申請を行うが、これらをオンラインで申請できるようにし、この書類への押印を不要にしていきたい。   | ①当社では、毎年1,000店程度の出店を行っているが、左記の申請書類へ社名・代表者氏名とともに印鑑を押すべき書類が多数存在する。これが現状である。<br>②申請をオンライン化し、押印を不要とできれば、これらの人員をより有効な活用を進めることができるとし、より効率化を図ることができる。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省<br>国土交通省 | 【厚生労働省】<br>上下水道の使用開始に伴う申請等の方法については、法令等では特に規定しておらず各水道事業者に委ねられておりますが、全国的には、既に対応可能なところからオンライン申請が進んでいると承知しております。<br>【国土交通省】<br>下水道法上、排除する汚水の量が、最も多い日で50m <sup>3</sup> 以上ある場合など、前定の条件に該当する場合は、あらかじめ下水道管理者へ「公共下水道(流域下水道)使用開始届」等の提出が必要になります。当該書類には、申請者の署名又は押印が必要となっているため、書面で提出する必要があります。  | 【厚生労働省】<br>なし<br>【国土交通省】<br>下水道法第11条の2、第12条の3<br>下水道法施行規則第6条、第8条、第9条、様式第4、様式第5、様式第6、様式第7 | 【厚生労働省】<br>事実確認<br>【国土交通省】<br>検討に着手 | 【厚生労働省】<br>上下水道については、制度の現状欄に記載のとおりです。<br>【国土交通省】<br>行政手続における書面・押印・対面の見直しに関する政府方針を受けて、下水道法施行規則に規定する「様式」のうち、申請者の押印が必要なものについては、令和2年中を目処に省令を改正し、押印欄を廃止する予定です。<br>その他、申請・届出のオンライン化に向けて、必要に応じ下水道管理者の意見も聞きながら、検討を進めてまいります。                                |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁    | 所管省庁の検討結果   |  |           |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|--|---|---------------------|---------|---|--|-----------|---|--------------------|
|     |             |            |                             |  |   |                     |         | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類     | 対応の概要   |                    |
| 195 | 令和2年11月20日  | 令和3年1月14日  | 営業許可申請のオンライン化について           | 営業許可関連の新規申請、更新手続き等のオンライン化についてご検討いただきたい。  | 現状は管轄保健所の窓口において、書面での申請しかできないためオンライン化により書面コストの削減となり、また、窓口対応の経路により、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式の実践」にも寄与すると考える。<br>行政手続の簡素化における「行政手続コスト削減のための基本計画」(平成29年6月策定)では、オンライン化に向けた検討を行うと記載がされているが、現状を含め、今後のスケジュール等も確認させていただくとともに、ご検討をいただきたい。   | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 厚生労働省   | 食品衛生法に以下のとおり営業許可、営業届が規定されています。<br>第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。<br>第57条 営業(第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。  | 食品衛生法  | 対応        | 改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行されることを踏まえ、営業許可申請、営業届出に関する電子申請システム(食品衛生申請等システム)を構築しました。   |                    |
| 196 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 国・地方公共団体とのリース取引について①電子化・合理化 | 国・地方自治体とのリース取引において、大量の書類作成及び各種書類への押印が必要とされる等、テレワーク推進上の大きな妨げとなっているため早急に電子化・合理化を進めること。<br>a)リース料請求書の統一的な電子化を図ること。電子化が実現するまでの間は請求書への押印及び添付書類(納品書等)の廃止、請求書一括発行等の合理化を進めること。<br>b)国・地方公共団体のリース料の支払いについて口座振替による方法を促進すること。<br>c)入札手続きにおける、見積書(押印必要)、関係書類の郵送が求められているが、これらの電子化を図ること。 | リース会社は国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記や「納品書」等の書類の添付が求められる場合がある。<br>これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。<br>国・地方公共団体のリース料の支払いは、口座振替によることがほとんどなく、官公庁・リース会社の事務合理化のために、リース料の口座振替を促進すること。<br>電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。                                      | 公益社団法人リース事業協会       | 総務省 財務省 | (国)<br>a)国への代金の請求方法、添付書類や押印の要否等については、会計法令上定められておりません。<br>b)国庫金の支払いについては、預金又は貯金への振り込みの方法によることが可能となっております。<br>c)入札手続きにおける、見積書、関係書類については会計法令上定められておりません。<br>(地方公共団体)<br>a)地方公共団体への代金の請求方法、添付書類や押印の要否等については、地方自治法令上定められておりませんが、各地方公共団体の規則等で規定されています。<br>b)地方自治法施行令第165条の2により口座振替による支出が可能である旨が規定されています。<br>c)入札手続きにおける、見積書、関係書類については地方自治法令上定められておりませんが、各地方公共団体の規則等で規定されています。 | 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第3号<br>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2                                 | 現行制度下で対可能 | a)国への代金の請求方法等については、会計法令上定められていません。そのため、請求書の電子化も添付書類や押印の省略も各府省の判断で可能となっております。<br>b)国庫金の支払いについては、預金又は貯金への振り込みの方法によることが可能となっております。<br>また、「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)において、現金支払いについて、「債権者との交渉等により、可能な限り支出官払(振込)に移行する。」とされています。<br>c)入札手続きにおける、見積書、関係書類については会計法令上定められておりません。なお、府省共通の電子調達システムにより入札手続きは電子化されています。また、見積書の押印は会計法令上定められていません。<br>(地方公共団体)<br>a)地方公共団体への代金の請求方法等については、地方自治法令上定められていません。そのため、請求書の電子化も添付書類や押印の省略も各地方公共団体の規則等で定めることで可能となっております。<br>b)地方自治法施行令第165条の2により口座振替による支出が可能である旨が規定されていますので、地方公共団体が指定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、口座振替の方法により支出することができます。<br>c)入札に関する書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められるものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではありません。また、当該書類について電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はありませんので、各地方公共団体において電子入札をすることは可能です。 |                    |
| 197 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 国・地方公共団体とのリース取引について②長期継続契約  | 国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。   | 現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。<br>国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。<br>「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。 | 公益社団法人リース事業協会       | 財務省     | (国)<br>・国が契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。<br>・契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定していますが、契約の性質又は目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。<br>(地方公共団体)<br>地方公共団体の契約における契約書については、地方自治法第234条第5条の規定により、契約書を作成する場合には、当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記載する事項を記し、署名し、捺印し、当該契約は、確定しない旨の定めがあるのみであり、その他の必要な事項については、各地方公共団体の規則等で定められています。  | 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項<br>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条第1項<br>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5条 | 対応不可      | (国)<br>・国が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当者等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。<br>・国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえ、ご提案いただいた統一した契約書のひな形を作成することは困難と考えます。<br>(地方公共団体)<br>・地方公共団体が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当者等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなりますので、統一した契約書を作成することはしなないと考えます。なお、電子契約をするとは法令上可能です。  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                              | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |  |                   |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|---|---|---------------|------------|---|--|-------------------|---|--------------------|
|     |             |            |                                   |   |   |               |            | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類             | 対応の概要   |                    |
| 198 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 国・地方公共団体とのリース取引について③リース契約書        | リース契約書について、国・地方公共団体が独自に作成した契約書が用いられているが、その内容が国・地方公共団体ごとに異なることから、リース取引の簡便法として定めている「リース契約書(参考)2018年3月改訂」を基礎とした統一契約書のひな形を作成すること。また、リース契約の電子化を実施すること。 | 現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が大きい。リース取引の簡便法として定めている「リース契約書(参考)2018年3月改訂」を基礎とした統一契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化を更に促進することができる。   | 公益社団法人リース事業協会 | 総務省<br>財務省 | 国が契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定されていますが、契約の性質又は目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。  | 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項<br>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条第1項 | 対応不可              | 国が締結するリース契約については、その性質・目的は多様多岐であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。<br>国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえ、ご提案いただいた統一契約書のひな形を作成することは困難と考えます。  |                    |
| 199 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 国・地方公共団体とのリース取引について④競争入札参加資格の電子化等 | 地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位の電子化による一本化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。   | 「競争入札参加資格審査申請」について、「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。<br>添付書類(登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書等)の原本の提出を求める地方公共団体が多く、これらの省略または電子化・簡素化を図ることにより、地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化を更に促進することができる。<br>電子入札用の専用IDカードを用いる場合、入札者に過度な管理負担が生じ、これを用いないシステム構築が強く求められる。<br>電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 総務省        | 地方公共団体における入札参加資格審査については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。   | 地方公共団体の規則等   | 対応                | 地方公共団体の入札申請における競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成することとしています。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を要するよう要請・支援を行う予定です。  |                    |
| 200 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 古物営業法の各種手続きの電子化、提出期限の緩和について       | 古物商に係る各種届出について、以下を提言する。<br>a)各種手続きの電子化<br>b)登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限の緩和  | 古物営業法に係る各種届出について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出するために会社への出勤及び警察署への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。<br>古物商が法人である場合、役員の変更があった場合は届出が義務付けられているが、届出期限は変更があった日から14日以内(登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合は20日以内)とされている。<br>登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合、①株主総会等で役員変更が確定してから登記手続きを行う、②登記事項証明書を取得する、③書類を取り揃えて届出を行う、という一連の手続きが必要となるが、これに対し、現状の届出期限では短いため、古物商に係る届出に関して、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限を緩和していただきたい。 | 公益社団法人リース事業協会 | 警察庁        | a)古物営業法(昭和24年法律第109号)に係る申請等の様式については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)で規定されており、書面により、都道府県公安委員会に提出することとされています。<br>b)同法では、都道府県公安委員会は、古物営業を営もうとする法人の役員が、同法第4条各号の欠格事由のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならないこととされており、これに該当している事実が判明したときは許可の取消しを含む各種監督権限を行使する必要があります。法人の登記事項証明書は、この欠格事由の該当性を確認・判断するために必要不可欠な書類であることから、同規則では、法人の役員の名及び住所に変更があったときは、その変更の届出書に添付しなければならないこととされているものです。 | 古物営業法第7条第2項、第4項<br>古物営業法施行規則第5条第4項、第5項、第6項、第7項               | a)検討に着手<br>b)対応不可 | a)「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各省庁は、行政手続における書面規制・対面規制について、順次、必要な検討を行い、法令等の改正等やオンライン化を行うこととされているところ、古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を進めてまいります。<br>b)登記事項証明書を取得するには、法務局における変更の登記及び登記事項証明書の交付が必要となる。登記事項証明書の交付手続の標準処理期間は申請書の提出から即日とされており、変更の登記手続に要する日数(通常おおむね1週間から10日)を含めても、10日程度で登記事項証明書の取得が可能であると承知しています。以上を踏まえ、古物営業法施行規則では、登記事項証明書を添付すべき変更の届出期間を20日(通常は14日)としているものであり、当該期間が特段短くないと考えられます(実際、警備業法施行規則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則その他の法令においても同じく20日の期間を設けています。)。なお、期限の延長を要するべきものと認められる事例も把握していません。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果  |  |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|---|---|---------------|-----------------------|--|--|-------|---|-------------------|
|     |             |            |                             |   |   |               |                       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 201 | 令和2年11月6日   | 令和5年3月13日  | 医薬品医療機器等法の手続きの電子化について       | 都道府県に対する各種提出書類(特に変更届)を電子化すること。  | ・医薬品医療機器等法に係る各種届出(販売業・貸与業)について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出をするために会社への出勤及び地方自治体への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人リース事業協会 | 厚生労働省                 | 〇高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等が行う自治事務です。<br>〇管理医療機器の販売業及び貸与業の業は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等に届出を行う必要があります。   | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条、第39条の3<br>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第174条 | 対応不可  | ・申請・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、電子化等については自治体ごとの判断にゆだねられるため、統一化することは困難であると考えます。  |                   |
| 202 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 償却資産税の地方公共団体における電子申告促進について  | リース会社は多数の地方公共団体に償却資産税を申告しているが、電子申告に対応していない地方公共団体も多く、実効性が限定される。すべての地方公共団体で対応できるように電子申告を促進すること。                                     | ・すべての地方公共団体において電子申告が導入されることにより、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。  | 公益社団法人リース事業協会 | 総務省                   | 償却資産の所有者は、賦課期日(1月1日)における償却資産の種類や数量、取得価格等について、1月31日までに各市町村に申告すべきこととされています。そして、その申告にあつては、地方税法第747条の2第1項及び同法施行規則第24条の39第1項第12号の規定により、いずれの市町村に対しても、eLTAXを通じた電子申告が可能となっています。  | 地方税法第747条の2第1項<br>同法施行規則第24条の39第1項第12号   | 事実承認  | 全地方団体に対して、固定資産税(償却資産)の電子申告が可能です。  |                   |
| 203 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 特定サービス産業動態調査の合理化について        | 特定サービス産業動態調査(物品買戻金)〔政府統計〕について、毎月、売上高の増減理由の報告を行っているが、過重な業務負担が生じているため、これを不要とすること。   | ・新型コロナウイルス感染予防のため在宅勤務等が推進されている中で、売上高の増減理由の報告を行うために過重な業務負担が生じている。これらの報告を不要とすることにより、在宅勤務等が促進される。  | 公益社団法人リース事業協会 | 経済産業省<br>総務省          | 平素より、特定サービス産業動態統計調査を始めとした各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。<br>各種統計調査におきましては、報告者の皆さまの御負担を可能な限り軽減できるよう、同様の調査がお手元で届かないよう重複是正という取組をしております。これは特定サービス産業動態統計調査でも同様でございます。<br>しかしながら、こうした重複是正だけの取組ですべての御負担がなくなるわけではないことはもちろん認識しており、御指摘いただいた調査事項も含め、把握させていただいております各種調査事項につきましても、真に必要な項目にしていこう方針をもち、今後の調査設計を見直す機会をとらえ、必要性を確認しつつ、検討してまいりたいと考えております。 | 統計法  | 検討を予定 | 必要性を確認後に、不要という結論となれば、統計法に基づき統計調査の変更承認申請を実施します。  |                   |
| 204 | 令和2年11月6日   | 令和3年3月26日  | 自動車関連諸手続きのワンストップサービスの拡充について | 自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、自動車リサイクル法のリサイクル料金の預託等についても、ワンストップサービスに加えること。または、将来的な「車検証」廃止の構想の中で、ワンストップサービスと自動車リサイクルシステムを連携すること。 | ・自動車関連諸手続きのワンストップサービスの活用が更に進み、行政機関及び関係機関並びに事業者の事務合理化に資することになる。  | 公益社団法人リース事業協会 | 経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | 自動車リサイクル料金は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条の規定により、自動車登録ファイルへの登録を受けようとする者が預託するものとなっております。自動車ディーラーを経由し、自動車メーカー・輸入事業者が一括して支払う体制が構築されています。<br>また、登録業務に必要な自動車リサイクル料金の預託の有無に関する情報についてはすでにワンストップサービスにおいて提供されており電子的に連携が図られています。   | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条<br>その他  | その他   | 自動車の購入者は、自動車ディーラー経由で自動車リサイクル料金を支払っていますが、自動車ディーラーは自動車メーカーと連携し、自動車リサイクル料金の預託を電子的に処理する体制が構築されていること、また登録業務に必要な自動車リサイクル料金の預託の有無に関する情報はすでに自動車メーカーからワンストップサービスに対して電子的に連携・共有する仕組みが構築されていることから、新たにリサイクル料金の預託等をワンストップサービスを経由して行う仕組みを構築することは、事務合理化に繋がるものではなく、逆にコスト増加になるものと考えております。<br>もし、我々の認識の及ばないところで、ワンストップサービスの活用により事務合理化に資する点があるようであれば、ご教示いただければ幸いです。 |                   |

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |   |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|--|---------------|---------------------|---|---|-------|--|-------------------|
|     |             |            |                    |   |  |               |                     | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 205 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 自動車税の車検証記載について     | 自動車重量税の税額は車検証に記載されているが自動車税についても車検証に記載すること、将来的な「車検証」廃止の構想の中で、自動車重量税及び自動車税をデータ項目として存置すること                     | データを活用することにより、車両管理及び納税事務の電子化が更に促進される。これにより、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。  | 公益社団法人リース事業協会 | 国土交通省<br>総務省<br>財務省 | なし  | なし  | 検討を予定 | 制度の現状に記載したとおり、自動車検査証に自動車税額を記載することは難しいと考えられますが、ご提案のあった車両管理及び納税事務の電子化の促進は重要であると認識しており、関係機関の意見を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。   |                   |
| 206 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 自動車税の還付通知書の電子化について | 自動車税(種別割)の還付通知書について電子データにて受領できるようにすること。   | ・還付通知書の事務処理にシステムを使用することにより入力漏れが防止でき効率的な還付金受領が出来る。<br>また、車両データ情報等と連携された場合は照合などが最小限で済み事務負担の削減が図られる。<br>そのほか紙ベースの印刷を減らすことや電子データで保管できることは、紙、コピー代や保管場所の削減に繋がる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人リース事業協会 | 総務省                 | 地方税に関する処分通知については、地方税法に基づき書類の送達によることを基本としています。ただし、既に一部の処分通知については、地方税法に基づき、eTAX(地方税のポータルシステム)を利用してオンラインでの送達ができるとされています。   | 地方税法第20条、第321条の4第7項   | 対応不可  | 地方税の電子化については、eTAXを基盤として発展してきており、既に一部の処分通知については、eTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eTAXを用いてオンラインにより送達を行う処分通知等の範囲の拡充については、今後、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。   |                   |
| 207 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 自動車登録制度の簡素化等       | 自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、必要書類(委任状、印鑑証明書等多数)が必要となり、これらを簡素化すること。また、所有者が複数となる場合に、車検証記載の所有者欄を代表者1社とすること。 | 各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。   | 公益社団法人リース事業協会 | 国土交通省               | 前段の必要書類の簡素化のご提案につきまして、自動車の登録制度においては、自動車の所有権の公証及び使用実態の把握のために所有者情報を正確に登録する必要があることから、法令の規定により、申請書を提出する際には、申請人本人を確認する書面や登録の申請内容を証する書面等の添付が必要とされています。<br>例えば、例示いただいた委任状につきましては、代理人により申請を行う場合に、申請人本人からの代理権限を有することを証するため、また、印鑑証明書につきましては、申請書への押印とあわせて本人確認を行うため、必要とされる書面となっています。<br>その上で、ワンストップサービス申請時に、マイナンバーカード等の電子証明の認証を行うことにより、印鑑証明書及び委任状等の添付は省略できるものとなっています。<br>後段の車検証への所有者記載の簡素化のご提案につきまして、自動車検査証には、法令の規定により、所有者の氏名及び住所を記載することが必要とされており、所有者が複数となる場合においては、自動車検査証の「所有者」欄に所有者のうち1者を記載した上で、それ以外の所有者を「備考」欄に記載することとしています。 | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条(登録事項)<br>自動車登録令(昭和26年政令第256号)第14条第1項第3号(委任状)、第16条第1項(印鑑証明書)ほか<br>道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3(車検証記載事項) | 対応不可  | 自動車の所有権の公証及び使用実態の把握という自動車登録制度の趣旨に鑑みずと、ご提案いただきました内容のうち、前段の書類の簡素化につきましては、所有者情報を正確に登録できなくなるなど、また、後段の車検証への所有者記載の簡素化につきましては、複数の所有者の一部のみの記載とすると所有者情報を正確に記載できなくなるなどから、対応は困難と考えております。<br>従いまして、法令の規定により、所定の手続きが必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。<br>申請者の方の負担低減のための手続きの効率化については、引き続き、検討を進めて参ります。 |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                          | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                    | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |   |  |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-------------------------------|--|--|-------------------------|---------------------|---|---|--|---|-------------------|
|     |             |            |                               |  |  |                         |                     | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要   |                   |
| 208 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 債権譲渡登記、公証役場における手続きのオンライン化について | 債権譲渡登記のオンライン申請の利便性を高めること。公証役場における確定日付の付与等の手続きをオンライン化すること。  | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人<br>法人リース<br>事業協会 | 法務省                 | 【前段】<br>債権譲渡登記等の申請については、書面方式(窓口にて持参して提出又は郵送等による提出)のほか、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用したオンラインによる方式(オンライン方式)により行うことができます。<br>また、利便性の向上を図るため、平成26年6月に、申請データのみを登記申請前にオンラインで送信して提出した上で、登記申請書及び添付書面を書面で提出するという新たな登記申請の方式(事前提供方式)が創設されています。<br><br>【後段】<br>公証役場における確定日付手続については、全国どこからでも、登記・供託オンライン申請システムを使ってオンラインによる申請を行うことが可能となっています。<br>また、本年8月9日からは、全国6か所の公証役場を電子確定日付センターに指定しており、同センターにおいては、大量の電子確定日付付与の申請についても、お客様をお待たせすることなく、迅速かつ集中的な処理が可能となっています。 | 【前段】<br>不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第8条<br>・不動産・債権譲渡登記令第7条<br>・不動産・債権譲渡登記規則第12条、第12条の2、第24条第1項第1号、第26条<br><br>【後段】<br>現行制度下で対応可能<br><br>【後段】<br>現行制度下で対応可能 | 【前段】<br>制度の現状欄に記載のとおりです。<br><br>【後段】<br>制度の現状欄に記載のとおりです。 |   |                   |
| 209 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 電子署名の法的有効性の明確化について            | 電子署名法における「サービス提供事業者」による証明方法を可とする旨を明記すること。具体的には、2020年7月17日付総務省・経済産業省・法務省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」を法制化すること。 | with/afterコロナを背景とするペーパーレス化の推進および押印主義の見直しを促進することができる。<br>・電子契約は歴史が浅く、判例もないことから、法的な保安が推定の域を出ない。  | 公益社団法人<br>法人リース<br>事業協会 | 総務省<br>法務省<br>経済産業省 | 電子署名法については、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」に関して、本年7月17日に第2条第1項(定義)附随、9月4日には第8条(電磁的記録の真正な成立の推定)附随の修訂を、総務省、法務省及び経済産業省からQ&A形式で公表しているほか、各種講演等の機会を捉えて周知を図っています。   | 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項<br>電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項  | 対応不可   | 御指摘のQ&Aは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の解釈を明示したものです。この点に加え、法制定時には存在しなかったが、その後の技術進展により生まれた新たなサービスも技術中立的に幅広く該当しうるようにする観点からも、当該Q&Aの法制化は不適當かつ不要だと考えます。  | ◎                 |
| 210 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 裁判手続きの電子化について                 | 裁判所に提出する書類や裁判所から送達される書面通知を電子化すること。   | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人<br>法人リース<br>事業協会 | 法務省                 | 現行法下においては、裁判上の書類のうち、訴状等の送達を要する書類については、裁判所から、送達すべき書類を交付又は郵送する方法により送達を行っています。また、裁判所に対して訴状等の裁判上の書類を提出する場合についても、基本的には、裁判所に対して紙の書類を持参又は郵送する方法により提出がされています。   | 民事訴訟法第99条第1項、第101条、第133条第1項、第219条、第223条第1項、第226条等   | 検討に着手  | 民事裁判手続のIT化については、現在、その実現に向けて、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会において調査審議が進められているところです。裁判所からの訴状の送達等や、裁判当事者以外の方からの裁判所に対する書面の提出等についても、これらをオンライン化すること及び具体的な規律の在り方について、同部会において引き続き議論がされる予定です。<br>政府の方針では、民事裁判手続のIT化を実現するため、令和4年中の法改正に取り込むこととされています。法務省は、利用者の目線に立った民事裁判手続のIT化を早期に実現することができるよう、引き続き検討を進めてまいります。 |                   |
| 211 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 居住者証明書の請求について                 | 租税条約による減免措置を受けるため、税務署へ居住者証明書を請求する際に、郵送または来署による書類提出が必要となるが、これを電子化すること。  | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人<br>法人リース<br>事業協会 | 財務省                 | 居住者証明書については、その様式が提出先の国によって様々であることから、e-Taxiにおいて請求書を作成して送信することが困難であるため、所轄の税務署に居住者証明書の様式及び交付請求書を郵送又は来署により提出することとしています。   | なし  | 検討に着手  | 郵送又は来署することなく居住者証明書の請求を可能とするよう検討を行っております。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                  | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果                                 |       |  |       | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------------------|---|---|---------------|------|---|-------|--|-------|--------------------|
|     |             |            |                                       |   |   |               |      | 制度の現状                                     | 該当法令等 | 対応の分類  | 対応の概要 |                    |
| 212 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | リース取引に関連して行う貸金取引に係る貸金業法の各種手続きの電子化について | 貸金業法による各種提出書類(特に変更届)を電子化すること。   | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染症リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増等)が生じないように検討いただきたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 金融庁  | なし  | 対応    | 当局が受け付ける申請等については、貸金業法に基づく手続きを含むまでの手続きについてオンラインでの提出が可能となるように、2021年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、2021年度中に運用を開始します。都道府県が受け付ける申請等については、オンライン化に向けて、都道府県に必要な検討を進めるよう促してまいります。  |       |                    |
| 213 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲拡大について | 「特定上場会社等」(連結ベースで判断可能な持株会社の範囲において、収益依存度を現行の80%以上から50%以上へ引き下げる。株主等の投資意思決定は連結ベースで把握する傾向が強まっていること。特定上場会社等への収益依存度以外の連結ベース指標を加味して定めること。具体的には、(1)合併など上場会社等の機関決定に係るもの、(2)災害に起因する損害など上場会社等の発生事象に係るもの、(3)上場会社等の決算情報については実質的に連結ベースで軽微基準・重要基準の判断を行うことができるように、これら重要事実の軽微基準や重要基準に係る「特定上場会社等」の定義に収益依存度以外の新たな要件を設けること。    | ・多くの上場会社等は、市場での競争優位性の確保等を実現するための手段として、連結上場会社となる会社への出資等の手法を活用している。その結果、連結財務諸表に占める当該会社の単体財務諸表の売上高等の割合が相対的に小さくなる傾向がある。投資家が会社の業績予測等を評価する上では連結財務諸表の重要性が増し、株主等においても投資意思決定の際には連結ベースの公開情報を重視する傾向が強まっている。<br>・他方、重要事実の軽微基準・重要基準は、特定上場会社等を除き、単体での売上高等をもとに判断することとされているため、実務上の負担となっている。<br>・連結で見れば投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは言いえない案件であっても、単体では軽微基準に該当せず、インサイダー取引規制(以下「取引規制」)への対応が必要となる。<br>・事業多角化等を進める会社グループでは、単体の業績変動がグループと与える影響が小さく(投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは言いえないケースでも、単体では重要基準に該当するために取引規制への対応が必要となる。昨今では、自然災害等が単体業績に一定以上の影響を与えるものの連結では軽微な影響しかないといったケースが増えつつある。<br>・実務的には、出資等の検討・準備段階等、取引規制への対応を早期に開始せざるを得ないことにより取引規制に服する期間が長期化し、会社の資本政策に重大な制約が生じ、当該制約を嫌ったM&Aの機会を逃すなど経営戦略上の問題が生じている。<br>・社内外関係者リストの作成・管理や当該関係者への注意喚起等はその制度多大なコストが生じ、人手不足が深刻となる中、経営上軽減できない課題となりつつある。 | 公益社団法人リース事業協会 | 金融庁  | 金融商品取引法第166条、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条、第50条 | 対応不可  | ・投資判断における単体の財務数値(個別財務諸表)の有用性も指摘されていることを踏まえ、投資判断に影響を及ぼす事実を適切に規制範囲に含めるためには、軽微基準において連結ベースの数値を用いる対象は、現行のとおり、売上依存度が一定の基準を上回る「特定上場会社等」に限ることが適切であると考えております。<br>・「特定上場会社等」の範囲については、上記のような観点を踏まえつつ、見直し余地があるが慎重に検討してまいります。                                     |       |                    |
| 214 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 貸金業者が行うグループ会社間の貸付について                 | 貸金業者が親会社が子会社等への貸付けを行う場合、グループ会社間の円滑な資金融通・労働生産性向上を目的に行う規制の適用除外とする。貸金業法における貸金業者と経済的一体性の認められない貸付先への貸付けは引続き法律の適用対象として、貸金業者である親会社による子会社等に対する貸付けのみを対象とする。2014年事前評価書は(略)貸金業法の範囲から除外しても資金需要者の利益を損なうおそれがないとあるが、昨年調査に対する回答は「法目的に照らして困難」としている。親会社が貸金業登録を受けている場合に限り、その子会社等に対する貸付けが法的に照らして同法の適用対象外とならないならば、その理由を明示すること。 | ・貸金業法に基づく登録を受けていないものによるグループ会社向けの貸付けは、当該グループ会社が貸金業法施行令第1条の2の6に規定する会社等に該当する場合、貸金業の範囲から除外される。これは、会社間におけるキャッシュマネジメントシステム(CMS)の高度化が進む中で貸金業法が会社グループとしての最適なCMSを構築するにあたっての妨げになることを避けるため2014年法改正で実現した。<br>・一方、2014年の同法改正後も、グループ会社以外の資金需要者に対して貸付けを業として行う貸金業者が子会社等向けに貸付けの場合は貸金業法上の各種行為規制が課されている。例えば「リース会社においては、顧客等にリースに限らず幅広いサービスを提供するための貸金業法に基づく登録を受けた会社が多い。これらリース会社が会社間グループとしての最適なCMSの構築を目的に行うグループ会社に対する貸付けは、貸金業法上の各種行為規制が課されている。その結果、グループ会社における緊急的な資金需要への対応に都合が掛かり、事業活動に支障が出ている。また、海外に拠点を置く会社グループ向けの貸付けにおいては、請書の郵送で法遵守のための各種手続きに相対的に時間がかかり事業活動の機動性低下が避けられない。加えて、契約締結前および締結時の書面の交付、受取書の交付、返済能力の調査や調査記録の作成・保管など、人手不足が深刻となる中で事務コスト増の要因となっている。<br>・企業グループとして感染予防体制の整備や各種DX化を進める中、本件規制緩和の実現により機動性の強化や労働生産性の向上を図りたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 金融庁  | 貸金業法第2条第1項、貸金業法施行令第1条の2第6号                | 対応不可  | 貸金業法(昭和58年法律第32号)は資金需要者等の利益の保護を図ることなどを目的としています。昭和58年の「貸金業の規制等に関する法律」制定当時から、「資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行うことで政令で定めるもの」が業として行う貸付け等は「貸金業」から除くとする規定がある一方、制定当時から、貸金業者が行う貸付け等の全部又は一部について同法の適用の対象外とする規定はありません。こうした、制定当時から法律の考え方に照らせば、御提案の適用除外を設けることは困難です。 |       |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                      | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |  |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------|---|---|---------------|--------------|--|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                           |   |   |               |              | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 215 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 監査法人との書面授受を要する手続きの電子化について | 監査法人との書面授受を要する手続き(会社法に基づく手続き)について電子化すること。                               | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 法務省          | 会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法に関して、特に規制は設けられておらず、関係者間で定めた合理的な方法により行えばよいこととされています。また、計算書類や監査報告書の関係者に対する提出、送達等の方法についても、特に規制は設けられておらず、適宜の方法で行えばよいこととされています。  | 会社計算規則第125条、126条等  | 現行制度下で対応可能 | 左記のとおり、会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法、計算書類や監査報告書の関係者に対する提出、通知等の方法には、特に規制が設けられていないため、現行法においても、会社監査人との間で計算書類や監査報告書の授受を電磁的方法によって行うことができると考えられます。   | △                 |
| 216 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 勤務証明書の様式統一および電子化について      | リース会社が地方公共団体に対し発行する勤務証明書について、様式統一及び電子化すること。                             | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 内閣府<br>厚生労働省 | 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。法令上で書類の指定等はしていないものの、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきました。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています<br>また、保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況照等、保育に関する手続きのオンライン申請についても、「ひたたりサービス」において行うことが可能です。 | 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号  | 検討に着手      | 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「ひたたりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。   |                   |
| 217 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 外国法人の内部留保等に関する報告書の電子化について | 日本銀行に提出する「外国法人の内部留保等に関する報告書」の提出手続きについて電子化すること。                          | ・各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。  | 公益社団法人リース事業協会 | 財務省          | 外国為替の取引等の報告に関する省令<br>外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則  | 外国為替の取引等の報告に関する省令第29条に基づく「外国法人の内部留保等に関する報告」は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用することで、インターネット経由での提出が可能です。詳細は以下URLに掲載の「日本銀行外為法手続きオンラインシステムについて」をご覧ください。<br><a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.html/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.html/</a> | 現行制度下で対応可能 | 外国為替の取引等の報告に関する省令第29条に基づく「外国法人の内部留保等に関する報告」は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用することで、インターネット経由での提出が可能です。詳細は以下URLに掲載の「日本銀行外為法手続きオンラインシステムについて」をご覧ください。<br><a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.html/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.html/</a><br>なお、日本銀行外為法手続きオンラインシステムの利用申込は、郵送、窓口、FAXのほか、電子メールも受け付けております。 |                   |
| 218 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 保存文書のデジタル化                | 多くの企業で請求書等の保存が原紙保存になっているが、早急にデジタル化を促進していただきたい。PDF等の保存をするのにハードルを低くしてほしい。 | 現在、企業の経理部で仕事をしていますが、請求書等の文書について原紙保存しており、PDF等で保存するにはハードルが高くなっています。コストや申請、認可の面でデジタル化のハードルを低くして、デジタル化を早急に促進していただきたいです。多くの国では原紙保存ではなくPDF保存がOKなので、日本でもできなくはありません。原紙保存に係る作業に多くの時間を費やす必要性があり、またコロナの等の外出規制時にも、原紙のため会社に本社に出社しなければなりません。デジタル化をすると、生産性がかなり高くなると思います。 | 個人            | 財務省          | 国税に関する法令により保存することとされている書類(以下「国税関係書類」といいます。)]については、決算関係書類を除き、税務局長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、スキャナで作成した電磁的記録による保存(以下「スキャナ保存」といいます。)が可能となっています。   | 電子計算機を使用して作成する国税関係書類の保存方法等の特例に関する法律  | その他        | 国税関係書類のスキャナ保存制度のあり方については、税務行政の根幹である適正公平な課税を確保しつつ、電子化による事業者のコスト削減を如何に図るかという観点踏まえ、通常の規制改正プロセスで処理されるものであると考えています。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                          | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果  |  |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|-------------------------------|---|--|------|------------------------------|--|--|-------|---|-------------------|
|     |             |            |                               |   |  |      |                              | 制度の現状  | 該当法令等                                    | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 219 | 令和2年11月6日   | 令和2年11月27日 | 法人設立後に必要な各種手続き簡略化と各庁間情報共有のお願い | 法人設立後、法務局や税務署などをまわる必要がありますが、イテチ法人の住所や代表者名などを書かされ、煩雑です。また、発行し手数料のかかる履歴全部事項証明書などを何度も提出させられるのも、事業の促進の妨げです。法務局と税務署の間での自動での情報共有と、手続きの簡素化(入力・記入事項の削減とWebフォームからの申請の実現)をお願いします  | まず、法務局で登記すれば、その情報が自動的に税務署に共有されるようにしてください。そうすれば、法人設立届出書と、その提出に付随する履歴全部事項証明書は不要になり、手数料や書類作成の手間、法務局や税務署を行き来する手間もなくなります。次に、提出に必要な情報を、法人名と法人番号のみに限定してください。代表者名や代表者住所、事務所所在地、設立年月日などを何度もかさされるのは無駄です。現在、印鑑証明の発行依頼などは印鑑カードがあれば、法務局の端末から可能です。これを、その他の各種手続きにも拡張してください。加えて、各種申請や届け出、Webからも可能にしてください。これらが実現すれば、各法人で手続中に浪費されていた業者や代理人のマンパワーを、本来行うべき事業に充て、業務の生産性を上げることに可能になります。利益が増せば、税収も増えますので、結果的に国家にとって有意義であると考えます。また、登記の情報が税務署に共有されれば、脱税などの不正も防ぐことが可能です。加えて、情報がデジタルになることで、書類の保管の手間や、保管のための倉庫など物理的な空間が不要になります。資料の溶解廃棄の費用や、それを部署内で取りまとめたり廃棄場所に運んだり廃棄業者とやり取りしたりする職員の労力もなくなります。法人の移転などがあつた場合にも、管轄の地域をまたいだ情報の共有が可能になりますので、手続きがスムーズになります。  | 民間団体 | 内閣官房<br>内閣府<br>法務省<br>財務省    | 法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出する必要がある。なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされている。   | ・会社法第911条<br>・法人税法第146条<br>・法人税法施行規則第63条 | 対応    | 設立登記後の手続きについては、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続きをオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナポータルから法人設立に関連する各手続きで共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになります。   |                   |
| 220 | 令和2年10月29日  | 令和2年11月24日 | 新型コロナウイルス感染症の国際対応は外国人差別       | * 外国人だけに課せられる不当な二重の検査を撤回してください。<br>(日本に入境する時、日本人であれば日本の空港だけで検査を受けるだけなのに、外国人は自国で出発前72時間以内の検査を受けなければならない)<br>* 入境制限緩和の障壁となっている空港での検査体制の強化を迅速に検討してください。<br>* 検査能力の向上、検査するために必要なスペースと人員の確保をお願いします。<br>* OIEを取得している在留資格者が一刻も早く日本に入境できるように対策を講じてください。   | * 日本に入境する時、日本人であれば日本の空港だけで検査を受けるだけなのに、外国人は自国で出発前72時間以内の検査を受けなければならないという二重負担は差別的だという批判がSNS上で高まっています。<br>* 新型コロナウイルス感染症に関する検査証明書のSample通りの記載が無かったという理由で強制送還された事例をSNSで確認しています。入境管理の審査をする担当者によって入境を許可する場合とそうでない場合があるという声も聞かれています。<br>* 4/3に外国籍の人達への入境拒否が始まって以来、外国人の間で日本の入境管理への批判、不信感が高まっています。国際的な批判を浴び続けていることで先進国としての日本のイメージが損なわれ、国際社会の信頼も失いかねません。<br>* 差別的な水際対策を経験した多くの外国人とその家族である日本人が、外務省、法務省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省が連携しなければならぬ時に、全く連携していないという印象を持ち続けています。<br>一刻も早くこうした不信感を払しょくするために、トップガリリーダーシップを執って信頼回復のために動いていただきたいと思えます。そのために、まず海外で足止めされて苦しんでいる多くの外国人留学生、日本での就職予定者の一刻も早い入境制限の緩和のためにご尽力いただきたいことが理由です。<br><a href="http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00089.html">http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00089.html</a> | 個人   | 厚生労働省<br>法務省<br>外務省<br>国土交通省 | 新型コロナウイルス感染症の感染者の流入防止を目的として、外国の一定の地域に滞在歴のある外国人等について、特段の事情のない限り、出入境管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づき、上陸拒否の措置を講じてきました。一方で、我が国内外の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、国際的な人の往來の再開に向けた検討を行っていることは重要であると認識しています。そのため、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往來の再開に向けて、政府全体として検討結果を踏まえながら必要な措置を講じてきました。これまで、感染状況の落ちている国・地域と、ビジネス上必要な人材等を対象に、追加的な防疫措置を条件として、例外的に入境を認める措置を試行してきました。本年10月からは、原則として全ての国・地域について、主に長期滞在者を念頭に、ビジネス上必要な人材等や、留学、家族滞在等のその他の在留資格を有する者について、出発前72時間以内に入検した検査証明の提示等の追加的な防疫措置を条件として、順次、新規入国を許可することとしました。また、在留資格を有する外国人の再入国及び特に人道に配慮すべき事情がある場合など、個別の事情に応じた新規入国についても許可してきました。加えて、11月1日からは、上陸拒否の対象地域であった一部の国・地域の指定を解除しました。 | 出入国管理及び難民認定法<br>検疫法                      | 検討に着手 | 【検査体制の強化について】<br>空港検疫での検査体制については、成田、羽田、関西空港であわせて、1日1万件程度の検査能力を確保しているところです。また、11月中旬に1日2万件程度の検査能力を確保していく。検査体制の強化を図ることとしております。<br><br>【出国前の検査証明及び在留資格認定証明書交付後在留資格者の入境について】<br>出国前72時間以内の検査についての措置は、感染拡大防止等、防疫上の観点から行っているものです。法務省としては、引き続き、関係省庁と連携し、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往來の更なる再開に向けて、政府全体としての検討結果を踏まえながら、必要な措置を講じてまいります。10月からは、原則として全ての国・地域について、主に長期滞在者を念頭に、ビジネス上必要な人材等や、留学、家族滞在等のその他の在留資格を有する者について、追加的な防疫措置を条件として、順次、新規入国を許可することとしました。法務省としては、引き続き、関係省庁と連携し、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往來の更なる再開に向けて、政府全体としての検討結果を踏まえながら、必要な措置を講じてまいります。 |                   |
| 221 | 令和2年11月24日  | 令和3年5月24日  | FDAで承認済み製品の規制緩和               | 現在、薬機法により医薬品、医薬部外品に指定されるものは承認を得る必要がある。また、(有効)成分として配合できるものは既に掲載されていて、上限を超えるものや新規の成分については、多くのデータや資料が必要で事実上不可能。米国やEUなどで既に使用されていたり、FDAで認可のあるものに関しては、無条件で使用できるようにしてほしい。特に手指殺菌剤や経皮表面の殺菌剤などは人体に対するリスクも少ないため、これらの規制を緩和してほしい。<br>これにより、米国本場で開発された最新のハンドソープや殺菌・消毒剤を日本でもすぐに販売することができ、日本の衛生管理のレベルがあがるのが期待できる。<br>あるいは、この規制のため、米国本社の製品を日本に販売しようとしたときに、薬事法の規制により、承認に数年を要して販売機会を失ったことがある。また、承認が得られない見通しが立たず、導入を断念した製品が数多くある。<br>弊社(本社)が持っている、ヘルスケアという病院向けのプログラムを導入できれば、日本の衛生管理のレベルがより向上する。 |  | 個人   | 厚生労働省                        | 現在の制度下においては、海外での承認の有無に関わらず、医薬品、医薬部外品のいずれについても、製品ごとの個別の承認が必要となります。  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律<br>第14条  | 対応不可  | 我が国と米国や欧州をはじめとする諸外国ではそれぞれ医薬品や医薬部外品に該当する製品の承認制度は異なっており、海外での使用実績・認可のみをみて、必ずしも我が国の承認水準を満たしているとは限りません。また、我が国と諸外国では、医薬品等の使用状況や国民の認知度等も異なっているため、我が国の状況に応じた使用上の注意や情報提供を通じ、日本人における安全性の確保が必要であり、個別の審査が必要であると考えます。<br>なお、海外の規制当局に提出され、承認審査を受けた資料については、我が国における承認申請においても活用可能であることを申し添えます。   | ◎                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                        | 提案事項                                  | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果  |  |   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|---------------------------------|---------------------------------------|---|--|------|---------------------|--|--|---|---|-------------------|
|     |             |                                 |                                       |   |  |      |                     | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要   |                   |
| 222 | 令和2年11月24日  | 令和9年4月26日<br>【総務省】<br>令和3年11月4日 | マイナンバーカードの氏名にローマ字表記を入れるべき             | マイナンバーカードと免許証の統合の機会に氏名表記にローマ字併記(パスポート表記と同一)を実施すべき   | 海外旅行の際にIDカードを提示される場合が多々あるが、その場合は氏名にローマ字表記が必要とされる。しかしながら日本の場合、公的発給物でローマ字表記があるものはパスポートしか存在しない。常にパスポートを所持しているのは危険な場合もあるため、マイナンバーカードや運転免許証が海外でのIDカードとして適用すれば非常に便利である。また、その場合、現行の国際運転免許証も不要になるはずである。  | 個人   | 警察庁<br>総務省<br>デジタル庁 | 【警察庁・法務省】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項<br>道路交通法第93条<br>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14号<br>道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)附属書10<br>【総務省】<br>マイナンバーカードの券面の氏名には、ローマ字は表記されていません。  | 【警察庁・法務省】<br>マイナンバーカードの表記については、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」における議論を踏まえ、関係省庁で検討を進めています。<br>また、国内運転免許証の英語併記についても、国民の皆様からの御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。また、英語併記された国内運転免許証が外国で身分証として適用されるか否かは関係国の制度によることとなります。<br>戸籍において個人の氏名に読み仮名を付すことについても、検討を進めていきます。 | 【警察庁・法務省】<br>マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。<br>戸籍において個人の氏名に読み仮名を付すことについても、検討を進めていきます。        | 【総務省】<br>関係省庁とともに検討してまいります。   |                   |
| 223 | 令和2年11月24日  | 令和3年11月4日                       | 運転免許証の更新をオンラインで受け付けるべき。せめて受付時間を伸ばすべき。 | 運転免許証の更新の受付時間を伸ばす。<br>または、更新はオンラインでも内容的には可能なので、オンライン化する。<br>講習はオンラインで動画を視聴したあと、小テストを受けるので済ます。写真等はマイナンバーカードと同様、ネットで申請できるようにする。<br>また、民間のデジタルカードと同じように、家に本人手渡しで郵送してほしい。<br>そもそもマイナンバーカードで写真も個人情報も申請しているのに、なぜ運転免許証で同じようなことを繰り返す必要があるのか分からない。1つにまとめほしい。 | 運転免許証の更新の受付時間が平日または日曜日の8:30～10:30、13:00～15:00となっており、仕事をしているのに平日のこんな時間には行けない。当然、日曜日に人が集まるが、3密を避けるためと政府が言っているに逆行している。<br>そもそも講習を受けるだけなら、オンラインで動画を視聴し、数回分のウェブテストを受けるだけで十分ではないか。<br>またカード1枚を発行するのに、3,000円もかかるのは高すぎる。一体何に課しているのか、もっと分かりやすく告知すべきだ。<br>写真を持ち込んだ場合も、その場で撮影した場合は、値段が同じというのも不可解だ。持ち込んだ場合、その分、撮影の負担が減るのだから、持ち込みについては安くするべきではないか。<br>もっとも、申請も更新もオンラインで行い、免許自体をアプリ化すれば、何もかも不要になり、相当な人員費等が浮くだろう。 | 個人   | 警察庁                 | 現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新しい運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいていただきます。  | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第10条第1項及び第6項<br>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条  | 運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化等について、検討を進めています。<br>また、現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めております。 |   |                   |
| 224 | 令和2年11月24日  | 令和3年5月24日                       | PCR検査機器審査における不審な検査期間と検査機関             | 新規医療機器の承認制度。承認時の提出書類膨大さと承認までの長さ。判断が確心事前関連団体の承認手続と承認までの期間。関係官庁を集約すると共に精度ある製品確認官庁利権を廃止しスピード感を!  | 1. 日本のPCR検査機器製造企業が高性能な検査機を開発製造したが、日本における検査機器承認において、膨大な書類提出と膨大な日数を必要としている。<br>2. 各種団体に承認前審査手続きが必要で、良い検査機なのに、国民に提供できない。<br>3. 同製品が欧州では既に承認され、PCR検査速度の向上に寄与しているのに、製造国である日本ではその恩恵が發揮できない。<br>4. 承認手続きが複雑で、提出書類も多く承認後、市場に出回れる頃には海外他社製品もある。メイドインジャパンを發揮したい。<br>5. その他<br>私は、医療関係者では無く、一般市民です。<br>先日のTV報道でこの情報を得ました。本当に悲しい現実ですね。  | 個人   | 厚生労働省               | PCR検査機器は、一般医療機器である「遺伝子解析装置」に分類されます。一般医療機器は、第三種医療機器製造販売業許可を得た製造販売業者が、厚生労働大臣へ製造販売の届出を行うことにより製造販売が可能となります。製造販売届出の際には「承認前審査手続き」は発生せず、事務手続き期間のみで製造販売の開始が可能です。   | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条2、第23条2の12等   | 事実裏認  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 225 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日                       | 死亡時の手続き窓口1本化をしてください                   | 高齢社会で、遠方の家族死亡時の手続きをする機会も増えました。手続きする側も高齢です。手続きの簡便さと手続き窓口の1本化をお願いします  | 田舎に姉兄が住んでいます但し単身者です。もう50才代後半であり、年下の私も70才です。死後の諸手続きはネットを尚の便にお願いたします。皆さん苦勞されています。  | 個人   | デジタル庁               | 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遠慮が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、情報できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体にに対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。<br>当該実行計画に基づき、内閣官房情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、その活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。 | 該当なし   | 対応  | デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていほか、将来的にマイナンバーカード等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                        | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |                |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|---|---|-----------------------------|-------|--|--|----------------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |   |   |                             |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類          | 対応の概要   |                   |
| 226 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 電波オークションの導入について。         | 民放各社は広告収入他不動産賃貸収入を得ており、売上高は非常に大きい。売上原価になるのは低価な電波利用料と人件費が主であり競争原理が働いておらず独自性に欠ける寡占市場。電波利用料にオークションを導入して業種参入を容易にすると同時に競争原理を働かせて横並びの番組構成を是正すべきものと考えます。       | 電波使用料をオークションによって実質引き上げと同時に、他業態からの新規参入による硬直した業界の流動化。新規テレビ局設立のための起業及び本格的設備投資の呼び込み。多チャンネル化も考慮に入れた場合、ニュース等の視点の多角化。視聴者の検証の時宜を確保に繋がる。またオークションによって競争原理が働き、多チャンネル化した場合でも電波使用料が高騰した場合でも、国の収入は上がる。また、多チャンネル化、他業態からの新規参入も考慮して、放送業者に奨励に加えて、従業員に放送業に従事するに最低限守るべき要件を遵守するよう資格試験の導入をすべきと考えます。社会的効果としては、話題さえあれば検証なく報道したものの勝ちの風潮から、話題の報道とその検証(意見・論証)とは別と切り離すことが出来ること。資格保有者による責任ある論証を行わせることによる無責任な言いつばなしの報道という名のゴシップメーカーから、真のニュースソースとして放送業者を要するべきことの意味があると思います。我々国民は、感染症の専門家ではない者の無責任な発言の垂れ流し、学証責任を反対にして無責任な論議を張る放送局の自浄能力の無さ。監督官庁の指導力の甘さに辟易としています。 | 個人                          | 総務省   | テレビ局の免許については、電波法第6条第8項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。また、放送法第3条において、放送による表現の自由を確保する観点から放送番組編集の自由を規定しており、放送番組は、放送事業者が自主自律の下、自らの責任において編集するものとなっています。  | 電波法第6条第8項<br>放送法第3条  | その他            | 電波オークションについては、導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。   | ◎                 |
| 227 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 年金基礎番号とマイナンバーとの紐づけについて   | 私は会社で社会保険担当をしている者です。先日、入社した従業員の協会けんぽの保険証がカタカナ表記のみで発行されました。理由を尋ねてみると取得当時「本人が年金加入の際にカタカナで申請したから」ということでしたが、マイナンバーの記入が必須なですから、正しい氏名はマイナンバーから記載していた方がいいものです。 | 市役所も年金事務所も健康保険証もマイナンバーの内容で統一してほしい   | アイリスブ<br>ラザユニ<br>ディンバ<br>ニー | 厚生労働省 | 全国健康保険協会管掌健康保険の事業所において、社会保険の被保険者資格を取得する際に、資格取得届をご提出いただき処理をすることによって、健康保険証が発行されます。資格取得届を処理する際には住民基本台帳上の情報と突合し本人確認を行い、処理をするため、被保険者氏名をカタカナで記入されていたとしても、住民基本台帳上に漢字氏名が登録されている場合は、それが理由で健康保険証の氏名がカタカナ表記になることはございません。ただし、外国籍の方で漢字氏名をお持ちでない場合等は、カタカナ表記の健康保険証が発行される場合がございます。   | 厚生年金保険法施行規則第15条  | 現行制度下<br>で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 228 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 病院・診療所・調剤薬局の患者に送る紙書類の電子化 | (1)処方箋・おくり手帳・医薬品情報説明書の電子化(一体化)<br>(2)領収書の電子化<br>(3)診療報酬明細書の電子化  | (1)複数の医療機関で出される薬の一元管理を実現することで、医師や薬剤師が無駄な薬や飲み合わせの悪い薬を判断できるようになります。医療費を削減し、患者の健康増進に役立ちます。<br>(2)領収書の電子化は、民間の電子シートなど共通の規格で実現できると利便性が高まると思います。手書きの領収書よりも不正がしにくく仕組みにできると考えられます。紙資源の節約や、廃業費用の縮減の効果が期待できます。<br>(3)紙資源の節約や、廃業費用の縮減の効果が期待できます。   | 個人                          | 厚生労働省 | (1)処方箋については厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書類の保存等における情報連携の技術の利用に関する省令第3条、第5条及び第10条、薬剤に係る情報提供の方法については医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3及び医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13において、電子化が認められています。お薬手帳についても、電子化について特段の規制はありません。<br>(2)(3)医療費の内容の分かる領収証及び明細書については、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和59年厚生省令第15号)及び保険薬剤師業務担当規則(昭和32年厚生省令第16号)の規定に基づき、保険医療機関等が患者から一部負担金等を受領した場合は、無償で交付しなければならないこととされています。また、領収証及び明細書の標準様式等については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について」(平成30年3月5日保発0305第5号)において定められています。 | (1)厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書類の保存等における情報連携の技術の利用に関する省令第3条、第5条、第10条<br>医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3<br>医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13<br>(2)(3)保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条の2及び第4条の2の2、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について」(平成30年3月5日保発0305第5号) | 現行制度下<br>で対応可能 | (1)ご指摘の情報は、制度の現状欄に記載のとおり、現行制度下で電子化が可能ですので、地域において複数の医療機関で処方される医薬品情報の一元管理を行うこと自体は差し支えありません。<br>(2)(3)領収証及び明細書の交付方法については特段規定をしていないことから、現行制度下でも対応が可能です。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果   |   |                               |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------|---|--|------|------------------------------|---|---|-------------------------------|---|-------------------|
|     |             |           |                             |   |  |      |                              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                         | 対応の概要   |                   |
| 229 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日 | 厚生年金等の電子申請と健康保険の電子申請の方法の一本化 | 厚生年金等の電子申請と健康保険の電子申請の一本化(統一化)   | 厚生年金等の電子申請は「e-Gov」を使用して行われていますが、11月から開始される健康保険の電子申請は「マイナンバー」の利用が予定されています。同じ社会保険に関する手続きで、「健康保険」だけ「マイナンバー」が使用されると、事務処理が煩雑になります。具体的には、<br>・申請時にログインする仕組みが異なる。<br>・仕組みが異なるため申請案件の進捗確認もそれぞれで行う必要があります。<br>また、マイナンバーの認証方法は、まだ、把握していませんが、「e-Gov」では、電子証明書が必要で、その電子証明書もICカードタイプ、ファイルタイプが存在しますが、マイナンバーでも両方の電子証明書が使えないと、新たな電子証明書取得費用も発生します。<br><br>ユーザーの利便性を考え、すでに、運用が開始されている「e-Gov」に申請方法を統一していただきたいと思います。        | 個人   | 内閣府<br>総務省<br>厚生労働省          | 健康保険制度における健康保険組合に対する電子申請については、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービス(マイナンバー経由)を利用し令和2年11月から運用を開始したところで、この社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスは厚生年金制度における手続もその対象としているところであり、すでにワンストップでの申請を可能としております。<br>なお、厚生年金制度における手続については、事業主の利便性を確保する観点から、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスの他、e-Govによる電子申請も受理しているところです。  | 健康保険法施行規則第160条  | 現行制度下で対応可能                    | ご提案では申請方法をe-Govへ統一する内容ですが、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスの運用開始によりワンストップでの申請を可能としております。  |                   |
| 230 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日 | 障害者手帳のデジタル化・障害者の本人確認の簡素化    | (1)障害者手帳のマイナンバーカードへの一体化の推進<br>(2)障害者手帳について、定期的に都道府県等から医師の診断書の提出を求められるが、今後マイナンバーカードを中心とした健康情報の管理が進むのであれば、障害者本人同意の上、都道府県等が医師から直接健康情報の提供を受ける等として、障害者本人からの診断書の提出を不要とする施策を検討していただきたい。<br>(3)障害者の本人確認の簡素化、特にJR各社・公共施設等での本人確認の簡素化を進めていただきたい。 | (1)障害者手帳は持ち歩きにくく、使いずらく、マイナンバーカードとの一体化を進めていただきたい。(本施策は既に着手いただいているとの認識です)<br>(2)都道府県等から「〇日までに診断書を提出せよ」と通知が来ると、障害者は医師の診断書を受けるために仕事を休まなければならず、障害者の社会進出の壁となっています。本人同意があれば、積極的に健康情報と都道府県等と医師の間で連携いただき、障害者本人が手帳をかけた医師の診断書を提出する必要があるようにしていただきたい。<br>(3)既に所管官庁から事業者へ対し通知等がなされているとの認識ですが、利用人口の多いJR各社・公共施設等での本人確認の簡素化が進んでいません。特に日常生活と密接な関係のあるJR各社では、障害者は手帳をかけた窓口に並び切符を購入しなければならず、券売機での購入を可能とするよう、早急な対応を促していただきたい。 | 個人   | 内閣府<br>総務省<br>厚生労働省<br>国土交通省 | (1)障害者手帳については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所業の改正を行いました。一方、番号法において、障害者手帳関係情報は情報連携の対象とされており、行政機関の手続で障害者手帳の提示は不要となる場面が増えております。また、マイナンバーID連携を活用して、民間事業者が提供する障害者割引等の手続において、障害者手帳の提示を不要とするような取組が進められています。<br>(2)身体障害者手帳の認定においては、都道府県知事が指定する医師に申請される方の障害程度の診断・意見を求めており、等級の認定において指定医の診断書が必要ですが、また、診断にあたり、障害種別ごとに必要な検査項目を独自に定め、運用しております。<br>精神障害者保健福祉手帳については、2年に1回、有効期限の更新のため、医師の診断書の提出を求め、申請者が障害等級で定める精神障害の状態にあるかどうかを確認しておりますが、マイナンバーを活用した情報連携により年間関係情報が把握できる場合や、年金証書の写しの提出がある場合には、医師の診断書の提出は不要としております。なお、申請については、有効期限の1か月前から行うことができ、家族、医療機関職員等が手続の代行をすることは差し支えなく、有効期限を超過している場合も更新申請が可能となっております。<br>(3) 障害者の方に対する運賃割引については、鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めてきたところで、障害者割引を受け取る際の本人確認につきましても鉄道事業者の判断で行っており、法令上の規制はありません。なお、国土交通省としては、鉄道を含む公共交通機関に対して、合理的な方法で障害者の方の本人確認を行うよう、理解と協力を求めているところです。また、厚生労働省では、料金割引等を実施する事業者が手帳を確認しやすい環境を作るため、障害者割引を実施している事業者に対して手帳の画像データの提供を始めているところであり、各事業者や事業者団体等の関係者に対して、理解と協力を求めています。 | (1)身体障害者手帳の様式等について<br>・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について<br>(2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)<br>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和26年法律第125号)<br>(3)なし | (1)対応不可<br>(2)対応不可<br>(3)事実認識 | (1)障害者手帳は、視覚に障害をお持ちの方が触ってわかるような仕様とするためにカードの縁に切り欠きを入れるなどの配慮が必要ですが、また、障害名や等級などの記載内容を外から見えにくくする配慮が必要ならしめるため、一律カード型の交付とせず、障害者手帳をお持ちの方が紙(手帳)型、カード型どちらの交付とするか選択できるような運用しております。<br>上記の配慮が必要という点から、障害者手帳とマイナンバーカードの一体化については困難と整理しておりますが、マイナンバーID連携等を活用し、障害者手帳の提示を要さない場面が増えるよう、取組を進めてまいります。<br>(2)身体障害者手帳においては、申請される方の等級の認定に指定医の診断が必要であり、医学的な観点からの身体機能の状態と日常生活の制限状況について総合的にご判断をいただく必要があることから、診断書の提出省略は困難と整理しております。精神障害者保健福祉手帳についても、申請者が障害等級で定める精神障害の状態にあるかどうかを確認しており、申請者の提出省略は困難と整理しております。なお、精神障害者保健福祉手帳は制度の現状欄に記載のとおり、マイナンバー活用による診断書の提出の省略も可能とし、申請のタイミングについても時間的に幅を持たせ柔軟に対応しているところです。<br>(3) 制度の現状欄に記載のとおりです。 | △                 |
| 231 | 令和2年11月24日  | 令和3年4月14日 | 個人番号カードの更新等について             | 個人番号カードの電子証明書の更新手続きに関して、わざわざ市役所等へ本人が出向く必要があり、効率的ではないため、マイナンバー等から認証を行うスマートフォンネットワークを通じて更新手続きを完了することが出来るようにする。<br>また、カードの更新についてもインターネットからの申請後、市役所等に訪れに行くこととなっているが、本人限定郵便物で送付すべきと考えます。(選択制)  | まずは対面において手続きをする機会を減らすことができることから感染症予防対策になることは明確であり、かつ利用者の利便性(多様化する働き方の中で期間がない方も申請を気軽に行うことができる)が高いこと、また市役所職員等の負担軽減にもつながり、人件費等の削減にも繋がることが想定できる。<br>郵便料金については本人限定郵便物を使用することでコストが下がってしまふことが考えられるが、利用促進をいって考えがあるのであれば必要なコストであると考えます。   | 個人   | 総務省                          | 電子証明書の発行/更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な業務となっております。<br>カードの交付については申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付する必要があります。  | 公的個人認証サービス事務処理要領  | 対応済み                          | 電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。<br>なお、実行負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようなところであります。<br>また、マイナンバーカードは、必ずしも郵による不正取組を防止するため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としているため、対面での本人確認を行わずに、郵送等での交付を行うことは現時点では想定しておりません。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項  | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁              | 所管省庁の検討結果   |  |              |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---|--|---|------|-------------------|---|--|--------------|--|--------------------|
|     |             |            |   |  |   |      |                   | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類        | 対応の概要  |                    |
| 232 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | マイナンバー個人カード・海外転出者への対応                         | マイナンバーの個人カードに関し、海外転出者に対して「盗難」扱いをやめ、引き続きの保持及び海外からの再転入などにも利用できるようにお願いしたい。                              | 3年前に本邦から海外に転出、この度、帰任のために転入したが、またゼロから再度作成を余儀なくされた。個人カードの作成がゼロからの手続きになり3年前に作成したのは何だったのかという思い。加えて、海外業務が多い仕事についているところ、再転入の可能性も大いにあり、そのたびに作成するのに極めて不便。<br>個人ナンバーの付与・個人カードの利用・DXなどが進んでいるが、もっと国外に居住する日本人にも目を向けていただき、在外投票やその他の在外での手続きにも活用する方策を早急に検討いただきたい。  | 個人   | 内閣府<br>総務省<br>外務省 | マイナンバー(個人番号)は、現在は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行日(平成27年10月5日)以降、現に住民基本台帳に記録されている者に付番されていますが、昨年、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付番されたことがある者については、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、国外転出後もマイナンバーカードが利用できることとなります。 | 旅券法第16条<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第17条 | 対応           | 国外転出者による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用については、「制度の現状」に記したとおり、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から可能となります。外務省では、今後、マイナンバーカードの国外継続利用が円滑に行われるよう協力していくこととなります。                             |                    |
| 233 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 法人の印鑑証明書のオンライン請求時の電子証明書について代表者個人のマイナンバーカードの活用 | 法人の印鑑証明書のオンライン請求など法務局が行う一定の事務について、電子証明を行うに当たり使用する証明書について、法人の代表者個人の公的個人認証サービス電子証明書を使用できるようにするのとよいと思う。 | 法人の印鑑証明書のオンライン請求など、法務局が行う事務で電子証明が必要なのですが、一定の例外的な要件(※1)を満たす場合を除き公的個人認証サービス電子証明書は使用できず商業登記電子証明書に限られています。<br>※1一定の例外的な要件<br>(1)代表権又は代理権の範囲又は制限に関する定めがある者<br>(2)未成年登記簿、後見人登記簿又は支配人登記簿に登録された者<br>(3)管財人等の職務を行うべき者として指名された者<br>法人として印鑑は代表者個人と対応するよう印鑑(改印)届書によって登録されており、個人と紐づく電子証明書であれば商業登記電子証明書に限定せねばならぬ理由は技術的には存在しないように思います。<br>上記より、マイナンバーカードの普及率向上とマイナンバーカード利用者の利便性向上とに繋がると信じて提案させていただきます。 | 民間企業 | 法務省               | 法人の印鑑証明書をオンラインにより請求する場合に、印鑑提出者が請求書情報と併せて送信する電子証明書は、原則として商業登記電子証明書に限定されています。   | 商業登記規則第102条第6項、第107条第3項                              | 対応           | 令和3年2月に、電子署名した者が印鑑提出者である場合に付すべき電子証明書についての規定を削除するなどの内容を含む商業登記規則の改正を行う予定であり、本改正の施行後は、公的個人認証サービス電子証明書を利用して法人の印鑑証明書をオンラインにより請求することができるようになる予定です。   |                    |
| 234 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHK放送について                                     | 1. 放送法の改定<br>2. NHK放送の抜本的見直し   | 1. テレビ受信機を購入しただけで、自動的にNHKと契約した形となり、強制的に受信料支払い義務が生じってしまう<br>放送法?は今の時代に逆行したのと思えます。<br>2. NHK放送を見ないのに受信料の支払い義務が発生してしまう事に違和感があります。見ない権利も認めるべき。また、受信料の決定方法も不透明で削減可能と思われる。<br>3. 受信料を支払ってると、支払っていない人がいることが不公平です。<br>4. NHKは私個人としては不要と思われませんが、必要とのことであれば、公共放送としての位置付けを検討し、受信料も税金にするか等検討してほしい。<br>5. 可能であれば、受信料を支払わない人(NHKと契約しない人)には、NHK放送が受信できないように技術的にできないか。<br>是非ご検討願います。                    | 個人   | 総務省               | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。<br>NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことを目的とした特殊法人として設立されています。   | 放送法第64条第1項<br>放送法第15条及び第16条                          | 対応不可<br>対応不可 | 料金を支払うのみが公共放送を視聴できることは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。<br>公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|--|------|-------|---|--|---|---|-------------------|
|     |             |            |                    |   |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要   |                   |
| 235 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 年金と健康保険の書面での通知に関して | <p>・企業退職時の国保や年金の書面通知の廃止をしてほしい。</p> <p>・国保が世帯主ベースでの名目になっているのを個人にしてほしい。</p> <p>・企業退職時に、個人の行政手続き無しで、国保へ自動的に切り替わるシステムをマイナンバーに搭載してほしい。</p> <p>・企業を退職すると、国民年金の2年分くらいの振込用紙を一気に郵送で送りつけてくるのを廃止してほしい。</p> | <p>【改善点】</p> <p>就職難でアルバイトなどをやむを得ない理由で転々とした場合、厚生年金や国民健康保険の同様の手続きを何度も行うこととなります。もしそれがオンライン上で個人で完結できれば、行政コスト、郵送コスト、年金機構の人員費が削減でき、国民のQOLの向上、年金問題の解決に近づきます。</p> <p>【提案理由】</p> <p>健康保険を納めるのは義務ですので、会社の保険・国保に関わらず必ずどちらかに加入することになります。それならば、いちいち市役所に書類を郵送するのではなく、マイナンバーカードを使ってオンラインで自分で申請や管理できたほうが転職時に便利です。</p> <p>年金に関しては短期的な転職期間中でも、年金機構が2年分の振込用紙を一気に郵送してきます。単純に紙代や郵送料の無駄です。ゴミが増えて環境にも悪いです。なぜか7月をまたぐと書類を揃えて同じ行政手続きを再度しなければいけません。私の担当地域の年金機構は電話の受付しか無く、メールもありません。コストの無駄だと思います。</p> <p>数ヶ月で企業を辞めて再就職した場合、同じ行政手続きを何度も繰り返すこととなります。コロナ禍で多くの人が転職を繰り返すと、かなりのコストの無駄になります。その行政コストを年金不足分へ上乗せしたら、助かる人がかなり増えるはずです。</p> | 個人   | 厚生労働省 | <p>(国民年金の種別変更手続きについて)</p> <p>厚生年金加入時の手続きは事業主が行いますが、国民年金(第1号被保険者)の手続きは加入者自身が行う必要があります。会社を退職した場合、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で国民年金加入(種別変更)の手続きをしていただきますが、郵送で手続きをすることも可能です。</p> <p>(国民健康保険の通知について)</p> <p>国民健康保険の通知に関しては、保険者において調整の上運用いただいているところでは、今後、オンライン化に向けての検討を行う予定としています。</p> <p>(国民健康保険制度について)</p> <p>国民健康保険においては多様な被保険者が加入している中で、公法上の行為である届出等を未成年者をも含む被保険者に義務づけることは妥当ではないことから、世帯概念を導入し、世帯主を届出義務者としています。</p> <p>(企業退職後の国民健康保険への自動加入について)</p> <p>企業退職後の国民健康保険への加入については、企業退職者が必ずしも国民健康保険へ自動加入するとは限らず、退職後、本人の手続なしに国民健康保険へ自動加入するようになった場合、二重加入等の被保険者の不利益を生むおそれがあることから、原則届出に基いた手続きが必要となる。</p> <p>(国民年金加入後の納付書について)</p> <p>会社を退職して国民年金に加入した場合、郵送コスト等も踏まえて、加入した月から当該年度の年度末までの保険料納付書をまとめてお送りしています。そのうえで、当該年度中に口座振替手続を行っていただいた方については、新年度以降の保険料納付書は送付していません。その他の方については、新年度になった後に、改めてその年度末までの保険料納付書をお送りしています。</p> | <p>(国民年金の種別変更手続き)</p> <p>国民年金法第12条第1項、第2項<br/>国民年金法施行規則第1条の4、第6条の2</p> <p>(企業退職後の国民健康保険への自動加入について)</p> <p>国民健康保険法第9条等</p> <p>(国民年金の納付書)</p> <p>国民年金法第92条<br/>国民年金法施行令第6条の13<br/>国民年金法施行規則第70条の2<br/>職入徴収官事務規程第21条の6第2項4号</p> | <p>(国民年金の種別変更手続き) 検討を予定</p> <p>(国民健康保険) 対応不可</p> <p>(国民健康保険制度について) 対応不可</p> <p>(国民年金加入後の納付書について) 対応不可</p> | <p>(国民年金の種別変更手続きについて)</p> <p>国民年金第1号被保険者に係る申請及び届出については、今後、オンライン化に向けての検討を行う予定としています。</p> <p>(国民健康保険の通知について)</p> <p>国民健康保険の通知に関しては、保険者において調整の上運用いただいているところでは、今後、オンライン化に向けての検討を行う予定としています。</p> <p>(企業退職後の国民健康保険への自動加入について)</p> <p>制度の現状欄に記載の通りです。</p> <p>(国民年金加入後の納付書について)</p> <p>国民年金加入後の納付書については、適切に保険料を納めていただき、国民年金加入者の将来の年金受給権を確保するために必要な手続だと考えています。</p> |                   |
| 236 | 令和2年11月24日  | 令和3年11月4日  | 免許証(国際免許)          | <p>・国際免許の有効期限が1年というのを、せめて免許証の有効期限まで延長してほしい。</p> <p>・(上記から一歩進んで)免許証を英語と併記にして(手続きなしで)海外で利用できるようにしてほしい。</p>  | <p>・免許証は3年或いは5年が有効期限なのに、国際免許の期限が1年しかないのは意味が分からない。長期に海外に駐在する日本人にとっては大変不便。1年つづ更新しなければならぬのは、無駄でしかない。</p> <p>・そもそも免許証自体を英語併記して、海外で使えるようにしてもらえば上記の不便さが解消される。</p>  | 個人   | 警察庁   | <p>我が国で発行する国外運転免許証の有効期間は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)に基づき、発給の日から起算して1年間としております。</p> <p>なお、国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められております。</p>  | <p>道路交法(昭和35年法律第105号)第93条及び第107条の8</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14号</p> <p>道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)第1条及び附屬書10</p>  | 対応不可  | <p>新たな試験を受けることなく、他の締約国の運転免許証で自国を運転することが認められる期間については、英語併記であるか否かにかかわらず、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)に基づき定められており、現状では延長は困難です。</p>  |                   |
| 237 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 戸籍謄本について           | <p>戸籍謄本を、本籍地に行かなくても、居住地の役所で、取得できるようにしてほしい。</p>  | <p>小生の本籍は、大阪市なのですが、住まいは、堺市。</p> <p>戸籍謄本を取る際、わざわざ大阪まで行かなくてはなりません。手間、近所の役所で尋ねたところ、デジタル化になっていないことが原因らしい。</p> <p>この役所でも、デジタル化を要望しているようですが、未だ行われていない。日本全国、同じようなことがあるのでしょうか？</p>   | 個人   | 法務省   | <p>戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。</p> <p>なお、コンビニ等で請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和2年11月現在639の市区町村で導入されています。</p>  | <p>戸籍法施行規則第79条の2</p>   | 対応  | <p>コンビニ等で請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍を取得することができるようになります。</p>   |                   |
| 238 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 住民税の納付書の形式、フォームの統一 | <p>市区町村でバラバラで経理処理が面倒。処理する金融機関も面倒。統一なんて簡単に出来るはず。</p>   | <p>説明の必要なし。</p>  | 個人   | 総務省   | <p>個人住民税については、各地方団体が発出する納付書に基づき、納付が行われています。</p> <p>また、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しており、個人住民税の特別徴収分については、全ての地方団体において電子納付が可能となっています。</p>   | <p>地方税法</p>  | 検討を予定   | <p>地方税共通納税システムの対象税目の拡大等について、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                       | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体              | 所管省庁                               | 所管省庁の検討結果  |   |                    |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |  |
|-----|-------------|------------|----------------------------|--|---|-------------------|------------------------------------|--|---|--------------------|--|--------------------|--|
|     |             |            |                            |  |   |                   |                                    | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類              | 対応の概要  |                    |  |
| 239 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHKのスクランブル化について            | 一刻も早くNHKをスクランブル化してください。  | ?NHKの偏向報道は甚だしく、これを公共放送とは言えない。<br>また、災害時はネット情報しか立たず、NHKは必要ありません。<br>?実質年収1800万円は、公共を謳いながら国営でない隙をついた、泥棒がいの行為ではないでしょうか。公務員に基ずるのが当然かと思えます。<br>?NHKの偏向報道に嫌気がさし、私は一切見えておりません。受信料に疑問を感じ、私はテレビを手放しました。<br>ほかの番組を見る権利の侵害ではないでしょうか。<br>?ライフラインは、料金を払わねばストップするの、NHKは押し売りです。<br>利害関係者以外はスクランブル化は国民の総意ではないでしょうか。   | 個人                | 総務省                                | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。  | 放送法第64条第1項  | 対応不可               | 料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものと考えます。  |                    |  |
| 240 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 医療法の「事故等事案」の報告医療機関名の公開     | 医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号「事故等報告書の作成義務」において定義される事故及びその他の報告を求めた事案である「事故等事案」は、登録分析機関「公益財団法人日本医療機能評価機構」が報告内容を公開しているが、報告医療機関名は秘匿になっているため、「事故等事案」は医療機関名を合わせて公開する。   | 「事故等事案」の公開は、「医療安全推進総合対策」の趣旨に従い、平成16年10月から特定機能病院及び国立研究開発法人等の医療機関、並びに後に制度に参加希望した医療機関が、登録分析機関「公益財団法人日本医療機能評価機構」へ報告しており、報告内容は「医療事故情報収集等事業」として運用し、医療機関、製薬企業及び国民に公開されている。しかし、事故等事案を報告した医療機関名は匿名化されて公開されていない。元々、同事業には国民の医療及び医療機関の信頼を確保する目的があるが、突如には、医療機関及び製薬企業のみが利用する制度になっており、実質的に国民が利用する制度になっていない。そこで、事故等事案の報告内容と報告医療機関名を合わせて公開すれば、国民への医療事故の真の公開制度になり、医療機関側の医療安全の向上及び高度化への競争を促進できる。逆に、医療機関側による「医療機関名が公開されると報告義務を履行しない恐れがある」という意見は、医療法に違反しているものであり、違法を助長することはできず、厳しく、事故等事案の報告義務の履行を指導すべきである。 | 全国ベンゾジアゼピン薬害遺留協議会 | 厚生労働省                              | 医療法施行規則に基づく医療事故情報収集等事業は、医療機関から報告された医療事故情報等を、収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。<br>また、情報の提供に当たっては①懲罰を伴わないこと（非懲罰性）、②患者、報告者、施設が特定されないこと（秘匿性）、③報告システムが報告者や医療機関を処罰する権力を有するいずれの官庁からも独立していること（独立性）といった考えに基づき、医療事故情報収集等事業事業要綱第7条により、報告を行った医療機関ならびに関係者を特定しうる情報を削除することとなっています。 | 医療法施行規則第9条の2の20第1項14号、12条   | 医療事故情報収集等事業事業要綱第7条 | 対応不可   | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |  |
| 241 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 会社設立登記後の各種届出の縦割りの廃止        | 法務局での会社設立登記後の、税務署・都税事務所（または市町村役場）・年金事務所での法人設立届等の廃止<br>（法務局へ提出された設立登記申請書一式の横の組織への共有をお願いします）   | 法務局にて設立登記を申請したのに、次は登記簿謄本を持参して、他の役所に設立届を提出しなければならないというのは、縦割りの弊害ではないでしょうか。<br>税務署だけでなく、順番を待って、窓口で相談するだけで半日かかります。e-taxやe-goをうまく利用しても、結構な手間に違いありません。税理士に頼れば数万円かかります。<br>起業するための費用・手間は少なれば少ない方がいいと考えます。気軽に事業を始めることができる仕組み作りは、中小企業庁設置法第3条1項3号に掲げる「中小企業の新たな事業の創出」にも合致し、国の考えとも合致すると考えます。<br>起業を増やす環境作りは、経済の活性化に加え、より良いサービスや商品が我が国より発信される土壌作りにもつながると考えます。  | 個人                | 内閣官房<br>内閣府<br>法務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 新規法人設立時には、ご指摘のとおり定款認証、設立登記のほか、国税、地方税、年金、労働保険、健康保険に係る必要な届出等をそれぞれ行うこととされています。ご要望いただいた法人設立のオンライン化・ワンストップ化については、「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」を平成29年9月から計8回開催し、法人設立のオンライン化・ワンストップ化に向け「関係省庁で連携し検討を進めてきたところです。これらを踏まえ、2020年1月から「法人設立ワンストップサービス」を開始し、現在は設立登記後の各種届出について、マイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。                           |   | 対応                 | 設立登記後の手続については、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となるところでありますが、2021年2月には、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナンバーカードから法人設立に関連する各手続で共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになります。 |                    |  |
| 242 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーカードの受け取り方法について（行政改革） | スマホから申請してマイナンバーカードを作りましたが、出来上がったマイナンバーカードは国から市役所の市民課に送付され、本人である私が市役所の市民課の窓口に取りに行かなくてはなりません。厳格な本人確認を踏まえてマイナンバーカードを交付するという趣旨でしようが、市役所の開庁時間中に取りに行くことがなかなかできません。国から書留郵便等で直接本人に宛ててマイナンバーカードを送付して欲しい。それが無理ならば24時間いつでもマイナンバーカードを取りにいける態勢を市役所に作っていただきたいです。 | マイナンバーカードの早期普及に資する。<br>現行の受け取り方では、受け取りの際に入院していたりすると代理人を手立てなくてはならなくなる。また健康であっても市役所の窓口で三密に巻き込まれる可能性がある。   | 個人                | 総務省                                | マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりません等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土曜・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等 | 対応                 | マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。  |                    |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                                |              |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|---|--|------|-------|--|--------------------------------|--------------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |   |  |      |       | 制度の現状  | 該当法令等                          | 対応の分類        | 対応の概要   |                   |
| 243 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHKの事業分割とスクランブル放送化       | 現在のNHKは地上波2チャンネル、BS2チャンネル、BS4K/8K、ラジオ放送と有しているが、これを、本来の(1)公共放送事業(ニュース・天気予報・教育・福祉に係る事業)と(2)その他事業とに分割する。併せて(2)その他事業については、契約の義務対象外とし、スクランブル化し自由契約とする。   | NHKが扱うコンテンツは肥大化しており、明らかに公共放送の枠を超えた、紅白のようなバラエティ番組、高校野球・大相撲・囲碁将棋などのスポーツ番組は、契約の義務の対象外とし、他の民間コンテンツ会社と市場の論議で競争化し、質を維持しつつ、内部コスト改善を実施させる。国民は他の民間コンテンツも選択できるようになるので、コンテンツ産業全体の市場活性化につながる。公共放送事業については、ニュース・天気予報・教育・福祉に係る事業に絞った事業会社とし、従来の受信料方式で一定の質を担保しつつ、受信料を大幅に値下げし、国民の負担を抑える。また受信料契約については、スクランブル化によるペイパービュー方式に移行することで、受信料不払いに係る間接費用を全て削減することが期待できる。   | 個人   | 総務省   | NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。   | 放送法第15条及び第16条<br>放送法第64条第1項    | 対応不可<br>対応不可 | 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。<br>料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にふさわしいものであると考えます。   |                   |
| 244 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 介護保険・障がい福祉サービス等情報公表制度の廃止 | 介護保険・障がい福祉サービス等情報公表制度の廃止  | 上記の公表制度に関して、同様の検査は各保険者、自治体がそれぞれ実施指導など3年ごとに行っています。公表制度における確認書類についてはほぼ同様のため無駄であり、また各事業所で売りとなるサービスなどについてはハンフレットやホームページ、また見学、体験などで説明できる。また当事者にあったサービスを検討し、紹介するためにケアマネジャーや相談支援専門員がいますので公表制度がなくとも把握できる。また公表制度にある情報についても、介護サービスを利用したという本人、家族様が求めている情報とは乖離している印象。本人様たちは書類ではなく本人様もみることをご希望していると思えます。  | 個人   | 厚生労働省 | 介護サービス情報公表制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び政令指定都市(以下、都道府県等)が提供する。ために、介護保険法の規定に基づき平成18年4月から実施しています。契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表することにより、利用者が適切な事業者を評価・選択すること、事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援しています。 | 介護保険法第115条の35<br>障害者総合支援法第76の3 | 対応不可         | 【介護サービス情報公表制度】<br>「介護サービス情報公表システム」は、事業所の基本情報だけでなく、権利擁護への取組状況、定員に対する空き数等、幅広く情報を掲載しています。また、介護サービス報酬料金を試算する機能を実施する等、利用者やその家族にわかりやすく伝えられるよう工夫してきたところです。<br>利用者がより適切な事業者を選択するためには、複数の事業者を同一様式で表示することにより、事業者情報を公平・公正に公表する仕組みが必要だと考えております。介護情報公表サービスについては、さらに充実すべきとの意見もいただけており、今後いただいたご意見も真摯に受け止め、より分かりやすい制度となるよう、公表内容の検討等を行うことで、介護サービス情報公表制度の運用改善・充実に努めてまいります。<br>なお、介護サービス情報公表制度において、都道府県等が事業所・施設に対し実施する訪問調査については、公表されている情報の正確さを確保するために進めているためです。一方で、実地指導は、事業所・施設の適切な運営確保の観点からサービスの運営基準の遵守状況を確認するものであり、両者は目的を異にするものです。 |                   |
| 245 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 海外在住の日本学生の国内での銀行口座開設     | 海外の大学に在籍して日本へ戻らない日本人は、必要書類も全て有った上で銀行口座を開設しようとしたら拒否されました。理由が私の肩書きが「留学生」じゃないからです(留学生とは日本の大学に在籍し、海外の大学へ留滞した者)。その上、銀行は前例がないから対応できないと言いました。これは海外に住んでいる日本人への差別です。海外在住の日本人は国内でのこのよう理不届に会います。海外に住んでるからだけ。前例がないから無理は言い訳しては令和の時代通用しないのでは？私の家族の中には70年代から海外に住んでる人もいます。これから日本を離れていく留学生や一般の方が増えます。銀行口座が開けられないだけで日本へ戻らない若い世代が増えます。もう周りにいません。今後少子化問題や国際化した社会に優秀な人材が国外へと流れていきます。そのためにせめて海外在住の日本学生への私達にも国内の大学生と同じ権利をください。 | 私は海外の大学に在籍して日本人です。日本国籍もあり、住民票を置いたまま、家族も皆日本に住んでいて、必要書類も全て有った上で銀行口座を開設しようとしたら拒否されました。理由が私の肩書きが「留学生」じゃないからです(留学生とは日本の大学に在籍し、海外の大学へ留滞した者)。その上、銀行は前例がないから対応できないと言いました。これは海外に住んでいる日本人への差別です。海外在住の日本人は国内でのこのよう理不届に会います。海外に住んでるからだけ。前例がないから無理は言い訳しては令和の時代通用しないのでは？私の家族の中には70年代から海外に住んでる人もいます。これから日本を離れていく留学生や一般の方が増えます。銀行口座が開けられないだけで日本へ戻らない若い世代が増えます。もう周りにいません。今後少子化問題や国際化した社会に優秀な人材が国外へと流れていきます。そのためにせめて海外在住の日本学生への私達にも国内の大学生と同じ権利をください。 | 個人   | 金融庁   | 各金融機関が銀行口座開設を行うか否かといった審査の考え方については、金融庁が「規制」として定めているものではなく、各金融機関が経営判断に基づき内部規程を定めて対応しているものです。   | なし                             | 事実誤認         | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                 | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                             |              |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |  |
|-----|-------------|------------|----------------------|---|---|------|-------|---|-----------------------------|--------------|--|--------------------|--|
|     |             |            |                      |   |   |      |       | 制度の現状   | 該当法令等                       | 対応の分類        | 対応の概要  |                    |  |
| 246 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 二重 検査                | 浄化槽の定期点検を専門業者が適格に点検し、記録簿も厳密に管理しているのに、県が浄化槽の管理を二重し、管理料を二重に取られている。していない所も多い。信頼できる資格保有者が行っているのに県が手を出すのはおかしい。   | 資格を持っている浄化槽管理者が関連もなく点検しているのに どうして県が二重に検査して 二重に料金をとる必要があるのか？ 保有者の維持費が軽減できる。また、県の点検がされてない所が沢山ある。天引き先を作っているだけではないのか。即刻 改善してもらいたい。業者の点検料だけではいけないのか。年金生活者には二重苦だ。   | 民間企業 | 環境省   | 番号322の回答をご参照ください  |                             |              |  |                    |  |
| 247 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHK                  | 受信料削減   | 電気のようにコンテンツ部門と配電部門の分離をし、契約も別々にする。コンテンツは契約の自由を、出来れば配電は税金で。   | 個人   | 総務省   | NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。<br>放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。 | 放送法第15条及び第16条<br>放送法第64条第1項 | 対応不可<br>対応不可 | 制度の現状欄に記載のとおりです。<br>料金を支払う方のみが公共放送を視聴できることとは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にじまいないものであると考えます。 |                    |  |
| 248 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | eLTAxによる個人住民税の電子申告の件 | 所得がゼロあるいはそれに準ずる場合、市役所へ個人住民税(市民税・県民税)の申告書を提出することになっています。<br>国税(所得税)はe-Taxにより電子申告ができますが、個人住民税は既にeLTAxという地方税ポータルシステムがあるにもかかわらず電子申告ができません。<br>一刻も早くeLTAxで個人住民税の電子申告ができるようにしてください。 | 個人住民税の電子申告を実現することにより、すべての自治体でコスト削減(郵送費、用紙代、人件費等)及び自動化による行政効率化が見込める。   | 個人   | 総務省   | 個人住民税のeLTAxによる電子申告は対応しておらず、一部地方団体においては独自の電子申告システムにより対応している場合があります。  | 地方税法                        | 検討を予定        | 個人住民税の電子申告については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討を行ってまいります。  |                    |  |
| 249 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 大都市圏でのライドシェアの解禁      | 新型コロナ流行終息後を見据え、安倍政権で地方を中心に検討が進められていたライドシェアを深夜帯を中心に都市近郊でも解禁する。   | 首都圏や関西圏で最終電車の繰り上げ検定の動きがある。新型コロナ流行終息後もナイトライフや飲食店などでは死法問題と言われている。深夜急行バスも運転手不足で多くの路線が終息後の再開の目処も立っていない。そうすると、それらを代替すべく、タクシーよりも安価に移動できる交通手段へのニーズが高まる事が予想される。その交通手段に、ライドシェアが挙げられる。<br>ただ、所謂白タクの解禁になるため、タクシー業界の反対意見が強く実現に至っていない。<br>そこで、深夜帯に都心(例えば東京都心部・大阪市内都心部)から郊外(例えば東京23区外・大阪市外)に限りライドシェアを特例で認めることを提案する。これが実現すれば、深夜帯の公共交通機関の縮小による影響の軽減が想定される。また、地域を限定することにより、タクシー業界への影響も軽減され、経済活動の回復・拡大も期待できる。 | 個人   | 国土交通省 | 番号67の回答をご参照ください   |                             |              |  |                    |  |



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |   |   |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------|---|---|------|---------------------|---|---|---|---|--------------------|
|     |             |            |                             |   |   |      |                     | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要   |                    |
| 253 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 融資、自動車の登録、登記の際に印鑑証明をなくしてほしい | 融資、登記、自動車の登録に印鑑証明が必要がなくなしてほしい。  | 印鑑証明を持って本人の意思表示であると確認をするが、本人が直接行って免許を提示しているに関わらず印鑑証明が必要になる理由がわからない。<br>他国の台湾、韓国などは以前には存在していた制度だが、印鑑証明の制度を廃止して本人確認を免許などで間違いない形で進めている。他国には出来るのであれば、日本にもできると思う。  | 個人   | 金融庁<br>法務省<br>国土交通省 | (融資)<br>印鑑証明書の提出を求める銀行法等による規制はありません。<br><br>(登記)<br>・不動産登記手続において、登記が実行された場合に登記名義人が不利益を受けることとなるものについては、申請書に実印を押印し、当該印鑑に関する証明書を添付しなければならぬとされています。申請書には、申請人である会社の代表者等が、あらかじめ登記所に提出した印鑑を押印しなければならぬとされています。<br><br>(自動車登録)<br>自動車の登録においては、その所有権を公証するため厳格な本人確認が必要となることから、申請書に印鑑に関する証明書の添付を必要としています。<br>しかしながら、自動車登録のオンライン申請システムである「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」を通じた申請を利用することで、印鑑に関する証明書を添付することなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書機能によって、本人確認を行うことが可能となっています。 | (融資)<br>なし<br><br>(登記)<br>・不動産登記令第16条第1項、2項<br>・不動産登記規則第47条、48条<br>・商業登記法第17条第2項、第20条<br>・商業登記規則第9条<br><br>(自動車登録)<br>自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条第1項 | (融資)<br>なし<br><br>(登記)<br>現行制度下で対応可能<br><br>(登記)<br>対応不可<br><br>(自動車登録)<br>現行制度下で対応可能 | (融資)<br>融資契約における印鑑証明については、「制度の現状」欄の通り、法令等の規制によるものではなく、各金融機関の経営判断によるものとなっております。<br>一方で、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、例えば、全国銀行協会が書面・押印・対面手続の見直しに取り組む旨を発表しているところ、金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。<br>(登記)<br>不動産登記、商業・法人登記等の手続では、不動産などの価値の高い財産についての権利の得喪や法人の実印の登録など、特に重要な効果を生ずるものについては、文書の名義人本人の意思に基づいて作成されたことを厳格に確認する必要があること、押印と印鑑証明書の照合という画一的な処理により、名義人本人の意思を確実にかつ迅速に確認することが可能であり、不正な申請等がなされた場合の証拠ともなり得ること等から、実印と印鑑証明書による本人確認を行う必要があるものと考えており、提案の内容に対応することは困難です。<br><br>(自動車登録)<br>制度の現状欄に記載のとおり、自動車OSSを利用することで、印鑑に関する証明書の添付を省略することが可能となっています。 |                    |
| 254 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 学校(教科書販売特約店)のFAX廃止について      | 義務教育の学校が教科用特定図書(以下略、教科書)や各種教材(デジタル教科書含む)を利用するにあたり、各地方の教科書特約店が必要や注文を取りまとめている。<br>各教科書特約店は、教材の注文についてその注文情報を紙に手書きして各出版社へFAXで送付しています。<br>これを、EDIシステム導入とは申しませんが、せめてWordやExcelに入力してメール等で授受できるように、業界へ努力義務を課せられるような仕組み/制度の導入を提案します。<br>例えば、FAXを廃止した中小企業には助成金等の支援や報奨を出すなど考えられませんか？ | 某教科書出版社に勤めております。<br>上記の提案のとおり、この業界では(押印・捺印は不要ですが)注文にまだ紙とFAXが利用されています。理由は発注側のITリテラシーの低さや新しい仕組みを拒否する性質(手間がかかるという思い込み)が大きな要因の一つとみえています。<br>デジタル教科書が導入されるにあたり、注文情報には、学校名や必要数、学校代表メールアドレス記載を求めています。<br>これは、デジタル教科書に修正や更新が発生した際に、ユーザー様へ連絡をするために必要な情報です。<br>現状、紙の注文書で送付される特約店が多いため、これらの注文を全てFAXで受領後、出版社は手入力で社内システムに登録します。<br>メールアドレスなどは、手書きだと文字が読み取れず不明なことも多々あります。<br>これは、注文が(WordやExcel等)電子化されれば解決できる問題です。手入力の時間・手間を省け、ミスが少なくなります。<br>本来の業務として、デジタル教科書や教材をエンドユーザーが円滑に利用できるようにするための時間にあてたいです。これらの無駄な時間を減らすことでより手厚いユーザーサポートが出来るようになると考えます。<br>学校現場は、まだICT化が十分に進んでいないこともあり、ユーザーはサポートを必要としています。注文伝票の人力作業をしている場合ではありません。<br>教科書出版社側から特約店へ注文書の電子化を依頼しようものなら、不満が続出し取引に支障をきたすことが予想され、こちら側から提案・運営することができません。<br>是非、FAX廃止を国から訴えかけて、電子化がすすめられるような仕組み/制度を導入したいです。 | 個人   | 文部科学省               | 本件に係る制度・規制等はありません。  | ありません。  | 対応不可  | 御提案の内容は教科書出版社と教科書・一般書籍供給会社(特約店)の民間同士の事情ですので、国が介入しなければならぬものではないと思われまます。  |                    |
| 255 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 定借の電子化                      | 賃貸契約が普通借は電子化できるが、定借が古い法律で紙がいる。システム化に不便。   | H重説もあるのに、定借だけ遅れている、電子契約で完結するのに必要。   | 個人   | 法務省                 | 借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみならず、単なる書面も含まれるとされていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人があらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。  | 借地借家法第38条第1項、第2項  | 検討を予定   | 借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により自動的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその旨を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できること、当事者の意思の確証が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書等の書面による契約を義務づけることと、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。<br>契約の電子化の必要性が高まっていることを受けて、定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えていますが、この定期建物賃貸借契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合、事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識することを目的とする法の趣旨が損なわれないか等の、必要な検討を進める予定です。   |                    |



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁            | 所管省庁の検討結果  |                              |            |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|---|--|------|-----------------|--|------------------------------|------------|---|--------------------|
|     |             |            |                    |   |  |      |                 | 制度の現状  | 該当法令等                        | 対応の分類      | 対応の概要   |                    |
| 259 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 年金に関する申請のオンライン化    | 現行、国民年金保険料学生納付特例申請や国民年金保険料免除・納付猶予申請等の申請は直接年金事務所又は各市区町村に提出するか、郵送で行うことになっている。この点をオンラインで申請が可能になるようにして頂きたい。   | 現在年金ネットにて届書の作成は可能になっているが申請は直接年金事務所又は各市区町村に持参するか、郵送することになっている。私自身、付加年金の申込に届書を持参して市役所に行きながらの時間待たされた。年金制度はすべての国民に公平な負担を求め、国民の権利の確保所又は各市区町村に提出するか、郵送で行うことになっている。この点をオンラインで申請が可能になるようにして頂きたい。   | 個人   | 厚生労働省           | 国民年金保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請等の国民年金第1号被保険者に関する申請・届書の手続きについては、一部の手続きを除き、市区町村又は年金事務所の窓口にてお手続きいただくか、郵送による手続きが必要です。  | 国民年金法施行規則第77条、同第77条の4他       | 検討を予定      | 国民年金第1号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行う予定としています。  |                    |
| 260 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 分筆登記申請手続について       | 実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書の添付を法律で義務付ける  | 1. 土地分筆登記申請手続きでは、実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書又は境界合意書が添付されていない書類を受け付けない都道府県法務局がほとんどであると聞いているが、現状はそうでもない法務局もあり、全国統一されていない。また、まちまちである。<br>2. 土地分筆登記申請手続きでは書類に実印の押印が法定されていないことに関する問題がある。<br>3. 土地境界確認書又は境界合意書は、登記申請手続きでは法定の添付書面でないため、境界認定の証拠資料として重要であるが添付されていない。<br>4. 土地分筆登記申請手続きでは、認印の押印が良いことになっている。悪用の原因である。<br>5. 悪用を防ぐため、実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書「記載事項に不備がある」時などに登記官が現地に赴き、関係人の立ち会い下に境界を確認し、当該申請の可否を判断することとされているが実際に行われていない。          | 個人   | 法務省             | 分筆の登記の申請を審査する際には、登記所において保管する資料、現地における境界推察の客観的事実のほか、客観的事実に関する証言等を把握した上で境界を認定しているところ。法定の添付書面ではないものの、申請人と隣地所有者等が境界の位置について確認したことを示す境界確認書が添付された場合には、登記官が境界を認定するための資料の一つとして取り扱うこととしています。   |                              | 対応不可       | 境界は、国家が行政作用により定めた公法上のものであって、関係する土地の所有者がその合意によって自由に処分することができない性質のものであり、境界確認書は、登記官に対して境界を認定するために用いることのある資料の一つに過ぎません。また、境界確認書の取得には困難を伴うことがあり、分筆登記等の申請に際し、一律にこれを提出することを求めた場合には、円滑な不動産取引を阻害するおそれがあります。したがって御提案にあるような義務を法定することは相当でないと考えます。                            |                    |
| 261 | 令和2年11月24日  | 令和5年5月17日  | 保育教諭の職務、職責の適正化について | 現在、保育教諭は児童福祉施設、教育施設として、複数の機能を持つ施設で働く専門職となっています。幼稚園教諭は教育職給料表で職務給として評価されています。しかし保育教諭となった現在は、行政職、教育職と各自自治体で判断が分かれて、適切な職務給の評価がなされているか疑問です。公定価格に關しても園の福祉職給料表が活用されているかと思いますが、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を統一した上で、専門職として職務、職責に見合った評価がされるように、教育職給料表に統一すべきではないか。 | 現在、保育教諭は行政職給料表で評価されている自治体があります。行政職が部長、課長、課長補佐と職務、職責に応じて適切に評価されるのに対し、保育教諭は課長補佐、係長程度までしか評価されておらず、行政職給料表における評価の境界がある疑義が濃厚であります。実際にある市では、市議が「子ども園長を課長級まで引き上げるのはどうか。」と質問したところ、行政側は「保育教諭は課長級を越えることがない」と答えていることから、職務職責が課長と同等とは言えないため、無理」と答弁していました。そこで、専門職の一つである教育職給料表と類似性があることから、そちらを適用し、公定価格の基準等にも活用すべきかと思えます。職務職責を適切に評価し、職務給の原則に従うことでモチベーション高く、専門職がより生き生きと働けるようにすべきかと思えます。地方自治体は園と対等な協力関係がありますが、一方で制度に関しては園が主導していることが多いです。縦割り110審に期待しております。 | 個人   | こども家庭庁<br>文部科学省 | 認定こども園等に対する運営費補助の水準となる公定価格においては、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の人員費について、国家公務員の福祉職俸給表を参照して算定した上で、累次の処遇改善を行っています。また、平成29年度から実施している処遇改善等加算Ⅱにおいては、主任保育士等の下でリーダー的な役割などを果たしている中堅の保育士等の専門性の向上を図りつつ、職務・職責を踏まえ、「副主任保育士」や「職務分野リーダー」等の職位を設けるとともに、これをキャリアアップの仕組みを構築する中で評価し、賃金水準を引き上げる取組を行っています。他方で、公立施設に勤務する保育教諭等の給与については、設置自治体において定められています。 |                              | 現行制度下で対応可能 | 公立の認定こども園等の運営費については、平成16年から一般財源化されており、全額地方交付税措置が講じられていることや、公立の認定こども園等に勤務する保育教諭等は地方公務員であることから、公立施設に勤務する保育教諭等の給与については、設置自治体において適切に判断いただきたいと思います。  |                    |
| 262 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月14日  | 収入証紙の廃止促進          | 各種試験や運転免許の申請・高齢者講習などで使われている。収入証紙の脱却が進みません。実城票スに交えられるように条例を施行したにも関わらず、関係各所が変わらず収入証紙を使用し続けているために、せっかくの条例の運用が進んでいません。  | キャッシュレスが進む中、「収入証紙」というアナログなものを使用し続けるのは、利用者にとっても取り扱いをする企業や官公庁にとっても手間でありません。条例ができていてもかわらず、その促進が進まないのは、総取り行政の弊害と思われず。例えば、収入証紙の制度さえなければ、各種試験の運転免許の申請や高齢者講習の受付もデジタルで受け付けることも可能になり、利用者の利便性や、取り扱いをする事務作業の簡略化、時間短縮につながります。コロナ禍においても、紙を排することは直接接触の機会を減らすことにもつながります。また、各種試験会場や免許センターで起こっているような混雑の緩和につながることもできるのではないのでしょうか。  | 個人   | 総務省             | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされています。   | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項 | その他        | 制度の現状に記載のとおり、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされており、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができます。総務省としては、指定納付委託者制度を活用したキャッシュレス決済の導入の取組を地方公共団体に対して働きかけるところですが、収入証紙の必要性は地方公共団体の実情等により様々ですので、国の法令において一律に廃止することとすべきものではないと考えます。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                            | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体              | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果  |  |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------------|---|---|-------------------|------------|--|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                                 |   |   |                   |            | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 263 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日  | 会社の情報開示負担の軽減のための法務省と金融庁の重複規制の解消 | 会社の情報開示規制は、法務省の会社法と金融庁の金融商品取引法それぞれから二重に規制がかかっているため、一方に寄せるべき。  | 会社法と金融商品取引法とはそれぞれ目的は違うが、どちらにも従わせられている会社の負担に見合ったものであるのか、アメリカなど海外の例を見て疑問。法務省と金融庁のナフリ争いで、会社の成長力が削がれていると思えない。上場企業などについては金融商品取引法に一本化して、法務省の会社法は未上場や未公開の会社に絞るといった、二重規制の解消が必要。   | 個人                | 金融庁<br>法務省 | 法務省及び金融庁においては、平成27年から、内閣官房及び経済産業省と共に、いわゆる事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易に行うための検討を行い、例えば、事業報告等と有価証券報告書において、類似する項目や関連する項目について、解釈を示すなどして、可能な範囲で共通化を図ったり、企業が試行的に作成した開示書類をともに、関係省庁において一体的開示書類の記載例を作成し、これを公表するなどの取組を行ってきたところであり(平成29年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省)、同日公表「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」(金融庁、法務省)、平成30年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、経済産業省、金融庁、法務省)等参照)、このような関係省庁の取組により、現行法の下でも、いわゆる一体的開示を行うことが可能であることが示されています。<br>もともと、投資家からは株主総会(3月決算企業であれば6月中下旬頃)より前に事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示することが望ましいとの意見がある一方で、企業からは一体的開示書類の作成に十分な期間が確保できないとの意見、監査人からは監査のための十分な期間が確保できないとの意見があり、現状の実務においては、株主総会前に事業報告等は開示されるものの、多くの企業が有価証券報告書を株主総会後に提出しています。議決権行使の基準日(3月決算企業では3月末)を変更して、株主総会の開催時期を有価証券報告書の提出期限である6月末(3月決算企業の場合)以降に後ろ倒しすることで、株主総会前に事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示することも考えられますので、そのような取組を検討している企業もあると承知しています。 | 会社法第435条、第437条から第440条まで、第444条等<br>金融商品取引法第24条等 | 現行制度下で対応可能 | 今後とも、一体的開示に関する周知を行っていくと共に、このような取り組みを行うとする企業に対しては必要なサポートを行っていきます。 |                   |
| 264 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 在米日本領事館への出生届提出の際の押印に関し          | 日本人を父または母として米国で出生した子は、日本国籍を取得するため、生後3ヶ月以内に在米日本領事館へ出生届を提出するとともに、国籍留保の届出を行う必要があるが、この押印を廃止してほしい。   | 永住権を得て米国で暮らしているため、普段の生活で押印する機会は皆無であることから、米国にはハンコを持ってきていない。ハンコを日本から郵送してもらいたくても、現在日本郵政ではCOVID-19による影響で、2020年4月24日(金)から米国宛での以下の国際郵便物の受託を停止しているため、日本の家族から荷物を送ってもらえない状況。<br>(https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview.html)<br>生後3ヶ月を経過した場合には、出生届は受理されないことから、生後3ヶ月以内にハンコが入手できず、この国籍留保の届出が行えなかった場合、私の子供は日本国籍を取得することができない。もしこの押印が必要であればそのような状況に陥ることなく、出生届及び国籍留保の手続きが迅速に行える。  | 個人                | 法務省        | 届出人が印を有しない場合は、署名するだけで足りるとしており(戸籍法施行規則第62条)、押印がされていないことを理由として、出生届及び国籍留保届を含む戸籍の届出が受理されないということはありません。   | 戸籍法施行規則第62条                                    | 事実確認       | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 265 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | IT・AI技術を活用した旅客運送の規制緩和           | 近年、海外においてIT・AI技術を活用したライドシェア(ライドヘイリング)が広く普及、先進国・発展途上国問わず知どの国に利用可能になっていて、消費者は既存のタクシーと併せて移動手段の選択が可能になっています。国内でも旧態依然で前時代的な従来のタクシーだけでなく、海外と同レベルの移動手段を使えるように規制緩和を提案します。 | 従来のタクシーは現在のようなIT・AI技術が無い時代に合わせた手段を用いて、当時としては高品質な旅客運送を実現しました。一方で近年登場したライドシェアはこれらの新技術を活用し、従来のタクシーよりも効率的で生産性が高いだけでなく、さらに高品質で高いサービスレベルの旅客運送が実現できます。実際に自分や自分の知りて「海外でライドシェアを利用した人」の話を聞くと、口を揃えて「国内のタクシーより良い」「国内のタクシーは時代遅れ」と言います。しかし島国ゆえその事実を知っている人や声を上げる人は少なく、そのような声は少数派と見なされています。そして国交省やタクシー関連団体は「ライドシェア=危険」という歪曲したキャンペーンを展開、今の利権を守ることを優先して消費者の利益など二の次です。規制緩和が実現できた場合は以下のような効果が想定されます。<br>-ITやAI技術を活用した効率的な運用<br>-上記による生産性向上、環境負荷低減、運賃の値下げ<br>-相互評価による対消費者者のサービス向上、乗務員の勤務環境向上<br>-シェアリングエコノミーの促進、遊休資産の有効活用<br>-地方部における住民、観光客の足の確保<br>-ITやAI技術の開発促進、人材育成 | CONCIERGE SYSTEMS | 国土交通省      | 番号67の回答をご参照ください  |  | 対応不可       |  |                   |
| 266 | 令和2年11月24日  | 令和4年5月13日  | 処方せん医薬品以外の医薬品の販売を解禁             | 処方せん医薬品以外の医薬品の販売を保険薬局で行えるよう明確に規定して頂きたい。現状はグレーゾーンであり、販売は現実的に難しい。   | 薬をもうだけの受診も減り、総医療費の削減にも繋がる。スイッチOTCもあるが価格が高すぎるため、医師から処方してもらった方が患者の負担は安く済む。<br>具体的には、アレグラFX(1錠×53.2)28錠入¥1490、アレグラジュネリック(1錠×15.3)28錠入428.4、その差額は¥1061.6。薬局側で手数料を取ったとしても確実に安く販売できる。<br>医師は、不必要な患者を診察する必要はなくなり、患者も受診が必要でない場合は経済的な負担が減る。薬剤師が販促して、必要であれば紹介状を書いたり受診勧奨を行うことを義務とすれば良い。  | 個人                | 厚生労働省      | 処方箋医薬品以外の医療用医薬品は、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。このため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の人に対して、正当な理由なく、販売を行うことはできません。<br>なお、正当な理由以外の場合であって、一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、服薬指導や添付文書の添付等対応の上、必要最小限の数量に限って販売することが可能です。  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項         | その他        | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |                       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|--|---|------|-------|--|--|-----------------------|---|-------------------|
|     |             |            |                          |  |   |      |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類                 | 対応の概要   |                   |
| 267 | 令和2年11月24日  | 令和4年11月11日 | 雇用保険受給の手続き(ハローワーク未所)     | 定年退職時に、雇用保険(失業保険)の最初の申請は必要かと思いますが、その後毎月2回ハローワークへ出向く必要があります。毎月の失業認定申告書の提出(持参)は、郵送でも可能にしたいです。あわせて、毎月2回の職業相談の証明印(ハローワーク未所)も省略してほしいです。   | 受給者がハローワークへ出向く労力が軽減され、ハローワーク職員の大規模減(減員)になると思います。また、コロナ感染リスクの軽減にもなります。<br>(補足)<br>実際の職探しは、ハローワークが構築されているWebサイトを用いて、自宅で充分検索できるので、ハローワークへの来所は不要です。   | 個人   | 厚生労働省 | 失業認定の手続きについては、雇用保険法第15条により、公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならぬことが規定されています。  | 雇用保険法  | 検討に着手                 | 雇用保険の失業認定の手続きについては、早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、適切に給付を行うため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要があります。<br>一方、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年3月より、本人又は同居の家族が高齢であることや基礎疾患を有すること等を理由に感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えた旨の申出があった場合には例外的に「郵送での証明認定」による失業の認定を行っています。<br>また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)も踏まえ、雇用保険の受給関連手続きの在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに取組のある者の意見も得ながら検討する場を立ち上げ、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行うこととしています。 |                   |
| 268 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 【国土交通省(自動車関係)】自動車の登録について | 自動車登録制度を簡略化してはどうでしょうか。<br>固有の財産とするための印鑑証明や原本の提出などを廃止して、防犯等を目的とした登録機能や安全を担保するための車検制度のみを残すべきだと思います。<br>また、事業用自動車の登録についても「事業用自動車連絡書」という紙に職員が押印したものを提出するという極めてアナログな手続きが今も残されているので、これを局内での手続きを電子化すべきだと思います。 | 自動車の登録の簡素化については、個人の財産に計上するという性質から、印鑑証明や原本など、自治体が発行する書類も必要となり、申請者に多大な負担を強いており、自動車販売業界にとっては労務時間の長期化や移動における労働生産性の低下の要因となっていると思います。<br>防犯や安全に関わる登録制度や車検制度は当然残すべきですが、登録手続きとナンバー発行の組織が異なっていて利便性を損なっているなど、改善すべき余地は多々あると思います。<br>事業用自動車の登録についても、同じ国土交通省の出先機関同士のやり取りにも関わらず、未だに紙に国土交通省の職員が押印したものを交付書類として、同じ国土交通省の別の窓口での手続きの必要書類としているなど、電子化が可能だと思います。<br>以上、我が国における、以前からの主要産業である自動車販売等産業における労働生産性向上及び電子化による行政事務の簡素化やコスト削減、手続時間短縮などを要因とした関連産業の活性化の観点から、ご検討よろしくお願ひします。 | 個人   | 国土交通省 | 前段につきまして、自動車の登録制度は、その所有権の得喪を公証するための「民事登録」と、自動車の使用の裏返等を把握するための「行政登録」との2つの面を持っています。このうち、「民事登録」については、自動車の高い財産的価値に鑑み、登録により所有権について第三者への対抗力を付与することで、盗難や販売詐欺等の自動車所有に関するトラブルを防止し、私法上の自動車の取引の安全の確保を図っています。<br>このように、自動車の登録は、所有権の得喪に直接影響するため、申請にあたっては、本人確認や事業関係確認に要する証明書類の添付が必要となっています。しかしながら、自動車登録のオンライン申請システムである「自動車保有関係システム(トップサービス(OSS))」を添付した申請を利用することで、これら証明書類(一部未対応のものがあります)を添付することなく、証明情報を電子的に提供いただくことで手続きが可能となっています。<br>後段につきまして、現状、「事業用自動車連絡書」の取扱い、紙による授受での手続きとなっています。 | (前段)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条、第5条<br>(後段)該当法令なし | (前段)対応不可<br>(後段)検討に着手 | 前段につきましては、制度の現状欄に記載のとおり、「民事登録」におけるトラブル防止の役割を踏まえ、ご提案のように「防犯等を目的とした登録機能や安全を担保するための車検制度のみを残す」のではなく、引き続き現行制度を維持することが適当と考えられます。<br>しかしながら、申請者の負担軽減のため、オンライン申請等手続きの簡素化について検討を続けていきます。<br>後段につきましては、申請者の負担軽減を図るよう、「事業用自動車連絡書」の電子化も含めた取扱いの効率化について検討を進めていきます。  |                   |
| 269 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHKスクランブル化について           | 国民が希望しているのは多くの人が必要のないNHKのスクランブル化です。<br>菅総理は携帯電話値下げにやっきですが、こちらの方がよっぽど家計の負担は減ります。携帯電話があれNHKは必要ないと思う国民が多額だと思います。<br>NHKスクランブルのテレビで支払い必要が無いと言う利所は出た事です。最初から国民が選択出来るように是非改革への検討をお願いします。                     | 菅総理の携帯電話値下げ発言によって大手3社の株価は今年の年初末高値から9/18の終値ベースで、GPIF2020年3月末時点携帯大手3社(docomo/KDDI/ソフトバンク)保有株数で試算すると、2,487億円目減りしている。我々の年金がどれだけ減っているわけです。<br>携帯電話は既にMVNOで安くなくなっているため、それよりもNHKスクランブル化により月額3,395円の家計負担減の方がありがたい。  | 個人   | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。  | 放送法第64条第1項                                     | 対応不可                  | 料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かな良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものと考えます。  |                   |
| 270 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHKにスクランブル化を導入           | NHKにスクランブル化を導入(NHK契約で受信料を払っていない世帯のNHK番組を見れなくなる)して、NHKを見たくない人は、NHKを契約せずに受信料を払わなくてもよいにして下さい。<br>緊急災害時は一時的にスクランブルを解除して放送して下さい。  | NHK受信料は地上波のみの契約で12か月前払額で年間13,990円、BS契約で年間24,770円で、家計の大きな負担になっているからです。またスマホ、パソコンのインターネットで十分な情報を得ることができる時代になっているからです。   | 個人   | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。  | 放送法第64条第1項                                     | 対応不可                  | 料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かな良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものと考えます。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                      | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |              |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------|---|---|------|-------|---|---|--------------|--|--------------------|
|     |             |            |                           |   |   |      |       | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類        | 対応の概要  |                    |
| 271 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日  | 死亡後の続手統一化                 | 死亡届を提出後の手続き(住民票抹消届、世帯主交換、葬祭費請求、介護保険資格喪失、年金受給停止、遺族年金等)を紐付けて一括で出来るように   | 父が死亡した際、区役所での手続きが多すぎると思いました。区役所内の担当部署を行ったり来たり。また、年金事務所と区役所も別の場所にありバスで移動。公的手続き以外でも死亡に関わる届け出(携帯解約、銀行口座解約など)に必要な書類もありその書類を取るのにまたお金もかかります。高齢者の母ひとりでは体力的にもとても無理ですし、私も仕事があり、全ての手続きが完了するまで1ヶ月以上かかりました。父が亡くなってから半年たちますが不動産登記の手続きにはまだ着手してません。司法書士などに依頼するとお金もかかりますし、なかなか行動に移せていません。経済的効果などは私には提案は考えられませんが、書類簡素化、人的労力を考えがて死亡した場合の手続き窓口は総括して出来るようにしたほうがよいと思います。   | 個人   | デジタル庁 | 番号225の回答をご参照ください。   |   |              |  |                    |
| 272 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | NHKスクランブル放送 放送内容限定化       | NHKのスクランブル放送を実現して欲しい。また、NHKでの放送は政権、災害放送だけに限定する  | NHKのスクランブル放送、放送内容が公共放送限定が実現すればこれから消費税がアップしてもコロナで年収がダウンしても耐えられる。   | 個人   | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。放送番組は、法律で定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉されたり、規律されることはありません。   | 放送法第64条第1項<br>放送法第3条  | 対応不可<br>対応不可 | 料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためまあなく日本全国において受信できるように拡げて良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にしまないものであると考えます。制度の現状欄に記載のとおりです。  |                    |
| 273 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 文部科学省の「部活動指導員」への民間企業の規制緩和 | 2018年から文部科学省が全国の中学・高校の部活動を対象に、「部活動指導員」制度を始めました。部活動指導員は、「学校職員」として大会や練習試合への引率も可能に。しかし、指導員を学校職員と限定したために、民間のスポーツクラブのインストラクターが指導員になることができない。そのため、この制度は民間企業による部活動の外部指導者への参入を阻んでいる。東京都杉並区では、区の予算で区内の中学校・高校の部活動指導は教員がボランティアで行っており、この無償の公務が教員の長時間労働の原因になっている。こうした問題を解決するためには、民間企業のスポーツ指導者が部活動で指導して収入を得られる仕組みを作る必要がある。「部活動指導員」制度は、退職した元教員や主幹、大学生など関係した人々しか務めることができず、全国に広がっていない。文部科学省は、2019年度に約10億円の予算を計上し、部活動指導員の拡充に向けて動いている。部活動指導員の時給は1600円で、この制度を導入する場合には、国・県・市の予算で負担する。文科省は、部活動指導員制度を導入する際には、各中学校に週3日の休養日を確保していることなどの制限を設けている。地方の教育委員会は、この週3日の休養日という条件があるために、参入を断念している。この制度を改正し、民間企業も「部活動指導員」になれるように、「学校職員」という制限をなくする必要がある。「部活動指導者資格」のような資格制度を日本スポーツ協会が資格として創設し、この資格の取得者が部活動を指導するようにして指導の質を保つ工夫が必要である。 | 文部科学省は、働き方改革の一環として、2018年度から「部活動指導員」制度を開始した。部活動指導員は、「学校職員」として大会や練習試合への引率も可能である。しかし、指導員を学校職員と限定したために、民間のスポーツクラブのインストラクターが指導員になることができない。そのため、この制度は民間企業による部活動の外部指導者への参入を阻んでいる。東京都杉並区では、区の予算で区内の中学校・高校の部活動指導は教員がボランティアで行っており、この無償の公務が教員の長時間労働の原因になっている。こうした問題を解決するためには、民間企業のスポーツ指導者が部活動で指導して収入を得られる仕組みを作る必要がある。「部活動指導員」制度は、退職した元教員や主幹、大学生など関係した人々しか務めることができず、全国に広がっていない。文部科学省は、2019年度に約10億円の予算を計上し、部活動指導員の拡充に向けて動いている。部活動指導員の時給は1600円で、この制度を導入する場合には、国・県・市の予算で負担する。文科省は、部活動指導員制度を導入する際には、各中学校に週3日の休養日を確保していることなどの制限を設けている。地方の教育委員会は、この週3日の休養日という条件があるために、参入を断念している。この制度を改正し、民間企業も「部活動指導員」になれるように、「学校職員」という制限をなくする必要がある。「部活動指導者資格」のような資格制度を日本スポーツ協会が資格として創設し、この資格の取得者が部活動を指導するようにして指導の質を保つ工夫が必要である。 | 個人   | 文部科学省 | 部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的意義を有する活動です。一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の課題であると考えております。これらの課題に対応するため、文部科学省では、平成29年度に部活動における専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導員の制度化を行いました。                  | なし  | 対応           | 部活動が学習指導要領に基づいた学校教育の一環である以上、部活動は「学校職員」が担うべきものと考えています。文部科学省では、部活動指導員の任用に際し、競技に関する専門的な知識・技能を有するとともに、部活動が学校教育の一環として行われることを理解している者であることを求めています。それを踏まえた上で、具体的にどういった方を部活動指導員として任用するかは、学校の設置者が適切に判断しているものと考えています。実際に、民間企業にお勤めの方を部活動指導員として任用している事例もあります。一方で、文部科学省では、教師の負担軽減や生徒にとって望ましい指導の実現のため、休日の部活動を学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動への移行を段階的に進めていく予定です。この地域移行に当たっては、民間スポーツクラブやインストラクターの方々や、地域の運営団体や人材の確保が重要となりますので、民間企業とも連携を図りながら進めて行く必要があると考えています。 |                    |
| 274 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーカードについて             | マイナンバーカードの作成について、申請と受け取りのすべてをネット及び郵送で完了するよう要望します。コロナで役所が混雑しているため密を避けるためにも郵送でカードを取得できるようにお願いします。あるいはマイナンバーカードの窓口を1つの役所だけでなく、近くの区民事務所でも取得できるように要望します。   | 国がマイナンバーカード(マイナポイント提案も含めて)を推進する中で、コロナの影響でなかなか役所に行きづらいため、もっと手軽にカードを取得できるように是非、考えていただきたい。郵送で申請、取得できればマイナンバーカードを作成したいと思う方は沢山いると思います。   | 個人   | 総務省   | マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等 | 対応           | マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供するなど、自治体の取組を後押ししております。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的な内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|--|---|------|--------------|--|---|------------|---|-------------------|
|     |             |           |                            |  |   |      |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 275 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日 | マイナンバー制度                   | マイナンバーについて、連絡(通知)により個人がカードを申請しているが、今後検討のときは、法律で強制できにカードが配布される様にパスワード、写真は後転載出来るような方法を是非検討、実施願いたい。<br>なお転入、転居時の届出時同時作成、引渡し(交換交付)願いたい。  | 上記の内容と同じ。   | 個人   | 総務省<br>デジタル庁 | マイナンバーカードにつきましては、あくまで、マイナンバー法の規定により、住民の申請に基づいて交付されるものです。<br>なお、転入した市町村に転入届をする際、同時にマイナンバーカードも提出していただくことで、原則として、その日のうちに、新たな住所をカードの追記欄に記載の上、当該カードをご本人にお渡ししているところです。<br>また、2023年2月6日から、マイナンバーを通じ、全ての市区町村でオンラインによる転入届の提出を転入元市区町村に、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるようになりました。また、同日から、マイナンバーカードの交付を受けている者が転入届をオンラインで提出した場合等において、転入元の市区町村は転入先の市区町村に転出証明書情報を事前に通知することとなり、転入先市区町村は、その情報とマイナンバーを通して送信された来庁予定の連絡を用いて転入届の受理等のための必要な準備を行うことも可能となりました。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第1項、第17条第1項、住民基本台帳法第24条の2第3項 | 対応         | 「制度の現状」に記載のとおりです。   |                   |
| 276 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日 | 労働安全衛生法関連の免許証の試験の受験の申請について | 厚生労働省が所轄する労働安全衛生法関連の免許証の実技、筆記試験について、インターネットを利用した「電子申請」をできるように提案する。<br>また、電子申請と同時に試験手数料の支払いをクレジットカードやコンビニエンスストアなどいくつかの選択肢を受験者に選択できるように提案をした。  | 現在、労働安全衛生法関連の試験実務は厚生労働省所轄の「安全衛生技術試験協会」が行っていますが、「ポイラー技士」等の試験を受験するためには受験書類を協会のセンターへ取りに行くか受験者負担で郵送で送付してもらう必要があります。<br>さらに受験書類を手書きで書いて、簡易書留で協会へ送り返す事になるので、試験を受験する申請だけでも取りのための郵送料も手書きの手間も実際に受験書類が到着するまでの日数もかかります。<br>さらに試験手数料も郵便局か銀行で支払い、それを書面に貼る事になり、非常に面倒な状態です。<br>電子申請を受付することにより協会側も受験者も受験書類をやり取りする必要がなくなり、郵送料の節約と時間ロス、最近の新型コロナウイルス感染者と接触リスク回避ができるようになります。<br>受験に必要な本人確認書類は画像かPDF化したファイルのアップロードかマイナンバーカードを使うことも検討しても良いでしょう。<br>電子申請と同時にクレジットカード決済やコンビニ決済をできるようにすることでさらにスマートな支払いができるようになると思えます。コンビニやクレジットカード決済などの場合、民間の実績のある決済会社に業務委託しても良いかと思われます。 | 個人   | 厚生労働省        | 労働安全衛生法関係の免許試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である(公財)安全衛生技術試験協会(以下「試験協会」という。)が実施しています。受験申請書様式は都道府県労働局、労働基準監督署等の窓口で配布するとともに、試験協会においても本部及び各地区試験センターの窓口又は郵送で配布しています。<br>試験協会においては、受験者の申請から合否判定までを「受験者管理システム」で管理しているが、当該システムは電子申請には対応していないことから、配布している受験申請書様式による受験申請を受け付けています。受験者は受験申請に当たり、銀行又は郵便局で受験料を払い込んでいます。   | なし  | 検討に着手      | 受験者の申請から合否判定までを管理している「受験者管理システム」について、受験者からの電子申請が可能となるよう同システムの更改を準備し、作業に着手することとし、令和元年度からシステム開発経費の積み立てを開始しており、受験料の支払方法についても検討しています。 |                   |
| 277 | 令和2年11月24日  | 令和3年5月24日 | 年金受給者の申告書について。             | 年金受給者は、扶養親族申告書と現況届を提出する必要がありますが、年金機構からの送付、受給者からの返信を行なっています。なぜ年に2回も同じ事をする必要があるのですか？<br>金コスト(税金)の無駄遣いと思いませんか？<br>厚生省の既得権益、郵政省の利益のためですか？<br>金(持って税金の無駄遣い)です。マイナンバーカードに一回も早く統一すべきです。<br>税金の無駄遣いをなくしましょう！ | 手紙のやり取りをなくし、マイナンバーカードを利用し各家庭でマイナンバーの読取機で処理を行い、行政書類を無くする方向でデジタル化を強力に進めてください。<br>今の時代に、封書、手紙のやり取りで申告書作成などありません。<br>行政改革のスピードを速め、規制改革促進、既得権益の壁をぶち破ってください。  | 個人   | 厚生労働省        | 年金を継続して支給するためには、受給者の生存を確認する必要がありますが、国内に居住する受給者については、日本年金機構にマイナンバーが登録されていれば、住民基本台帳ネットワークシステムにより生存を確認できるため、現況届の提出を不要としています。大部分の受給者は日本年金機構にマイナンバーが登録されているため、現状において、大部分の受給者は現況届の提出が不要であるところです。<br>また、年金からの所得税の源泉徴収に際して配偶者控除等を行うために必要となる扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。  | 国民年金法施行規則第18条、第18条の2<br>厚生年金保険法施行規則第35条、第35条の2<br>所得税法第203条の6       | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                             | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体       | 所管省庁   | 所管省庁の検討結果   |   |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|----------------------------------|--|---|------------|--|---|---|-------|--|-------------------|
|     |             |            |                                  |  |   |            |  | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 278 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 社員住民税の支払いにおける申請作業の効率化及び振込の簡素化の要望 | 1)社員が新しく入社する度に、対象の自治体のHPページにアクセスし、そこから申請書を入力したりダウンロードして申請書を作成及び郵送しなければならない。また退職すれば、異動届を同様な作業で郵送しなければならない。これだけでもかなりの手間、手続を発生してしまうこともある。さらには、申請後も、毎年5月になると各自治体から一斉に納付書が郵送で届き、本人へ渡さねばならない年間の住民税額も郵送したりしなければならない。この一連の郵送対応をすべてネット化してほしい。印鑑捺印のために出社しなければならない弊害と同様に郵送物を確認するために出社しなければならない状態を無くしてほしい。<br>2)毎月、社員数分の納付書を銀行窓口にもっていき、処理しなければならないことがかなり手間。銀行も忙しいと怪訝そうなお顔をされ、状況によっては、すぐの処理ができないため数時間後に再度来店してほしいと言われる、2度来店する手間が生じる。銀行も会社も自治体の処理で振り回されている。これを解消するためには、エルタックスや銀行のシステム利用手数料を支払って振込む方法があるが、エルタックスはネットでも登録作業などが自治体ごとであり、かなり面倒。銀行のシステムは毎月の利用料が高額。銀行からも数十名の社員数ならば割高になるからお勧めしないといわれる。、テレワークでも、結局、この住民税支払いのためだけに社に出なければならない。公共料金のように口座振替やネット振込(手数料なし)が簡単にできるようにしてもらいたい。本来自治体が行うべき作業を会社に押し付けられているようで非常に不愉快。 | 民間企業  | 金融庁<br>総務省 | 【金融庁】<br>法人が行う社員住民税支払いを銀行がサポートするサービスも含め、金融機関が顧客に提供するサービスの利用料は、各金融機関がその経営判断に基づき設定しています。個々の契約の内容については、金融機関と利用者との間で決定されるべきものと考えます。<br>【総務省】<br>1)<br>・新規採用等に伴う普通徴収から特別徴収への切替えや、特別徴収をしていた従業員が退職した際に定められている手続については、書面により提出する方法のほか、すでにeLTAXにより電子的に行うことが可能です。<br>・「毎年5月に住民税と各自治体から一斉に納付書が郵送で届き、本人へ渡さねばならない年間の住民税額」とについては、現状書面による提供のみとなり、特別徴収義務者において各納税義務者に配布いただくこととなります。<br>2) 令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しており、個人住民税の特別徴収については、全ての地方団体において電子納付が可能となっています。 | 【金融庁】<br>事実確認<br>【総務省】<br>1) 現行制度<br>2) 検討に着手<br>【総務省】<br>1) 地方税法、地方税法施行規則<br>2) 地方税法   | 【金融庁】<br>制度の現状欄に記載のとおりです。<br>【総務省】<br>1)<br>・新規採用等に伴う普通徴収から特別徴収への切替えや、特別徴収をしていた従業員が退職した際の手続については、すでにeLTAXを利用することで手続はワンストップで完結し、紙の申請書の記入及び郵送は不要です。<br>・特別徴収税額通知(納税義務者用)については、eLTAXを用いた電子化に向け、現下で対応可能。(一部、検討に着手)<br>2)<br>令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムにおいて、個人住民税の特別徴収分を含めた主として法人向けの税目について全ての地方団体で電子納税が可能となっており、その利用の際の納税者が負担する手数料については無料となっています。同システムの更なる利用促進のため、納税者の利便性向上について、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。 |       |  |                   |
| 279 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月14日  | マイナンバーカード更新のWeb対応                | 全国民に配られた、10万円をマイナンバーカードで申請しましたが、その際デジタル証明書のパスワード(5年(誕生日5回)の期限がある事を知りました。家族の中に期限切れとなっている人がいましたが、更新はWebではなく役所での対面となっており、全く便利が感じられず、マイナンバーの仕組みに不満でした。老人や役所から遠い人は更新にはいかないのではないかと思えます。  | マイナンバーカードには、2種類のパスワードがあります。マイナンバーカードのパスワード更新は、Webから行うえるように簡素化して欲しい。まだカードの普及数が少ないため有効期限の存在が十分伝えられていないのですが、健康保険証、免許証との連携を今後目指すのであれば、Web更新も必須。運転免許証の更新と同様な顔写真検査、講習など不要となるマイナンバーカードには更新の簡素化が望まれると思います。  | 個人         | 総務省  | 電子証明書の有効期間は、発行から5回目の誕生日までとなっております。電子証明書の発行/更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事務となっております。  | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第19条、第49条  | 対応済み  | 電子証明書の有効期限については、有効期限を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしております。有効期限の3ヶ月前から更新の申請が可能となることについては、カード交付時や電子証明書発行時に配布している「利用のご案内」等において周知するとともに、更新の申請が可能となるタイミングで、地方公共団体情報システム機構から、有効期限のお知らせを送付しています。<br>電子証明書の更新における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。<br>なお、来庁負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところです。 |                   |
| 280 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 外国人雇用の職種範囲適用規制の拡充を。              | 国内では職種により雇用不足が常態化されており、規制緩和にて外国人雇用の適用も柔軟になってきていますが、しかし来れた職種によっては該当ない職種があります。時代と共に外国人雇用を必要とする職種も変わりつつあり、実態に合った外国人雇用職種のみなおしを。  | コロナ禍の後を考えた時に、また人手不足がよみがえります。これからの日本では少子化はさらに深刻となり、当然政策的な施策を期待したとしても即効性は薄いのではないのでしょうか。職種によりですが外国人雇用は規制も大分緩和されており、しかし時代に沿って深刻な人手不足が生じる業種も多々あり、私は大手鉄道関係の下請けをしておりますが会社の顧問を務めておりますが、彼等に点検をする作業は卒業者の人手を確保するのに大変苦労を強いられております。しかし外国人雇用は鉄道管理及び作業従事には適用外とされており、当然鉄道という極めて安全作業を求められる作業ですが、私達は日本語そしてスキルの向上を強く義務付け勉強させております。いつかの業種に外国人雇用適用に備え、人への投資を待ち続けております。鉄道工事は極めて知的な仕事で有ると考え、日本人であれ外国人であれ安全に対するコストには差別する事なく投資をしますが、人手不足は仕方なく私達の手では手が届きませんし会社を続けて行く事からとどうか鉄道工事の外国人雇用規制の見直しを求めています。鉄道管理は絶対的に手を抜く事は出来ませんし、このままでは人手不足による会社解散もあり得る時代になりつつあります。 | 株式会社<br>協栄 | 法務省<br>厚生労働省<br>国土交通省  | 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもちて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)において定められています。 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)<br>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)  | 対応不可  | 御要望の鉄道工事に係る外国人の受入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受入れが与える経済的効果等の検証はもろろんのこと、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響など、幅広い観点からの検討が必要です。<br>今後、鉄道工事に限らず、新たに外国人を受け入れようとする場合にこうした検討が行われているものであり、まずは業界として十分な議論を行っていただくことが必要と考えています。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                                | 提案事項             | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果  |   |   |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|---|------------------|---|--|------|------------------------------|--|---|---|---|--------------------|
|     |             |   |                  |   |  |      |                              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要   |                    |
| 281 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日                              | 市役所の縦割り(本籍地)     | マイナンバーカードを作ったら、本籍地へ出向かなくても選挙の役所で以前の全ての戸籍が出せるようにしてほしい。<br>・手書きからパソコン入力に変更したメリット<br>・真の意味での国民へのサービス<br>・マイナンバーカードの普及につながる   | 女性は皆、結婚すると本籍地が代わります。しかしながら本籍地を変えると、以前の本籍地へ出向くが、非常に危険な郵送という手段でしか手続きが取れません。郵送は非常に危険です！このデジタル社会に“これはない”と思います。<br>はっきり言って、マイナンバーカードを作るメリットがない今、こういった本籍地へ出向かなくても以前の戸籍がとれない等の非常に不便なシステムを、マイナンバーカードを作ることによって解消されるなら、私なら作り直す。<br>マイナポイントなんて、見え見えの給付という『実質上の便利さ』の方がずっとありがたいです。<br>公務員の方の考えられるサービスは、なぜか自分たちに都合の良いことばかり。<br>役所は、一体何のためにパソコン入力したのやら。<br>ちなみに、昔の手書きの本籍を出そうとしたら、情報そのものを失くしている自治体があり、非常に驚きました。<br>スザンもいいところですよ。<br>公務員は、税金からお給料をもらっています。それは、国民のためにサービスするために存在しているからです。<br>それなのに、パソコンに移行したらあなたの戸籍失くしましたですよ？<br>一体、一国民の人生をなんだと思っているんでしょうか？<br>こんなことだから信頼できず、マイナンバーカードを作りたいくないのです。 | 個人   | 法務省                          | 戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。<br>なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によるところとされており、令和2年11月現在639の市区町村で導入されています。   | 戸籍法施行規則第79条の2   | 対応  | コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して6年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍を取得することができるようになります。 |                    |
| 282 | 令和2年11月24日  | 【厚生労働省】令和5年5月17日<br>【総務省・財務省】令和2年12月16日 | 行政ごとの法人番号付与の廃止希望 | 税務署、都道府県、市町村への税務申告時に記載が求められる各提出先ごとに独自に付与された番号を廃止し、13桁の法人番号(個人の場合はマイナンバー)で統一する。<br>また、税務行政以外にも、年金事務所や労働局、ハローワークなどが付与する番号もそれぞれ独自のものになっているが、それもすべて法人番号(個人の場合はマイナンバー)で統一する。 | 現在、法人には13桁の法人番号、個人には12桁のマイナンバーがもれなく付与されています。しかし、税務署、都道府県、市町村においてそれぞれ独自の管理番号が付与され、管理されています。また、年金事務所や雇用保険においても、独自の番号が付与されています。これらを法人番号で統一すれば、移転等の登記情報も共有されますし、他省庁との連携もスムーズに行えると思われ、業務効率化の観点から進めていただきたい所存です。  | 個人   | 総務省<br>財務省<br>厚生労働省<br>デジタル庁 | 【総務省】<br>地方団体においては、マイナンバーや法人番号を用いて名寄せや申告書との突合を行うことにより、所得把握の正確性を向上させ、適正・公平な課税に努めています。<br>一方、内部の業務処理を行う上では、納税者ごとにマイナンバーや法人番号とは異なる独自の番号を設定しています。<br>【財務省】<br>国税庁においては、マイナンバーや法人番号を用いて法定調書の名寄せや申告書との突合を行うことにより、所得把握の正確性を向上させ、適正・公平な課税に努めています。<br>一方、内部の業務処理を行う上では、納税者ごとにマイナンバーや法人番号とは異なる独自の番号を設定しています。<br>【厚生労働省】<br>【ハローワーク関係】<br>【ハローワーク関係】<br>ハローワークでは、人事労務管理を行う事業所を単位として求人の履歴、職業紹介の履歴、相談・指導履歴等を管理しているため、求人事業所ごとに番号を付与しているところ。なお、法人番号等により同じ企業の求人事業所の情報を紐付けし、業務横断的に利用・管理することで、別の業務情報へのアクセスを容易にし、業務を効率化しているところ。<br>また、雇用保険法施行規則第3条において、適用事業の事業主は、雇用保険法の規定により行うべき被保険者に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならぬこととされています。<br>加えて、被保険者ごとに雇用保険被保険者番号を付与し、被保険者期間等の管理を行っています。<br>【労働保険関係】<br>労働保険においては、場所的独立性、事業の種類、常時使用労働者数、事業の有期性の有無等、法人単位とは異なる観点で事業の適用単位を判断し、事業の適用単位ごとに保険関係が成立します。また、内部の業務処理を行う上では、保険関係ごとに法人番号とは異なる独自の番号の付与を行っています。<br>【年金関係】<br>【厚生年金保険】<br>厚生年金保険は、原則として法人単位ではなく、事業所を単位として適用しており、適用事業所ごとに記号番号を付与しています。一の適用事業所とする単位については、被保険者の身分関係、指揮監督、人事・労務の管理状況等を基に社会通念上決定することとしております。適用事業所には、法人の事業所その他、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所も含まれます。なお、人事・労務の管理等を本社で一括で行っている場合は、厚生労働大臣の承認を受けて複数の事業所を一の適用事業所とすることができ、この場合は、法人単位で一つの適用事業所とすることも可能です。 | 【総務省・財務省】なし<br>【厚生労働省】<br>【ハローワーク関係】<br>【ハローワーク関係】<br>労働保険の保険料の徴収等に関する法律<br>雇用保険法(労働保険関係)<br>労働保険の保険料の徴収等に関する法律<br>(年金事務所関係)<br>厚生年金保険法 | 【総務省】<br>ご指摘いただいている改善点につきましては、納税者の利便性や行政効率化の観点から、法人番号やマイナンバーを業務処理を行う上で使用することのメリットやデメリットを整理し、検討を行ってまいります。<br>【財務省】<br>ご指摘いただいている改善点につきましては、納税者の利便性や行政効率化の観点から、法人番号やマイナンバーを業務処理を行う上で使用することのメリットやデメリットを整理し、検討を行ってまいります。<br>【厚生労働省】<br>【ハローワーク関係】<br>求人事業所に関してですが、制度固有の番号については、各業務を遂行するにあたり必要な情報等含むものであり、法人番号に統一することはできません。<br>また、雇用保険制度においては、制度の運用に当たり、被保険者や離職者の勤務実態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとに事業所番号を付与し、管理しているため、付番の単位が大きく異なる法人番号による統一が困難です。<br>【厚生労働省】<br>さらに、法人番号が付与されていない個人事業主等についてマイナンバーで管理することについては、マイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所所在地とは多くのケースにおいて異なっているなど、効率的に情報を管理することが困難であることから、これに統一することは困難です。<br>労働保険関係)<br>労働保険制度においては、制度の運用に当たり、適用単位の事業ごとに事業の種類等を正確に把握する必要があることから、付番の単位が大きく異なる法人番号による統一が困難です。<br>さらに、法人番号が付与されていない個人事業主等についてマイナンバーで管理することから、これらを把握するために法人単位ではなく、労務管理を行っている事業所単位で適用事業所とする必要があるため、法人番号に統一することは困難です。<br>また、個人事業所については、事業主のマイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所の所在地とが多くのケースにおいて異なっていることから、個人事業所の管理をマイナンバーに統一することは困難です。 |   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果  |   |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|--|--|------|----------------|--|---|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                          |  |  |      |                | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 283 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 災害時における避難所等への電源供給について    | 国土交通省などが所有している建設機械(照明車、本部車、ポンプ車など)の発電機から避難所などの主幹回路への電源供給を、電気事業法を改正して頂き包括的に認めて頂きたい。                                 | 建設機械の発電機から建造物の主幹回路へ接続する場合、電気事業法における発電設備という位置づけとなり、電気主任技術者の専任が必要となります。<br>また、接続工事を行うためには電気工事士の免許が必要です。<br>しかしながら、夏場など停電でエアコンも使えず暑さに苦しむ人連がいて、昼間の出勤がない照明車や水が引いたあとポンプ車が待機していることが多々あります。<br>ここで眠っているだけの発電機があれば、暑さで苦しんでいる人たちが医療機器を使わず命に影響がでしてしまう方々、携帯に充電ができず不安を抱えている方々を救うことができます。<br>もちろん、コンセント経由での供給は可能ですが1200W程度の供給しか出来ない100Vコンセントでは、避難所全体を救うことは困難です。平常から電気主任技術者を専任しておくためには、負荷設備と避難所の把握も必要となりますが、災害時はどこがどうなるかも分からず、また全国から応援も来ます。<br>国土交通省からは問い合わせをしていますが、電気事業法にもとづく手続きが必要という回答しかなく、「法令違反となるのでやらないように」という指導しか出来ない状態です。<br>電気事故の可能性も捨てられず、安全性優先な判断であることも理解できますが、目の前で熱中症や医療機器の電源不足で生命の危機になる方がいる、ということを探知しなければいけないと思います。<br>については、供給元と供給先の整理、事前登録しておくことによる包括認可等、国交省と経産省での事前調整はできないものなのでしょうか。 | 個人   | 経済産業省          | 出力10kW以上の電源車を避難所に接続する場合は、主任技術者の選任と保安規程の届出が必要となります。   | 非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について(令和2年9月11日発出)  | 現行制度下で対応可能 | 災害時における電力会社以外の方が有する移動用発電設備による避難所等への電力供給が内閣に入ること、移動用発電設備の使用場所の変更等に係る保安規程の変更や主任技術者の選任等の手続きが必要であることを明確にいたしました。「非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」(2020年9月改正)<br><a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/hyjoji-idouyo.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/hyjoji-idouyo.html</a> |                   |
| 284 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 建設業における資格について            | 現在、建設現場において複数の資格が存在しています。その資格は、国交省及び厚労省別々の管轄で交付されます。その中には、内容が重複可能な物が多々あります。どちらかの資格を持っていれば、その業務が遂行できるようにしたいと考えています。 | 例 施工管理技士(国交省管轄)と職長教育・地山掘削土留め(厚労省管轄)などが、内容が重複している。<br>重複している内容があるのに新たに資格を取得しなければいけないのは、時間及び金銭的に負担が大変。内容が重複している業務につけ、人的コストが減少し、労働人口の減少を多少なりともカバーができる。また、資格取得のコストが減る為、企業及び個人の負担が減少できる。(資格取得は個人負担の場合が中小企業では多く見られる。)  | 個人   | 厚生労働省<br>国土交通省 | 例に挙げられている各資格の目的は、次のとおりであり、それぞれの目的に応じて、求められる能力及び必要な教育内容を規定しています。<br><br>(施工管理技士)<br>建設業法第27条<br>建設業法施行令第34条<br>労働安全衛生法第14条<br>労働安全衛生法第60条<br>労働安全衛生規則第4条<br>地山の掘削及び土留め<br>技能講習規程第4条<br><br>(職長教育)<br>作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のため、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること、労働者に対する指導又は監督の方法のほか、労働災害を防止するために必要な事項を教育すること<br><br>(掘削面の高さが2メートル地山の掘削(ずい道及び立て杭以外の坑の掘削を除く)の作業等の作業主任者)<br>労働災害を防止するための管理を必要とする作業作業に従事する労働者の指揮等を行うために必要な事項を教育すること     | 建設業法第27条<br>建設業法施行令第34条<br>労働安全衛生法第14条<br>労働安全衛生法第60条<br>労働安全衛生規則第4条<br>地山の掘削及び土留め<br>技能講習規程第4条 | 現行制度で対応可能  | 例に挙げられている、施工管理技士、職長教育、地山掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習については、それぞれの制度の目的及び必要な知識等が異なるため、それぞれ取得していただく必要があります。<br>ただし、作業主任者技能講習では一定の資格等を有する場合に講習科目の一部の免除を受けることが可能となっており、例えば、地山掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習では、建設業法施行令第34条に規定する土木施工管理技術検定に合格(施工管理技士の要件)した者は、講習科目の一部の免除を受けることができます。  |                   |
| 285 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 発電用ボイラ及び非発電用ボイラの非効率性について | 同じ規格で製造(輸入)検査できるよう御考慮をお願いします。  | 日本には、通商産業省管轄の発電用ボイラと厚生労働省管轄の非発電用ボイラの2種類が存在します。<br>発電用ボイラではASME(アメリカ機械工学会)及び日本の電気事業法を満たす必要があり100%のASME規格適用は認められていませんので、発電用ボイラは海外の製造者にとっては非関税障壁となっています。<br>一方で、非発電用ボイラについては100%ASME規格適用が認められていますが、厚生労働省下の各都道府県の労働局により法・規格・基準に対する解釈の相違があり、また一部都道府県では日本ボイラ協会に業務を委託していますが、そうでない自治体もあります。<br>通産省ボイラがASMEでの輸入が認められれば海外のボイラ製造業者にとっても日本市場へ参入しやすくなり、コスト削減が期待できます。<br>また、厚生労働省ボイラでは事前の労働局とのすり合わせが不要になります。   | 個人   | 厚生労働省<br>経済産業省 | 労働安全衛生法の適用対象となるボイラを海外から輸入する場合には、大臣の登録を受けた登録製造時等検査機関による使用検査(※)を受けなければなりません。<br>使用検査では、ボイラ構造規格への適合を確認します。ボイラ構造規格には、原則を定める規定のほか、当該規定に適合しないボイラのうち、国際規格等に基づき製造されたものであって、都道府県労働局長が当該規格に適合するボイラと同等の以上の安全性を有すると認めたものについて、当該規定に適合しているとみなす適用の特例を定めています。<br>当該特例の適用については、ASME規格に基づいて製造されたボイラも含め、通産により都道府県労働局に示すとともに、必要に応じて本省への協議を求めると併せて運用に努めています。<br><br>※ 使用検査は登録製造時等検査機関が実施するものですが、当該機関が検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときには、都道府県労働局が実施できます。 | 労働安全衛生法第38条第1項<br>ボイラ及び圧力容器安全規則第12条<br>ボイラ構造規格第86条  | 現行制度下で対応可能 | 当該特例の適用については、ASME規格に基づいて製造されたボイラも含め、通産により都道府県労働局に示すとともに、必要に応じて本省への協議を求めると併せて運用に努めています。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案<br>主体 | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |  |                         |   | ワーキン<br>グ・グ<br>ループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|-----------|-----------------------------|---|---|----------|---------------------|---|--|-------------------------|---|------------------------------------|
|     |                 |           |                             |   |   |          |                     | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分<br>類               | 対応の概要   |                                    |
| 286 | 令和2年11月24日      | 令和3年3月26日 | 公的年金等の申請・<br>届け出類のネット処<br>理 | 年金受給者の扶養親族等申告書を毎年郵送で提出している。インターネットを使い、マイナンバーカードで本人認証をした上で電子申告できるようにしたい。そもそも公的年金関連の申請・届け出類は非常に多く、ほぼ全てが電子申告に対応していない。日本年金機構の非効率的で膨大な手間を一刻も早く削減してほしい。 | 年金受給者の扶養親族等申告書が毎年日本年金機構から送られてくる。内容は極めて簡単で提出日と名前を書くだけ、あとは昨年までの内容の確認だけである。この簡単一枚の書類を同封の封書に入れ、わざわざ84円の切手を貼ってポストまで出しに行かなければならない。確定申告は毎年自宅のパソコンを使ってマイナンバーカードで本人認証した上で電子申告しており、実に簡単に申告できる。それなのになぜ年金関連はこれができないのか。日本年金機構関連の申請・届け出類は非常に多いが、全てが紙ベースで役所に出向いて提出するか、あるいはわざわざ切手を貼って郵送しなければならない。今回の提案内容は改善すべきほんの一例に過ぎない。公的年金の対象が高齢者（あるいは障害者）であることを考えると極めて利便性が悪い。また役所側も提出された多数の書類をミスなく処理するのは膨大なマンパワーコストが発生する。そもそも高齢者の多い日本で、かつデジタル化へのハードルが高い高齢者に対して公的年金関連をデジタル化することは、日本全体のデジタル化を促進する上で絶対実現しなければならない施策である。また年金関連のミス発生防止およびコスト削減に対して極めて有効である。さらに高齢者を半強制的にでもデジタル化に対応できるようにすることは、社会全体のキャッシュレス化や医療デジタル化等の促進に繋がるはずである。 | 個人       | 厚生労働省               | 一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得税控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。この扶養親族等申告書や年金請求書などについては、電子申請による手続きを可能としています。  | 所得税法第203条の6  | 現行制度下<br>で対応可能          | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                                    |
| 287 | 令和2年11月24日      | 令和3年11月4日 | 自動車登録手続き<br>の一本化、オンライ<br>ン化 | 自動車登録、車庫証明手続、自動車税納税手続を同一化する。また、出願、紙申請の原則をオンライン化、郵送可能とする。  | 車の登録関係が煩雑過ぎます。登録は国交省、その前提となる車庫証明は警察で、平日勤めの人は何回も休まないといえません。しかも紙で窓口提出が前提になっています。特に、登録地が変わる住所変更はこれに都道府県税の手続きが加わり、変更したいのでもできないことになります。そのため、自動車税の納税だけ住所変更をして、登録を変えていない自体が常態化しています。オンライン申請の拡充もそうですがワンストップでの対応ができるとういと思います。ナンバープレートの交換も郵送や民間施設を活用すればできるはず。   | 個人       | 警察庁<br>国土交通省<br>総務省 | 【総務省】<br>自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税）が必要となっており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっています。<br>【国土交通省・警察庁】<br>自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税）が必要となっており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっていますが、申請者に交付される保管場所標章や自動車検査証、ナンバープレートについては、警察署、運輸支局等窓口において、受け取っていただく必要があります。 | 【総務省・国土交通省・警察庁】<br>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項 | 【総務省】<br>現行制度下<br>で対応可能 | 【総務省】<br>自動車諸税については、制度の現状に記載のとおり、インターネット上で各種行政手続を一括で行うことが可能となっております。<br>【国土交通省・警察庁】<br>自動車検査証については、令和4年度から（軽自動車は令和5年度から）電子化を実現することとしております。引き続き、自動車OSSについて、利用者利便の向上を図るため、関係省庁・関係機関との調整を行い、保管場所標章やナンバープレートの交付時の負担軽減についても検討して参ります。 |                                    |
| 288 | 令和2年11月24日      | 令和5年4月26日 | オンラインによる住<br>民票等の取得         | マイナンバー活用し、住民票や戸籍簿本の申請や取得、婚姻届等の提出、氏名の変更などができると嬉しい  | 土日休みや取得する地域が今住んでるところと離れているため取得に時間がかかる   | 個人       | 総務省                 | マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村（戸籍証明書の場合は本籍地の市町村）がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス（コンビニ交付サービス）を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。  | なし   | 対応                      | コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。  |                                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                 | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |       |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|----------------------|---|---|------|--------------|---|---|-------|---|--------------------|
|     |             |            |                      |   |   |      |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                    |
| 289 | 令和2年11月24日  | 令和3年11月4日  | 車庫証明単体での完全デジタル化      | 車庫証明と車の登録をワンストップできるOSSというデジタル申請があります。車庫証明単体でのデジタル申請をお願いします。<br>またネットで車を購入する遠方のお客様が増えています。車庫証明の申請をデジタル化し、さらに自分の最寄りの警察署で受け取れるようにできれば、生産性が格段に上がり、所得と納税額の増増がでると考えています。また、受け取りも電子で受け取れば楽いのです。<br>車の売買はネットで遠方でも取引できるのに、行政手続きは窓口申請で、しかも遠方でも該当する窓口におわざわざ行かなければなりません。ハンキリって大変不便です。行政手続きが必要なモノの売買について、もっと身近で容易に手続きできるようにしないと、行政手続きが国民を縛っているのではないかと思います。 | 車庫証明の申請と受け取りで該当する警察署に二回行かなければなりません。現状ではOSSという車庫証明と車の登録をワンストップでできるものがありますが、実際は申請が複雑で、さらに車庫証明と車登録の書類を全て揃えないと申請すらできないので、申請に時間がかかると言うことができます。<br>また上記でも触れていますが、現在はネット時代で遠方のお客様がネットで車を購入され、その度に遠方の該当する警察署に申請と受け取りのために二回訪問する必要があります。この時間が全く無駄で、他の仕事ができない又は滞ってしまい、売上げをあげることができません。<br>車庫証明の申請をデジタル化し、さらに自分の最寄りの警察署で受け取れるようにできれば、生産性が格段に上がり、所得と納税額の増増がでると考えています。また、受け取りも電子で受け取れば楽いのです。<br>車の売買はネットで遠方でも取引できるのに、行政手続きは窓口申請で、しかも遠方でも該当する窓口におわざわざ行かなければなりません。ハンキリって大変不便です。行政手続きが必要なモノの売買について、もっと身近で容易に手続きできるようにしないと、行政手続きが国民を縛っているのではないかと思います。 | 個人   | 警察庁<br>国土交通省 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本質の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本質の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、保管場所法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車種別に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっています。 | 自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項   | 検討に着手 | 自動車保有関係手続のOSSは、従前では、自動車の登録手続、保管場所証明書手続、自動車種別に係る手続をそれぞれの窓口で別々に申請を行っていたものを、オンラインで、基本的に1回の人件作業を一括して行うことにより、申請者の負担軽減を図るといったメリットを有しております。<br>他方、保管場所標章の交付については、申請者の負担軽減を図るため、郵送による対応が可能が検討してまいります。   |                    |
| 290 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月9日   | 各種不動産の相続届            | 1. 森林(不動産)を取得した場合、森林法により、市町村長へ所有者変更の事後届出をしなければなりません。<br>2. 農地を相続した場合、農地法により農業委員会へ届出が必要で<br>上記1、2とも、不動産の相続登記のデータをつなげばいいだけではないでしょうか?  | 上記については不動産登記の名義変更義務化するのが先かとも知れませんが、相続登記だけでは人が多いと思いますが、その後の届出は知らない人も多いため、特に森林、農地への届出に意味があるならば、データは共有した方が漏れがなくなります。   | 個人   | 法務省<br>農林水産省 | 1. 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合は、市町村の長が把握できるように、市町村の長への届け出が必要となります。<br>2. 農業委員会の許可を要しない相続による農地の権利移転について、農業委員会が把握できるよう、農業委員会への届け出が必要となります。  | 1 森林法第10条の7の2<br>2 農地法第3条の3   | その他   | 1 御指摘の新たに森林の土地の所有者になった場合の市町村の長への届出については、森林法に基づき適切に伐採及び伐採後の造林が行われていない場合の造林命令等の森林を適切に整備、保全する諸制度を円滑に実施するために設けられた制度です。<br>2 農地の相続が生じた場合には、権利移転に係る農業委員会の許可を不要とする一方で、地権における農地集積などを円滑に実施するためには、農地の権利移転を確実に把握する必要があることから、相続の事実を届け出いただく仕組みとしています。<br>3 現在、法制審議会において不動産の相続登記等の義務化等を内容とする不動産登記法の見直しに向けた調査審議が行われており、その検討状況を踏まえつつ、森林の所有者変更や農地の相続の届出への不動産登記の情報の活用を検討していく考えです。 |                    |
| 291 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 測量士と土地家屋調査士の業務問題について | 国土交通省所管の測量士資格と、法務省所管の土地家屋調査士資格の上位資格として、両資格を有する者を新たな資格者として認定すべきである   | 国土交通省の測量士資格と、法務省所管の土地家屋調査士資格の上位資格として、両資格を有する者を新たな資格者として認定すべきである   | 個人   | 法務省<br>国土交通省 | 土地家屋調査士は、主に不動産の表示に関する登記について必要な調査又は測量を行うことを業としており、土地家屋調査士資格を有しない者がその業務を行った場合、土地家屋調査士法第68条に違反することになります。また、測量士は、基本測量又は公共測量に従事する者であり、測量法第40条により、測量士及び測量士補以外の者がその業務を行うことが禁止されています。<br>なお、土地家屋調査士の業務の詳細については土地家屋調査士法第3条を、測量士の業務の詳細については測量法第48条第1項を御確認ください。  | 土地家屋調査士法第3条及び第68条<br>測量法第48条  | 対応不可  | 土地家屋調査士と測量士は測量を行う目的が異なっており、そのため、業務を行うに当たって必要な知識や技術も異なります。個人から依頼を受けて不動産の表示の登記に関する業務を行う土地家屋調査士は、測量に関する技術以外にも、民法や不動産登記法などに関する知識が必要となります。一方、基本測量や公共測量を行う測量士は、測量について多岐にわたる知識が必要とされ、測量の原理・原則に対する理解はもとより、測量に関する法規や倫理についての理解も求められます。<br>このように、土地家屋調査士と測量士は、双方とも測量を業とする資格ではありますが、その性質は異なるものであり、上位資格として両資格を有する新たな資格を認定する必要はないと考えています。                                     |                    |
| 292 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月14日  | マイナンバーカードの電子証明書の更新   | マイナンバーカードの電子証明書の更新をネットからできるようにする  | 現在、マイナンバーカードの電子証明書を更新には、市役所で行う必要があるが、これをネットから申請できるようにすることを提案します。<br>ネットからの更新可能にすることで、各市町村での窓口業務が軽減されることと、各市町村の窓口をひとつにまとめて、業務の効率化が図れる。<br>利用者も、会社を休むなどしなくて良く、負担軽減される。また、3密を避ける効果もある。<br>特定ですが、ウェブサーバー等の電子証明書は、随分前からネット更新可能になっております。(シマンテックなど)  | 個人   | 総務省          | 電子証明書の発行/更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事務となっております。  | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条<br>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条 | 対応済み  | 電子証明書の更新時に係る本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。<br>なお、来庁負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところ。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                                       | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |  |   | ワーキング・グループにおける処理方針      |
|-----|-------------|------------|--|--|--|------|-------|---|--|--|---|-------------------------|
|     |             |            |  |  |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類  | 対応の概要   |                         |
| 293 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 鉄道事業法と軌道法の統合再編整理                           | <p>鉄道事業法と軌道法を統合再編整理すべきです。東定の地下鉄は鉄道だけれども、大抵の地下鉄は軌道であるとか、一般国民は意味がわからないと思います。路線の整備に関する法律と、鉄軌道事業の運営に関する法律に再編すべきです。</p>   | <p>鉄道は本省は鉄道局で、地方は地方運輸局。軌道は本省は道路局と鉄道局の共管で、地方は地方整備局。同じようなことをやっている政府が、膨大な手間暇をかけて調整作業をやっているものと思われ、非効率的です。路線の整備に関する法律と、鉄軌道事業の運営に関する法律に再編し、路線の整備は地方整備局、事業運営は地方運輸局という形にすべきです。</p>   | 個人   | 国土交通省 | <p>鉄道事業は、鉄道事業法第3条に基づき事業の許可を行っております。また、鉄道線路は、鉄道事業法第1条に基づき、道路法による道路に敷設してはならないと規定されており、原則、鉄道専用敷に線路を敷設し運用を行っております。軌道線路は、軌道法第3条に基づき事業の特許を行っております。また、軌道は、軌道法第2条に基づき、特別の事由がある場合を除き、道路に敷設しなければならないと規定されており、道路交通の補助機関として一般交通の用に供する道路と一体化した施設として運用を行っております。</p> | <p>鉄道事業法第3条、第61条第1項、軌道法第2条、第3条</p>   | 対応不可   | <p>鉄道事業法の軌道は、専用敷に敷設され高速で走行することを前提とするものである一方、軌道法の軌道は、道路交通を補完し道路交通との調整を図りつつ敷設されるものであり、両者の特性は大きく異なります。そのため、両者では安全基準や経営上必要な観点から、路線の整備や事業運営の面のみを取り出して法令を再編することは不適当です。なお、地方支分部局においては、鉄道事業及び軌道事業の運営と路線の整備ともに地方運輸局が一元的に審査等を行っております。</p> |                         |
| 294 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 相続放棄等の熟慮期間の法改正による起算点の明確化及び3か月の期間延長を検討すること。 | <p>相続放棄の熟慮期間(民法915条1項)の起算点につき、最高裁判例は、相続人が全く相続財産がないと認識していたときは起算を開始しない解釈を示しているが、この解釈では、不動産、預貯金等、相当の財産があることが判明した事案では相続人の救済が困難であり、その妥当性には学説上議論のあるところである。下級審の相続放棄申述受理の業務でも上記最高裁判例に忠実に従えば受理できないはずの事案で申述を受理しているものもあり、基準があいまいになっている。このように相続に関する重要な要素に関する法解釈が安定しない状態は、国民にとって相続を分りにくくし、相続を契機とする紛争の発生、所有者不明土地の出現などの弊害を招くおそれがある。改正に際しては、熟慮期間経過後も一定の要件で限定承認を認める韓国法も参考にすると考えられる。また、現行の熟慮期間3か月は、核家族化、個人情報保護の厳格化、インターネットを介した銀行、証券取引の普及等で、相続財産の調査が容易ではない現状に堪え、短すぎると考えられる。一般の通念からは四十九日が死後の法要等の一区切りで、お金のことはその後と考えることが普通であろうが、その時点で既に半分強が経過してしまう。家親に対し期間延長を申し立てることもできるが(民法915条1項但し書)、それも3か月以内の申立てでなければならず、一般人にとってはかなり手間のかかることである。例えば、6か月としてはどうか。</p> | <p>相続人は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に」相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなかつたときは、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に」相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなかつたときは、相続人は単純承認したものとみなされることとされています(同法第921条第2号)。また、利害関係人等は、家庭裁判所に対し、この期間の伸張を請求できるものとされています(同法第915条1項ただし書)。</p> | 個人   | 法務省   | <p>民法第915条第1項、第921条第2号</p>  | 対応不可   | <p>「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民法第915条第1項)に該当するかどうかは、個別の事案において、当該事案を知った時から3か月以内に相続財産の有無を調査すること等によって、相続財産の有無、その状況等を認識し又は認識することができ、したがって単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されるという観点等から、裁判所において判断されるべきものであり、現行法以上に詳細な要件を定めることについては、それによって裁判所の適切な判断を阻害するおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。熟慮期間の長さについては、相続人が長期間定まらぬことによる相続債権者等の利害関係人の不利益に配慮する必要があることや、個別の事案において、利害関係人等の請求により家庭裁判所がその期間を伸張することができることとすると、現行法の規律は合理性があり、3か月以内という期間を延長することについては慎重な検討が必要であると考えられます。</p> |   |                         |
| 295 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 日本年金機構の「扶養親族等申告書」は郵送でなくネットで                | <p>毎年郵送されてくるが今年も日本年金機構より「扶養親族等申告書」を作成し同封の封書に切手を貼って提出しようという要請あり。インターネットが普及している時代になぜネットで申告出来ないのか不思議である。正にデジタル化に移行すべきではないのか。</p>  | <p>管政権に正に「デジタル化」が注目を集めている。大変良い事である。この申告書もネットで提出できれば年金給付者の切手代金も不要となると同時に年金機構の職員の方の労力も減らすことが可能であろうと推測する。</p>   | 個人   | 厚生労働省 | <p>所得税法第203条の6</p>  | <p>一定額以上の高齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することができます。配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。</p> | <p>所得税法第203条の6</p>   | <p>現行制度下で対応可能</p>   | <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                       | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果   |  |            |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|----------------------------|--|---|------|----------------|---|--|------------|---|--------------------|
|     |             |            |                            |  |   |      |                | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要   |                    |
| 296 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 歯科衛生士に准看護師業務を認める制度改正を提案します | 現在の制度において、歯科衛生士は、歯科医の監督の下で、採血や注射、点滴などができることになっています。准看護師が医師の監督の下で行っている業務と同じことができる技術が、歯科衛生士にもあることになるわけです。歯科衛生士に、准看護師業務を認める制度改正をすべきだと思います。歯科衛生士の養成過程において、採血や注射の教育を現状より厳密に行えば、何の問題もありません。さらに、歯科衛生士に研修と試験を行い、正看護師資格の取得を求めるとともに、また逆に、正看護師や准看護師に研修と試験を行うことで、歯科衛生士の資格を取れる制度も設けるべきです。 | 看護師は不足していると考えられています。歯科衛生士は現在の制度においても、歯科医の監督の下であれば、採血や注射、点滴などができることになっているので、歯科衛生士に、准看護師業務を認めるべきです。   | 個人   | 厚生労働省          | 看護師及び准看護師は医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師の補助を担う資格として創設されたものであり、養成課程も資格の趣旨を踏まえて診療および診療の補助全般について学ぶ内容となっています。それに対し、歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として歯科診療の業務に特化して歯科医師の補助を担う資格として創設されており、養成課程も資格の趣旨を踏まえて歯科診療及び歯科診療の補助全般について学ぶ内容となっています。なお、歯科衛生士の養成課程において既に履修した科目については、看護師の養成課程における科目の一部の履修を免除することができることになっています。   | 保健師助産師看護師法第6条、第32条、第37条<br>歯科衛生士法第2条、第3条、第13条、第13条の2 | 対応不可       | 制度の現状で記載したとおり、資格を設けられた趣旨が異なり、養成課程で学ぶ内容も異なっていることから、それぞれの資格取得のためには、その資格のための教育を受ける必要があります。そのため、頂いた提案を認めることは困難です。                                     |                    |
| 297 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 地方行政から届く書類の統一化             | 各地方行政から発行される書類のフォーマット統一化を提案します。具体的には毎年送られてくる住民税決定通知書のフォーマット統一化です。  | 企業で人事を担当している者です。毎年各地方行政から住民税の決定通知書が届きますが、内容は同じなのにフォーマットが異なり、サイズも違う、のり付けされてるものもあれば、切り取り線のものなど、マニュアルに書いてあります。送られてきた通知書は社員への配布にあたり選別したりする作業は手作業になるためとても煩雑です。全国で同じフォーマットにすれば相当のコストメリットが生まれるはずで。   | 個人   | 総務省            | 「毎年送られてくる住民税決定通知書」については、特別徴収税額通知(納税義務者用)を指しているものと解しました。同通知については、地方税法施行規則において統一の格式が定められており、基本的にはこのフォーマットによる通知がなされていますが、各市区町村において個人情報保護等の観点から行っているシール貼付けや圧着等の処置方式の違いにより、結果として、御指摘のように通知のサイズ等に差異が生じているところです。   | 地方税法、地方税法施行規則  | 検討に着手      | 特別徴収税額通知(納税義務者用)については、eLTAXを用いた電子化に向け、現在、与党の税制調査会でも議論いただいているところであり、具体的方策や実施時期等について、令和2年度中に結論を得る予定です。電子化が実現することで、従業員の方への配布作業にかかる手間が解消されるものと考えています。 |                    |
| 298 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 理学療法士と柔道整復士の制度統合           | 理学療法士と柔道整復士は同じような業務であるため、制度統合(免許の統合)をすべきだと思います。  | 理学療法士と柔道整復士は同じような業務であるため、制度統合(免許の統合)をすべきです。これにより、免許保持者の就業先の幅を広げることができます。  | 個人   | 厚生労働省          | 理学療法士は、理学療法士及び作業療法士に基づき、医師の指示の下に身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えること等により、主にその基本的動作能力の回復を図る事を主な業務内容としている。また、その養成課程についても、業務内容を踏まえ理学療法を中心に診療の補助について学ぶ内容となっている。一方、柔道整復師は、柔道整復師法に基づき、骨折、脱臼、打撲、捻挫及び挫傷への施術を主な業務内容としている。また、その養成課程についても、業務内容を踏まえ外傷の整備や予防を中心に柔道整復について学ぶ内容となっている。  | 理学療法士及び作業療法士法第2条、柔道整復師法第15条、16条、17条                  | 対応不可       | 制度の現状で記載したとおり、理学療法士と柔道整復師の業務は明確に異なっており、また、それぞれの養成課程において学ぶ内容も明確に異なっているため、両職種を統合することは困難です。  |                    |
| 299 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 放課後児童クラブと小学校の一体化について       | 小学校教区内で、あるいは、余裕教室で、放課後児童クラブの活動が推奨されているにもかかわらず教育ではないという理由から、小学校を所管する教育委員会ではなく、厚生労働省所管とされているため、非常に無駄が多い。   | 現実的には、教育委員会側から、余裕教室の提供は困難であると言われ、運営コストも学校とは切り分けられるため、保険等二重にかかる。また、責任上の問題からいったん学校から離って放課後児童クラブに行っただかのように通学路が分けられ、同じ児童であるにもかかわらず学校とは異なるものとされる。市町村レベルでは、一体的に放課後児童クラブも教育委員会で行っているところもあるが、大抵の場合は、国の所管が異なるため、果も分けており、市町村も異なるところが多い。新型コロナウイルス対応にしても、厚生労働省所管であるがため、小学校ではなく保育園の規定が適用される。小学校教区内で、あるいは余裕教室を推奨するのであれば、教育委員会、小学校と一体的に所管すべきである。 | 個人   | 厚生労働省<br>文部科学省 | 厚生労働省と文部科学省では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を共同で策定し、当該プランに基づき、全ての児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進めており、同プランにおいては、教育と福祉との連携方策について検討しつつ、放課後児童クラブ等について計画的に整備等していくことが必要であるとしています。また、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が適切な体制づくりに努めることを求めています。あわせて、余裕教室についても徹底的な活用を促しており、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合には、その財産処分手続きの大幅な弾力化が図られているほか、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続きは不要となるため、積極的な活用を促しています。 | なし   | 現行制度下で対応可能 | 各自自治体において、教育委員会が放課後児童クラブを所管していない場合においても、適切に連携が図られるよう、引き続き両省で連携を図りながら対応してまいります。  |                    |

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案<br>主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |           |  | ワーキング<br>グループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|------------|------------------------|--|---|----------|--------------|--|---|-----------|--|-------------------------------|
|     |                 |            |                        |  |   |          |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分<br>類 | 対応の概要  |                               |
| 300 | 令和2年11月24日      | 令和5年4月26日  | マイナンバーカードの受け取り本人確認について | 現在マイナンバーカードの受け取りは本人が役所に出向いて本人確認が必要となっておりますが、本人がどうしても受け取りに出向けない場合の例外的措置についてご検討いただきたく思います。もしくは交付が即日交付など迅速に対応していただけるような改革をお願いいたします。 | 私の母がマイナンバーカードの受付開始当初に申し込みをしました。当時は交付まで半年以上と大変時間がかかり、その間に母は突然の脳卒中を患い半身不随となり入院、絶対安静で外出など出来ない状態となりました。私が役所に出向き、事情を説明しましたが、本人に来てもらわないと渡せないの一点張りでした。私が何度か役所に足を運び、入院先の病院が役所のすぐ近くだったこともあり、職員さんが病室まで来て本人確認をすることになりました。母はその当時文字を書くこともできず、病気、入院の影響で認知症のような症状も出ておりましたが、名前、生年月日を答えられたため本人確認は出来ました。文字をまともに書けないため、受け取りのサインは私の代筆で出来ないかお願いしましたが、本人じゃないとダメだと言われ、母は震える手で読むことも困難なサインをしました。申請から交付まで現在も大変時間がかかると思っておりますが、高齢者になれば母のようなケースになる方も出てくると思います。例えば乳幼児が申請した場合、保護者のサインで受け取り可能になるのではないかと思いますので、高齢者や病気で受け取りが出来ないような場合も同様の措置を取っていただき、スムーズに交付ができるルール作りをお願いいたします。なぜ交付にあんなに時間がかかるのかも疑問です。受け取りについても、平日にそれだけのために役所に行かないといけないなど利便性に欠けます。クレジットカードの受け取りなど同様に自宅でも本人確認をするような方法も検討いただきたく思います。システム整備も含め、申請しやすい状況にしていきたいと思います。 | 個人       | 総務省          | マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、申請者が市町村の庁舎等に出向くことが困難であると認められるときには、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等 | 対応        | 代理交付の仕組みを活用しやすくなるよう、「75歳以上の高齢者」をやむを得ない理由に該当することとするなど、活用できるケースの拡充・明確化などを内容とする見直しを行いました。引き続き、カードを円滑に取得するための課題に取り組み、環境整備を進めてまいります。  |                               |
| 301 | 令和2年11月24日      | 令和2年12月16日 | 小売りにおける酒類販売免許の廃止       | 一般酒類小売免許、通信販売酒類小売免許及び特殊種類小売免許を廃止   | 小売りにおける酒類販売免許は、大手通信販売会社の企業合併等による旧免許の取得や、古からの酒販店がコンビニに業態変更するなどし、種類の販路が多様化している現状でははばや形骸化していると考えられる。その一方で、大手通信販売会社では扱わないような、「A地域では一定程度流通し生産量もあるが、全国的知名度にはなっていない」といった酒類を全国的に販売するような会社を設立しようとした場合、A地域以外では当初需要が見込まず、通信販売等による小売り販売が合理的なものとも見ならず、現規制下では通信販売で取り扱える酒類は小生産量のものに限定されることから、地方の酒類を他地域へ販売することが困難となる。酒類製造及び卸売といった、酒税の徴収の基幹部分については継続的に免許制としつつ小売りは自由化することで、酒税の徴収を担保しつつ、地方独自の酒類を全国展開することが難しくなり、特に地方に多い小規模な酒類製造会社の経営安定にも寄与するものと考えられる。   | 個人       | 財務省          | 酒類の販売をしようとする者は、酒税法第9条に基づき、販売地ごとにその販売場の所在地の所轄税務局長の免許を受けなければならないこととされている。<br>○酒税法(昭和二十八年法律第六号)(酒類の販売免許)<br>第9条 酒類の販売又は販売の代理業務若しくは媒介(以下「販売」と称する。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場(輸送して販売をする場所をいう。以下同じ。)ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合は、当該場の所轄税務局長の住所(以下「販売場住所」と称する。))を定めて、酒類製造者又は酒類製造者以外の者が、その製造免許を受けた製造場においてその酒類(当該製造場において第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類以外の品目の酒類及び第七十条第一項の規定により製造免許を受けた酒類以外の品目の酒類)の販売及び酒類(輸送して販売する酒類)の販売業及び酒類、料酒店その他酒類を扱うべき営業場において取扱いする業については、この限りでない。<br>また、通信販売酒類小売免許については、販売できる酒類が一定の範囲酒類と輸入酒類に限定されています。<br>○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈速達<br>第2編第9条第1項第2号<br>第2編第9条第1項第2号の趣旨<br>①(通信販売酒類小売免許)<br>通信販売酒類小売免許は、通信販売(2都道府県以上の広範囲地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の販売インターネット、カタログの送付等により表示し、郵便・電話その他の通信手段により売買契約の申込みを要して当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。)によって酒類小売することができる酒類小売業を指す。<br>第2編第10条第1項第2号<br>第2編第10条第1項第2号の趣旨<br>通信販売酒類小売免許は、販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与する。<br>① 製造業の区分、次に掲げる事項<br>イ カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税輸出数量が、金3,000キロリットル未満である製造業(以下この項において「特定製造者」という。)(が製造、販売する酒類)<br>ロ 地方の特色ある(製造業が所在する地方の特色等に關する。)を製造して、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者との製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類<br>② 輸入酒類 | 酒税法第9条  | 対応不可      | 酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のため、酒類の製造又は販売業については免許制を採用しています。これは、酒類の消費を担税力として表れると認め、酒類について間接消費税である酒税を課するとともに、その賦課徴収に関しては、酒類製造者が酒類の製造場から移出等する時に納税義務を課し、酒類販売業者を介しての代金回収を通じてその税負担を最終的な担税力である消費者に転嫁するという仕組みによることとしているため、これに替って、酒類の販売業については、卸売業又は小売業の別にかかわらず、免許制の対象として、酒類小売業者に対する免許は、酒税の確実な徴収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から必要なものであり、廃止することは適当でないと考えられます。なお、ご提案中とされている通信販売酒類小売免許については、酒類の需給の増減緩和の観点からと見ると、酒類が致致致致として商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして20歳未満の者の飲酒防止の観点にも配慮して設けたものとして、このため、現在、通信販売酒類小売免許は、その販売する酒類の範囲の条件として、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部その対象から除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講じる場合に限定することとしているところである。 |                               |
| 302 | 令和2年11月24日      | 令和5年4月26日  | デジタル手続法の一部改正について       | 令和元年5月に改正された、デジタル手続法において、地方自治体の行政手続きのオンライン化が努力義務にとどまっているが、国と同様に義務化する。  | 【提案理由等】デジタル手続法が改正されたが、地方自治体は国の機関と異なり、行政手続きのオンライン化は努力義務にとどまっている。地方自治体は限られた財源の中、オンライン化に積極的に進んでいない。デジタル庁設置と同時に、デジタル手続法の一部改正し、地方自治体の行政手続きのオンライン化を義務化することにより、圧倒的なスピードでオンライン化を進めてほしい。【想定される効果】地方自治体への申請が電子化されることにより、国民の利便性が大きく向上する。書類不備等の減少により、限られた行政職員の有効活用が可能となる。【予算的影響】特になし。ただし、可能な限り地方自治体への国庫補助をおこなうこと。   | 個人       | デジタル庁<br>総務省 | 国の法令に基づく手続等についてはデジタル手続法及び各主務省令を適用することにより各法令を改正することなくオンライン化が可能となっております。地方公共団体の条例・規則に基づく手続については、必要性に応じて各地方公共団体においてデジタル手続条例を策定することで、各条例・規則を改正することなくオンライン化が可能となっております。   | デジタル手続法6条～9条、13条  | 対応        | 制度の現状のとおり、デジタル手続条例を策定することによりオンライン化が可能となっております。また、国は、デジタル手続法に基づき、地方公共団体がデジタル手続条例を策定できるよう、必要な支援を行うよう努めております。   |                               |
| 303 | 令和2年11月24日      | 令和2年12月16日 | 消防署のFAX使用について          | 以前、消防署へ書類を提出しようとした際、メールではなくFAXで送って下さいと言われました。  | そもそも民間は既にほとんどFAXは使わない(メール1000件に対し1件あるかないくらいでしょうか)日本に残る前時代的な文化であり、行政の自身が時代に取残されている可能性が大きい。FAX関連企業に多少留意する必要があるとは思われます。(斜陽産業になっていると思われそうですが)   | 個人       | 総務省          | なし   | なし  | 対応        | 消防庁では、地方公共団体に対し、消防関係法令に基づく手続について、可能な限り電子メール等により受け付けることを通知しているところですが、電子メール等による受付を一層推進するため、更なる周知を行ってまいります。<br>※「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続に係る押印の省略等について(通知)」(令和2年6月15日付け消防防第124号、消防危第129号)   |                               |

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                            | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁   | 所管省庁の検討結果   |   |  |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------------|---|---|------|--|---|---|--|--|-------------------|
|     |             |            |                                 |   |   |      |  | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要  |                   |
| 304 | 令和2年11月24日  | 令和4年5月13日  | 行政機関への手続きの一元化について               | 現在、行政機関へのほぼ同じ手続きを様々な課に行っていることが多くあるが、手続きを一元化すること。例示は、薬局を開放する場合。(1)薬局開設許可(都道府県の保健所)(2)保険薬局指定(関東信越厚生局)が必要となり、疾病の指定医療機関になる場合、(3)難病指定医療機関(都道府県の難病対策部門)(4)小児慢性特定疾病指定医療機関(都道府県の小児慢性特定疾病部門)(5)育成医療指定医療機関(都道府県の育成医療部門)(6)以下略、多々あり<br>とうようほぼ同様の申請内容(薬局名や所在地、開設者、医療機関コード、役員名など)にも関わらず、行政の縦割りにより大量の申請が必要となっている。これを1つの申請にまとめる。 | 【提案理由】<br>薬局の事務担当者は、同じ都道府県の様々な課にほぼ同じ申請内容の申請(根拠法令が異なるだけ)をおこなっており、事務の負担になっている。<br>【想定される効果】<br>1つの申請にて、様々な指定を一括で受けられるようになれば、事務担当者の働き方改革に大きくつながる。<br>【予算的影響】<br>特になし。<br>【関連法令】<br>行政機関が定めている規則や様式。<br>具体例として挙げた薬局の指定においては、難病法、児童福祉法、障害者総合支援法が根拠法令だが、恐らく法の改正は不要であり、申請様式の改正が必要と思われる。<br>【その他】<br>薬局の例を挙げたが、このような事例は多々あると思われる。1つの申請にて、根拠法令の異なる様々な指定を受けられるようになつてほしい。(申請の中に、指定を受けられるリストがあり、チェックを入れた指定を一括で受けられるイメージ)<br>申請できない場合は、都道府県に対し、このような指定方法を推奨するような通知を出してほしい。 | 個人   | 内閣府<br>厚生労働省   | 【内閣府】<br>一度提出した情報は、二度提出を不要とすることや、複数の手続・サービスをワンストップで実現することの徹底に向け、各府省と連携しながら行政手続のデジタル化を推進し、デジタルガバメントの実現に向けた取組を行っています。規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの・押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。<br>【厚生労働省】<br>薬局開設許可申請書等については、それぞれ必要な書類を担当部署に提出する必要があります。 | 【内閣府】<br>対応<br>【厚生労働省】<br>対応不可                                  | 【内閣府】<br>・押印については、内閣府から令和2年9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。<br>・押印に続いて、書面についても、規制改革実施計画を踏まえ、取組を進めています。<br>【厚生労働省】<br>仮に同様の申請内容であっても、申請・届出等を求めている建番・観点が異なることから、一元化することは困難です。   |  |                   |
| 305 | 令和2年11月24日  | 令和4年12月14日 | 社会保険料の口座振替                      | 社会保険料の口座振替について、ネット銀行での対応を拡大すべきです。   | 現状、ネット銀行の対応が少ないため、業務上無駄が生じるものとなっております。対応拡大により、業務上の無駄が削減され、経済の発展に資するものとなります。   | 個人   | 厚生労働省  | 国庫への口座振替が可能ネット銀行が現時点では存在していないため、現状、ネット銀行からの口座振替を申込みすることができません。<br>国民健康保険等においては、保険料の納付方法の口座振替の対象となる金融機関については、保険料を徴収する保険者等で選択可能です。  | 厚生年金保険法第83条の2<br>厚生年金法施行規則第25条の3<br>労働保険の保険料の徴収等に関する法律          | 検討を予定  | 国庫への口座振替が対応可能なネット銀行の普及など、今後の状況を踏まえながら検討して参りたいと考えています。<br>国民健康保険等においては、保険料の納付方法の口座振替の対象となる金融機関については、保険料を徴収する保険者等で選択可能である。 |                   |
| 306 | 令和2年11月24日  | 令和4年11月11日 | 車両登録業務に関わる業務電子化及び同じような事を電子化について | 私は、自動車リース業界に従事しております。<br>自動車分野は、行政が縦割りそのものであると感じます。<br>1.車両登録電子化<br>(1)運輸支局、陸運局、税事務、警察の縦割り<br>1情報の一元化されれば、税金滞納や事業用登録の回数管理が、簡素化されます。ユーザー側や関係事業者や、役所側の効率化は確実。<br>2印鑑証明や委任状、譲渡証の電子化、それによりネット車両登録が可能になり、封印作業も行政書士を全国一律化すれば、簡素化されます。<br>3トレーラーの走行は、地方と国に届けが必要だが、これも一元化が可能。<br>他の業界も行政手続きがあるかと考えます。一元化し、無駄を無くしてください。    | 提案内容とダブリがあるかと思えます。<br>理由<br>1.関わる事業者や行政の時間(労働力=コスト)が削減<br>2.電子化することで、事業者側もネット販売に前向きになり事務コストではなく、ユーザーに利便性が測れる運営を検討していきます。  | 個人   | 1.(1)について<br>自動車登録情報については、「自動車登録検査業務電子情報処理システム」によって、電子化の上、一元的に管理されています。また、当該システムと、自動車関連運送の徴収管理業務等のシステムとをデータ連携させることにより、各業務の簡素化に役立っています。<br>1.(1)2について<br>自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車積荷の納税)が必要となり、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括で行うことが可能となり、関係機関がそれぞれ保持する情報については連携し、申請者の利便性向上を図っています。<br>印鑑証明書、委任状については、自動車OSS申請時に電子証明の認証をすることにより、提出に代えることが可能となっていますが、譲渡証明書については一部電子化されていません。<br>また、封印については、本来、各運輸支局長等が行う封印作業について、利用者利便の向上を図るため、必要に応じ、各運輸支局長等から委託等を行うことで、行政書士においても実施することが可能となっています。<br>1.(1)3について<br>一定の重量・寸法(一般制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可又は通行可能経路の確認を受ける必要があり、道路管理者は、道路と車両の物理関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可又は通行可能経路の回答を実施しています。 | 1.(1)1<br>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第6条第1項ほか<br>1.(1)2<br>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第28条の3第1項、自動車登録令(昭和26年政令第256号)第21条第3項ほか<br>1.(1)3<br>道路法第47条の2<br>道路法第47条の10   | 1.(1)1<br>現行制度下で対応可能<br>1.(1)2<br>検討に着手<br>1.(1)3<br>現行制度下で対応可能 | 1.(1)1<br>制度の現状欄に記載のとおり、自動車登録情報の電子化・一元管理化については、既に措置しているところですが、さらなる利用者利便の向上に向けて検討を続けていきます。<br>1.(1)2<br>制度の現状欄に記載のとおり、封印については、行政書士においても行うことが可能となっておりますが、自動車OSSにおける譲渡証明書等必要書類の電子化については、利用者利便の向上を図るため、引き続き関係省庁、関係機関との調整を行い、実現していきたいと考えております。<br>1.(1)3<br>特殊車両通行許可申請にあたって、国が管理する国道が通行経路に含まれる場合には、都道府県道や市町村道の通行経路も含めて、国へオンラインにより申請することが可能です。また、あらかじめ国の登録を受けた車両について、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる新たな通行確認制度を令和4年4月より運用を開始しました。 |  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                               | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果  |   |                   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|------------------------------------|---|--|------|-----------------------|--|---|-------------------|---|-------------------|
|     |             |            |                                    |   |  |      |                       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類             | 対応の概要   |                   |
| 307 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日  | マイナンバーカード普及のために受け取り可能な時間帯を臨時拡大する提案 | <p>マイナンバーカードの受け取り時間帯を拡大する</p> <p>1) 土日祝日にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設<br/>土日祝日の日中帯9:00～17:00にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設</p> <p>すべての土日祝に開設するのではなく、例えば月に1～2回程度開設するのでも効果はある</p> <p>2) 平日の早朝、夜間にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設<br/>平日の早朝(6:00～8:00)と夜間(18:00～21:00)にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設</p> <p>全日を対象とはせず、各曜日ごとに月に数度開設されれば良い</p> <p>普及が進むまでの臨時的対応でも効果はある</p> <p>窓口開設の効果を上げるためには、広く告知することが必要</p> | <p>マイナンバーカードの受け取り可能時間が限られているため、一般の労働者は、マイナンバーカードを受け取るために有給休暇を取得しなければならぬことが多々あります。</p> <p>休暇を平日日中に自由に取れない場合も多く、普及が進まない一因となっていると考えます。</p> <p>受け取り可能な時間帯を広げることで、一層の普及促進ができると考えます。</p> <p>以前、マイナンバーカードの開始時には臨時窓口等が開設されていたことが知られています。</p> <p>今回、コロナ禍でデジタル化の推進を行う必要があるとのことですし、まずは基本となるマイナンバーカードの普及促進を行うのは効果的だと考えます。</p> <p>一般労働者は通勤時間を考えると、労働時間帯の前後1時間は拘束時間になるので、日中は自由時間が少ないです</p> <p>休日には自由時間が比較的にあります</p> <p>平日も土日祝も休みがとりづらいい人にとっては、早朝や夜間の窓口があるかと助かります</p> | 個人   | 総務省                   | <p>各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすいような、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。</p>   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4項等</p> | 対応                | <p>マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。</p>  |                   |
| 308 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 戸籍等の郵送請求の料金支払い方法について               | <p>戸籍等の郵送請求の料金支払い方法の定期小為替を廃止して、全国統一の手数料納付システムを作り、クレジットカードで支払えるようにしてほしい</p>  | <p>請求のためだけに郵便局にいき定期小為替を購入する必要がある、小為替一枚あたり100円の手数料がかかる</p> <p>また、追加で手数料納付する必要があるとき再度定期小為替を送付する必要がある、郵便費用もかかる、時間もかかる</p>   | 個人   | 法務省                   | <p>戸籍謄抄本等の手数料の徴収については、市区町村ごとの条例で定めるところとされているため(地方自治法第231条の2第1項)、手数料の支払方法については、各市町村の判断によることとされています。</p>   | <p>地方自治法第231条の2</p>   | その他               | <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>   |                   |
| 309 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 保育園及び幼稚園の統一                        | <p>保育園及び幼稚園を統一して、保育・教育を一体化し、管理コストも削減されはと思います。</p>   | <p>子供を預ける親としては保育だけでほしい、あるいは教育だけでほしいと分けることは通常ではなく、両者を考えているのが通常だと思います。</p> <p>したがって、保育園及び幼稚園を統一して、親が思っていることに対するニーズとの一致を図るとともに、将来を担う子供にかかる国としてのコストの削減を図りつつ子供の能力向上に資すると思われまます。</p>   | 個人   | 内閣府<br>厚生労働省<br>文部科学省 | <p>小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づく認定こども園制度が平成18年より施行されています。本制度に基づき設置される認定こども園の数は、新規開園や既存の幼稚園、保育所等からの移行により、年々増加しています。</p>                                | <p>就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<br/>学校教育法<br/>児童福祉法</p>                             | <p>現行制度下で対応可能</p> | <p>左記「制度の現状」とおり、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設として、認定こども園が整備されているところです。文部科学省及び厚生労働省では、地域の保護者のニーズ等を踏まえて認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所の移行促進を図るため、移行の際に必要な施設整備の補助、人材確保等に関する支援等を実施しております。引き続き移行を希望する幼稚園、保育所が円滑に認定こども園に移行できるよう、環境整備に努めてまいります。</p> |                   |
| 310 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 学校、放課後子供教室等及び放課後児童クラブの一体化          | <p>現状取り組まれている、学校、放課後子供教室等及び放課後児童クラブの連携強化ではなく、一体化を図ることを提案いたします。</p>  | <p>親としては、通常、子供の教育と預かりを分けるニーズはないと考えられます。</p> <p>したがって、現状取り組まれている、学校、放課後子供教室等及び放課後児童クラブの連携強化ではなく、一体化を図ることが親のニーズにも合致しているとともに、管理コストを削減しつつ(例 人員削減、学童クラブの施設を別途設ける必要はなく既存の学校施設を利用)、教育面の充実、および働きやすい環境づくりができると考えられます。</p>   | 個人   | 厚生労働省<br>文部科学省        | <p>厚生労働省と文部科学省では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を共同で策定し、当該プランに基づき、全ての児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進めており、同プランにおいては、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブや放課後子供教室について計画的に整備等していただくことが必要であるとしています。また、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が適切な体制づくりに努めることを求めています。</p> | なし  | <p>現行制度下で対応可能</p> | <p>各自治体において、教育委員会が放課後児童クラブを所管していない場合においても、適切に連携が図られるよう、引き続き両省で連携を図りながら対応してまいります。</p>  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項   | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                   |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--|---|---|------|-------|---|-----------------------------------|------------|--|-------------------|
|     |             |            |  |   |   |      |       | 制度の現状   | 該当法令等                             | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 311 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月26日  | 海外在住の日本人への毎年の年金手続きと65歳からの老齢厚生年金、加給年金の手続きについて | 海外に在住して年金手続きにおいて生活している方は、毎年、現況届などの郵送において生存を確認されていることで、年金の支給をいただけるのですが、郵送しても届かない事例や、現地の郵便事情により遅れを生じている例が多々ございます。それをメールで送信できれば瞬時に対応できるのではないのでしょうか？生存を確認するのであれば、在外公館での現況届であったり、在留場所の市役所などの公的な場所での生存確認書であったり、証明書のメールも可能と思うのですが、年金事務所の担当者本人がネットを使ってビデオ通話にて状況をもっと把握できることも可能です。もし、個々によってはネットに不慣れな方は友人などの協力も可能だと思います。 | 私の在留しているガバオ市の日本人の方の中には、年金収入だけで海外に在留している人が多く見られます。一番困っているのは通常、その現況届が遅れた場合、年金の送金はストップせられて、送金日となっている日まで2カ月であったり4カ月であったり、生活費がなくて、年金事務所への電話代もかかっている人もいらっしゃいます。年金事務所は現在は担当者の方にメールで記録をほしいのでお願いしたところ、メールでのやり取りは出来ないことになってると言われています。それは郵送しても届いたかどうか確認できないようですし、電話の話も記録されていないようで困っております。電話での内容を電話記録するということは、老人の人達には困難になります。年金事務所の方も支払いを停止したり再開させたりという手続きも大変なお手数だと感じしております。が、近年のデジタル化においてメール等による送信であれば、届いてる場合は、届いているよりメール返信も可能だと考えられますし、書類などいふ備があった場合でも、即刻、メール返信で内容を伝えたいと思えます。現在のように郵便でやり取りすると郵便も海外では届かない場合もあります。年金機構のホームページより用紙をダウンロードして対応して郵送すると言う内容があり、無駄に年金機構にも多大な郵便料金が掛かると考えています。メールまたは、年金機構のホームページ内に年金手帳番号などで入力できる場所や、登録変更場所があったり、PDFを添付できる場所があれば、年金機構の担当者も作業が簡単に行える費用削減できるのではないのでしょうか？老人でするので、できれば簡素化されたコンパクトな内容が有効だと考えます。        | 個人   | 厚生労働省 | 海外居住者が年金を受給する場合は、年1回現況届の提出が必要となることから、日本年金機構では受給権者あてに現況届様式を発送しています。受給権者は添付された現況届に必要事項を記入の上、日本領事館が発行した在留証明書等を添付して、誕生日の来日まで提出することとなります。この現況届については、郵送による提出のほか、海外居住者についても、電子申請による手続きを可能としています。   | 国民年金法施行規則第18条の2、厚生年金保険法施行規則第35条の2 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 312 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインについて              | 「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の15(2)⑤「持ち帰り端末の扱い」にて、「…他者が販売した端末を対応する体制の確立コストを踏まえ、当番は、③Aa(音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン)「スマートフォン」以外の料金プランについては、持ち帰り端末について「自社が販売した端末を受け入れるものであれば、「有利とする」に該当するとは判断しない。」とあるが、「当番は」の記載について期限を明らかにし、「スマートフォン以外の」の記載を「スマートフォン及びフィーチャーフォン以外の」に修正するべきである。                                     | 電気通信事業法第27条の3第2項第1号において、電気通信事業者は、通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利としなければならないとしている。例えばKDDI社のフィーチャーフォンを購入し、同端末用の通信料金プランを契約した後に、他社の通信端末を持ち込みでSIMカードを入れた場合、本来であれば持ち帰り端末を受け入れる(持ち帰り端末で同SIMカードを使用できる)必要がある。しかしながら本ガイドラインにおいては前述のとおり例外事項を設けており、現状においては同社のフィーチャーフォンの料金プランは同社のフィーチャーフォンでのみ使用できるよう制限され(IMB規制)、端末と料金の分離が阻害され、利用者は割高な料金の利用を強いられる。ガイドラインでは例外事項を設けている理由としてコスト面が挙げられ、「当番は」とも期限も明らかにされていないが、ガイドラインを検討する審議委員会においては、制約以降、複数回の改正を審議しているにも関わらず、期限についての検証が行われていない。このため、実質無期限の例外事項となっており、行政手続としても不適切な運用であり、法の例外事項をガイドラインで定めることも適切と言えない。また、例外事項において「スマートフォン以外の」と記載があるが、ガイドラインにてスマートフォンとフィーチャーフォンの違いは物理キーボードの有無以外規定されておらず、フィーチャーフォンを例外事項に含める合理的な理由が明らかにされていない。フィーチャーフォンの通信料金プランを他社端末で使用させたくない事業者への配慮が疑われる。 | 個人   | 総務省   | 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(令和2年11月27日改正)<br>5 通信料金と端末代金の完全分離<br>(2)通信料金の割引【法第27条の3第2項第1号】<br>⑤ 持ち帰り端末の扱い<br>特定の料金プランが「有利とする」に当たらないと判断されるには、当該料金プランが、自社による端末の販売等に際する場合のみならず、対象とする端末と同じ小区分に属する端末の持ち込みに関しても受け入れるものであることが必要である。しかし、他者が販売した端末を対応する料金プランで受け入れるための体制の確立コストを踏まえ、当番は、③Aa(音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン)「スマートフォン」以外の料金プランについては、持ち帰り端末について「自社が販売した端末を受け入れるものであれば、「有利とする」に該当するとは判断しない。」 | 電気通信事業法第27条の3等                    | 対応不可       | ご提案の内容については、電気通信事業法第27条の3第2項第1号において、電気通信事業者は、通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利としなければならない旨が定められているところ、電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(令和2年11月27日改正)において、「有利」の判断基準等について具体的に示しています。「スマートフォンとフィーチャーフォンの違いは物理キーボードの有無以外規定されておらず、フィーチャーフォンに含める合理的な理由が明らかにされていない」とのご指摘について、少なくとも現時点において、フィーチャーフォンについては、他の携帯電話事業者が販売した端末の場合、自社の通信方式とは異なる通信方式のものも利用できない場合があるのが実態であり、スマートフォンと同様に、携帯電話事業者が他者販売端末をも受け入れるための対応をとるためには、多大なコストを強いられることとなると考えます。このため、経済的な実現可能性も踏まえ、③Aa(音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン)「スマートフォン」以外の料金プランについては、持ち帰り端末について「自社が販売した端末を受け入れるものであれば、「有利とする」に該当するとは判断しない」と考えます。また、ご提案の内容について、上記のフィーチャーフォンに係る状況についての变化は認められないことから、現時点では修正することは考えておりません。 |                   |
| 313 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 電気工事士免状のカード化について                             | 電気工事作業する際に免状を携帯するように法令で定められているが、実際作業するときに汗や泥で汚れてしまいます。免状自体を運転免許証サイズのカード化に変更出来ないでしょうか。   | 実際建設現場等で作業する際に免状自体が汚れてしまう為実際の作業時に携帯している人はあまり見かけません。免状のカード化が実現出来れば作業する際の免状携帯も向上するものと思います。ちなみに各都道府県によってはラミネート化している所もあるみいです。   | 個人   | 経済産業省 | 電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証(以下「免状」という。))については、その欠きさが電気工事士法施行規則様式第3、第3の2、第5の5及び第5の6に定められており、紙製の免状が交付されています。   | 電気工事士法施行規則様式第3、第3の2、第5の5及び第5の6    | 検討に着手      | 電気工事士免状のカード化については、2020年度中にカードの仕様等を定めるとともに、実際の免状交付事務を行う都道府県における機材調達等に係る予算確保等を経て、2022年度中よりカードによる免状交付へ移行します。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果  |  |                                 |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------------|--|--|------|------|--|--|---------------------------------|--|-------------------|
|     |             |            |                          |  |  |      |      | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類                           | 対応の概要  |                   |
| 314 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 戸籍制度の撤廃                  | 戸籍制度の撤廃を提案させていただきます。   | 提案内容は戸籍の撤廃です。そして、戸籍の撤廃の前提は、マイナンバーカードの普及です。国民全員が、出生から死亡までの間マイナンバーカードを所持することが実現できれば、国民一人一人をマイナンバーカードで管理することができるようになります。その際、戸籍による管理は不要になるのではないかと考えます。一個人の観点からの意見ですが、戸籍(除籍、入籍等)「籍」の文字がつくものの存在理由がないように感じます。婚姻に伴い新戸籍を作らなければならぬ理由も見当たりません。そもそも、戸籍の全部事項証明が必要とされる手続きがあまりにも限定的な印象を受けます。相続の際に戸籍(除籍)が必要になるのも手間以外の何物でもないように感じます。海外と比較することが妥当であるかはわかりませんが、戸籍制度による管理が行われている国はかなり限定されると思います。それは管理する項目が一つ増えるからというところで非合理的と判断されたからではないでしょうか。個人の管理がマイナンバーベースで実現されれば、戸籍というものは不要になると考えます。これは、個人情報管理項目の一つ減る、ということにつながるのではないのでしょうか。少なくとも、相続の際に戸籍(除籍)が不要になること、入籍届が不要になり婚姻届の提出で足りるようになることを考えれば戸籍撤廃のメリットは十分と言えるでしょう。歴史文化的背景から戸籍制度が重宝した事実はあるのですが、一個人の観点では戸籍制度の存在自体の理由及び有用性に疑問を抱く次第です。 | 個人   | 法務省  | 戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の帳簿であり、日本国内に居住するが否かにかわらず記載されるべきものです。   | 対応不可   | 制度の現状欄に記載のとおりであるため、御意見には応じかねます。 |  |                   |
| 315 | 令和2年11月24日  | 令和3年11月4日  | 海外で通用する英語付きの運転免許証が必要である。 | 現在の自動車免許証は、海外の国で使えることになっていますが、日本語表記のため海外の現地人には判読不可能です。海外で運転する日本人は、レンタカーを借りるので困っております。警官に提示したらもっと問題です。英語の表記を免許証に記載してください。 | 海外(南アフリカ共和国、英語圏)で生活していますが、日本語しか表示されていないので、何が書いてあるのかわからないといわれました。仕方ないの運転免許を苦労してテストを受けて取り直しました。でもほとんどの人は同じように、有効期限が1年しかない海外免許A判の書類を使っています。令和の時代、海外で使う公的書類である運転免許が日本語だけというのは、時代遅れです。早急に改善してください。  | 個人   | 警察庁  | 国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められております。  | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条<br>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14 | 現行制度下で対応可能                      | 国内を運転できる免許証として日本の国内運転免許証を認めている国において、当該国の日本国大使館が発行する翻訳証明書を併せて携行させることとするなど、当該国において必要な措置がとられているものと考えております。  |                   |
| 316 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 自家発電機の負荷運転の廃止            | 自家発電機は、負荷運転をしなくても無圧の発電設備点検は、2か月に一回しているのに一緒に無負荷ではあるが運転しているので廃止してほしい   | 発電機は2か月に一度でもエンジンを掛けて見て点検で十分エンジンがかからないのは煤で無く、白ちエンジンを掛けないからである。負荷運転は、無意味ではないと思うが我病の発電機には負荷運転は必要ない。費用の無駄です。素人を騙すなら過給機の無いディーゼルエンジンに一度の無負荷稼働運転の義務づけ程度で十分です。総務省のリーフレットによれば https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/susin/post21.html リーフレットの内容が馬鹿馬鹿しい。素人を騙すには良いが私は騙されない。煤がたまればエンジンが動かない。そんな事がある訳ない。わが病院の一般的なディーゼルエンジンの発電機は過給機は、ありません。煤がたまって過給機が回らず吸気が出来ずにエンジンがかからないってことは、まず無し。負荷運転が出来ない場合は、内部の調査を音うけれどシリンダーの平面度を見たところで、しっかり平面が出ないからシリンダーとヘッドの間にガスケットを入れるのでしょ。代案として法律以前の建物には、ちゃんと起動用のバッテリーのメンテとエンジンを2か月に1回かけてあげる。少なくとも私の病院では、25年間そうしてきてるが、エンジンは、かかる。発電の押電でもちゃんと発電機は起動している。よって私の病院では電気主任技術者が2か月に一度点検をしているので、経営者が天下り先の発電機関連の協会の為にしてしまえば必要はないと思います。                | 民間企業 | 総務省  | 自家発電設備については、火災が発生した場合において消防用設備等が作動した場合に設計上想定されている負荷がかかったときの異常の有無を確認するとともに、煙連火災(爆発)※1が生じないよう排気系統等に蓄積した未燃燃料等の除去を行うため、1年に1回行う総合点検時に負荷運転又は内部観察等※2を行うこととしています。なお、内部観察等については、学識経験者等で構成する「消防用設備等点検報告制度のあり方検討部会」において、内部観察等による点検方法であっても、内部部品の損傷等による振動や冷却機能の不良など負荷運転時に観察される不具合の有無を確認するとともに、排気系統等に蓄積した未燃燃料等の除去が可能であることが確認できたことから、平成30年の改正により、負荷運転に替えることができる点検方法として規定したものです。また、同検討部会では、原動機にガスタービンエンジンを用いる自家発電設備の無負荷運転における機械的及び熱的負荷については、ディーゼルエンジンを用いるものの負荷運転と差が見られないことや、排気系統等における未燃燃料等の蓄積がほとんど発生しないことが確認できたことから、ガスタービンエンジンを用いる自家発電設備については、総合点検時の負荷運転を不要としています。※1「煙連火災(爆発)」とは、排気系統等に蓄積した未燃燃料等に高温の排気ガスが触れることで火災(爆発)が生じることを行います。※2「内部観察等」とは、コンプレッサ翼や排気管等の内部観察、燃料噴出弁の圧力確認及び潤滑油等の成分検査をいいます。 | 消防法第17条3の3<br>消防法施行規則第31条の6                                      | 現行制度下で対応可能                      | 自家発電設備の総合点検における負荷運転は、無負荷運転よりも高い機械的及び熱的負荷をかけて作動させ、外部点検や無負荷運転では確認できない内部部品の損傷等による振動や冷却機能の不良などの不具合を確認すること等を目的とするためのものであるため、無負荷運転を行うことをもって廃止することはできません。なお、自家発電設備の点検方法については、平成30年の改正により、負荷運転に替えることができる点検方法として、内部観察等による点検方法を定める等の見直しを行ったところですが、消防用設備等の維持管理が適正に行われることを前提として、引き続き、点検方法の合理化について必要な検討を行ってまいります。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                                     | 所管省庁の検討結果   |  |   |                  | ワーキンググループにおける処理方針 |  |
|-----|-------------|------------|--|--|---|------|--|---|--|---|------------------|-------------------|--|
|     |             |            |  |  |   |      |  | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要            |                   |  |
| 317 | 令和2年11月24日  | 令和6年4月14日  | 選挙投票のデジタル化                                       | 選挙投票のデジタル化を、従来の紙媒体と併用してほしいです。  | 従来の投票所が集まってくる選挙となります。コロナウイルス感染拡大の恐れがあります。このままでは投票所がクラスターとなり、「感染防止のために投票しない」という事態になりかねません。その他、これまで言われていた不在時の投票が困難などの理由もありますが、コロナウイルス感染拡大防止のために、今こそ投票のデジタル化を実施すべきではないでしょうか。経済的には投票所の人権費および感染防止費用の削減が見込まれ、社会的にも投票率の向上および感染拡大防止が見込まれます。以上の理由から、投票のデジタル化を希望します。          | 個人   | 総務省                                      | 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応については、行われる選挙の管理執行に万全を期するため、総務省から各都道府県の選挙管理委員会に対し、数次にわたって留意事項及び各選挙管理委員会における取組事例を示しているところです。   |  | 現行制度下で対応可能  | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |                   |  |
| 318 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | マイナンバーカードの所得義務化と健康保険証、運転免許証の廃止統合、銀行口座の紐付け義務化について | 全ての国民にマイナンバーカードの所得を義務化し、健康保険証と運転免許証を廃止、マイナンバーカードに統合する。さらに全ての銀行口座との紐付けを義務化する。 | マイナンバーカードは行政手続きのデジタル化やオンライン化の基礎となる本人確認のためのカードなのに殆ど普及していないという事実があります。そのためまずはすべての国民に所得を義務付けることによりオンライン化を進め、将来的には人件費等の削減にもつながると考えます。<br>健康保険証や運転免許証については、外国人によるなりすましで悪用された事例もあり、本人確認を厳格化できる他、過去のデータに基づき診療費が受けられ副作用や医療ミス防止にも繋がります。さらに、銀行口座の紐付け義務化に関しては、脱税の防止にも役立つと考えます。 | 個人   | 内閣府<br>金融庁<br>警察庁<br>総務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 【マイナンバーカードの義務化について】<br>マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村長が交付するものとされています。<br>【銀行口座の紐付け義務化について】<br>現行の関係法令において、預貯金口座の開設時等に預貯金者が個人番号の告知をすることを義務付ける規定はありません。<br>【運転免許証について】<br>マイナンバーカードは運転免許証と一体化されていません。<br>【健康保険証について】<br>令和3年3月以降、マイナンバーカードを医療機関や薬局で専用の端末に提示することで資格確認を行うことが出来るオンライン資格確認の仕組みを開始することとしております。 | 【銀行口座の紐づけ義務化について】<br>【その他】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条等<br>道路交法第92条等<br>健康保険法第3条等 | 【マイナンバーカードの義務化について】<br>マイナンバーカードの普及に向けては、カードの利便性を高めることが重要であり、令和3年3月から開始予定の健康保険証としての利用も含め、今後政府全体でマイナンバーカードの利活用シーンの拡大を図り、国民の方々が自然に持ちたいと思っただけできるよう取り組んでまいります。<br>【銀行口座の紐づけ義務化について】<br>預貯金口座への付番については、11月27日の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、口座開設などの際、金融機関が国民に対し、マイナンバーをお知らせする義務を規定する案を、内閣府よりお示したところです。国民がマイナンバーを金融機関に告知する義務は規定しないものの、付番の申出のしやすさや、その結果受けられる具体的な国民的メリットを充実させることが、付番の促進のためには重要と考えております。年内に結論を得たうえで、政府として対応を進めてまいります。<br>【運転免許証について】<br>現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記載し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等をしたと考えております。なお、マイナンバーカードと一体化した場合に、従来の運転免許証を完全に不すかどうかについては、様々な場面を想定しながら、慎重に検討していく必要があると考えています。<br>【健康保険証について】<br>制度の現状欄に記載の通り、令和3年3月以降、マイナンバーカードを医療機関や薬局で専用の端末に提示することで資格確認を行うことが出来るオンライン資格確認の仕組みを開始することとしており、まずはこの円滑な導入及び運用に努めてまいります。 |                  |                   |  |
| 319 | 令和2年11月24日  | 令和5年4月26日  | マイナンバー制度   | マイナンバー、一人に一つは良いが何故、運転免許証番号や国民健康保険番号など複数有る。利権絡みか何か知らんけど、全てを1つにまとめるべき。         | それぞれの担当で各種番号が必要なのか知らないが、国民にしてみれば複数有る事は複雑で間違いの元、利権絡みかは行政の勝手、使う立場に立てば運転免許証番号や、国民健康保険番号は、マイナンバーで一つに集約するべきと思う。  | 個人   | デジタル庁<br>警察庁<br>厚生労働省                    | 番号35の回答をご参照ください。  |  |   |                  |                   |  |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項               | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                            |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|--------------------|--|--|------|-------|--|----------------------------|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                    |  |  |      |       | 制度の現状  | 該当法令等                      | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 320 | 令和2年11月24日  | 令和3年3月9日   | 家畜育成デジタル化と畜産農家被害防止 | 畜産農家の家畜の盗難被害や家畜育成のデジタル化と伝染病発生時の情報管理のために、家畜の角などにGPSチップを埋め込み家畜育成の個別情報のデジタル化はできないですか？家畜盗難防止として、家畜の家畜場所から一定距離離れたらGPSチップ連動で家畜管理者や防犯カメラ、防犯システム管理関係各所に一斉通知はできないですか？ | 畜産農家の家畜の盗難被害や家畜育成のデジタル化と伝染病発生時の情報管理のために、家畜の角などにGPSチップを埋め込み家畜育成の個別情報のデジタル化はできないですか？家畜盗難防止として、家畜の家畜場所から一定距離離れたらGPSチップ連動で家畜管理者や防犯カメラ、防犯システム管理関係各所に一斉通知はできないですか？   | 個人   | 農林水産省 | GPSチップを家畜の角などに埋め込むことを制限している規制はありません。<br>家畜育成のデジタル化については、すでに制度化されているものや開発されている技術が存在し、デジタル化を進めているところです。家畜の個体情報を管理する技術として、「Farmnote Color」(牛の活動情報を収集して解析し、発情や疾病兆候を検知するウェアラブルデバイス)や「U-motion」(牛にタグを取り付け、リアルタイムに牛の行動を分析し、牛の発情や疾病兆候、起立困難等をアラートで通知するサービス)等の技術が既に実用化されており、これらの技術を活用することで、家畜の状況を適切に把握することが可能となっています。<br>一方で、ご提案のGPSの活用は、現在、放牧する家畜に対して、GPSの首輪を用いた放牧中の草地利用状況の把握といった研究などはされていますが、角にGPSチップを埋め込むことは、<br>①有角動物に限られること(牛、山羊、羊など)<br>②有角動物は、角をぶつける習性等があるため、GPSの管理が難しいこと<br>③角への埋め込みは現時点では技術的に困難であり、皮膚に埋め込む場合も、家畜の主体への影響の有無が確認されおらず、飼養管理、チップの回収等について技術的に確立していないこと<br>等もあり実用化には至っておりません。<br>このため、農林水産省としては、家畜の盗難防止対策としては、生産性向上のための個体管理技術の普及を図り、この技術を適切に活用することや、施設や防犯カメラの設置等の防犯対策を組み合わせることが効果的な対応であると考えています。<br>【参考】(農林水産省WEBサイト)スマート農業技術カタログ(畜産)<br>https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gtyo/gjutsu_portal/smartagri_catalog_chikusan.html | なし                         | 現行制度下で対応可能 | 農林水産省では、家畜の個体管理を進めるため、スマート技術の普及に向けた支援を行うとともに、疾病履歴情報などの生産関連情報を一元管理する全国データベースの構築に取り組んでいることです。また、防犯については、施設や防犯カメラの設置等の防犯対策を組み合わせることが効果的な対応であると考えています。  |                   |
| 321 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 酒税法の技術的な改正         | 酒税法第七条に定める条文によって、専ら個人が酒類を製造する事ができません。そこで個人が自家で飲酒することを目的とし、販売やサービスの提供を行われないものについては、この規制の対象外にして、個人で自由に酒類を作ることを解禁する事を提案します。                                     | 現在日本では、酒税法により実質的に、自家用の酒類を造る事ができなくなっています。どぶろく(裁判について調べても、納得がいくものはありません。例えば自分の畑でとれた果実を利用して自家用で酒を作ることもできませんし、熟れすぎた果実や、傷みの果実の利用もできません。量販店をみると、大手業者が寡占で、低濃度アルコール濃度飲料を大量生産し並べている状況です。<br>私は個人が自家用に使用するものに限り、酒類を製造する事を解禁する事で、若い人たちが、自分が飲みたい味を追求するなど、新しい動きになり、産業や雇用につながっていくのだと思います。<br>しかし単なる税の財源とだけ抜かれていて、閉塞感を生み出していると感じます。また酒税法で個人の酒の製造を禁止したのは明治からで、それがずっと続いてきたことについて、行政の硬直化を非常に強く感じます。<br>この規制緩和は、閉塞感が深い始めた日本において、若い人のやる気や、意識を変えることが期待できます。私はいままも必要な改革だと思います。 | 個人   | 財務省   | 酒類の製造をしようとする者は、酒税法第7条に基づき、製造しようとする酒類の品別、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされています。<br>○酒税法(昭和二十八年法律第六号)(酒類の製造免許)<br>第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目(第三条第七号から第十二号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許(以下「製造免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするた製造する酒類については、この限りでない。   | 酒税法第7条                     | 対応不可       | 我が国においては、明治初期以降、どぶろく(濁酒)や焼酎等の一部の酒類について、自家醸造免許を付与した上で、課税による少量の製造を認めていました。自家醸造免許は、明治32年(1899年)に、自家醸造を認めた法律(自家用酒税法)が廃止され、それ以後は、農業目的で製造する製造者に限り酒類製造を認めることとされましたが、これは、酒税が国家財政にとって重要な収入源となる中で、軽減税率が適用される自家醸造者の増加により酒税収入に及ぼす影響が大きくなってきたことや、密造等に対する検査・取締りに多くの執行コストを要したことなどから、禁止されたものです。<br>ご提案のように、「個人で自由に酒類を作ることを解禁する」とについては、自家醸造による酒類の納税義務者が多岐にわたるため、確実な課税が困難となり徴収費も多大となることや、確実な課税が行われない場合には課税される酒類との公平性に問題が生じることとなります。また、自家用酒類を容易に製造する場合には、衛生的管理面の不安から、国民の保健衛生上の問題が生ずることも懸念されるなどの問題もありません。したがって、仮に個人が自家で飲酒することを目的とする場合であっても、自由に酒類を製造することを認めることは適当でないと考えています。 |                   |
| 322 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 浄化槽の法定点検           | 合併浄化槽の法定点検について、廃止をお願いしたいです。  | 現在、合併浄化槽を設置していますが、定期的に民間の業者に点検、清掃してもらっています。年1-2度法定点検を義務づけていますが、私のように民間業者に定期的点検、清掃をしているのであれば、そのまま業者から点検簿の提出があれば必要無いと思います。業者からの提出がない人だけ点検をすれば良いのではないのでしょうか？  | 個人   | 環境省   | 浄化槽は微生物を活用して汚水を処理する施設であり、家庭ごとで使用状況が異なる中で、本来の機能を発揮するためには、適正な維持管理を行う必要があります。このため、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃(浄化槽法第10条第1項)を義務付けられています。<br>また、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃により浄化槽が適正に機能を発揮していることを確認し、ひいては公共用水域等の水質の保全を図るため、水質検査の後継(浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項)を義務付けられており、当該水質検査では、保守点検では測定しない放流水の水質(BOD)や、残留性窒素濃度等も含めて検査対象となっています。<br>保守点検や清掃が適切にされていることの確認は、適切かつ公正に実施することができる者によって行われる必要があることから、指定検査機関が行うこととされています。   | 浄化槽法第7条第1項、第10条第1項、第11条第1項 | 対応不可       | 制度の現状欄に記載のとおり、水質検査は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理が適切に実施され浄化槽が適正に機能を発揮しているかどうかについて、水質検査を適正かつ公正に実施することができる第三者である指定検査機関が確認するものです。<br>御質問の場合のように、民間業者に浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理を委託している場合でも、当該維持管理が適切に行われているか定期的に指定検査機関が確認することや公共用水域等の水質の保全を図るため、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に基づき、指定検査機関による水質検査を受検いただく必要があります。<br>なお、保守点検、清掃、水質検査をワンストップで受け付けると、浄化槽管理者の事務負担軽減を図る取組を進めている自治体もあり、環境省としても、これらの自治体の取組について情報提供しているところです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                      | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁                             | 所管省庁の検討結果  |                       |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|---------------------------|---|--|---------------------|----------------------------------|--|-----------------------|-------|---|-------------------|
|     |             |            |                           |   |  |                     |                                  | 制度の現状  | 該当法令等                 | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 323 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 法人設立時の税務関連届出について          | 法人新規設立時の税務関連登記は国税庁と各地方自治体の税務署に別々に行う必要があるため、これを一本化すべき  | 法人の新規設立時の税務関連登記が分かれていて手続きが煩雑であるため、一本化すべき。<br>管轄や税金の使途が異なるなどの理由があるのかもしれないが、同じ情報を国税と各地方自治体で共有して各々が登記を行うシステムとすれば効率的であり、ただでさえ煩雑かつ複雑な法人登記時の手順を大幅に減らせるのではないかと考える。<br>このような利用者目線での二重行政を整理することにより、法人新規設立のハードルが下がって企業が容易となり、産業の活性化に繋がるのではないかと考える。<br>また、国税・地方自治体の二重行政を整理することにより、行政のコスト削減にも資すると思われる。   | 個人                  | 内閣官房<br>内閣府<br>総務省<br>法務省<br>財務省 | 法人の設立届出書については、国税当局と地方税当局それぞれに提出する必要があるため、  | 法人税法第148条<br>各地方団体の条例 | 対応    | 設立登記後の手続きの際に、国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出等について、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、2020年3月からデータの一括作成及び電子的提出の一元化が可能となっております。<br>また、2021年2月から、「法人設立ワンストップサービス」により、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになりました。  |                   |
| 325 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 免許品等、行政への申請書類の捺印簡素化について   | 酒の小売免許、保健所の営業許可、建築確認申請等の申請時、申請書類に「代表者印」の押印を求められるが、「代表者印」以外の押印でも可とした。  | 「代表者印」は本社でしか管理していないため、全国にある店舗の申請書類のために、書類が東京と地方を行き来することになる。<br>物流網のひっ迫緩和し、かつ、新型コロナウイルス禍の中、本社に捺印のために社員を出社させる必要もなくなるため、印鑑登録をしていないが、部長職等、管理職者の印鑑での申請を認めていただきたい。<br>なお、地方でも捺印作業は発生するが、東京ほど運動が激しくおらず、市中感染のリスクは比較的低いのではないかと考えられる。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 内閣府<br>財務省<br>厚生労働省<br>国土交通省     | 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。  | なし                    | 対応    | 内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上については、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。<br>酒の小売免許申請については、押印義務を廃止する方向で検討しています。<br>飲食店等の営業許可申請については、厚生労働省令で申請事項を規定しているが、事業者に押印は求めていません。<br>建築確認申請については、2020年中に省令を改正し、申請時に国民や事業者等に対して求めている押印を不要とする予定です。   |                   |
| 326 | 令和2年11月24日  | 令和2年12月16日 | 補助事業について<br>② 手続きの電子化・簡素化 | 補助事業において補助対象設備の使用やリース事業者が提出を求められる以下の行政手続について、補助金申請システム(Jグランツ)等を通じ電磁的方法のみで完結できる制度設計や書類への押印撤廃を早急に進めること。<br>①交付申請(補助金の交付決定を受ける際の行政手続)<br>②実績報告(補助事業が完了し補助金を受領する際の行政手続)<br>③成果報告(補助金受領後、状況報告のために行う定期的な行政手続)<br>④財産処分申請や計画変更届(補助金受領後、設備や事業者の変更がある際の行政手続) | ・リースが利用可能な補助事業においては、リース会社が補助事業の共同申請事業者として各種の申請等手続を行っているところ、国等の補助事業では、一部で補助金申請システム(Jグランツ)を利用できるものの、いまだ紙での書類提出を求められる補助事業が多く、また、いずれも押印が求められている。<br>・コロナ禍において、政府・自治体等から外出自粛要請や在宅勤務が推奨されているにも関わらず、これら行政手続のために関係する部門の従業員は出社し対応せざるを得ない状況が生じている。<br>・補助金申請システム(Jグランツ)を運用している省庁においても、対象外とされている制度があり、早急に申請システムの対象とすること。<br>例：エネルギー使用合理化等事業者支援事業(経済産業省・資源エネルギー庁)<br>・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業(環境省)<br>・国等の補助事業に係る申請等書類の電子化や押印の撤廃は、新型コロナウイルス感染症予防対策に限らず、パンデミックに強い社会構造への変化に寄与する。<br>・電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 | 公益社団法人リース事業協会       | 内閣官房<br>内閣府<br>総務省<br>経済産業省      | 様々な補助金申請をオンラインで行える補助金申請システム「Jグランツ」を2020年1月より運用開始しており、これまでに7省23自治体における100を超える補助金で申請が行えるようになっていました。<br>また、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書類の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。 | なし                    | 対応    | 利用補助金の拡大を図るべく、現在、①公募や交付申請、②実績報告、③成果報告、④財産処分申請や計画変更届についても電磁的方法で完結できるシステムとなるよう、Jグランツ2.0の開発を進めており、①公募や交付申請は2021年1月から、②実績報告等その他の手続についても、2021年度から利用可能となる予定です。また、政府内や自治体への展開についても引き続き推進していきます。<br>また、押印については、内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、法令等又は慣行により国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上については、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。押印に続いて、書面についても、規制改革実施計画を踏まえ、取組を進めています。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁                                       | 所管省庁の検討結果   |                                    |       |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|--|--|---|---------------------|--|---|------------------------------------|-------|---|-------------------|
|     |             |           |  |  |   |                     |  | 制度の現状   | 該当法令等                              | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 327 | 令和2年11月24日  | 令和3年5月24日 | 行政の発行する免許証をマイナンバーカードに統一してほしい                       | マイナンバーカードから免許内容を必要に応じて照会できる機能を持たせてほしい。全ての免許の携帯の必要がなくなり、行政側も民間も照会できると、免許失効や虚偽の確認が迅速に出来るのでより免許制度を活用できると感じて提案しました。  | 運転免許証、危険物、船舶など普段の携帯が決められているため普段使用する機会が少ないのに多くの免許を持ち歩かなくてはならない。行政側も確認時、免許を確認し、存在の確認に必要な機関に照会をしなくてはならないが、マイナンバーカードを使用できれば即時に端末で確認できる。民間でも、免許を確認し、存在の確認は相当な手続きがあるためほとんどの機会において照会ができていない。そのため、免許失効や更新切れの管理が民間ではできていない。民間では、自身のマイナンバーカードから必要な機関に免許情報を取り出して提示できれば、確認する側も提示照会の必要がなくなり迅速な事務手続きができると思う。看護師免許などは、賞状サイズで実際は携帯もできます。災害時の免許確認証明など迅速に行え、双方向の呼びかけも可能になり、非常時に必要な免許保持者に協力をお願いできる事も可能になり、行政からの適切な変更点の告知もやりやすくなると思っております。  | 個人                  | 内閣官房<br>警察<br>総務省<br>財務省<br>厚生労働省<br>国土交通省 | 看護師免許については、現状は紙型の免許証となっています。  | 保健師助産師看護師法第12条等                    | 検討に着手 | 医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保険等に係る資格については、2021年度に成立・公布した住民基本台帳法及びマイナンバー法等を改正する法律などに基づき、今後、資格情報連携等に関するシステムの設計・開発・構築を行い、2024年度よりデジタル化を開始することとしています。  |                   |
| 328 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 休眠担保権を抹消するため「警察官・民生委員が登記義務者所在を調査した結果を記載した書面」発行について | 1.登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市区町村長が証明した書面<br>2.登記義務者の登記記録上の住所に宛てた被担保債権の受領催告書が不到達であったことを証する書面<br>3.警察官が登記義務者の所在を調査した結果を記載した書面<br>4.民生委員が登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを証明した書面<br>以上、4パターンは不在証明書書をもって、休眠担保権の抹消ができるようになっているが、現状では2の書面を登記代理人が作成して、配達証明付き郵便で送る手法しかできない状態になっている。上記4パターンいずれも抹消登記手法として取り得るよう改善を願いたい。 | 抵当権が設定後30年以上を経過した休眠担保権であるため、抹消登記手続きにおいて警察官か民生委員による「抵当権者が調査地に所在していないことを調査証明した書面を発行してもらい添付提出してください」と法務局にて指導を受けました。同文書の発行を当方が書式を作成したうえで、駐在所の警察官や民生委員に依頼をしました。しかしながら、職務範囲外ということで発行を断られました。警察官であれば警察官職務執行法第一条において、「個人の生命、身体及び財産の保護」が求められる存在であり、民間第八家において「その他に関する法令」による職務職務を遂行すべきものとされているはずですので、当然としてはこの取り扱いに疑義があります。お尋ねとして「警察官や民生委員が発行できる書類として登記相談において法務局が揃っているにも関わらず、なぜ発行ができないのか」相対する拠りがないために大変に困窮し、警察官や民生委員を頼ってお願いしたにも関わらず、本件では明治31年に設定された当該抵当権の権利者(推定年齢で150歳程度の人)が当該住所に存在するののか、その現地を調査するだけのことだが、なぜ非協力的対応になるのか、?公安委員会として市民が困っているように警察官の職員で十分に乗せるとも市民の声を無視して来た全くよいという組織運営をされおられるのか、民生委員も同様とそうであるならば困窮者の相談機関として警察・民生委員はその対象ではないという解釈なのか、といった点について疑問に感じました。具体的効果は、配達証明書作成手間・費用、不在住での返信までの時間がなくなるため、抹消登記手続きの労力軽減が図れます。     | 合同会社<br>エナジー<br>ベース | 警察庁<br>法務省<br>厚生労働省                        | 休眠担保権の登記の抹消を申請するには、添付情報の一つとして「登記義務者の所在が知れないことを証する情報」を提供する必要があります。当該情報は、登記義務者が自然人であるときは、登記義務者が登記簿上の住所に居住していないことを市区町村長が証明した書面又は登記義務者の登記簿上の住所に宛てた被担保債権の受領催告書が不到達であったことを証する書面で差し支えないこととされています。また、登記義務者が法人であるときは、申請人が当該法人の所在地を管轄する登記所等において調査した結果を記載した書面でも差し支えないこととされています。なお、当該情報は、警察官が登記義務者の所在を調査した結果を記載した書面又は民生委員が登記義務者がその登記簿上の住所に居住していないことを証明した書面で差し支えないこととされています。 | 不動産登記法第70条第3項及び不動産登記令別表26-2(3)     | 事実確認  | 制度の現状に記載した取扱いは、警察官が登記義務者の所在を調査した結果を記載した書面又は民生委員が登記義務者がその登記簿上の住所に居住していないことを証明した書面を「登記義務者の所在が知れないことを証する情報」として取り扱っても差し支えないものであり、休眠担保権の登記の抹消の申請における要件としたものや警察官及び民生委員に対し当該書面の発行を義務付けるものではありません。上記の趣旨については、法務本省から各法務局・地方法務局に対し、周知をしております。 |                   |
| 329 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月14日 | 住民票コードの発行即日交付手続きについて                               | 代理人が住民票コードを取得しようとする、本人住所宛に郵送で交付する手続きができません。即日交付してもらえないため、これを全自治体において即日交付されるように改善を願いたい。   | 「住民票コード通知票」の任意代理人への交付について、民間事業者の円滑な業務推進を助けているにもかかわらず考えられない事案である。現在、委任状を持参して住民票コードの請求を任意代理人が行うと、本人宛に郵送にて送付する対応がほとんどの自治体で行われている。(1)本人からの委任状を持って代理権を付与された状況で、任意代理人の身分確認まで行われたにも関わらず、その場で請求できないのはなぜか。不正取得を想定しても、身分確認証の偽造から行わなければならないが、事実上不正取得は困難である。また、どうしても不正取得を防止するのであれば任意代理人のみ複数の身分証の提示を求めるといった対応も可能である。(2)個人情報の漏えいを考えたとしても、年金の請求や所有権移転登記、パスポートの取得といった本人が権利を取得する場合の必要書類の一つに過ぎない。他人が不正取得する意味が全くない書類である。逆に他人が不正取得して得をする事案があるならご指示を願いたい。本件では、代理人である司法書士の登記義務者住所変更登記手続きに必要であったため、即日交付を要求したが、郵送での対応で時間ロスが発生し、結果的に民間事業者の円滑な業務推進の妨げとなった。(3)即日交付される場合と郵送で発行する場合で僅かながらでも郵送料金の別途費用の負担が発生する。これは、同一の行政サービスを受けるにあたって均一の負担でサービスが受けられないことを意味することから「法の下での平等」に反する。具体的には郵送料の減少、自治体職員の郵送作業手間の減少、行政行政手続きスピード化による本人への年金給付等の迅速化といったものが図れる。 | 合同会社<br>エナジー<br>ベース | 総務省  | 住民票コードについては秘匿性が高く、住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられ、秘密保持義務によって保護されていること等から、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付を本人等以外の者に対して行うことは適当でないことから、本人等以外からの請求である場合は、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付する方法が適当と考慮しており、この旨自治体に助言を行っています。   | 住民基本台帳法第12条、第12条の3、第30条の37、第30条の38 | 対応不可  | 制度の現状欄記載のとおり、住民票コードは、秘匿性が高く、秘密保持義務によって保護されていること等から、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付を本人等以外の者に対して行うことは適当でないことから、本人等以外からの請求である場合は、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付する方法が適当と考慮しております。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                               | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |  |                | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------------------|---|--|---------------|-------|--|---|--|----------------|--------------------|
|     |             |           |                                    |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要          |                    |
| 330 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | ゆうちょ銀行での出金手続きにおける「本人確認書類」の範囲拡大について | ゆうちょ銀行での出金手続きにおいて、ゆうちょ銀行が認める「本人確認書類」の範囲を拡大していただきたい。   | 都市銀行では、「官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したものは本人が提示をすれば本人確認書類となっている。つまりは、地方自治体・国の機関の窓口においても身分確認書類として有効であるものは、ゆうちょ銀行においても本人確認書類として認められるように措置し直すよう要望する。本人確認書類の範囲が拡大されていないと、自己資金が速やかに、出金希望額通り出金できないという事態が想定され、結果として決済手続きに支障を来し、事業運営に障害となるためである。なお、民間事業者の経済的損失としては、身分証明書が認められなかった場合の再度金融機関に赴くための交通費、身分証明書確認による出金手続きに要する拘束時間の人員負担があげられる。これまで、ゆうちょ銀行から本件について回答をいただいたが、(1)運転免許証や住基カードを保有していない人が1日あたりATMの出金限度額である50万円を超えた出金ができなくなってしまう。(2)窓口業務を行う日本郵便株式会社で事業内容において、3事業（郵便・貯金・保険）をすべて所管しているため、本人確認の取り扱いが異なること自体お客様サービスの観点から一律性がなく問題がある。(3)例えば、「労働安全衛生法による免許証」は有効期限の定めが労働安全衛生法上もないため、作成から6か月の有効期間と限定されることに法的根拠がない。まして、地方自治体・法務局といった公的機関においても公的証明書として身分確認に使用されている。という点から問題があると私としては解釈した。 | 合同会社 エナジー・ベース | 金融庁   | 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）、施行令及び施行規則において、顧客が200万円を超える大口現金取引など一定の取引を行う際には、ゆうちょ銀行等の金融機関は法令で規定された本人確認書類の提示を受けるなどの方法により、取引時確認をしなければならぬことが定められています。ただし、顧客が既に取引時確認済みであることが確認できた場合は、犯収法に基づく取引時確認を再度行う必要は原則としてありません。どのような書類等により取引時確認済みの顧客であることを確認するかは、各金融機関が内規で定めています。また、200万円以下の取引の場合においては、犯収法等の趣旨に鑑みて、偽造キャッシュカードによる預金の不正な引出しの防止等の観点から、各金融機関の内規により本人確認書類の提示を求めることがあります。また、犯収法の取引時確認の際に使用可能な本人確認書類については、運転免許証や健康保険の被保険者証以外にも、労働安全衛生法による免許を含め、官公庁から発行され、氏名、住居及び生年月日の記載があるものもとされていますが、当該本人確認書類に有効期限がないものについては、当該書類の真正性を担保するため、提示等を受ける日前6ヶ月以内で作成されたものとされており、どのような本人確認書類により取引時確認を行うかは、各金融機関が、犯収法等の趣旨を踏まえ、内規で定めています。 | ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条<br>・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条<br>・第13条<br>・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・財務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第7条、第16条 | 現行制度下で対応可能   | 制度の現状欄に記載のとおり。 |                    |
| 331 | 令和2年12月4日   | 令和3年3月9日  | 農地法3条における事業承継の取り扱いについて             | 農地法3条における事業承継の取り扱いについて  | 現在は、再度承継者名でーから農地法3条許可を取得することになっているため、時間も労力も非常にかかってしまう。また、農業委員会の許可申請作業と許可発出までは時間が非常にかかるため、再許可取得後の工事着工では民業に多大な支障が発生することになります。前地上権者と土地所有者で設定された地上権について、土地所有者が新たな地上権者である承継者が権利が移ったことを「事業計画変更承認」で承認しているにも関わらず、再度ーから許可を取得させるといったのは、不利益以上に無駄な許認可作業の一つとわがざるを得ません。農地ではない土地に設定されている地上権であれば、権利者と義務者の共同申請だけで完結するものであるが、いたずらに農地ということだけには私有財産にも関わらず、余計な制限をかけていることに承諾ができかねる。この件に関して、法務省と農水省の見解や法的根拠を示していただきたい。また、全国の法務局において一律の取り扱いがなされていないのならば、これもおかしいことだと考えるため、現状どのような取り扱いが他地域でなされているのかも公表いただきたい。  | 合同会社 エナジー・ベース | 農林水産省 | 農地法3条第1項   | 対応  | 事業者負担を軽減する観点から、申請書以外の全ての添付書類について、「事業計画変更承認申請書の写し」を添付することで足りることを通知にて明確化します。 |                |                    |
| 332 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 法務局への登記事項の関係諸官庁間でのデータベース共有の推進について  | 会社設立に始まり、資本金の異動や役員の変更など、法人の根幹に関わる事項の変更は法務局に登記申請し、受理後登記されます。ところが、そこで手続きは終わりません。法務局での登記手続き完了後、資本金の異動であれば、国の税務署並びに地方税納付事務所のそれぞれに別途異動届の提出が必要で、それぞれ登記された旨の履歴事項全部証明書の発行を受け（手数料が必要）、それをあわせて添付が必要な場合もあります。法務局に登録された事項（届け出の異動も含む）を、電子的に各官庁間でリアルタイムに共有すれば、1か所への届け出で済みます。不要な時間とコストの効率化により、民間の経済の活性化に資すると思量します。 | 弊社は2019年1月に設立したスタートアップ企業ですが、この度、業容拡大の為第三者割出増資を実施しました。法務局への登記申請に始まり、登記完了後には、履歴事項全部証明書の発行を申請し、手数料を納付し、同証明書とあわせて別添えの異動届出書を各税務署及び地方税務所に提出するために、代表取締役自ら回っています。スタートアップは経営資源に限られることから、一連の重複する届け出を代表取締役自身で行っております。法務局の登記データベースを、諸官庁間で共有すれば、代表取締役自らの貴重な時間の費消や、証明書発行手数料等の不要なコストを削減できます。その分、営業活動に時間と資金を投入することができ、売上の増加や、利益の増加、そしてそれに伴う業容の拡大による納付法人税の増加や、雇用の拡大にも資すると考えられます。  | 夢アカデミー株式会社    | 法務省   |  | 対応  | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                |                    |



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                            | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体                | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |   |  | ワーキンググループにおける処理方針  |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------|---|---|---------------------|--------------|--|---|---|--|--|
|     |             |           |                                 |   |   |                     |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要  |  |
| 336 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 技能実習生の配置人数枠の法人決定についての御願い        | 私共の法人では人材不足の為、中国から計23名の技能実習生を受入れています。厚労省の技能実習生「介護」における固有要件の中に「受入れることができる技能実習生は事業所単位で介護等を主たる業務として行う」と規定されています。我々の法人内には三つの施設がありその内のA施設では極端な人材不足の為「事業所単位」の配分では、いつまでも介護人材の不足があり利用者の入所希望を満たせません。更にA施設ではユニット棟が二カ所あり、固定した事業所単位の配置では全て従来棟のB施設と実習生の交流体験も出来ません。この点をご配慮の上配置数を増やす事で、事業所単位の人数受入れを法人単位に変えて頂くべく切望致します。   | 我が社会福祉法人近江ふるさと会は、1984年に琵琶湖畔の彦根市内に湖南地方で最初の特別養護老人ホームとして発足致しました。1996年には「近江第二ふるさと園」を、2004年には身体障害者療養施設「ふるさと」を併設し、2010年には近江ふるさと園にユニット方式の施設を増設し、現在の総入所定員は460名となっております。提案事項にある如く実習生の受入れは各事業所の従業員人数に比例して事業所単位に配分されることとなっておりますが、これは法人の運営方針と異し格差が生じます。上記のA施設は琵琶湖畔にあり、地理的に少し不便なこともありますが規模は大きく入所定員も270名となっており、入所を促進し、くとも介護人材の不足のためにも要望に対応できぬ現状です。この内認知症専用棟は明められており他の棟も2棟が満床にすることが出来ませんが、介護人材の集中的な増員を法人数で配置可能となれば、各棟が稼働の状態となり地域社会の要望に応えることが可能となります。今年も間もなく第三期生が入居して来る予定ですが、現在の事業所単位の実習生の配置ではその実現が難しく、集中的に現状を突破することが不可能であり法人主体の配置人数に直ちに変更して頂くことを切望致します。  | 民間企業                | 法務省<br>厚生労働省 | 介護職種における技能実習生の受入れ人数枠は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定されています。  | 介護職種について外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年厚生労働大臣告示第320号)第3条 | 対応不可  | 技能実習制度の目的である適切な技能移転を図る観点から、対人サービスである介護職種の受入れ人数枠については、法人単位ではなく、実際に実習を行う事業所単位で設定する必要があります。   | いずれにせよ、介護分野の技能実習制度については、平成28年秋の技能実習法改正の附帯決議において、「追加3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。」とされており、この趣旨にもとづき、介護現場の実情を踏まえて、必要な検討を行っています。 |
| 337 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 法人に対する税金周りの諸手続き                 | (1)法人税申告書、消費税申告書、地方税申告書において、表紙部分に会社名や住所などの記述が必要。しかし法人番号を入れればそれらの情報は一律で判別するはず。代表者名を記述させるのはサイン替りなのでまだわかるが、住所などは不要である。申告書自体がA4縦の紙で記述することを前提としてフォーマットされているため、現状のように会社処理をデジタル化した状況においては、フォーマット自体が非効率の要因となる。これを横に申告書フォーマットをデジタル対応で一新させることで、紙出力を大幅に削減できると考えられる。<br>(2)法人に対しては、各都道府県・市区町村から、納税月になる申告書や納付書が届く。しかしこれらは自治体ごとに例えば封筒の大きさも違うし、回々ミミグも多少異なる。受け取る方がわかりにくい。また、納付書に関しては、自治体ごとに納付額が印字済みであったり空白であったりまちまちである。<br>(3)固定資産税、事業所税のWebサイトの統一<br>とりわけ中小企業においては自分たちでこの書類を見てわかる人材を抱えておらず、書類が来るたびに会計事務所に向かわねばならない。納付の仕組み自体は同じで、徴収元が異なるだけであるから、中央で管理しても良いと考える。<br>(4)固定資産税、事業所税は各地方で徴収することになっているが、税金を説明するWebサイトを各々で作っている。地方によって異なるものはないはずであるから統一すべき。情報の集約により各市区町村で行っていたWebサイト更新は不要になる。また、固定資産税のうちの償却資産税と事業所税は自己申告型であるがゆえに多大な徴収漏れが容易に予想されるのも問題。 | (1)法人税申告書、消費税申告書、地方税申告書において、表紙部分に会社名や住所などの記述が必要。しかし法人番号を入れればそれらの情報は一律で判別するはず。代表者名を記述させるのはサイン替りなのでまだわかるが、住所などは不要である。申告書自体がA4縦の紙で記述することを前提としてフォーマットされているため、現状のように会社処理をデジタル化した状況においては、フォーマット自体が非効率の要因となる。これを横に申告書フォーマットをデジタル対応で一新させることで、紙出力を大幅に削減できると考えられる。<br>(2)法人に対しては、各都道府県・市区町村から、納税月になる申告書や納付書が届く。しかしこれらは自治体ごとに例えば封筒の大きさも違うし、回々ミミグも多少異なる。受け取る方がわかりにくい。また、納付書に関しては、自治体ごとに納付額が印字済みであったり空白であったりまちまちである。<br>(3)固定資産税、事業所税においては自分たちでこの書類を見てわかる人材を抱えておらず、書類が来るたびに会計事務所に向かわねばならない。納付の仕組み自体は同じで、徴収元が異なるだけであるから、中央で管理しても良いと考える。<br>(4)固定資産税、事業所税は各地方で徴収することになっているが、税金を説明するWebサイトを各々で作っている。地方によって異なるものはないはずであるから統一すべき。情報の集約により各市区町村で行っていたWebサイト更新は不要になる。また、固定資産税のうちの償却資産税と事業所税は自己申告型であるがゆえに多大な徴収漏れが容易に予想されるのも問題。 | 会社・団体               | 総務省<br>財務省   | (1)法人住民税及び法人事業税の申告書への法人名及び所在地などの記載につきまして、地方税法施行規則において申告書への記載事項として定められています。<br>(2)現状、多くの地方団体で、行政サービスの一環として、各法人の確定申告や中間申告等の申告期限にあわせ、基本的な事項をプレプリントした紙の申告書を事前送付することにより、申告を容易としています。<br>(3)地方団体は、地方税法第2条の規定に基づき、地方税を賦課徴収できることになっており、地方税たる固定資産税や事業所税に関する制度等についても、各地方団体において説明責任を負うものであり、Webサイトによる説明も同様です。また、固定資産税(償却資産)や事業所税は納税義務者等からの申告に基づいて賦課徴収するものですが、同法第408条と同法第701条の36の規定に基づき、地方団体は納税義務者等に対して、賦課徴収に関する質問・調査を行うことができるとされています。総務省としては、今後とも、地方団体に対して、様々な会議や研修等の機会を捉え、納税義務者の信頼確保に努めるよう注意喚起や助言等を行っています。 | (1)地方税法施行規則第3条、第5条、第10条の2<br>(2)なし<br>(3)地方税法第2条、第408条、第701条の35   | (1)対応<br>(2)対応<br>(3)その他  | (1)法人税申告書、消費税申告書、法人住民税申告書及び法人事業税申告書には、その申告書等を提出した納税者を明確にするため、法人名、納税地、代表者名等を記載することとされています。(仮に、法人番号のみを記載することとした場合には、法人番号の記載誤りなどの発生により、その申告書を提出した納税者の特定が困難になるおそれがあります。一方、e-Tax(Web版)又はeL-TAXで申告を行う場合は、法人番号システムとの情報連携(Web-API)により、法人番号のみを入力することで、申告書の所定の箇所に法人名及び納税地の自動転記が可能となるため、法人名及び納税地の入力負担は不要となります。そのため、提案理由に記載の「金計処理をデジタル化した」場合、e-Tax(Web版)又はeL-TAXを利用することで、法人名及び納税地の入力負担を軽減するとともに、紙出力を大幅に削減できると考えられています。<br>(2)地方税については、eL-TAXにおいて主として法人向けの税目を対象に、電子申告及び電子納税が可能となっており、更なる利用率の向上に努めています。また、紙の申告書や納付書の法人への事前送付について、eL-TAXの利用率向上に伴い、地方団体・納税者双方の事務の効率化の観点から、大人やeL-TAX利用法人等への送付を見直しした地方団体もあるところから、こうした状況も踏まえ、各地方団体においては、電子申告・電子納税の一層の推進と併せて、地域の実情も踏まえつつ、事前送付事務の見直しなど、適切な対応を御検討いただくよう依頼しています。<br>(3)制度の現状欄に記載のとおりです。 |  |
| 338 | 令和2年12月4日   | 令和3年2月18日 | 成年後見制度への後見人実印及び印鑑証明を要求する時代感について | 成年後見支援制度とは生活保護受給者や旅行者、一定の親族が無い及び資産が無い場合、市町村長が費用負担し家庭裁判所へ成年後見人実印を行う制度です。審判及び後見人名簿より成年後見人が指名されます。被後見人の通帳管理、身上監護(人権擁護活動)等を行う訳ですが、銀行通帳(専ら保護費口座)の管理を届出先(一部銀行では不要)案件毎に成年後見人の実印押印及び印鑑証明交付を要求されます。被後見人名義の通帳(保護費等口座)を管理する際、地方自治体支援による後見活動(資産が無い)であっても後見人(審判)実印押印及び印鑑証明の提出を求められる銀行が多数あり、求めない銀行もありません。被後見人名義の通帳(保護費等口座)を管理する際、地方自治体支援による後見活動(資産が無い)であっても後見人(審判)実印押印及び印鑑証明費用(審判者負担又は立替)は、福祉支援の弊害であり是正改善をお願い致します。  | 成年後見支援制度とは生活保護受給者や旅行者、一定の親族が無い及び資産が無い場合、市町村長が費用負担し家庭裁判所へ成年後見人実印を行う制度です。審判及び後見人名簿より成年後見人が指名されます。被後見人の通帳管理、身上監護(人権擁護活動)等を行う訳ですが、銀行通帳(専ら保護費口座)の管理を届出先(一部銀行では不要)案件毎に成年後見人の実印押印及び印鑑証明交付を要求されます。被後見人名義の通帳(保護費等口座)を管理する際、地方自治体支援による後見活動(資産が無い)であっても後見人(審判)実印押印及び印鑑証明の提出を求められる銀行が多数あり、求めない銀行もありません。被後見人名義の通帳(保護費等口座)を管理する際、地方自治体支援による後見活動(資産が無い)であっても後見人(審判)実印押印及び印鑑証明費用(審判者負担又は立替)は、福祉支援の弊害であり是正改善をお願い致します。  | 奈良県社会福祉士会<br>奈良県金融庁 | 金融庁          | 金融機関において、成年後見人による被後見人の通帳管理等の際、どのように対応するかは、統一的に定めるものではなく、金融機関の経営判断に基づき、顧客管理の徹底や不正利用防止等の観点から、金融機関が事案に応じて主体的に判断しているものです。<br>地方、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点も踏まえつつ、金融機関において、高齢者等へのニーズに的確に対応した金融サービスの提供に向けた取組みが期待されます。  | 現行制度下で対応可能  | 左記のとおり、金融機関の経営判断に基づき、必要と認められる措置を講じているものであり、法令等に基づき行われている取扱いではございません。金融庁としては、業界団体を連じ、成年後見制度に係る銀行業務について、今後のご提案を含め、顧客の利便性向上に向けた取組みを促しています。 |  |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                          | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体            | 所管省庁                               | 所管省庁の検討結果   |              |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------------------|---|--|-----------------|------------------------------------|---|--------------|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                               |   |  |                 |                                    | 制度の現状   | 該当法令等        | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 339 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 各省庁都道府県市区町村における競争入札参加資格申請について | 継続し、申請書式を統一していただきたい。  | 現在、一部の県と市町村で統一書式が使用されているが、そのような例は非常に少ない。<br>毎年、営業事務の社員が膨大な時間を割いて、書式に必要事項を記載して郵送しており、書式が統一されれば、RPA、AI等を使って、ある程度の内容は入力ができるため、大幅な時間削減ができる。  | 株式会社<br>日本インシーク | 総務省                                | 番号127の回答をご参照ください  |              |       |  |                   |
| 340 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 戸籍や住民票の郵送取得時における支払方法について      | 現在、遠方の役所などで戸籍や住民票を取得するには、郵便小為替を使用する必要がある。デジタル化の観点や、近時の感染症感染拡大防止の観点から、クレジットカード払い、ページー払い、各種電子マネーでの支払いが可能にしたい。         | 土地や法人の登記簿は、ページーを利用すればネットバンキングでの支払が可能である。<br>戸籍や住民票等については、郵便小為替に限定する理由は存在しないばかりか、小為替の手数料はきわめて高額であり、ゆづり銀行に独自の利益を認める必要性も存在しない。<br>紙の小為替は、購入時、郵送時において、感染症のリスクがあるが、電子的な支払を可能にすれば、人と人、人と物の接触が最小限となる。<br>上記の理由は、弁護士等の業として戸籍や住民票等を頻繁に取得する必要がある者にとって、より一層重大である。   | 会社・団体           | 総務省<br>法務省                         | 戸籍謄抄本等の手数料の徴収については、市区町村ごとの条例で定めるとされいるため(地方自治法第231条の2第1項)、手数料の支払方法については、各市区町村の判断によることとされています。  | 地方自治法第231条の2 | その他   | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 341 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 会社設立登記や移転登記などの手続きについてのお願い     | * 会社設立や移転登記の事務を一括で入るポータルサイト(物理的窓口でも良い)の設立<br>* 当該事務にかかる関係機関(税務署、都道府県税事務所、市役所、町村役場、年金事務所、労働基準監督署、ハローワークなど)への情報提供の自動化 | 登記自体は法務局で手続き可能ですが、設立や移転では必ず税務署、都道府県税事務所、市役所・町村役場、年金事務所、労働基準監督署、ハローワークと一通り回って似たような書類を提出することになります。これは以下のような問題があります。<br>* 各機関に提出する書類に誤記があり、一致しない情報が登録される。<br>* 法人登記書類提出後、実際に登記されてからでないとほかの各機関に書類を提出できます。書類提出が遅くなり、忘れてしまったりする。<br>* 徴収に関する機関への提出ミスや未提出により徴収の不具合が発生する。<br>すでに各都道府県と市町村の努力でその範囲内での資料回覧が始まっており、一部関係機関への訪問が省略できるケースが出てきています。法律や省令を大きく変えることなく、手続きを減らし、それにかかるミスを減らすことができます。<br>近年はベンチャーやスタートアップで小規模企業を設立する方も増えました。そのような方たちは私も含め、書士業の方に代理を依頼せずに自分で行う人も多いです。そのような方たちがつまらない不備に巻き込まれないよう、また、日本のイノベーション促進の観点からも会社の登記、税金などにかかる事務手続きをポータルサイトで一括申請できるように簡素化することをお願いしたいと思います。 | 合同会社<br>もっけ技研   | 内閣官房<br>総務省<br>法務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 新規法人設立時には、ご指摘のとおり定款認証、設立登記のほか、国税、地方税、年金、労働保険、健康保険に係る必要な届出等をそれぞれ行うこととされています。<br>ご提案いただいた法人設立のオンライン化・ワンストップ化については、「法人設立手続きオンライン・ワンストップ化検討会」を平成29年9月から計8回開催し、法人設立のオンライン化・ワンストップ化に向けて関係省庁で連携し検討を進めてきたところです。<br>これらを踏まえ、2020年1月から「法人設立ワンストップサービス」を開始し、現在は設立登記後の各種届出について、マイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。<br><br><参考> 法人設立ワンストップサービス<br><a href="https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOsesTop/">https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOsesTop/</a> |              | 対応    | 設立登記後の手続きについては、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続きをオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナンバーから法人設立に関連する各手続きで共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになります。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |            |  |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------------------------|--|--|---------------------|-------|---|------------|--|---|--------------------|
|     |             |           |                                     |  |  |                     |       | 制度の現状   | 該当法令等      | 対応の分類  | 対応の概要   |                    |
| 343 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 移動販売車の営業許可統一                        | <p>【現状】<br/>・移動販売車(キッチンカー、フードトラック、ケータリングカー)で営業するためには、保健所の営業許可が必要である<br/>【現状の課題】<br/>・営業する都道府県が変わる度に、さらにいえば自治体ごとに営業許可を申請する必要がある<br/>※参考資料として下記サイトをご覧ください<br/><a href="http://kitchen-car.com/kumiai/s-column/05-06/">http://kitchen-car.com/kumiai/s-column/05-06/</a><br/>・自治体、保健所によって、許可基準が異なる<br/>【課題解決のための提案】<br/>・ひとつの営業許可を取得すれば、どの自治体でも出店できる仕組みをつくる(営業許可統一)<br/>・全保健所の基準を統一する(基準統一)</p> | <p>【経済的効果】<br/>・自治体の垣根を越えて営業できるようになれば、移動販売業界全体が活気づく<br/>・営業許可取得の際のコスト削減<br/>・キッチンカーを呼ぶことが、地域の活性につながる<br/>・消費の促進につながる<br/>【社会的効果】<br/>・有事(災害など)の際にも、避難所等へ食糧を提供できる(移動販売業者そのものが被災している場合、被害のない地域の業者が支援できるのが望ましい)<br/>※参考資料として下記サイトをご覧ください<br/><a href="http://kitchen-car.com/kumiai/s-column/03-9/">http://kitchen-car.com/kumiai/s-column/03-9/</a></p>  | 会社・団体               | 厚生労働省 | <p>・食品衛生法第51条(営業施設の基準)<br/>・食品衛生法第52条(営業の許可)</p> <p>・食品衛生法の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)以下「改正法」による改正後の食品衛生法第54条及び55条</p> | 対応         | <p>・「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」(平成29年11月6日付け厚生食監発1106第2号)により、都道府県等に対し、関係都道府県等との間で必要な調整がなされている場合の自動車営業の取扱いについて、周知している。</p> <p>・施設の基準については、改正法による改正後の食品衛生法第54条に基づき、都道府県等は国が定めた基準(省令)を参照し、条例で必要な基準を定めなければいけなくなった(令和3年6月1日施行)。自動車において調理をする営業(キッチンカー等)についても、国が施設の基準を示しており、このことから都道府県等間の基準の平準化が図られることとなる。</p> |   |                    |
| 344 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 測量法第55条の13の廃止                       | <p>「測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならない」との規定は、GISやドローン等を用いて測量する昨今の状況にあつては意味をなさない規定であり、廃止すべきである。替わりに、準業規模等に応じて、測量士の人数を規定すれば十分に事足りると考えられ、測量の実態にあつた規定に変更すべきである。</p>  | <p>この規定があるために、営業所の大小事業規模に関わらず、営業所ごとに最低1名の測量士を配置せざるをえず、非効率な営業を強いられている。特に、東京、大阪等の大都市圏においては、都府県をまたがって業務に従事することが非常に多く、営業所ごとに測量士を配置することに意味を失っている。</p> <p>第55条の13が廃止されれば、機動的な事業展開を図ることができ、測量法上の届け出事項も簡素になることは確実である。</p>  | 株式会社<br>日本イン<br>シーク | 国土交通省 | <p>○ 測量業登録においては、測量業者としての営業能力(測量業を営む能力)を担保することを目的に、営業所(測量の請負契約を締結する事務所)ごとに測量士を置くことを求めています。</p>                     | 測量法第55条の13 | 対応不可   | <p>○ 測量業登録においては、測量業者としての営業能力(測量業を営む能力)を担保することを目的に、営業所(測量の請負契約を締結する事務所)ごとに測量士を置くことを求めているところであり、GISやドローン等を用いて測量する昨今の状況にあつても必要な規定と認識しています。</p> <p>○ なお、多様な働き方が推進されている今後の現状に鑑み、測量業の測量士については、フレックスや時差出勤等の働き方を可能としています。</p> | ○                  |
| 345 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 国や地方自治体ごとに異なる手続(届出様式、提出方法等)を統一すべきもの | <p>国及び地方自治体における競争入札参加資格審査の申請手続について(北海道在住)</p>  | <p>標記の手続については、国や地方自治体の機関にそれぞれ提出しなければならず、非常に無駄であり、縦割行政における弊害であるといえる。それぞれの機関に提出する書類は、多少の記載項目や添付書類の違いがあつても審査する内容はほぼ同じであり、申請者側からすると、ほぼ同じ内容のものを膨大な数の機関に提出しなければならず、非常に手間と労力を強いられている。特に町村においては全く同じ様式、内容をそれぞれの機関に提出しなければならないという実態もある。また、機関によってはホームページ上で申請書を入手できる機関も増えてきたが、このITの時代に、いまだ申請書(紙)を購入し書面申請しなければならないという機関もかなり多くある。さらに郵送では受付不可で、わざわざ持参しなければならない機関もある。市町村については、申請書類は申請機関の数を購入しなければならず、申請者にとっては金銭面でも負担が大きい。このことについては、申請書の販売元が地方自治体の天下りOBが在籍する団体であり、申請用紙の売上金確保の目的であつて電子化しないのではないかと疑ってしまう。IT(デジタル)国家を目指す政府の意図するとどうも齟齬するものではないだろうか。</p> <p>一部、国の物品製造・販売・役務の提供等は全省庁統一で実施されていたり、国土交通省が、国の他の一部の参加機関とともにインターネット一元受付を行なっているようであるが、地方自治体も改めて全て一元化すべきである。具体的には審査の窓口を一つにして、申請者は、入札に参加したい機関(国の機関、都道府県、市町村)を選ぶだけという単純な方法で良いのではないだろうか。</p> | 民間企業                | 総務省   | 番号127の回答をご参照ください  |            |  |   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的内容  | 提案理由 | 提案主体  | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果                           |            |   |       | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|---|------|-------|---|-------------------------------------|------------|---|-------|-------------------|
|     |             |           |                            |   |      |       |   | 制度の現状                               | 該当法令等      | 対応の分類   | 対応の概要 |                   |
| 346 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 特別徴収地方税(住民税)通知書の全国統一と電子化希望 | 特別徴収地方税(住民税)の通知書のサイズ、紙質、ミシン目の位置、二穴・四穴等のフォーマットや送付タイプ(封筒のサイズや密着式のハガキ状など)がまちまちでファイリングが面倒です。なぜ統一されないのでしょうか。こういったものは宣伝とは関係ないので「目立つ」必要はないと思います。茨城県のとなどの市区町村では、何年か前から同じフォーマットの通知書を使用していますので、他の都道府県・市区町村も見習っていただきたい。都道府県別に印字の色を変えれば、市区町村コード順にファイリングしてもたいがいこの辺にファイルされているとわかります。通知書や法定調書用の給与報告書等の送付に郵便料金がかかることを懸念しているのであれば、企業には法人番号が設定されているのだから電子化も可能なのでは？ 初期費用はかかるでしょうが、その後何年か元が取れるはずですよ。検討をお願いします。  | 民間企業 | 総務省   | 「特別徴収地方税(住民税)の通知書」については、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を指しているものと報じました。同通知については、地方税法施行規則において統一の様式が定められており、基本的にはこの様式による通知がなされていますが、御指摘のように紙質や印字の色等については差異が生じているところです。なお、同通知は、平成28年度課税分から電子化が実現しており、特別徴収義務者において電子的に受け取ることが可能です。   | 地方税法、地方税法施行規則                       | 現行制度下で対応可能 | 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、すでに電子化が実現しており、電子的に受け取りいただければ、任意の紙面に印字等いただくことが可能です。  |       |                   |
| 347 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 会社の組織変更手続きの期間について          | 合同会社から株式会社への変更をするときに債権者がいなくとも官報1ヶ月掲載しなければならないところを無しにしてほしいです。  | 民間企業 | 法務省   | 合同会社が組織変更をするときは、債権者が一定の期間内に異議を述べることができ旨等について官報による公告や知れている債権者への個別の催告又は日刊新聞紙若しくは電子公告による公告をしなければならないこととされており、かつ、当該期間は1箇月を下ることができないとされています(会社法第779条、第781条第2項)。また、法人登記の申請は、官報の登記所に申請書及び添付書面を添付してする方法のほか、郵送やオンラインによる方法でも行うことができます。  | 会社法第779条、第781条第2項、商業登記規則第101条、第102条 | 対応不可       | 組織変更においては、会社に適用されるべき規律が大幅に変更されることとなるとともに、会社等の流出も伴う場合もあり(会社法第746条第7号等)、合併等の組織再編と同様に債権者に影響を与え得るものであることから、その手続において債権者に異議を述べざることを認めることとしているものであり、知れている債権者が存在するかどうかにかかわらず、債権者異議の手続をとることを求めることが適切であると考えられません。なお、法人登記のオンライン申請については、令和3年2月に、電子署名した者が印鑑提出者である場合に付す電子証明書等の要件を緩和するなどの内容を含む商業登記規則の改正を行う予定であり、本改正の施行後は、公的個人認証サービス電子証明書等を利用して申請を行うことができるようになる予定です。今後ともオンライン申請の利便性の向上に努めてまいります。  |       |                   |
| 348 | 令和2年12月4日   | 令和5年4月14日 | 訪問看護ステーションの常勤換算定員の緩和について。  | いわゆる団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年問題などがすぐ控えている。医療費が増えることが予想されるが、入院せず自宅内で内服し治療する在宅療養に移行することが考えられる。これから在宅療養が多くなる時代が到来する。しかし、訪問看護ステーションの設置基準に、常勤換算定員2.5人以上という基準がある。この「2.5人の根拠」が曖昧で明確な回答がないまま現在に至っている。地域によっては看護師が不足する地域(地方・過疎地)で常勤換算定員が維持できないらしい。また、地方では病院や診療所の閉鎖も続いている。地域の在宅療養を担う訪問看護ステーションが増えない高いハードルとなっている。看護師は、比較的都市圏は総合病院も多く、看護師が多い。しかし、地方過疎地では、地域に病院も無いところがあり必然的に病院が無ければ看護師の働く場所が無いので看護師は「居ない」となる。それでも、医療の提供、看護援助の提供は必要である。地方では、「2.5人以上」を集めるのは困難な場合がある。産婆さん(助産師)は1人で開業できるのに、看護師は1人で開業できない矛盾を感じる。地域に必要な医療の提供や看護の提供は看護師1人から始めることができれば、徐々に利用する患者様も増えて、看護師も増えればよいと考える。利用する患者様が0人の状態では2.5人を揃えて、仕事が無い・収入が無い状態で人員費を払い続けるリスクが大きい。現在、全国一律基準で「常勤換算定員2.5人以上」を設定しているが、北海道など地方過疎地は「1.0人以上」から開始・維持できるよう緩和された。 | 民間企業 | 厚生労働省 | 訪問看護の配置基準の員数については、介護保険が公的な制度であるため、基準省令における配置基準のうち、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、全ての事業所が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で従うべき最低限の基準として定めています。一方で、現行制度においても、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを提供できるよう、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても、特例居宅介護サービス費として訪問看護サービスを提供できるとしており、中山間地域等においては常勤換算2.5人の人員基準と緩和することは、既に可能です。また、訪問看護においてはサテライト事業所の設置が可能ですが、サテライト事業所においては、中山間地域を含め全ての地域で、例えば、本拠事業所に常勤換算1.5名を配置すれば、常勤換算1名の配置でも訪問看護を提供することが可能であり、人員面に配慮した措置を講じています。 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準       | 検討に着手      | 特例居宅介護サービス費については、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、令和3年度介護報酬改定において、中山間地域等の指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)について、市区町村による当該制度の活用に資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行い、特例居宅介護サービス費の活用の柔軟化等の措置を図ったところです。併せて、当該措置の効果等も踏まえ、訪問看護の配置基準の員数に係る「従うべき基準」の見直しについて令和4年度に社会保障審議会において議論し、人員の基準見直しについては慎重に考える必要があるという意見を踏まえ、全国一律の基準である人員基準については、引き続き「従うべき基準」とすることとしています。 |       |                   |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項   | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果   |  |                    |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|--|---|---|---------------|-----------------------|---|--|--------------------|---|-------------------|
|     |             |           |  |   |   |               |                       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類              | 対応の概要   |                   |
| 349 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 化審法の新規化学物質制度と労働安全衛生法の名称公表化学物質制度の試験データについてご提案 | 御世話になっております。<br>日本の化学物質管理運用制度について日頃から対応をしているのですが、日本の経済産業省管轄の化審法における新規化学物質試験費用と厚生労働省管轄の労働安全衛生法における毒性データが別々に運用されていて企業に義務化されており中小企業として費用面からかなりの負担を強いられ製造・販売に支障をきたして困っております。<br>他国ではREACH制度によるデータの一本化が進められており化学物質の試験データは毒性情報など文献から情報が得られれば良いような負担軽減をし、経済的に運用しやすくなる国もあります。日本でも日本REACH規則としてこれらの化学物質管理制度の一本化を望みます。 | 現在の日本の化学メーカーには多くの国内外の規制に縛られながら開発・製造・販売をすることが求められています。<br>その上で日本の中小企業が新規化学物質を開発する上で日本の化審法上の制度ではトンネルを審査特別制度として書面のみで製造・輸入可能になりますがトンネルを超過すると安くても数百万円、高くなると1千万円と高額になり事業の採算が取れず事業活動に支障をきたしているのが現状です。<br>また、それにプラスして労働安全衛生法でも別にAmes試験という毒性データを外部機関に対面を支払うことで取得しなければならず、登録だけではないコストがかかります。<br>そこで提案させて頂きたいのは現在、化審法と労働安全衛生法を別々の管轄で行われている法体系を日本REACH規則として一本化する事でコスト面を削減できると考えております。<br>今後化学物質管理については世界各面で厳しい規制が出てくるのが予想されますので日本政府としては化学物質管理など一括管理できる省庁を設けることで今後の世界の潮流に乗ることが出来るのではと考えます。<br>また、使用原材料が化審法登録や他国の既存化学物質として知見があれば、その原材料を使用して開発・製造するポリマーや新規化学物質については試験不要とすることで日本経済上で土台となっている化学業界の開発スピードが一気に加速し、諸外国に負けない大きな社会的成果をもたらすことが出来ると考えます。<br>ご検討のほど何卒宜しくお願い致します。 | 民間企業          | 厚生労働省<br>経済産業省<br>環境省 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)は人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的として、新規化学物質の製造輸入時に、①分解性・蓄積性試験(人健康影響試験(Ames試験、28日反復毒性)②生態影響試験(ミシコ、黨類、魚類)のデータ提出を求めており、労働安全衛生法(安衛法)は職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、新規化学物質の製造輸入時にAmes試験のデータ提出を求めています。規制目的が異なることから、届出が必要な試験データの種類の必ずしも一致していませんが、化審法と安衛法で提出データが重なっているAmes試験については、化審法の新規化学物質の届出において、安衛法で提出したものと同じ様式の提出を受け入れています。安衛法においても同様です。<br>化審法では新たに開発されたポリマーの試験免除も導入しています。具体的には、ポリマーの組成が1%異なる場合や、2%異なるもののその2%が既存化学物質である場合は、同一物質として扱っています。また、異なる組成が10%未満のポリマーについても懸念される構造を含まない等の条件を満たす場合は、同一物質として扱い、新規化学物質の届出(試験データの提出)は不要としています。<br>なお、化審法は、新規化学物質に関して事業者から届出されたデータを踏まえて国が安全性を判断することとなっているため、最小限のデータセットではあるものの信頼のおける試験データを求めています。一方REACHは、新規化学物質・既存化学物質の区別なく全ての化学物質を対象に、製造輸入する事業者に登録義務づけられており、登録者に安全性の評価等について責任を負っています。登録者の責任においてどの試験データを採用するか判断が行われていることから文献からの情報も否定してはいませんが、必要とされる試験項目も製造輸入量に応じて変わることから、化審法よりも多くの項目を求められる場合もあると認識しています。 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第3条<br>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項              | 現行制度下で対応可能、一部検討を予定 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)と労働安全衛生法(安衛法)は規制目的が異なるため、届出が必要な試験データの種類の必ずしも一致していませんが、重複する試験データやポリマーについては既に届出の簡略化を行っています。<br>具体的には、化審法に係る新規化学物質について届出で求めている試験データのうち、安衛法の届出と共通しているAmes試験については、安衛法で規定する様式による届出が可となっています。また、安衛法についても同様の運用となっています。<br>また、化審法では、新たに開発されたポリマーの試験免除も導入しています。<br>化審法と安衛法の運用については、例えばいずれかで提出された試験データを統一的なデータベースで共有化する等、新規化学物質に係る事業者の負担の更なる軽減の方策を令和2年度中に検討開始したいと考えています。 |                   |
| 350 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 薬局における薬局製剤の販売方法の見直し                          | 薬局製剤販売の販売方法について、現状対面販売のみになっています。これを、オンラインによる問診後、薬を郵送できる形を可能にしたい。  | 現在、薬局製剤は対面販売が原則となっており、オンライン診療などがオンライン化されていく中、取り残されています。セルフメディケーションにおける薬局製剤販売の重要性はこれから出てくると予想されます。国民の利便性の観点からも、薬局製剤販売のオンライン化を進めていくことにより、軽度医療時における薬局利用の向上、そして医療費の削減につながるかと考えます。   | 株式会社<br>パナドーム | 厚生労働省                 | 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬を除く)は、対面による販売方法以外に、特定販売(ネット販売)が認められています。  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の4<br>4. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第74条の4 | 事実確認               | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |
| 351 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 県民等が行う許認可や補助金などの申請等の電子化                      | 地方自治体において電子申請の推進の最大の障壁となっている。現在、省庁別に対応が異なっている。本人認証の方法を可能な限りID・パスワード方式にするなどとも、原本書類や添付書類の必要性の見直しなど、申請者の負担軽減を図っていただきたい。  | 省庁別にマイナンバーしか認めない省庁とID・パスワード方式でもできる限り認める省庁がある本人認証の方法、原本書類の提出や多くの添付書類の軽減等をし、電子申請をできるだけ簡易な方法で実施できるようにすることにより、県民等が24時間365日いつでもどこでも申請でき、し、手続ワークでの申請が可能となったりするなど、行政手続きの負担軽減や利便性の向上を図ることができる。  | 茨城県           | 内閣官房<br>内閣府<br>経済産業省  | 制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対し、紙の書面の作成・提出等を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。   | なし   | 対応                 | 行政手続における書面規制の見直しについて、規制改革実施計画を踏まえ、取組を進めております。各省に対しては、オンライン化に当たっては、単に従来のやり方をデジタルに置き換えるだけではなく、添付資料の省略をはじめとする業務改革(BPR)や制度の見直しを行った上で取り組む必要があるとの考えを周知しております。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                     | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体             | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果  |   |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------------|---|--|------------------|------|--|---|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                          |   |  |                  |      | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 352 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 県民等が行う許認可や補助金などの申請等の押印廃止 | 地方自治体において押印廃止の最大の障壁となっている。法令等で押印を規定している手続きにおいて、文書の真正性の担保や本人確認の必要性の観点から鑑みて押印が不要なものについては、法令等の改正などにより押印を廃止していただきたい。  | 国の省令、要綱等において、紙媒体による申請等を前提として押印を求められるものが多く、その中には、真に必要なもの以外は、押印を廃止して申請手続きの簡略化することにより、テレワークの推進などの申請者の負担軽減を図ることができる。                           | 茨城県              | 内閣府  | 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。 | なし  | 対応    | 内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の98%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。なお、法改正が必要なものについては、一括法を含めて必要な法律案を次期通常国会に提出することとされています(「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)より)。  |                   |
| 353 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 地方自治体における立会人型電子契約サービスの利用 | 地方自治体が行う電子契約において、クラウドを活用した立会人型電子契約サービスの利用が認められるよう、法令改正又は対応可とする解釈を明確にいただきたい。                                       | 民間企業の契約において浸透しつつあるクラウドを活用した立会人型電子契約サービスを利用可能とすることで、契約相手方の利便性を図るとともに、システム構築に係る経費削減が可能となる。また、民間で運用されている汎用性の高いサービスを利用することで、電子契約の利用を推進できると考える。 | 茨城県              | 総務省  | 地方公共団体の契約については、地方自治法第234条第5項の規定により、当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方ともとなり、電子署名をしなければ当該契約は、確定しない旨の定めがあり、電子契約をすることができます。また、具体的に電子契約に必要な電子署名等については、地方自治法施行規則第12条の4の2に規定されています。 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項<br>地方自治法規則(昭和22年内務令第29号)第12条の4の2 | 検討に着手 | 総務省においては、地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な法令改正等を令和2年度中に速やかに行うこととしています。  |                   |
| 354 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 法人の印鑑証明の電子認証無料化          | 法人を営業していますが、法人の印鑑証明をPCで請求する際、電子認証必要ですが、3ヶ月で2000円程度かかります。合わせて発行手数料もかかるため、何度も利用する法人以外はコストメリットがありませんので無料化していただきたいです。 | 特に地方の法務局の多くは場合利便性の悪い場所にあり、印鑑証明の取得に行くだけで時間がかかります。また、法務局の印鑑証明取得はいつも混雑しています。併、利便性の悪い場所に、わざわざ訪問し混雑の原因にもなっているためこの解消につながり、合わせて電子認証の促進にもなります。     | Garden Grove株式会社 | 法務省  | 商業登記電子証明書の手数料は、物価の状況、電子証明書の発行等に要する実費その他一切の事情を考慮して、定めることとしています。   | 商業登記法第12条の2第4項、第13条第1項<br>登記手数料令第11条                        | その他   | 商業登記電子証明書の手数料の見直しについては、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、「一定期間無償化の意旨も含めた手数料の見直し」を検討することとされ、現在その見直し作業を行っているところです。また、法人の印鑑証明書をオンラインにより請求する際に送信する電子証明書については、令和3年2月の商業登記規則の改正によって、電子署名した者が印鑑提出者である場合に商業登記電子証明書に限定している規定を削除する予定です。これにより、公的個人認証サービスの電子証明書を利用して、法人の印鑑証明書のオンライン請求ができるようになる予定です。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項  | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体        | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |   |       | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---|---|---|-------------|--------------|--|---|---|-------|-------------------|
|     |             |           |   |   |   |             |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類   | 対応の概要 |                   |
| 355 | 令和2年12月4日   | 令和4年5月13日 | 勤務証明書の簡素化のお願い                               | 今の時期毎年、保育園入居のため市役所に提出する勤務証明書の記載と捺印の依頼が従業員からあります。記載項目が年々増え、記載間違いがあると代表者の訂正印がないなど市役所から問い合わせがあり、やり直し作業や提出納期に遅れが発生するなど、企業担当に負担と本来やりたい業務時間に大きく影響が出ています。部下から悩みや相談がある内容になってます。行政が行う改善はお客さんである国民や企業の負担を軽減することを考えることが大切なことだと思いますので迅速な改善をお願いします。  | 勤務証明書は本人のみの記載で証明できる書類として添付書類に源泉徴収票又は住民税通知書を添付する。<br>企業側の低減予想時間<br>1件あたり効果15分/件<br>1、記載と捺印時間10分/件<br>2、本人に返却時間5分/件<br>提出のある従業員人数(仮)<br>500名*15分=125h<br>約1ヶ月分の一人あたり労働時間の効果<br>全国の企業数で算出すると大きな効果が出ますし、企業側から改善に対する行動に感謝したいと思います。   | 民間企業        | 内閣府<br>厚生労働省 | 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第14条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めています。就労理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条。子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条。検討し善手   | 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。令和元年8月に公表した大都市向け標準の様式より一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を図るとともに、引き続き「ひびくサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。押印については、規制改革実行計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市町村に対し通知等を発出しているところです。引き続き市町村に対応を促してまいります。 |   |       |                   |
| 356 | 令和2年12月4日   | 令和3年3月9日  | 指定団体外からの生乳を購入した乳業者が指定団体との取引において不利にならないようにする | 指定団体外からの生乳を購入すること、生乳販運からの供給は完全に分離する(指定団体は、乳業者が指定団体外から生乳を購入したことを理由に、生乳供給条件を一方的に変更してはならない)ことを国が省令等により明確に指示することを提案します。   | この提案の理由は、第一に学校給食の安定供給のため。次に、2018年度に施行された酪農新制度(畜安法改正)で酪農家が販売先を自由に選択できるようになったが、その販売先である乳業者が、既存の指定団体からの冷通をおそれ取引の成立を阻んでいる現状がある(実際に取引を打ち切られた事例がある)ため、法改正の実効性を確保するために、指定団体外からの生乳購入した乳業者が、指定団体との取引において不利にならないようにする必要があるためです。学校給食の原料乳は、地産地消の条例等により地元の原料乳を使用することが求められているが、原料乳は既存指定団体の配乳によって定められている。<br>一方生乳の制度は2018年度から流通自由化されており、酪農家は指定団体以外への販売ができるようになっている。<br>これを導入すると、地元の生乳販運から配乳減らされるなどの不利益を被ることが実際にあり、自由な生乳の取引の成立を阻んでいる。特に、学校給食の供給乳業者である場合、条例により地元産の生乳使用が必要で、地元生乳販運への原料乳を打ち切られると、この乳業者は学校給食の供給を継続できない。<br>これは学校給食の供給においては、供給事業者の不当な排除につながる、学校給食の安定供給を脅かすものです。<br>乳業者が、生乳販運からの供給で不利益を被ることなく、自由な生乳取引の生乳を購入できるようにすべきです。<br>社会的効果として、酪農家の所得向上(法改正目的の浸透効果)、学校給食の適正な乳業者による安定供給です。  | 株式会社<br>MMJ | 農林水産省        | 平成29年に改正した畜産経営安定法において、<br>①加工原料乳生産者補給金を受けられる酪農家の出荷先の選択権を指定生乳生産者以外にも拡大するとともに、<br>②付加価値を高めた牛乳製品の製造開発、販売などの酪農家の創意工夫が生かせる環境を整備したところです。<br>この法改正により、新たな加工原料乳生産者補給金制度(平成30年4月に施行)では、補給金を受けられる事業者が拡大(10事業者→92事業者)するとともに、酪農家自ら生産した生乳をブランド化加工・販売することで販路を広げると、前向きな取組が進んでいると認識しています。<br>なお、乳業者と指定団体との生乳取引については、他産業と同様、公正かつ自由な競争を促進するため、独占禁止法第19条の規定により、同法第2条第9項で定める不正取引方法(排他条件付取引、優越的地位の濫用等)を用いることが禁止されています。<br>また、学校給食用牛乳の供給にあたっての運用を定めた学校給食用牛乳対策要綱(昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号)文部事務次官、農林事務次官依命通知)及び学校給食用牛乳対策要綱(平成15年9月30日付け15生畜2865号農林水産省生産局長通知)においては、供給事業者の決定にあたり、原則として競争原則に基づいた方法を用いることとしております。なお、供給事業者の決定に際し、供給価格が同一となった供給事業者が複数存在した場合には、自県の酪農振興や地産地消といった観点から、地元産の生乳を使用している事業者を優先して選定する等の方針を定めている県があることは周知をしております。 | 畜産経営安定法第19条、独占禁止法第19条<br>現行制度下で対応可能<br>一部事業承認   | 指定団体外からの生乳を購入した乳業者が指定団体との取引において不利な立場におかれることがあれば、独占禁止法違反に該当する可能性があると考えられることから、まずは最寄りの公正取引委員会事務所の窓口にご相談ください。<br>また、学校給食用牛乳の供給事業者の要件について、自県産生乳に限る等排他的な運用がなされている事例があれば当省に御相談ください。 |       |                   |
| 357 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 公園遊具の安全基準について                               | 現在の公園遊具の安全については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)によるものであり、一般社団法人日本公園施設業協会が会員企業向けに作成した「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)によるものであり、一般社団法人日本公園施設業協会が会員企業向けに作成した「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)は参考資料として扱われています。しかし、実際には同協会の基準が絶対視され、経自治体が公園遊具を導入する際の現実的な条件となっており、同協会の会員以外の参入が難しい現状がある。 | 【現状】<br>現在、公園遊具は、ほぼ「日本公園施設業協会」の会員企業しか導入できない状況であり、制度がその独占を許している状態である。<br>【提案】<br>「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」の遊具安全に関する「根拠」を日本のものだけでなく、ヨーロッパやアメリカの基準も調査し認める<br>【主旨詳細】<br>A、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」による指針(以下「指針」)は、一般社団法人日本公園施設業協会が会員企業向けに作成した「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)によるものであり、一般社団法人日本公園施設業協会が会員企業向けに作成した「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)は参考資料として扱われています。しかし、実際には同協会の基準が絶対視され、経自治体が公園遊具を導入する際の現実的な条件となっており、同協会の会員以外の参入が難しい現状がある。<br>B、現行の指針(以下「指針」)は、参考資料として扱われています。しかし、実際には同協会の基準が絶対視され、経自治体が公園遊具を導入する際の現実的な条件となっており、同協会の会員以外の参入が難しい現状がある。<br>C、より安全で魅力的な公園の実現<br>D、世界標準の公園の実現<br>E、障害の有無にかかわらず利用できるインクルーシブな公園の実現<br>【参考】<br>欧州遊具基準では「基準作成:欧州標準化委員会」と「遊具製作:各メーカー」と「認定/点検:RPELTVなどの認証機関」と、三権分立が確立している。しかし、日本では「基準作成:JFFA」と「遊具製作:JFFA会員企業」と「認定/点検:JFFA認定点検士」であり、会員企業が「新たな遊具を販売するために」基準を操作できる状態である。 | 民間企業        | 国土交通省        | 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」は、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものです。同指針の作成・改訂にあたっては、ヨーロッパやアメリカの指針・規格や、国内の有識者及び関係者団体、地方自治体の知見等を参考にし、同指針において「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)は、参考資料として扱われています。同指針は、都市公園法第31条に規定されている、国による都市公園の行政及び施設に関する助言の一つとして作成したものであり、また、同指針において、地方自治体が公園遊具を導入する際に「遊具の安全に関する指針(改訂第2版)」(以下「指針」)を満たすことは規定されていません。このことから、同指針にある考えを踏まえ、公園管理者である地方自治体の判断により、ヨーロッパやアメリカの指針・規格に準拠した遊具を導入することも可能です。  | 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)<br>【技術的助言】都市公園法第31条<br>事業実証  | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |       |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                         | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体             | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                 |            |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|------------|------------------------------|--|--|------------------|-------|--|-----------------|------------|---|-------------------|
|     |             |            |                              |  |  |                  |       | 制度の現状  | 該当法令等           | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 358 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日  | 企業に対する保険の被保険者資格及び報酬等の調査について  | 企業に対して、『厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査について』という書類が送られてきて、職員の賃金台帳やタイムカード等の記録物2年間分を紙媒体で提出しない場合は、年金事務所での対面調査を求められる。これを「紙媒体」での提出ではなく、「データ」での提出を可能としてほしい。このご時世、来庁調査は控えるべきと考える。             | 国及び民間において、ペーパーレス化が推進されているのは周知のことと思います。その潮流に合わせ、給付関連事項や出退勤のペーパーレス、システム導入も多くの企業で取り組んでいると思われま。弊社でも、給与・出退勤は完全データ化しており、紙運用は廃止しております。提案内容にも記載の通り、『厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査』において、データ化されたものをわざわざ提出のために2分間も印刷し、企業側の負担を郵送させるのはいかぬものかと考えます。(書類とともに同封されていた返信用封筒は、小さすぎて全書類を入れられません。)受け取った側の年金事務所での処理も紙媒体で行うよりも、データ処理によって精査した方が、正確かつ効率的ではないでしょうか。  | 株式会社ロイヤルポルテ      | 厚生労働省 | 「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」につきまして、これまで郵送による調査を行っていましたが、現時点では行っていません。  | 厚生年金保険法第100条第1項 | 検討を予定      | 「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」において、これまで賃金台帳や出勤簿等を紙媒体で提出していただきましたが、現時点では行っていません。今後は電子データで提出いただくことを検討してまいります。 |                   |
| 359 | 令和2年12月4日   | 令和4年12月14日 | 新型コロナウイルス地域外来検査センターの医療法規制の緩和 | 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザ流行に向けて国が進める検査体制の充実のために既存の医療機関に検査センター機能を提供できるようにしてほしい。兵庫県からは、検体採取が医療法での業務委託に当たり、新たな医療機関を開業する必要があると説明されました。既存の医療機関で検体採取の業務委託を受けることができるように規制緩和をお願いします。          | 兵庫県丹波医療圏は、丹波市と丹波篠山市の2市で人口10万、インフルエンザ流行に備え地域の医療機関から行政検査の検体採取と検査を依頼で受ける検査センターを既存の医療機関内に体制整備を兵庫県に提案しましたが医療法上の業務委託にあたり、そのための医療機関を開業して行うことが必要と説明されました。既存の医療機関が他の医療機関から検体採取という医療行為の委託を受けることはできないとのことでした。しかし、丹波医療圏は医師会の規模も小さく(医師不足という面から新たな医療機関を設置して検査センターを立ち上げることは非現実的で、現実的な選択とは考えられません)、既存の医療機関に人員体制を整備して、検体採取と検査の委託を受けるようにできれば、地域の医療機関の多くが、発熱患者の診療と検査を受ける診療・検査医療機関となることができ、地域の住民の安心、安全を実現することができます。  | 兵庫医科大学さきやま医療センター | 厚生労働省 | 検体採取のうち、医行為に当たらないものについては、委託先の医療機関において行うことも可能です。また、委託という形ではなく、地域の医療機関からの紹介を受けた医療機関において検体採取を含めた検査を行うという形であれば、既存の医療機関で集中的に検査を実施することは可能です。<br>なお、医療機関における医行為については、当該医療機関の管理者の監督の下で行われる必要があり、他の医療機関に委託することは認められないことから、検体採取のうち、医行為に該当するものについては委託は認められません。  | 医療法第15条         | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  | ○                 |
| 360 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日  | 障害福祉サービスの事業所指定について           | 函館市においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスを行う場合、同法律の第5条関係(指定障害福祉サービス)と第17条関係の(障害福祉サービス事業)とそれぞれ指定申請や変更が生じたときは変更届を同じ内容で違う書式のそれぞれ第5条関係、第17条関係を作成し提出必要がある。                   | 指定障害福祉サービス事業と障害福祉サービス事業を分ける必要があるか理解できない。事業所も行政も書式の違う同じ内容の書類を作成して、同じ添付書類を付けることによる時間や労力の無駄、保管場所の無駄を削減できると思います。さらに整理しないと思います。法律上分ける必要があるならば、枚で両法律の条件の内容が済むようにでき欲しい。   | 株式会社ネクストベース      | 厚生労働省 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第29条において、介護給付費及び訓練等給付費の対象となるサービスの提供者として、都道府県知事等が指定する障害福祉サービス事業者(指定障害福祉サービス事業者)を指定しており、同法第30条において、当該指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害福祉サービス事業者を行う者の申請により各都道府県等が指定を行うこととしています。<br>社会福祉法第2条において、第2種社会福祉事業に障害福祉サービス事業が規定されており、障害者総合支援法第79条において、国及び都道府県以外の者は、第2種社会福祉事業の開始等に当たり、都道府県知事に届け出なければならないとしています。 |                 | 対応不可       | ご提案にあります第17条が何を意味しているか不明なため、具体的に回答することは困難ですが、都道府県等に提出される申請及び届出の様式は、各都道府県等で定められているため、自治体に御相談いただくことが必要です。   | △                 |
| 361 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日  | 常駐・専任配置原則の撤廃関係               | 労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所で実施しなければならない規制の撤廃(又は現行法令でもリモートで当該業務が実施可能とする解釈の明確化)<br>労働者派遣事業においては、派遣労働者に対する派遣労働者と派遣先とのマッチング(就業条件の明示)等の業務について、派遣元事業所において行わなければならないことと派遣事業者は一般的に解釈している。 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)には、派遣元事業所においてこれを行うべきとの明確な定めはないが、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(令和2年6月 厚生労働省職業安定局)において、「労働者派遣法に基づいて届出を行うべき「派遣元事業所」は、就業条件の明示等の事務の処理機能を有している事業所である(p.103)」こととの関係で、就業条件の明示等の業務は届出を行った「派遣元事業所」で行う必要があると解釈されている。<br>なお、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」には、「労働者派遣事業の内容となる業務処理を行っている場所又は施設が「事業所」に該当しないと認められる場合も想定しつつ、「そのようなことは通常考えられない」との記述も存在している。この前提部分からすれば、リモートで就業条件の明示等の業務を行うことも想定していると考えられなくもないが、後段ではそれを否定している形になっている。<br>このため、派遣事業者において当該業務に従事する職員は、リモートで当該業務を処理できず、コロナ禍にあっても恒常的に出勤が強いられている状態。<br>以上のことから、法令改正によりマッチング(就業条件の明示)等の業務がリモートでも実施可能である旨を明確にする。又は現行法令でもリモートで当該業務が可能である解釈を明確化し、それと矛盾する各種記述を見直さなければならない。 | 一般社団法人新経済連盟      | 厚生労働省 | 番号1164の回答をご参照ください  |                 |            |   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                       |  |       | ワーキンググループにおける処方方針  |  |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|--|--|---------------|-------|---|---------------------------------------|--|-------|--|--|
|     |             |           |                            |  |  |               |       | 制度の現状   | 該当法令等                                 | 対応の分類  | 対応の概要 |  |  |
| 362 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 離島診療所でのオンライン診療における薬の提供について | <p>薬の提供が可能である離島の診療所において、オンライン診療を実施するにあたり、診療所の医師が本土の病院よりオンライン診療を実施しているため、患者に診療所内の薬を提供できない事実が発生しています。オンライン診療において、診療所の薬を患者に提供できるよう規制改革をお願いしたい。</p>                                  | <p>本市の離島にある保戸島診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、保戸島に在住する看護師を含めた全6名の体制で診療を行っています。本年10月に津久見中央病院から保戸島診療所においてオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、運用を開始しました。しかしながら、薬の提供が可能である保戸島診療所内において、オンライン診療を実施するにあたり、保戸島診療所の医師が本土の津久見中央病院の一室よりオンライン診療を実施しているため、保戸島診療所内に医師が不在となり、診療所内に置いている薬を患者に提供できない事実が発生しています。オンライン診療後、診療所内に置いている薬を患者に提供できるよう規制改革をお願いしたい。</p> <p>規制改革においてオンライン診療後に薬の提供が可能となれば、本土からの薬の配達を要しなくなり、配達における航路の運休リスクを回避することが可能となり、診療所内の薬を即時に渡せるため、島民の医療の確保を図ることが出来ると考えています。</p> | 津久見市          | 厚生労働省 | 薬剤師法第19条に定められている通り、医師若しくは歯科医師は、患者または現にその看護にあたっている者が特にその医師又は歯科医師からの薬剤の交付を受けることを希望する旨申し出た場合、もしくは医師法第22条各号の場合又は歯科医師法第21条各号の場合において、自己の処方せんによる場合は自ら調剤することができます。一方で上記以外の場合は薬剤師でない者は、販売または授与の目的での調剤は出来ません。 | 薬剤師法第19条                              | 薬剤師法第22条                                       | 対応不可  | 薬剤師法第19条の規定により、薬剤師以外の者が調剤を行うことができるのは、制度の現状に記載しました要件の下、医師等が自己の処方箋により自ら調剤する場合に限られます。また、薬剤師法第22条の規定により、薬剤師が診療所の調剤所において調剤を行う場合、その診療所で診療に従事する医師の処方せんによって調剤しなければなりません。   |  |
| 363 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 法人の印鑑証明書の取得                | <p>現在、東京都中央区在住の法人は東京法務局に行き、印鑑カードによる自動機で印鑑証明書の取得手続きを行います。法人の商業登記簿原本は郵送受付も可能となっていますが、印鑑証明書はなっておりません。是非、商業登記簿原本と同じように印鑑カード番号もしくは法人番号によるID/PWでPayシー支払い手続きによる郵送取得もできるようにしてください。</p>   | わざわざ東京法務局に行き、大変混んでいる窓口で取得まで待っている事は苦痛だからです。   | ニューズプランニング(株) | 法務省   | 会社の代表者等の印鑑証明書は、窓口で交付を請求していただくほか、郵便やオンラインでも交付の請求をすることができます。  |                                       |  | 事実確認  | 会社の代表者等の印鑑証明書の交付は、申請書、手数料分の収入印紙、印鑑カード及び郵便切手を貼付した速信用の封筒を郵便で登記所に送付することも請求することができます。登記・供託オンライン申請システムを利用すれば、オンラインでも交付の請求をすることができますが、令和3年2月から、この際用いることができる電子証明書として、公的個人認証サービスの電子証明書が追加される予定です。  |  |
| 364 | 令和2年12月4日   | 令和5年4月14日 | 電子証明書の更新手続きについて            | <p>個人番号カードに付帯している電子証明書の更新は5年に一度必要とされている。現在、手紙の方法は所属する自治体の役所に出向いて、必要な用紙に、氏名、住所、生年月日等を記入し、押印したものを「地方公共団体情報システム機構」宛に個人番号カードとともに提出しなければならない。この手続きを、印鑑なしで、できれば、オンラインでできるようにしてほしい。</p> | <p>そもそも、電子証明とは印鑑に代わるものではありません。すなわち、従来は印鑑と紙が必要であった手続きを、暗号技術を用いてネットを介して本人証明を可能としたものです。その更新手続きに、紙と印鑑が必要であるとは、本来転倒ではないでしょうか。しかも、手続きには、役所に向き、番号札を取り、長い間待たされま。また、個人番号カードの有効期限が10年であるのに対して、これに付帯している電子証明書の期限は5年となっているのも、不可解です。1日に何回もオンラインで電子証明を使って仕事をしている事業者にとっては、役所までの往復と待ち時間は、その間仕事ができず、経済的なロスになっています。これが、ネット上で手続きが完了できるようになれば、社会的なコストが減少します。また、5年に一度、更新後に、ネット上の取引先や役所(特許庁など)に對しても変更手続きが必要となります。これを10年に一度にすれば、これによって生ずる社会的ロスが半減します。</p>                                     | 橋本商標特許事務所     | 総務省   | マイナンバーカードの更新は発行から10回目の誕生日まで、電子証明書の有効期間は、発行から5回目の誕生日までとなり、更新の頻度が異なります。電子証明書の発行/更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事務となっております。   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条 | 対応済み  | マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化するれば、計算処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。電子証明書の更新時ににおける本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービスにおけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。なお、来庁負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところ。 |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                         | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |            |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------------|---|--|---------------|-------|--|--|------------|---|-------------------|
|     |             |           |                              |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 365 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | ELTAXの改善について                 | <p>提案：(1)ELTAXから各県市町村へ依頼するフォーマットをもっと自由に記入できるようにしてほしい。(2)メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、双方向でコミュニケーションできるようにしてほしい。</p> <p>設置や異動など定型以外のイレギュラー対応は電話で行っている。企業側も税務課側も電話対応は大きな負担だと思う。フォーマットを自由に記入できるようにすることで、様々な要望を見える化、共有化、電子化してやり取りできるようにする必要があると思う。</p> <p>メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、返信できるようにして、コミュニケーションできるようにするほうが良いと思う。</p>   | <p>現状：申告訂正などによる取り下げや不受理の依頼などは市町村ごとに同じことを伝えなければならない。所在する全部の自治体に電話で伝えている。事業所などが多くの市町村にまたがっている企業ほど大きな労力が必要となる。</p> <p>弊社は42店舗展開しており、45の県市町村にまたがっている。今年弊社は2月決算で8月の中間申告を電子申告で行ったのだが、2月の法人納税額より8月の中間申告納税額が多かったために、受け付けができないとある市から言われた。調べたところ法人税法72条にどのような内容が記載されている。そのため中間申告の不受理の依頼をする同じ内容の電話を他の44の市町村にしなければならなかった。またそのうち3つの市市電話では後々の証拠にならないため不受理の取り下げ依頼書要求された。同じ内容の電話をするのは全くの無駄だとも思う。自治体ごとに見解も違っていたので説明するのにかなりの時間を費した。</p> <p>また制度上受け付けることができないものを受け付けておいて、不受理の取り下げ依頼をこちらから出さなければならないのはおかしいと思う。ELTAX上に自由に記入できるフォーマットがあれば同じ電話をする必要はないし、税務署も電話を取る必要がなくなる。</p> <p>電子上でのコミュニケーションができるようになれば、証拠ものこる。</p> <p>以上の点から<br/>(1)ELTAXから各県市町村へ依頼するフォーマットをもっと自由に記入できるようにしてほしい。<br/>(2)メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、双方向でコミュニケーションできるようにしてほしい。を要望したい。</p> | 民間企業          | 総務省   | eLTXにおいては、主として法人向けの税目について、電子申告等が可能となります。また、メッセージボックスは、eLTXシステムの機能であり、申告受付完了通知等のシステムや団体からのお知らせのメッセージを受け取ることが可能となっています。  | なし   | 検討を予定      | 御提案いただきました内容につきまして、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、eLTXの更なる利便性向上に向けて検討を行ってまいります。                             |                   |
| 366 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | トラックの車両総重量(GVM)の規制緩和について     | <p>2017年度の新排気ガス規制(ポストボスト新長期規制)をクリアした車両については、現行基準の車両総重量の制限と軸重制限を2トン緩和することの緩和により積載量が2トン増えることになる。</p>  | <p>道路運送車両の保安基準は、道路運送車両法によって定められているが、この法律は昭和26年に制定されて以降、平成6年(1994年)の単車大型貨物自動車の車両総重量(GVM)が20トンに制限されていたものが、轴距により最大2トンまで認められる緩和がされるも、それ以降大きな変更並びに緩和は行われていない。その後、26年以上の年月が経過とすると、その間、自動車の安全技術が格段に進歩し、ステアリングミスターや衝突衝撃軽減装置の義務化、ABS(アンチロックブレーキシステム)や横滑り・横転防止システムの標準装備化されるなどして、車両の安全性が急速に高まりつつある。そこで、車両の安全性が確保されている2017年度の新排気ガス規制をクリアした中型・大型車両については、現行基準の車両総重量の制限を2トン引き上げる規制緩和を行うものです。この規制緩和による効果は、(1)度の運行で運べる量が2トン増えることによるドライバー不足の解消と運輸会社の業績向上。(2)代替需要(消費)の促進。(3)安全装置装着率増加による自動車事故の減少。(4)排気ガス規制車両増加によるNox、Pmの排出量削減。(5)車両総重量アップによる重量税収のアップ。</p>   | 株式会社日野自動車株式会社 | 国土交通省 | 道路運送車両の保安基準で定められております車両総重量や軸重等につきましては、車両の許容限度のみにより定められているのではなく、車両が道路に大きな損傷を与えず、道路を安全に通行できるよう定めているものであり、道路法に基づく車両制限令との整合を図っております。なお、道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原則通行できません。 | ○道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)<br>○道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第7号)第4条、第4条の2<br>○道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第47条<br>○車両制限令(昭和38年政令第265号)第3条 | その他        | 車両総重量、軸重等につきましては、車両の許容限度や道路への損傷等を考慮して定めているものであり、別の観点で定められている安全性や環境性能への適合性を基に緩和を行うことは適切でないと考えます。 |                   |
| 367 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 毒物又は劇物の譲渡手続きの簡略化(書面、及び押印の廃止) | <p>毒物及び劇物取締法は、昭和25年(1950年)に制定されて以来70年が経過した。毒物、劇物の品目数は、制定当初の10品目、52品目(計62品目)から、現在ではそれぞれ133品目、428品目(計561品目)となり、およそ500品目も増加したことになるが、今後も増加する一方であることが見込まれている。販売業の登録を行っている施設(店舗)は、平成29年(2017年)3月末時点で万以上もあり、それぞれの店舗において、毒物劇物業者以外の者へ販売・授与する時、毒物劇物業者へ販売・授与する時と同様とすること、及び書面の廃止を提案する。</p> <p>具体的には、毒物及び劇物取締法第十四条第一項は、条文中から「他の毒物劇物業者に」を削除、「書面に記載」は「記録」とし、「毒物劇物業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与したときは、その程度、次に掲げる事項を記録しておくなければならない。(以下、略)」に変更、第二項は全部削除とする。これに伴い、押印を規定している施行規則第十二条の二は不要となるため削除とする。</p> <p>なお、毒物及び劇物取締法第十四条第二項を廃し、施行規則第十二条の二で定めている押印を電子署名に変えることも考えられるが、中小企業においては対応が困難と予想されることから、こうした内容は提案には含めないこととした。</p> | <p>毒物及び劇物取締法は、昭和25年(1950年)に制定されて以来70年が経過した。毒物、劇物の品目数は、制定当初の10品目、52品目(計62品目)から、現在ではそれぞれ133品目、428品目(計561品目)となり、およそ500品目も増加したことになるが、今後も増加する一方であることが見込まれている。販売業の登録を行っている施設(店舗)は、平成29年(2017年)3月末時点で万以上もあり、それぞれの店舗において、毒物劇物業者以外の者へ販売・授与する時、毒物劇物業者へ販売・授与する時と同様とすること、及び書面の廃止を提案する。</p> <p>具体的には、毒物及び劇物取締法第十四条第一項は、条文中から「他の毒物劇物業者に」を削除、「書面に記載」は「記録」とし、「毒物劇物業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与したときは、その程度、次に掲げる事項を記録しておくなければならない。(以下、略)」に変更、第二項は全部削除とする。これに伴い、押印を規定している施行規則第十二条の二は不要となるため削除とする。</p> <p>なお、毒物及び劇物取締法第十四条第二項を廃し、施行規則第十二条の二で定めている押印を電子署名に変えることも考えられるが、中小企業においては対応が困難と予想されることから、こうした内容は提案には含めないこととした。</p>  | 三菱ケイカル株式会社    | 厚生労働省 | 毒物及び劇物取締法第十四条第二項の規定により、毒物劇物業者が毒物劇物を毒物劇物業者以外の者へ譲渡する場合には、譲受する毒物劇物業者以外の者から譲受(原則として書面)を受領する必要がありますが、同法第十四条第三項の規定により、書面の受領に代え、電磁的方法(押印不要)による受領も認められています。  | 毒物及び劇物取締法第十四条  | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体   | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果  |  |   |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------------|--|---|--------|----------------|--|--|---|--|-------------------|
|     |             |           |                          |  |   |        |                | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要  |                   |
| 368 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 労働保険の事務簡略化について           | 労働保険を構成する雇用保険と労災保険は、それぞれ労働基準監督署・職業安定所と分掌が分かれている。年度更新においては手続きが一元化されているにも関わらず、住所変更などの手続きは分かれており、かつ、相互の情報参照ができないよう、分かりづらい。手続きを完全に分離するか一元化を完全にこなうかを行い、理解しやすいシンプルなお手続きにしたい。 | 当社は社員数が少ないため、社労士を介さず、労働保険手続きを自分でやっている。このたび、新型コロナウイルスの雇用調整助成金の給付申請を行ったところ、職業安定所から連絡があり、「事業場現住所が最新の情報と一致していない」と案内があった。指導にしたがい、まず労働基準監督署に出向き確認したところ、住所は現住所と一致した。その後、職業安定所に直接出向き確認したところ、雇用保険の適用事業所住所が更新されていないことがあった。日常的には年度更新手続きを一括処理しているため、双方の住所データが分かれていることに気づくまで、年度更新事務はおそらく担当局の手を握らせる結果となった。企業側は社労士にまかせてもらう前提で制度設計が行われてしまっているのではないかと推測しているが、手続きミスを誘発しており、効率を下げている。HR Techなど労務処理もIT化が進む中、行政手続きの統合度に一貫性がない場合、システムも固執と取りやめのため、統合は統一した設計とするほうが望ましいと考える。具体的には、労災保険と雇用保険の手続きを完全に統一するか、完全に分離するほうが人間側の理解もシステム的な複雑さという点でも有利であると考え。   | 民間企業   | 厚生労働省          | 労働保険の徴収一元化については、労災・雇用の両保険に共通する保険料の徴収事務の効率的な処理と事業主の利便性を図るために実現されたものです。この趣旨から、現行制度においても、労働保険の徴収事務に関して、原則として同じ届出・申請を労働基準監督署・公共職業安定所の双方に提出しなければならないこととされており、事業場の住所等に変更があった場合において提出することとされる、「名称・所在地等変更届」についても、保険関係の成立の届出を提出した所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所に届け出るのみで足りることとされています。しかしながら、雇用保険においては、週所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上の雇用の見込みがある労働者のみを被保険者としているなど、労災保険の保険関係が成立する事業と雇用保険の保険関係が成立する事業の範囲は必ずしも一致しないため、別途「雇用保険適用事業所設置届」や「雇用保険事業主事業所各種変更届」を公共職業安定所に提出していただく必要があります。その上で、令和2年1月に、労働保険関係成立届と雇用保険適用事業所設置届を一括して作成することができる様式を定めて、ワンストップで受け付けることも可能となっています。   | 対応   | 労働保険の徴収一元化については、労災・雇用の両保険に共通する保険料の徴収事務の効率的な処理と事業主の利便性を図るために実現されたものであり、その性質上、適用徴収の一元化に馴染まない一部の事業を除き、完全に統一されたものとなっております。令和2年1月に、労働保険関係成立届と雇用保険適用事業所設置届を一括して作成することができる様式を定めて、ワンストップで受け付けることも可能となっています。 |  |                   |
| 369 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 市町村上下水道局、上下水道申請手続きの簡素化希望 | 全面的市町村の上下水道申請で電子申請方法が出来るようにしてほしい。そして申請方法の統一をしてほしい。今の申請方法は手間が掛かりすぎる。  | 隣近所なのに市町村で申請手続きの方法や材料が異なる。例えば申請内容が同じ事を書いているのに、図面の書き方、申請書類書式、使用材料、施工基準に統一感が無い。例えば関西では「大阪市」「豊中市」「尼崎市」「西宮市」「伊丹市」「川西市」「宝塚市」「三田市」「芦屋市」「神戸市」「明石市」・・・関西だけでなく全国で全て該続きの間にあるのに申請方法や施工基準に違う所があるために、各市町村の役所に回数を重ねて何度も足を運んで慣れる必要がある。これは各市町村の上下水道局(部・課)に権限が一元化されているため、各市町村で決めた内容になっている。そして電子申請を受け付けないので、未だに印刷して何部もカラーコピーして置いて役所の窓口で提出している(しかもハンコ必須)。そしてミスをするれば何度も往復する羽目になる。でも役所は提出した申請台帳をスキャンしてデータ化して保管している。(下水道局は保存すらせず提出した申請書類や図面を数年で廃棄している市もある。これも問題)それならPDFで電子申請が出来れば、より効率的ではないかと思えます。それと各市町村で一元化が全く出来ていないので、申請手続きや施工方法・使用材料、全てに統一感がなくバラバラで、手間がかかるのでコストが上がる。使用材料なんて「市が決めた材料を使わないとダメ」って他市より割高な材料を使用させられる場合もある。でも顧客には高いお金を要求出来ないから割に合わないかと思えます。でも顧客にも増えている。指定工事制度なので市町村に届出を出しているだけの業者は多いが、実際に業務をやっている業者は減少している。 | 民間企業   | 厚生労働省<br>国土交通省 | 【厚生労働省】<br>指定給水装置工事事業者が行う給水工事の手続については、水道法施行規則第12条の3第2号ホに規定される『供給規程』に掲げる項目「給水装置の設置又は変更の手続」が該当します。『供給規程』は地方公共団体である各水道事業者が条例等にて定めており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮したもものとなっています。<br>給水装置に用いられる材料については、各水道事業者等において、災害防止並びに漏水及び災害時の緊急工事を効率的かつ円滑に行う観点から、給水工事について材料や工法等の指定を個別に行う場合があると承知しています。<br>なお、令和2年12月15日、押印を求めるとの旨の厚生労働省関係省令の一部を改正する省令により水道法施行規則の一部を改正し、指定の申請に係る様式の押印欄を廃止いたしました。<br>【国土交通省】<br>下水道法上、排除する汚水の量が、最も多い日で50m <sup>3</sup> 以上ある場合など、所定の条件に該当する場合は、あらかじめ下水道管理者へ「公共下水道(流域下水道)使用開始届」等の提出が必要となります。当該書類には、申請者の署名又は押印が必要となっているため、書面で提出する必要がありましたが、令和2年12月23日、「押印を求めるとの旨」の手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により下水道法施行規則を改正し、令和3年1月1日より押印欄を廃止しました。これに伴い、制度上、電子申請が可能となりました。<br>なお、下水道法又は間法に基づく命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めることとなっています。 | 【厚生労働省】<br>水道法施行規則第18条、様式第一、様式第二<br>【国土交通省】<br>下水道法第11条の2、第12条の3、第25条<br>下水道法施行規則第6条、第8条、第9条、様式第4、様式第5、様式第6、様式第7 | 現行制度下で対応可能  | 【厚生労働省】<br>電子申請については、現在厚生労働省では水道法に係る申請様式における押印欄を令和2年12月25日に廃止しました。引き続き申請者の利便性向上に努めてまいりたいと考えています。<br>【国土交通省】<br>行政手続における書面・押印・対面の見直しに関する政府方針を受けて、下水道法施行規則に規定する「様式」のうち、申請者の押印が必要なものについては、令和2年12月23日に下水道法施行規則を改正し、令和3年1月1日より押印欄を廃止しました。なお、従来より地方公共団体の下水道条例の制定等に関する事務の参考として、国が各地方公共団体に技術的助言として示してきた「標準下水道条例」についても、令和2年12月23日に改正し、国民や事業者等に対して押印を求めた申請様式について、押印欄を廃止したとごです。 |                   |
| 370 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 登記手続のオンライン化              | 法人登記のオンライン申請を改善し、申請者が法務局に行かずに済むようして、利用者(申請者)の負担を軽減する。  | 現在の法人登記のオンライン申請は、役員変更など変更申請書を送信したうえで、印刷して押印し、提出する必要がある。データ送信により法務局の事務合理化にはなっているが、利用者、申請者にメリットがない。システム改善によって、多くの法人の事務が軽減される。   | 社会福祉法人 | 法務省            | 法人登記の申請は、オンラインで行うことができます。  | 商業登記規則第101条、第102条  | 事実確認  | 法人登記の申請は、申請書情報及び添付書面情報について、電子署名を付与して電子証明書とともに送信することで、オンラインで行うことができますが、令和3年2月から、一定の添付書面情報について、民間事業者が提供するクラウド型電子署名サービスのみの利用で足りる場合が増える予定です。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                   | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁           | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------|--|--|------|----------------|--|---|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                        |  |  |      |                | 制度の現状  | 該当法令等                                     | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 371 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 登記・供託オンライン申請           | オンライン申請が、業務時間以外では、申請不可能になっています。Webで電話応対のように営業時間外があるのは民間では聞いたことがありません。改善をお願いします。  | 会社の印鑑証明が欲しくて、日曜日に申請しようとおもったら、Webページが受け付けていませんのメッセージでした。気がついたとすぐに申請できるシステムにしてください。業務の効率化につながります。  | 民間企業 | 法務省            | 登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。   |   | 検討を予定 | 登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。   |                   |
| 372 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 社会保険関連手続きの改善について       | 現状、社会保険事務所に毎年4～6月の標準報酬を届け出すことになっていますが、紙ベース申請、最近電子化されていますが申請内容を電子的に送る仕組みがありません。法人WEB上で入力すれば、報酬の増額、減額の変更手続きも必要なく、社員の追加、退職等の変更も月1回のWEB申請で行う。法人への社会保険料の領収書発行、従業員別内訳書もWEB上で発行すれば、従来の領収書郵送も必要なくなります。また、扶養者情報の変更も併せて登録すれば、社会保険料の計算が自動化できます。社会保険料納付額を国税の確定申告へマイナンバーで連携できるようにする。          | 現在、中小企業(従業員数数百程度)の経理作業を行っておりますが、従業員の給与計算は必要作業ですが、社会保険の手続きは年1回ないしは変更がある場合に手続きが必要となり、従来の紙ベースの行政手続きを前提としているので、一度申請すればいい内容も申請毎に繰り返す同じ内容を記載しなければならぬし、共通記載事項が20項目で、変更箇所は従業員1名あたり3箇所のみという感じですが、申請書作成のたびに記載方法について思い出さなくてはならず、非常に負担となっています。毎月の社会保険料(健康保険、年金、こども給付額)の領収書は、従業員全員の合計金額しか通知されないで、従業員ごとの厚生年金保険料、厚生年金保険料、子供・子育て支援給付金の内訳を法人側で別管理する必要があり手間と時間がかかっています。また、支払った各従業員の社会保険料がWEB上で容易に確認できれば、各従業員の確定申告の社会保険料控除額に使用でき、作業効率化となります。1中小企業にとっては大した作業量ではありませんが、起業した企業にとってはこの行政手続きに時間を割く余裕はないと思います。中小企業数230万社とすると1社あたり社会保険手続きにかかる作業が3日程度削減できると仮定すると18,904人年の作業工数が削減できます。さらに社会保険事務所および厚生年金事務所の事務作業削減はかなりのものとなると思います。ちなみに年一回の標準報酬申請書の郵送切手代の¥84x2,300,000社=¥193,200,000がなくなります。 | 民間企業 | 厚生労働省          | 事業主の方は、毎年1回、7月1日現在で使用している被保険者及び70歳以上被用者のか月間(4月～6月)の報酬月額を「算定基礎額」により届出する必要があります。また、被保険者及び70歳以上被用者の受ける報酬が、昇級や降級により大幅に変動があった場合であって、一定の要件を満たした場合には「月額変更届」により届出する必要があります。  | 厚生年金保険法第21条<br>厚生年金保険法第23条<br>厚生年金保険法第27条 | その他   | 日本年金機構に対する算定基礎額や月額変更届の届出については、電子申請として届書作成プログラムに新規データを入力いただけますと、次回以降は共通入力項目の呼び出しが可能です。また、タームアラウンドGD※を有効にいただきますと、算定基礎額及び賞与支払額、資格取得届、資格喪失届、月額変更届等のCD届書作成時に被保険者データ呼び出しができ、容易に届書を作成することができます。なお、企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続きに係る行政機関等に対する申請等については、企業の人事・給与システムや民間事業者のWebサービス等からマイポータルを介し、オンラインかつワンストップで行うことができるサービス(社会保険・税手続きワンストップサービス)を開始しております。<br>※日本年金機構から送付する被保険者データを収録したCDのことです。 |                   |
| 373 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | GBiz(厚生年金保険等の電子申請について) | 日本年金機構が推奨している電子申請についての申請手続きについての提案です。日本年金機構が各種届出について電子申請に切り替えるように強く要請していますが、許心な電子申請のみは初回の手続きがオンラインで出来ません。指定のHPに必要事項を登録しているにも関わらず、登録事項を紐にてプリントアウトし更に印鑑証明書の原本を役所に取りに行き郵送をなくてはなりません。さらにアカウントが発行されるまで審査に最低2週間要します。(1)初回の申請がオンラインのみで完結する。(2)オンライン申請後即時アカウントが発行される。以上2点実現できるように改善願います。 | ●実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果について<br>経済的な効果は、言うまでもなく事務作業が簡便化されるため事務作業の効率が上がり業務が効率化されます。社会的な効果としては、業務の効率化とスピードアップが図れますので事業者にとってもメリットがあります。また、年金機構の業務も効率化され人員の削減が図られるものも思っています。より必要なサービスに人員のリソースを振り分けられることが出来ると思います。また、印鑑証明書の発行が不要になりますので法務局の業務も削減されることになると思いますので、事業者、年金機構、法務局の全てが効率化されるためメリットがあります。  | 民間企業 | 厚生労働省<br>経済産業省 | 法人・個人事業主向け行政手続きにおける共通の認証システムとしてGBizIDを整備・運用しており、Jプラン(補助金申請システム)や企業の社会保険手続き等で活用されております(https://gbiz-id.go.jp)。社会保険手続きの電子申請を行うために必要な「GBizIDプライム」については、法人代表者の厳格な本人確認を行って発行する必要があります。法人と法人代表者とを結びつけるための資料として印鑑証明書の提出を求めています。 |   | 検討に着手 | 利用者の利便性向上の観点で、手続きのオンライン化や迅速化について検討を進めております。具体的には、個人事業主についてはマイナンバーカードを利用してオンラインでGBizIDプライムを発行できる仕組みを構築中です。法人については、法人と法人代表者とを結びつける情報が必要であるため個人事業主の場合と同様の仕組みにすることは困難であるものの、オンラインでGBizIDを発行する仕組みの可否も含め引き続き検討してまいります。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                             | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                            |   |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------------|--|---|---------------|-------|---|----------------------------|---|--|--------------------|
|     |             |           |                                  |  |   |               |       | 制度の現状   | 該当法令等                      | 対応の分類                                   | 対応の概要  |                    |
| 374 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | IoT・ロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定 | 防爆エリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定  | IoT機器やロボット等の非防爆機器(爆発を防止するために電気設備に特別な技術的対策を講じていない機器)を工場内の防爆エリア(爆発や火災が起きる可能性のあるエリア)で設置・使用するにあたり、同一の機器でも自治体(消防)により設置・使用の可否に関する判断が異なる場合がある。政府においては、「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」で一般的な指針を示しているが、自治体ごとの規制の差異は残っており、全国規模で活動する事業者は拠点や工場ごとに管轄自治体に相談を行う必要がある。このため、個別の指導内容に対応するコストが大きな負担になるとともに、事業者の予見可能性を妨げ、工場の生産性向上に向けた新技術導入の足枷となっている。   | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省   | 消防法令上の危険物施設において使用される電気設備は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)において、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では、防爆構造を有する必要があります。<br>可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所の範囲の設定や電気設備の仕様等については、安全を確保しつつ合理的に設定できるよう消防庁通知「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」(平成31年4月24日付「消防危険第4号」等)により一般的な指針を示しているところである。 | 危険物の規制に関する政令第9条            | 対応                                      | 左記の「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」(平成31年4月24日付「消防危険第4号」等)において一般的な指針(防爆ガイドライン)を示しているところですが、IoT機器やロボットの円滑な導入・普及に資するため、消防機関への技術的支援として、適切な事例の共有(令和2年度内を目処)等と合わせて、電気機器に関する技術的な動向を調査しつつ、より具体的な安全確保策を検討し、よりわかりやすい防爆ガイドラインの解説等を示す予定です(令和3年度内を目処)。  |                    |
| 375 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 監理技術者の配置における専任・常駐要件の緩和           | ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実施を担保できる場合には、監理技術者が遠隔で管理可能な工事現場の上乗を確保すべきである。                               | 請負金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円)の一定の建設工事に際して、請負事業者は「監理技術者」を配置しなければならない。監理技術者は、他の工事現場に係る職務を兼務しない「専任」であることが求められているため、監理技術者を確保できず工事の受注を見送る例が発生している。<br>建設業法の改正によって、監理技術者補佐を専任で置いた場合には、監理技術者が複数現場を兼任することが可能となった。しかし、工事に関する品質・原価・工程・安全・環境等に関する管理等の施工管理においては、WEBカメラを用いた現場状況の監視、TV電話システムを用いた作業指示等、デジタル技術駆使した遠隔管理により代替可能な範囲は十分に拡大している。これら技術駆使して技術者を駆使して置かれたリソースを複数の工事現場で有効に活用する取組られたリソースを複数の工事現場で有効に活用することで、深刻な労働力不足への対応やコスト削減効果が期待できる。深刻な労働力不足への対応やコスト削減効果が期待できる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | ○公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、適正な施工を厳格に確保するため、監理技術者の専任配置を求めているところですが、昨年の建設業法改正により、生産性の向上を図るため、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能(当面2現場)としたところである。   | 建設業法第26条第3項                | 検討を予定                                   | ○今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し(令和3年度予算要求中)、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいります。  |                    |
| 376 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 建設分野におけるデジタル技術の活用促進              | 建設分野のデジタル化を進める観点から、建設確認申請書としてBIMデータを明示的に位置付けるとともに、BIM/CIMデータの権利や使用・保管に関するルールやガイドラインを早期に整備することを求める。 | 建築分野・土木分野におけるデジタル化の進展にともない、計画・調査・設計・施工・維持管理の各段階で3次元モデルを活用し、建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図るBIM/CIM(Building Construction Information Modeling、Management)と呼ばれる手法が登場している。<br>しかしながら、建築確認申請に際しては、施行規則において図書および書類を提出する旨が規定されているために、2次元図面を別途用意することが求められている。また、発注者と受注者(施工業者)間の業務委託契約の内容次第では、受注者の独自技術やノウハウに基づく知的財産を含むBIM/CIMデータの実施権を発注者に制限される可能性があるなど、知的財産に関わるルールが十分整理されていないことで、業界全体での技術の普及を阻害している。   | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | 【建築分野】<br>BIMデータを活用した建築確認申請は制度的には可能であり、現在、建築BIM推進会議にて、具体的な運用に関する検討が進められています。<br>BIMデータの権利や使用・保管に関するルールについては、現状の制度上、規定はありません。<br>【土木分野】<br>BIM/CIMデータの権利や使用・保管に関するルールについては、現状の制度上、規定はありません。  | 【建築分野】建築基準法第6条<br>【土木分野】なし | 【建築分野】<br>現行制度下で対応可能<br>【土木分野】<br>検討を予定 | 【建築分野】<br>・建築分野のBIMの活用促進については、建築BIM推進会議(令和元年6月設置)において、議論等を行っています。<br>・BIMデータについては、将来的なメリットも期待される一方で、長期的なデータの保存等に係る技術的な課題も同会議で挙げられています。まずは現状の技術の範囲内でBIMデータを活用しつつ建築確認手続きが効率化されるよう、事前相談段階での活用など、検討を進めてまいります。<br>・また、建築BIM推進会議で、官民で連携してBIMの普及促進を図るため、今後、建築分野の各主体の役割分担を整理したうえで、BIMを活用した場合の契約や著作権等のあり方について検討してまいります。<br>【土木分野】<br>・平成30年度に設置したBIM/CIM推進委員会における審議を踏まえ、「3次元データを契約図書とする取組ガイドライン(案)」(令和2年3月)により、3次元データを契約図書とする取組的な実施を予定しております。本検討結果等を踏まえ、BIM/CIMを活用した場合の契約や著作権について、引き続き検討を進めていきます。 |                    |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                   | 提案の具体的な内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------|---|--|---------------|-------|--|---|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                        |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 377 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現 | ICTを活用して有資格者が遠隔での情報提供を行うことにより、一般用医薬品を販売可能とすべきである。   | 医薬品医療機器等法に基づき、店舗販売業者においては、一般用医薬品(第一類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品)の販売を薬剤師・登録販売者により行わせることが義務となっており、第一類および第二類医薬品の販売に際しては、当該薬剤師・登録販売者を通じて必要な情報を提供することも義務付けられている(第二類は努力義務)。このため、有資格者が店舗に不在の場合には一般用医薬品を販売することができず、顧客の利便性を低下させている。既に公的医療保険制度上オンライン診療・服薬指導が一部認められているなか、一般用医薬品を販売する店舗において有資格者が常駐する必要性は乏しい。また、労働力不足やコロナ拡大に伴い薬剤師・登録販売者の確保が従来以上に困難となるなか、店舗の常駐要件の遵守は事業者にとって大きな負担となっている。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 一般用医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家による情報提供や相談対応のほか、医薬品を販売するための管理も必要であることから、店舗に専門家が常駐することは消費者の安全性を確保する上で必要です。<br>本件に関しては、現在、規制改革推進会議(医療・介護WG)において、一般用医薬品の販売や管理体制に関する議論が進められているところです。  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の9、第36条の10   | 検討を予定 | ご指摘に関しては、利便性の観点のみならず、安全性を確保した対応をすることが必要と考えられます。<br>一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じた実施すべき事項や店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供のあり方について検討した上で、必要な措置をとることとしています。   | ◎                 |
| 378 | 令和2年12月4日   | 令和3年2月18日 | アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備  | アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあらざらないことを明確化すべきである。なお、本要望は、労働者の過重労働や下請事業者の不当な取り扱いは是認されることを求めるものではない。 | 情報システムの開発にあたり、短期間で試行錯誤を繰り返す「アジャイル手法」の活用が普及しつつある。アジャイル開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先等の関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。特にスタートアップとの協業において、早期に成果を出す手法として有用である。<br>しかしながら、現行法制下では意思疎通や協働の内容が発注者から委託先のエンジニア等の作業への直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当する可能性がある。<br>また、発注者と受託者との間で派遣契約に切り替えた場合でも、受託者から委託先へ開発の一部を再委託していることから、職業安定法が禁止する「二重派遣」に抵触しかねない。特に外部委託先(Sierや個人事業主)などスタートアップのような小規模企業や新興企業である場合、派遣事業の許認可も有していないことから、派遣契約への切り替えは現実的でない。<br>このため、偽装請負の該当性を回避するため、発注者と受託者、委託先の打合せに際して受託者の管理責任者を出席させ、当該責任者をして仕様や要件を固めていくなど、発注者・受託者間のコミュニケーションの配慮と対策に費用と時間を費やさざるを得ず、高いコストを伴ったアジャイル開発のメリットを十分に享受できていない。前述のとおり、受託者が小規模企業や新興企業である場合、上記のようなコミュニケーション体制の確保も容易でない。   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約するものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣業として行うことをいいます。<br>労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下「37号告示」という。))」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っています。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断されます。  | ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号<br>○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示 | 対応不可  | 御指摘の「アジャイル開発等のシステム開発」における意思疎通等について、一律、偽装請負に該当しないことを明確化することは困難であり、37号告示に基づき、実態に即して判断されるものです。  | ◎                 |
| 379 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 専属産業医の遠隔化および業務要件の緩和    | ICTの活用および周辺医療機関との適切な連携を前提に、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認めるとともに、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を業務するための事業場間の移動要件を撤廃すべきである。                               | 一定の条件を満たす事業場では、専属の産業医を選任して労働者の健康管理等の業務を行わせなければならない。当該産業医が事業場に常駐することについて、厚生労働省は、2019年度の規制改革ホットラインにおいて、「常駐しない場合、産業医が、健康診断の実施、健康障害の原因の調査と再発防止対策の樹立等の労働者の健康管理等を、一人一人の作業環境等を踏まえて、適切に実施することが困難になるおそれがあることから、引続き他産業医の駐在が必要」と回答しており、事業場を所管する労働基準監督署において当該事業場での常勤の事業者に対して求めるケースがある。<br>2019年施行の働き方改革関連法において労働者の健康確保に向けた「産業医・産業保健機能の強化」が盛り込まれ、資が高く自社に適した専属産業医を確保するニーズは高まっているが、産業医は都市部に存在しているため、郊外の大規模な事業場では専属産業医の確保が困難となっている。骨太方針2020においても「新しい生活様式としてテレワークの促進やオンライン診療の検証が掲げられるなか、専属産業医のみが常駐する必要性は乏しい。<br>また、非専属産業医の選任で足りる事業場においても、他の事業場の専属産業医と契約するためには「事業場間を1時間以内で移動できる」要件を満たす必要があるため、地理的な制約から適切な産業医を確保できない場合がある。<br>産業医の職務の多く(労働者の健康管理や面接指導、衛生教育等)はICTの活用で対応でき、定期健康診断や作業環境の維持・管理等の職務についても事業場に常駐する必要性は存在しない。労働災害の発生時の緊急時にも事業場周辺の医療機関と連携することが必要な措置を行うことは可能と考える。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第319号)第5条により、事業者は常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わなければならないことが義務づけられています。また、この規定に基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第13条第1項第3号により、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場又は特定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場については、事業場に専属の産業医を選任することとされています。また、安衛則第14条第1項に産業医の職務である労働者の健康管理等の内容、安衛則第15条に産業医による事業場の定期巡回について、定められています。<br>① 専属産業医の常駐については、昭和50年発行の質疑応答案にて専属産業医に係る質疑にて「少なくとも所定労働日においては産業医はこの事業場において働く必要がある旨を示している。<br>② 専属産業医の非専属産業医の業務については、平成9年の解釈通知にて「地理的關係が密接であることとする要件を示し、さらに平成25年の解釈通知にて「1時間以内で移動できる場合も含められる」旨を示している。 | 労働安全衛生法第13条<br>労働安全衛生法施行令第5条<br>労働安全衛生規則第13条第1項、第14条第1項、第15条                          | 対応    | 専属産業医の要件緩和については、ご要望を踏まえ、労使や医療関係者、産業保健の専門家等のご意見を伺いながら、産業医が行う職務のうち、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な範囲、その際の留意事項等について整理し、その結果を踏まえて、令和3年3月31日付けで通達を策定等しました。<br><br><概要><br>※1「事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認める」との要望について<br>⇒職務の一部を遠隔で実施して差し支えないとし、実施する場合の留意事項を示した。<br>※2「専属産業医が他の事業場の非専属産業医を業務するための事業場間の移動要件を撤廃すべき」との要望について<br>⇒事業場間の地理的要件を撤廃した。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                      | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案<br>主体              | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |                |   | ワーキング<br>グループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|-----------|---|---|---|-----------------------|-------|--|---|----------------|---|-------------------------------|
|     |                 |           |   |   |   |                       |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分<br>類      | 対応の概要   |                               |
| 380 | 令和2年12月4日       | 令和3年1月14日 | ドローンを活用した<br>道路分野の定期点<br>検・調査に向けた制<br>度整備 | 各種定期点検要領において、健全性の判断基準として性能カタログを参考にできる点を明記すべきである。性能カタログにおいては、事例と合わせて性能等の技術要件に幅を持たせた表示をし、点検支援技術を初めに活用する者でも利活用の可否を容易に判断できるようにすべきである。   | 橋梁やトンネル等 道路分野の定期点検・調査について、2019年2月に改定された定期点検要領や、点検支援技術性能カタログ(案)(以下、「性能カタログ」)の公表等の効果もあり、一部のユーザーにおいてドローン等を使用する事例が増えている。<br>一方、現行の定期点検要領は、「自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる」と定期点検を行う者が判断した場合は、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。<br>「その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が「定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶもの」とあり、特に「新規に導入する事業者等」とっては、判断基準が不明瞭である。<br>また、性能カタログは、ドローンを使った定期点検の具体的な事例が示され、利活用を促進する一定の効果が期待できるものの、定期点検要領において性能カタログを判断基準の参考として良いことが言及されていない。また、同性能カタログ(案)にとどまる。その結果、現時点では点検支援技術の利活用を促す効果は限定的となっている。加えて、同性能カタログは具体的な事例が複数示されているが、健全性の診断ができるドローン等の性能等は事例で示されたものに限定されるものではない。         | (一社)日<br>本経済団<br>体連合会 | 国土交通省 | 道路分野では、定期点検においてドローン等の新技術が活用できるよう、平成31年2月に定期点検要領を改定したところです。この改定にあわせて、性能カタログ(※1)のほか、新技術を利用する際のガイドライン(※2)を策定したところです。<br>(※1) 点検支援技術性能カタログ(案) (平成31年2月策定、令和2年6月改定)<br>(※2) 新技術利用のガイドライン(案) (平成31年2月策定) | 道路法第42条<br>道路法施行令<br>第35条の2<br>道路法施行規則<br>第4条の5の6 | 現行制度下<br>で対応可能 | ご意見も踏まえ、点検要領との関係がより明確になるよう検討してまいります。  |                               |
| 381 | 令和2年12月4日       | 令和3年1月14日 | ドローンの飛行に係<br>る申請手続の柔軟<br>化                | 以下のような安全性の配慮等がされたドローンなし飛行方法については、リスクの低いカテゴリーへの分層や、同一リスクがカテゴリーにおいても飛行ごとの個別の許可・承認を省略するといったルールを検討し、ルール化するべきである。また、それぞれのドローンなし飛行方法に関する具体的な基準は、有識者や事業者との協議を踏まえて設計すべきである。<br>①煙突等一面が開放された構造の建物内部における飛行のうち、開放された面の面積等が一定以下の場合における当該建物内の飛行等<br>②機体周囲を遠隔監視可能なカメラ等の搭載により目視と同等の機能・性能が認められる場合における短時間なしおよびその立ち入り困難な場所等の目視外飛行等<br>③パイロットによる機体の位置等の飛行範囲を制限する措置やプロペラガード等の安全措置が講じられている場合における人口集中地区以下のドローンの飛行<br>④山内における150m以上の高さの飛行および目視外飛行<br>⑤広大かつ安全管理が行いやすい区域(製鉄所等)における重量500g以下のドローンの飛行<br>⑥山内における150m以上の高さの飛行および目視外飛行<br>⑦生活・居住地域ではない区域(製鉄所等)に隣接する海上における、政府・インフラ点検のための一時的な飛行<br>⑧ドローンの機体開発のために行う試験飛行<br>さらに、2022年度の有人地帯での目視外飛行(レベル4)実現という政府目標の達成に向けて、必要な制度整備等を着実に推進すべきである。併せて、将来的にドローンの自律飛行を社会実装すべく、機体や飛行方法等に関する制度整備を検討すべきである。 | インフラの維持・管理はじめ、より広い分野でドローンが利活用されるためには、ドローンの使用環境の多様化や安全性の向上にあわせて飛行環境の構築が必要である。<br>現行制度では、重量200gを超えるドローンは「無人航空機」として定義され、航空法に定める人口集中地区等の飛行禁止区域での飛行や、目視外飛行等の所定の方法以外の飛行を行う場合は、国土交通大臣の許可・承認を受けることとされている。<br>同法に基づく規制は、機体の重量に応じて一律に適用されるため、現状では、後述のようなエアリスク(有人航空機、無人航空機、その他障害物に衝突する可能性等)およびグランドリスク(不具合等が発生した場合に地上の人・物件に衝突する可能性等)の低い環境下・方法での飛行や、同リスクの回避・低減に繋がる機体を有するドローンの飛行についても、機種の配慮はなされておらず、利用者において安全性の高い機体ないし方法による飛行を活用するインセンティブに乏しい。<br>現在、政府の「無人航空機の有人地帯における目視外飛行(レベル4)の実現に向けた検討小委員会」において、飛行する地域・空域や飛行の方法等のリスク要因を踏まえ、飛行を3段階のカテゴリーに分け、リスクが一定以下の飛行は飛行ごとの個別の手続を簡素化する仕組みを目指した制度設計のための協議が進んでいる。 | (一社)日<br>本経済団<br>体連合会 | 国土交通省 | ・航空法の規制対象となる飛行については航空機の航行並びに人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて事前に申請の上国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。<br>・審査においては、基本的な安全基準を満たすことに加え、飛行の禁止空域や飛行の方法等に機体や操縦者、体制に求める追加基準を定めており、それらに適切に対処できているかを飛行毎に確認しています。              | 航空法第132条、第132条の2、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領           | 検討を予定          | ・現在、「無人航空機の有人地帯における目視外飛行(レベル4)の実現に向けた検討小委員会」において、有識者や利用者にも参画頂き、地上の人・物件や有人機へのリスクに応じて飛行をカテゴリー分けし、安全の観点から現在認めていない有人地帯における補助者なしでの目視外飛行を認めるための制度を議論しているところです。<br>・⑧に記載していたような研究開発を目的とした飛行であって国土交通省航空局標準マニュアル(研究開発)に従う場合には、許可承認後に機体の改造を行った場合の再申請は不要とできよう、令和2年9月に審査要領を改正しております。<br>・③に記載していたワイヤー等による係留などによって飛行範囲を物理的に制限し、リスクを低減させることが可能な場合には許可承認を不要とすることを検討しております。<br>・さらに、現在、地上の人・物件や有人機へのリスクが一定程度低いような飛行(例：人口集中地区における飛行、目視外飛行)については、新たに設ける操縦ライセンス制度や機体認証制度の活用に加え、必要な安全対策を講じることで、飛行毎の許可承認を不要とすることについても検討しているところであり、①～④、⑦に記載していたような飛行についても、このような類型においてはまるものであれば、個別の許可承認を不要とする方向で検討して参ります。<br>・⑤、⑥に記載していた飛行について、例えば山内の150m以上を一律に個別の許可承認不要とすることは困難ですが、善隣建物点検のための飛行であって善隣建物周辺を飛行することを前提に、必要な安全対策を講じて飛行する場合にあつては柔軟な運用ができないか検討致します。<br>・引き続き、利用者の意見も踏まえながら検討を進めて参ります。 |                               |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                  | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------|---|--|---------------|-------|--|--|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                       |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 382 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 災害時におけるドローンの目視外飛行の柔軟化 | 昨今の災害の激甚化に鑑み、電力供給にかかるレジリエンス強化を図ることは不可欠である。重要なインフラ設備の被災状況を迅速に確認し、早期の復旧を図る観点から、災害時のインフラ設備点検に必要なドローンについては、住宅地上空に立ち入らないことを前提として、航空法の適用除外とすべきである。      | 災害発生時に、電力供給ははじめ重要なインフラ設備の被害状況を確認するにあたり、樹木や土砂崩れにより車両等が通行できない場所の先は、ドローンを飛行させて確認を行うことが効果的である。しかしながら、無人航空機の目視外飛行には原則として補助者の配置が必要となり、配置せずに飛行させる場合には、適合すべき基準として飛行前に、行かせようとする経路およびその周辺について、不測の事態が発生した際に適切に安全上の措置を講じることができる状態であることを現場確認することが求められるものの、災害時に通行ルートを確認する前にこの基準を満たすのは極めて困難である。   | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行禁止空域における飛行や目視外飛行等の危険度の高い飛行については原則許可承認が必要ですが、国や都道府県警察等による捜索・救助、又はこれらの者の依頼により捜索・救助を行う無人航空機の飛行については、許可承認を求めています。</li> <li>・国等の依頼によって捜索・救助を行う場合以外においては許可承認が必要ですが、緊急を要する場合は飛行については、以下の区分に従い電子メールや電話等で申請できることとしており、後日申請書を所定の提出先へ提出していただいております。</li> <li>(ア)電子メール又はアクションリミによる申請</li> <li>・事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合</li> <li>・事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合</li> <li>・その他特に緊急を要する場合</li> <li>(イ)電話による申請</li> <li>・「事故及び災害」が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合</li> </ul> | 航空法第132条、第132条の2、第132条の3、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領  | 検討を予定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国もしくは地方公共団体、又はこれらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助のために飛行を行うについては航空法の適用除外としており、それ以外の者についても、事故及び災害に際して緊急を要する飛行の場合には電話やメール等で申請することができるよう手続きを簡素化しています。</li> <li>・今後は、上記の飛行以外の災害時のインフラ点検やこれに類する飛行についても申請手続きを簡素化できるよう検討するとともに、遠隔目視外補助者なし飛行の承認を行う際の基準として原則飛行経路周辺の事前確認を行うことを定めているところ、災害時等、経路周辺の事前確認が難しい場合には柔軟に承認できるよう検討に参ります。</li> </ul>   |                   |
| 383 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | リチウムイオン蓄電池の普及に向けた制度整備 | 適切な機能を備えたリチウムイオン蓄電池については、「危険物の規制に関する政令」で指定する数量を超えた場合の新たな数量基準を設けるべきである。少なくとも、消防法通知における「電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて」を充放電時にも適用可能とすべきである。 | リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は「第4類第2石油類」として消防法上の危険物に該当し、1,000L以上の電解液量を貯蔵・取り扱うには壁・柱・床等を耐火構造とする「危険物取扱所」で行わなければならない。リチウムイオン蓄電池は従来鉛蓄電池等と比べ、小規模で大容量の電力を貯えられるという特長を持ち、データセンター等における非常用電源としての活用期待は高い。しかしながら、貯蔵・取扱場所が危険物取扱所に該当した場合の耐火構造化が負担となるため、事業者が1,000L未満の電解液量を貯蔵・取り扱わざるを得ない事態が生じている。リチウム蓄電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると回路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼を防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いに際して安全性を担保することは十分に可能である。 | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防法(昭和23年法律第186号)では、貯蔵又は取扱いを行う危険物が一定の数量(指定数量)を上回る場合には、その危険性に鑑み、火災予防のための技術基準に従わなければならないこととされている。</li> <li>リチウムイオン蓄電池に使用される電解液についても、消防法上の危険物に該当するものが多く、指定数量以上の貯蔵・取扱いが行われる場合には技術基準が適用されます。</li> <li>なお、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を、一定の要件を満たした箱に個々に収納し、貯蔵する場合にあつては、当該箱ごとの数量を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱われています(「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(平成23年12月27日付け消防第303号。以下「303号通知」という。))。</li> </ul>  | 消防法第10条、危険物の規制に関する政令第10条、第19条  | 検討に着手 | <ul style="list-style-type: none"> <li>リチウムイオン蓄電池の危険物保安上の扱いについては、電解液の引火性、火熱に曝された場合の燃焼性状等を動案して定められているところ。</li> <li>303号通知の見直しについては、令和2年2月に関係事業者団体の要望を踏まえ、一般的なリチウムイオン蓄電池を用いた実験を行ったところ、電池間の燃焼を防止することができなかったことから、さらに技術的な検討が必要であるとの共通認識の下、当該関係事業者団体において、現在、技術的な対案案の検討を行っているところ。</li> <li>この関係事業者団体の検討を基に、引き続き関係事業者団体とともに検討を進め、令和2年4月に改めてご提案のあった「火災にともなう燃焼を防止する機能」の効果等を含めたシステム全体の安全性に応じた措置について、危険物保安分野の有識者等から構成される検討会において、おおむね1年以内を目処に結論を得たいと考えているところ。</li> </ul> |                   |
| 384 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 宿泊者名簿の完全電子化           | 予約時に登録された情報を用いて事業者が宿泊者名簿を作成できるようにするとともに、同名簿の提出も電子で可能とする措置を講じるべきである。   | 旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならない。法令上、情報通信機器を用いた名簿の作成・備え付けは禁止されていないが、「旅館業法に関するFAQ」においては、宿泊者本人による名簿の記載を事業者側に求める記述が存在する。このため、インターネット予約が主流となり、利用者はネット経由で顧客情報を事前に登録しているにも関わらず、チェックインの際に改めて宿泊者名簿の記載・確認を行う必要が生じ、宿泊施設と顧客の双方の手間となっている。宿泊者名簿の正確性は、本人が画面を確認して承認することで担保することが可能であり、直筆での記述を求める必要性は、大きい。また、自治体の中には、紙媒体の宿泊者名簿の提出を求めるケースもあるため、作成・備え付け・提出を電子で一貫して行うことができる。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならないこととされています。また、宿泊者名簿については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定に基づき書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができるとされています。</li> <li>令和2年10月12日に「旅館業法に関するFAQ」が改正され、宿泊者名簿について、宿泊者の自筆での記載が必須ではないことが明確化されています。</li> <li>また、令和2年10月12日に自治体に対し、当該改正内容及び宿泊者名簿について電磁的記録による保存及び提出が可能であることの周知を行いました。</li> </ul>   | 旅館業法第6条<br>旅館業法に関するFAQ<br>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条<br>厚生労働省の所管する法令の規定に基づき<br>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第1 | その他   | 制度の現状に記載のとおり  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁                           | 所管省庁の検討結果  |  |                    |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------|---|---|---------------|--------------------------------|--|--|--------------------|---|-------------------|
|     |             |           |                             |   |   |               |                                | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類              | 対応の概要   |                   |
| 385 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 宿泊施設におけるフロントレス環境の実現         | 各保健所の見解を統一させるため、玄関帳場(フロント)が有人である必要性がない旨を全国の保健所に周知徹底すること、有人であることを求める場合の基準を明確化し、制度の透明性を高めるべきである。  | 2017年の旅館業法改正により、玄関帳場(フロント)における対面による宿泊者の確認義務についての見直しが行われた。具体的には営業者が設置したビデオカメラ等により、鮮明な画像で宿泊者の本人確認や出入状況の確認を常時実施すること等の要件を満たせば、玄関帳場(フロント)の設置が免除されることとなった。しかしながら、各地の保健所によって、有人でなければ旅館業の許可を与えない場合がみられ、行政機関の現場において制度改正が十分に浸透しているとは言い難い状況にある。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省                          | 旅館業における衛生等管理要領においてICTによる玄関帳場の代替の要件を明示しており、従来から一定の要件を満たしたICT設備による代替が可能である。令和2年10月12日に、自治体に対し、再度、ICTによる玄関帳場の代替が可能である旨周知を行いました。また、令和2年10月12日から21日まで、自治体におけるICTによる玄関帳場の代替の状況等について調査を行いました。当該調査結果によると、ICTによる玄関帳場の代替を認めている自治体が全体の9割以上であり、ほとんどの自治体で、ICTによる玄関帳場の代替が認められていました。令和2年11月12日に今回の調査結果と最新のICT設備の状況も踏まえ、各自治体の状況に応じ、引き続き適切に旅館業法の運用を検討していただくよう要請を行いました。  | 旅館業法施行規則第4条の2<br>旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について旅館業における衛生等管理要領 | その他                | 制度の現状に記載のとおり  |                   |
| 386 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備       | データ利用者が不適切な情報の取り扱いをした場合の罰則を厳格にする等、患者本人の権利利益の保護に適切に対応することを前提として、通常のオプトアウトを可能とするなど、患者に対する通知要件を緩和すべきである。加えて、現行規制が存在しない匿名加工医療情報に関する標準的なデータ提供フォーマットを新たに制定すべきである。 | 次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する先進的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。とりわけ今回のコロナ対策においては、日々の医療データを速やかに取りまとめ、病態の察明、新たな診療方針の決定、予後の予測等に活用する必要性が高まっている。しかしながら、医療データの取得・活用の観点から、以下2つの問題点が存在する。<br>①丁寧なオプトアウトによるデータ提供にあたり、却回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながり、医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。<br>②認定事業者の増加が見込まれるが、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しないが、他方で統一的なフォーマットの形式が存在しないために、複数の認定事業者からデータを提供された利用者に関する情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。   | (一社)日本経済団体連合会 | 内閣府<br>文部科学省<br>厚生労働省<br>経済産業省 | ①医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号、以下「次世代医療基盤法」という。)第30条で定める本人への通知については、同法第4条第1項に基づき定められた基本方針において、「本人に対するあらかじめの通知については、本人に直接知らせるものであり、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行うこととする。具体的な方法については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況に応じて適切に対応することが求められるが、医療機関等の場合には、法施行前から通院している患者を含め法施行後最初の受診時に書面により行うことを基本とする。」となっております。<br>②匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しません。   | ①次世代医療基盤法第30条、同法基本方針3(2)<br>②なし                          | ①対応<br>②現行制度下で対応可能 | ①本人に対する通知の具体的な方法については、基本方針を踏まえ、医療機関等と認定事業者との契約に基づき、認定事業者が確認した内容に沿って医療機関等が通知を実施する取扱いとなっております。このように、現場の実情に応じて柔軟に運用することが可能であることについて、認定事業者と連携して医療機関等に周知してまいります。<br>②認定事業者によって取り扱われる医療情報は、個々の認定事業者の事業運営に関する戦略に応じて異なります。加えて、匿名加工医療情報の提供については、利活用者のニーズも様々であり、統一的なフォーマットを作成することは、個々の利活用者のニーズに応じたオーダーメイドのサービスを阻害するおそれがあります。一方、認定事業者相互間で医療情報をやり取りした上で、それらを一括した匿名加工医療情報を利活用者に提供することも可能です。このため、複数の認定事業者にまたがる匿名加工医療情報の提供に対する利活用者のニーズに応えられるよう、認定事業者相互間の連携を働き掛けてまいります。 | △                 |
| 387 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | デジタルヘルスケア製品を対象とした新たな認定制度の創設 | 利用者自身が自分に最適な製品を安心・信頼して選択できるよう、政府もしくは政府が委託する第三者機関が、薬機法に抵触せず「効果・効能を謳うことができ、健康の維持・増進や予防に関するエビデンス」を有するデジタルヘルスケア製品に該当するデジタルヘルスケア製品を認定する制度を新設すべきである。              | アプリケーション等のデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品は、患者の診断・治療支援や重症化予防だけでなく、コロナ等の感染症拡大時における国民の健康維持・増進にも寄与することが期待されている。しかし、直接的な治療効果を持たない製品は、非医療機器として販売することとなり、薬機法および「不当景品類及び不当表示防止法」の規制により、宣伝広告で効能・効果を謳うことは認められない。非医療機器の中には、健康の維持・増進や予防に寄与するエビデンスを有する製品も存在するが、多種多様なヘルスケアサービスが存在するため、利用者が各製品の品質や有効性を判断し、適切な製品を選択する事は容易ではない。<br>経済産業省では、主に地域包括ケアシステム関係団体等の仲介者が安心してヘルスケアサービスを選択できるようヘルスケアサービスガイドラインのあり方を取りまとめ、業界団体等のガイドラインや認証制度が本指針に基づき自己宣言した場合にロゴマークが付与される仕組みを整備している。<br>一方、デジタルヘルスケア製品は仲介者を介さずに利用者自身が製品を選択できることが強みのひとつであり、利用者自身が自分に最適な製品を選択するためには、各製品の品質や有効性が容易に判断できる分かり易い仕組みが必要である。また、プログラムの目的だけではなく製品の品質や有効性のエビデンスを示すことは利用者自身が製品を選択する一助となり、公平性・客観性における信頼感を持って製品を選択できるようにするためには、業界団体等だけではなく政府が基準等の策定段階から関与し構築する仕組みが不可欠である。 | (一社)日本経済団体連合会 | 消費者庁<br>厚生労働省<br>経済産業省         | 【厚労省】<br>利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示する「ヘルスケアサービスガイドライン等」の指針をまとめています。本指針を踏まえ自己宣言していることを見える化するために経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークを付与しています。<br>【経産省】<br>利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示する「ヘルスケアサービスガイドライン等」の指針をまとめています。本指針を踏まえ自己宣言していることを見える化するために経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークを付与しています。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)            | 現行制度下で対応可能         | 【厚労省】<br>医薬品医療機器等法では、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としたプログラムを医療機器プログラムとしています。医療機器に該当しないプログラムについて、上記に抵触しない範囲でそのプログラムの目的を標榜することは差し支えありません。なお、プログラム医療機器については、規制改革推進会議の議論を踏まえ、現在、薬機法対象となる判断基準の明確化・精緻化について検討を行っております。<br>【経産省】<br>事業者が、本指針に基づき自己宣言をいただいた場合には経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークの付与を行います。また令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業補助金において、ガイドライン策定の支援を行っています。また、業界団体等において基準やガイドライン等の策定する検討会や委員会等を開催する場合には、オブザーバーとして参画するなど積極的に業界団体等と連携し対応してまいります。                                      | △                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                              | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果                             |  |   |       | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------------|--|--|---------------|--------------|---------------------------------------|--|---|-------|-------------------|
|     |             |           |                                   |  |  |               |              | 制度の現状                                 | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要 |                   |
| 388 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | ライフコース全体にわたり健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備 | 健康保険事業や関連事務以外にも、上述の認定事業者はじめ法令で規定されたデータベースの運営主体への提供、疾患の原因・予防・診断・治療の方法に関する研究のための提供等、公益に資する場合などには、当該情報の管理主体である自治体や学校設置者、企業の健康保険組合等による被保険者番号の告知要求を可能とすべきであり、時期を明確にして早期に省令で規定することを求める。  | 被保険者記号・番号が個人単位化されたことに伴い、プライバシー保護の観点から、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」が新設された。健康保険事業および関連事務以外に、同制限の適用除外となる手続については、省令で規定することとされている。<br>症状の把握・管理や重症化予測を高精度化するには、学校健診情報や企業の定期健診情報等の保険医療分野外のデータも含めた個人のライフコースデータを可能な限り集約し、より多くの医療データと照合することが欠かせない。これは、症状の予測が難しいコロナや新興・再興感染症の治療においても有効と考えられる。<br>しかしながら、「告知要求制限」のため、市区町村や学校設置者、企業の健康保険組合等が上記情報を管理する際にIDとして被保険者番号を活用することができない。このため、母子手帳情報や学校健診情報、企業の定期健診情報等については被保険者番号が付随される。例えば次世代医療基盤法に規定される認定事業者がこれらの情報の提供を受けた場合、同一人物のデータを高精度で連携することが困難になると考えられる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省        | 健康保険法等                                | 現行制度下で対応可能   | 制度の現状欄に記載の通り、次世代医療基盤法の認定事業者が匿名加工医療情報作成事業等を行う場合や、大学、研究機関等が疾病の原因並びに疾病の予防、診療及び治療の方法に関する研究等を行う場合等については、告知要求制限の対象外としており、引き続き、制度の円滑な運用に努めてまいります。  |       |                   |
| 389 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備          | 書面に加えて電磁的方法による請求を可能とし、医療機関への訪問回数を減少させるなど、医療機関に対する開示手続を簡素化するとともに、開示・提供フォーマットを標準化したうえで電磁的形式での提供を推進することで進捗すべきである。また、特定健診情報や薬剤情報等に関する仕組みが整備されつつあるマイナポータルにおいて、個人による自発的な健康増進や重症化予防の観点から必要性が高い、医療現場の診療・検査等を通じて発生する検査データや所見データを確認できるようにすべきである。   | 健康寿命の延伸に向けては、個人が自らの健康・医療情報を把握・管理し、健康管理や病気のケアに主体的に関与することが極めて重要である。その手段として、健康・医療に関する情報を集約・活用する仕組みであるPHR（PersonalHealth Record）への期待は大きい。手続に要する負担が小さい。例えば、本人が医療機関から自身の医療情報に関する開示・提供を受ける際には、医療機関から書面による請求を求められる場合がある。また、申請時と開示・提供時の二回の訪問を求められる場合があり、新興・再興感染症の流行時には開示請求を躊躇することも懸念される。加えて、開示・提供の手続やフォーマットが医療機関ごとに異なるため、PHRを通じた医療情報の利活用の阻害要因となっている。  | (一社)日本経済団体連合会 | 内閣府<br>厚生労働省 |                                       | 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添）に基づき、医療従事者等の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図っています。<br>後段については、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」に沿って、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報以外のデータ項目を患者本人や医療機関等で確認できる仕組みを推進することとしております。 | 患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを構築させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報についてもは来年度を目途に稼働させることとしています。<br>診療記録の開示に関する手続については、「診療情報の提供等に関する指針」において、医療機関の管理者が当該指針の規定を参考に定めて定めることとなっておりますが、上述の議論の状況も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。 | ◎     |                   |
| 390 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | プログラムの医療機器の該当性判断の迅速化および適正化の早期検討   | デジタル技術の変化のスピードに対応できていない現状と規制の整合を図るとともに、医療機器への該当・非該当に関する予測可能性を高めることが不可欠である。既に該当・非該当事例の追加に向けた通知の改正が進んでいるが、各国においても関連法整備が進められている現状も踏まえ、早期に以下の2点に取り組むべきである。<br>① 通知やQ&Aにおける医療機器に該当しないプログラムの例示を追加すること。追加例：医学的なガイドライン等でエビデンスが認められている疾患のスクリーニング方法等。検査結果データ（携帯端末等）による簡易に測定されたデータを含む）やチェックリストによるスコアを当てはめることで、当該疾患に罹患している可能性を提示するプログラム。<br>② 医療機器の該当性における事例を可能な範囲で公表すること。 | コロナ拡大の長期化に伴い、外出機会制限による運動機能・認知機能低下や、対面医療・介護に出る感染リスクが懸念されている。デジタル技術を活用したヘルスケアアプリケーションは、通院や対面の診療・介護を必要とせず、超高齢社会を迎えつつある国においては、国民一人ひとりが主体的に自らの健康・疾病の重症化を管理する次世代の医療支援ツールとしての役割が期待される。<br>すでに医学的に妥当性のあるアプリケーション・プログラム等が開発され、健康の維持・増進、疾病予防に活用されている一方で、同プログラムが医療機器に該当するかどうかの判断は容易ではなく、プログラム開発の遅延要因となっている。厚生労働省は、通知Q&Aの発出により、該当・非該当の代表的事例の掲載を含めて公表し、随時更新に取り組んでいるが、記載内容は極めて限定的であるため、開発者は個別案件ごとに厚生労働省や都道府県の担当課に相談・照会を行っているのが実情である。   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省        | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項 | 検討を予定  | プログラム医療機器については、規制改革推進会議での議論を踏まえ、現在、薬機法対象となる判断基準の明確化・精緻化について検討を行っております。<br>①については、医療機器に該当しない又は該当するプログラムについて、事例を随時追加してまいります。<br>②については、企業の許可が得られた事例について、公表できるよう対応してまいります。   | ◎     |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項               | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁             | 所管省庁の検討結果   |  |       |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------|---|---|---------------|------------------|---|--|-------|--|--------------------|
|     |             |           |                    |   |   |               |                  | 制度の現状   | 該当法令等                                  | 対応の分類 | 対応の概要  |                    |
| 391 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 特定個人情報の見直し         | Society 5.0実現の障壁となる特定個人情報撤廃すべきである。要望実現が困難な場合には、本人同意を前提に、グループ企業間等における特定個人情報の共有を認めるべきである。 | マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、安全管理措置、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ、法人格を超えた第三者提供が認められないため、グループ企業間等で顧客のマイナンバーを共有できないばかりか、役員・従業員に關しても、転職・退職等による雇用先の変更や育児休業などともなう扶養状況の変更を除いて再度マイナンバーの提供を受けなければならない。国民・事業者の負担は極めて大きい。過度に厳格な取り扱いを規定する特定個人情報の存在は、国民・事業者の間でマイナンバーの取り扱いに関する不安や誤解を招いており、番号制度の潜在能力の発揮を阻害している。  | (一社)日本経済団体連合会 | 内閣府<br>個人情報保護委員会 | 特定個人情報については、悪質性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として規定されている、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、マイナンバーの利用、提供、委託等について、個人情報と比較して厳格な制限が定められております。ただし、特定個人情報の取扱いのうち、譲り受けなければならない安全管理措置に関しては、一般の個人情報と基本的に差異はありません。              | マイナンバー法19条<br>マイナンバーガイドライン(事業者)第4-3-1② | 検討を予定 | ○「特定個人情報の撤廃」について<br>特定個人情報は、悪質性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、より厳格な規制が求められる場合があり、その撤廃は困難です。<br>しかしながら、「特定個人情報は、厳格な取扱いが必要」との認識を過剰にお持ちの民間事業者もあることから、その誤解の払拭が重要であると考えるところ、安全管理措置に基本的な差異がない点について、わかりやすい説明に努めてまいります。<br>○「特定個人情報の共有」について<br>個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されています。<br>これは、「個人番号は、悪質性、唯一無二性、視認性を有し、「民一民一」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」からとされています。<br>こうした立法趣旨は存在しますが、要望を踏まえ、第三者提供禁止の例外として、異動前の勤務先から異動後の勤務先に対し、本人同意を前提に、特定個人情報の提供を可能とすることについて検討いたします。 | △                  |
| 392 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | インターネット投票の実現       | 国民の政治への参画をより一層促進する観点から、選挙におけるインターネット投票の実現に取り組むべきである。                                    | 2002年にいわゆる「電磁的記録式投票法」が施行され、地方公共団体が条例を制定した場合には、当該地方公共団体の議会議員と首長の選挙における電子投票が可能となっている。<br>しかしながら、同法で認めている内容は、あくまでも投票所の電子投票機を操作する方式を前提とするため、国民が投票所を訪れる負担は軽減されていない。また、国政選挙においては電子投票の実施が認められていない。<br>オンライン投票が実現すれば、コロナはじめ感染症流行下において、感染拡大の防止や隔離された患者の投票促進にも資することが期待される。ICTの普及やマイナンバー制度の導入により、自宅のパソコンやスマートフォンを用いてオンラインで投票を行う環境は整備されつつある。  | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省              | インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。   |  | 検討を予定 | インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。  |                    |
| 393 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 公的個人認証サービスの最新情報の提供 | 電子証明書が失効した場合においても、住民票の変更後の内容を提供できるようにすべきである。  | 事業者が顧客に対して契約書や通知書等を発送するにあたり、当該顧客が住所変更を申し出ない限り、住所の変更を把握できない。このため、新住所を照会した上で再配達の手続きを行う必要が生じる。とりわけ、生命保険業界においては、顧客との契約締結後から保険金の支払いに至るまで長期にわたり契約管理を行うため、顧客の最新の住所情報や生体情報の把握に要する負担が極めて大きい。<br>公的個人認証サービスの「署名用電子証明書」には住民票に記載の基本4情報が含まれるため、証明書の有効性を確認することで最新の住民票情報との差を把握できる。公的個人認証法の改正にもない。2016年より民間事業者においても、地方公共団体情報システム機構に対する照会を通じて電子証明書の有効性を確認することが可能となっている。しかしながら、住所変更等により電子証明書が失効した場合においても、署名検証により入手できるのは失効の事実にとどまり、変更後の住所内容等は把握できない。このため、事業者は別途顧客に新情報を照会する必要が生じ、業務負荷の軽減効果は小さい。 | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省              | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第18条第1項及び第2項において、機構は、署名検証者の求めがあったときは、署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「署名用電子証明書失効情報等」という。)の提供を行うこととされており、生命保険会社は、機構から署名用電子証明書失効情報等の提供を受け、生命保険会社で取得している署名用電子証明書の有効性を確認することで、異動等の有無を確認することができます。 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律      | 対応    | 「デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に地方公共団体情報システム機構から提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされたことを受けて、第204回通常国会にこれを可能とする改正法案を提出しているところ。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                     | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁      | 所管省庁の検討結果  |                         |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------------|--|--|---------------|-----------|--|-------------------------|------------|--|-------------------|
|     |             |           |                          |  |  |               |           | 制度の現状  | 該当法令等                   | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 394 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | ローカル5G制度における電波利用料の負担軽減   | 端末数によらない定額制の導入、あるいは端末数に応じた柔軟な料金制度の導入等、電波利用料の負担を軽減する措置を講じるべきである。  | 2019年12月より免許申請が開始された「ローカル5G」制度は、携帯電話事業者と異なる一般企業や自治体等が自己の建物や敷地内に局所的な5Gネットワークを構築する仕組みであり、工場の生産性向上をはじめ地域の課題解決に寄与することが期待されている。5Gの本格展開にともない、特にIoTの市場拡大が見込まれ、陸上移動局に相当する、ローカル5Gの通信モジュールを搭載した端末数も増加する見込みである。しかしながら、端末（陸上移動局）1局あたり年間370円の電波利用料を総務省に支払う必要が生じるため、端末数に比例して負担額も増加する。このため、大規模IoTとして多数同時接続を行う場合に電波利用料が負担となり、利用者に対するコストの上昇や提供料金に対する上昇要因となり、特に中小規模の事業者において導入が進まない可能性がある。  | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省       | 電波利用料の料額については、すべて電波法（昭和25年法律第131号）において規定されており、ローカル5Gにおいて使用が想定される無線局（端末）については、包括免許の場合、1局あたり年間370円の電波利用料が課されています。<br>なお、電波利用料制度は、不法電波の監視など電波の適正な利用の確保のために必要な共益費用を、受益者である無線局の免許人の方々が全て負担いただく制度であり、料額は、必要な歳出額を、無線局の設置場所や出力等を勘案して配分することで算定しています。  | 電波法第103条の2              | 検討を予定      | 電波利用料制度については、少なくとも三年ごとに適正性の確保の観点から検討を加え、必要に応じて所要の見直しを行っているところです。まずはローカル5Gの導入状況を注視し、当該検討にあたって考慮してまいりたいと考えております。   |                   |
| 395 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | PLCの普及に向けた制度整備           | ①他の無線利用者への影響に十分配慮することを前提に、同一敷地内での建物外PLC利用を地中・水中配線の電力線に限り可能とすること。<br>②低速PLCの電力線許可申請の型式指定対象に三相交流を追加すること。 | 既存の電力線を通信回線として利用する技術であるPLC（Power Line Communication、電力線搬送通信）は、電波漏洩等のおそれから屋外利用の範囲が極めて限定されており、同一敷地内においても建物外の設備と建物内との通信手段として利用することは認められていない。このため、同一敷地内の通信には無線通信や商用通信を利用せざるを得ないが、経済合理性や通信品質の観点、景観への影響等から最善な手段と難しい。<br>また、高速PLC（周波数2MHzから30MHz）については、電力線の許可申請の型式指定対象に三相交流が認められる方向で検討が進んでいるが、低速PLC（周波数10MHzから450MHz）は検討の範囲に含まれていない。三相交流の電力線設備は個別の許可取得が必要なため、煩雑な申請手続による事務負担が極めて大きい。<br>デジタル革新の基盤であるIoT推進に向けて、電力線という既存のインフラを有効に活用するPLCの普及促進が求められる。   | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省       | 電力線搬送通信設備については、電力線は、もともと高周波電流を流すことを想定していないため、電波が漏れ易いことから、屋内利用及び屋外利用ともに技術的条件を付けて利用可能としております。また、その普及が急速に高まっている等の状況下にある設備については、別に技術基準等を定め、型式指定の対象とすることで、電波法第100条の規定による個別設置許可を不要としております。<br>利用周波数帯が10MHzから450MHzまでのPLC設備についても一定の条件を満たす設備については個別設置許可を要しないものとして規定しています。<br>また、広帯域（高速）PLC（利用周波数帯：2MHzから30MHzまで）に関し、工場内の三相交流用電力線の利用等に係る「広帯域電力線搬送通信設備の利用高度化に係る技術的条件」については、作業班等での検討を経て令和元年7月に情報通信審議会の一部答申が得られており、回答を受け、制度化に向けて対応しているところです。 | 電波法第100条<br>電波法施行規則第44条 | その他        | 屋内用の広帯域PLC設備（高速PLC設備）を、地中及び水中に配線された電力線を介して敷地内の建物間で利用可能とすることについては、情報通信審議会において必要な技術検討を終え、現在、制度化に向けて対応しているところです。<br>高速PLC設備を工場等の三相交流の電力線で利用可能とすることについては、必要な技術検討を終え、現在、制度化に向けて対応しているところです。<br>この高速PLC設備は、伝送容量が大きく、工場等での利用においては低速PLC設備の用途も含めて汎用性高く利用可能なものです。<br>このため、まずは、低速PLC設備に対する具体的な要望内容について、総務省にご相談ください。 |                   |
| 396 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 個人情報保護法の適用除外（共同研究事例）の明確化 | 寄せられた相談事例等を基に、ガイドラインやQ&Aに具体的な事例を追加するなど、より迅速に関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。                         | 個人情報保護法では、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定「個人情報取扱事業者の義務等」を適用しないこととしている。そのうえで、Q&Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。<br>しかしながら、「1つの主体」や「学術研究」の定義が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報利用が利活用されにくい、研究の幅を狭めるなどの事態を招いている。<br>コロナに代表される新興・再興感染症対策を含め、医学研究の発展には大学や医療機関と企業との医療情報を用いた共同研究が重要な役割を果たす。個人情報保護委員会においては、「個人情報保護法相談ダイヤル」や「PRC」がサポートデスクを設置して、個別相談を受ける体制を整備している。 | (一社)日本経済団体連合会 | 個人情報保護委員会 | 個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定（個人情報取扱事業者の義務等）を適用しないことを規定しております。   | 個人情報の保護に関する法律第76条第1項    | 現行制度下で対応可能 | 当委員会では、適用除外の要件に該当する場合について、ガイドラインやQ&Aで告示しております。これまでも、ガイドラインやQ&Aの改正は適時適切に行っており、今後も当委員会に寄せられた相談事例等を踏まえつつ、学術研究目的の共同研究に関してガイドラインやQ&Aで具体的な事例を追加することを含め、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じてまいります。  | △                 |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                         | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |  |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------------|--|--|---------------|---|---|---|--|--|-------------------|
|     |             |           |                              |  |  |               |   | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要  |                   |
| 397 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 独占禁止法第9条の廃止                  | 独占禁止法第9条(一般集中規制)は、国内の他の会社の株式取得・所有により事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止している。一例として、子会社と実質の子会社を含めた「会社グループ」の総資産額が15兆円を超えたらうて、5つ以上の主要な事業分野(日本標準産業分類の3分区分における売上高6,000億円を超える業種)において、単体総資産3,000億円を超える会社を保有することはできないと整理されている。このため、一部の会社グループにおいては、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下にならない限り、新規分野で競争力を確保できない事態が生じている。公正取引委員会は、ガイドラインで示された上記基準に相当すること直前に独占禁止法9条に抵触するものではないとしているが、本規制の存在自体が事業者の萎縮効果を生じ、自由な事業活動を阻害している。経済活動のグローバル化が進展し、国内市場においても海外企業が参入して競争が促進されており、特定の国内グループが過度に集中することで支配力を有する状況はなくなりつつある。加えて、デジタル化の進展とともに、わが国企業は国内外の市場の変化に対応しながら事業構造や事業領域を再構築する必要に迫られている。こうした状況を踏まえて、国内市場の規模のみに着目して規制を課す一般集中規制の存在意義は乏しいと言わざるを得ない。 | (一社)日本経済団体連合会  | 公正取引委員会       | 独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業に対する影響力が増し、大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有効な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。 | ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条<br>「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え」(平成14年11月2日公正取引委員会(平成22年1月1日最終改訂))   | 対応不可  | 独占禁止法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と商工業が結び付いた結果、競争上の問題が広範に生じる場合があり、このような場合には、①事業者の市場への自由な参入が阻害される。②取引先の選択や取引条件の設定についての事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される。③価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられるなどの弊害が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあります。同条の規制が廃止された場合、独占禁止法第10条等の市場集中規制や同法第3条、第19条等の行為規制の規制基準に達しないものの事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段が無くなることから、引き続き同法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられます。 |  |                   |
| 398 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 専任技術者の配置における専任・常駐要件の緩和       | 専任技術者の業務はデスクワークとなることから、ICTの活用により、常駐の場合と同様の環境で作業することが担保できる場合には、テレワークでも、その営業所に常駐して業務に従事しているものとみなすべきである。また、例えばLAN配線に伴う配管工事を行うような電気通信工事等については、必ずしも専任である必要性はなく、専任技術者が複数の工事現場に関わる業務を同時に遂行できると考えられる場合には、テレワークによる業務を可能とすべきである。   | 建設工事に関わる契約の適正な締結・履行を確保するため、見積・入札、請負契約締結等の建設業に関わる営業には、一定の資格または経験を有した「専任技術者」の設置が必要である。建設業法では、営業所ごとに専任技術者を設置することを定めているため、営業所に常駐している必要がある。しかし、コロナが拡大する状況において、専任技術者の通勤・移動を抑制することは感染抑制に資する。加えて、建設業界における労働力不足が深刻化するなか、効果的に人的資源を活用する事が求められている。   | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省   | 建設業法においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護することを目的に、請負契約締結の観点となる営業所毎に専任の技術者を置くことを求めています。  | 建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号  | 検討を予定  | ○ 営業所専任技術者については、本年4月に通知を發出し、業務時間内において常時連絡を取ることができると、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境にある場合には、テレワークにより職務を行うことを可能としたところです。<br>○ また、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場と営業所が近接し、当該営業所と間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、営業所専任技術者が当該建設工事の現場における専任技術者等を兼務することも可能としています。<br>○ 営業所専任技術者や建設工事の現場における主任技術者等が担う役割に留意しながら、ICT技術の進展も踏まえ、業界とも連携して、テレワークの導入による業務の効率化について、検討してまいります。 |                   |
| 399 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | フロン排出抑制法における業務用冷凍空調機器の点検の遠隔化 | 業務用冷凍空調機器について、上記IoT技術の導入を前提として、遠隔で簡易・定期点検できる旨を明確化すべきである。   | フロン排出抑制法は、フロンの漏洩を防ぐために業務用冷凍空調機器の現場での簡易・定期点検を定めている。遠隔での実施が想定されていないため、移動や点検時にコロナの感染リスクが高まる。IoT技術を活用して、簡易・定期点検と同程度のフロン漏洩防止効果のある技術がすでに実用化されており、これを活用して簡易・定期点検を行うことが可能となっている。<br><br>(要望の実現により)保安業務におけるコロナの感染リスクを低下させるとともに、新技術を用いた事業の効率化・生産性の向上を実現できる。  | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省<br>環境省  | フロン類の排出抑制を目的とするフロン排出抑制法において、業務用冷凍空調機器の使用時の点検業務など、フロン類のライナシカル全般にわたる排出抑制対策を規定してあります。<br>同法の告示の「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」においては、3ヶ月に1回以上の実施を求めると同時に点検及び機器の種類等により1年又は3年に1回以上実施を求めると同時に点検を規定しています。<br>これらの点検に係る手法として、圧力や電圧、電流などを、センサー等を用いて計測し、得られた運転データを定常状態のデータと比較して、異常が無いことを確認するなど、IoT技術によって取得したデータを活用する方法も、既に含まれております。   | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項<br>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(経済産業省・環境省告示第13号) | 検討に着手  | 同告示における点検方法に関し、漏洩検知システムなどIoTを活用した技術のより具体的な活用方法について、IoTベンダーや機器メーカーとの議論を開始したところです。<br><br>現在、各社の意見を集約する業界団体において、漏洩検知システムの基準を検討しているところであり、年度内を目途に中間とりまとめを行う予定と承知しております。それを踏まえ、適用可能であるとの見通しが得られた点検方法について、速やかに制度に反映していく所存です。  |                   |
| 400 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 危険物施設の完成検査の電子化               | 装置(台あたりの「指定数量」の「倍数が1未満の容量かつ密閉式の装置においては、設置・変更工事にあたり流出・火災等の事故が生じる可能性は極めて低い。そこで、装置(台あたりの指定数量の倍数が1未満の容量である密閉式装置を設置・変更した場合は、自ら完成検査を行える認定事業所であっても、試験データおよび設置場所の写真等のデータを電磁的に提出する方法で完成検査に代替することを認めるべきである。  | 指定数量以上の危険物を取り扱う製造所等は、設置工事または変更工事に完成検査を受ける必要がある。同検査では、消防職員・設置者(管理者)・工事業者をはじめ多くの関係者が集まり、「密」な状態で実施されるため、コロナ感染のリスクが懸念される。とりわけ、「指定数量」(危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量)の「倍率」(当該製造所・貯蔵所又は取扱所において貯蔵あるいは取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除した値(品名又は指定数量を累する2以上の危険物を取扱い、又は取り扱う場合には、当該危険又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値))が1未満である容量の装置を多数設置しているために、施設全体で「倍率が1倍以上となる製造所」(要するは、変更工事やそれに伴う完成検査の頻度が高く、コロナの感染リスク)がより高まること懸念される。<br><br>(要望の実現により)「密」な状態の発生を回避し、コロナの感染リスクを抑制できる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省   | 消防法(昭和23年法律第186号)上の危険物施設については、事前に許可された計画に依り、基準に適合するように作られたか否かを確かめるため、工事後、完成検査を受ける必要があります。<br>従来、完成検査の運用については、以下の通り、一定の合理化を図っております。<br>・優れた保安体制を有すると認められる事業所の変更工事について、市町村長は、事業所の自主検査結果を活用して完成検査を実施。<br>・高圧な工事等については、高圧ガス保安法や労働安全衛生法に係る結果の活用して完成検査を実施。<br>・軽微な変更(機器・配管の補修、取替等)については、事業所からの資料提出により、市町村長の許可・完成検査を省略可。<br>なお、完成検査の申請については、「電子メール等を活用し、対面による手続を極力減らす旨を周知しております(「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における御印留等について(通知)」(令和2年5月15日消防庁第124号・消防危険第129号))。完成検査申請においても、あらかじめ関係者に立し立ち余人数を最小限にするよう働きかけるとともに、互いに十分な距離をとることができ、換気が十分にされた空間での実施やマスクの着用等、感染予防の対策を徹底するようお願いしております(「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について」(令和2年4月24日付事務連絡))。 | 消防法第11条<br>危険物の規制に関する規則第5条  | 検討を予定  | 今回の御要望につきましては、指定数量未満の密閉式装置の仕様など具体的な内容を確し、完成検査の運用合理化について検討してまいります。<br>なお、新型コロナウイルス感染症でいわれる三つの密を避けることについては、すでに、立ち余人数を最小限にするよう働きかけるとともに、互いに十分な距離をとることができ、換気が十分にされた空間での実施やマスクの着用等、感染予防の対策を徹底するようお願いしており、今後も適切に運用してまいります。   |                   |



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |                                     |            |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------|---|---|---------------|--------------|--|-------------------------------------|------------|--|-------------------|
|     |             |           |                             |   |   |               |              | 制度の現状  | 該当法令等                               | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 404 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 医薬品卸売販売業の管理薬剤師の配置要件の緩和      | 必要な場合には薬剤師からオンラインで指導を受けられる体制を整えることを前提に、医薬品等を直接取り扱わない営業所における薬剤師の配置要件を撤廃する。あるいはオンラインでの対応や他営業所等との業務を認めるべきである。  | 医薬品卸売販売業においては、すべての営業所に薬剤師を置くことが義務付けられている。しかし実際には、医薬品・原薬を製造・保管拠点等から販売先へ直送している営業所では、受注や在庫管理業務のみを行い、医薬品等を直接取り扱わないケースがある。薬剤師の不足も深刻化するなか、医薬品等を取り扱わない営業所に専任の薬剤師の配置を義務付ける必要性は必ずしも高くない。コロナが拡大する中でテレワークの阻害要因ともなっている。   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省        | 卸売販売業の営業所は、保健衛生上の問題が生じないよう、医薬品について相当の知識を有する者によって常時管理される必要があるため、専任の管理者を置く必要があります。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、医薬品営業所管理者は、その営業所以外の場所でもして営業所の管理その他業務に関する実務に従事することができます。   | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条 | 現行制度下で対応可能 | オンラインの活用等により、営業所の管理として業務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められた場合において、都道府県知事の許可を受けることで、卸売販売業の管理者が他の場所で業務に関する実務等を兼務することが可能です。   | △                 |
| 405 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | マンション管理組合のIT総会・理事会におけるルール整備 | 現在、政府においては、類似の事実としてバーチャルオーナー株主総会のあり方について2020年度中に結論を得る方向で検討されている(「成長戦略フォローアップ」2020年7月17日、p42)。この議論と並行して、WEB会議システム等を用いた、マンション管理組合の総会・理事会開催方法について、デジタル化の推進も促進しつつ、決議無効を回避するためのオンラインでの議決権行使の望ましい運用ルール(バーチャルオーナーも含む)についてガイドラインを策定し、明確化するべきである。また、これを踏まえたマンション標準管理規約の見直しも検討すべきである。 | マンション管理組合が開催する総会・理事会は、従前より集会所等で実際に人が集まり対面形式で行われてきた。許容リスクの回避や業務効率化等を目的に、ITを活用した会議システム等の活用で物理的集会所に制約されない形式で、出席および議決権行使ができる総会・理事会を開催するニーズが高まっている。しかし、現行の区分所有法において、マンション管理組合の総会及び理事会を、ITを活用し開催した場合に、参加者が出席しているとみなされるのか、またオンラインでの議決権行使の有効性が不明瞭である。これにより、国内に概ね10万程度あるとされる管理組合は、WEB会議システム等による総会や理事会を開催することにこの足を踏んでいる現状がある。2020年5月、公益財団法人マンション管理センターが新型コロナウイルス感染症拡大におけるITを活用した総会・理事会の開催に関するQ&Aを公表し、区分所有法第39条、同第45条の解釈が一定程度示されたが、例えば、以下のような実務上の対応方法が不明瞭であり、オンライン開催の判断が困難となっている。本人確認に関する対応(経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」p15参照)第三者が取りまてWEB会議システム等で総会に参加し、議決権行使していたことが後日判明した場合の対応事前に書面や電磁的方法で議決権行使をした者が、総会にWEB会議システム等で参加し、提出済の議決権行使票の意見から変更の意思表示をした場合の対応オンラインのみ(バーチャルオーナー)で開催した事案においてインターネット環境を持たない区分所有者がいる場合の対応また、国土交通省が公表しているマンション標準管理規約においても、上記のような場合の扱い等について明確な記載がない。そのため、仮に管理規約で独自に定めていても、将来的に総会が無効となるリスクがあり、有効に活用できていない。変更が実現すれば、全国に約10万存在するマンション管理組合において、WEB会議システム等による感染対策しながら総会・理事会の開催決議が可能になる。また、WEB会議システム等を活用すれば遠隔地からの参加も可能となるため、これまで以上に総会・理事会への参加者は増加すると期待される。多数の意思決定が総会・理事会に反映されることは、管理組合の活動の健全化にも寄与すると考えられる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>国土交通省 | 区分所有法上、WEB会議システムを用いて区分所有者の集会を開催することは、一律に否定されているものではありませんが、その具体的な議事運営等については、運用に委ねられています。マンションの快適な居住環境を確保するためには、区分所有者間の具体的な住まい方のルールを定めておくことが重要であり、国土交通省では、管理組合が各マンションの実情に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、「マンション標準管理規約」及び「マンション標準管理規約コメント」を作成し、周知を図っています。 | 区分所有法<br>マンション標準管理規約                | 検討を予定      | 区分所有法上、WEB会議システムを用いて区分所有者の集会を開催することは、一律に否定されているものではなく、その具体的な議事運営等については、運用に委ねられています。これに關し、今般、国土交通省・法務省もオブザーバーとして参加した「ITを活用した総会の実施ガイドライン」(令和2年12月1日策定・公表)がとりまとめられ、WEB会議システムを用いた区分所有者の集会及び理事会(いわゆるバーチャルオーナー型を含む。)の具体的な議事運営等についての運用の例が示されたものと承知しています。こうした取組を踏まえつつ、引き続き、マンション管理に係る関係団体とも連携し、マンション標準管理規約の改正を検討してまいります。 |                   |
| 406 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 管理員業務のIT化に向けた管理員の設置義務の緩和    | 現行の条例等において定められる管理員の駐在時間について、管理員業務をIT技術により代替した場合、確実な管理業務が行われる(管理員による管理と同等の管理が行われる)ことを条件に、事業者が管理員の駐在時間を柔軟に設定できるよう、国から地方自治体に対して通知を發出すべきである。また、管理員業務の代替手法がどのような要件を満たせば「確実な管理業務が行われる」あるいは「管理員による管理と同等の管理が行われる」と認められるかについて、現行の建築許可基準の範囲内で国によるガイドラインの策定およびその定期的な見直しをすべきである。        | マンション管理業務において、対面接触機会の削減および利用者の利便性向上、人手不足への対応といった観点から、管理員が駐在するのではなく、IT技術を活用し、居住者が必要とする時間に必要サービスが受けられるようにするニーズが高まっている。具体的には、スマートフォンのアプリケーション等により、現在管理員が対面形式で行う居住者からの問い合わせや各種申請等への対応をIT化するとともに、オートロック解除や点検等の場合にも管理員が立ち合う必要のない環境を整えることが考えられる。しかし、一部の自治体では、建築基準法第40条に基づき、分譲マンション建設にあたり事業者(建築主)が遵守すべき事項として、管理員の設置義務とともに、その駐在時間等を詳細に(例えば「常駐または週〇回以上かつ1日〇時間以上」等)条例・指導要綱等(以下、条例等)で定められている。その場合、窓口対応等の業務をIT化して管理員の駐在時間を削減しようとする条例等の違反となる可能性がある。また、自治体によっては、管理員の設置について「確実な管理業務が行われる場合」や「管理員による管理と同等の管理が行われる場合」に管理員業務のIT技術による代替を認めているが、その場合も基準が不明瞭であることが多い。   | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省        | ご指摘のような条例は建築基準法等の法令を根拠とするものではなく、自主条例であると思われるので、国土交通省はお答えする立場にはなっておりません。  | なし                                  | 事実裏認       | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                      | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果                   |            |   |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|---------------------------|--|--|---------------|-------|-----------------------------|------------|---|--|-------------------|
|     |             |           |                           |  |  |               |       | 制度の現状                       | 該当法令等      | 対応の分類   | 対応の概要  |                   |
| 407 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 電気主任技術者の配置要件の緩和           | 適正な保安体制を確保・維持していることを前提として、太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件を撤廃すべきである。  | 太陽光を含む発電設備においては、設備ごとに電気主任技術者を選任することが義務付けられている。同技術者は原則として1設備1名の選任が求められる。他事業場・設備と兼任する場合には、管理対象施設の電圧が7,000ボルト以下であること、業務する施設から2時間以内の移動距離に住所あるいは事務所があること等の制約が設けられている。<br>政府においては、スマート保安実現による保安力の維持・向上と生産性向上との両立を掲げており、企業においても設備の状態を遠隔で把握・監視するSCADA(Supervisory Control And Data Acquisition、産業監視制御システム)等の遠隔監視システムを導入しつつある。有事の際には同システムが異常を察知して電気主任技術者に知らせることで、現場責任者への適切な指示と安全性の担保が可能である。また、電気主任技術者が必要となる電流・電圧の点検や故障部品の交換・修理等の電気業務の発生は、概ね年間30日以下にとどまり、この点においても電気主任技術者が常駐する必要性は低い。<br>こうした状況にもかかわらず、電気主任技術者の選任義務があることで、企業にとっては遠隔監視システム導入と二重のコストを支払う必要が生じている。加えて電気主任技術者の高齢化・人手不足による人件費高騰も相まって、発電設備の運営コストを押し上げ、太陽光発電設備の普及促進も阻害する恐れが生じている。<br>なお、適正な保安体制の例として、以下が考えられる。<br>① 遠隔監視システムやPVEDカメラ等により、発電設備における発電量データや運転状況を一元的に把握・管理出来る体制を有していること<br>② 一元管理を行う責任者として、第一種もしくは第二種電気主任技術者を配置していること<br>③ 2時間以内で管理対象設備に到着できる適切な知識・経験を有した人員(常駐電気士等)を配置していること<br>④ 管理対象設備において、電気事業法に則った適切なメンテナンス行為が可能であること<br>⑤ その他、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条に準ずること | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省 | 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)          | 検討に着手      | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。太陽光発電設備におけるSCADA(産業監視制御システム)等の遠隔監視システム等の活用による電気主任技術者の兼任要件については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、令和2年度中に当該システムの実態を調査し、安全レベルの確保に留意の上、所要の改正を目指します。   |  |                   |
| 408 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 自家用電気工作物の月次点検・問診・保安教育の遠隔化 | 保安上支障がないものとして外部委託が認められている自家用電気工作物については、遠隔での月次点検や問診・保安教育を認める旨を明示するとともに、そのための明確な要件を告示等で定めるべきである。         | 自家用電気工作物の点検や問診・保安教育の実施方法については、現行法で明示されていないため、遠隔での点検の可否が不明確であり、従来どおり電気主任技術者の現場訪問による点検しか実施できない。経済産業省告示では、信頼性の高い需要設備については隔月1回以上の点検が求められているが、常時遠隔監視システムで当該工作物の電力使用状況・漏電・電圧低下をはじめとする点検項目を把握する技術はすでに実用化されているとともに、問診・保安教育についてもオンライン会議システムを活用した遠隔化が可能である。<br>電気主任技術者の高齢化・人手不足、さらには現下のコロナ感染のリスクも踏まえれば、遠隔監視可能な点検のために現場を訪問する必要性は低い。<br><br>(要望の実現により)保安業務におけるコロナの感染リスクを低下させるとともに、新技術を用いた保安事業の効率化、生産性向上を実現することができる。  | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省 | 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)          | 検討に着手      | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。自家用電気工作物における遠隔監視技術等の活用による定期点検のあり方については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、遠隔監視システムによる現場点検の代替について令和2年度中に所要の改正を目指します。<br>また、保安教育の実施方法については、法令で規制しておらず、現行においても遠隔による実施が可能です。  |  |                   |
| 409 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 産業廃棄物処理業者の実地確認の緩和         | ①書類や設備等、オンライン会議システムを活用した確認が可能な項目については、実地確認に加えて遠隔での確認も可能とする。②同一施設を利用しているグループ会社については、一括した遠隔検査を可能にすべきである。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、中間処理事業者を含む事業者は、その産業廃棄物の処分等を委託した場合、委託者である産業廃棄物処理事業者に対して、法人ごとに産業廃棄物の処理状況を実地目で確認することが求められている。このため、事業者の移動や対面での確認の機会が多くなり、コロナの感染リスクが増加している。<br><br>(要望の実現により)実地確認のための移動や対面での点検が抑制され、コロナの感染リスクが低下する。また、現場確認にかかる時間の短縮が期待できる。   | (一社)日本経済団体連合会 | 環境省   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項及び第7項 | 現行制度下で対応可能 | 産業廃棄物処理法第12条第7項では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、事業者は、その事業活動に伴い排出する産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。<br>事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら処理する代わりに、適正に処理する能力を有する他者に委託することによって、その処理責任を委ねることができる。<br>また、産業廃棄物処理法第12条第7項において、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。 | 産業廃棄物処理法第12条第7項では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、事業者は、その事業活動に伴い排出する産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。<br>排出事業者責任の観点から処理状況の確認は極めて重要であり、実地確認は処理が適正に行われていることを確認する方法として推奨されますが、廃棄物処理法でその方法によることを義務付けているものではありません。<br>このため、廃棄物処理法上、御提案のように新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した形で処理状況の確認をさせていただくことは可能です。<br>なお、別途提案者にお伺いした実地確認を求めていることされた都道府県・政令市では、条例又は要綱で実地確認を行わなければならないことを規定していますが、これらの自治体の考え方を聴取したところ、新型コロナウイルスの感染拡大下でも実地確認を求めている事例は確認されませんでした。また、グループ会社による一括した遠隔確認を認めないとの見解も確認されませんでした。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                  | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |                                  |   | ワーキンググループにおける取組方針   |  |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------------|--|--|---------------|--------------|---|---|----------------------------------|---|---|--|
|     |             |           |                                       |  |  |               |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                            | 対応の概要   |   |  |
| 410 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | シリンダーキャビネットの設置工事に係る完成検査のオンライン化        | 「一般高圧ガス保安規則第35条第1項別表第1」を改正し、第一種貯蔵所のシリンダーキャビネットについては、地方公共団体による完成検査の検査項目と同様の内容が分かる写真等のデータと、事業者自らが行う定期点検等の試験結果を電磁的に提出する方法で、完成検査を行える旨を明示すべきである。  | 高圧ガス保安法における「第一種貯蔵所」は、一般高圧ガス保安規則の定めにより、設置工事または変更工事後に自視での完成検査を受ける必要があり、現地での検査が行われている。地方公共団体の職員、設置者(管理者)、工事業者ら多くの関係者が現地に来るため、「密」な状態で実施され、コロナの感染リスクが高い。とりわけ、シリンダーキャビネットを多数設置する第一種貯蔵所では、変更工事の頻度が高く、工事の度に現地での検査をするため、コロナの感染リスクがより高まる(例えば、100本以上のシリンダーキャビネットがある貯蔵所では、シリンダーキャビネットを1本増やしただけでも検査が必要となる)。この完成検査の内容は、設置等を外部から自視で確認するものであり、写真等によっても検査を行うことが可能である。                       | (一社)日本経済団体連合会 | 経済産業省        | シリンダーキャビネットの設置工事後又は変更工事終了後、法第二十条に基づき、都道府県知事が行う完成検査を受け、技術上基準に適合していると認められる必要があります。また、この完成検査の方法については、技術上の基準の適合状況を確認するための、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格(KHKS)又は省令別表で定められています。   | 高圧ガス保安法   | 現行制度下で対応可能                       | 令和2年10月、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査の方法の見直しに関する省令等改正(下記参照)を行いました。<br>(参考)<br><a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/10/201030_kouatsu.1.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/10/201030_kouatsu.1.html</a><br>これにより、従来自視で行うこととされていた検査項目について、カメラ等、自視と同様の情報が得られる方法を活用した検査の実施が可能となっております。 |   |  |
| 411 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 自動走行ロボット・パーソナルモビリティの社会実装に向けた道路関係法令の整備 | まずは、2020年5月14日衆議院投資会議における内閣総理大臣発言の通り、「低速・小型の自動配送ロボットについて、遠隔監視・操作の公道走行実証を年内、可能な限り早期に実行することが望まれる。その上で、将来的に道路使用許可申請や道路運送車両保安基準の緩和申請を経なくても自動走行ロボット・パーソナルモビリティが歩道等を自由に走行できるよう、道路交差点や道路運送車両法等において新たな車両区分を設けるなど、必要な制度を整備すべきである。また、それらの車両を想定した規定がない現行制度のもとにおいても、実証実験のための許可申請手続を簡素かつ速やかに行えるようにすべきである。併せて、公道と立休交差する私有地における自動走行の実証実験については、公道の交通に影響を与える恐れがないことから、道路使用許可申請道路交通を不要とすべきである。 | 自動走行ロボットによる物流や、自動走行パーソナルモビリティによる移動に対するニーズが高まっている。これらの車両は低速で走行することから、みなし歩行者と同様に歩道・路側帯を走行できるようにすることが望ましい。<br>しかし、現行の道路交差点や道路運送車両法等では、車両は自動車、原動機付自転車、軽車両、みなし歩行者の4つに区分されており、運転者がおらず自動走行で旅客・貨物を運送する車両や、車道だけでなく自転車道・歩道・私有地内も機動的に走行する車両が想定されていない。そのため、現行制度において自動走行ロボット・パーソナルモビリティの公道走行実証実験を行うためには、道路使用許可申請や道路運送車両保安基準の緩和申請が必要となる。また、それらの車両は原動機付自転車や自動車として扱われ、車道以外の走行が認められないこともある。 | (一社)日本経済団体連合会 | 警察庁<br>国土交通省 | 低速・小型の自動配送ロボットについて、遠隔監視・操作の公道走行実証は既に実行されているものと承知しています。<br>「自動走行ロボット・パーソナルモビリティ」は、通常、道路交差点上の自動車又は原動機付自転車に分類されると考えられるため、歩道等を走行する公道実証実験を行う場合は、道路使用許可を受ける必要があります。また、安全な低速・小型の自動配送ロボットの開発・実用化を促進するため、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度に基づき道路運送車両法保安基準の一部の緩和し、遠隔監視・操作の公道走行実証を可能としています。<br>なお、自動配送ロボットの公道実証実験については、「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型)公道実証実験手順」を警察庁ホームページに、「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型)の基準緩和手続き」を国土交通ホームページに掲載するなどし、道路使用許可及び基準緩和認定を受けて公道実証実験を行う際の手順をお示ししております。<br>実証実験を実施しようとする場所が道路交差点第2条第1項第1号に規定する「道路」に当たらないもの、及び「道路」に当たらないものとするか否かは、当該場所の通行の状況や構造等も考慮して個別具体的に判断されるべきものですが、実証実験の準備段階で警察において速やかに判断し、実証主体等に示すことが必要であると考えています。 | ○道路交差点(昭和35年法律第10号)第2条第1項第4号及び第10号並びに、第71条第1項第4号<br>○道路交差点法施行規則(昭和35年政令第60号)第1条の2<br>○平成22年総務省令第416号(道路交差点法施行規則の一部を改正する省令)の施行期日<br>○道路運送車両法(昭和25年法律第169号)第2条第1項第5号の総務省令で定める大きさの総務省令については○五〇五〇の別表に掲出については○六〇六〇の別表に掲出することとなること<br>○道路運送車両の保安基準(昭和27年7月20日運輸省令第61号)第55条第1項<br>○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める告示(平成15年9月28日国土交通省令第1220号)第1条第10号 | ○郵便法第72条<br>○郵便物運送委託法第1条、第2条、第3条 | 検討に着手   | 自動配送ロボットの新しいモビリティの交通ルール等の在り方については、令和2年7月から、警察庁の「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、検討が行われております。当該検討会は、令和3年度にかけて開催される見込みであり、当該検討会における議論を踏まえ、新たなモビリティの制度整備について検討してまいります。<br>また、現行制度における道路使用許可や道路運送車両法の基準緩和を受けて実施される自動配送ロボットの公道実証実験については、手続がより円滑に行われるよう、事業者の意見を踏まえつつ、引き続き迅速な処理に努めるとともに、必要な見直しを行ってまいります。 |  |
| 412 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 建物管内の代理配送に対する郵便法の規制の緩和                | 適切なセキュリティ体制の確保を前提とし、複数テナントの入居同一ビル内における一般住居の代理配送に代わらず、代理配送の支障とならない。また、郵便業務の一部委託には総務大臣の認可が必要となるが、そのためには「当該委託を必要とする特別の事情があること」等の要件を満たす必要があり、建物館内の代理配送が想定されているとは言いがたい。   | 複数テナントの入居大型施設館内においては、自律走行型ロボット等がまとめて代理配送を行うことで、多数の対面機会を減らし、感染リスクを低減することができる。しかし、一般住居の配達については、日本郵便以外が取り扱うことは、同社から委託を受ける場合を除き認められておらず、代理配送の支障となっている。また、郵便業務の一部委託には総務大臣の認可が必要となるが、そのためには「当該委託を必要とする特別の事情があること」等の要件を満たす必要があり、建物館内の代理配送が想定されているとは言いがたい。   | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省          | ○郵便法第72条により、日本郵便は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律(郵便物運送委託法等)に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならないとされています。<br>○郵便物運送委託法第1条及び第2条により、日本郵便は、郵便物の取集、運送及び配達(以下、「運送等」)を運送業者等に委託することができることとされています。また、第3条により、運送等を委託する場合は契約にすることとされています。  | ○郵便法第72条<br>○郵便物運送委託法第1条、第2条、第3条  | 現行制度下で対応可能                       | 郵便物の配達には、「郵便物運送委託法」に基づき、民民の契約により行うことが可能であり、「一般住居の代理配送」についても同様に可能となっております。(総務大臣の認可を受ける必要もありません。)   |   |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的な内容  | 提案理由          | 提案主体  | 所管省庁   | 所管省庁の検討結果   |                    |  |       | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|--|---------------|-------|--|---|--------------------|--|-------|-------------------|
|     |             |           |                            |  |               |       |  | 制度の現状   | 該当法令等              | 対応の分類  | 対応の概要 |                   |
| 413 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 旅客運送手段の多様化に向けた道路運送法の運用の見直し | <p>感染症対策の観点から、電車、路線運行バス等と比べて不特定多数の人の接触機会が少ない移動手段として事前予約・オンデマンド型の相乗りタクシーや電動シヤトルが注目されている。しかし、いずれも法規制によって、一般客に対しての運行となっており、同一方面へ向かう客を効率的に運送することができない状況にある。</p> <p>①同一方面へ向かう客に対して事前に予約をもらい、マッチングをして相乗りタクシーを利用してもらうことにより、同一車両で運送することが可能となれば、少ない台数で効率的な運送ができることにも、利用者運賃の軽減にもつながる。また、最大乗車人数制限を設けることで社内十分な空室を確保することができ、方が一感染者が出た場合も、予約データに基づき乗客の特定が可能となる。</p> <p>しかし、一般乗用旅客運送事業（道路運送法第3条第1項第1号ハ）として実施しようとしても、同法で「一回の契約により旅客を運送すること」とされており、相乗りでの運送が認められていない。また、一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1項第1号イ）として実施しようとしても、地方運輸局の事業許可・事業計画変更審査基準において「運送の区間ごとに発車時刻しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているもの」とされている。そのため、事前予約に基づき、顧客の指定する時間に合わせ旅客を運送する事業は認められない。</p> <p>②同一ビルに通勤する複数テナントの従業員等をシヤトルによって一括して運送すること、効率的な運行を行うことができる。しかし、このような事業について特定旅客自動車運送事業として許可を取得しようとしても、地方運輸局の事業許可・事業計画変更審査基準において、原則として運送業者は単数の者に特定されていないなければならない。また、取扱客についても、需要の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合等に限られることから、同一ビルに通勤する複数テナントの従業員を一括輸送する事業は想定されていない。</p> <p>（要望の実現により）密を避けて移動できる交通手段の多様化が図れると共に、利用者・事業者双方にとってより効率的・経済的な輸送形態が実現可能となる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | <p>①配車アプリを通じ、タクシーに相乗りして運賃を割割する『相乗りタクシー』については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、制度化する方向で準備をしているところである。</p> <p>なお、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けて『乗合タクシー』を運行することは現在でも可能であり、この場合、旅客の指定する時間等に合わせオンデマンド型の運用を行うことも認められます。</p> <p>②特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針については（平成14年1月31日発出）」において、「運送業者が原則として単数の者に特定されること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。」と定められております。</p>  | ①道路運送法第3条第1号ハ<br>②特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について（平成14年1月31日発出） | ①対応<br>②現行制度下で対応可能 | <p>①相乗りタクシーの制度については、令和2年3～4月にパブリックコメントを実施済みであり、令和2年11月27日に大臣からも導入予定であることを発表済みです。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、導入時期を調整してまいります。</p> <p>②特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針については（平成14年1月31日発出）」における、実質的に単数と認められる場合とは、「特定旅客自動車運送事業の許可要件明確化」について（平成16年3月16日発出）」において、又運送業者が複数企業であっても同一の運送目的を有している、又申請者と運送業者の間で単一の運送契約が締結されていること等の場合であることが示されており、ご提案にありました、同一ビルに通勤している複数テナントの従業員の輸送につきましても、上記の要件を満たす場合には、運送業者の要件を満たしているものと考えております。</p> |       |                   |
| 414 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 企画業務型数量労働制の対象業務の見直し        | <p>「働き方改革関連法案」の審議段階で削除された「課題解決型提案営業」として「企画業務型数量労働制の対象業務」を早期に対象に追加すべきである。</p> <p>労働基準法は、企画業務型数量労働制の対象を「事業の運営に関する事項」について、企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の方法及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と定めている。</p> <p>しかしながら、経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進み、企業における業務が高度化・複合化する今において、業務実態と準拠しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | <p>企画業務型数量労働制については、「事業の運営に関する事項」についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の方法及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象業務としているところである。</p>   | 労働基準法第38条の4第1項  | 検討を予定              | <p>数量労働制については、制度の適用実態を把握するために、総務大臣承認のもと一級統計として職業実態調査を実施しており、現在は回収した調査票の集計等を行っているところである。</p> <p>制度改正については、まずは調査結果を踏まえて、しっかりと制度の在り方について労働政策審議会で議論いただきたいと考えております。</p>   |       |                   |
| 415 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 雇用型テレワークガイドラインの見直し         | <p>テレワークの一般普及・定着を図る観点から、同ガイドラインを以下のとおり見直すべきである。</p> <p>①労働時間の把握方法として、電子メール等による始業・終業時刻の報告（自己申告）を適切にすること<br/>②オンプレミスを通じた健康状態の確認や業務の進捗状況の把握など、労務管理全般に焦点を当てた記載を追加すること<br/>③テレワーク時の残業に関する企業の萎縮効果を抑えおそれがある「時間外・休日・深夜労働の原則禁止」の記述を削除すること</p> <p>コロナをめぐる問題を契機として、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークが急速に普及している。テレワークの導入・実施時における労使双方の参考資料として情報通信技術を活用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインが存在するが、同ガイドラインは、テレワークの時間外・休日・深夜労働の原則禁止を示すなど、新しい生活様式としてのテレワークを促進する内容とは言えない。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | <p>①テレワークを行う際の労働時間の適正な把握については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、労働時間を記録する原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録によること等が挙げられており、やむを得ず自己申告によって労働時間の把握を行う場合においても、同ガイドラインを踏まえ措置を講ずる必要があるとされている。</p> <p>②現在の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（以下「テレワークガイドライン」という。）においては、労働基準法や労働安全衛生法などの労働基準関係法令の適用及び留意点等について示しているところである。</p> <p>③現在のテレワークガイドラインの記載は、テレワーク時の長時間労働等を防ぐために考えられるいち手法として、労使の共通理解の下で、時間外、休日、深夜労働を原則として禁止とすることも有効である旨を記載しているものであり、必ずしもテレワークにおいて深夜労働を原則禁止とするよう使用者に求めているものではありません。</p> | 情報通信技術を活用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン                                 | 対応                 | <p>ポストコロナ・ウィズコロナにおける「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応し、良質なテレワークの促進・普及に資するよう、令和3年3月、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（平成30年2月22日厚生労働省）について、以下の内容を盛り込んだ「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に改定しました。</p> <p>・労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法を明確化。<br/>これまで記載の場なかった労務管理全般に関する事項を充実。<br/>・時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズに関する調査結果を踏まえつつ、長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えない表現の見直し。</p>   |       |                   |
| 416 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 時間単位の年次有給休暇の取得制限の撤廃        | <p>多様で柔軟な働き方を推進する観点から、時間単位年休の取得制限を撤廃すべきである。併せて、年5日の年休付与義務の履行に当たり、時間単位年休の取得を対象に含めることを認めるべきである。</p> <p>コロナをめぐる問題を契機として、在宅勤務が急速に普及するとともに、仕事と休暇の組み合わせによる「ワーケーション」を推進する動きもみられる。こうした新しい働き方では、仕事と家庭、仕事と余暇が組み合わせられ、業務を一時中断する機会が多くなるため、時間単位年次有給休暇の活用が有効である。しかしながら、取得日数の上限が年5日と定められているため、導入効果が限定的であり、制度化しにくいとの指摘がある。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | <p>労働基準法第39条第4項により、労使協定を結んだ場合に、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることができることとされています。</p>  | 労働基準法第39条第4項  | 検討を予定              | <p>時間単位年休については、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討するとされていることを踏まえ、現在、現状把握を行っているところであり、今後、把握の結果を踏まえ、有効な活用の在り方について検討してまいります。</p>   |       |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                  | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------|--|--|---------------|-------|--|--|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                       |  |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 417 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 年次有給休暇の取得義務の緩和        | 右のような休業から獲得する労働者については、休業復帰日から年度末等、勤務可能日数に応じて按分した日数での年次有給休暇の取得で足りることであり、また、基準日から1年間の途中において突然休業を開始する労働者や退職する労働者については、5日間の年休を取得させられない場合も法である。   | 2019年4月より、一定の労働者を対象に時季を指定して年5日の年次有給休暇を取得させることが使用者に義務付けられた。年次有給休暇は雇入日を起算日として付与日数が算出され、原則として業務上の傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与する必要がある。このため、休業中の労働者が事業年度の後半に復帰して5日間の年休を取得した場合、実質的な労働日に占める休暇日の割合が過大となる。また、退職者についても、本人の退職通知から退職日までの間に5日間の年休を取得すると、実質的な労働日に占める休暇日の割合が過大となり、残務の対応や業務の引継ぎなどを行う時間を十分に確保できず、事業運営に影響が生じることがある。加えて、基準日から1年間の途中において休業を開始する労働者については、休業発生時期を事前に予測することができず、休業開始前に5日間の年休を取得させることが困難である場合がある。計画的付与制度を活用する企業においては、一斉付与時期に取得できないこれらの労働者における年休の取得に苦慮するケースもみられる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。  | 労働基準法第39条第1項～第3項、第7項   | その他   | 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされているところ。しかしながら、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状を踏まえ、労使が参加する労働政策審議会でも議論いただいた上で、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることとし、この点についてはご理解いただきたと考えております。なお、労働基準監督署の監督指導においては、年次有給休暇の時季指定を含め、法違反が認められた場合には、ただちに是正することではなく、まずはその意正に向けて、法令遵守のための方法等について助言指導することにより、改善を図っていただくとしています。   |                   |
| 418 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | フレックスタイム制の適用の柔軟化      | フレックスタイム制の趣旨を損なわない範囲で、フレックスタイム制と1箇月単位の変形労働時間制とを併用できるようにすべきである。一例として、前月までに当月の各日の適用労働時間制度を確定していること、月の労働日の過半でフレックスタイム制を適用することを条件として併用を可能とし、1箇月単位の変形労働時間制度が適用される日においては、始業・終業時刻を使用者が指定することを認める。時間外労働の清算にあたっては、各労働時間における月間の労働時間を適用日数により按分することが考えられる。 | 労働基準法は、労働時間の弾力的な運用を可能とする観点から「変形労働時間制度」を設けている。同制度には「1箇月単位の変形労働時間制」「フレックスタイム制」「1年単位の変形労働時間制」等が存在し、各企業は事業内容や就業実態に応じて各制度を使い分けしている。しかしながら、複数の変形労働時間制を同一労働者に同時に適用することは認められていない。例えば、現場業務で1箇月単位の変形労働時間制、後方業務でフレックスタイム制(清算期間1箇月)を併用している企業において、フレックスタイム制の適用労働者が1箇月のうち数日程程度現場業務に従事する場合、当該月はすべて変形労働時間制が適用されることになる。このため、オフワーク通勤やテレワーク等の柔軟な働き方をより多くの従業員に適用するにあたり課題となっている。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。また、1か月単位の変形労働時間制は、1か月以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週において法定労働時間を超えて労働することを可能にする制度であり、本制度を採用するに当たっては、就業規則等において、変形期間における各日の始業・終業時刻を予め定めおく必要があります。   | 労働基準法第32条の2、第32条の3   | その他   | 変形労働時間制とフレックスタイム制は、いずれも、それぞれの制度の趣旨に基づき、一定の期間の範囲内で、1日8時間、週40時間という法定労働時間について、弾力的な認定を認めているものであり、特定の期間に双方の制度を重ねて適用することは想定していません。なお、フレックスタイム制によらずとも、就業規則等において原則的な始業・終業時刻を定めた上で、日々の始業・終業時刻を日ごとにより労使の合意によって決定・変更することや、労働者からの申し出のとおりに始業・終業時刻が決定されるようにすることが可能です。また、テレワークの活用に当たっては、出勤して通常業務を行う日と、在宅などでテレワークを行う日と、異なる始業・終業時刻を定めることも可能ですので、こういった取組を踏まえながら柔軟な働き方を進めていただきたと考えております。  |                   |
| 419 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 労働法制における「事業場」の考え方の見直し | 現行法制における「事業場単位」の考え方を「会社単位」に変更するべきである。  | 働き方改革を推進すべくテレワークをはじめ各種人事制度の検討・環境整備が本社主導で進められている。それに伴い就業規則や36協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っていることから、これまでの「事業所単位」の考え方が現状にそぐわなくなっている。現行労働時間等設定改善法に規定される労働時間等設定改善委員会においては、全部の事業場を通じて環境整備を行うことが認められており、「会社単位」での環境整備が一時的である。加えて、労働者がそれぞれ別の場所で仕事をすテレワークの標準化が進む、労働災害発生時の届出についても「事業場単位」の考え方を堅持するは時勢と判別していない。   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 各企業の業務運営は、企業内の一定の「組織」(例えば支店、営業所、店舗など)を単位として行われるが、個々の労働者の就業状況や労働条件は、従事する業務の運営に関連することから、各「組織」の状況に応じて決定され、「組織」ごとに異なるのが一般的と考えられる。また、労働基準法の適用単位が問題となるのは、例えば36協定、変形労働時間制に係る協定など、労使協定の締結及び適用の場面であるが、これらの労使協定は、個々の労働者の就業状況や労働条件は、従事する業務の運営に直接関係する。この点も踏まえ、現行の労働基準法は「組織」を念頭に、主として場所の観念や、従業員規模、労働者及び労働時間の区分の有無などによりその適用の単位を定め、これを「事業場」と称している。労働安全衛生法の適用単位も、労働基準法における考え方と同一である。※事務所と工場などが離れた位置にある場合でも、1つの「組織」として、業務上一体となっており、労務管理などもその区分で行われている場合には、労働基準法の適用の単位も、これらを一括して「事業場」と捉える場合もある。なお、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づく労働時間等の設定改善法は、本社の労働決定に基づき、企業全体として取り組んでいただくことが有効な場合もあることから、企業単位での設定改善委員会の設置も可能としており、また現行の労基法においても、本社主導で全社的な労働条件の改善などを指示することは差し支えないものである。 | 労働基準法第32条の2、第32条の3～5、第34条、第36条、第37条、第38条の3、第38条の4、第39条、第41条の2、労働安全衛生規則第97条、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の2 | 検討を予定 | 実際の法施行の場面においては、労働基準監督署は、労働者が勤務する「事業場」に赴き、その労働者の労務管理を直接行う者(労働者が属する「組織」の使用者)から実情を確認し、必要な指導を行っているが、このように労務管理の現場で個々の労働者の労働条件や就業実態について丁寧な確認を行うことが、必ずしも企業本社では目の行き届かない支店、営業所等の個々の労働者の就業実態の把握にもつながり、企業全体の労働条件の維持、向上にもつながっているものと考えられる。また労働災害発生時の届出についても、上記の考え方と同様である。そのうえで、複数の事業場を有する企業の36協定及び就業規則については、①本社とそれ以外の事業場に係る36協定の内容が同一であり、かつ、協定当事者である労働組合及び使用者が同一である場合、②本社とそれ以外の事業場において同一の就業規則を適用する場合には、本社を管轄する労働基準監督署に一括して届出することも可能としているところである。今後、36協定について、労働者側の協定当事者が各事業場の労働者の過半数を代表する者である場合も、電子申請により本社で一括して届出ることが可能とする予定であり、事業場単位での管理を基本としつつ、企業における届出事務の簡素化に取り組んでまいります。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                            | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                       |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------|--|---|---------------|-------|---|-----------------------|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                                 |  |   |               |       | 制度の現状   | 該当法令等                 | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 420 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 労働者への通知・労働者からの同意取得・異議申し出のペーハリス化 | 書面だけでなく電子的な方法の活用を認めるべきである。   | 現行の労働契約承継法においては、労働者への承継通知ならびに労働者からの異議申し出を書面で行わなければならない。しかし、事案によっては対象労働者が多く、労使双方にとって書面形式が負担になっている。<br>厚生労働省は、書面形式の必要性について、「個別の労働者に対して確実に到達する方法を提供するとともに、事後にトラブルが生じて労働者の地位が不安定になることを防止するため」としているが、十分な個人認証、セキュリティ確保措置、バックアップ等の措置を講じれば、電子的な方法においても労働者保護を図ることが可能である。                   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)により、労働者等への通知および労働者からの異議申し出については、書面で行う必要があります。   | 労働契約承継法第2条、第4条、第5条    | 検討を予定 | 厚生労働省は、電子化を推進する観点から、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるように配慮しながら、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講じます。<br>令和3年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。  |                   |
| 421 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項の簡素化    | コロナ禍において、対面による面接指導に制約にある中、迅速に面接指導を行い、労働者の健康確保につなげるためにも、更なる要件緩和が必要である。具体的には、「原則として対面によって行うことが望ましい」とする基本的な考え方を削除し、事業者の判断によって対面、情報通信機器いずれでも可とする中立的な記述とすべきである。加えて、情報通信機器を用いた面接指導が可能となる場合について、以下のとおり要件を定めているが、すべて厳格すべきである。<br>① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である<br>② 面接指導を実施する医師が、契約(雇用契約を含む)により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している<br>③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある<br>④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある | 「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日付「基発0915第5号」)によって、一定の要件のもと情報通信機器を用いた面接指導が可能となっている。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8第1項及び第66条の10第3項により、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わせることが義務づけられている。<br>「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日基発0915第5号)において、基本的な考え方として「原則として対面によって行うことが望ましい」等と示すとともに、面接指導を実施する医師の要件として①～④のいずれかに該当しなければならない旨を示しています。 | 労働安全衛生法第66条の8、第66条の10 | 対応    | オンラインの面接指導の実施要件については、オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や取組上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、労使や専門家の方々の意見を聴き、オンラインでの面接指導の実施要件を取りまとめたいものです。<br>御要請の件について、要請者の問題意識を確認し、労使や専門家の意見を聴き、検討を行い、令和2年11月19日付けで通達を改正しました。<br><br><概要><br>※1 「原則として対面によって行うことが望ましい」とする基本的な考え方を削除し、事業者の判断によって対面、情報通信機器いずれでも可とする中立的な記述とすべきとの要望について<br>⇒ 「原則として直接対面によって行うことが望ましい」、「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。」を削除し、中立的な記載とした。<br><br>※2 「情報通信機器を用いた面接指導が可能となる場合について、以下のとおり要件を定めているが、すべて厳格すべき(①～④は略)」との要望について<br>⇒ ①～④のいずれかに該当しなければならない旨の記載を、①～④のいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、要件を事実廃止した。 |                   |
| 422 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 特別教育のオンライン化(三密回避)に向けた更なる要件緩和    | コロナ禍において三密を避けるためには、eラーニング等の活用に向けたさらなる規制緩和が必要である。具体的には、学科の最後に理解度テストを実施し、規定以上の得点取得を修了の要件(規定以下の場合は、合格するまで再テストを実施)とすることで、各特別教育を規程に定める時間以上実施したとことと同等の成果を担保できるものとすべきである。   | 労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく特別教育の実施については、「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当分の間の考え方等」について(基安発0326第1号)において、eラーニングを活用した受講が可能となった。<br>しかし同通達では、受講の視聴・閲覧時間を受講者自身で操作できる場合は対象外となるほか、視聴・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合、監視者を配置することが必要とされている。そのため、結果的に受講者を一か所に集合させ、監視のもと教育を行わなければならない、eラーニングの特性を活かした教育が実施できていない。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第59条第1項においては、事業者は、危険又は有害な業務で厚生労働省令に定めるもの(以下「業務」という。)に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育(以下「特別教育」という。)を行わなければならないこととされています。特別教育の科目・範囲・時間については、業務ごとに告示で定められており、学科教育及び実技教育によることとされています。  | 労働安全衛生法第59条           | 対応    | 労働安全衛生法の規定に基づく特別教育は、動力プレスの金型の取付けの業務やアーク溶接の業務等の危険有害な業務に労働者を就かせる場合に実施する安全装置の知識や作業の方法の知識等についての当該業務に関する安全のための教育であり、労働者の生命に関わる重要なものです。<br>御要請の通達「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当分の間の考え方等」においては、受講者の受講状況を把握することが可能で、各特別教育規程に定める教育時間以上の当該学科教育が行われたことが担保できるのであれば、受講者を一か所に集合させ監視の下で教育を行うことを求めるものではありません。<br>3密を避けるために、受講者を1か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツールなどを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら、教育を行う場合には、講師のほかに監視者を配置する必要はありません。<br>また、動画の再生記録やPCの操作記録等に基づき教育事業者又は事業者が受講状況を確認することができ、各特別教育規程で定める教育時間以上教育が行われたことが担保できる場合には、予備ワークにより自宅等で特別教育を実施できます。<br>このため、eラーニング教材の視聴、閲覧のほか、重ねて理解度テスト等を設けることなく、eラーニングにより特別教育を行っていただくことが可能です。<br>令和3年1月25日に上記の内容を記載した通達を改めて発出しています。                     |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |  |            |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|--|--|---------------|-------|---|--|------------|---|--------------------|
|     |             |           |                            |  |  |               |       | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要   |                    |
| 423 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 新たな特定化学物質に係る作業主任者の選任義務化の延期 | 1年程度の義務化を延期すべきである。   | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第148号)等によって、2022年5月31日までの間に、溶接ヒューム並びに塩基性酸化マンガンに係る業務の作業主任者を選任しなければならないこととなった。そのため、多くの溶接作業場で資格を持った主任者の選任が必要になり、資格取得のための教育を受講させなければならない。コロナ禍においては、密を避けるために一回の受講生の数を抑え、講座の開催回数を増やす必要が生じている。しかし、講師の確保ははじめ急な体制の整備は困難であり、開催回数が不足して到底間に合わない。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業または業務について、令和4年4月1日より、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。   | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第148号)及び特定化学物質障害防止規則(昭和47年労働省令第39号) | 検討を予定      | 労働者の健康障害防止のため、法令の施行時期を遅らせることは避けるべきとの考えの下で、コロナウイルスの感染状況も踏まえ、講習機会の増加に取り組んでいます。具体的には、令和2年4月22日制度改正の公布後、現在、教育機関(登録教育機関)に対し、年度次に向けて新しい生活様式のもとでの受講者受入増を要請し、教育機関においては、開催回数を増やすなどの努力をしています。経過措置期間(令和4年3月31日)中に、講習実施状況、各教育機関の充足状況等を定期的に確認しつつ、必要があれば、再度教育機関に対し、受講者受け入れの増加を要請するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、必要に応じ、指指の義務化の延期(経過措置期間の延期)等も検討してまいります。 |                    |
| 424 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 工事所の労働災害防止協議会等における会議の緩和    | WEB会議で開催する場合でも、1次下請が会議内容を速やかに2次3次と共有するなどとして、全員が参加した状態と同じになるとみなすことが可能であれば、出席者を1次下請までとするなど、会議の開催要件を緩和すべきである。                               | 労働安全衛生規則第635条1に基づいて実施する工事所の労働災害防止協議会等における会議については、密を避けるために、WEB会議による実施が望まれるが、すべての関係請負人が参加する協議組織という要件があるため、効果的なWEB会議を開催できない。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 数次にわたる請負契約によって、同一の場所にいくつもの請負人が入り組んで作業を行う場合には、同じ場所で作業する請負人相互間で作業に関する連絡調整が不十分である等により労働災害が発生する可能性があります。このため、労働安全衛生法第30条第1項第1号において協議組織の設置及び運営が規定されており、その具体的な要件を労働安全衛生規則第635条第1項に規定しています。<br>【参照条文】<br>○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。<br>一 協議組織の設置及び運営を行うこと。<br>二～五 (略)<br>2～4 (略)<br>○労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第635条 特定元方事業者(法第19条第1項の特定元方事業者をいう。以下同じ。)は、法第30条第1項第1号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。<br>一 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。<br>二 当該協議組織の会議を定期的に開催すること。<br>2 (略) | 安衛法第30条第1項第1号<br>安衛規則第635条第1項                                  | 現行制度下で対応可能 | 設置については、安衛規則第635条第1項第1号において「すべての関係請負人が参加すること、運営については第2号において「会議を定期的に開催すること」としていますが、同条は会議の具体的な開催方法について規制しているものではありません。したがって、協議組織の会議の具体的な開催方法については、密を避けるために出席者を1次下請までとするなど、WEB会議方式で開催することは、現行の制度でも可能です。  |                    |
| 425 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | テレワーク推進と連動した自衛消防組織の見直し     | 「自衛消防活動中核要員」の最低配置人数の緩和も視野に、テレワークを前提とした自衛消防組織のあり方について改めて検討すべきである。また、各自治体の条例においても、延べ面積ではなく平均出社人数に応じた配置人数の基準とするなど、制度の見直しについて技術的助言等を行うべきである。 | 企業の本社・支店・営業所等の建物(防火対象物)においては、消防法のもと、災害発生時に自衛消防活動の中心的役割を担う「自衛消防活動中核要員」を置くことが義務付けられている。同要員については、施行規則において初期段階の消火業務、情報収集・設備監視、避難誘導、救出・搬送といった活動ごとに概ね2人以上の要員を置くことが求められており、さらに自治体の条例において、延べ面積・収容人数に応じた人数の配置が求められている。コロナ拡大の影響を受けテレワークが急速に進むなか、延べ面積と常駐人数の乖離が進むとともに、災害発生時に「自衛消防活動中核要員」がテレワーク中となる可能性が生じており、現行制度下では適切に対応できない恐れがある。加えて、施設・設備の遠隔監視やプリンクラー設備等の自動消火設備等の技術発展により、これら設備を適切に配備している建物において、従来と同等の自衛消防組織を求める必要性は高くない。 | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省   | 御指稿の「自衛消防活動中核要員」については、東京都条例において規定されているものであり、消防法上での規制はございません。なお、「自衛消防活動中核要員」の制度を運用している東京消防庁に確認したところ、必ずしも当該要員は常駐を要するものではなく、必要な消防体制が確保されているれば、テレワークの普及を前提とした柔軟な体制とすることは可能と聞いております。(消防法施行規則第4条の2の11に定める「自衛消防組織」の要員についても、常駐を要するものではなく、必要な消防体制が確保されているれば、テレワークの普及を前提とした柔軟な体制とすることが可能です。)  | 消防法施行規則第4条の2の11  | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                    |

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                          | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |                   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------------------|---|--|---------------|-------|--|--|-------------------|---|-------------------|
|     |             |           |                               |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類             | 対応の概要   |                   |
| 426 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | シェアオフィス等へのニーズに対応するための建築基準の見直し | <p>ニーズに柔軟に対応するために、以下のような規制の見直しが必要である。</p> <p>① 第一種低層住宅専用地域等における建築許可基準の明確化<br/>右の用途地域におけるシェアオフィス、小規模カフェ・レストランおよびそれに類する施設の建設について、良好な住居の環境を害しない場合に建築できるよう、国から特定行政庁に対して許可条例を提出し、その内容を周知徹底すべきである。</p> <p>② 避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外<br/>建降下時間から安全性が確認された場合（建築基準法126条の2第1項5号参照）、小規模な居室（30平方メートル程度）等で自動火災報知設備を設置する場合、避難経路上にスプリンクラー設備等を設ける場合等には重複区間距離制限を適用除外とするなど、運用規定の見直しについて検討すべきである。</p>   | <p>テレワークが拡大するなか、ミーティング時の情報管理や遮音性能等、テレワークには環境上の課題があり、居住エリアに近接した場所にシェアオフィス、小規模会議スペース等を整備するニーズが高まっていくと予想される。</p> <p>① 第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域における事務所等の整備は、特定行政庁が「良好な住居の環境を害するおそれがない」または「公益上やむを得ない」と認めた場合にしか許可されず、どのような要件を満たせば「良好な住居の環境を害するおそれがない」と判断されるかが明確でない。</p> <p>② 既存建築物においてシェアオフィス等への用途変更に応じて室空間の小割対応を行う際、一定区間の避難経路が一方のみになること、採光無窓居室が発生することにより、避難経路上の重複区間の距離に関する制限（建築基準法施行令第121条3項）を満たさないケースがある。また、奥まった室に対しては重複距離を遵守するために、避難のためのだけの通路を確保するなど、計画・管理運用上の制約が生じる可能性もある。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | <p>① 建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の用途や規模等が定められています。用途規制上、「事務所」として判断されるシェアオフィス等の施設については、第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域及び第一種中高層住宅専用地域において、原則、建築することは出来ませんが、特定行政庁が第一種低層住宅専用地域等における良好な住居の環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合においては、建築することが可能です。</p> <p>② 避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外<br/>2以上の直通階段を設けることが要求される建築物の場合、建築基準法施行令第121条第3項に規定する歩行距離の数を2分の1をこえてはならないことになっています。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りではございません。</p>   | <p>① 建築基準法第48条<br/>② 建築基準法施行令第121条第3項</p>                              | <p>現行制度下で対応可能</p> | <p>① 制度の現状欄に記載の通りです。</p> <p>② 避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外<br/>火災発生時に火元とは異なる方向への避難経路を確保することが重要ですので、一定規模以上の建築物については、2以上の直通階段を設置し、居室から各階段への歩行経路の重複区間の長さに制限を設けており、安全面での規制を緩めるということについては、慎重な検討が必要であると考えています。</p>  |                   |
| 427 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 在宅ワークスペースにおける採光・換気規定の適用除外     | <p>住戸内のワークスペースも同様に、居室の採光・換気に関する規定を適用外とすべきである。一律に適用外とすることが困難である場合には、採光・換気に関する規定を適用外とする場合等に限り適用外とすべきである。</p>  | <p>テレワークの普及により、住宅における在宅ワークスペースの整備へのニーズが高まっている。在宅ワークスペースは「居室」（建築基準法第28条）であり、採光・換気の規定を満足しなければならないが、特にマンション等においてリビングや寝室に加え、同スペースに必要な窓を設ける設計は難しい場合が多い。また、既存住戸において同基準を満足したスペースを設けることは更に困難な場合が多い。</p> <p>地方、実際にオフィスの執務室は建築基準法第28条の採光・換気が必要な居室ではない。</p> <p>要望が実現することで、テレワークに適した住戸の提供が容易となり、ワークライフバランスの向上、ひいてはより働きやすい社会の実現、労働人口の増加に寄与する。また、住宅市場活性化の効果も期待できる。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | <p>① 建築基準法第2条第4号において居室とは、「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する」と定義されています。</p> <p>② 建築基準法第28条において住宅の居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、七分の一以上としなければならないとされています。</p> <p>③ 建築基準法第28条において居室には、一定の技術的基準に従って換気設備を設けた場合を除いて、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならないとされています。</p> <p>④ 建築基準法第28条の2において、居室を有する建築物にあつては、ホルムアルデヒド及びクロロホルムの室内濃度を一定値以下に抑制するための、建築材料及び換気設備に関する技術的基準に適合しなければならないとされています。</p> <p>なお、ふすま、障子等の随時開放することができるもので仕切られた二室は、②③の規定の適用については、一室とみなします。</p> | <p>建築基準法</p>   | <p>現行制度下で対応可能</p> | <p>○リビングや寝室など既存の居室に、パーティションを設置して当該ワークスペースを設ける場合は、すでに居室に該当しているため、採光・換気の規定を満たしているものと考えられます。また、ふすま、障子、引き戸など随時開放することができるもので仕切るなどして隣接する2室を1室とみなし、採光・換気の規定を満たすことができる場合もあります。</p> <p>○特に換気については、シックハウス対策のためにも重要であると考えられ、ご指摘の採光・換気規定など衛生関係規制の適用除外については慎重な検討が必要であるとされています。</p> |                   |
| 428 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | ゆとりある空間の実現に向けた容積率規制の見直し       | <p>特に以下の場合においては、スペース拡大の必要性が高い一方、道路・水道等のインフラへの負担は小さいことから、容積率算定の基礎となる結核面積の算入対象を外すべきである。</p> <p>① 感染症対策にともなう、自然災害が起きた際の一時避難施設としても、建物内における空間を確保する必要性が高まっている。また、テレワークの普及とともに、共同住宅やシェアオフィス等に活用するニーズも拡大と予想されるが、シェアオフィス等と共同住宅とで、容積率算定における床面積の取扱いが異なっており、円滑な用途変更の妨げとなっている。そのため、オフィスのエントランス、ロビー、共用廊下に関する部分の床面積は、共同住宅の共用廊下・階段の用に供する部分（建築基準法第52条第4項）と同様、算入対象外とすべきである。</p> <p>② 感染症対策に関する衛生上の必要スペース（共用清掃場所、換気スペース等）、居室（清掃施設、更衣室等、共同の洗面所、共同風呂等）物品保管室等の用途に供する部分の床面積は、換気設備部分、電気設備部分、貯水槽設置部分（建築基準法施行令第25条4項）と同様、算入対象外とすべきである。</p> <p>③ 既存建築物の底・オーニング等の軒下部分について、屋内階高と異なる活用がなされる場合、その部分が容積対象となるケースがあり、屋外空間の活用が阻害されている。屋外階高の用途に供する部分等の床面積を算入対象外とすべきである。</p> <p>④ 建築物の管理運営において、感染症リスクを低減するとともに労働環境を改善するため、管理運営の効率化に資する部分（防災センター、管理室、待合室、喫煙室等）の設置を促すため、一定割合を算入対象外とすべきである。</p> | <p>コロナ対策の観点から、建築物内において、これまでよりゆとりのある空間を確保することが重要である。</p>  | (一社)日本経済団体連合会 | 国土交通省 | <p>建築基準法第52条の容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つことを目的として行われており、もって市街地環境の悪化の防止を図るものです。</p>   | <p>建築基準法第52条、建築基準法施行令第2条第1項第4号、昭和61年4月30日、建設省住居指針第115号「床面積の算定について」</p> | <p>対応不可</p>       | <p>容積率規制の制度趣旨を踏まえ、ご提案の内容は、周辺市街地への影響を否定できず、対応することは困難です。</p>  |                   |



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                              | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------------|---|--|---------------|-------|--|---|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                                   |   |  |               |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 432 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | デジタル・ガバメントの推進によるオンライン在留申請手続の利便性向上 | ①オンライン申請システムをAPI開放し、民間企業が開発している在留申請書類作成ツールとAPI連携できるようなすべきである(イメージとしては、宿泊予約サイトのように、必要事項を入力したり、設問に答えたりすることで、申請書類が完成するツールを想定している。これにより各指定様式に一切の手続きを必要事項を入力するのみに比べ、書類作成負担が大きく減るとともに、必須記載項目が欠けている場合は送信できないため、受理側の確認負担も減る。②章次の方針2020ですべての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」としている通り、押印が必要な箇所を全廃すべきである。③外国人入国に関する情報は、マイナンバー等と連携させることで、添付書類等を減らすべきである。また、法人情報等は、GPISD(経済産業省が提供する複数の行政サービスを一つのアカウントにより、利用することのできる認証システム)と連携させることで添付書類の削減を可能とすべきである。 | デジタル・ガバメントを推進するためには、単に行政手続をオンライン化するだけでなく、政府に提出した手続等の情報が、適切に政府内で共有されることが必須である。また、オンライン入力の手軽さも利用者の利便性向上に欠かせない視点である。<br>こうした中、在留申請手続のオンライン化が導入されたが、エクセル・PDFで作られた様式に入力してアップロードする必要があるとともに、(押印が求められる場合は)印刷した申請書等に押印した上で、システム上で提出することが必要となり、デジタル・ガバメント推進の本来の趣旨に沿った手続となっていない。なお、スキャンされた書類をアップロードするアナログ的な手続ではなく、デジタルデータで送信するシステムにすれば、将来的にはAI等が申請を一次スクリーニングすることも可能となる。例えば特定技能の許可申請には1申請につき約130枚の提出書類が必要とされており、書類作成の負担を減らしつつ、不正な申請や記載ミス等をAI等が短時間で見検くことで許可決定の処理スピードの向上も期待できる。<br><br>出入国管理庁は、外国人入国に関する総合調整等を政府として一体的かつ効率的に取り扱う機関として発定した。これまで法務省内で完結していた在留申請手続をさらに発展させ、政府内で情報を共有する制度にすることで、申請・審査に係る手続の迅速化、簡素化が進むとともに、一体的な出入国管理につながることが期待される。                     | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省   | ①③オンライン申請システムについて民間API開放やマイナンバー等との連携はしておらず、審査に必要な説明資料については、システム上データに基づいて提出する形で提出するとしています。また、②紙申請については、法令上定められている申請書様式において、押印を求めているものについては、押印の上で提出することを求めています。他方、オンラインで申請した場合は、利用者について、事前に利用申出を行い、認証IDを払い出すことにより、ユーザ認証を行っていることから、紙申請時に必要な申請書の署名・押印は省略しています。この場合において、オンライン申請のために必要となる事前の利用申出の際に提出を求めている一部様式(当庁「オンライン申請審査要領」で定める各種様式)については、上記ユーザ認証の前提となることから、押印した上で提出を求めています。 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第19号)第79条の2第1項、第19条の24第1項、第20条第2項、第21条第2項及び第69条 | 検討を予定 | ①③申請時添付書類をデジタル化し、簡略化することは重要であると考えており、関係機関との連携を促して、費用対効果等について検討したいと考えています。なお、②法令上定められている申請書様式及び当庁「オンライン申請審査要領」で定められている各種様式で押印を求めているものについては、その必要性を検討の上、令和2年度内に廃止予定としています。   |                   |
| 433 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 船荷証券のデジタル化                        | 船荷証券に関して、電磁的方法による提供も認められることで、e-BLも利用可能とすべきである。e-BLの普及による手続の迅速化・円滑化は、船荷証券が流通する関係者すべてがe-BLに法的保護を与えなければ関係者は安全に利用できず、日本のみが法整備を行っていることに対応できないため、国際的な動向に歩調を合わせることも重要である。  | 貿易関連書類の中には、法令上、関係者間の取扱い等が紙媒体でしか認められていないものも多い。そのため各社では、紙媒体による情報の伝達・管理・保管、紙媒体で変換した情報の社内システムへの再入力等に多大な努力と時間を要している。特にコロナの影響下では、紙媒体のやり取りがテレワーク拡大の妨げとなるとともに、外出制限等の影響で、紙媒体の情報を各種システムに入力する作業が遅れ、それが港湾における貨物の滞留の一因となっている。<br>なかでも船荷証券については、貨物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷証券より貨物の方が先に目的地に到着してしまう等、貿易業務に支障が発生している。しかし、商法においては紙媒体の船荷証券が前提とされており、電子船荷証券(e-BL)には有価証券としての法的裏付けがないため、当事者が契約で定めることで有価証券と同様の取り扱いをしているが、当事者の外に対してその効力が及ばない。<br><br>要望が実現した場合の効果については、紙の船荷証券はe-BL処理の3倍のコストがかかることから、e-BLを50%採用した場合、コンテナ海運業界は年間40億ドル以上のコスト削減が可能との試算がある(DCSA、Digital Container Shipping Association、2019年に設立された非営利組織)。また、コロナ禍での船荷証券の電子化は、輸出入・港湾諸手続の簡素化と迅速化を通じて、世界貿易の拡大に寄与することが期待される。 | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省   | 商法第757条において、船長等は荷送人等の請求により、有価証券である船荷証券を交付しなければならぬこととされていますが、船荷証券を電磁的方法により提供することは許容されていません。   | 商法第757条、第762条   | 検討を予定 | 有価証券である船荷証券は、貿易など国際的な取引の場面で利用されるものである以上、我が国だけが電磁的方法によってその交付等を制度上認めると、諸外国が同様の制度を有しない限り、実際の利用は困難ですが、現時点では諸外国の立法が進んでいない状況にあります。このため、電磁的方法による海上運送状(商法第770条第3項)や契約に基づく船荷証券の権利内容の電磁的取扱いといった現在の実務慣行では対応できないとする関係者のニーズや、国際的な動向を注視し、関係省庁や関係団体とも連携して、検討して参りたいと考えています。<br>まずは、船荷証券のデジタル化に関する具体的なニーズを把握する必要があるため、関係省庁及び関係団体と連携して、早急に関係者の具体的なニーズの把握に努めたいと考えています。また、その過程で必要に応じて海外法制の調査等の基礎調査をした上で、これらの結果を踏まえ、制度の見直しに関する具体的な論点の整理に着手することとしたいと考えています。 | ◎                 |
| 434 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 離職票の電子化                           | 以下の仕組みを導入し、離職票を電子化すべきである。<br>① 事業主が従業員を離職に際してハローワークに雇用保険被保険者資格喪失届を届出後、ハローワークによる喪失が確認された後(決裁後)、離職に関わる情報(賃金・離職日・離職理由等)を同データベースにマイナンバーと紐付けて登録する。登録完了時に、マイナポータルや本人が通知した連絡手段(メールアドレス、電話番号、住所等)を通じて基本手当(失業給付)の手続や離職票の発行が可能になったことを従業員に通知する。<br>② 元従業員がハローワークに被保険者番号やマイナンバーカード、もしくはマイナンバーが記載された書類と本人証明書(運転免許証等)を提出することで本人確認および離職情報との紐付けを行い、基本手当の受給手続を可能とするが、元従業員が発行が可能な場合は、企業や働き手の利便性も考慮しハローワークでの本人への発行も可能とする。  | 離職に関わる行政手続については、事業主がハローワークへ雇用保険離職証明書を申請する手続は電子化されたが、交付された離職票現物は事業主が紙に印刷して労働者へ郵送するか、メールに添付して送付しなければならぬ。<br>しかし、ハローワークにおいては、すでに全国で共有可能なデータベースを有しており、これを活用して離職票を電子化すれば、電子申請による離職票の交付後、事業主による離職票送付事務は廃止することが可能と考えられる。これにより、郵送等コストの削減、テレワークの推進、遅延リスクの削減につながる。ハローワークにおいても業務のデジタル化による効率化および行政コスト削減につながる。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 離職票は離職者に交付されるものであるが、事業主が資格喪失届に離職証明書を添えて提出した場合は、通常、事業主を通じて交付しています。  | 雇用保険法施行規則   | 検討を予定 | 離職証明書が電子申請で提出された場合に、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者に「お知らせ機能」を活用してハローワークから離職票を送付することの可能性について、業務的及び技術的な検討を行い、今年度中に結論を得た上で、実現可能な場合は、必要な予算算案、システム改修を経て、令和6年度からの運用開始を目指して参ります。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                    | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |                  |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------------|---|---|---------------|--------------|--|---|------------------|--|--------------------|
|     |             |           |                         |   |   |               |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類            | 対応の概要  |                    |
| 435 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | バーチャル株主総会の利用促進          | <p>企業がより安心してインターネットを活用した方法を模索でき、株主との対話を深められるよう、ハイブリッド型バーチャル株主総会(参加型・出席型)からオンライン型(出席型)への移行を促進することによる開催が認められること、②通信回線安定の観点から、会社は、オンラインでの株主の参加が円滑な実施のために確保できると、③役員が総会当日にオンラインで出席する場合、役員としての説明義務を課せざるを得ない限り、当該役員は株主総会に出席していないものとする。こと、総会における議事進行等を支障なく行える仕組みが整備されている限り、総会長のオンラインによる出席でもその職責を果たせること、④コロナ対策に関する会社と個人株主等との間の各種課題(例えば、入場の手続き等)等について、郵便等の書面以外のインターネット等の手段による対応が認められること、⑤リアル出席株主のフタバ(バーチャル出席株主等の観点から、会社は、オンライン参加の株主に対し、総会の録音・録画を中止できること、が早期に政府のガイド等でも明らかにされるべきである。</p> <p>また、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会に関しては、上記に加え、①議程性のあるシステムを使用することを前提に、仮に通信障害が発生した場合等でも、企業としての自律判断を踏まえて種別をたたくべきであること、②本人や代理人以外の第三者によるなりすましの危険性についても、会社が本人確認のための合理的な方法をとれば十分であること、③年度別のリアル出席株主及びハイブリッド出席型の導入に付随する費用負担が軽減される場合、合理的に導かれるリアル出席株主が収益可能な会場を確保していれば十分であること、④また、感染防止対策においては、会場での株主等の三密を避けるため、より収益可能な会場を確保すること、オンライン出席者が全員フタバによって接続された質問事項も、その取り上げ方(質問の順番)は、意図的・選択的とならない(例えば、リアル出席の場合には、株主が事前に質問を提出していただき、総会当日に手、指を合わせたリアル出席者以外での会社に説明義務が生じることから、仮にオンライン出席株主の質問に際し、質問フォームに投稿されたものすべてに会社が回答しなければならないこと、リアル出席株主との平等な取扱いが図れない、が早期に政府のガイド等でも明らかにされるべきである。</p> <p>なお、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施として、バーチャルオンライン型株主総会(役員・株主がすべてオンラインで出席する株主総会)に限らず、その有効性、許容性があると考えられる。そこで、来年6月の株主総会に向け、ハイブリッド型バーチャル株主総会の延長として、まず法律施行期となる令和2年12月4日より、バーチャルオンライン型を選択的に開催可能とするための措置を検討すること等も考えられる。</p> <p>また、議会の株主総会につき、会社法改正によるさらなる手当てを行う場合には、コロナ発生前からバーチャルオンライン型を導入しているフタバのデラウェア州の方式を参考にしつつ、そもそも株主総会とは何を指すものかといった会議体としての株主総会のあり方(例えば、決議事項の見直し、株主提案権の要件、説明義務や勧誘権のあり方等)に関しても併せて再度検討を行う必要がある。</p> <p>その上で、バーチャルオンライン型株主総会の実施については、(1)株主総会への出席と議決権行使の効力の関係、(2)質問・勧誘の取扱い、(3)通信障害があった場合の取扱い、について検討すること(早期の実現がなされること)が必須であると考える。</p> | <p>2020年2月に、経済産業省から「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」が公表され、その中では、株主総会を行うハイブリッド参加型バーチャル株主総会や、リアル出席型のオンライン出席を認めるハイブリッド出席型バーチャル株主総会の開催にあたっての留意点等も示された。</p> <p>コロナ禍の2020年6月の定時株主総会においては、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施も含め、各社、株主等の三密を避けるべく様々な方策が取られたが、今後もコロナの影響が続くことが予想されるなか、リアル総会を縮小しつつ、インターネットを使って株主の総会へのアクセスビリティを高めしていくことは、企業が取り得る有効かつ現実的な選択肢である。また、このような方策は、DXを進める中で、感染症拡大時であるか否かを問わず、特に遠方に居住の株主が移動に不自由のある株主にとって合理的である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>経済産業省 | <p>①ハイブリッド型バーチャル株主総会について<br/>会社法上、ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催することは可能である。経済産業省では、2020年2月にハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的・実務的な論点を示した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表しています。</p> <p>②バーチャルオンライン型株主総会について<br/>会社法上、株主総会の招集に限っては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています(会社法第298条第1項第1号)。同号の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解されており、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間でのみ行う方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンライン型の株主総会を許容することができるかどうかについては、解釈上難しい面があると考えられます。</p>  | ①なし<br>②(株)法第298条第1項第1号   | ①検討に着手<br>②検討に着手 | 株主総会プロセスにおける電子の手段の更なる活用や在り方など新たな株主総会の在り方については、以下のとおりです。<br>①株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどのさらなる充実を図ります。<br>②バーチャルオンライン型株主総会については、2021年の株主総会に向けて、バーチャルオンライン型株主総会を開催できるよう、2021年の通常国会に関連法案を提出する予定です。 |                    |
| 436 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 株主総会資料のWEBでのみなし提供の拡充の継続 | <p>コロナの影響が来年以降にも継続するおそれがあることに加え、将来に向けて株主総会プロセスのDXを促進する必要も考慮すれば、本年の限定的措置として認められたWEB開示によるみなし提供の拡充を恒久化すべきである。</p>  | <p>2020年の定時株主総会においては、コロナの影響により計算書類等の作成・監査等に遅れが生じる可能性があることを考慮し、株主総会資料としての単体計算書類等に関してWEB開示によるみなし提供を行うことを認める限定的措置がなされた。</p>  | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>経済産業省 | <p>現在の会社法上、株主総会資料は書面により株主に提供することが原則とされていますが、会社法施行規則及び会社計算規則において、その一部(株主総会参考書類及び事業報告に記載すべき項目の一部や連絡計算書類)について、招集通知の発出時から株主総会後3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす制度(ウェブ開示によるみなし提供制度)が設けられています(会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで)。</p> <p>令和2年6月の定時株主総会の集中時期を前に、新型コロナウイルスの影響により、決算・監査業務に遅延が生じているとの指摘がされたことから、緊急措置として、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書類をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行いました(令和2年法務省令第37号、令和2年5月15日公布・施行)。当該改正省令は、施行の日から6月を経過した日に効力を失うこととされており、同年11月15日に失効しました。</p> | 会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和2年法務省令第37号) | 対応               | 令和3年3月及び6月に開催される株主総会についても、所定の手続きを踏んで、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する一定の措置を講ずる予定としており、そのための会社法施行規則及び会社計算規則の改正案を令和2年12月4日からパブリックコメントの手続に付しています。  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                       | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体          | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |                                   |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------------|--|--|---------------|--------------|---|---|-----------------------------------|---|-------------------|
|     |             |           |                            |  |  |               |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                             | 対応の概要   |                   |
| 437 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | コロナ拡大下での株主総会基準日の柔軟な取り扱い    | 感染症拡大はじめ極めてやむを得ない事情により、その権利の行使時期が基準日から3カ月経過後に及ぶを得なくなったものは、「基準日から3箇月以内に行使用するもの」に含まれると解される旨を、法の合理的な解釈であるとして通知・通達等によって明らかにすべきである。   | コロナ等の感染拡大の下では、3月末決算期の会社が、当初予定の6月に定時株主総会を開催することが困難であることが、今後も想定される(なお、ここでは分かりやすくするために3月末決算期の会社を想定しているが、本要望は決算期を限るものではない)。2019年度決算企業では、株主総会を2回開く、いわゆる継続会に対応した会社もあったが、決算確定と役員選任等のタイミングがずれる等の問題がある。また、上場会社は、3月末時点の株主が、期末の剰余金配当を受領でき、定時株主総会の議決権を行使できるという前提により、市場における株式取引がなされ、株価も形成されているため、感染症拡大等により、期末の剰余金配当や定時株主総会の開催時期が7月以降になる場合も、3月末時点の株主に権利行使を認めるのが合理的である。会社法124条2項では、「基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使用することができる権利(基準日から3箇月以内に行使用のものに限る。)の内容を定めなければならない。」としている。<br><br>(本要望の実現により)3月末の配当、総会基準日はそのままに、株主その他関係者の健康や安全を確保しつつ、総会準備を進めることが可能となり、継続会対応や株主に不測の悪影響を与える総会基準日の変更措置を回避することができる。 | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>経済産業省 | 株主総会における議決権や配当の受領等の株主の権利について基準日を定めるときは、当該権利は基準日から3箇月以内に行使用のものに限ることとされています(会社法第124条第2項)。   | 会社法第124条第2項   | 対応不可                              | 権利行使時点の実際の株主と権利行使をする株主との乖離があまりに大きいことは望ましくないため、基準日における株主が行使用することができる権利が基準日から3箇月以内に行使用のものに限ることとされています。また、株主総会における議決権行使に係る基準日と株主総会の日の間隔が狭くて3箇月となることは、諸外国の制度と比較しても長く、いわゆるエンパワメントアップの問題を生ずるとの指摘もあると承知しています。これらを踏まえると、基準日から権利行使までの期間にして、3箇月を超えることができる場合があると解釈することは難しいと考えられます。   |                   |
| 438 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 電子帳簿保存法の技術的な見直し            | (同法は)感染症下における新しい生活様式を奨励する妨げともなっていることから、この機会に見直すべきである。なお、取引のデジタル化をさらに推進するため、電子帳簿保存法の改正とあわせ、授受される数量が多い領収書について、電子的交付を担保するための法制上の措置を検討すべきである。紙の書類を前提とするスキャナ保存についても、適正事務処理要件、タイムスタンプ要件等、無謬性を求められる電子帳簿保存法の各要件のため、社内整備等のフット面、機器等のハード面の双方でハードルが高く、企業において導入が進んでいない。経済活動の全面的かつ即時のデジタル化が現実的ではないことを踏まえ、こちらについても要件の合理化が不可欠である。一定の基準により、内部統制が確立されていると見なすことができる法人については、個別の要件を免除するなどの措置も検討する必要がある。電子帳簿保存法については、個別規定の修正に留まらず、抜本的な見直しを要する。 | 企業はバックオフィスの効率化を回る観点から、あらゆる書類の作成及び授受のデジタル化を推進している。しかし、国税関係帳簿書類の保存を電子的に行う場合、検索要件をはじめ書面での保存に比べ電子帳簿保存法の厳格な要件を満たすことができず、結局、紙での保存を強いられるケースもある。   | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>財務省   | 【法務省】<br>民法第486条では、弁済者が、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができると規定しています。ここでいう「受取証書」は、基本的には書面が想定されていると考えられますが、本条は任意規定であるため、弁済者及び弁済受領者において、書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意をすることは可能であると考えられます。<br><br>【財務省】<br>国税関係帳簿書類については、電子計算機を使用して作成する場合であつて、税務署長の承認を受けたときは、記録の真实性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存が可能となっています。<br><br>また、国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたときは、適正事務処理要件等の所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存が可能となっています。 | 【法務省】<br>民法第486条<br><br>【財務省】<br>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」といいます。) | 【法務省】<br>検討を予定<br><br>【財務省】<br>対応 | 【法務省】<br>民法第486条の規定が設けられたのは、弁済者に、弁済と引換えに弁済の証拠となる受取証書を得させ、二重弁済の危険を防ぐことにあります。受取証書の電子化の必要性が高まっていることを受けて、書面に代えて電磁的記録を提供することを認めることとした場合に、電子化に対応することが困難な弁済者・受領者に過度な負担を課することにならないか等の、必要な検討を進める予定です。<br><br>【財務省】<br>電子帳簿保存法については、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱において、ご提案いただいたような内容を含む、抜本的な見直しを行うこととしております。上記の見直しを含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年通常国会に提出する予定です。 |                   |
| 439 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 給与明細等、源泉徴収票の電子化に向けた本人同意の廃止 | 業務の効率化やペーパーレス化のみならず、感染症の拡大防止に向けて、本人同意を廃止し、給与明細等の電子化を促進するべきである。   | 所得税法では、給与明細等、源泉徴収票を電磁的方法で従業員に交付する場合には、従業員一人ひとりの「同意」を必要としている。しかし、コロナ拡大の下では、給与明細等を適切なタイミングで書面にて交付することは困難である。郵送対応はコストおよび作業工数増となるほか、該当者の出勤が必要でテレワークの阻害となる。一部の従業員が電子化に同意しない場合は、書面と電子明細が混在するため、さらに煩雑な作業となる。  | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省          | 給与等の支払者がその支払を受ける者に対し給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書を電磁的方法により提供する場合には、あらかじめ、その者から承諾を得なければならないこととされています。  | 所得税法第226条第4項、第231条第2項、所得税法施行令第353条、第356条、所得税法施行規則第95条の2、第100条第4項                          | その他                               | 現行制度上、給与等の支払者は、従業員に対し給与明細や源泉徴収票の書面交付に代えて、電子交付することが可能となっています。ただし、従業員にも様々なニーズがあると考えられることから、電子交付については本人の同意が必要とされています。業務の効率化やテレワークを進める観点から、様々な手続の電子化を進めていくことは重要であるものの、ご提案のように、本人同意を廃止し源泉徴収票等を原則電子化することについては、従業員の理解や様々な関係者のご意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。<br><br>なお、税制改正については、与党税制調査会における税制改正プロセスの中で議論されるものであると承知しております。                         |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                  | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |       |   | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------|---|---|---------------|-------|--|--|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                       |   |   |               |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 440 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | 健康保険証の配付における事業主経由の省略  | 事業主と保険者の双方が合意した場合、保険者から被保険者に対して、健康保険証本体を直接交付することを認めるべきである。  | 健康保険証の交付については、施行規則において、保険者（健康保険組合・全国健康保険協会）はまず事業主に送付し、事業主から被保険者（従業員）に交付することが求められている。しかし、簡易書留郵便等を利用して本人確認を行えば、保険者から被保険者に直接届けることは可能である。また、健康保険証の交付の前段となる被保険者の資格の取得の届出は事業主から被保険者に対して行われていることから、保険者から被保険者に健康保険証を交付した事実さえ保険者から事業主に情報共有されれば、事業主として健康保険証の配布状況を一元的に把握することは十分に可能であり、健康保険証本体が事業主を経由する必要性は乏しい。事業主の人事等担当者健康保険証送付のために出社を余儀なくされている場合があり、テレワークの推進を阻害しているのみならず、コロナ禍にあって交付遅延のリスクも生じている。  | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 健康保険の被保険者証については、健康保険法施行規則第47条第3項及び第4項の規定により、保険者から被保険者を使用する事業主に送付し、事業主は、これを被保険者に交付することとされています。  | 健康保険法施行規則第47条第3項及び第4項  | 検討を予定 | 要望いただいた事業主と保険者の合意による保険者から被保険者に対する被保険者証の直接交付については、必要となる事務経費や事務負担も踏まえ、事業主及び保険者の意見を伺いながら検討を進めてまいります。   |                   |
| 441 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | オンライン診療・服薬指導の恒久化・普及促進 | 今次の緩和措置の事例を踏まえ、患者の安全性や医療の質的確保、財政への影響等に関する検証を行ったうえで、初診を含むオンライン診療・服薬指導の恒久化に取り組むべきである。また、医療機関間の設備の不足等からオンライン診療・服薬指導が実施できる医療機関の数は限られており、地域間の導入格差も大きいことから、政府においては、オンライン診療の更なる普及促進策を打ち出すべきである。  | 今般、コロナ拡大防止策として、オンライン診療、オンライン服薬指導、薬剤の配付に関して、初診対面原則の明確化と初診段階上の取扱いの見直しが行われた。本対応の期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、感染拡大の状況、実効性確保の観点等から検証・見直しを行うとされている。ICTの発達により、オンラインの場合でも対面と同程度のコミュニケーションが可能になりつつあり、医師・薬剤師・患者間での十分な情報連携が可能になっている。また、コロナ禍において医療機関や薬局でオンライン診療、オンライン服薬指導に対する前向きな姿勢が見られ、国民に浸透しつつある状況にある。院内感染を含む感染防止、医療従事者、患者双方の安全確保の観点から、また将来の感染症対策のためにも、オンライン診療・服薬指導の果たす役割は大きい。   | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | オンライン診療（遠隔診療）については、近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、オンライン診療で「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示した。「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を平成30年3月に発出し、当該指針に基づき制度を運用してきました。今般、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況を見み、特例的・特例的対応として、医師の責任の下で、初診から電話やオンラインによる診断や処方を行うことを令和2年4月より可能としたところ。また、厚生労働省では、従前よりオンライン診療を含む遠隔医療に必要な設備整備に対する支援を実施しています。 | オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月31日付け医政発031第7号）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改定についての別添 | 検討に着手 | オンライン診療については、安全性と信頼性をベースに、初診も含め、原則解禁することを、10月9日に3大臣（田村厚生労働大臣・平井情報通信技術(IT)担当大臣・河野行政改革担当大臣）で意識合わせを行いました。これについては、安全性と信頼性を担保する観点から、普段からかかっている医師によるオンライン診療を原則認めることが重要であると考えており、制度の運用に当たっては、具体的な考え方を示すべく、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において検討を進めているところです。また、オンライン診療を含む遠隔医療に必要な設備整備に対する支援については、引き続き必要な支援に努めてまいります。 | ◎                 |
| 442 | 令和2年12月4日   | 令和3年4月16日 | オンライン特定保健指導の活用拡大      | 特定健康診査（健康診断）の結果により、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された40歳から74歳までの受診者に対し、保健師・管理栄養士等から、生活習慣の見直しについて特定保健指導を実施することが保険者に義務づけられている。同指導はポイント制になっており、同指導の完了には合計180ポイントが必要となる。特定保健指導における面接の実施にあたっては、1対1の個別支援において情報通信技術による遠隔面接（オンライン面接）を認めているものの、その効果は電話支援と同等とみなされ、対面による個別支援に比べて得られるポイントが低い。具体的には、積極的支援における対面の個別支援が20～120ポイント、電話支援および情報通信技術を活用した面接が15～60ポイントとなっている。加えて、複数名に対して実施するグループ支援においては、オンライン面接に関するルールが存在しない。特定保健指導の主な内容は、生活習慣の改善の必要性・利点に関する説明、食事・運動等の実践的な指導、グループワーク等であり、オンライン面接で十分に代替可能な内容となっている。自宅・職場等からオンラインで特定保健指導を受けると、受診者の利便性向上による実施率の引き上げ、コロナ等の感染防止にも資することが期待される。 | 特定健康診査（健康診断）の結果により、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された40歳から74歳までの受診者に対し、保健師・管理栄養士等から、生活習慣の見直しについて特定保健指導を実施することが保険者に義務づけられている。同指導はポイント制になっており、同指導の完了には合計180ポイントが必要となる。特定保健指導における面接の実施にあたっては、1対1の個別支援において情報通信技術による遠隔面接（オンライン面接）を認めているものの、その効果は電話支援と同等とみなされ、対面による個別支援に比べて得られるポイントが低い。具体的には、積極的支援における対面の個別支援が20～120ポイント、電話支援および情報通信技術を活用した面接が15～60ポイントとなっている。加えて、複数名に対して実施するグループ支援においては、オンライン面接に関するルールが存在しない。特定保健指導の主な内容は、生活習慣の改善の必要性・利点に関する説明、食事・運動等の実践的な指導、グループワーク等であり、オンライン面接で十分に代替可能な内容となっている。自宅・職場等からオンラインで特定保健指導を受けると、受診者の利便性向上による実施率の引き上げ、コロナ等の感染防止にも資することが期待される。 | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省 | 情報通信機器を用いた初回面接を行う場合は、個別支援に限って実施することができるとしております。また、情報通信機器を用いた継続支援を行った場合は、電話支援のポイントを算定することとしております。特定保健指導については、令和3年2月1日より、ビデオ通話可能な情報通信技術を活用した初回面接におけるグループ支援が実施可能となっており、また、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとしております。  | なし   | 対応    | 情報通信技術を活用した特定保健指導の実施については、令和3年2月1日付け健発0201第11号・保発0201第6号「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」のとおり、ビデオ通話可能な情報通信技術を活用した初回面接におけるグループ支援の実施も可能となりました。また、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとしました。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                            | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体          | 所管省庁      | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------|--|---|---------------|-----------|---|---|------------|---|--------------------|
|     |             |           |                                 |  |   |               |           | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                    |
| 443 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 薬局外からのオンライン服薬指導の実現              | 調剤を行った薬局と同程度の通信環境およびセキュリティが確保されていることを前提として、当該薬局の薬剤師が、当該薬局外においてもオンラインで服薬指導を行うことができるよう、服薬指導場所の条件を緩和すべきである。   | オンライン服薬指導が時限的措置として導入されたものの、薬剤師が服薬指導を行うことができるのは、その調剤を行った薬局内の場所とすることが義務付けられている。そのため、かかりつけ薬剤師が当該薬局に滞在していないテレワーク中や、薬局が閉まっている夜間・休日等においては、患者が指導を希望する適切なタイミングでオンライン服薬指導を行うことが困難となっている。<br>薬局(勤務先)外においても、薬剤師が服薬履歴や処方箋内容、服薬状況等を閲覧・管理し、服薬指導が行えるようになれば、薬剤師の感染拡大防止および労働環境の改善につながるのととも、患者にとっても薬剤師との相談・意見交換等が容易となることで、利便性や服薬アドヒアランス(患者による治療方針への積極的参加)の向上につながることを期待される。                      | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省     | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13第1項及び第2項において、薬剤師がオンライン服薬指導を行う場合においても、薬局内の場所で行うこととされている。   | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13第1項、第2項 | 対応不可       | 薬局における調剤と服薬指導は、薬剤師が患者の状況を把握したうえで処方内容の確認や疑義照会を行うこと、確認された処方に従い薬剤の調製を行うこと、調製した薬剤を患者に交付し必要な情報提供や指導を行うことという一連の行為の中で行われるものであり、一体として考える必要があります。<br>また、服薬指導は患者のプライバシーに配慮し、調剤録(薬剤服用歴)等、過去の患者の状態を把握しながら対応することが求められるほか、薬局において患者の薬剤服用歴が一元的に管理されている現状を踏まえると、薬局外での対応は困難と考えています。   | ◎                  |
| 444 | 令和2年12月4日   | 令和3年5月24日 | 電磁的方法による遠隔での治験説明および同意取得の促進      | 非対面でも被験者の同意が速やかに得られるよう、電磁的方法による遠隔での治験説明および同意取得を可能とすべきである。具体的には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」において、同意取得における「文書」については電磁的記録、「記名」については署名名については電磁的な署名あるいは電磁的な捺印を容認することを求める。併せて、「記録(同意文書、説明文書)の保管」に関しては、電磁的媒体による保管を認めるべきである。<br>上記の実施方法については、ガイドライン等で明確に周知する必要がある。 | 医薬品の開発に不可欠な治験においては、その開発・実施段階に応じて数十名から最大数百名の規模で実施されている。被験者の同意については、「文書により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない」という規定が定められるとともに、説明文書の交付および同意文書への署名が求められる。しかしながら、治験責任医師と被験者となるべき者は、説明後に直ちに書式のやり取りが可能とならず、対面による説明および署名を行うことが通常となっており、スピード感のある医薬品の開発を阻害している。とりわけ今回のコロナによる緊急事態宣言のように都道府県境を越えた移動の自粛等が求められた際には、被験者の治験実施医療機関への訪問自体が困難となり、被験者の募集にも支障をきたしている。                                       | (一社)日本経済団体連合会 | 厚生労働省     | 現行の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP省令)において、電磁的方法による同意取得も可能である。既に、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCPガイドライン)において、第1条の中で「治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。その媒体によらず、本ガイドラインで規定する全ての記録に適用される。」と記載しており、GCP省令第41条、第50条～第53条に規定される同意取得及びそれに必要な文書(同意文書、説明文書)の記録の保管についても適用されています。 | 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第41条、第50条～第53条                | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。  | ◎                  |
| 445 | 令和2年12月4日   | 令和3年1月14日 | 医療分野のビッグデータ構築に向けた匿名加工情報の加工基準明確化 | 医療診断・生体情報等について、これまでの事例をもとに関係者で技術的な検証を行い、匿名加工情報の加工基準を明確化すべきである。   | 個人のプライバシーに配慮しつつ医療データの利活用を進めるには、個人情報保護法の適用除外となる匿名加工情報の活用が鍵を握る。個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン(匿名加工情報編)を作成・公表して周知を図っているが、具体的などの程度個人データを加工すれば特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないと言えるのか、加工要件に関する定義が未だ曖昧であることから、積極的なデータ利活用が進まず、医薬品の開発やAI医療診断の事業化研究のポテンシャルが十分に発揮されていない。<br>医療分野において、匿名加工情報の善良用途の活用を促し、情報を集約してビッグデータを構築することは、AIシステムによる高度医療を普及し、医療ネットワークの生産性を向上するうえでも不可欠である。 | (一社)日本経済団体連合会 | 個人情報保護委員会 | 個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成するときには、個人情報保護法第36条第1項に基づき、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、同法施行規則で定める基準に、当該個人情報を加工する必要があります。   | 個人情報の保護に関する法律第36条第1項、個人情報の保護に関する法律施行規則第19条        | 現行制度下で対応可能 | 匿名加工情報の加工基準については、委員会規則において5つの基準が定められており、ガイドライン(匿名加工情報編)や、いわゆる事務局レポートにて、具体的な加工方法を告示してあります。<br>更に、具体的な匿名加工情報の利活用事例について、医療データに関するものも含め、加工方法を調査の上、当委員会のHPで公表しております。事業者が保有する個人データは様々である中、個々の事案に応じたさらに詳細な加工方法を示そうとする、対象を細かく分ける必要があり、また最終的には個別事案に応じた対応が不可欠です。<br>今後、事業者からの新規ビジネスモデル等に関する相談窓口であるPPCビジネスサポートデスクでの相談事案なども踏まえながら、具体的な加工方法等について、引き続き適切な情報発信に努めてまいります。 | △                  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日   | 提案事項                         | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体                | 所管省庁                      | 所管省庁の検討結果  |  |            |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|------------|------------------------------|---|--|---------------------|---------------------------|--|--|------------|--|-------------------|
|     |             |            |                              |   |  |                     |                           | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類      | 対応の概要  |                   |
| 446 | 令和2年12月4日   | 令和3年11月14日 | カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備      | より幅広い分野でのカメラ画像の活用促進に向けて、同ガイドブックにサマルカメラによる入場者の検温、顔認証によるタッチレスセキュリティにおける活用事例を追記すべきである。あわせて、顔認証によるタッチレスセキュリティ、データサーバーを有せず画像解析を行うシステム等、同ガイドブックの対象外となるカメラについては、撮影中であることや撮影の目的等の表示を省略して旨を明示すべきである。 | コロナ禍において、非接触型の検温やタッチレスでのセキュリティ認証に対するニーズが高まっており、とりわけサマルカメラや顔認証システム等のカメラ画像がますます重要な役割を担うことが期待される。カメラ画像については、生活者のプライバシー保護に配慮しつつ活用の促進を図る観点から、IoT推進コンソーシアム、総務省、経済産業省の三者が、合同で「カメラ画像利活用ガイドブックVer2.0」(カメラ画像利活用ガイドブック事前告知)に関する参考事例集を発行して普及・啓蒙を図っており、今後も個人情報保護法の改正作業で見込まれるユースケースを踏まえて追加的な検討を行うこととしている。  | (一社)日本経済団体連合会       | 個人情報保護委員会<br>総務省<br>経済産業省 | 事業者がカメラ画像の活用に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護委員会が所管する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。)、を遵守する必要があります。個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データ漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aにおいては、カメラ画像の活用に当たっての個人情報保護法の適用関係についての解説も見られ、例えば、店舗にカメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データをマーケティング等の商業目的に利用する場合には、個人情報の利用目的を定める限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後、速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければならないこととされています(個人情報保護法第15条、第16条及び第18条)。  | なし   | 現行制度下で対応可能 | カメラ画像利活用ガイドブックVer.2.0は、商用目的・統計分析目的での「適正な取得」「利用目的の通知・公表」に関する配慮事項を重点的に取り上げているところ、感染症対策におけるカメラ画像の利活用については、本ガイドブックで取り上げた準公共空間に設置されたカメラに関するユースケースの範囲内で、既に相当程度対応できるものと考えられます。<br>他方、本ガイドブックについては、令和2年改正個人情報保護法への対応も念頭に、より幅広い分野でのカメラ画像の活用を促進すべきとの御提案の趣旨も踏まえて、有識者の御意見等を伺いながら、今後見直しを行うことを検討してまいります。<br>なお、本ガイドブックにかかわらず、事業者がカメラ画像の活用に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守する必要があります。 |                   |
| 447 | 令和2年12月4日   | 令和3年11月14日 | 建築許可申請のオンライン化について            | 店舗の建設・出店にあたり申請を行うが、これらをオンラインで申請できるようにし、この書類への押印を不要にしたい。   | ①毎年1,000店程度の出店を行っているコンビニエンスストアでは、左記の申請書類へ社名・代表者氏名とともに印鑑を押印すべき書類が多数存在する。この書類の押印のために、複数人の専用の人員を整えて対応しているのが現状である。<br>②申請をオンライン化し、押印を不要とできれば、これらの人員をより有効な活用を進めることが可能となり、より効率化を図ることができる。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 内閣官房<br>総務省<br>国土交通省      | 建築確認、開発許可の申請書への申請者、設計者の押印を求めています。  | 建築基準法施行規則第1条の3、別記様式第2号、都市計画法施行規則第16条第1項、別記様式第2、第2の2                      | 対応         | 省令を改正し、申請書への押印を不要とする予定です。  |                   |
| 448 | 令和2年12月18日  | 令和3年11月4日  | 運転免許の失効手続(道交法97条の2第1項3号)について | 物理的に手続きに行けない状態以外の事由についても、運転免許の失効手続(道交法97条の2第1項3号)を認めていただきたい。  | 私は、運転免許取得後にてんかんの診断を受け、自動車の運転を控えるように医師から助言を受けました。てんかんは、最後の発作から2年経つまでは運転してはいけないことになっていのですが、2年経つ前に免許の期限が来てしまったため、更新手続きについて、期限前に警察署に問い合わせをしました。すると、「やむを得ない理由がある場合には、3年以内なら期限後でも失効手続という手続きを確心として再交付ができる」旨の回答をされたため、2年経つまで待つことにしました。そして、期限が過ぎ、最後の発作から2年経ったため免許センターで失効手続の申請をしたところ、「やむを得ない理由とは、物理的に手続きに行けない状態のことという。あなたの場合は、これに当たらない。期限前に、更新はできないが更新手続きはする必要があった。」と言われ、免許を交付していただけませんでした。<br>関係法令を調べたのですが、失効手続における「やむを得ない理由」の要件は「病気にかかり、又は負傷したことであり(道交法97条の2第1項3号、道交法施行令34条の3第3項、同33条の6の2第3号)、免許センターで言われた「物理的に手続きに行けない状態」を要求する文言はありませんでした。根拠法令について警視庁運転免許本部にも問い合わせたのですが、警察の運用としてそのように解釈しているのみで、明文の根拠があるわけではないようです。<br>てんかんが運転できない場合に「更新はできないが更新手続きは必要」というのは辻褄なことであり、また常識的にも理解しづらいことで、決して妥当とはいえません。<br>以上の点について、宜しくお願い申し上げます。 | 個人                  | 警察庁                       | 運転免許を取得するためには、運転免許試験(適性試験、技能試験及び学科試験)を受け、これに合格する必要がありますが、運転免許証の更新を受けなかったために運転免許を失効させた方が再び運転免許を取得する場合には、失効から6月以内に限り、技能試験及び学科試験の免除を受けて運転免許を再取得することができます。さらに、やむを得ない理由により、この期間内に再取得のための運転免許試験(適性試験)を受けることができなかった場合には、失効から3年以内であれば、やむを得ない理由がやむを得ない理由により1月以内に限り、技能試験及び学科試験の免除を受けて運転免許を再取得することが可能です(道交法(昭和35年法律第105号)、以下「法」という。)、第99条第1項及び第97条の2第1項第3号)。<br>この「やむを得ない理由」については、法令上、①海外旅行②災害③病気又は負傷④法令の規定による身体拘束⑤社会の慣習又は業務の遂行および、これらの理由により、運転免許の再取得のための手続を行うことができなかった場合に、上述の特例を受けることが可能です(法第97条の2第1項第3号並びに道交法施行令(昭和35年政令第270号、以下「令」という。)、第33条の6の2及び第34条の3第3項)。<br>ただし、てんかんは運転免許の拒否・取消し事由とされており、てんかんにかかっている方は運転免許を取得することができず、運転免許を受けた方がてんかんにかかっていることが判明したときは運転免許が取り消されます(法第90条第1項第1号及び第103条第1項第1号並びに令第33条の2の3第2項第1号及び第38条の2第2項)。<br>なお、てんかんを理由に運転免許を取り消された方については、取消しから1年が経過した後、医師の診断結果を踏まえ、自動車等の運転が可能と判断されれば、運転免許の再取得が可能となります(法第103条第7項及び令第38条第6項第1号)。その際、取り消された日から3年以内であれば、運転免許の再取得に際して技能試験及び学科試験の免除を受けることができます(法第97条の2第1項第5号)。 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項、第90条第1項第1号、第97条の2第1項第3号及び第5項、第103条第1項第1号及び第7項 | その他        | 制度の現状欄に記載のとおりです。<br>なお、お問合せの案件については、お住まいの地域における都道府県警察の運転免許センター等に御連絡ください。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項  | 提案の具体的な内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁          | 所管省庁の検討結果   |   |                                       |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---|--|---|------|---------------|---|---|---------------------------------------|--|-------------------|
|     |             |           |   |  |   |      |               | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                                 | 対応の概要  |                   |
| 449 | 令和2年12月18日  | 令和3年4月26日 | 国及び地方公共団体の手続きワンストップ化について  | <p>転居等の際、役所では様々な部署を行き来しなくてはならず、とても面倒です。またその際、本人確認のため、何度も同じ書類を提示する必要があります。個人番号の記載についても、ほぼすべての部署が必要となるため、何度も記載する必要があります。何度も引越した際、書類を書き提出するため、役所であらゆる課に行ったり来たりのことがあり、とても面倒で時間もかかりました。また私の場合、古物商の許可もあるため、引越しの前後に警察署にも直接出向き、書類を提出する必要があります。役所の窓口を一本化すれば、職員の人件費を削減できます。また手続きを完全オンライン化すれば、役所に行く必要なく、自宅でも手続きが完結するため、手続きを怠る人も減ると思います。</p> | <p>個人情報の実体験からです。引越した際、書類を書き提出するため、役所であらゆる課に行ったり来たりのことがあり、とても面倒で時間もかかりました。また私の場合、古物商の許可もあるため、引越しの前後に警察署にも直接出向き、書類を提出する必要があります。役所の窓口を一本化すれば、職員の人件費を削減できます。また手続きを完全オンライン化すれば、役所に行く必要なく、自宅でも手続きが完結するため、手続きを怠る人も減ると思います。</p> | 個人   | デジタル庁 総務省     | <p>情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第十六号)によって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として、①社会全体のデジタル化、②デジタル化の基本原則(i デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。ii ワンストップ: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。iii コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。)が定められた状況です。</p>   | <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第2条第1号、第2号、第3号</p> | 対応                                    | <p>基本原則に沿った社会全体のデジタル化、とりわけ行政手続きのオンライン化・ワンストップ化については、国民の利便性向上のみならず、行政職員の負担軽減の観点からも業務改革とセットで推進すべく、デジタル庁としても複数の機関が共同利用可能なシステムの整備や、特に自治体の窓口DXに関しては自治体へのアドバイザー派遣などを行ってまいります。</p>  |                   |
| 450 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 日本年金機構が扶養親族等申告書の提出依頼の書類が郵送されてきます。申告書が入っていますので、必要事項を記入し、返信用封筒に入れ、切手(提出者負担)をはり、郵送します。税金に関係するのみならず提出します。記入は前年と同じであれば名前を書きつけて郵送するだけです。今、国税調査が行われていますが、同様にネット回答にします。 | <p>毎年、この時期に日本年金機構から扶養親族等申告書の提出依頼の書類が郵送されてきます。申告書が入っていますので、必要事項を記入し、返信用封筒に入れ、切手(提出者負担)をはり、郵送します。税金に関係するのみならず提出します。記入は前年と同じであれば名前を書きつけて郵送するだけです。今、国税調査が行われていますが、同様にネット回答にします。</p>  | <p>ネット回答にすれば、返信用申告書、返信用切手が不要になる。日本年金機構は返送された申告書の事務処理が不要になると思います。</p>  | 個人   | 厚生労働省         | <p>一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。なお、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無によって所得税額の違いはなくなりましたので、配偶者控除等に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。</p>   | <p>所得税法第203条の6</p>  | 現行制度下で対応可能                            | <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>  |                   |
| 451 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 契約電子化(ハンコ電子化)サービスの電子署名、タイムスタンプの仕様を共通化し、サービス間の相互乗り入れを可能とする。(取引先と異なる電子署名サービスを選択しても対応できるようにする)具体的な要件を満たすトラスサービスを提供する「通称トラス」サービスプロバイダー」として認定するよう制度を始め、ツールをパブリック化する。 | <p>契約電子化(ハンコ電子化)サービスの電子署名、タイムスタンプの仕様を共通化し、サービス間の相互乗り入れを可能とする。(取引先と異なる電子署名サービスを選択しても対応できるようにする)具体的な要件を満たすトラスサービスの提供者を「通称トラス」サービスプロバイダー」として認定するよう制度を始め、ツールをパブリック化する。</p>   | <p>クラウドサイン、BtoBプラットフォーム、DocuSign、GMO、ContractHub、Adobe Sign等々電子契約サービスが乱立しており、取引先との間で電子契約を依頼する場合、お互いに異なる電子契約サービスを利用しているケースも増加している。この場合、どちらの電子契約サービスを利用するか判断が必要になり、法解釈の違いから互いに譲歩できず紙の契約書に戻って締結するケースも発生している。</p>           | 個人   | 総務省 法務省 経済産業省 | <p>・電子署名については、電子署名法第4条第1項に基づき、同法第6条第1項の要件を満たす特定認証業務を主務大臣が認定する制度があります。(各省HPIに掲載の認定認証業務の一覧: <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_susin/top/ninshou-law/d-nintai.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_susin/top/ninshou-law/d-nintai.html</a> <a href="https://www.moj.go.jp/MLNJ/minji32.html">https://www.moj.go.jp/MLNJ/minji32.html</a> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html">https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html</a>)</p> <p>・タイムスタンプについては、日本データ通信協会において、同協会が定める審査基準に適合した時刻配信業務又は時刻認証業務を実施する者を認定する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」があります。なお、本制度は総務省が2004年に策定した「タイムビジネスに係る指針～ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために～」(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000485112.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000485112.pdf</a>)を踏まえたものとなっています。(日本データ通信協会HPIに掲載の認定事業者の一覧: <a href="https://www.dekoyo.or.jp/tb/contents/list/index.html">https://www.dekoyo.or.jp/tb/contents/list/index.html</a>)</p> | <p>(電子署名) 電子署名及び認証業務に関する法律</p>                              | <p>(電子署名) 現行制度下で対応可能 (タイムスタンプ) 対応</p> | <p>・電子署名については、引き続き左記の国による認定制度の周知を図って参ります。</p> <p>・タイムスタンプについては、既に左記の民間による認定制度が存在するところですが、2019年1月より実施の「プラットフォームサービスに関する研究会トラスサービス検討ワーキンググループ」において、国による信頼性の裏付けがないことや国際的な通用性への懸念等からタイムスタンプの国による認定制度の創設が提言されたことを受け、総務省で2020年3月からタイムスタンプ認定制度に関する検討会を開催し、今年度中の国による認定制度の整備に向けた議論を行っています。(総務省HPIに掲載の検討会ページ: <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html</a>)</p> |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                    | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果   |   |       |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---|--|--|------|------------------------------|---|---|-------|--|--------------------|
|     |             |           |   |  |  |      |                              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                    |
| 452 | 令和2年12月18日  | 令和3年4月26日 | 各種資格の資格証(免許証)や簿手続きの一本化                  | 各種資格証(免許証)を一本化していただきたい。マイナンバーへの紐付けし、どこでもスマホに表示できるようにしていただきたい。また、資格の申請、更新、講習等の手続きも一本化していただきたい。更にはその情報を資格保有者に加え、官民で利用可能にいただきたい。      | 仕事柄、各種公的資格を有しているのですが、資格証(免許証)がバラバラなので、管理に困っています。マイナンバーカードやスマホに一般化していただきたい。また、資格の申請、更新、講習等の手続きを一本化していただきたい。各種手続きは様々な法令に及び、関係者もさまざまと理解しているが、利用者から見ての窓口と申請フォームを一本化することは難しくなっています。更には、教育機関の卒業証明や成績証明、各種民間資格(英検、TOEIC、簿記検定等)にも参加してもらえるプラットフォームとしていただきたい。これらデジタル資格証・免許証は、セキュリティを考慮した上で官民にて活用を可能とすることも必要です。これらによって、各種資格保有者にとって保有資格管理の効率が向上するとともに、資格保有者を活用する側にとっても、その資格の有効性や真正性を確実に担保することが可能となることでしよう。更には、資格保有者の同意を得た上で、自然災害発生時や大規模な感染症発生時に、行政機関より資格保有者に対してピンポイントでの迅速な協力が可能となるものと思われず。(自然災害発生時:重機操作資格保有者等、大規模感染症発生時:看護師・保健師等)  | 個人   | デジタル庁<br>総務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者において管理している状況です。   | (マイナンバーの利用及び情報連携について)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項、第19条第8項 | その他   | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めます。   |                    |
| 453 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 不動産登記の義務化と不要不動産(土地)の国・自治体への返納           | 不動産登記を義務化し、マイナンバーと紐付けることにより、不動産所有・管理関係を明確にする。併せて、所有者が不要とする不動産(土地)の国・自治体への返納を可能とする。   | 東日本大震災後の復興事業で明らかになったよう、不動産所有者が不明確であることが、復興事業の遅れとコスト増大に明らかにつながっています。これから増えていく各種大型自然災害に対し、復興事業を迅速に実施できるようにするため、不動産所有者を明確にすることが必要で、そのために不動産登記を義務化する必要があります。その際はマイナンバー若しくは法人番号を紐づけることとし、海外在住者の場合は別途、必要な措置をとることとします。また、問題となる可能性のある、外国人による不動産所有の実態把握も容易なものとなります。これにより、前述の復興事業の迅速化のみならず、国庫資産税や民間の不動産管理費の徴収等、官民での活用によって債権者の権利保護も効果的かつ効果的なものとなります。一方、不動産登記の義務化と併せ、登記費用を下げることで、不動産登記しにくい者に対して不動産(土地)の国・自治体への返納制度を整える必要があります。   | 個人   | 法務省<br>財務省                   | 【法務省】<br>御指摘のとおり、近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明してもその所在が不明で連絡がつかない所有者不明土地が生じ、公共事業の実施や民間の取引などにおいて、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じており、こうした問題は東日本大震災の復興事業などにおいて顕在化したものと承知しております。こうした所有者不明土地等問題の抜本的な解決を目指すためには、民事基本法制において、相続等による所有者不明土地等の発生を防止するための仕組みや、土地の適宜かつ円滑な利用を促進するための仕組みを整備する必要があります。 | 民法・不動産登記法等  | 検討に着手 | 【財務省】<br>所有権不明の土地など引き取り手のない不動産に関する問題が顕在化している中、国有財産行政における対応としては、行政目的のない不動産について寄附を受けたいことが考えられます。ただし、寄附を受けた不動産は、普通財産として売却などを行うべきものとなる点に留意する必要があります。国民全体の負担となる管理コストの増大防止や所有者が土地の適切な管理を怠るといったモラルハザードの防止といった点を考慮すれば、寄附を受けたいことが可能な財産については一定の要件を設ける必要があります。こうした点を踏まえれば、国が普通財産として寄附を受ける財産としては、一定の資産価値があり、管理コストの増大防止の観点から売却等が容易な不動産であるとともに、モラルハザード防止の観点から適切な管理が行われているものである必要があります。具体的には、<br>・相続税の物納の要件を満たすものであって、管理コストの増大が懸念される建物や、処分が容易でないと思念される地区計画等による建築物の敷地面積の最低限度を下回る土地でないこと<br>・売却等の管理費を確保するための追加条件を満たすもの<br>・樹木や崖がないことや所有権に関する登記を了するなど適切な管理がなされていること<br>・崖上や崖下に所在する場合や事故などの事情により正常な取引が行われたい不動産に隣接する場合など周辺環境に問題があるものでないこと<br>などの条件を満たすよう土地を寄附の対とすることが考えられます。いずれにしても、引き取り手のない不動産に関する問題への国有財産行政としての対応については、政府全体の検討と歩調を合わせて検討を進めてまいります。 |                    |
| 454 | 令和2年12月18日  | 令和3年4月16日 | 特別養子縁組の裁判期間中における児童を健康保険上の扶養対象とする法改正について | 現在特別養子縁組の裁判確定前の児童については健康保険法上で扶養の対象外とされており、仮に健康保険組合により加入が認められれば年金事務所により加入が選べない状態にあります。社会的養育における家庭養育を推進する観点からも健康保険法を改正するべきではないでしょうか。 | 1.健康保険においては、被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子は被扶養者の対象となる。配偶者が亡くなった後における父母および子ども継続して被扶養者の対象になることが明記されております。審判確定前の特別養子縁組においても内縁関係であることについては同様ですが、裁判的に普通養子縁組と同じ対応になっており、子どもの権利条約に批准している国の子の福祉のための制度を支える意味での改正が必要ではないでしょうか。<br>2.養子縁組民間あっせん機関助成事業(養親希望者手数料負担軽減事業)について、現行多くの道府県で実施がされています。一方2019年民間あっせん機関における法定研修等の見直し(これ自体は正しい)と思いますが行われたことで、養親に係る経済的負担は増加しました。<br>3.審判中でも児童を扶養に入れることができるようになれば、対象世帯に均等にいきわたる支援につながります。<br>3.同じ厚生労働省所管の育児休業法においては「子」の範囲は、「実子および養子」に加え、「特別養子縁組の監護期間中の子」(養子縁組親に委託されている子)「その他これらに準じる者」まで拡大されており養育もこれらによりなされます。<br>4.そもそも経済的裏付けもない児童が、単独で国民健康保険に加入するという社会的にみて不自然な状況が改善できます。以上4点と併せ、特別養子縁組が国民が生活していく中でより身近なものになるよう願いをこめて健康保険法改正を提案いたします。 | 個人   | 厚生労働省                        | 健康保険法における子とは、法律上の親子関係に基づき子を意味し、民法上の実子および養子と解することとしています。このため、特別養子縁組を成立させるために監護している子については、法律上の親子関係に基づかないことから、被扶養者の対象としていません。  | 健康保険法第3条第7項   | 対応不可  | 仮に特別養子縁組を成立させるために監護している子を養親候補者の被扶養者として認めたい場合には、監護後に特別養子縁組が成立しない場合でもその後の健康保険の適用関係が異なることとなり、適用関係が煩雑になると考えられます。他方で、児童福祉法に基づく措置がなされた児童の場合には、市町村の条例により国民健康保険の適用除外として国民健康保険の被保険者としていないことも可能であり、こうした場合には保険料負担が生じないこと。児童福祉法に基づく措置がなされず、親の扶養に入っていないために単独で国民に加入する児童の場合においても、所得の状況等に応じた法定の保険料軽減や、市町村の条例に基づく保険料減免等を受けられることとなります。こうした制度により、特別養子縁組を成立させるために監護している子に係る保険料等の負担については一定の軽減がなされており、現状のこうした仕組みを適切に運用してまいります。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                                 | 提案事項            | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果  |  |  |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|--|-----------------|---|---|------|---------------------|--|--|--|--|--------------------|
|     |             |  |                 |   |   |      |                     | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類                                    | 対応の概要  |                    |
| 455 | 令和2年12月18日  | 【総務省】<br>令和5年4月26日<br>【法務省】<br>令和3年1月27日 | 証明書の電子化について     | 住民票、印鑑証明書、戸籍の証明書、所得証明書、課税証明書など、紙から、マイナポータルへ格納するなどして、本人が必要な時にマイナポータルでデータを取得、メモリーへ格納して、提出先で読み取るなどの方法は取れないでしょうか。そのために、役所へ行かなくて済むような方法を考えしてほしい。 | マイナポイントによって、マイナンバーカードを取得した人が増えたと思います。さらに普及を加速させ、マイナンバーカードの活用を拡大すべきだと思います。   | 個人   | 総務省<br>法務省<br>デジタル庁 | 【総務省】<br>マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。<br>【法務省】<br>マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村及び本籍地の市町村がコンビニエンスストアにおける戸籍証明書の交付サービス(コンビニ交付)を実施している場合には、コンビニエンスストアにおいて戸籍証明書を取得することができます。なお、コンビニ交付については、戸籍事務を管掌する市町村長の判断により実施されるものであり、令和2年12月1日現在、643市町村が実施しています。 | 【総務省】<br>なし<br>【法務省】<br>戸籍法施行規則第79条の2                | 【総務省】<br>現行制度で対応可能<br>【法務省】<br>現行制度で対応可能 | 【総務省】<br>コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。<br>【法務省】<br>「制度の現状」に記載のとおり。  |                    |
| 456 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | 在留邦人へのマイナンバーの発行 | マイナンバーを在留邦人にも発行し、今後、マイナンバーを利用してデジタル化されるであろう行政サービス等で、在留邦人が不利益を被ることのないよう、早急に制度の改善を図っていただきたい。  | 現在、マイナンバーは住民票を基に発行されているため、在留邦人に対しては発行されていません。昨今、デジタル庁が新設され、マイナンバーを利用した行政のデジタルサービスの拡充が検討される中、在留邦人は、その居住地ゆえに、日本国籍を所持しているにも関わらず、日本国内在住者と同様のサービスを受ける、もしくは権利を行使することが出来なくなる可能性があります。<br>マイナンバーがないことによる不利益の例<br>1) 運転免許証の更新-マイナンバーの紐づけが行われた場合、日本の免許証を保持している在留邦人は、免許の更新ができなくなる可能性がある<br>2) 金融機関、税務申告等でのマイナンバーの提出ができない<br>マイナンバーを利用して可能となりそうなおこと例<br>1) インターネット選挙-マイナンバーと在外選挙登録証を紐づける等の仕組みで、在留邦人でも、選挙権の行使が容易になる(現在、新型コロナウイルスの影響で、日本からの郵便業務が停止されている国が多くあります。例えば、この状況下で国政選挙が行われた場合、通常なら郵便での投票が可能な在外選挙に支障をきたす可能性があります)<br>2) 在留届-マイナンバーとの紐付けにより、緊急時の在留邦人の情報管理やサービスの提供が容易になる<br>3) 政府支援の二重支給の回避(在留邦人への政府支援が行われる際、住民票を残したままの在留邦人には二重支給の可能性がります。今回の10万円一律支給を在留邦人へも拡大した場合にありえたりです)<br>今後のデジタル化の中で、様々な利益・不利益が出ると思われますので、早急に改善しただけのよう、お願いいたします。 | 個人   | 内閣府<br>総務省<br>外務省   | マイナンバー(個人番号)は、現在は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行日(平成27年10月5日)以降、既に住民基本台帳に記録されている者に付番されていますが、昨年、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続法における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付番されたことがある者については、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、国外転出後もマイナンバーカードが利用できることとなります。  | 旅券法第16条<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第17条 | 対応                                       | 国外転出者による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用については、「制度の現状」に記載しており、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から可能となります。外務省では、今後、マイナンバーカードの国外継続利用が円滑に行われるよう協力していくこととなります。 |                    |
| 457 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | 車の車検期間を延ばしてほしい  | 自家用車他車の車検期間を貨物車は2年、乗用車は4年くらいにしてほしい  | 車の性能が良くなったので、消耗部品も長時間使える。車の消耗に合わせるので、現在の倍くらいに車検期間を長くしてほしい   | 個人   | 国土交通省               | 自動車検査(車検)制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認するとともに、不正改造の防止やリコールの未対策車両の改修を促進するために設けられているものです。<br>また、英国は1年おき、ドイツは2年おき(いずれも乗用車の場合)に検査を義務付けているなど、諸外国と比較して日本のみが特殊な車検制度を設けている状況ではありません。<br>なお、定期的に行うことを求めている自動車の点検においては、自動車の使用状況に応じて項目を省略することが可能となっております。  |  | 対応不可                                     | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項               | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果  |   |       |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------|--|--|------|--------------|--|---|-------|---|-------------------|
|     |             |           |                    |  |  |      |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要   |                   |
| 458 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 電波オークション規制改革       | 周波数帯域の利用免許を競売で電気通信事業者に売却して事業を行わせるものである。有限な公共財である電波を有効利用するための手法である。   | 本家、国民の共有財産である電波を独占的に利用し、反動的な報道などが常態化しているオールメディアを改革し、電波を次世代通信などの利用するため。   | 個人   | 総務省          | 電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。   | 電波法第4条  | その他   | 電波オークションについては、導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。   | ◎                 |
| 459 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 年金手帳を紙で所持することの是非   | 年金手帳を紙で所持することに意味があるのでしょうか？マイナンバーカードと紐付けすれば、年金手帳を無くして再発行のために窓口に行かなくても済むのでは？   | 当方、まだ40代ですが年金手帳を無くしていることに気づき再発行に行きました。受付を済ませた後、年金手帳を発行して頂きましたが、その方が言ったことが衝撃的でした。「現在は、年金手帳に年金記録が書き込まれることはありませんので、ネットの方で加入記録を確認してください。アクセスキーをつけておきましたから」結局、紙ベースで持っただけで意味ないし、基礎年金番号がマイナンバーカードに紐ついていたら、わざわざ年金手帳を再発行してもらうに待たず時間30分も要らないのでは？と思いました。ご検討お願いします。  | 個人   | 総務省<br>厚生労働省 | 年金手帳については新たに国民年金の被保険者となった方等に対して、基礎年金番号をお知らせするために送付しています。<br>また、現在、大部分の年金受給権者・被保険者の方は日本年金機構にマイナンバーが登録されており、マイナンバーが登録されている方は、ほとんど全ての手続きがマイナンバーを記載いただくことにより可能です。<br>なお、年金手帳の再交付手続は、郵送や電子申請により提出することが可能です。   |   | 対応    | 国民年金手帳については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により、令和4年4月1日以降は廃止され、代替措置として同日以降は、必要な情報のみを記載した基礎年金番号通知書の送付に切り替える予定です。<br>「制度の現状」欄に記載のとおり、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている方は、ほとんど全ての年金関係のお手続きがマイナンバーを記載いただくことにより可能ですので、その旨を適切に周知してまいります。   |                   |
| 460 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | あはき法、医師同意書の撤廃について。 | 現在、はりきゅう治療の健康保険適用の際に、医師の同意書が必須となっております。現状、医師個人の判断に委ねられていますが、はりきゅう治療を希望する被保険者が同意書を依頼しても署名を拒否するケースが多く、医師会を挙げて署名するなど言う通達まで出ているようです。ここにはりきゅう治療の同意書撤廃と保険診療の解禁をご提案させて頂きます。 | ①医師の同意書が不要になれば、被保険者がはりきゅう治療を受診しやすくなる。現在はご苦しみかと思いますが、自費治療です。世間相場の治療代では約5,000円～です。料金が高く治療を継続することに躊躇する方もいます。同意書を医師から買うという作業が一つの時間的に無駄なハードルになっている事実があります。その為、同意書が撤廃されれば鍼灸師が被保険者への対応が早くなる。<br>②鍼灸師の社会的待遇が上がる。同意書が撤廃されれば開業鍼灸師の年収は確実に多くなり、株主も消費が増加する。それにより増収増益も可能となる。<br>③現状の国家予算医療費削減に貢献が可能。はりきゅう治療は非薬物による物理療法です。整形外科や内科などで処方されている湿布薬や内服薬の処方削減につながるはずです。<br>④このはりきゅう治療の法制定は昭和22年。現在に至るまで70年以上が経過されています。この70年以上の間にははりきゅう治療の研究が進み、治療効果も科学的に解明されてきています。戦後間もない時期に制定された法律を現在の状況下にあるあはき師に当てはめるには至らないと思います。令和の時代になり今この官内閣にこの法令を改正されることを国民の一人として、また鍼灸師として希望致します。 | 個人   | 厚生労働省        | 患者があん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術を受けてその施術につき、医療保険各法における療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医からの同意書の交付を受ける必要があります。<br>また、保険医からの同意書の交付を受けてあん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージ等の施術を受ける場合、1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正の施術を受ける場合、同様にはり及びきゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり及びきゅうの施術を受ける場合については、患者は診察を受けた上で、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。   | 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について(平成16年10月1日付け保医発第1001002号) | 対応不可  | あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術については、健康保険法上、療養費の支給対象となり得るものですが、この療養費は、保険者がやむを得ないと認めるときに保険医療機関等による療養の給付に代えて支給されるものです。<br>あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費は、筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされています。<br>また、はり、きゅうの施術に係る療養費は、神経痛、リウマチ、頸椎症候群、五十肩、腰痛症、頭椎捻挫後遺症の6疾病、及び6疾病以外の疾病であって慢性的な疼痛を主症とし医師による適当な治療手段がないものが支給対象とされています。具体的には、6疾病については医師の同意を受けて施術を行った場合には療養費の支給対象として差し支えないとされていると、6疾病以外の慢性的な疼痛を主症とする疾病については、医師による適当な治療手段のないものであるかを個別に判断して支給の適否を決定することとされています。<br>支給対象に当たるかどうかについては、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について(平成16年10月1日付け保医発第1001002号)」で示されており、これらの支給対象に当たるとかを保険者が判断するため、医師の同意・再同意は非常に重要であり、また、限られた保険財政の中で施術を必要とする患者が適切に施術を受けられるようにすることが必要です。<br>以上のことから、医師の同意書・再同意書の撤廃というご意見につきましては、対応は困難であります。 |                   |
| 461 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | 電子証明の統一について        | 現在電子申請や電子入札を取り入れられているが、省庁間各地方自治体によって統一されていないので、統一していただきたい。   | 電子申請等が認知されないのは、高額な手数料や電子申請の制度が統一されていないが原因と思われる。電子申請の義務化を図るなら、国民が理解しやすい利用方法や利用料金を示すべきである。いっそのこと、1法人1枚は無料で配布し、書面より移行しやすい方法を取るべきかと思いたい。   | 個人   | デジタル庁        | 地方公共団体が提供する行政手続きに係るオンライン申請については、マイナポータルでは、手続の検索・電子申請を利用できるようになっています。こちらは子育てに関する手続をはじめとした、地方公共団体へのさまざまな申請や届出を地域別に検索し、その手続の詳細を確認、申請することができます。現在、関係省と協力し、子育て、介護、被災者支援等の手続について、標準様式のプリセットを進め、様式の統一化に向けて対応しております。<br>各府省が行う物品・役務の調達に係る電子入札については、電子調達システムが担っています。電子調達システムは府省共通システムであり、1つの電子証明書を調達ポータルに登録することで、電子調達システムにおいて、全ての府省の電子入札を行うことが可能です。 |   | 対応中   | 制度の現状欄のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                    | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁              | 所管省庁の検討結果   |  |       |   | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------------|---|--|------|-------------------|---|--|-------|---|--------------------|
|     |             |           |                         |   |  |      |                   | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要   |                    |
| 462 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 在留資格申請窓口の市役所への設置        | 市町村等の窓口で在留期間更新許可申請または受け取りができるようにしてほしい。  | 入国管理局関係窓口は設置箇所が少なく、県庁所在地あるいは地域によっては利便性の高くない場所に設置されている。さらに、窓口数の制限から東京や神奈川県と行った地域では待ち時間が半日に渡ることも多く、加えて、別途、地域の市町村で住民登録やマイナンバーの更新等の関連する行政手続きが必要となる。市町村で申請を受け付けるようにすることで申請の受領窓口を分散することができ、窓口が一元化されればすべてがワンストップ(とまではいなくても同じ建屋内を一日で回って)処理ができる。現状、市町村が入国管理局が所轄する申請を代理で受領できない規制りが実現を阻んでいるが、河野大臣が掲げられているように日本の人口維持に「高度技能移民」を受け入れていく場合を想定して、移民に対する利便性向上と行政処分や受付の効率化、さらに適正な在留資格管理の観点からも抜け漏れ防止につながると考えます。(住民登録・在留資格はデータとして一元的なもので納税状況なども含めて市町村と入国管理局がより連携するべきもの)  | 個人   | 法務省               | 在留申請及び申請の結果として交付される在留カードの受領は、原則として、申請をする外国人自らが地方出入国在留管理局に出頭して行わなければならないこととされており、全国の地方出入国在留管理官において、申請の受付及び在留カードの交付を行っています。   | 出入国管理及び難民認定法第61条の9の3第1項第3号   | 対応不可  | 出入国管理及び難民認定法第61条の9の3第1項第3号において、在留申請及び在留カードの受領については、外国人自らが地方出入国在留管理局へ出頭して行うことが義務付けられています。また、在留申請や在留カードの受領については、受入れ機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うことができる申請等取次制度を定めているほか、これらの者はオンライン申請を行うことも可能となっており、今後、外国人個人がオンライン申請ができるようになる予定です。法務省としては、在留外国人の利便性向上のため、これらの制度の周知と運用の改善に努めています。   |                    |
| 463 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | パスポート発行申請時における戸籍謄本提出の廃止 | パスポート発行申請時には戸籍謄本等の提出が求められる。関係省庁で関係情報を直接照会できるような環境を強化し、ワンストップ化を進めてほしい。同時に在外大使館でのパスポート発行においても戸籍謄本の提出が必要(あるいはその場で謄本を取得できる)なよう取り計らいをお願いしたい。 | 提案を実現する過程において在外邦人の情報連携等が進み、コロナ禍等緊急時に効果があると考えます。また現状、在外邦人は現状、出国時にマイナンバーの枠組みから外れることになっているが、様々な制度とマイナンバーを結びつける動きがある昨今、一元化によって実現が用意になると期待している。   | 個人   | 内閣府<br>法務省<br>外務省 | 旅券は渡航者の国籍及び身元を証明する文書であり、戸籍謄本は、申請者の国籍保持及び身元確認のために不可欠な文書です。   | 旅券法第3条等  | 検討に着手 | 戸籍謄抄本は旅券(パスポート)の発給に当たり不可欠な文書ですが、令和4年度中に旅券のオンラインによる申請を可能とし、令和5年度以降に整備が予定されている法務省から発行される戸籍電子証明書を利用する仕組みを利用することによって、令和6年度から戸籍謄抄本原本の提出を省略することを検討します。  |                    |
| 464 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月14日 | 介護保険申請関係書類の統一およびデジタル化   | 介護保険関係の各役所への書類提出を電子申請が可能にして欲しい。そのために全国統一の書式にして欲しいこと、および併存する添付書類の種類を統一してほしい。   | 住所地利例という制度を利用しているサービス付き高齢者向け住宅に付随する居宅ケアマネジャーをしております。現状として、各市区町村ごとに「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」「介護保険要介護認定・要介護更新認定申請書」「情報開示請求」等のフォーマットや添付書類が違うため、毎回各市区町村ごとに用紙を市役所のサイトからダウンロードし、サイト毎に必要な書類をサイトで確認して提出しております。それも、実は利用者との契約書も一緒に提出しないといけないと後で言われたりすることや、ある市では申請書1枚で大丈夫でも、別の市では返信用封筒を切手を貼って出さなければならないが、他の区では郵便小切手を用意しないといけないなど、手続きに統一性が無く煩雑すぎます。上記を個別に調べているのはとても効率が悪いので、提出物のフォーマットを全国統一にし、提出する添付書類も同じにした上で、Web上でも申請が出来るようにして欲しいです。ケアマネジャーの資格証も全国統一にした上で電子化するなどで、介護支援専門員番号等入力すればデジタル申請が出来るようになるのはいかがでしょうか。ケアマネジャーのなり手が減っている中で高齢者はどんどん増えていきます。介護分野で率先してデジタル化、効率化を図っていただければ、介護難民がどんどん増え、介護の手が遅れば遅れるほど気づいた時には介護度が上がり、ひいては国や地方の財政を圧迫していく懸念が高まります。ぜひとも優先して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い致します。 | 個人   | 厚生労働省             | 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書については、要介護認定の申請時に、若しくは居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに市町村へ提出する必要があります。また、介護保険要介護認定・要介護更新認定申請書については、要介護認定等を受けようとする被保険者は申請書を記載し、被保険者証を添付して市町村に申請する必要があります。ただし、これらの書類については、現時点でも「介護ワンストップサービス」の活用により、ご本人や代理人の方が行う要介護認定申請等のオンラインでの実施を可能としている自治体もあります。また、介護支援専門員証については、介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じて適切な介護サービスが利用できるよう、市町村、サービス提供事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして、その業務を行うに当たり、都道府県知事に対し、交付を申請する必要がある資格です。 | (ケアマネ資格証)<br>介護支援専門員証<br>の交付等(介護保険法六十九条の七)、<br>介護支援専門員証の交付の申請等(介護保険法施行規則百十三条の二〇、二一、二二) | 検討を予定 | 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書や介護保険要介護認定・要介護更新認定申請書については、地方公共団体情報システム標準化の取組みにおいて策定している介護保険システム標準仕様書において、自治体等からの意見も参考にしながら横断レイアウトの標準を定めており、目標時期である令和7年度末まで、各市区町村において、標準仕様システムに移行することにより、標準仕様システムから出力される申請書等の様式の標準化も進むことを想定しています。また、ケアマネジャーの資格も含めた国家資格等のデジタル化の推進については、マイナンバーを利用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指しております。国家資格等のデジタル化については、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、デジタル化を開始する方向で検討をすすめているところです。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                            | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁          | 所管省庁の検討結果   |  |       |   | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---------------------------------|--|--|------|---------------|---|--|-------|---|--------------------|
|     |             |           |                                 |  |  |      |               | 制度の現状   | 該当法令等                                  | 対応の分類 | 対応の概要   |                    |
| 465 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 医療機関受診・オンライン医療における事前情報デジタル登録の推進 | 日本において医療機関受診・オンライン医療における事前情報デジタル登録の取組みが遅れています。<br>事前に情報を登録していないために<br>1) 無駄の多い診療に繋がっている。<br>2) 待ち時間が長くなっている。<br>と考えられます。<br>事前情報デジタル登録を推進することで<br>1) 医療現場の生産性がある<br>2) 待ち時間が短縮される。<br>3) 医師とのコミュニケーションが密になる。<br>4) データが蓄積されて利活用が可能になる。<br>さまざまなメリットが考えられます。<br>シンプルな設計をして備考欄を設けることで利活用の自由度が高まると考えられます。 | 日本において医療機関受診・オンライン医療における事前情報デジタル登録の取組みが遅れています。<br>事前に情報を登録していないために<br>1) 無駄の多い診療に繋がっている。<br>2) 待ち時間が長くなっている。<br>と考えられます。<br>事前情報デジタル登録を推進することで<br>1) 医療現場の生産性がある<br>2) 待ち時間が短縮される。<br>3) 医師とのコミュニケーションが密になる。<br>4) データが蓄積されて利活用が可能になる。<br>さまざまなメリットが考えられます。<br>シンプルな設計をして備考欄を設けることで利活用の自由度が高まると考えられます。 | 個人   | 厚生労働省         | 厚生労働省では、令和3年3月から稼働予定のオンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。   | なし                                     | 対応    | 令和3年3月から特定健診情報を、令和3年10月からしせつに基づく薬剤情報を、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させる予定で、さらに、確認出来る情報を拡大し、しせつに基づく手術等の情報を確認出来る仕組みを、令和4年夏を目途に稼働させることを目指しています。   |                    |
| 466 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | スキャナ保存の規制緩和                     | 電子帳簿等保存制度のスキャナ保存の要件の一つである相互関連性の確保(帳簿)を無くしていただきたい。  | 帳簿の作成を税理士事務所などの外部に委託している零細企業が導入するにはハードルが高い。<br>上記データ(外部委託)とスキャンデータ(自社)を紐付ける作業が困難(会計事務所と同等のシステムを導入するにはコストが高すぎる)である。委託している、税理士事務所も人材不足で紐付け作業をする事ができない。<br>零細企業の場合は、日付・金額・名称の組合せで検索できる場合は、相互関連性の確保(帳簿)の要件をなくしていただきたい。<br>零細企業の書類保存のデジタル化が推進できるはず。税務調査も書類を探す時間が短縮されスムーズに行える。                               | 個人   | 財務省           | 国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたときは、相互関連性等の所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存(以下「スキャナ保存制度」といいます。)が可能となっています。   | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等 | その他   | スキャナ保存制度における相互関連性の要件については、帳簿がどの書類に基づいて作成されているのか確認するために必要とされているものとなります。<br>なお、小規模・個人事業主の方向けの比較的安価な市販会計ソフトにもスキャナ保存制度に対応したものがあると承知しているほか、帳簿に何らかの番号等を付すことができなくとも、他の書類を確認すること等によって帳簿に何らかの番号等が確認でき、かつ、関連する書類を確認できる場合には相互関連性の要件が満たされているものと取り扱われているところであり、事業者の規模や記帳方法に応じた対応方法を選択可能としています。 |                    |
| 467 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 新型コロナウイルス感染症報告システムオンライン化        | 新型コロナウイルス感染症報告システム(HER-SYS)は、現在、FAXで運用し詳細は、本日の読売新聞社会面36ページに掲載されています。デジタル庁を開設するのであれば、まずこの件をオンライン化して下さい！！  | FAXは、伝達方法としては、非常に確実性に欠ける方法です。<br>なぜならば<br>1) 相手の既読が確認できない<br>2) 届いても他の書類と混同して紛失の可能性がある 等です。<br>医療従事者の感染状況を報告しやすいオンラインシステムを、すぐに提供して下さい！！<br>デジタル庁の最初の実績にして下さい！！   | 個人   | 内閣官房<br>厚生労働省 | 感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)においては、医療機関等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条の規定に基づく発生届の提出等を、FAXを利用せず、直接システム上で入力することによって行えるようになっており、現在全自治体で利用されています。<br>一方で、医療機関等でのHER-SYSへの入力事務が負担との声があったため、<br>①優先して入力すべき項目の明確化(約120項目→40項目(発生届の項目)を優先して入力)<br>②入力が必要となるケースの見直し(陽性患者及び入院症例の疑似症患者に限定)等の措置を講じてきたところです。<br>さらに、地域の診療所でもHER-SYSを利用できるよう、マニュアル整備や説明会の開催等、現場に寄り添った運用に努めているところです。 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条、第15条等   | 対応    | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項  | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |  |       |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|---|---|---|------|-------|--|--|-------|--|--------------------|
|     |             |           |   |   |   |      |       | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                    |
| 468 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月14日 | 介護タクシーの介護保険適用について                           | 現在、介護タクシーの運賃について介護保険を利用することがほとんどできません。ほとんどの利用者は実費で払っています。これを、ほとんどの利用者が簡単に介護保険を利用できるようにできないでしょうか。ご検討ください。  | 現在では、介護事務所を持っている介護タクシーしか介護保険を利用することができません。そこで、他の介護保険を利用できるように、ケアマネジャーがケアプランを作成しそれに基づき介護保険を利用できるようにできないでしょうか。  | 個人   | 厚生労働省 | 介護保険法の訪問介護における通院等乗降介助とは、要介護者の通院等のために指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うことを指します。移送に係る経費(運賃)は、介護保険の対象外です。 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(令和3年厚生告示第73号)  | 検討不可  | 介護保険制度は、国民がその費用を公平に負担することにより、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練や医療が必要な要介護高齢者等に対して保険給付を行うものであり、介護サービスを提供する事業所は、適切なサービスを提供するために遵守すべき基準(人員・設備・運営)を満たしているかどうかを、地方自治体が確認して指定する仕組みとなっています。この仕組みのなかで、介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所による通院等乗降介助に係る費用については、介護給付が行われています。なお、通院等乗降介助は、通院等の乗車又は降車の介助を評価するものであるため、移送に係る経費(運賃)は保険給付の対象となりません。 |                    |
| 469 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | NHKの受信料の改革(視聴契約をしたチャンネルに応じて受信料を徴収する制度への変更)  | 1. 受信料制度を廃止し、スカパーの様な視聴契約による視聴料制度に変更する。<br>2. NHK総合CH及びNHK総合サブCHについては、その報道内容は国民の知る権利にかかわることを考慮し低額の料金設定とする。<br>3. NHK総合チャンネル及びNHK総合サブチャンネルのみの視聴契約を可能とする。(要するにスカパーと同等のものにするということです。チャンネルごと契約もあれば、地上波限定パックやBS限定パックもあるということです。もちろんNHKの放送全てを視聴したい場合はパーフェクトパックなるものもあります。)<br>4. 視聴契約の無いチャンネルについては、ジャミングにより視聴できないようにする。 | 現在の制度は、電波受信機器(アンテナ)があり、かつテレビがあれば、NHKの番組を視聴するしなにかかわらず受信料を払わなくてはなりません。私の場合、EテレやBS1、BSプレミアムは1か月に1時間視聴するかしないか、全く視聴しない月もあります。NHK総合チャンネル及びNHK総合サブチャンネルの必要性は認めます(災害報道や緊急放送などが、その他のチャンネルの必要性は全く感じられません。他の事業者との公平性も考えれば、簡単な表現で言うところの「NHKのスカパー化」は絶対に必要です。現在は受信料を払わない人に対処するため受信料徴収員が必要ですが、私の提案が実現できれば受信料徴収員は不要となります。補記:NHKのラジオ放送が無料で視聴できることには、なんの異議もありません。 | 個人   | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。  | 放送法第64条第1項   | 対応不可  | 料金を支払う方がのみが公共放送を視聴できることは、公共の福祉のためまわく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものであると考えます。   |                    |
| 470 | 令和2年12月18日  | 令和3年11月4日 | 国内の自動車免許証の英語表記と国際免許証(国外運転免許証)の廃止または更新期間の見直し | 日本の国際免許証(国外運転免許証)は国内の自動車運転免許証の日本語で記載されている記載事項を英語表記に翻訳したければ翻訳証明に過ぎず、一年毎に手数料を払い申請しなければなりません。国内免許証を英語表記に併記すれば、事足り、余白が少なくできないなど言い訳をするかもしれませんがデザイン変更で対応可能と考えます。また有効期間が1年となっているのも根拠が不明であり国内の自動車運転免許証の更新期間に合わせては可能と考えます。   | 現在日本の国際免許証(国外運転免許証)の有効期限は申請・発行から1年となっています。日本の国際免許証は、日本語で記載されている国内の免許証の記載事項を英語表記に翻訳したければ翻訳証明に過ぎず、一年毎に手数料を払い申請しなければなりません。国内免許証が3年または5年更新であるのに対し、一年に一度自動車運転免許センターに足を運ばなければならないのは負担です。国際免許証と違いなお小遣いを与えているのに過ぎず、無駄な行政の最たるものと考え提案させていただきます。   | 個人   | 警察庁   | 我が国で発行する国外運転免許証の有効期間については、道路交通に関する条約に基づき、発給の日から起算して1年間としております。また、国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められております。                   | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条及び第107条の8<br>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14<br>道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)第1条及び附属書10 | 対応不可  | 国外運転免許証の有効期間は、道路交通に関する条約に基づき定められており、英語併記であるか否かにかかわらず、現状では延長は困難です。一方、国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様の様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。英語併記された国内運転免許証が外国で身分証等として通用するか否かは同外国の制度によることとなります。   |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項   | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果  |  |   |  | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|--|---|---|------|------------|--|--|---|--|-------------------|
|     |             |           |  |   |   |      |            | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類   | 対応の概要  |                   |
| 471 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | たばこ税・酒税の手持品課税に係る書面の電子化・振替納税対応                  | たばこ税・酒税の手持品課税の申告が書面のみであり電子化未対応となっています。また、複数の郵送附帯に店舗展開している企業では複数の税務署及び複数の地方自治体に対して提出をしております。これを可能な限り提出先を絞ったうえで電子申告に対応してほしい。また、たばこ税の地方自治体の納付については電子納付が未対応であり銀行持ち込みとなっています。  | 上記の申告について市販及び公的なソフトは存在せず書面提出のみで手作業が多くなっており申告納付に伴って莫大の人件費と銀行手数料を支払っています。コスト削減は企業の利益になり税金の納付原資になります。ぜひとも電子申告・電子納付を開始してほしい。  | 個人   | 総務省<br>財務省 | 手持品課税は、税率が改正される製造たばこ・酒類に対して、税率の改正日午前0時時点で流通段階にある在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置です。   | ・所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則<br>・所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則<br>・地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則<br>・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 | 【総務省】<br>たばこ税の手持品課税の申告については、法令上、製造たばこの貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事及び市町村長に申告書を提出することとされています。<br>また、たばこ税の手持品課税の申告については、納税者の方の事務負担を軽減する観点から、法令上、貯蔵場所等の所在地の所轄税務署長、都道府県知事又は市町村長のいずれかに申告書を提出すればよいこととされています。<br>なお、たばこ税における電子申告及び電子納付については、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。<br><br>【財務省】<br>たばこ税・酒税の手持品課税の申告については、法令上、製造たばこや酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告書を提出することとされています。<br>また、たばこ税の手持品課税の申告については、納税者の方の事務負担を軽減する観点から、法令上、貯蔵場所等の所在地の所轄税務署長、都道府県知事又は市町村長のいずれかに申告書を提出すればよいこととされています。<br>なお、令和3年1月より、たばこ税・酒税の手持品課税の申告についても、国税電子申告・納税システム(e-tax)を利用して申告書を提出することが可能となっています。 |  |                   |
| 472 | 令和2年12月18日  | 令和3年12月2日 | 医薬品卸売販売業の共同保管許可による、物流合理化、ホワイト物流推進、医薬品費抑制、GDP推進 | 医薬品卸売販売業の医薬品の保管(貯蔵)申請につきまして、在庫管理システムや、輸送システムを使用し、卸売販売業の製品毎のトレーサや温度等の管理が出来る物流センターでは複数社による医薬品卸売販売業の共同保管・運送を許可して頂きたいです。現在物流センター(事務所)での保管(貯蔵)申請時に必要となっている保管場所申請を廃止して頂きたいです。共同保管の許可(保管場所申請の廃止)をして頂けますと、保管効率、作業効率(生産性)が上がり製薬企業も物流コストを抑制でき、医薬品費抑制に繋がります。 | 又、卸売販売業社の共同保管の許可(保管場所申請の廃止)がございましたら、卸企業同士も共同保管(共同物流センター化)が可能となり、病院・薬局等への共同配送(共配)も可能になります。<br>現在日本の新薬メーカー、ジェネリックメーカーの多くの出荷先は物量ベースでは大手卸企業の(日本に複数ある)物流センターであり、同一製品が各卸の物流センターにそれぞれ出荷されている為、卸の共同保管が可能となれば、工場から直接共同保管する卸協同物流センターへ納品が可能となります。輸送車両の削減、メーカー物流センターでの作業削減、配送車両の削減が出来、医薬品費の削減、月初物量増加抑制等々に繋がると考えられます。(製品の出荷先を各卸の共同物流センター内振替、又、卸の物流センターの機持等でカバーが出来と考えます。)<br>今は、卸企業の1物流センターが管轄するエリアは広範囲ですが、卸企業の出荷場所が同一拠点となり、管轄するエリアは小範囲に抑えられ、サービスの向上(例えば、緊急出荷時のリードタイム短縮や、便数(朝・昼便・夜便等)の増加等々)、配送の効率化、許今の基文化災害時の早期対応・リカバリー等々のメリットが考えられます。<br>既に日本が直面している高齢化社会の中での医療費抑制(コスト削減)、又、許今の物流業界のドライバー、作業員問題等の課題、ホワイト物流推進、GDP推進、持続可能な成長(SDGs)・・・等々課題が山積している中で、製・販・配が一連となり品がし合う事によりサプライチェーン全体のムダが省け、少しでも課題を解決できるのではないかと考えております。<br>何卒ご検討の程宜しく申し上げます。 | 個人   | 厚生労働省      | 卸売販売業の許可については、各都道府県等により個別の事例に応じてその実状を踏まえつつ行われおりますので、厚生労働省から一概に判断することは困難ですが、卸売販売業者が共同で設置する発送センターについては、当該複数の卸売販売業者の営業所に係る管理者を同一人が兼務することが認められており、卸売販売業者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう適切に医薬品が管理することができる範囲において現行制度下で卸売販売業者が共同で発送センターを設置することは可能です。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条<br>医薬品に関する規制緩和について(平成7年12月28日付薬発第1177号厚生省業務局長通知)  | 事実裏認  | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                   |
| 473 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | 住民票等の郵送請求について                                  | すべての市町村役場において、全国の住民票、戸籍謄本等発行を可能にすれば、国民、市町村役場、郵便局にとって合理的である。   | 1)住民票や戸籍謄本を郵送で請求する場合は、定額小為替によって手数料を納付しているが、これを最寄りの市町村役場で交付するようになれば、郵送の時間節約、定額小為替の購入、収納役場の小為替換金など非効率から国民、市町村役場、郵便局を開放できる。<br>2)定額小為替は50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円、400円、450円、500円、750円、1000円の券種それぞれに発行手数料が100円かかっている。<br>これらは、市町村役場がキャッシュレス納付への対応ができないからであり、キャッシュレス納付も緊急対応すべき課題である。<br>3)一般国民と比して、大量に取得する土業者は、特にこれらに対応しづらいはずであり、これらに郵送請求をやめさせれば窓口業務の大幅軽減が図れるはずである。   | 個人   | 総務省        | 住民基本台帳法第12条の4の規定により、住所市町村以外の市町村においても、本人からの請求であれば、氏名、住所等の記載された住民票の写しを交付(広域交付)することができます。<br>また、多くの地方公共団体において、マイナンバーカードを利用した住民票の写しのコンビニ交付サービスを行っています。   | 住民基本台帳法第12条の4  | 現行制度で対応可能   | コンビニ交付を御利用頂くことで、郵送の手続なく住民票を請求することが可能となります。コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                          | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案<br>主体 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果   |  |            |   | ワーキン<br>グ・グ<br>ループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|-----------|-------------------------------|---|--|----------|------|---|--|------------|---|------------------------------------|
|     |                 |           |                               |   |  |          |      | 制度の現状   | 該当法令等  | 対応の分<br>類  | 対応の概要   |                                    |
| 474 | 令和2年12月18日      | 令和3年11月4日 | 警察署提出書類統一化の件                  | 大型進入許可証などを、所属の警察署に持っていき、許可をいたしたきに行きますが、各警察署で書類の書きも違い、書き方も違い、処理の時間(スピード)も違います。統一していただけないでしょうか。 | 慣れている人はここは遅いから、ここは早いからと出来ませんが、誰でも出来るようにするには統一化しかないと思われれます。   | 個人       | 警察庁  | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第8条第2項に基づき、警察署長は道路標識等により通行を禁止されている道路又はその部分において、道路交通法施行令(昭和35年法令第70号)第6条に定められるやむを得ない理由があると認めれば通行を許可できることになっており、申請書の様式は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第一の三で定められています。<br>なお、やむを得ない理由については各都道府県公安委員会定めるものもあり、申請内容を疎明する添付書類についても各都道府県警察において必要なものを定めているところです。<br>また、通行禁止道路通行許可申請の標準処理期間のモデルとして、各都道府県警察に対し、「5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。」と通知しており、それを踏まえて各都道府県警察において標準処理期間を定めております。  | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第8条第2項<br>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第6条<br>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第5条第2項及び別記様式第一の三 | 現行制度下で対応可能 | 各都道府県警察においては、個別の状況に応じて、審査に必要な書類の提出を求め、標準処理期間内に適切に処理するよう努めているところです。  |                                    |
| 475 | 令和2年12月18日      | 令和3年1月27日 | 地方自治法上の指定代理納付者制度の対象となる歳入種別の撤廃 | 地方自治法施行令第158条第1項各号を削除し、全ての歳入について指定代理納付者制度を利用できるようにする。   | 地方自治法(以下「法」という。)第231条の2に基づく指定代理納付者制度を活用できる歳入の種別が、地方自治法施行令第158条第1項各号で限定列举されています。ところが、法第224条に定める「分担金」は対象外となっており、学童保育料を分担金として取り扱っている地方公共団体では、当該限定列举のために指定代理納付者制度が活用できず、スマホやクレジット・収納等のキャッシュレス決済導入の足枷になっているようです。スマホ等に電線類した学童保育の保護者の方は、大変不便な思いをされていることでしょう。歳入種別がどのようなものであれ、支払いという行為は全く同じです。歳入種別を限定する合理的な根拠はないと考えます。すべての歳入が指定代理者納付制度の対象となれば、更なる住民の利便性の向上や地方公共団体のデジタル化、公金の支払いに係る社会的コストの低減が図られます。 | 個人       | 総務省  | 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者制度とは、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行できる者として指定された第三者が提供するクレジットカード等を納入義務者が地方公共団体に対して提示等することで、当該第三者が納入義務者に代って納付を行うことができる制度であり、対象となる歳入に法令上の制限はありません。<br>これに対して、地方自治法第243条では、公金はその性格から取扱上の責任を明確にし、公正の確保が求められるため、法令に定めがある場合以外地方公共団体が私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じつつ、地方自治法施行令第158条の規定においては、使用料、手数料等同条第1項各号に掲げる歳入について、その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合限り、地方公共団体が私人に委託することにより、地方公共団体に代って私人が当該歳入を徴収又は収納することが認められています。また、他の法律では、国民健康保険法第45条第5項の規定による診療報酬の支払や地方公営企業法第33条の2の規定による地方公営企業の料金の徴収等において地方公共団体が私人等へ委託することが認められています。  | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項、第243条、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、その他個別法令                              | 事実確認       | 制度の現状欄に記載のとおりです。  |                                    |
| 476 | 令和2年12月18日      | 令和3年1月27日 | 無線局関連の電子申請を行った際の書面交付について      | デジタル簡易無線の登録状やアマチュア無線の免許状の電子的交付、または交付手続きの簡素化を検討していただきたい。<br>簡素化について具体的に、返信用封筒の郵送を不要としていただきたい。  | 無線局関連の電子申請を行う際に、登録状などの書面交付を伴う申請については管轄の総合通信局まで申請者が返信用封筒を郵送するか、総合通信局まで直接受け取りに行く必要がある。<br>また、返信用封筒については申請者が審査の進捗を適宜確認し、適切なタイミングで返信用封筒を郵送せよ、という制度となっている。<br>利用者からすれば現状の運用は電子申請のメリットを減していると言わざるを得ず、マイナンバーカードの普及促進や電子政府の推進等、総務省の掲げる各種方策と矛盾しているのではないかと考える。<br>本提案が実現すれば、無線局の登録・免許関連手続きの電子化が促進されることによる書面交付手続きの迅速化、窓口業務の効率化等が図れるのではないかと考える。  | 個人       | 総務省  | 無線免許手続規則第32条により、申請者が免許状等の送付を希望するときは、当該申請者は総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を郵便切手等により納めなければならないと定められております。<br>無線局の電子申請については、申請時に電子証明書が必要な「電波利用 電子申請・届出システム」(以下「電子申請システム」という。)、主に個人が利用するアマチュア無線局に関する電子申請を対象とし、電子証明書を使用しない「電波利用 電子申請・届出システム Lite」(以下「Lite」という。))を提供しております。<br>Liteを利用したアマチュア無線局に係る開設申請及び再免許申請については、免許状の受取に關して、1. 直接窓口(総合通信局等)で受け取る、2. 返信用封筒を送付する、3. 総務省が送付し、受取時に申請者が送料を支払う、(返信用封筒の送付が必要ない、送料受取人払い)の3種類のの方法から申請者が選択できることになっております。<br>従って、上記3. 送料受取人払いを選択することにより、窓口への訪問や封筒を送ること無く、電子申請上で申請が完了する仕組みを提供しております。<br>また、返信用封筒を送付する事を選択した場合には、申請手続が「審査終了」になったタイミングで封筒を送付する必要がありますが、平成31年より審査終了時に電子メールにてお知らせする機能改善を行っておりますので、申請者において、審査の進捗を都度確認する必要はなくなりました。<br>地方、簡易無線局については、Liteでの申請に対応しておらず、電子申請システムを使用する事となりますが、電子申請システムにおいては、上記3. の送料受取人払いや審査終了時の電子メール通知等が行っておりませんので、申請後速やかに返信用封筒を窓口へ送付する等が必要となります。 | 無線局免許手続規則第32条  | 検討を予定      | 「制度の現状」欄に記載のとおり、主に個人が利用するアマチュア無線局に関する電子申請対象としたLiteについては、選択制で返信用封筒の郵送を不要とする簡素化を実施しております。<br>ご提案を踏まえ、主に企業や団体等が利用する簡易無線局等のアマチュア無線局以外について、電子申請システムを利用した場合であっても免許人が希望した場合には送料受取人払いを選択出来るようにする等により、電子申請にて申請が完了する仕組みの構築について、費用対効果を含め検討をさせて頂ければと思います。 |                                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項              | 提案の具体的な内容  | 提案理由 | 提案主体  | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |                   |   |       | ワーキンググループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-------------------|--|------|-------|---|--|-------------------|---|-------|-------------------|
|     |             |           |                   |  |      |       |   | 制度の現状  | 該当法令等             | 対応の分類   | 対応の概要 |                   |
| 477 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | マイナンバーカードの取得方法見直し | <p>大田区で発行手続きを行ったが、長すぎて諦めたくなった<br/>～以下、現状の流れ<br/>1 区役所での発行手続きに30分<br/>2 発行案内の手紙が約3週間後に届く<br/>3 受取予約を行うシステムにログインしたところ、予約可能日程が、平日の7週間後のみ<br/>4 あまりにも遠いので受付コールセンターに電話<br/>受取場所変更で土日受取も可能なことを知ると、9週間後～</p> <p>正直なところ、まだ受け取ってない。<br/>現状の問題点として、<br/>交付までが長すぎて、諦める。忘れる。<br/>マイナンバーカード普及のためにマイナポイントまで準備しているのに、数字ポイントのために、個人的なコストが大きすぎる<br/>～一番の問題点は、区市町村が縦割りで行っていて 各区市町村の予算や能力に任せられていることにあると思う<br/>各都道府県数か所にまとめて、かつ即日発行できることにより、その日1日は、マイナンバーカード取得のためにつぶれてしまうかもしれないが、大田区例により、手続きから発行までの個人コストを軽減することが、発行意欲は向上可能と思われる<br/>また、各区市町村で別々に行っていた業務を都道府県で集約することで、賃貸コストや担当者のコストが下がり、さらに担当者の専門知識向上や運営能力向上等で円滑化が進む。<br/>国が一人あたりの発行コストを指示して、都道府県で各市町村予算から徴収した金額で、マイナンバーカード発行運営を行えば、円滑かつ平等な対応ができると思われる<br/>※大田区のあまりにも時間がかかる状況からの投稿です。</p> | 個人   | 総務省   | <p>マイナンバーカードは、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、住民基本台帳を管理している市町村が交付しています。<br/>また、マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、各市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。<br/>各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。</p>  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等  | 対応                | <p>マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。</p>  |       |                   |
| 478 | 令和2年12月18日  | 令和3年9月9日  | 有機食品の表示について       | <p>ヨーロッパですでに有機認証され、それを証明できる商品は、日本に輸入して販売する場合、日本でも有機JASを取り直さず販売できるようしてください。</p> <p>ヨーロッパですでに有機認証をされている商品を日本へ輸入して販売する際、日本でも有機JASを取り直す必要はないと思います。<br/>日本で改めてオーガニック認証をとるとそのコストを商品に転嫁しなければならず、消費者にとっても、事業者にとっても良いこととは思えません。<br/>ヨーロッパの有機認証商品として販売可能にすることで、消費者に安心とできるだけコストを抑えて販売が可能になります。</p>  | 個人   | 農林水産省 | <p>我が国においては、現在、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、JAS法に基づき、有機JAS認証制度を構築しており、その認証品に有機と表示することができます。<br/>日本の有機JAS制度のように、EUをはじめとする諸外国においても、「有機」の認証制度を有し、認証が「有機」の名称表示の要件となっています。このため、有機食品として他国に輸出する場合には原則として、輸出国に当該国における有機認証制度の下での有機認証を受ける必要があります。<br/>日EU間においては、政府間で有機農産物及び有機畜産物加工食品については、有機同等性を相互承認しているため、EU加盟国で生産又は製造されたEU認証品については、改めて有機JAS認証を取得しなくても、日本へ有機食品として輸出することができます(注：有機畜産物及び有機畜産物を含む有機加工食品については、現在日EU間で相互承認されていません)。ただし、その際、有機JAS認証を取得している輸入業者が、輸入した有機食品についてEU認証を付与した認証機関が発行する証明書を確認した上で、EU認証品に有機JASマークを貼付し、日本国内で流通することが必要となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第1条及び第63条</li> <li>・日本農林規格等に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)第17条</li> <li>・有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1606号)</li> <li>・有機加工食品の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1606号)</li> <li>・有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1608号)</li> </ul> | <p>現行制度下で対応可能</p> | <p>ヨーロッパですでに有機認証をされている商品(有機農産物及び有機畜産物加工食品)を日本へ輸入して販売する場合、日EU間では有機同等性を相互承認しているため、EU認証品について、改めて日本において有機JAS認証を取得する必要はありません(有機畜産物と有機畜産物を含む有機加工食品については現時点では対象ではありません)。ただし、輸入に際しては、<br/>・輸入業者が有機JAS認証を取得していること<br/>・輸入に当たり、輸入業者がEUの認証機関が発行した証明書を確認すること<br/>・商品に有機JASマークを貼付することが必要となります。</p> |       |                   |
| 479 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | マイナンバーカードの交付方法の拡大 | <p>現在、マイナンバーカードの交付方法は住民票住所地の役所の窓口で受領となっている。交付通知書を受け取ってから平日の日中、あるいは交付通知書を受け取った後に予約した休日に申請した本人が窓口に向いて受け取ることになっている。<br/>会社員であれば、平日の日中に役所の窓口に向くことは無理です。また平日の窓口交付は予約無しなのに、休日の窓口交付はなぜ予約が必要なのか？<br/>郵送、あるいは休日の窓口交付が平日の窓口交付と同じように予約無しなら、自分は直ぐにでも申請したいと思っています。</p>  | 個人   | 総務省   | <p>各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。</p>   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等  | 対応                | <p>マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。</p>  |       |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案<br>主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果  |   |                     |   | ワーキン<br>グ・グ<br>ループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|-----------|---------------------|--|--|----------|-------|--|---|---------------------|---|------------------------------------|
|     |                 |           |                     |  |  |          |       | 制度の現状  | 該当法令等   | 対応の分<br>類           | 対応の概要   |                                    |
| 480 | 令和2年12月18日      | 令和3年1月27日 | GoTo事業 事業者登録の届出について | GoToトラベル事業の地域共通クーポン加盟店の登録における押印手続きの廃止をお願いしたい。                    | 申請をオンライン化してあるが押印が求められる書類がある。その書類については、書類をオンラインでダウンロードし、それにデータを入力。その後プリントアウトして押印し、それを写真またはPDF化してアップロードして申請、という流れになっている。感染症対策で一気にテレワーク化が話題になった際に笑えない笑い話になった形骸的なハンコに執着する話そのものである。求められているのは実印ではなく印鑑証明書も不要であり、なぜ押印が必要なのか？<br>○押印手続きを省略することで全てデータでの作業で完結し、申請そのものおよび申請の受理手続きも短時間で完了し、のべ作業時間の短縮につながる。<br>○写真またはPDFにするために紙に印刷することは、データ化したら数分後すぐに不要となるゴミを作っているも同然であり、紙資源の無駄であり、経費削減およびCO2削減につながる。                              | 個人       | 国土交通省 | なし   | 地域共通クーポン取扱店舗の登録申請に必要な「Go Toトラベル事業参加同意書」において代表者印を求めるところです。団体で代表が取りまとめて登録申請することも可能で、第三者が申請する場合もあり、押印によって本人の同意書への同意の有無を確認担保しております。 | 検討に着手               | 押印の省略のため、様式の変更やHPの改修等の準備中です。  |                                    |
| 481 | 令和2年12月18日      | 令和3年7月20日 | 「危険物又は有害物事前連絡表」について | 港湾貨物運送事業労働災害防止協会が定める様式「危険物又は有害物事前連絡表」の申請を現状の用紙申告からシステム化に移行して欲しい。 | 厚生労働省所管の特別民間法人である港湾貨物運送事業労働災害防止協会が制定した港湾貨物運送事業労働災害防止規程の第292条において、「協会は、荷主、船主、元請事業者等に対し、荷役される荷が危険物又は有害物であるときは、その種類、性状、数量、荷姿、取扱い上の注意事項等を、協会が定める様式「危険物又は有害物事前連絡表」により、荷役作業を行う日の3日前までに通報するよう要請しなければならない」とされ、現在申請は用紙ベースで、担当者が押印いただくために、協会に持ち込んでいます。貨物の通関申請に関してはすでにシステム化が行われているのになぜ本申請はシステム化されないのでしょうか。押印のための人手が必要でなくれば、申請者側の負担が減り、現状かかっている移動時間もなくなるため、その分の労力を別の業務に活かすことも可能です。システム化、ハンコをなくすという指針を出されているのであれば、本件は検討に値すると思います。 | 個人       | 厚生労働省 | 危険物又は有害物の荷による労働災害を防止するため、港湾貨物運送事業労働災害防止協会の策定した港湾貨物運送事業労働災害防止規程に基づき、「危険物又は有害物事前連絡表」(紙面)を、荷主より港湾防災協会の各総支部等の窓口に来所の上、提出していただいています。   | 労働災害防止団体<br>法第37条<br>港湾貨物運送事業<br>労働災害防止規程<br>第292条  | 対応(システム化については検討を予定) | 荷主等の皆様の利便性の向上を図るため、メールやファクスでの受付も可能とする対応を4月1日から行っています。<br>なお、「危険物又は有害物事前連絡表」のシステム化については、受付体制、必要経費や通関等のシステムとの関係も踏まえ、今後、検討することを予定しています。  |                                    |
| 482 | 令和2年12月18日      | 令和3年6月16日 | 非正規の5年任期の撤廃について     | 非正規の5年任期の撤廃をほしい。   | 私の勤めている会社の事務職員の半数近くが非正規職員となってきた。今現在、多くの非正規職員はとも優秀で、安価な給与で会社のために貢献していただいている。雇用期間5年を超えると正規採用しなくてはならないため、5年で解雇しているが現状です。多くの非正規職員は正規採用を望んでいない人が多く、この優秀な人材を引継ぎ採用したい。雇用期間5年を超えても引継ぎ非正規職員で採用できるような制度の見直しをお願いしたい。多くの国民を救うことになるのではないかと考える。  | 個人       | 厚生労働省 | 労働契約法第18条において、同一の使用主との間で締結された二以上の有期労働契約の通算契約期間が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労働者が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は、当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。<br>また、同条においては、無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることと規定されています。 | 労働契約法第18条   | 対応不可                | 労働契約法第18条の規定による無期転換ルール(以下、単に「無期転換ルール」と言います)においては、有期労働契約が回復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い実態となっている労働者が多い等の指摘があったことをふまえ、こうした有期労働契約の濫用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。<br>厚生労働省としては、無期転換によって、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、メリットについても十分にご理解いただいた上で、雇止めをずる実態上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただきたいと思います。<br>なお、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えられ、労働契約法第19条に基づき、そのような雇止めが認められない場合があることにも留意ください。<br>また、無期転換ルールによる無期転換は労働者からの申込みがあった場合に可能となるものであり、通算契約期間が5年を超えたからといって直ちに無期転換するものではないこと。また、無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることにご留意ください。 |                                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                                 | 提案事項                       | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |  |  | ワーキング・グループにおける処理方針   |  |
|-----|-------------|--|----------------------------|---|--|------|--------------|---|---|--|--|--|--|
|     |             |  |                            |   |  |      |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類                                    | 対応の概要  |  |  |
| 483 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | 官公庁・学校宛請求書の登録印押印廃止およびデジタル化 | 以前勤務していた会社では、官公庁や学校法人(特に国立)から業務を請け負うことがありましたが、その代金の請求書には代表取締役の登録印を押印することが求められていました。通常発行する請求書は角印登録印ではないを経理部長などの責任で押すのが一般的で、最近は電子帳簿化に伴いPDF送付で済むケースも増えています。代表取締役の登録印は契約書などの重要書類のためのもので社内手続に手回しと納期がかり、少額の請求書に全て押すのはとても非効率です。デジタル化が無理なら、せめて日常請求書に使うハンコで良しとしていただく良いと思います。 | 日本全国の事務手続きの効率化のため、証憑類が確かなものである証はデジタル署名などで補えるものと思います。   | 個人   | 財務省<br>文部科学省 | 【財務省】<br>官公庁への代金の請求方法(請求書への押印の要否、使用する印の種類等)については、会計法令上定められていません。<br><br>【文部科学省】<br>企業から学校に対して提出される書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。   | なし  | 【財務省】<br>現行制度下で対応可能<br><br>【文部科学省】<br>対応 | 【財務省】<br>官公庁への代金の請求方法(請求書への押印の要否、使用する印の種類等)については、会計法令上定められていません。そのため、請求書への押印の省略や電子化も各府省の判断で可能となっております。<br><br>【文部科学省】<br>学校における書面・押印手続の見直しについては、義務教育諸学校等に対して、各学校や地域における実情を踏まえつつデジタル化に向けた取組を進めていただくよう周知したところです。<br>また、国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。 |  |  |
| 484 | 令和2年12月18日  | 【総務省】<br>令和5年4月26日<br>【法務省】<br>令和3年1月27日 | マイナンバーのコンビニ利用サービスの全自治体義務化  | マイナンバーを使ったコンビニでのサービスが自治体によって異なり、ほんのり地域によって不利益特差が生じているので、どこに赴んでも使えるようにしてほしい。住民票や戸籍簿本発行など。  | 私が住んでいる自治体で、マイナンバーを使ったコンビニサービス(住民票発行)が使えない。隣の自治体では利用可。地首長が使えらるよう条例提案したが、議会が何のメリットがあるのか。わざわざ条例が必要か?と拒否している。議会の拒否理由は、窓口職員削減につながるからだと言われている。国で、こういう自治体が出ると聞いてほしい。   | 個人   | 総務省<br>法務省   | 【総務省】<br>マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取付することができず。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっております。<br><br>【法務省】<br>コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされています。なお、令和2年12月現在643の市区町村で導入されておりますが、このうち419の市区町村において、本籍地以外でのコンビニ交付が可能となっております。 | 【総務省】<br>なし<br><br>【法務省】<br>戸籍法施行規則第9条の2  | 【総務省】<br>対応不可<br><br>【法務省】<br>現行制度で対応可能  | 【総務省】<br>コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。<br><br>【法務省】<br>制度の現状欄に記載のとおりです。   |  |  |
| 485 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | 非課税証明発行手続きの統一と周知           | 所得のない家族の非課税証明書は、扶養家族手当や健康保険の家族加入の申請に必要ですが、自治体によって、申告受領の条件・申告可能な場所・申告方法・申告後証明書が発行されるまでの期間等対応が異なり、雇用主や健康保険組合から明確な案内がでない状態が続いています。また、役所の窓口の職員も不慣れな場合が多く、申請者が無駄足を運ぶことが多発しています。手続きを統一し周知することで、どここの自治体でもスムーズに交付が受けられるようにしてください。   | 私の妻が仕事を辞め、無収入になったので、被扶養者請求を提出し、扶養手当、健康保険証交付を受けようとしたところ、非課税証明書が必要とのことでした。<br>新宿区役所の出張所では、「本庁に行つて都民税の申請をして非課税であることを証明しないと発行できない」と言われ、本庁に行つたら「課税申告しろ」と言われ、なぜ唯一の所得である金利配当収入は分離課税にしているのにそんなことをしなければいけないのかと食い下がったら、詳しい職員が出て来て、結局は何もなくても発行してもらえることが分かりました。(出張所でもOKのこと)<br>非課税証明書に限っては、多くの自治体で、HPでも何の情報も提供しておらず、初めでもらう人には情報の無い中で申請です。勤め先の健康保険組合に尋ねたところ、自治体によって、申告受領の条件・申告可能な場所・申告方法・申告後証明書が発行されるまでの期間等対応が異なるため、統一された形で組合員に案内も出ます。「役所の指示に従い、…」という案内ならざるを得ないそうです。毎年、私達のように、適切な指示が得られず、無駄足を踏むケースがあるそうです。所得のない家族で非課税証明書を申請する人が年間1000万人いるとして、そのうち数百万人が間違つた指示や情報によって、何らかの影響を受けている可能性があります。改善をお願いします。 | 個人   | 総務省          | 非課税証明書は勤務先や他の行政機関等の各種手続において個人住民税の課税情報を活用する場合に求められるものですが、その発行事務はそれぞれの市町村がこうしたニーズを踏まえ便宜上独自に行っているものであり、地方税法の規定に基づく事務ではありません。<br>なお、これまで利用者負担の決定や給付の支給条件の確認に用いるために非課税証明書等により確認していた事務のうち、マイナンバーを活用した情報提供ネットワークシステムを通じて照会することでそうした証明書の取得が不要となっている事務もあります。   | —   | 事実確認                                     | 制度の現状欄に記載のとおり、非課税証明書の発行事務に対する国の規制はありません。   |  |  |
| 486 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | NHK放送のスクランブル化              | 受信料支払いを行っていない世帯のNHK放送のスクランブル化の促進。   | 受信機があるというだけで視聴していないにも関わらず受信料を支払うのは契約自由の原則に反している。<br>菅総理大臣が押し進められている携帯電話の通話料の値下げも国民にとって大変ありがたい事であるが、携帯電話はあくまで個人が必要である認識し、個人の意思によって契約しておきたいと願うのであれば、携帯SIM等選択肢は他に、NHKは勝手に受信機に映るようし、「視聴できる状態なのだから受信料を払え」と強制的に徴収している。<br>現代のデジタル放送であれば受信料未払い世帯へスクランブル化は容易であり、視聴したい世帯は受信料を支払えば良いだけのことである。<br>公共放送という観点で必要だと主張する方がいるがそうであれば衛星放送で税金として徴収して頂きたい。利権やしらみがあるのは仕方ないことであるが、せめて筋が通った政策をお願いします。  |      | 個人           | 総務省   | 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。 | 放送法第64条第1項                               | 対応不可   | 料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かな良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にまじまないものと考えます。 |  |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への<br>検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                        | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案<br>主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキン<br>グ・グ<br>ループに<br>おける処<br>理方針 |
|-----|-----------------|-----------|-----------------------------|---|--|----------|--------------|---|---|------------|---|------------------------------------|
|     |                 |           |                             |   |  |          |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分<br>類  | 対応の概要   |                                    |
| 487 | 令和2年12月18日      | 令和5年4月26日 | 海外帰国者のマイナンバーカードの再発行が1からはおかし | 海外帰国者のマイナンバーカード再発行の手続きの方法。  | 2年前海外に仕事で赴任した際、マイナンバーカードは失効した。今回帰国し、カードを復活させようとしたら、その手続きは1からやらねばならず、2-3ヶ月かかるという。カードの番号は一生同じで、ソフトの内容をアクティベートするだけなのに、写真も撮り直して1から申請するのは、あまりにもデジタル対応していない。あきれた。デジタル担当が、マイナンバーカードは各省庁に保管されている個人データを取り出す鍵のような物と言っていたが、それなら失効したカードをアクティベートするだけで、1分で復活できるはず。民間の発想からずれている。別件ではあるが、そもそもマイナンバーカードに4つものパスワードを要求すること自体デジタル化から遠のいているし、それを聞いただけでカードを作る動機が薄れる。役人の発想を変えよ！。                        | 個人       | 総務省<br>デジタル庁 | 国外輸出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年5月までに開始することとしております。   | 改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項  | 対応         | 「制度の現状」に記載のとおりです。   |                                    |
| 488 | 令和2年12月18日      | 令和3年1月27日 | 電力の再販規制の見直し                 | 電気自動車の普及を見越して、充電スポットでの充電において、使用電力量に応じた課金体系が取れるように、現行の法律で規制されている部分を見直しを欲しい   | 現在、電気自動車の充電において、料金設定がおかしなことになっている。課金の方法が、最低で1分単位の利用時間によって支払う事になっているが、これが、充電器や車両の性能によって、充電量が大きく(2倍以上)異なってしまう。わかりやすく、ガソリン車に例えると、ガソリンは、1Lでいくらと、金額がきままっているが、これが、ガソリンを入れている間の時間で、課金されてしまう。ガソリンスタンドによって、ガソリンを入れるホースが、太かったり、細かったりして、1分間に入れる量が異なっても、料金は同じ状態となっている。つまり、同じ金額を支払っても、走れる距離が大きく異なってくる。これは、計量法の視点でみたら、矛盾していると思う。電力の再販ができるように、実際に使用した電力量で課金できるようにして、電気自動車普及促進、インフラ整備・環境問題に寄与できる | 個人       | 経済産業省        | 電力量計は計量法第2条第2項第4号に規定される特定計量器であり、同法第16条では、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないもの等を取引又は証明に使用することはできないとされていることから、取引または証明におけるkWhの計量にあたっては、検定に合格した電力量計を使用することが求められます。<br>・現行制度においても、電気自動車の充電について、計量法の検定に合格した特定計量器を設置し、電力量に基づく精算を行うことは可能です。<br>・なお、昨年、電気事業法を改正し、電気自動車の充電器等で計量した電力量を取引に使用することについて、事前に届出を行った上で、計量器の精度や消費者保護の確保等の基準を満たす取引について、計量法に基づく検定等を不要とする制度を創設しました。(令和4年4月に施行予定)<br>・現在、施行に向けその詳細な基準の検討を行っているところです。 | 計量法第16条   | 現行制度下で対応可能 | —   |                                    |
| 489 | 令和2年12月18日      | 令和3年1月27日 | 押印/署名の廃止                    | 自動車の審査等は、道路運送車両法から自動車技術総合機構が審査事務規定に基づき実施している。そこで求められる押印/署名を廃止していただきたい。今回の河野大臣の発言から、国土交通省が定めた自動車の審査等に関する通達においては、押印/署名の廃止がされるものと考えられるが、省庁のみに限定されるものではなく、当該行政事務を行う独立行政法人にも関わると考えるため。 | コロナの影響が収まらない中で、会社に行き押印や署名するために、日数がかかるとのことおよび感染リスクを減らすことに対して、誰も利益をえず、不利益が生えない。また、法令に基づかない押印や署名を現状要求しているものであり、修正すべきものと考えられる。実現に至っては、許認可等取得期間の短縮、事務を行う検査官等の業務の低減を図れるものと考えられる。   | 個人       | 国土交通省        | 独立行政法人自動車技術総合機構が行う自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査の際に提出を求める書面については、自動車技術総合機構が策定し、国土交通大臣に届出をすることとしての「審査事務規程」に基づいて、押印又は署名を求めているものがございました。  | 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条  | 対応         | 「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月17日閣議決定)」を踏まえ、押印や署名について見直しを行い、これらを不要とする審査事務規程の改正を行っており、令和2年12月15日及び25日より施行しております。         |                                    |
| 490 | 令和2年12月18日      | 令和5年4月26日 | マイナンバーカード普及のために             | 現在マイナンバーカード申請後、出来上がったカードを地元の役所へ受け取りに行く仕組みとなっている。受付時間帯が9:00から17:00のみであり、日曜日は受け取り事務は行われていない。多くの国民にとっては不都合である。国が本気でマイナンバーカードを普及したいのであれば、受取事務の目次・時間帯を拡充する必要がある。                       | マイナンバーカード普及には、マイナポイントなどの目の得をちらつかせて普及を図るより、国民の事務手続きの利便性を第一に考えるべきである。  | 個人       | 総務省          | 各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(令和11年法律第13号)第4項等 | 対応         | マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。 |                                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                  | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果   |   |  |                    | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|-----------------------|--|---|------|------------|---|---|--|--------------------|--------------------|
|     |             |           |                       |  |   |      |            | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類  | 対応の概要              |                    |
| 491 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 山林・原野・田畑の国への寄付        | 親から相続した土地が大分県国東市にあります。私は北九州市在住です。相続した土地はほったらかしです。国に寄付したいので、寄付を可能にして、国として土地を有効活用する。また、北海道等のように中国資本等外国資本に買収されて日本の国土がなくなるのを防止する。        | ネットで同様の内容を財務省に質問している人がいます。その回答が「寄付の申出があった場合、土地等については、国有財産法第14条及び同法施行令第9条の規定により、各省各庁が国の行政目的に供するために取得しようとする場合は、財務大臣と協議の上、取得手続をすることとなります。なお、行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト(国民負担)が増大する可能性が考えられるため、これを受け入れておりません。」です。私の土地の所管は農林庁です。また、北海道等のように中国資本等外国資本に買収されて日本の国土がなくなるのを防止する。 | 個人   | 内閣官房財務省    | なし  | 【内閣官房】<br>外国資本による土地買収について、骨太方針2020において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを踏まえ、内閣官房において検討を進めています。<br>【財務省】<br>国の行政目的に供する土地については、その土地を所管する各省各庁が管理することとなるため、行政目的に供するための寄付の受け入れについては、当該各省各庁に個別にご相談いただくこととなります。<br>なお、国の行政目的で使用する予定のない土地については、財務大臣が管理することとなりますが、行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト(国民負担)が増大する可能性等が考えられるため、これを受け入れておりません。 | 【内閣官房】<br>現在、内閣官房において、骨太方針2020を踏まえ、安全保障上重要な土地の利用・管理等の在り方について課題を精査し、検討を進めているところです。<br>【財務省】<br>所有者不明の土地など引き取り手のない不動産に関する問題が顕在化している中、国有財産行政における対応としては、行政目的のない不動産について寄附を受けにくくが考えられます。<br>ただし、寄附を受けた不動産は、普通財産として売却などを行うべきものとなる点に留意する必要があります。国民全体の負担となる管理コストの増大防止や所有者が土地の適切な管理を怠るといったモラルハザードの防止といった点を考慮すれば、寄附を受けることが可能な財産については一定の要件を設ける必要があります。<br>こうした点を踏まえれば、国が普通財産として寄附を受ける財産としては、一定の資産価値があり、管理コストの増大防止の観点から売却等が容易な不動産であるとともに、モラルハザード防止の観点から適切な管理が行われているものである必要があります。<br>具体的には、<br>・相続税の物納の要件を満たすものであって、管理コストの増大が懸念される建物や、処分が容易でない懸念される地区計画等による建築物の敷地面積の最低限度を下回る土地でないなど、売却等の容易性を確保するための追加条件を満たすもの<br>・樹木等の越境がないことや所有権に関する登記を了するなど適切な管理がなされていること<br>・崖上や崖下に所在する場合や事故などの事情により正常な取引が行われない不動産に隣接する場合など周辺環境に問題があるものでないこと<br>などの条件を満たすような土地を寄附の対象とすることが考えられます。<br>いずれにしても、引き取り手のない不動産に関する問題への国有財産行政としての対応については、政府全体の検討と歩調を合わせて検討を進めてまいります。 | ワーキング・グループにおける取組方針 |                    |
| 492 | 令和2年12月18日  | 令和3年4月14日 | マイナンバーカード電子証明書更新はネットで | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は5年であり、更新は役所に行かなくてはならない。役所に行ってやることは、パスワードの入力のみである。マイナンバーカード自体の有効期限は10年で更新手続きはスマホなどネットで可能であるので、電子証明書更新もネットで出来るはず。 | 今日、マイナンバーカードの電子証明書の更新に役所に行った。やることは、パスワードの入力のみである。マイポイントでさえ、スマホで出来るのに、わざわざ役所へ対応するのは、マイナンバー所有者(国民)、対応者(地方自治体職員)の時間などの無駄である。   | 個人   | 総務省        | 行政手続における特定の個人の利用等に關する法律第28条<br>電子署名等に依る地方公共団体情報システム機構の認証業務に關する法律施行規則第13条、第49条 | 対応済み  | マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。<br>なお、来庁負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところです。   | ワーキング・グループにおける取組方針 |                    |
| 493 | 令和2年12月18日  | 令和3年11月4日 | 運転免許証のデジタル化について       | マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。  | 今後、運転免許証がデジタル化されマイナンバーカードと一体化されると全てではないが一部データを共有しなければならないことが想定されます。そこで、マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。決して、縦割りで警察庁と総務省が別々にシステムの構築をすることがないように内閣府の方で監視・調整をお願いします。  | 個人   | 警察庁<br>総務省 | 番号496の回答をご参照ください。   |   |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |                    |
| 494 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 年金の扶養親族等申告書の関係文又はネット化 | 年金の扶養親族等申告書は大多数が前回同様を選択して送付(切手を貼って)である。マイナンバーをリンクしてあるので、ネット化可能のはずである。  | 年金の扶養親族等申告書は毎年ほとんどすべての年金受給者が送付(84円切手を貼って)している。ネット申請も可能であろうし、変更なしなら未送付でも可能であるはずである。民間ならば切つて不要になっているのが当たり前だが、64円*年金受給者は、日本郵政の収入になるのが、目的なのであろうか。   | 個人   | 厚生労働省      | 所得税法第203条の6   | 現行制度下で対応可能  | 制度の現状欄に記載のとおりです。   | ワーキング・グループにおける取組方針 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                 | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 提案主体 | 所管省庁         | 所管省庁の検討結果   |   |               |  | ワーキング・グループにおける取組方針 |
|-----|-------------|-----------|--------------------------------------|---|---|------|--------------|---|---|---------------|--|--------------------|
|     |             |           |                                      |   |   |      |              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類         | 対応の概要  |                    |
| 495 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 公園の電子化と建築確認申請のリンクについて                | 法務省では公園の産権化、電子化を進めていると思いますが、そのスピードが遅すぎて現場の利用にほとんど役に立っていません。また、国土交通省管轄の公園と全くリンクしていないので、他人が勝手に自らの土地であるかのように建築確認申請の利用土地としても行政のチェック機能はありません。<br>提案は、公園の産権化、電子化を進やかに進め、その土地の権利関係と、建築確認申請をリンクさせ、建築確認申請の申請土地と公園の土地を同一化する事です。 | 現状として、公園と建築確認申請の土地の面積が同一でない事が多く、場合によっては建築主が勝手に隣地を自分の土地のように申請しても行政にチェック機能はなく、建物が建った後に実際は容積率や建ぺい率オーバーしている建物がいまだに立てられているという事です。これは、不動産の適法性担保の阻害要因となり、不動産の流通の支障となっています。<br>適法性確認のスピードも遅くなり、経済的なダメージは計り知れません。本来なら30年前には対応できたはずの事項です。日本のGDPの成長が止まっているのは行政の責任が大きいと自覚していただきたいと思います。 | 個人   | 法務省<br>国土交通省 | 現在、全国の法務局・地方法務局においては、都市部の人口集中地区(DID)の地固混乱地域などを中心に、登記所備付地図作成作業を計画的に実施しています。<br>建築基準法第6条第4項において建築主事は、申請に係る建築物の計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したとき、確認済証を交付しなければならないとしています。<br>建築基準法第9条第1項において特定行政庁は、建築基準法令の規定等に違反した建築物又は建築物の敷地に対しては、当該建築物の建築主等に対して、当該建築物の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとしています。  | 不動産登記法第14条第1項<br>建築基準法第6条<br>建築基準法第9条第1項  | 一部、現行制度下で対応可能 | 法務省としては、引き続き、関係機関等と連携し、登記所備付地図の整備に努めてまいります。<br>建築基準法上、建築確認については、申請に係る建築物の計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定等の建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事等の確認を受けるものであり、その敷地の私法上の権利関係については、確認の範囲外です。<br>なお、容積率や建ぺい率に関する建築基準法違反については、その建築物や敷地の実態に応じて、特定行政庁は、是正のための必要な措置を命ずることができます。   |                    |
| 496 | 令和2年12月18日  | 令和3年11月4日 | マイナンバーカードと運転免許証の一体化の推進について           | 警察庁(運転免許関係)と総務省(マイナンバーカード関係)の無駄のないシステム統合へお願いします。  | 警察庁(運転免許関係)と総務省(マイナンバーカード関係)が、それぞれ縦割りで個別に新システムの構築や刷新をすることのないよう内閣府でしっかりと監視、調整していただき、免許関連システムは開発中ならマイナンバーカードとの一体化も視野に入れて新システムを構築してください。決して国民の血税を無駄にすることのないようお願いします。   | 個人   | 警察庁<br>総務省   | マイナンバーカードは運転免許証と一体化されていません。   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条等<br>道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等 | 検討に着手         | 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等をしたいと考えております。システム連携の在り方等については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。  |                    |
| 497 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 市区町村が保育園入園希望者へ要求する就労証明書フォーマットの統一について | 市区町村が保護者経由で記入を求めている就労証明書のフォーマット統一   | 社員数1000名を超える会社で、市区町村から求められる証明書の記入をしています。特に保育園入園書類の一つである就労証明書は件数が非常に多く、市区町村によって開いてる内容はほぼ同じなのに、フォーマットや聞き方が異なるため、非常に面倒で市区町村に何度も問い合わせをし対応をしています。市区町村ごとではなく、県や全国単位で統一できないものなのでしょうか？ そうすれば会社にあらかじめそのフォーマットに対して自動入力できるシステムを構築できます。それにより、企業と役所の手間が省けます。                             | 個人   | 内閣府<br>厚生労働省 | 保育の入所申請の際に同時に行われること多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。<br>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。<br>就労証明書の様式については、平成29年に標準の様式、令和元年に大都市向け標準の様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所からの活用を予定していた自治体を含め、全市町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。<br>押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に必要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。 | 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条                            | 検討に着手         | 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前倒しに、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところ。令和元年8月に公表した大都市向け標準の様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。<br>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「ひたたりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日                                 | 提案事項                 | 提案の具体的な内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁              | 所管省庁の検討結果  |                            |                                |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|--|----------------------|--|--|------|-------------------|--|----------------------------|--------------------------------|---|-------------------|
|     |             |  |                      |  |  |      |                   | 制度の現状  | 該当法令等                      | 対応の分類                          | 対応の概要   |                   |
| 498 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | パスポート申請のオンライン化       | パスポート申請をオンラインで行うようにしてほしい。<br>それと、更新してもパスポート番号が変わらないようにしてほしい。   | 今時、手書きの申請書で申請しなくても、オンラインでできると思います。戸籍謄本などは、マイナンバーを元に、役所間でやり取りできるのでは？<br>番号の件は、特に海外に住むと、銀行やクレジットカードにパスポート番号が登録されているので、パスポート番号が変わると手続きが大変です。在外日本人が一番大切な身分証明書がパスポートです。 | 個人   | 内閣府<br>法務省<br>外務省 | 1 旅券法上、旅券(パスポート)の発給申請に当たっては、申請者が、国内においては旅券事務所に、国外においては領事館に出頭の上、必要書類を提出することを原則としています。<br>2 国際民間航空機関(ICAO)が定める国際基準では、旅券の安全対策のため、旅券は冊子ごとに異なる番号とすることが求められています。   | 1 旅券法第3条等<br>2 なし          | 1 検討に着手<br>2 対応不可              | 1 デジタル・ガバメント実行計画等を踏まえ、令和4年度中にオンラインによる申請を可能とするよう検討しています。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナンバーなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努めます。<br>2 国際民間航空機関(ICAO)が定める国際基準では、旅券の安全対策の面から、旅券は冊子ごとに異なる番号とすることが求められており、国際社会の運用において、我が国が異なる対応を行うことは困難です。 |                   |
| 499 | 令和2年12月18日  | 【総務省】<br>令和5年4月26日<br>【法務省】<br>令和3年1月27日 | コンビニ交付の戸籍証明書の取得について  | マイナンバーカードを使って、コンビニのキオスク端末から戸籍証明書を取得する際に、現住所が本籍地の市町村でなければ、登録し、また後日、コンビニへ行かなければならない。非常に手間で、コンビニ交付の意味が無く、これでは戸籍のコンビニ交付は普及しない。最初の登録を無くしてほしい。また、戸籍は必要でしょうか。無くしてほしいです。 | 戸籍のコンビニ交付が今以上に普及し、システム経費も削減される。  | 個人   | 総務省<br>法務省        | 【総務省】<br>マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。<br>【法務省】<br>戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の帳簿です。 | 【総務省】<br>なし<br>【法務省】<br>なし | 【総務省】<br>対応不可<br>【法務省】<br>対応不可 | 【総務省】<br>コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しているところですが、ご提案の戸籍事務の取扱については、法務省の回答のとおりです。<br>【法務省】<br>制度の現状欄に記載のとおりであるため、御意見には応じかねます。   |                   |
| 500 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日                                | 放課後児童クラブと小学校の一体化について | 放課後児童クラブは、小学校の余裕教室を活用するよう計画されているが、進んでいるとはいえない。なぜなら、小学校に余裕教室はないと言われるからである。  | 目的が異なるからという理由で、放課後児童クラブは厚生労働省、小学校は文部科学省となっているが、場所は小学校敷地内が多く、放課後を補充するものであり、所管が一輪になれば、コスト削減も含め、より効果的に進む。   | 個人   | 文部科学省<br>厚生労働省    | 番号299の回答をご参照ください。  |                            |                                |   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                   | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                         | 所管省庁の検討結果   |   |       |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------------|---|--|------|------------------------------|---|---|-------|--|--------------------|
|     |             |           |                        |   |  |      |                              | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類 | 対応の概要  |                    |
| 501 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | マイナンバーへの各種免許・国家資格との一体化 | 運転免許証については、マイナンバーとの一体化を進められている最中かと思いますが、運転免許証に限らず、すべての国家資格などをマイナンバーと結び付けたい。 | すべての効率化に寄与するため。  | 個人   | デジタル庁<br>総務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者において管理している状況です。   | (マイナンバーの利用及び情報連携について)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項、第19条第8項 | その他   | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めてまいります。   |                    |
| 502 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月14日 | 印鑑登録制度(法人・個人)の廃止       | 法人・個人問わず、印鑑登録制度の廃止を望む。  | 現政府で押印を廃止使用しているが、「印鑑登録」がある以上、確実に発生する「押印する」という作業をなくすことができないため。完全に廃止するためには、まず印鑑登録制度をなくす必要があります。(ただし「本人が認めた」という認証に代わる制度は必要。)  | 個人   | 総務省                          | 印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、「印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を发出しています。   |   | 対応不可  | 現在においても、重要な契約及び商取引における本人確認の手段として印鑑登録が活用されている事例もあると承知しており、こうした行為の確認において印鑑登録証明書を利用するかについては各行為の主体に委ねられている者と承知しています。   |                    |
| 503 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 銀座地区タクシー規制             | 銀座地区で何時でも気にせずにタクシーに乗車出来るようにして下さい  | 銀座地区では、22時~1時まで乗り場に行かなければタクシーに乗車出来ないのです、非常に利便性に欠けています、乗り場には行列が出来ます、特に1号乗り場と言う所です、行列に並んでいると、白タクが声をかけて客を乗せて行きます、タクシーが乗り場外で乗せれば非常に重い処罰を受けます、言わば白タクを推奨する規制です、白タクはヤクザにみかじめ料月五万円を支払っていると、新聞報道に書いてありました、誰が見ても異常な規制です、タクシーが旅客を乗せても誰も被害は無いのです、規制の被害者は旅客です、こんな馬鹿げた規制は即時撤廃すべきです、私は個人タクシーの運転手です、規制は知ってますが脚が悪い旅客を乗せたのを見られただけで、40日以上の営業停止処分が来ます、現場指導では無く見られただけで、被害者は悪いのに、白タクは堂々と犯罪を犯してのに、40日以上営業停止が来ると、家族は養えず自殺まで考えなくてはなりません、旅客の為にないない規制を撤廃して下さい、お願いします。 | 個人   | 警察庁<br>国土交通省                 | 昭和45年の乗車禁止地区の指定当時、銀座地区の深夜時間帯においては、利用者とタクシー運転者との間で運賃交渉が行われ、客選びや行き先選び、乗車拒否等の違法行為が横行し、タクシーのサービスの著しい低下が社会問題となっていたことを踏まえ、悪質行為の予防及び是正を図る観点から、タクシー業務適正化特別措置法第43条に基づき、銀座地区の深夜時間帯(22時~25時)を乗車禁止地区として指定することにより、タクシー乗場以外による乗車を禁止しています。 | タクシー業務適正化特別措置法第43条  | 対応不可  | 乗車禁止地区の緩和については、銀座地区内にタクシー乗場があふれてしまい、利用者や緊急車両を含む自動車の交通が妨げられるおそれがある点・タクシー乗場以外で、乗車拒否によるトラブルが生じるおそれがある点といった、利用者の利便が損なわれ、交通が阻害されるおそれがあることから、現行においては難しいものと考えておりますが、当該規制の運用状況については、引き続き、国土交通省、警察、タクシー事業者、銀座地区の飲食店関係者等との意見交換を通じて、注視してまいります。<br><br>なお、白タク行為につきましては、道路運送法違反であり、運転者が二種免許を有しない、運行管理が行われない、事故時の責任が運転者のみにあることなどから、利用者の安全・安心の観点から問題があります。このため、国土交通省では、このような白タクへの対策について、警察、業界団体等と連携し、取締りを実施するとともに、注意喚起のチラシの作成・配布を行うなど、引き続き、関係者と連携してしっかり対策に取り組んでまいります。 |                    |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                 | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |   |            |   | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|----------------------|--|--|------|-------|---|---|------------|---|-------------------|
|     |             |           |                      |  |  |      |       | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要   |                   |
| 504 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 小中学校における表簿のデジタル化について | 学校においては、様々な表簿を作成し定められた期間保存をする義務があるが、PCで作成したデジタルデータを公の表簿として認め、そのまま保存できるようにしていただきたい。また、そのために、各表簿のデジタルでの規格やテンプレートのようなものを作成し、示してほしい。 | 現在、学校においても校務の効率化を目指し、表簿の作成にPCを活用しようとしている。表簿の中でも、各学級で作成する出席簿、健康診断票、そして指導要録(学級に関する記録・指導に関する記録)については、作成の労力が大きく、PCで作成できるメリットは高い。しかし、これらの表簿はあくまでも紙媒体での作成が基本となっているため、作成したデータを紙に印刷し、押印等を行った上でほじめて表簿として認められる。健康診断票は、児童の身長・体重などを毎年記入しているため、PCで作成した一覧を見ながら再度手書きを行うなど非効率なことも多く、 unnecessaryな労力がかけられていると感じている。さらに、このPCデータは規格が無い為学校ごとに異なっており、予算の少ない学校ではデジタル化自体がなされていなかったりする。各表簿のデジタルでの規格を示し、デジタルデータとして管理・保存ができれば、校務が大きく効率化し、コスト削減や働き方改革の実現に大きく寄与するところである。現在、GIGAスクール構想の一環として、「統合型校務支援システム」の整備が進められている。このタイミングを逃すことなく、迅速なご対応を希望する。 | 個人   | 文部科学省 | 平成24年3月29日付け事務連絡「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方について」、及び平成31年3月29日付け通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」において、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であることをお知らせしているところである。現在、統合型校務支援システムを整備している学校の割合は94.8%です。(令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査/2.3現在) 統合型校務支援システムを整備していない学校では、表簿を手書きしたり、校務支援システム等のソフトウェアを用いて印刷したりしています。また、統合型校務支援システム等を整備している学校(設置者)においては、ほとんどの学校において印刷された表簿を保存していると思われませんが、校長が電子承認を行った上でデジタルデータを保存している学校もあります。 | 学校教育法施行規則   | 現行制度下で対応可能 | 表簿について、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)により帳票の標準化等が進められています。また、設置者の判断により、システムから出力するものを原本としている学校、校長が電子承認した上でデジタルデータを原本として保管している学校があります。校務の効率化に資することができるよう、統合型校務支援システムの整備をより一層推し進めます(「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(地方財政措置)」令和4年度までに100%整備)。 |                   |
| 505 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | 引越し時のマイナンバーカード手続     | 引越し時(役所の転入手続)のマイナンバーカード更新について、代表者が一人窓口になれば、家族全員分のカードの電子証明書更新、その場で出来るようにしてほしい。現状は、配偶者の署名用電子証明書更新は本人でないと出来ず、再度の来庁が必要。              | 区役所での転入手続の際、代表者が家族のマイナンバーカードも持参し、まとめて転居手続を行うとしたところ、家族の署名用電子証明書については、本人でない更新が出来ないとのこと。せっかく一人がまとめて手続しようとしたのに、これでは二度手間になり、マイナンバー制度で世の中を便利にするという政府の方針への産額が大きい。理想はマイナンバーでの引越しワンストップの実現だが、実現までの予定措置としても対応してほしい。国民全員がマイナンバーカードを持つ世の中を目指している以上、転居時更新手続の簡素化は必須事項。河野大臣、平井大臣、総務大臣に跨る案件となるが、是非実現してほしい。   | 個人   | 総務省   | 公的個人認証の電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、政府のガイドライン上、最高位の保証レベルを実現しています。代理人が電子証明書の交付を受けようとする場合、申請者が本人であること及び代理権を有していることを確認するため、照会文書を当該申請者に送付することとしており、代理人は当該照会文書を提出することとされています。   | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第3項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第5条第2項 | 検討を予定      | 「制度の現状」に記載のとおりです。   |                   |
| 506 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | 電子証明書の更新について         | 五年ごとの電子証明書の更新について、カード券面住所と電子証明書の住所が一致していない場合でも更新可能であれば、券面の変更住所記載欄の数を増やすべき。   | 区役所窓口にて、マイナンバーカードの券面住所欄が一杯となり最新住所の記載が出来ていない状態で、五年ごとの電子証明書の更新手続を行うとしたところ、券面と電子証明書の住所が一致していないと更新不可とのこと。念のためマイナンバーコールセンターにも確認したが、住基法省令事項とのことだった。転勤が多い人間は10年で三回以上の引越しはあり得る。このような者には、10年ではなく実質5年でマイナンバーカードの再発行が必要な状況で、個人行政に相当な負担となる。については、券面と電子証明書の住所が不一致であっても更新を認めるか、券面の住所記載欄の増加をお願いしたい。現状、カードの再発行は3ヶ月以上かかることから、確定申告など電子証明書を必要とする手続に間に合わない人も出てくると考えられる。マイナンバーカードが国民全体に普及した際の国民全体の損失を減らすためにも、今のうちに対応しておくべき。   | 個人   | 総務省   | マイナンバーカードは、住民票に記載された氏名、住所、生年月日、性別及びマイナンバーを公証するものであり、対面かつオンラインで確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるものです。そのため、券面の情報が最新の住所等ではないまま手続を行うことは認められません。表面の追加欄については、各自治体において、1つの枠に2行印字するなどの対応を行っているところではあります。   | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第7条  | 対応不可       | 「制度の現状」に記載のとおりです。   |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項             | 提案の具体的内容  | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果  |  |       |  | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|------------------|---|--|------|------------|--|--|-------|--|-------------------|
|     |             |           |                  |   |  |      |            | 制度の現状  | 該当法令等  | 対応の分類 | 対応の概要  |                   |
| 507 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 死亡届の迅速な処理(デジタル化) | 1. 死亡届を役所に届け出したら、すみやかに全国の役所に情報が行き届くシステムを作る。<br>2. 死亡届の届出人のはんこを不要にする。  | 私は葬儀屋ですが、現状は例えば、地方出身で東京在住の人が東京で亡くなり、東京の役所に死亡届を提出し、葬式も終わり、親族が地方に戻り、各種手続きをしようと、地方の役所に出向くと、また死んだことになっていないという事例が多々あります。  | 個人   | 内閣官房総務省法務省 | (1)について<br>本籍地の市町村長は、届書を受領し、又はその送付を受けたときは、受附をした後に、遅滞なく戸籍の記載をしなければなりません(戸籍法施行規則第24条)。また、市町村長が戸籍に関する届書等を受附するに当たっては、その書類が法令に定める要件を具備しているかを審査して、受否を判断することとなりますが、本籍地以外の市町村において届出がされた場合、この審査の後に、本籍地の市町村に届書が送付されることとなります。<br>(2)について<br>届書には、届出する者の署名、押印をしなければならないものとされています(戸籍法第29条)。届出人が印を有しない場合は、署名するだけで足りるとされています(戸籍法施行規則第62条) | 戸籍法第29条<br>戸籍法施行規則第62条   | 対応    | (1)について<br>戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)に基づいて、法務省において新たなシステムを構築した後は、市町村において、他の市町村の戸籍データを参照することができるようになり、戸籍の届出において戸籍証明書への添付が不要となります(改正後の戸籍法第120条の4ほか)。<br>(2)について<br>戸籍法上、押印を要することとされている規定について、押印を要しないこととする改正を行う予定です。   |                   |
| 508 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 派遣法について          | 現在の派遣法では、結果的に3年で契約満了で終了するケースが多く、特にコロナ禍でより失業者を増加させている可能性があります。会社側と派遣社員が合意であれば、同部署での継続を3年にくらぶ可能にしていこう、柔軟な部分を追加すべきと考えます。 | 3年のくりは、30歳以下の派遣社員には有効だと思われていますが、それ以上の年齢では、派遣業者との永続契約も若年対象で審査から免除、結果3年で、契約満了となり、別の派遣社員とたまたま交換されてしまうというケースが現場では多々起こっていると見受けられます。この3年のため、仕事内容変更せずに、契約先部署のみ変更したりなど、会社側にもその負担をかけ、双方が合意であれば、このような法律のために、望んでいないのに、辞めねばならない方々が多いらっしゃいます。予知できぬコロナ禍で、このようなことより多くの失業者を生まないためにも、早急にこの法律に柔軟性を持たせる変更も必要であると考えます。 | 個人   | 厚生労働省      | 労働者派遣法第35条の3は、派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならないとしています。  | 労働者派遣法第35条の3   | 対応不可  | 労働者派遣法第35条の3の趣旨は、労働者派遣が臨時的かつ一時的な就業形態であることから雇用代替を防止すること、労働者が同一の派遣先に固定されることによるキャリアアップの阻害を防止すること、同条の規定は60歳以上の方を除き年齢にかかわらず適用されます。<br>また、上限の3年に達する派遣労働者については、派遣元事業主に対し、派遣先における直接雇用の依頼や新たな派遣先の提供等の雇用安定措置の義務が生じます。派遣元事業主において希望の聴取を適切に実施し、対象の方の希望に応じた措置が講じられるよう、対応してまいります。 |                   |
| 509 | 令和2年12月18日  | 令和5年4月26日 | マイナンバーカードについて    | マイナンバーカード各種有効期限の統一  | WEB申し込みから地方自治体に取りに行くのはまだ許せるが、各種有効期限がバラバラ、パスワードも何個もありそれを覚えている国民がいると思いますか？<br>本気でマイナンバーを使う社会を考えているならもう少し考えて欲しい。  | 個人   | 総務省        | 公的個人認証の電子証明書の有効期間は、暗号技術などの進展も考慮し、安全性・信頼性を維持するため、発行から5回目の誕生日までとしております。そのため、マイナンバーカードの有効期間と異なっているものです。   | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律5条。<br>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条等 | 対応不可  | 「制度の現状」に記載のとおりです。  |                   |

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 番号  | 所管省庁への検討要請日 | 回答取りまとめ日  | 提案事項                                     | 提案の具体的内容   | 提案理由   | 提案主体 | 所管省庁                        | 所管省庁の検討結果   |   |            |  | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----|-------------|-----------|--|--|--|------|-----------------------------|---|---|------------|--|--------------------|
|     |             |           |  |  |  |      |                             | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の分類      | 対応の概要  |                    |
| 510 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 年金の扶養親族等申告書のデジタル化                        | 日本年金機構から送られてくる扶養親族申告書をインターネットで申告可能にする。<br>是非とも〇/L化してください。  | 現在は変更なしでも、送付されてくる用紙に提出日と氏名を記入するだけで送付しなければなりません。<br>切手代も申請者負担です。<br>今後高齢者が益々増加するため日本年金機構の事務処理時間が増加、経費の大幅増になると考えられます。<br>人件費削減、用紙、印刷代金の削減、郵送代金の削減等で相当な効果が期待できます。   | 個人   | 厚生労働省                       | 一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。<br>なお、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無によって所得税率の違いはなくなりましたので、配偶者控除等に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。<br>この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。                                  | 所得税法第203条の6                                       | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                    |
| 511 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 迷惑電子メールの規制について                           | ○迷惑電子メール全般の規制法の制定<br>○迷惑電子メールやセキュリティに対応する窓口の一元管理<br>・プロバイダ接続事業者経由のもの<br>・受信者(個人、法人)直接提供のもの   | ○2年ほど前から迷惑メールを25件ほど受信して非常に不快な思いをしたことがあります。私の場合は、プロバイダーの提供するWebメールの通報機能により、ヘッダー(送信経路記録)情報を提供しました。<br>最近、迷惑メールの対応はどのようになされているのかをネットでいろいろ調べたところ、「広告・宣伝」に限定した法律はありましたが、それ以外の詐欺メールやウイルス拡散メール、標的型メールなどについてはありませんでした。<br>また、自分のプロバイダーの迷惑メールポリシーによりますと「他の事業者や行政機関とも積極的に協働を行っています」とありますので、民間事業者でも企業努力はなされているのだからと思っています。<br>迷惑電子メール全般の規制法の制定及び迷惑電子メールやセキュリティに対応する窓口の一元管理を行うことにより、日本経済の生産性や行政の効率性、社会の利便性を高めることができると考えられます。<br>(迷惑メール・セキュリティ関連法)<br>○サイバーセキュリティ基本法<br>○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律<br>○不正アクセス行為の禁止等に関する法律 | 個人   | 警察庁<br>消費者庁<br>総務省<br>経済産業省 | 広告宣伝メールについては特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制の対象であり、御指摘の「それ以外」のメールについても、個別具体の事例に応じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、刑法等が適用され得るところであり、ご提案の迷惑電子メールについては、適切な規制の対象となっているものと考えます。<br>これらの電子メールについては迷惑メール相談センターやフィッシング対策協議会、都道府県警察等が、その他セキュリティについてはJCERTコーディネーションセンターや情報処理推進機構等が対応窓口を運営しており、これにより、利便性を確保しつつ、専門的な相談に対する適切な対応を実施しております。 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第3条第1項<br>不正アクセス行為の禁止等に関する法律 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。   |                    |
| 512 | 令和2年12月18日  | 令和3年1月27日 | 診療データ(患者のカルテ、諸々の検査結果など)を一括(集中)して管理保管すること | ・診療データはもとより患者のものであることに鑑みて、次のことを実現する。<br>1 診療データを完全に電子化し、日本中の病院等の情報を一括(集中)管理する。<br>診療データとは次のものを想定している。<br>・診察の記録やそれに基づく医師所見の記録。<br>・レントゲン、MRI、CTなどの画像データ(歯形のデータを含む。)<br>・上記のほか、全ての検査結果データ<br>・その他もろもろ | 理由1: 病院をかわる時に、なぜ紹介が必要なのか、その根拠が不透明なので、廃止したい。(紹介状に記載されている内容を見せてもらったことがない。)<br>また、新たに診断する医師が紹介状に書いてあることに影響され、誤診するリスクを無くせる。また、検査のやり直しを無くすことができる。<br>理由2: (死亡者の個人情報の保護上)の規制には詳しくないが、(歯科医院等に保存されている歯形の情報が一括(集中)管理されて、かつ、端末からアクセスできれば身元不明の死体の身元確認にも活用できるのではないかと)  | 個人   | 厚生労働省                       | 厚生労働省では、令和3年3月から稼働予定のオンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。   | なし  | 対応         | 令和3年3月から特定健診情報を、令和3年10月からレセプトに基づく薬剤情報を、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させる予定です。さらに、確認出来る情報を拡大し、レセプトに基づく手術等の情報を確認出来る仕組みを、令和4年夏を目途に稼働させることを目指しています。 |                    |